令和３年６月22日（火）
中央最低賃金審議会終了後
於 厚生労働省 省議室（９階）

第１回目安に関する小委員会

＜ 議 事 次 第 ＞

令和３年度地域別最低賃金額改定の目安について

＜ 資 料 一 覧 ＞

資料No.1　主要統計資料

資料No.2　経済財政運営と改革の基本方針 2021（関係部分抜粋）

資料No.3　成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（関係部分抜粋）

資料No.4　新型コロナウイルス感染症関係資料

資料No.5　今後の予定（案）

参考資料No.1　第１回目安制度の在り方に関する全員協議会における委員からの追加要望資料

参考資料No.2　諸外国の最低賃金の状況・報告書

参考資料No.3　最低賃金に関する先行研究・統計データ等の整理

以上

資料No.1

主 要 統 計 資 料

資料標題

Ⅰ　全国統計資料編

１　主要指標の推移（暦年・四半期・月）

(1)　ＧＤＰ、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率　・・・１

(2)　求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数　・・・２

２　有効求人倍率の推移

(1)　有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月）　・・・３

(2)　年齢別常用求人倍率の推移（暦年、年齢別）　・・・４

３　賃金・労働時間の推移

(1)　賃金

イ　賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月）　・・・５

ロ　パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月）　・・・６

ハ　初任給の上昇額・率の推移（年度、学歴別）　・・・７

(2)　賃金・労働時間

イ　賃金・労働時間指数の推移①［事業所規模30人以上］（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与）　・・・８

賃金・労働時間指数の推移②［事業所規模5～29人］（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与）　・・・９

ロ　一般労働者の賃金･労働時間の推移(暦年、規模別(10人以上･10～99人･5～9人)･所定内給与･所定内労働時間･時間当たり所定内給与)　・・・10

ハ　月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））　・・・11

４　春季賃上げ妥結状況

(1)　春季賃上げ妥結状況（令和３年）（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別））　・・・12

(2)　賃上げ額・率の推移　・・・13

イ　１人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）

ロ　賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和２年）

５　夏季賞与・一時金妥結状況（令和３年）（連合、経団連）　・・・14

６　消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月）　・・・15

７　地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移（年度）　・・・16

８　賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率（暦年）　・・・17

９　地域別最低賃金と賃金水準との関係
(1)　一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））　・・・18
(2)　短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））　・・・19
(3)　毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計事業所規模30人以上）　・・・20

10　企業の業況判断及び収益
(1)　日銀短観による企業の業況判断及び収益
イ　業況判断（ＤＩ）（企業規模別、暦年・四半期）　・・・21
ロ　経常利益増減（企業規模別、年度）　・・・22
ハ　売上高経常利益率（企業規模別、年度）　・・・22
(2)　法人企業統計による企業収益（資本金規模別、年度・四半期）　・・・25
(3)　中小企業景況調査による業況判断（ＤＩ）（産業別、暦年・四半期）　・・・26

11　法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）　・・・28

Ⅱ　都道府県統計資料編
１　各種関連指標（ランク別・都道府県別、１人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者(高卒)の所定内給与額）　・・・30

２　有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）　・・・31

３　失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）　・・・32

４　賃金・労働時間の実情と推移
(1)　賃金
定期給与の推移［事業所規模30人以上］（ランク別・都道府県別、暦年）　・・・33
(2)　労働時間
常用労働者１人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移［調査産業計、事業所規模30人以上］　・・・34
（ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別（暦年））

５　消費者物価指数等の推移
(1)　消費者物価対前年上昇率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・月）　・・・35
(2)　消費者物価地域差指数の推移（ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年）　・・・36

６　労働者数等の推移
(1)　常用労働者数［事業所規模５人以上］（ランク別・都道府県別・暦年）　・・・37
(2)　雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）　・・・38
(3)　就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）　・・・39

Ⅲ　業務統計資料編
１　地域別最低賃金改定状況
(1)　令和２年度　地域別最低賃金の審議・決定状況
（ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額（引上げ額・率）・採決状況等）　・・・40
(2)　目安と改定額との関係の推移（ランク別・都道府県別、年度）　・・・41
(3)　効力発生年月日の推移（ランク別・都道府県別、年度）　・・・42
(4)　加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別、年度）　・・・43
(5)　最高額と最低額及び格差の推移（最高額・最低額・格差、年度）　・・・44
(6)　地域別最低賃金引上げ率の推移（ランク別・都道府県別、年度）　・・・45

２　最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果
(1)　監督指導結果の推移（暦年、法違反の状況・法違反事業所の認識状況等）　・・・46
(2)　業種別法違反の状況（令和３年　全国計）
（業種別、地域別・特定最低賃金適用事業場別）　・・・47

Ⅰ　全国統計資料編

1　主要指標の推移（1）GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	ＧＤＰ（国内総生産）					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数（※）（月平均）		完全失業率（※）
	名目	前期比	前期比年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	（億円）	（%）	（%）	（億円）	（%）	(27年=100)	（%）	(27年=100)	（%）	（件）	（%）	（万人）	（万人）	（%）
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	－	5,108,416	0.0	98.9	△ 2.8	94.8	△ 4.2	12,734	△ 4.4	〈302〉	〈△32〉	〈4.6〉
24 年	5,004,747	0.6	－	5,178,644	1.4	99.6	0.6	96.8	2.1	12,124	△ 4.7	285	△ 17	4.3
25 年	5,087,006	1.6	－	5,282,481	2.0	99.2	△ 0.8	98.6	1.9	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
26 年	5,188,110	2.0	－	5,298,128	0.3	101.2	2.0	102.8	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
27 年	5,380,323	3.7	－	5,380,812	1.6	100.0	△ 1.2	100.0	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
28 年	5,443,646	1.2	－	5,421,374	0.8	100.0	0.0	98.5	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
29 年	5,530,730	1.6	－	5,512,200	1.7	103.1	3.1	102.3	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
30 年	5,561,896	0.6	－	5,543,005	0.6	104.2	1.1	103.1	0.8	8,235	△ 2.0	166	△ 24	2.4
令和元 年	5,598,267	0.7	－	5,543,741	0.0	101.1	△ 3.0	99.9	△ 3.1	8,383	1.8	162	△ 4	2.4
2 年	5,386,091	△ 3.8	－	5,285,238	△ 4.7	90.6	△ 10.4	87.1	△ 12.8	7,773	△ 7.3	191	29	2.8
平成 31 年 １～３月	5,593,990	0.7	2.7	5,562,791	0.4	102.8	△ 2.1	101.6	△ 3.0	1,916	△ 6.1	165	△ 1	2.4
令和 元 年 ４～６月	5,610,390	0.3	1.2	5,569,155	0.1	102.8	0.0	102.1	0.5	2,074	△ 1.6	168	△ 1	2.4
７～９月	5,627,787	0.3	1.2	5,576,237	0.1	101.7	△ 1.1	100.2	△ 1.9	2,182	8.2	161	△ 7	2.3
10～12月	5,561,975	△ 1.2	△ 4.6	5,469,995	△ 1.9	98.0	△ 3.6	95.6	△ 4.6	2,211	6.8	153	△ 10	2.2
令和 2 年 １～３月	5,531,264	△ 0.6	△ 2.2	5,442,312	△ 0.5	98.0	0.0	94.6	△ 1.0	2,164	12.9	165	0	2.4
４～６月	5,101,130	△ 7.8	△ 27.7	5,002,323	△ 8.1	81.5	△ 16.8	75.3	△ 20.4	1,837	△ 11.4	194	26	2.8
７～９月	5,384,371	5.6	24.1	5,266,972	5.3	88.8	9.0	85.1	13.0	2,021	△ 7.4	204	43	3.0
10～12月	5,515,762	2.4	10.1	5,415,121	2.8	93.9	5.7	92.6	8.8	1,751	△ 20.8	201	48	2.9
3 年 １～３月	5,444,002	△ 1.3	△ 5.1	5,360,897	△ 1.0	96.6	2.9	95.6	3.2	1,554	△ 28.2	193	28	2.8
令和 3 年 1月	－	－	－	－	－	96.9	3.1	95.7	3.2	474	△ 38.7	203	△ 7	2.9
2月	－	－	－	－	－	95.6	△ 1.3	93.0	△ 2.8	446	△ 31.5	203	0	2.9
3月	－	－	－	－	－	97.2	1.7	98.2	5.6	634	△ 14.3	180	△ 23	2.6
4月	－	－	－	－	－	100.0	2.9	99.3	1.1	477	△ 35.8	194	14	2.8
5月	－	－	－	－	－					472	50.3			
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

（注）国民経済計算及び鉱工業生産指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及び前期（月、四半期）比である。

なお、平成24年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数より推計した値である。

（※）完全失業者数及び完全失業率の〈括弧内〉の数値は補完的に推計した値（2015年国勢調査基準）である。

1　主要指標の推移（2）求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
							調査産業計					製造業				
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	（倍）	（倍）	(27年=100)	（%）	(27年=100)	（%）	(27年=100)	（%）	(27年=100)	（%）	（%）	(27年=100)	（%）	(27年=100)	（%）	（%）
平成 23 年	1.05	0.65	95.4	△ 0.3	98.8	1.4	99.9	0.3	104.7	0.5	23.41	98.8	2.2	103.6	2.4	11.17
24 年	1.28	0.80	95.4	0.0	98.0	△ 0.8	98.9	△ 1.0	103.7	△ 1.0	24.10	98.1	△ 0.7	102.8	△ 0.8	10.08
25 年	1.46	0.93	95.8	0.5	99.2	1.2	98.9	△ 0.1	103.1	△ 0.6	24.37	98.0	△ 0.1	102.2	△ 0.6	10.30
26 年	1.66	1.09	99.0	3.3	102.4	3.2	100.0	1.1	101.0	△ 2.2	24.50	99.8	1.9	100.8	△ 1.5	10.40
27 年	1.80	1.20	100.0	1.0	100.0	△ 2.3	100.0	0.1	100.0	△ 0.9	25.40	100.0	0.2	100.0	△ 0.7	11.52
28 年	2.04	1.36	99.9	△ 0.1	96.5	△ 3.5	101.2	1.1	101.3	1.3	25.22	100.7	0.8	100.8	0.9	11.32
29 年	2.24	1.50	100.5	0.6	98.7	2.3	101.7	0.5	101.2	△ 0.1	25.09	102.0	1.3	101.5	0.7	10.78
30 年	2.39	1.61	101.7	1.2	101.3	2.6	102.9	1.2	101.2	0.0	25.09	103.5	1.5	101.8	0.3	10.16
令和 元 年	2.42	1.60	102.3	0.6	101.5	0.2	102.7	△ 0.2	100.4	△ 0.8	25.59	103.7	0.2	101.4	△ 0.4	10.27
2 年	1.95	1.18	102.3	0.0	100.3	△ 1.2	101.0	△ 1.7	98.7	△ 1.7	25.28	99.6	△ 4.0	97.4	△ 3.9	10.63
2 年 1～3月	2.18	1.45	102.5	△ 0.3	101.8	△ 0.3	102.5	△ 0.5	99.9	△ 0.6	25.71	102.0	△ 1.8	99.4	△ 1.9	10.82
4～6月	1.80	1.20	102.3	△ 0.3	99.3	△ 2.5	100.7	△ 1.8	98.4	△ 1.5	24.77	99.4	△ 2.5	97.1	△ 2.3	10.42
7～9月	1.83	1.06	102.4	0.2	100.2	0.9	100.7	0.0	98.3	△ 0.1	25.17	99.2	△ 0.2	96.8	△ 0.3	10.53
10～12月	2.00	1.04	101.8	△ 0.6	100.0	△ 0.2	100.7	0.0	99.2	0.9	25.45	100.0	0.8	98.5	1.8	10.73
3 年 1～3月	1.97	1.10	102.1	0.3	101.5	1.5	102.4	1.7	100.3	1.1	25.23	102.8	2.8	100.7	2.2	10.85
令和 3 年 1月	2.03	1.10	102.1	0.7	100.8	0.5	102.1	2.0	100.1	1.2	25.28	102.9	5.8	101.0	5.0	10.91
2月	1.88	1.09	102.1	0.1	101.3	0.5	102.6	0.5	100.6	0.5	25.38	102.3	△ 0.6	100.3	△ 0.7	11.02
3月	1.99	1.10	102.4	0.3	102.3	1.0	102.6	0.0	100.3	△ 0.3	25.04	103.2	0.9	100.9	0.6	10.63
4月	1.82	1.09	101.9	△ 0.5	103.2	0.9	103.7	1.1	101.8	1.5	24.56	103.7	0.5	101.8	0.9	10.44
5月			102.2	0.3	103.9	0.7										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

（注）1　職業安定業務統計、賃金指数の四半期別・月別の数値及び消費者物価指数の月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
2　毎月勤労統計調査は、事業所規模30人以上の結果であり、平成24年以降は再集計された公表値、平成23年以前は時系列比較のための推計値である。毎月勤労統計調査の令和３年４月分の数値は速報値である。
3　求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
4　国内企業物価指数の令和３年５月分の数値は速報値である。

２　有効求人倍率の推移
(1)　有効求人倍率の推移

（単位:倍）

区分＼年		平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	令和3年				
												1月	2月	3月	４月	５月
全国		0.65	0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.10	1.09	1.10	1.09	
	Ａランク	0.67	0.84	1.00	1.19	1.28	1.44	1.52	1.62	1.60	1.13	0.98	1.00	0.98	0.99	
	Ｂランク	0.67	0.78	0.87	1.05	1.17	1.32	1.51	1.63	1.60	1.15	1.07	1.08	1.11	1.14	
	Ｃランク	0.73	0.89	1.00	1.16	1.25	1.42	1.57	1.68	1.69	1.29	1.22	1.21	1.23	1.27	
	Ｄランク	0.61	0.73	0.85	0.97	1.08	1.23	1.38	1.47	1.45	1.16	1.12	1.13	1.16	1.19	

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　各ランクにおける数値は、都道府県ごとの数値の単純平均である。

２　新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

３　各ランクは、各年における適用ランクである。

４　各月の数値は季節調整値である。

(2)　年齢別常用求人倍率の推移

（単位：倍）

区分	年齢計	１９歳 以下	２０～ ２４歳	２５～ ２９歳	３０～ ３４歳	３５～ ３９歳	４０～ ４４歳	４５～ ４９歳	５０～ ５４歳	５５～ ５９歳	６０～ ６４歳	６５歳 以上
平成22年	0.48	2.63	0.54	0.39	0.40	0.38	0.42	0.44	0.48	0.40	0.34	1.05
23年	0.59	3.32	0.70	0.50	0.51	0.46	0.47	0.53	0.59	0.53	0.38	1.15
24年	0.72	4.56	0.90	0.61	0.63	0.57	0.56	0.65	0.72	0.70	0.47	1.11
25年	0.83	5.29	1.04	0.71	0.73	0.67	0.63	0.72	0.82	0.83	0.58	1.07
26年	0.97	6.29	1.23	0.84	0.87	0.82	0.74	0.84	0.96	1.00	0.71	1.05
27年	1.08	7.12	1.38	0.95	0.98	0.93	0.83	0.91	1.03	1.11	0.79	1.04
28年	1.22	8.03	1.60	1.11	1.14	1.10	0.95	0.98	1.15	1.23	0.89	1.07
29年	1.35	8.76	1.81	1.27	1.30	1.27	1.10	1.06	1.25	1.34	0.97	1.06
30年	1.45	9.58	2.02	1.44	1.47	1.43	1.25	1.14	1.31	1.41	1.02	0.96
令和元年	1.45	9.83	2.06	1.47	1.52	1.49	1.32	1.15	1.28	1.39	0.98	0.86

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　新規学卒者、臨時・季節労働者を除き、常用的パートタイムを含んでいる。

２　令和２年４月以降、年齢別常用求人倍率が公表されなくなったため、令和元年までの数値を掲載している。

3　賃金・労働時間の推移

(1)　賃金

イ　賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

（単位：%）

区分＼年		平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	令和３年			
									１月	２月	３月	４月
現金給与総額	30人以上	1.1	0.1	1.1	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	△ 0.7	△ 0.1	0.7	2.2
	500人以上	0.1	△ 0.2	0.5	0.0	4.1	△ 1.1	△ 1.5	0.5	0.2	1.1	3.4
	100～499人	0.4	0.1	0.9	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	△ 0.6	△ 0.7	0.1	0.5
	30～99人	1.1	△ 0.2	1.4	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	△ 2.4	△ 0.6	0.2	2.3
	5～29人	0.0	1.0	0.3	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	△ 1.7	△ 0.3	0.5	1.2
定期給与額	30人以上	0.3 (0.0)	0.5 (0.6)	0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	0.0 (0.4)	△ 0.3 (0.3)	1.1 (1.5)	1.9 (1.3)
	500人以上	△ 0.8 (△ 1.2)	0.0 (△ 0.1)	0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	0.5 (1.0)	0.0 (0.6)	1.7 (2.1)	2.1 (1.0)
	100～499人	△ 0.3 (△ 0.6)	0.4 (0.7)	0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	△ 0.8 (△ 0.4)	△ 1.0 (△ 0.5)	△ 0.1 (0.2)	0.6 (0.1)
	30～99人	0.6 (0.5)	0.5 (0.3)	0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	△ 0.2 (0.2)	△ 0.4 (0.3)	1.1 (1.6)	2.4 (2.1)
	5～29人	△ 0.3 (△ 0.4)	0.4 (0.2)	0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.2 (0.4)	△ 0.3 (0.6)	△ 0.2 (0.4)	1.1 (1.0)

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

２　各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

３　（　）内の数値は所定内給与額についての増減率である。

４　令和３年４月分の数値は速報値である。

ロ　パートタイム労働者比率の推移

（単位：%）

区分＼年		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	令和３年			
											１月	２月	３月	４月
パートタイム労働者比率	30人以上	24.10	24.37	24.50	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.28	25.38	25.04	24.56
	500人以上	15.92	16.30	16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	15.47	15.09	14.70
	100～499人	22.88	23.29	23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.70	24.64	24.39	24.08
	30～99人	28.68	29.12	29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.52	31.73	31.32	30.66
	5～29人	35.41	36.47	36.91	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.21	39.19	39.39	38.99

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

２　令和３年４月分の数値は速報値である。

ハ　初任給の上昇額・率の推移

上段：上昇額（単位：円）下段：上昇率（単位：％）

区分 / 年度	高校卒				高専卒	短大卒	大学卒			大学院
	（事務・技術）			（現業）	（技術）	（事務）	（事務・技術）			（修士）
	一律	差あり					一律	差あり		卒
		基幹職	補助職					基幹職	補助職	
平成23年度	178	52	51	150	161	266	239	86	98	303
	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
24年度	140	161	91	72	91	125	207	232	30	176
	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
25年度	141	187	125	38	153	223	132	461	175	161
	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
26年度	702	569	544	736	842	655	806	601	464	787
	0.4	0.3	0.3	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4
27年度	1239	904	706	1151	1579	1342	1574	1933	1318	1875
	0.8	0.5	0.4	0.7	0.9	0.8	0.8	0.9	0.7	0.9
28年度	824	582	616	748	995	767	880	1263	631	1153
	0.5	0.3	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.6	0.3	0.5
29年度	1093	565	532	834	966	851	1109	1132	745	930
	0.7	0.3	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
30年度	1361	2618	2385	1386	1660	1493	1637	2171	1511	1707
	0.8	1.6	1.5	0.8	0.9	0.8	0.8	1.0	0.8	0.8
令和元年度	1670	1737	1641	1613	1490	1642	1544	1251	1041	1569
	1.0	1.0	1.0	1.0	0.8	0.9	0.7	0.6	0.6	0.7
２年度	1681	1098	1160	1443	1597	1202	1408	1608	1231	1498
	1.0	0.8	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7
３年度	553	100	183	625	692	514	537	443	452	463
	0.3	0.1	0.1	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2

資料出所　労務行政研究所「労政時報」

（注）１　上昇額・率は、それぞれの調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給をもとに算出したものである。
　　２　調査対象は、東証第１部上場企業等である。
　　３　令和３年度は速報値である。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

年・期	指数（平成27年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与 ①	前年比	所定内労働時間 ②	前年比	時間当たり所定内給与 ①／②	前年比	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり所定内給与 ③／④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成25年	99.4	△ 0.9	100.7	△ 1.3	98.7	0.4	266,860	136.9	1,949
26年	99.4	0.0	100.1	△ 0.5	99.3	0.5	268,881	136.3	1,973
27年	100.0	0.6	100.0	△ 0.1	100.0	0.7	265,540	135.8	1,955
28年	100.6	0.6	100.0	0.0	100.6	0.6	267,210	135.8	1,968
29年	101.2	0.6	99.9	△ 0.1	101.3	0.7	268,736	135.7	1,980
30年	101.9	0.7	99.3	△ 0.6	102.6	1.3	270,694	134.9	2,007
令和元年	102.0	0.1	97.2	△ 2.1	104.9	2.2	270,847	132.0	2,052
２年	102.1	0.1	95.5	△ 1.7	106.9	1.8	271,025	129.6	2,091
平成31年１～３月	101.0	0.0	94.6	△ 1.7	106.8	1.7	268,077	128.5	2,086
令和元年４～６月	102.3	0.1	98.1	△ 3.0	104.3	3.1	271,665	133.2	2,040
７～９月	102.2	0.1	97.7	△ 1.3	104.6	1.4	271,484	132.7	2,046
10～12月	102.5	0.1	98.5	△ 2.4	104.1	2.5	272,136	133.8	2,034
２年１～３月	101.4	0.4	94.2	△ 0.4	107.6	0.8	269,293	127.9	2,105
４～６月	102.1	△ 0.2	94.2	△ 4.0	108.4	3.8	271,250	127.9	2,121
７～９月	102.2	0.0	95.6	△ 2.1	106.9	2.1	271,292	129.7	2,092
10～12月	102.5	0.0	97.9	△ 0.6	104.7	0.6	272,270	133.0	2,047
３年１～３月	102.1	0.7	93.6	△ 0.6	109.1	1.3	271,181	127.2	2,132

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

２　事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

３　四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

年・期	指数（平成27年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与 ①	前年比	所定内労働時間 ②	前年比	時間当たり所定内給与 ①／②	前年比	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり所定内給与 ③／④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成25年	100.2	△ 0.7	101.3	△ 1.5	98.9	0.8	207,560	132.0	1,572
26年	99.8	△ 0.4	100.6	△ 0.7	99.2	0.3	206,720	131.1	1,577
27年	100.0	0.2	100.0	△ 0.6	100.0	0.8	207,165	130.3	1,590
28年	100.2	0.2	98.9	△ 1.0	101.3	1.2	207,447	128.9	1,609
29年	100.9	0.7	98.3	△ 0.6	102.6	1.3	208,956	128.2	1,630
30年	100.4	△ 0.5	97.0	△ 1.3	103.5	0.8	207,902	126.4	1,645
令和元年	100.3	△ 0.1	94.7	△ 2.4	105.9	2.3	207,780	123.5	1,682
２年	101.1	0.8	92.8	△ 2.0	108.9	2.8	209,379	120.9	1,732
平成31年１～３月	98.8	△ 0.9	92.2	△ 2.4	107.2	1.5	204,581	120.2	1,702
令和元年４～６月	100.4	△ 0.7	95.4	△ 3.5	105.2	2.8	207,985	124.3	1,673
７～９月	100.9	0.6	95.1	△ 1.7	106.1	2.3	208,958	124.0	1,685
10～12月	101.1	0.7	96.1	△ 1.9	105.2	2.6	209,526	125.3	1,672
２年１～３月	100.0	1.2	91.9	△ 0.3	108.8	1.5	207,151	119.7	1,731
４～６月	101.3	0.9	91.3	△ 4.3	111.0	5.2	209,852	118.9	1,765
７～９月	101.3	0.4	93.1	△ 2.1	108.8	2.5	209,834	121.3	1,730
10～12月	101.7	0.6	94.9	△ 1.2	107.2	1.8	210,663	123.7	1,703
３年１～３月	100.5	0.5	90.1	△ 2.0	111.5	2.5	208,120	117.4	1,773

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

２　事業所規模５～29人、調査産業計の数値である。

３　四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

ロ　一般労働者の賃金・労働時間の推移

年	10人以上				10～99人				５～９人			
	所定内給与 ①	所定内実労働時間 ②	時間当たり所定内給与 ①／②	前年比	所定内給与 ③	所定内実労働時間 ④	時間当たり所定内給与 ③／④	前年比	所定内給与 ⑤	所定内実労働時間 ⑥	時間当たり所定内給与 ⑤／⑥	前年比
	（千円）	（時間）	（円）	（%）	（千円）	（時間）	（円）	（%）	（千円）	（時間）	（円）	（%）
平成23年	296.8	166	1,788	△0.4	257.4	172	1,497	△1.3	253.9	174	1,459	△0.6
24年	297.7	165	1,804	0.9	258.2	172	1,501	0.3	255.5	174	1,468	0.6
25年	295.7	163	1,814	0.5	261.5	170	1,538	2.5	259.9	172	1,511	2.9
26年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
27年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
28年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
29年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
30年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和元年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
２年	307.7	165	1,865	－	278.0	170	1,635	－	282.0	171	1,649	－

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）１　数値は、各年とも６月について調査したものであり、調査産業計である。

２　一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者（平成16年以前はパートタイム労働者）とは、１日の所定労働時間又は１週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

３　前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

４　時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

５　賃金構造基本統計調査は、令和２年調査より集計方法の見直しが行われており、令和２年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ　月間労働時間の動き

年・期	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
平成25年	136.9	△ 1.3	132.0	△ 1.5	12.4	2.7	16.4	4.2	8.0	4.6	10.6	△ 1.8
26年	136.3	△ 0.5	131.1	△ 0.7	12.8	3.9	17.5	6.9	8.5	6.5	11.2	5.4
27年	135.8	△ 0.1	130.3	△ 0.6	12.9	△ 1.0	17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.4	1.9
28年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和元年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
令和3年1月	124.1	△ 1.4	112.8	△ 1.9	11.0	△ 6.8	14.2	△ 4.0	6.7	△ 10.6	7.1	△ 16.5
2月	124.3	△ 2.7	117.7	△ 3.5	11.1	△ 8.3	15.0	△ 5.6	6.9	△ 12.7	8.3	△ 17.0
3月	133.1	2.2	121.6	△ 0.4	12.0	0.9	15.7	△ 0.7	7.5	△ 5.0	8.3	△ 9.8
4月	138.6	4.0	126.8	3.4	12.2	16.2	15.7	17.2	7.6	11.7	8.3	6.4

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）1　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2　常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

3　各年（月）の前年比の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

2　令和3年4月分の数値は速報値である。

4　春季賃上げ妥結状況

(1)　春季賃上げ妥結状況（令和３年）

連合　　第６回 回答集計結果(令和3年6月4日)

	平均賃上げ方式（加重平均）	個別賃金方式（組合数による単純平均）	
		35歳	30歳
1,000人以上	173組合　668,944人 6,044円（6,467円） 2.02%（2.14%）	28組合　90,711人 2,607円（1,056円） 0.76%（0.32%）	26組合　112,803人 370円（785円） 0.13%（0.27%）
300～999人	322組合　174,949人 5,539円（5,620円） 2.06%（2.09%）	48組合　26,746人 1,523円（1,374円） 0.53%（0.48%）	43組合　22,397人 802円（2,288円） 0.33%（0.95%）
100～299人	499組合　91,046人 5,300円（5,350円） 2.05%（2.10%）	72組合　11,852人 768円（1,395円） 0.29%（0.52%）	74組合　12,138人 521円（1,064円） 0.22%（0.45%）
～99人	427組合　22,148人 4,797円（5,278円） 1.99%（2.18%）	83組合　3,874人 883円（850円） 0.36%（0.34%）	94組合　4,359人 739円（1,333円） 0.32%（0.57%）
規模計	1,421組合　957,087人 5,830円（6,188円） 2.03%（2.13%）	231組合　133,183人 1,189円（1,169円） 0.44%（0.43%）	237組合　151,697人 642円（1,340円） 0.27%（0.55%）

（注）1　（　）内の数値は、令和2年6月5日付　第6回回答集計結果。
　　2　平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
　　3　個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。

連合（有期・短時間・契約等労働者）　　第６回 回答集計結果(令和3年6月4日)

			単純平均	加重平均
時給	249組合 592,960人	賃上げ額	18.45円（25.18円）	21.24円（27.16円）
		平均時給	1,035.00円（1029.72円）	1,044.36円（1026.58円）
月給	79組合 18,889人	賃上げ額	3,991円（4,219円）	4,218円（6,339円）
		賃上げ率	1.86%（2.05%）	1.94%（3.03%）

（注）1　（　）内の数値は、令和2年6月5日付　第6回回答集計結果。

経団連（大手企業）第１回集計(令和3年5月28日)

平均賃上げ方式（加重平均）	
主要21業種 大手249社	89社 6,040円（7,297円） 1.82%（2.17%）

（注）1　原則として東証一部上場、従業員数500人以上の企業を対象。
　　2　136社(54.6%)の回答を把握したが、このうち47社は平均金額不明等のため、集計より除外。
　　3　（　）内の数値は、令和2年5月21日付第1回集計結果。

経団連（中小企業）第１回集計(令和3年6月11日)

平均賃上げ方式（加重平均）	
17業種 754社	212社 4,444円（4,471円） 1.72%（1.72%）

（注）1　従業員数500人未満の企業を対象。
　　2　224社(29.7%)から回答を把握したが、このうち12社は平均金額不明等のため、集計より除外。
　　3　了承、妥結を含む。
　　4　（　）の数値は、令和２年6月12日付第1回集計結果。

（２）賃上げ額・率の推移

イ　１人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額（円）		賃金の改定率（%）	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 23 年	3,513	2,762	1.2	1.0
24 年	4,036	3,344	1.4	1.2
25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2 年	4,940	4,250	1.7	1.6

資料出所　厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」
（注）１　１人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、１か月当たりの１人平均所定内賃金の改定額、改定率である。
２　加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ　賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和２年）

（単位：%）

	１人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	１人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(87.6) 100.0	(2.2) 100.0	(10.2) 100.0
企業業績	48.8	81.1	30.6
世間相場	2.9	－	0.4
雇用の維持	8.0	4.5	3.0
労働力の確保・定着	7.8	12.4	1.8
物価の動向	0.5	－	－
労使関係の安定	2.0	－	－
親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向	4.4	－	0.5
前年度の改定の実績	4.6	0.3	0.4
その他	1.5	－	0.2
重視した要素はない	16.1	1.0	4.4
不明	3.3	0.7	58.7

資料出所　厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査特別集計」
（注）（　）内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

５　夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和3年6月4日)

一時金		2021回答			2020回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏季	回答月数	2.26ヶ月			2.28ヶ月	
		1,691組合	1,159,439人	△0.02ヶ月	1,644組合	1,323,428人
	回答額	705,626円			680,033円	
		1,060組合	761,120人	25,593円	1,191組合	742,784人
年間	回答月数	4.63ヶ月			4.83ヶ月	
		1,739組合	1,696,663人	△0.20ヶ月	1,795組合	1,753,341人
	回答額	1,570,257円			1,586,314円	
		933組合	1,017,196人	△16,057円	1,086組合	1,045,145人

注 (1)△はマイナスを表す。以下同じ。
(2)数値は組合員一人当たりの加重平均。
(3)2020年回答の数値は2020年6月5日付　第6回集計結果

経団連第1回集計(令和3年6月　日)

	2021年夏季			2020年夏季		
	社数	妥結額	増減率(%)	社数	妥結額	増減率(%)
総平均	―	―	―	86	925,947	△ 6.00
製造業平均	―	―	―	79	900,960	△ 5.14
非製造業平均	―	―	―	7	1,079,915	△ 9.88

注 (1)　調査対象は原則として東証一部上場の従業員数500人以上。
(2)　2021年夏季の数値は公表前。
(3)　数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
(4)　2020年夏季の数値は、2020年6月17日付第1回集計結果。調査対象は主要21業種・大手257社。
18業種144社(56.0%)で妥結が出ているが、このうち58社は平均額不明などのため集計より除外。
(5)　増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

６　消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分＼年	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	令和３年				
											１月	２月	３月	４月	５月
全国	△ 0.3	0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.1
Ａランク	△ 0.5	0.0	0.4	3.0	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.6	△ 0.1	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.6
Ｂランク	△ 0.3	0.1	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.1
Ｃランク	△ 0.3	△ 0.1	0.4	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.4	△ 0.2	0.0	△ 0.4	0.0
Ｄランク	△ 0.2	0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.3	0.1	△ 0.4	0.2

資料出所　総務省「消費者物価指数」

（注）１　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

２　各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

３　各ランクは、各年における適用ランクである。

７ 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年
地域別最低賃金（円）	７３７	７４９	７６４	７８０	７９８	８２３	８４８	８７４	９０１	９０２
未満率（％）	１．７	２．１	１．９	２．０	１．９	２．７	１．７	１．９	１．６	２．０
影響率（％）	３．４	４．９	７．４	７．３	９．０	１１．１	１１．９	１３．８	１６．３	４．７

資料出所　厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

（注）１　最低賃金額は、全国加重平均である。

２　「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。

３　「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。

４　事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

８　賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

従来の特別集計値　　（単位：％）

	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年
未満率	１．８	１．８	２．０	１．９	１．９	１．５	１．５	１．６	１．９	－
影響率	２．５	２．８	３．６	３．６	４．０	４．５	４．９	５．１	６．０	－

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。

２　「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。

３　賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模１～４人は含まれていない。

４　未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。

５　賃金構造基本統計調査では、令和２年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

令和２年に変更された集計方法に基づく特別集計値　　（単位：％）

	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年
未満率	－	－	－	－	１．７	１．３	１．３	１．３	１．８	２．０
影響率	－	－	－	－	４．０	４．３	４．８	４．８	６．１	２．５

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。

２　平成27年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和２年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

未満率及び影響率のイメージ図

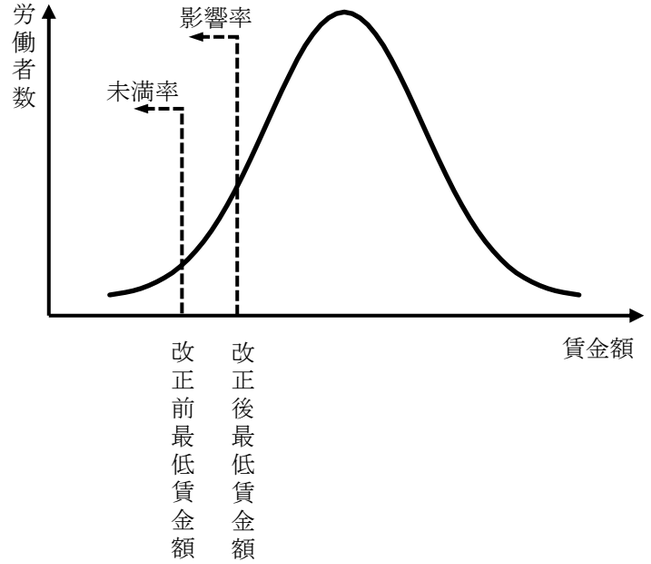

※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

９　地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

項目	地域別最低賃金（全国加重平均額）	一般労働者（男女計）							
		産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
年	時間額 ①	所定内給与（月額） ②	所定内実労働時間 ③	時間当たり所定内給与 ④＝②／③	時間額比 ①／④	所定内給与（月額） ⑤	所定内実労働時間 ⑥	時間当たり所定内給与 ⑦＝⑤／⑥	時間額比 ①／⑦
	（円）	（千円）	（時間）	（円）	（％）	（千円）	（時間）	（円）	（％）
平成23年	737	296.8	166	1,788	41.2	257.4	172	1,497	49.2
24年	749	297.7	165	1,804	41.5	258.2	172	1,501	49.9
25年	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
令和元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
２年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）１　時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

２　賃金構造基本統計調査は、令和２年調査より集計方法の見直しが行われており、令和２年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

９　地域別最低賃金と賃金水準との関係（短時間労働者）

	年	地域別最低賃金（全国加重平均額）	短時間労働者							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
		時間額	所定内給与（時間額）（男女計）	時間額比	所定内給与（時間額）（女性）	時間額比	所定内給与（時間額）（男女計）	時間額比	所定内給与（時間額）（女性）	時間額比
		①	②	①／②	③	①／③	④	①／④	⑤	①／⑤
		（円）	（円）	（％）	（円）	（％）	（円）	（％）	（円）	（％）
見直し前の集計方法	平成23年	737	1,015	72.6	988	74.6	1,024	72.0	988	74.6
	24年	749	1,026	73.0	1,001	74.8	1,038	72.2	1,002	74.8
	25年	764	1,030	74.2	1,007	75.9	1,029	74.2	997	76.6
	26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9
	27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3
	28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
	29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
	30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
	令和元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8
見直し後の集計方法	平成27年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6
	28年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8
	29年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7
	30年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2
	令和元年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1
	２年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）１　時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

２　賃金構造基本統計調査は、令和２年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和２年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成27年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

①　復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

②　短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で１時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれらの者を除外せず集計範囲に含める。

９　地域別最低賃金と賃金水準との関係（毎月勤労統計調査、産業計・事業所規模30人以上）

項目	地域別最低賃金	厚生労働省「毎月勤労統計調査」					
	（全国加重平均額）	産業計・事業所規模３０人以上					
	時間額	所定内給与（月額）	月間出勤日数	所定内労働時間	一日当たり所定内給与	時間当たり所定内給与	時間額比
年	①	②	③	④	②／③	⑤＝②／④	①／⑤
	（円）	（円）	（日）	（時間）	（円）	（円）	（％）
平成25年	764	266,860	18.9	136.9	14,120	1,949	39.2
26年	780	268,881	18.9	136.3	14,227	1,973	39.5
27年	798	265,540	18.8	135.8	14,124	1,955	40.8
28年	823	267,210	18.8	135.8	14,213	1,968	41.8
29年	848	268,736	18.7	135.7	14,371	1,980	42.8
30年	874	270,694	18.6	134.9	14,553	2,007	43.6
令和元年	901	270,847	18.2	132.0	14,885	2,051	43.9
２年	902	271,025	17.9	129.6	15,141	2,091	43.1

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

２　常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

３　一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

10　企業の業況判断及び収益

(1)　日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ　業況判断（ＤＩ）

（「良い」－「悪い」・%ポイント）

		平成30年				平成31年	令和元年			令和２年				令和３年３月	
		３月	６月	９月	12月	３月	６月	９月	12月	３月	６月	９月	12月	最近	先行き
規模計	製造業	18	17	16	16	7	3	-1	-4	-12	-39	-37	-20	-6	-7
	非製造業	15	15	14	15	15	14	14	11	1	-25	-21	-11	-9	-12
大企業	製造業	24	21	19	19	12	7	5	0	-8	-34	-27	-10	5	4
	非製造業	23	24	22	24	21	23	21	20	8	-17	-12	-5	-1	-1
中堅企業	製造業	19	20	15	17	7	5	2	1	-8	-36	-34	-17	-2	-6
	非製造業	21	20	18	17	18	18	18	14	0	-27	-23	-14	-11	-12
中小企業	製造業	15	14	14	14	6	-1	-4	-9	-15	-45	-44	-27	-13	-12
	非製造業	10	8	10	11	12	10	10	7	-1	-26	-22	-12	-11	-16

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）１　調査対象　調査対象企業は下表のとおりである。なお、平成30年３月調査において「平成26年経済センサス‐基礎調査」に基づく調査対象企業の見直しを行っている（前回の見直しは平成27年３月調査）。調査対象企業数は、平成30年３月調査の時点で、10,020である。

	資本金
大企業	10億円以上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

２　業況判断（ＤＩ）

(1)　回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近（回答時点）の状況」および「先行き（３か月後）の状況」について、季節変動を除いた実勢ベースで、３つの選択肢（「１．良い」、「２．さほど良くない」、「３．悪い」）の中から１つを選び回答してもらう。

(2)　３つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス（DiffusionIndex）を算出する。

Ｄ．Ｉ．＝（第１選択肢の回答者数構成百分比）－（第３選択肢の回答者数構成百分比）

ロ　経常利益増減

（前年度比・％）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度（計画）	令和3年度（計画）
規模計	製造業	-0.3	-15.9	-18.6	4.2
	非製造業	0.9	-5.1	-37.7	12.2
大企業	製造業	-0.9	-17.5	-17.5	1.8
	非製造業	-0.1	-7.8	-42.3	5.6
中堅企業	製造業	5.8	-3.1	-19.5	5.4
	非製造業	4.0	-2.8	-32.5	16.9
中小企業	製造業	-1.8	-18.1	-25.5	20.6
	非製造業	1.1	0.7	-30.1	22.9

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）経常利益増減

回答企業の経常損益（損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、年度の実績計数、および計画（予測）計数を回答してもらい、層別に１社当たりの平均値を出した上で、「経済センサス」（総務省・経済産業省）をベースとした層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を、前期値と比較して率を算出する。

ハ　売上高経常利益率

（％）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度（計画）	令和3年度（計画）
規模計	製造業	7.09	6.14	5.44	5.50
	非製造業	5.01	4.78	3.24	3.57
大企業	製造業	8.21	7.00	6.30	6.25
	非製造業	6.53	6.18	3.91	4.06
中堅企業	製造業	5.33	5.22	4.52	4.57
	非製造業	3.88	3.70	2.71	3.08
中小企業	製造業	4.52	3.80	3.10	3.62
	非製造業	3.51	3.53	2.68	3.22

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）売上高経常利益率

回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様の方法により母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

（参考）

（注）1. シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。グラフ右上部にある△は直近の景気の山。以下同じ。
2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記）。以下同じ。

▽業況判断の推移

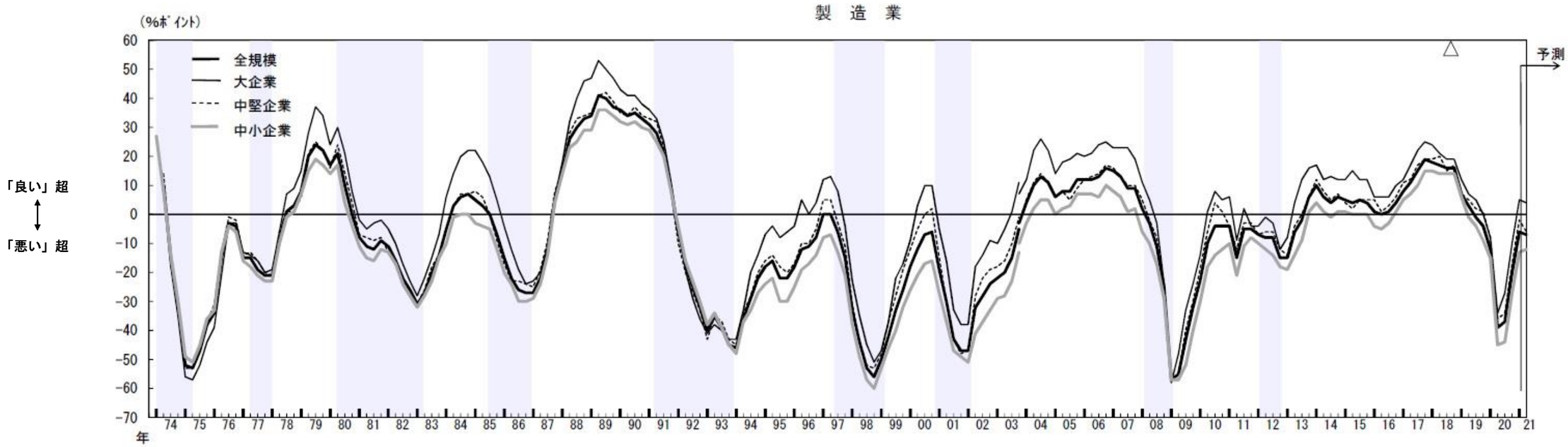

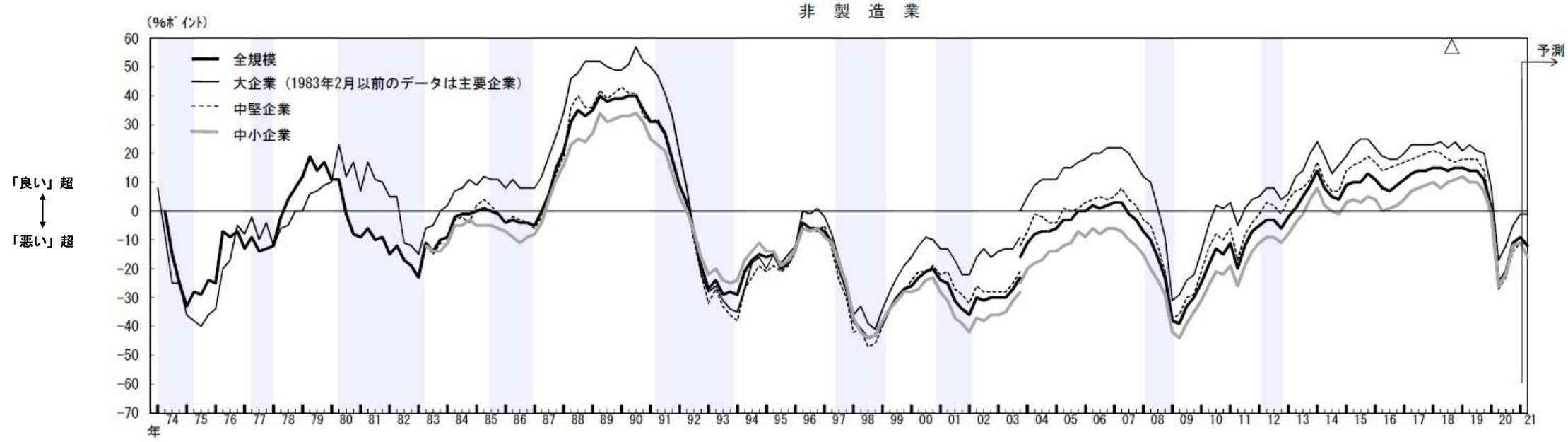

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2021年３月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製　造　業

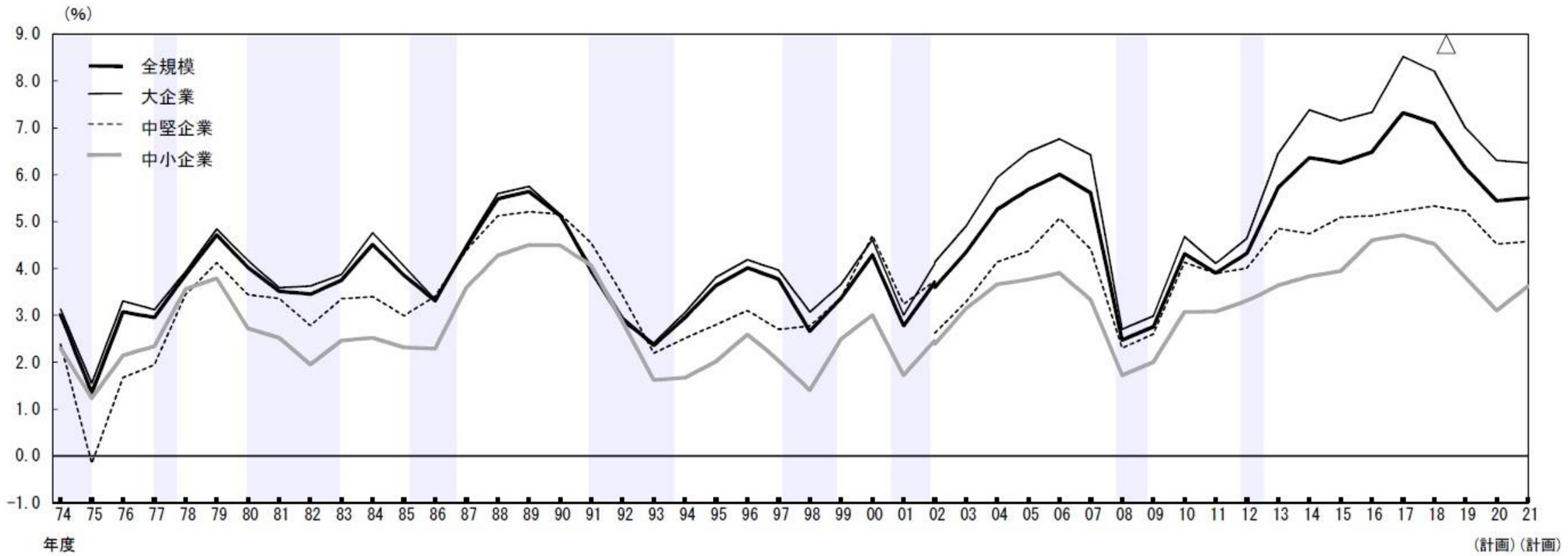

非　製　造　業

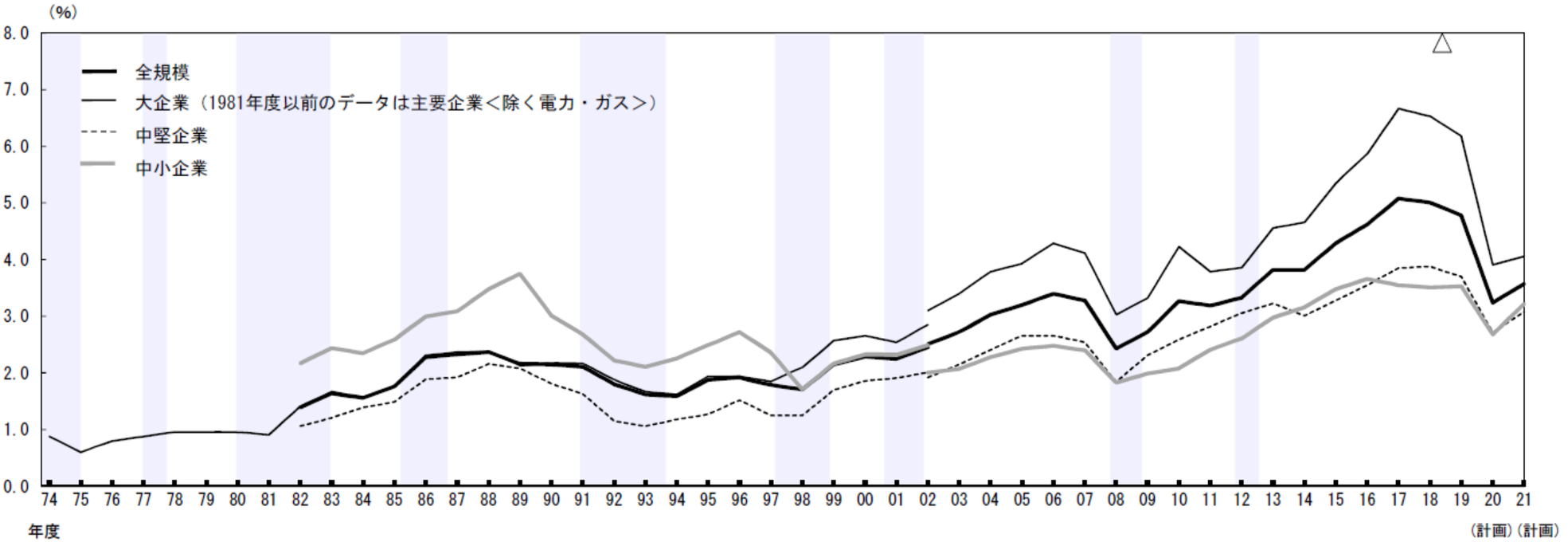

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2021年３月調査）

(2)　法人企業統計による企業収益

（単位：億円、％）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年				令和３年
					１～３月期	４～６月期	７～９月期	10～12月期	１～３月期
経常利益	規模計	835,543	839,177	714,385	159,262	124,140	123,984	184,505	200,746
	前年同期比	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 28.4	▲ 46.6	▲ 28.4	▲ 0.7	26.0
	資本金規模10億円以上	462,998	482,378	416,995	70,537	100,856	67,299	93,787	105,027
	前年同期比	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 37.4	▲ 30.6	▲ 26.2	▲ 13.9	48.9
	〃　１億円～10億円	130,045	136,617	115,306	27,752	11,238	24,025	31,375	33,773
	前年同期比	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 23.9	▲ 60.1	▲ 23.5	7.3	21.7
	〃　1,000万円～１億円	206,883	183,789	154,438	60,973	12,046	32,660	59,343	61,947
	前年同期比	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 16.8	▲ 79.6	▲ 35.4	24.6	1.6
売上高経常利益率	規模計	5.4	5.5	4.8	4.6	4.4	4.0	5.6	6.0
	資本金規模10億円以上	8.1	8.2	7.4	4.9	8.7	5.3	6.9	7.3
	〃　１億円～10億円	4.5	4.6	4.0	3.7	1.9	3.7	4.5	4.9
	〃　1,000万円～１億円	3.8	3.6	3.1	4.8	1.1	2.8	4.7	5.1

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）　金融業、保険業を除く全産業。

(3)　中小企業景況調査による業況判断（ＤＩ）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	平成30年				平成31年	令和元年			令和２年				令和３年
	１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月
合計	-19.3	-16.1	-18.5	-18.0	-20.1	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7
製造業	-11.7	-9.4	-13.4	-12.5	-18.2	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5
建設業	-7.1	-6.6	-7.9	-3.8	-4.3	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0
卸売業	-14.8	-15.9	-14.7	-13.8	-20.1	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6
小売業	-33.6	-30.0	-31.4	-31.0	-32.2	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7
サービス業	-20.0	-14.6	-17.7	-18.6	-18.5	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3

資料出所　中小企業庁「中小企業景況調査」

（注）１　本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約１万９千社）である。

製造業、建設業：資本金３億円以下又は従業員３００人以下　　卸売業：資本金１億円以下又は従業員１００人以下

小売業：資本金５千万円以下又は従業員５０人以下　　サービス業：資本金５千万円以下又は従業員１００人以下

２　「ＤＩ」とは、DiffusionIndexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移（５業種別）

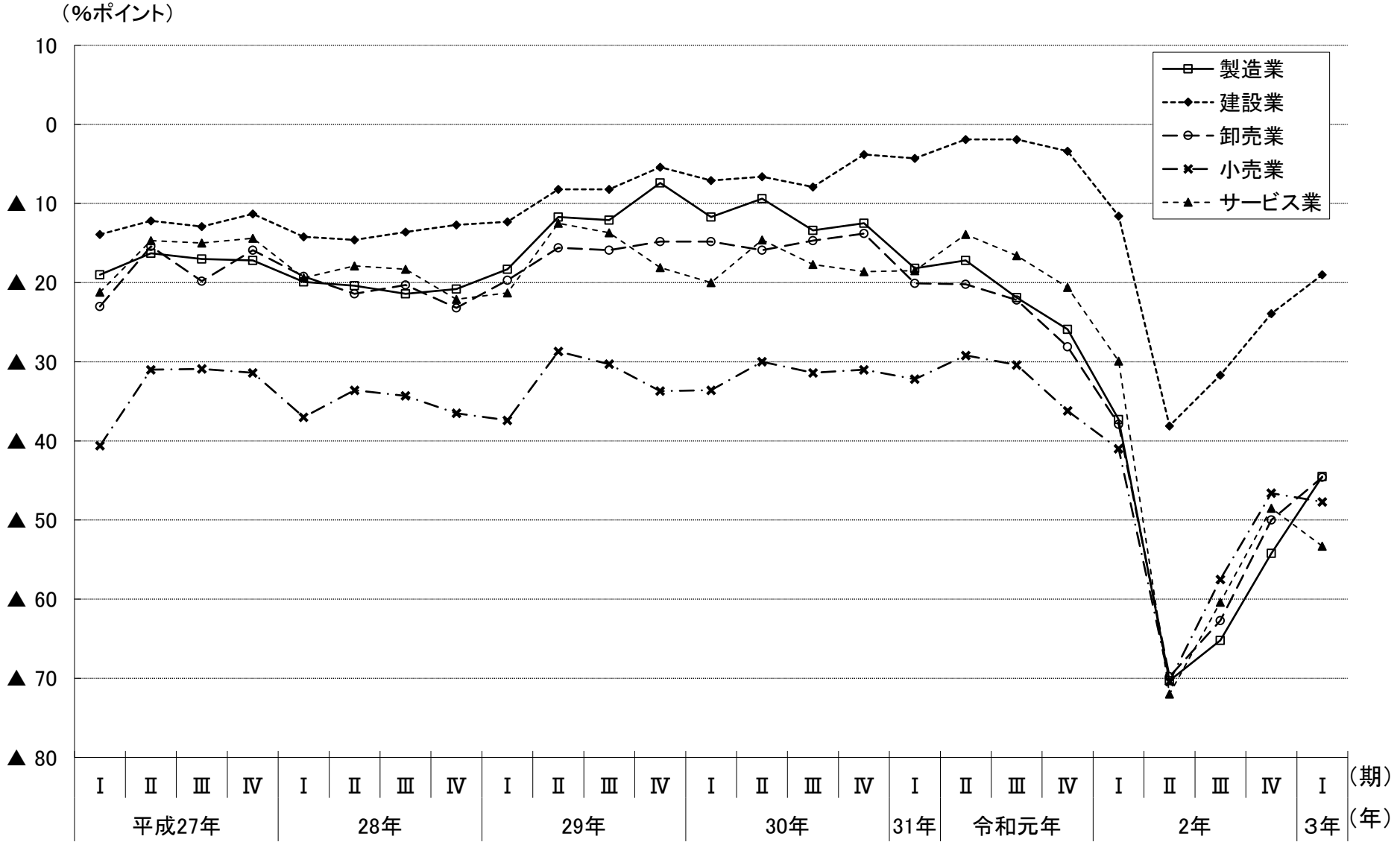

資料出所　中小企業庁「中小企業景況調査」

（注）前年同期比「好転」－「悪化」

11　法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

（単位：万円、％）

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成22年度	671	4.7	1,046	14.9	548	4.4	417	6.6	929	4.1	552	0.7	445	▲ 0.2
23年度	668	▲ 0.4	1,017	▲ 2.8	544	▲ 0.7	438	5.0	916	▲ 1.4	555	0.5	486	9.2
24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4

（資料出所）　法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）　＝　付加価値額　／　従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの）との合計

従業員一人当たり付加価値額の推移

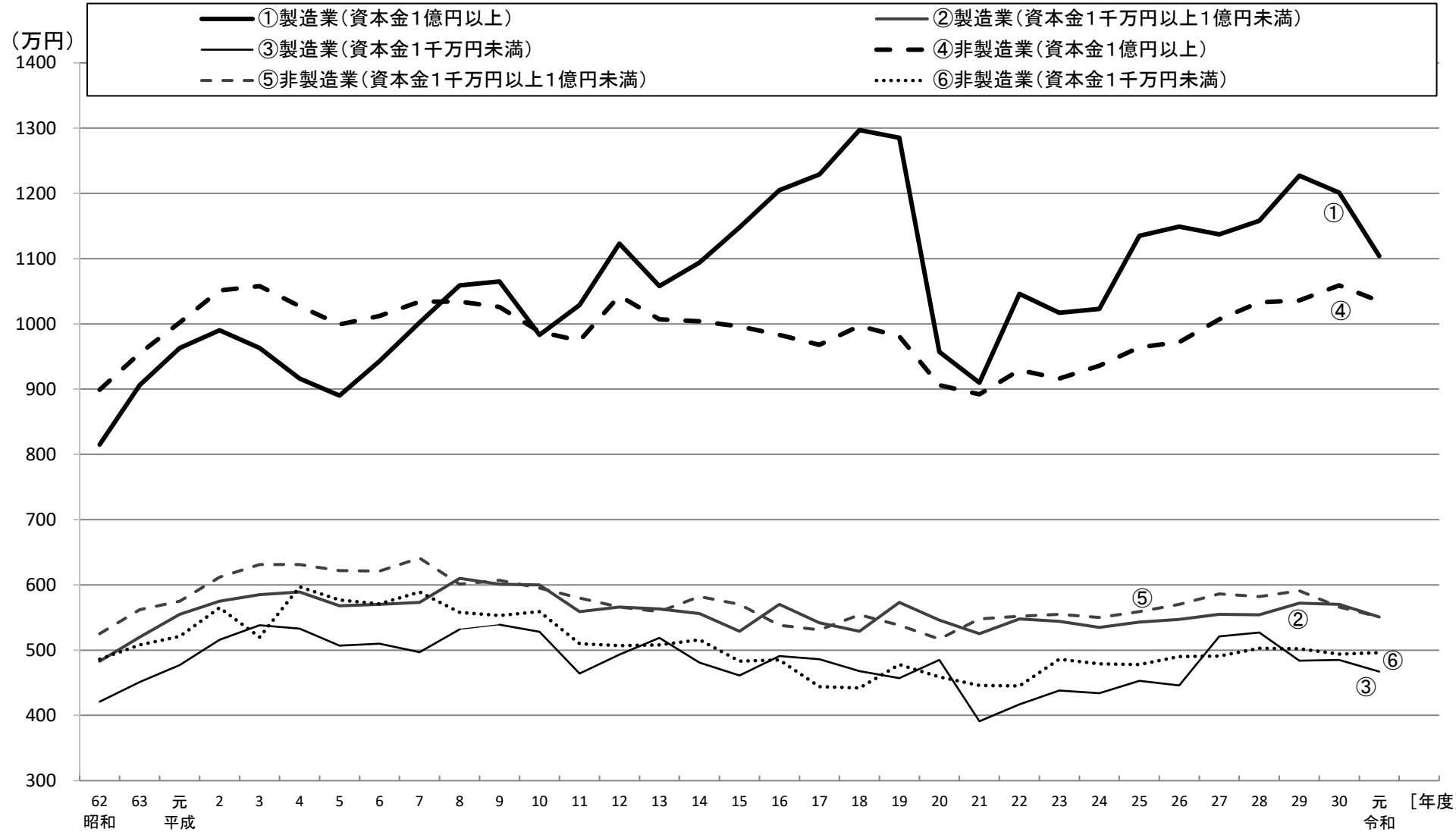

（資料出所） 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」
従業員一人当たり付加価値額（労働生産性） ＝ 付加価値額 / 従業員数
「付加価値額」の算出は下記のとおり
［平成18年度（2006年度）調査以前］
付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋従業員給与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課
［平成19年度（2007年度）調査以降］
付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課
「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの）との合計である

Ⅱ　都道府県統計資料編

1　各種関連指標（都道府県別）

ランク	都道府県	１人当たり県民所得（平成29年度）			標準生計費（月額、令和2年４月）			新規学卒者(高卒)の所定内給与額(産業計、企業規模10人以上、令和２年)					
			指数	順位	４人世帯	指数	順位	男性	指数	順位	女性	指数	順位
		(千円)	(東京=100)	(位)	(円)	(東京=100)	(位)	(千円)	(東京=100)	(位)	(千円)	(東京=100)	(位)
Aランク	東京	5,427	100.0	1	218,000	100.0	9	181.9	100.0	10	186.7	100.0	3
	神奈川	3,227	59.5	11	218,230	100.1	8	193.3	106.3	1	181.2	97.1	6
	大阪	3,183	58.7	13	171,410	78.6	40	189.6	104.2	2	188.1	100.7	2
	愛知	3,685	67.9	2	230,210	105.6	6	178.7	98.2	19	180.6	96.7	8
	埼玉	3,067	56.5	17	286,700	131.5	1	187.7	103.2	3	189.6	101.6	1
	千葉	3,193	58.8	12	232,060	106.4	5	179.4	98.6	18	183.3	98.2	4
Bランク	京都	3,018	55.6	18	174,640	80.1	37	177.6	97.6	23	176.0	94.3	15
	兵庫	2,966	54.7	22	169,720	77.9	42	182.5	100.3	8	181.5	97.2	5
	静岡	3,388	62.4	4	210,760	96.7	12	185.0	101.7	4	178.3	95.5	12
	滋賀	3,290	60.6	8	187,250	85.9	25	182.4	100.3	9	172.8	92.6	19
	茨城	3,306	60.9	7	179,658	82.4	32	181.9	100.0	10	169.8	90.9	24
	栃木	3,413	62.9	3	187,113	85.8	26	180.8	99.4	14	170.6	91.4	21
	広島	3,167	58.4	14	185,269	85.0	28	177.1	97.4	25	164.8	88.3	35
	長野	2,940	54.2	25	175,720	80.6	36	174.1	95.7	34	179.3	96.0	11
	富山	3,319	61.2	6	206,916	94.9	14	180.7	99.3	15	168.8	90.4	26
	三重	3,111	57.3	15	205,430	94.2	15	181.8	99.9	12	174.3	93.4	16
	山梨	2,973	54.8	20	194,040	89.0	23	174.6	96.0	32	179.6	96.2	10
Cランク	群馬	3,325	61.3	5	216,620	99.4	10	183.5	100.9	6	177.2	94.9	13
	岡山	2,839	52.3	30	179,640	82.4	33	176.1	96.8	28	173.4	92.9	17
	石川	2,962	54.6	23	181,150	83.1	31	178.7	98.2	19	166.0	88.9	31
	香川	3,018	55.6	19	171,059	78.5	41	176.9	97.3	26	164.9	88.3	34
	奈良	2,600	47.9	40	233,780	107.2	4	175.0	96.2	30	180.5	96.7	9
	宮城	2,944	54.2	24	211,166	96.9	11	175.8	96.6	29	173.1	92.7	18
	福岡	2,888	53.2	27	220,740	101.3	7	179.6	98.7	17	170.9	91.5	20
	山口	3,258	60.0	10	202,823	93.0	18	178.6	98.2	21	166.9	89.4	30
	岐阜	2,849	52.5	29	194,150	89.1	22	176.2	96.9	27	176.6	94.6	14
	福井	3,265	60.2	9	186,230	85.4	27	181.8	99.9	12	168.6	90.3	27
	和歌山	2,797	51.5	31	234,720	107.7	3	171.1	94.1	35	159.6	85.5	45
	北海道	2,682	49.4	36	197,790	90.7	20	174.7	96.0	31	165.0	88.4	33
	新潟	2,873	52.9	28	168,320	77.2	43	177.7	97.7	22	170.3	91.2	22
	徳島	3,091	57.0	16	176,260	80.9	34	182.7	100.4	7	167.1	89.5	29
Dランク	福島	2,971	54.8	21	205,240	94.1	16	177.6	97.6	23	169.1	90.6	25
	大分	2,710	49.9	34	176,200	80.8	35	168.0	92.4	40	167.4	89.7	28
	山形	2,923	53.9	26	184,510	84.6	29	163.6	89.9	46	158.7	85.0	46
	愛媛	2,741	50.5	33	143,330	65.7	47	170.6	93.8	37	166.0	88.9	31
	島根	2,553	47.0	42	207,550	95.2	13	171.0	94.0	36	170.2	91.2	23
	鳥取	2,485	45.8	46	199,310	91.4	19	180.5	99.2	16	164.5	88.1	36
	熊本	2,613	48.2	39	195,188	89.5	21	174.2	95.8	33	162.6	87.1	39
	長崎	2,571	47.4	41	172,420	79.1	39	167.7	92.2	42	162.6	87.1	39
	高知	2,650	48.8	37	188,050	86.3	24	167.9	92.3	41	162.8	87.2	38
	岩手	2,772	51.1	32	203,090	93.2	17	169.0	92.9	39	163.7	87.7	37
	鹿児島	2,492	45.9	43	172,990	79.4	38	159.4	87.6	47	162.1	86.8	41
	佐賀	2,630	48.5	38	235,380	108.0	2	184.0	101.2	5	162.0	86.8	42
	青森	2,490	45.9	44	181,290	83.2	30	165.5	91.0	45	161.8	86.7	43
	秋田	2,699	49.7	35	164,910	75.6	45	169.2	93.0	38	158.5	84.9	47
	宮崎	2,487	45.8	45	167,360	76.8	44	166.7	91.6	44	160.0	85.7	44
	沖縄	2,349	43.3	47	163,710	75.1	46	167.1	91.9	43	180.7	96.8	7
資料出所		内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」					

（注）１　各ランクは、平成29年度からの適用区分である（以下同じ）。
　　２　各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
　　３　１人あたり県民所得は、平成23年基準（2008SNA）。

２　有効求人倍率の推移（都道府県別）

（単位：倍）

ランク	都道府県	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年
Ａランク	東京	0.82	1.08	1.33	1.57	1.75	2.01	2.08	2.13	2.10	1.45
	神奈川	0.48	0.57	0.68	0.83	0.93	1.05	1.15	1.20	1.19	0.87
	大阪	0.65	0.77	0.95	1.11	1.20	1.38	1.57	1.76	1.78	1.29
	愛知	0.87	1.12	1.31	1.53	1.54	1.63	1.82	1.95	1.93	1.21
	埼玉	0.51	0.57	0.62	0.74	0.85	1.04	1.23	1.33	1.31	1.00
	千葉	0.53	0.65	0.73	0.89	1.00	1.14	1.24	1.35	1.31	0.98
Ｂランク	京都	0.65	0.79	0.90	1.03	1.16	1.31	1.50	1.57	1.60	1.17
	兵庫	0.59	0.68	0.75	0.88	0.98	1.13	1.28	1.43	1.43	1.04
	静岡	0.61	0.78	0.84	1.07	1.17	1.34	1.53	1.67	1.57	1.04
	滋賀	0.61	0.66	0.79	0.96	1.05	1.17	1.29	1.38	1.35	0.95
	茨城	0.65	0.79	0.82	1.05	1.13	1.24	1.45	1.60	1.62	1.33
	栃木	0.61	0.79	0.86	0.97	1.06	1.18	1.34	1.43	1.40	1.06
	広島	0.80	0.89	1.00	1.23	1.47	1.65	1.81	2.05	2.05	1.42
	長野	0.72	0.81	0.87	1.09	1.25	1.41	1.60	1.69	1.60	1.16
	富山	0.87	0.98	1.13	1.36	1.48	1.60	1.80	1.96	1.91	1.31
	三重	0.71	0.88	1.03	1.21	1.30	1.42	1.60	1.71	1.66	1.16
	山梨	0.61	0.66	0.76	0.92	0.98	1.17	1.36	1.47	1.42	1.05
Ｃランク	群馬	0.77	0.97	1.02	1.15	1.24	1.43	1.61	1.71	1.70	1.26
	岡山	0.89	1.06	1.23	1.43	1.47	1.65	1.78	1.95	2.02	1.59
	石川	0.81	0.96	1.12	1.35	1.48	1.60	1.85	1.99	1.95	1.31
	香川	0.97	1.07	1.21	1.36	1.40	1.62	1.73	1.79	1.80	1.42
	奈良	0.58	0.71	0.79	0.90	0.99	1.14	1.29	1.46	1.49	1.21
	宮城	0.61	1.04	1.26	1.26	1.33	1.46	1.59	1.69	1.63	1.26
	福岡	0.57	0.70	0.79	0.96	1.11	1.32	1.50	1.60	1.57	1.15
	山口	0.73	0.86	0.94	1.08	1.20	1.39	1.49	1.58	1.62	1.27
	岐阜	0.78	0.96	1.08	1.29	1.52	1.71	1.79	2.00	2.01	1.39
	福井	1.06	1.18	1.23	1.47	1.59	1.82	2.01	2.07	2.05	1.64
	和歌山	0.71	0.81	0.89	0.99	1.05	1.16	1.27	1.34	1.41	1.05
	北海道	0.47	0.59	0.74	0.86	0.96	1.04	1.11	1.18	1.24	1.03
	新潟	0.67	0.83	0.96	1.15	1.20	1.31	1.50	1.70	1.64	1.28
	徳島	0.88	0.89	0.99	1.09	1.17	1.33	1.40	1.45	1.50	1.16
Ｄランク	福島	0.59	0.96	1.24	1.41	1.46	1.42	1.45	1.51	1.51	1.25
	大分	0.66	0.73	0.78	0.90	1.05	1.19	1.42	1.54	1.53	1.19
	山形	0.64	0.88	0.99	1.20	1.21	1.30	1.54	1.64	1.54	1.15
	愛媛	0.75	0.80	0.96	1.10	1.22	1.40	1.51	1.61	1.64	1.33
	島根	0.85	0.95	1.05	1.18	1.24	1.46	1.61	1.72	1.70	1.46
	鳥取	0.68	0.70	0.85	0.98	1.14	1.36	1.61	1.64	1.71	1.32
	熊本	0.61	0.68	0.84	0.99	1.11	1.32	1.60	1.69	1.63	1.23
	長崎	0.57	0.64	0.73	0.83	0.97	1.13	1.18	1.25	1.22	0.98
	高知	0.59	0.62	0.72	0.84	0.93	1.11	1.18	1.27	1.29	1.03
	岩手	0.54	0.89	1.03	1.09	1.19	1.28	1.40	1.46	1.39	1.09
	鹿児島	0.55	0.65	0.71	0.75	0.87	1.02	1.19	1.31	1.35	1.14
	佐賀	0.62	0.72	0.78	0.89	0.93	1.11	1.23	1.31	1.29	1.09
	青森	0.43	0.59	0.69	0.80	0.91	1.08	1.24	1.30	1.24	0.99
	秋田	0.53	0.68	0.72	0.90	1.05	1.16	1.35	1.52	1.48	1.29
	宮崎	0.58	0.69	0.77	0.93	1.03	1.22	1.40	1.50	1.45	1.18
	沖縄	0.29	0.40	0.53	0.69	0.84	0.97	1.11	1.17	1.19	0.81

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

３　失業率の推移（都道府県別）

（単位：％）

ランク	都道府県	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	3年1月～3月
Aランク	東京	4.8	4.5	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.3	3.1	2.7
	神奈川	4.5	4.4	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.9	2.5
	大阪	5.1	5.4	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.9
	愛知	3.6	3.7	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.9	2.5	2.7
	埼玉	4.7	4.4	4.1	3.5	3.2	3.1	2.9	2.5	2.3	3.0	3.1
	千葉	4.4	4.1	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.7
Bランク	京都	4.8	4.8	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.4	2.6	2.9
	兵庫	4.6	4.7	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.5	2.2	2.7	2.8
	静岡	3.6	3.3	3.2	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.5
	滋賀	3.7	4.0	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	2.1	1.9	2.4	2.8
	茨城	4.4	3.9	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.4	2.7
	栃木	4.2	3.7	3.7	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3	2.5
	広島	3.6	3.6	3.6	3.2	3.0	2.8	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5
	長野	3.7	3.5	3.5	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	2.0	2.1	2.6
	富山	3.3	3.0	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.8	1.9	2.1
	三重	3.5	3.2	2.9	2.3	2.2	1.9	1.8	1.1	1.2	1.7	1.8
	山梨	3.8	3.4	3.1	2.9	2.8	2.6	2.0	1.8	2.0	1.8	2.0
Cランク	群馬	4.2	3.4	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.2	2.3	2.7
	岡山	3.7	3.7	3.7	3.2	3.0	2.7	2.3	2.3	2.3	2.3	2.5
	石川	3.8	3.4	3.2	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.8	2.1
	香川	3.7	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.0	2.0	2.2	2.3
	奈良	4.5	4.3	3.8	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.7	2.3
	宮城	5.7	4.8	4.2	3.6	3.7	3.3	2.9	2.6	2.5	2.9	3.4
	福岡	5.6	5.2	5.0	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.8	3.0	3.1
	山口	3.5	3.5	3.4	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	1.8
	岐阜	3.7	3.4	3.0	2.5	2.3	2.1	1.9	1.3	1.3	1.6	1.7
	福井	3.0	2.6	2.6	2.4	1.8	1.9	1.7	1.4	1.4	1.6	1.9
	和歌山	3.8	3.6	3.1	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.6
	北海道	5.2	5.2	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	3.0	3.0
	新潟	4.0	3.7	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.7
	徳島	4.3	4.1	3.5	3.3	3.0	2.7	2.5	1.9	1.9	2.2	2.2
Dランク	福島	4.8	4.0	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.1	2.1	2.4	2.8
	大分	4.1	4.0	3.8	3.3	2.9	2.5	2.4	2.0	2.0	2.0	2.2
	山形	4.3	3.4	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.2	2.8
	愛媛	4.2	3.8	3.4	3.2	2.8	2.6	2.5	1.7	1.7	2.0	2.4
	島根	2.9	2.5	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.6	1.4	2.3
	鳥取	4.0	3.7	3.4	2.7	2.4	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.7
	熊本	4.7	4.3	4.2	3.9	3.5	3.1	2.9	2.7	2.6	2.8	2.9
	長崎	4.6	4.4	4.2	3.6	3.2	2.9	2.6	2.2	2.2	2.5	2.5
	高知	4.3	3.8	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.0
	岩手	5.0	3.9	3.3	2.9	2.9	2.4	2.1	1.8	2.1	2.4	3.0
	鹿児島	4.8	4.5	4.3	3.9	3.5	2.9	2.9	2.5	2.6	2.8	2.8
	佐賀	4.2	3.8	3.4	3.4	3.0	2.1	2.0	1.6	1.9	2.0	1.4
	青森	6.2	5.3	4.9	4.2	4.2	3.6	3.0	2.7	2.5	3.0	3.6
	秋田	5.2	4.4	4.0	3.7	3.5	3.2	2.8	2.6	2.8	3.0	3.4
	宮崎	4.4	4.3	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.4	1.6	2.1	2.5
	沖縄	6.9	6.8	5.7	5.4	5.1	4.4	3.8	3.4	2.7	3.3	3.8

資料出所　総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

（注）１　数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）

２　都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

３　毎年１～３月期平均公表時に，新たな結果を追加して再計算を行い，前年までの過去５年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

４　平成23年の岩手県、宮城県及び福島県については、補完推計値を用いて推計した値である。

4　賃金・労働時間の実情と推移

(1)　賃金

定期給与の推移

（単位：円）

ランク	都道府県	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年
Ａランク	東京	368,745	363,267	363,982	365,203	358,963	357,892	359,255	361,009	361,562	－
	神奈川	296,508	294,614	294,667	296,717	301,153	301,205	304,777	311,758	309,003	－
	大阪	311,148	302,997	299,302	301,142	300,751	301,153	298,031	298,470	297,353	－
	愛知	300,144	294,813	298,093	302,817	305,278	308,271	307,639	309,842	309,457	－
	埼玉	264,479	258,803	258,139	258,451	250,629	252,467	255,920	267,493	267,480	－
	千葉	265,866	264,872	264,107	260,675	263,354	264,581	267,512	269,050	275,330	－
Ｂランク	京都	277,472	254,272	256,079	260,840	266,272	268,474	271,026	268,380	271,011	－
	兵庫	269,795	270,569	273,212	276,055	264,311	268,135	270,601	282,497	284,184	－
	静岡	279,999	276,561	277,713	279,570	273,188	274,157	274,839	274,631	276,851	－
	滋賀	276,917	275,524	275,214	274,647	287,624	290,231	288,400	285,700	290,321	－
	茨城	279,926	283,539	281,940	283,374	279,699	282,919	284,831	290,220	291,257	－
	栃木	291,110	286,930	286,357	285,248	281,698	284,336	287,271	281,880	279,696	－
	広島	284,236	266,031	268,011	273,070	283,560	286,962	290,002	288,113	289,705	－
	長野	266,609	268,856	267,515	267,791	274,113	274,312	276,183	274,738	274,964	－
	富山	263,741	271,069	271,776	273,590	271,966	274,810	273,582	273,646	272,536	－
	三重	274,911	282,505	285,798	289,356	275,495	277,993	281,537	285,760	287,084	－
	山梨	265,842	263,274	263,608	266,274	265,274	266,476	269,778	273,433	265,395	－
Ｃランク	群馬	272,597	271,603	272,313	274,918	272,585	273,943	280,350	281,062	268,399	－
	岡山	291,215	272,858	276,163	277,928	281,698	281,316	285,789	269,311	264,828	－
	石川	269,183	259,452	259,853	264,969	277,968	279,708	279,834	278,387	270,271	－
	香川	260,499	267,407	265,193	267,755	267,766	266,425	264,928	275,130	271,073	－
	奈良	260,024	252,763	248,688	249,908	249,529	247,716	250,719	246,585	245,584	－
	宮城	270,835	269,222	269,445	276,602	258,084	259,709	262,283	269,799	268,954	－
	福岡	279,235	271,600	271,176	278,459	275,669	277,903	280,590	274,893	269,110	－
	山口	278,423	267,582	267,753	271,121	271,653	272,013	272,889	267,649	260,022	－
	岐阜	271,148	256,705	259,943	266,475	263,763	263,143	263,730	257,318	263,712	－
	福井	275,387	267,593	265,663	267,574	277,731	279,578	282,060	277,407	279,463	－
	和歌山	253,986	254,868	252,935	255,471	252,886	252,742	248,307	256,374	254,271	－
	北海道	250,903	244,729	244,861	248,641	245,191	246,083	250,406	261,649	268,988	－
	新潟	264,834	263,487	264,862	268,293	258,332	260,722	264,725	260,120	250,656	－
	徳島	264,160	270,698	265,238	269,358	265,224	266,253	267,236	266,726	263,217	－
Ｄランク	福島	257,111	270,240	268,199	269,019	268,838	270,354	270,462	270,107	270,601	－
	大分	250,767	254,267	252,865	255,184	257,000	258,251	260,744	253,861	252,019	－
	山形	261,468	241,842	243,898	247,033	253,759	254,375	257,287	260,678	258,975	－
	愛媛	249,696	253,562	253,740	255,174	260,265	262,608	265,117	250,098	247,723	－
	島根	253,659	250,299	253,120	258,029	254,883	258,038	260,042	260,062	260,841	－
	鳥取	240,372	245,030	245,068	248,119	257,030	259,368	260,374	251,115	244,319	－
	熊本	254,541	253,383	255,504	258,576	259,804	260,630	264,275	257,680	256,773	－
	長崎	249,457	238,816	235,905	238,185	247,421	247,945	248,937	244,043	248,751	－
	高知	259,251	269,024	266,830	268,413	269,471	266,907	266,315	247,013	259,220	－
	岩手	240,758	241,484	244,659	247,274	239,794	243,463	242,587	246,895	250,867	－
	鹿児島	240,779	236,194	233,109	232,759	226,793	228,372	230,603	229,388	233,038	－
	佐賀	233,141	241,835	242,376	243,105	252,266	252,625	255,738	260,748	246,924	－
	青森	231,242	227,437	228,899	225,811	237,494	237,202	237,533	224,896	230,562	－
	秋田	230,106	235,258	234,983	240,652	240,199	243,525	249,040	250,851	245,127	－
	宮崎	232,115	228,365	226,924	229,422	244,158	245,754	244,298	234,931	237,612	－
	沖縄	233,892	224,699	226,907	230,525	235,524	238,662	240,671	233,588	236,194	－

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注）１　事業所規模30人以上の数値である。

　　２　令和２年結果は、令和３年７月公表予定。

(2) 労働時間

常用労働者１人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模30人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年
Ａランク	東京	149.5	152.4	150.1	149.9	147.7	146.6	146.7	146.5	143.2	－	13.0	13.7	13.7	14.0	13.5	12.7	12.4	12.3	13.0	－
	神奈川	142.3	143.6	142.3	142.0	145.1	144.9	144.8	141.8	140.2	－	13.0	12.0	12.1	12.7	13.5	13.1	12.6	12.6	13.6	－
	大阪	148.3	147.8	146.4	147.1	146.6	146.7	145.2	143.8	141.9	－	11.2	11.9	11.8	12.6	12.5	12.5	12.0	11.5	11.6	－
	愛知	151.6	152.0	150.8	151.2	151.4	151.7	151.4	151.5	147.8	－	14.0	13.9	14.5	15.2	16.3	16.2	16.1	16.3	15.5	－
	埼玉	141.8	143.7	142.3	141.1	141.9	141.2	140.9	143.9	139.8	－	10.3	11.3	11.2	11.2	11.8	11.5	11.5	12.1	12.0	－
	千葉	143.9	144.0	141.5	139.5	143.6	144.1	144.3	140.5	138.4	－	10.8	11.7	11.5	11.5	12.5	12.5	12.5	11.8	11.6	－
Ｂランク	京都	146.4	143.8	143.2	142.2	141.7	141.1	141.6	138.9	136.1	－	11.2	12.3	12.8	12.4	12.3	11.7	12.0	10.6	9.8	－
	兵庫	146.8	147.5	146.0	146.2	143.0	142.4	142.1	143.9	139.6	－	13.3	11.4	11.5	12.1	12.2	11.8	11.5	12.8	12.0	－
	静岡	151.8	150.9	150.8	151.5	152.2	153.1	153.6	150.2	148.2	－	13.6	12.2	12.7	13.5	14.2	14.5	14.7	13.4	12.6	－
	滋賀	149.3	151.4	149.6	148.0	148.0	147.0	147.5	147.3	145.4	－	13.2	13.0	13.1	12.9	11.9	11.7	12.8	14.0	14.6	－
	茨城	151.3	157.7	156.4	156.4	151.9	151.2	151.1	151.5	146.6	－	12.7	16.3	17.1	17.1	14.2	13.3	12.9	14.3	13.3	－
	栃木	156.5	156.9	155.3	154.3	153.5	153.9	154.1	151.6	146.8	－	13.6	14.8	15.2	15.5	14.3	14.6	15.1	13.3	12.3	－
	広島	153.1	150.5	150.6	150.3	154.1	154.8	154.8	153.3	151.7	－	13.6	12.4	13.4	14.6	14.7	14.6	14.7	14.3	14.0	－
	長野	152.7	153.7	153.1	152.8	152.9	152.4	152.1	152.0	147.4	－	10.4	10.7	11.2	12.3	11.9	11.5	12.1	12.6	10.5	－
	富山	155.0	156.1	154.3	153.1	157.4	157.4	156.8	154.8	151.0	－	11.7	12.3	11.8	12.4	13.3	13.5	13.6	12.9	11.7	－
	三重	147.1	153.0	153.6	153.0	149.1	149.9	149.8	149.2	147.4	－	11.9	15.1	15.3	15.4	13.7	13.7	14.3	14.0	14.6	－
	山梨	152.9	150.7	150.7	152.6	149.3	149.5	151.0	149.5	146.0	－	11.5	12.2	11.9	13.2	12.1	11.9	12.8	13.2	12.6	－
Ｃランク	群馬	151.3	155.3	154.3	154.6	152.6	152.7	153.3	154.3	148.6	－	11.8	14.0	14.5	14.9	12.9	13.0	13.2	13.9	13.2	－
	岡山	160.6	158.0	157.7	157.0	156.2	154.6	155.7	150.8	147.6	－	14.8	13.4	14.0	14.3	13.8	13.3	13.4	13.2	12.5	－
	石川	155.0	151.6	151.2	150.6	156.4	156.7	156.1	154.4	149.0	－	12.0	11.0	11.7	12.0	12.7	13.1	13.0	11.8	11.4	－
	香川	151.9	155.1	153.0	153.2	150.4	150.6	149.8	150.5	148.8	－	11.4	13.1	13.2	13.5	12.1	12.1	11.5	12.9	13.0	－
	奈良	142.1	144.1	142.3	141.7	141.0	139.7	139.6	137.3	134.6	－	7.6	9.6	9.8	10.2	8.5	8.1	7.8	8.1	8.7	－
	宮城	150.9	152.5	152.6	153.0	148.9	149.2	148.9	150.2	148.2	－	11.3	11.8	12.4	12.9	12.7	12.6	12.0	12.3	12.3	－
	福岡	153.0	153.4	152.6	153.3	153.6	153.2	153.5	148.3	144.6	－	11.8	11.6	12.3	13.1	13.6	13.5	14.3	12.6	12.6	－
	山口	151.9	152.5	151.9	153.4	151.9	151.5	151.8	151.6	147.6	－	12.0	11.9	12.6	14.0	13.6	13.0	13.1	12.9	12.4	－
	岐阜	153.3	149.9	149.5	150.8	151.4	150.4	149.7	145.7	148.6	－	12.1	11.0	11.2	11.9	12.0	11.8	11.9	12.3	14.8	－
	福井	155.8	155.7	155.0	155.5	154.7	154.7	154.7	155.5	153.1	－	10.7	10.9	10.9	11.7	12.9	12.8	12.9	14.2	12.8	－
	和歌山	144.7	146.8	145.8	145.8	149.8	148.7	146.0	143.6	143.6	－	9.3	9.5	9.5	9.9	12.9	13.5	12.6	12.1	11.0	－
	北海道	150.2	150.8	150.3	149.3	148.7	148.1	148.1	146.2	145.4	－	10.6	10.8	11.5	11.3	11.0	10.8	10.7	10.6	10.8	－
	新潟	155.5	154.9	154.5	155.0	153.7	153.6	154.1	150.4	143.6	－	11.1	11.6	12.0	12.4	12.8	12.4	12.3	11.3	11.3	－
	徳島	151.5	155.3	154.8	156.2	157.3	156.8	157.4	152.9	147.8	－	10.0	10.2	10.6	11.8	13.2	13.1	12.8	13.0	9.7	－
Ｄランク	福島	154.6	157.1	157.0	157.3	160.1	158.2	158.1	157.9	152.6	－	10.6	11.2	12.1	12.4	14.2	13.4	13.4	14.8	12.9	－
	大分	157.3	155.3	153.8	154.3	156.2	156.7	158.1	153.5	149.0	－	13.3	10.4	10.2	10.9	12.3	12.6	13.6	12.5	11.0	－
	山形	156.8	160.1	159.8	160.6	156.5	156.2	157.0	158.2	153.6	－	11.6	11.8	12.8	13.7	12.9	12.5	13.0	12.8	11.4	－
	愛媛	152.8	154.7	153.0	153.3	154.0	153.7	153.0	146.9	143.2	－	10.7	11.0	11.0	11.5	11.4	11.0	10.5	10.5	9.8	－
	島根	151.4	154.8	155.2	155.7	153.0	153.6	155.8	150.7	150.5	－	10.8	11.2	11.7	12.4	12.3	12.2	14.7	13.2	12.5	－
	鳥取	152.1	153.4	152.2	150.6	153.4	153.8	154.3	155.1	150.5	－	8.2	9.4	9.9	9.7	9.4	9.9	9.7	11.8	11.5	－
	熊本	155.6	155.3	155.3	155.0	152.1	151.2	153.1	152.3	149.5	－	11.3	11.0	11.8	12.1	10.8	11.1	11.7	11.8	11.1	－
	長崎	163.8	152.5	150.3	150.7	158.4	157.8	157.6	150.9	149.3	－	15.0	11.9	12.2	12.7	13.0	12.4	12.7	11.3	10.9	－
	高知	149.9	154.7	153.9	154.0	149.0	147.9	146.7	148.9	148.2	－	11.1	10.5	10.2	10.7	11.1	10.4	9.5	9.5	10.7	－
	岩手	154.6	160.3	159.0	157.7	157.3	157.1	157.3	155.1	154.3	－	10.6	12.3	12.2	12.0	13.0	13.1	13.3	12.4	12.7	－
	鹿児島	152.0	154.3	152.2	152.1	148.4	148.3	147.4	147.0	145.1	－	10.2	9.2	9.0	9.2	10.5	10.9	10.9	10.6	9.8	－
	佐賀	157.7	158.6	157.7	156.4	156.6	156.6	156.7	158.8	152.8	－	10.3	11.0	11.6	11.7	11.9	11.4	12.1	14.5	13.0	－
	青森	153.7	154.4	153.8	154.7	157.8	157.1	159.6	156.7	152.2	－	10.4	9.4	9.7	10.7	14.9	14.6	16.0	12.6	12.1	－
	秋田	154.1	155.4	154.2	153.9	151.3	151.4	152.5	154.7	150.9	－	10.1	10.2	10.7	10.9	8.9	8.6	8.9	10.9	9.8	－
	宮崎	155.2	153.3	152.3	152.3	155.6	153.5	150.2	149.0	148.2	－	9.6	10.0	10.1	10.2	12.1	12.0	12.0	11.0	10.1	－
	沖縄	150.7	150.6	150.4	150.5	150.7	149.9	150.6	146.2	144.0	－	9.5	9.6	9.8	10.3	10.3	9.9	10.6	8.2	9.9	－

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注）１　事業所規模30人以上の数値である。

　　２　令和２年結果は、令和３年７月公表予定。

５　消費者物価指数等の推移

(1)　消費者物価対前年上昇率の推移

（単位：%）

ランク	都道府県（注１・２）	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年	令和３年				
												１月	２月	３月	４月	５月
Ａランク	東京	△ 0.5	△ 0.5	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.4
	神奈川	△ 0.3	0.1	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.5
	大阪	△ 0.6	0.0	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 1.4	△ 1.2	△ 1.1	△ 1.5	△ 1.2
	愛知	△ 0.5	0.3	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.4
	埼玉	△ 0.1	0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.7	△ 1.3	△ 0.8
	千葉	△ 0.3	△ 0.2	0.6	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.5
Ｂランク	京都	△ 0.1	△ 0.1	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.2	0.0	△ 0.3	△ 0.2
	兵庫	△ 0.5	△ 0.2	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.5	△ 1.3	△ 0.8
	静岡	△ 0.4	0.5	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.4
	滋賀	△ 0.4	0.0	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.6
	茨城	△ 0.1	0.2	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.3	0.0	0.2	0.3
	栃木	△ 0.7	0.4	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.8	△ 0.3
	広島	0.1	△ 0.3	0.0	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.6	△ 0.9	△ 0.4	0.0	△ 0.1
	長野	△ 0.3	△ 0.2	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.3	0.2
	富山	△ 0.3	△ 0.1	0.2	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.8	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2
	三重	0.2	0.2	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.5	0.0
	山梨	△ 0.4	0.3	0.8	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.1	0.2
Ｃランク	群馬	△ 0.3	△ 0.3	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.1
	岡山	0.1	△ 0.2	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.3
	石川	△ 0.6	△ 0.6	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.2	0.1	△ 0.2	△ 0.1
	香川	△ 0.4	△ 0.1	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	0.1	△ 0.3	△ 0.2
	奈良	△ 0.4	△ 0.3	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	△ 0.2	0.1	0.3	△ 0.2	0.1
	宮城	△ 0.7	△ 0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.5	△ 0.2	0.1	△ 0.6	△ 0.3
	福岡	△ 0.6	△ 0.1	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.3	△ 0.2	0.0	△ 0.4	△ 0.3
	山口	△ 0.6	△ 0.1	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	△ 0.6	0.0	0.3	0.2	0.3
	岐阜	△ 0.4	0.0	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.4	0.0	△ 0.3	0.2
	福井	△ 1.0	0.5	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.0	△ 0.5	△ 0.3
	和歌山	△ 0.1	△ 0.2	0.7	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	0.7	0.8	1.1	0.3	0.9
	北海道	0.3	0.1	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.1	0.4
	新潟	△ 0.5	0.4	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 1.3	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.6	0.0
	徳島	△ 0.2	△ 0.2	0.2	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	△ 0.2	△ 0.1	0.2	△ 0.4	0.1
Ｄランク	福島	△ 0.4	0.3	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.6
	大分	△ 0.3	0.3	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	0.1	0.2	0.3	△ 0.3	△ 0.3
	山形	0.1	0.2	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.2	0.5	0.3	0.9
	愛媛	0.2	0.5	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.2	0.0
	島根	△ 0.2	0.1	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.4	0.0	△ 0.3	0.4
	鳥取	△ 0.1	0.2	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.3
	熊本	△ 0.5	△ 0.5	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	0.4	0.3	0.3	△ 0.2	0.3
	長崎	△ 0.6	0.1	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.5
	高知	△ 0.3	0.1	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.1	0.0	△ 0.6	△ 0.2
	岩手	0.0	0.0	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.3	0.0	0.2	0.2
	鹿児島	△ 0.4	△ 0.5	0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	0.2	0.1	0.5	0.2	0.4
	佐賀	△ 0.5	0.0	0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.5
	青森	0.3	△ 0.8	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 1.2	△ 0.8	0.2	△ 2.6	3.3
	秋田	0.0	△ 0.3	0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	△ 1.1	△ 0.3	0.3	0.0	0.3
	宮崎	△ 0.3	0.2	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	0.2	△ 0.2	0.1	△ 0.4	0.4
	沖縄	0.0	△ 0.3	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	△ 0.1	△ 0.1	0.4	△ 0.1	△ 0.1

資料出所　総務省「消費者物価指数」
（注）１　数値は、都道府県庁所在都市のものである。
　　２　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移

ランク	都道府県（注１～３）	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
		平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	２年
	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Ａランク	東京	106.3	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	103.0	103.4	－
	神奈川	107.1	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	104.2	103.9	－
	大阪	101.0	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.6	99.4	－
	愛知	99.3	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	99.0	98.3	－
	埼玉	102.3	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	101.9	101.9	－
	千葉	99.1	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.4	－
Ｂランク	京都	101.8	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	101.1	100.9	－
	兵庫	101.9	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.0	100.6	－
	静岡	99.3	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.1	99.6	－
	滋賀	100.5	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.9	100.8	－
	茨城	98.1	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	99.1	99.2	－
	栃木	100.6	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.7	99.7	－
	広島	101.7	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	99.4	99.1	－
	長野	97.7	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	98.1	98.8	－
	富山	98.2	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	100.1	99.5	－
	三重	99.7	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.8	98.7	－
	山梨	98.9	99.6	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.9	99.9	－
Ｃランク	群馬	97.0	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.9	97.3	－
	岡山	100.4	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	99.1	98.1	－
	石川	102.9	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.7	100.7	－
	香川	98.7	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	99.4	99.6	－
	奈良	97.3	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	97.0	97.3	－
	宮城	97.7	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.4	100.0	－
	福岡	97.4	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.7	98.0	－
	山口	100.1	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	99.5	100.1	－
	岐阜	97.5	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.9	98.8	－
	福井	98.1	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.9	100.0	－
	和歌山	101.8	101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	100.5	100.0	－
	北海道	99.0	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	100.7	100.5	－
	新潟	98.7	98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	99.1	99.1	－
	徳島	101.1	100.3	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	101.2	101.4	－
Ｄランク	福島	101.4	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.8	100.8	－
	大分	97.8	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	99.1	99.5	－
	山形	101.0	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	100.0	100.6	－
	愛媛	98.8	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	99.0	98.7	－
	島根	101.0	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	100.4	100.3	－
	鳥取	98.1	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	99.0	98.9	－
	熊本	100.1	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	99.4	99.3	－
	長崎	102.6	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.0	100.6	－
	高知	99.2	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	100.1	100.4	－
	岩手	99.1	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.8	99.4	－
	鹿児島	100.0	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.6	97.8	－
	佐賀	97.4	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	97.8	98.1	－
	青森	99.8	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	99.2	99.3	－
	秋田	97.3	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.6	98.6	－
	宮崎	96.7	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	97.4	97.5	－
	沖縄	99.7	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	100.4	100.3	－

資料出所　総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）
（注）１　各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。
　　２　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」である。
　　３　令和２年結果は、令和３年９月公表予定。

６　労働者数等の推移

(1)　常用労働者数［事業所規模５人以上］（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（%）				
		平成28年	29年	30年	令和元年	２年	平成28年	29年	30年	令和元年	２年
Aランク	東　京	737	750	797	812	－	1.4	1.7	6.3	1.9	－
	神奈川	273	276	299	303	－	0.8	1.4	8.2	1.3	－
	大　阪	384	392	389	394	－	2.3	2.0	△ 0.7	1.2	－
	愛　知	300	302	319	320	－	0.5	0.7	5.5	0.4	－
	埼　玉	208	209	211	214	－	0.5	0.3	1.2	1.5	－
	千　葉	168	169	174	172	－	0.4	0.8	2.6	△ 0.9	－
Bランク	京　都	87	88	92	95	－	0.7	1.0	4.2	4.1	－
	兵　庫	172	172	180	182	－	0.7	△ 0.2	4.7	0.9	－
	静　岡	140	140	140	141	－	0.2	0.1	△ 0.2	1.0	－
	滋　賀	48	49	51	51	－	0.6	2.2	3.5	△ 0.9	－
	茨　城	100	100	99	99	－	0.6	0.3	△ 0.5	△ 0.4	－
	栃　木	72	71	70	70	－	0.9	△ 0.5	△ 1.7	0.6	－
	広　島	100	101	105	107	－	0.0	0.4	4.6	1.7	－
	長　野	72	73	75	74	－	1.2	0.8	2.8	△ 0.7	－
	富　山	41	42	42	42	－	0.6	1.1	0.1	0.1	－
	三　重	62	63	65	65	－	△ 0.2	0.8	3.3	0.1	－
	山　梨	27	28	29	29	－	0.0	1.4	4.1	1.5	－
Cランク	群　馬	71	71	73	73	－	0.5	0.1	3.4	△ 0.1	－
	岡　山	67	68	68	68	－	1.0	0.4	0.5	0.7	－
	石　川	43	44	43	44	－	1.7	0.2	△ 1.8	2.3	－
	香　川	33	34	34	35	－	0.7	1.5	0.9	1.3	－
	奈　良	34	33	39	39	－	0.7	△ 1.7	16.4	0.2	－
	宮　城	83	83	81	80	－	0.8	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.8	－
	福　岡	166	166	180	180	－	△ 1.1	0.3	8.4	△ 0.3	－
	山　口	49	50	48	49	－	1.9	1.5	△ 2.5	0.2	－
	岐　阜	67	66	68	68	－	2.1	△ 0.2	2.0	0.2	－
	福　井	29	29	30	30	－	1.1	0.8	0.7	1.2	－
	和歌山	28	28	29	29	－	3.1	0.9	3.3	0.1	－
	北海道	175	177	177	179	－	△ 0.1	0.9	△ 0.3	1.4	－
	新　潟	81	81	80	82	－	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.7	2.5	－
	徳　島	23	23	24	23	－	0.9	△ 0.1	4.4	△ 1.4	－
Dランク	福　島	67	68	65	66	－	0.1	1.2	△ 4.3	1.7	－
	大　分	39	39	38	38	－	0.4	0.2	△ 2.5	0.2	－
	山　形	38	38	38	38	－	0.3	0.5	△ 0.9	1.3	－
	愛　媛	43	43	45	46	－	0.0	0.4	3.8	1.4	－
	島　根	23	24	23	24	－	0.1	1.7	△ 1.2	1.1	－
	鳥　取	18	18	18	18	－	0.4	0.9	△ 3.7	1.2	－
	熊　本	54	54	57	58	－	0.6	0.3	5.2	0.9	－
	長　崎	42	42	43	43	－	0.8	△ 0.1	1.9	1.1	－
	高　知	21	22	23	23	－	2.0	2.2	2.8	0.9	－
	岩　手	42	41	42	42	－	0.8	△ 0.4	2.4	△ 1.4	－
	鹿児島	47	47	51	53	－	△ 1.1	0.5	8.2	4.0	－
	佐　賀	26	25	28	28	－	0.4	△ 1.2	8.5	0.3	－
	青　森	40	41	42	42	－	1.6	1.0	4.5	△ 0.5	－
	秋　田	32	32	33	33	－	1.5	0.4	2.1	0.5	－
	宮　崎	31	31	34	35	－	△ 1.2	0.5	9.5	1.4	－
	沖　縄	41	41	46	47	－	1.3	1.5	11.0	2.2	－
全国計		4,877	5,003	4,981	5,078	5,130	2.1	2.5	1.1	2.0	1.0

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注）１　事業所規模５人以上の数値である。

２　全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

３　各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。

４　令和２年結果は、令和３年７月公表予定。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（%）				
		平成28年	29年	30年	令和元年	２年	平成28年	29年	30年	令和元年	２年
Aランク	東　京	953	983	1,006	1,028	1,039	1.9	3.1	2.3	2.2	1.0
	神奈川	209	215	220	223	226	2.0	3.2	2.0	1.4	1.3
	大　阪	344	354	362	368	370	1.4	2.8	2.2	1.7	0.7
	愛　知	272	281	286	291	293	1.7	3.1	1.9	1.8	0.5
	埼　玉	142	148	151	154	156	2.5	4.1	2.4	1.7	1.5
	千　葉	114	119	122	124	126	2.5	4.6	2.4	2.0	1.5
Bランク	京　都	72	74	75	76	77	1.0	2.6	1.4	1.3	0.8
	兵　庫	134	138	141	142	143	1.3	3.3	1.8	1.3	0.6
	静　岡	112	115	117	118	118	1.1	3.0	1.5	1.2	0.2
	滋　賀	37	38	39	40	40	1.7	3.6	2.1	1.8	0.3
	茨　城	75	78	79	80	81	1.3	3.1	1.8	1.3	0.9
	栃　木	55	56	57	58	58	1.5	2.9	1.8	1.3	0.8
	広　島	97	99	101	102	102	1.5	2.5	1.5	0.9	0.3
	長　野	61	62	63	64	64	1.4	2.5	1.6	1.0	0.2
	富　山	36	37	37	37	37	0.9	2.3	1.0	0.6	△ 0.3
	三　重	47	49	50	50	51	1.1	3.2	2.3	1.2	0.1
	山　梨	21	22	22	22	23	1.6	3.3	2.2	1.5	0.7
Cランク	群　馬	58	60	61	62	63	1.8	3.4	2.2	1.6	0.8
	岡　山	57	59	60	60	61	1.7	2.7	1.1	1.2	0.9
	石　川	37	38	38	39	39	1.8	3.1	1.7	0.8	0.0
	香　川	31	32	32	33	33	1.1	2.5	1.4	0.9	0.8
	奈　良	23	24	25	25	25	2.0	3.7	1.9	1.3	0.8
	宮　城	70	72	73	74	74	1.4	2.8	1.4	0.9	0.0
	福　岡	162	168	172	174	177	1.7	3.6	2.0	1.5	1.4
	山　口	39	40	41	41	41	1.6	2.6	1.0	0.7	0.0
	岐　阜	57	59	60	60	61	1.5	2.8	1.6	1.2	0.4
	福　井	25	26	26	26	26	1.1	2.8	1.1	0.9	0.3
	和歌山	23	24	24	24	24	1.1	2.8	1.2	0.8	0.3
	北海道	148	152	154	156	157	1.4	2.7	1.2	1.1	0.8
	新　潟	71	72	73	73	73	0.6	1.6	1.2	0.6	△ 0.3
	徳　島	20	20	20	20	20	1.4	1.0	0.4	0.7	0.0
Dランク	福　島	56	58	58	58	58	1.3	2.0	0.9	0.4	△ 0.3
	大　分	32	33	34	34	33	0.8	2.5	1.0	0.1	△ 0.1
	山　形	32	32	33	33	32	0.3	1.6	0.8	0.2	△ 0.6
	愛　媛	39	40	41	41	41	1.4	2.5	1.2	0.5	0.2
	島　根	20	20	21	21	21	0.4	1.9	0.7	0.3	△ 0.8
	鳥　取	16	16	16	16	16	1.0	2.3	1.0	0.7	△ 0.1
	熊　本	46	48	49	49	50	0.8	2.5	2.4	1.1	0.7
	長　崎	36	37	37	37	37	1.2	2.3	0.8	0.0	△ 0.1
	高　知	19	20	20	20	20	0.7	1.8	0.5	0.1	△ 0.2
	岩　手	36	37	37	37	37	0.4	1.6	0.6	0.2	△ 0.4
	鹿児島	44	45	46	46	46	0.7	2.2	0.9	0.8	0.3
	佐　賀	23	24	24	24	24	1.0	1.9	1.2	0.6	0.4
	青　森	35	36	36	36	36	0.6	1.7	0.7	0.3	△ 0.5
	秋　田	28	29	29	29	29	△ 0.1	1.4	0.3	△ 0.2	0.4
	宮　崎	29	29	30	30	30	0.9	2.7	1.5	0.9	0.3
	沖　縄	39	41	42	43	44	3.1	4.4	2.7	2.2	2.0
全国計		4,134	4,256	4,335	4,399	4,430	1.6	3.0	1.8	1.5	0.7

資料出所　厚生労働省「雇用保険事業月報」

（注）１　労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。
（＝雇用保険における一括適用）

２　一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。

３　被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。

４　一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。

(3)　就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（%）				
		平成28年	29年	30年	令和元年	２年	平成28年	29年	30年	令和元年	２年
Aランク	東　京	752	768	792	806	810	1.3	2.2	3.1	1.8	0.5
	神奈川	478	485	496	509	504	2.5	1.6	2.3	2.6	△ 0.9
	大　阪	429	434	442	458	461	1.3	1.0	1.9	3.6	0.6
	愛　知	392	396	408	415	415	0.6	1.1	3.0	1.7	0.0
	埼　玉	376	383	393	398	397	0.9	1.9	2.7	1.4	△ 0.4
	千　葉	324	327	332	335	335	0.9	1.0	1.4	1.0	0.0
Bランク	京　都	133	134	136	137	137	2.0	1.4	1.0	0.8	△ 0.1
	兵　庫	268	271	274	275	274	1.6	1.3	1.1	0.1	△ 0.3
	静　岡	194	197	200	199	197	0.4	1.4	1.5	△ 0.4	△ 0.9
	滋　賀	70	73	76	77	76	△ 0.1	5.5	3.0	1.6	△ 0.9
	茨　城	148	148	149	150	149	0.3	0.4	0.7	0.1	△ 0.3
	栃　木	102	102	103	103	102	0.0	0.4	0.6	0.0	△ 0.3
	広　島	141	143	143	144	144	0.9	0.9	0.4	0.6	0.1
	長　野	111	112	113	113	112	0.2	0.6	1.2	0.0	△ 0.7
	富　山	56	56	56	56	56	0.5	△ 0.2	0.5	0.2	△ 0.4
	三　重	95	93	96	99	96	0.6	△ 2.0	3.4	3.0	△ 2.7
	山　梨	42	44	45	45	43	△ 0.5	4.8	3.0	△ 0.4	△ 2.9
Cランク	群　馬	100	100	102	102	102	0.4	0.5	1.4	0.4	△ 0.1
	岡　山	94	94	95	95	95	0.5	0.6	0.6	0.2	△ 0.1
	石　川	61	61	62	62	61	1.3	0.2	1.5	△ 0.3	△ 0.5
	香　川	48	48	49	49	49	0.0	0.8	1.4	△ 0.2	△ 0.4
	奈　良	64	65	65	66	66	0.6	1.6	1.2	0.3	0.0
	宮　城	116	119	121	122	122	0.4	2.8	1.7	1.0	△ 0.3
	福　岡	249	253	257	259	259	0.8	1.6	1.5	0.7	0.2
	山　口	69	69	70	69	68	2.1	0.7	1.0	△ 0.6	△ 1.6
	岐　阜	110	111	113	113	113	0.9	1.2	1.4	0.4	△ 0.2
	福　井	42	42	42	42	42	△ 0.9	△ 1.4	1.2	0.0	△ 0.5
	和歌山	48	49	47	48	47	0.2	0.4	△ 2.9	1.7	△ 2.5
	北海道	257	258	264	266	262	0.3	0.4	2.3	0.9	△ 1.3
	新　潟	117	118	118	118	117	0.3	0.4	0.7	△ 0.2	△ 0.9
	徳　島	36	36	36	36	35	△ 0.3	0.0	0.3	0.0	△ 0.8
Dランク	福　島	97	98	98	98	97	0.6	0.4	0.2	△ 0.1	△ 0.5
	大　分	58	58	59	59	59	1.8	0.3	1.0	1.0	△ 0.2
	山　形	57	57	57	58	57	△ 2.2	△ 1.4	1.6	1.7	△ 1.9
	愛　媛	67	67	68	68	68	0.6	0.3	1.3	0.3	△ 0.7
	島　根	34	34	36	36	34	△ 0.3	0.6	4.9	△ 0.6	△ 4.2
	鳥　取	29	30	30	30	30	1.0	1.4	1.4	0.0	△ 0.3
	熊　本	89	90	91	91	91	1.0	1.1	1.0	0.4	0.1
	長　崎	67	67	68	67	67	0.3	0.1	1.3	△ 0.6	△ 0.6
	高　知	35	35	36	36	35	△ 0.3	0.0	0.3	0.0	△ 0.8
	岩　手	65	66	67	66	66	2.5	0.2	1.7	△ 0.5	△ 0.9
	鹿児島	79	81	81	80	80	3.1	1.6	0.4	△ 1.6	0.0
	佐　賀	42	43	44	42	44	△ 0.9	2.4	0.7	△ 2.5	3.5
	青　森	65	65	65	65	65	0.2	0.3	0.3	0.0	△ 0.5
	秋　田	49	49	49	49	48	△ 0.6	0.4	0.6	△ 0.4	△ 1.8
	宮　崎	55	55	55	55	55	0.6	0.5	0.7	0.2	△ 0.2
	沖　縄	68	69	71	73	73	1.9	1.5	2.3	2.7	0.1
全国計		6,465	6,530	6,664	6,724	6,676	1.0	1.0	2.1	0.9	△ 0.7

資料出所　総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

（注）１　都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

２　毎年１～３月期平均公表時に，新たな結果を追加して再計算を行い，前年までの過去５年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

３　全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

Ⅲ　業 務 統 計 資 料 編

令和２年度　地域別最低賃金の審議・決定状況

目安ランク	都道府県名	前年度決定金額（円）	改定最低賃金額			結審年月日（答申日）	裁決状況	効力発生日
			最低賃金額（円）	引上げ額（円）	引上げ率（％）			
A	東　京	1013	1013	0	0.00%	8月5日	▲ 労側一部退席	
A	神奈川	1011	1012	1	0.10%	8月5日	●	10月1日
A	大　阪	964	964	0	0.00%	8月20日	▲	
A	愛　知	926	927	1	0.11%	8月5日	●	10月1日
A	埼　玉	926	928	2	0.22%	8月5日	○	10月1日
A	千　葉	923	925	2	0.22%	8月5日	○	10月1日
B	京　都	909	909	0	0.00%	8月7日	▲	
B	兵　庫	899	900	1	0.11%	8月5日	●	10月1日
B	静　岡	885	885	0	0.00%	8月4日	○	
B	滋　賀	866	868	2	0.23%	8月5日	◐ ◭	10月1日
B	茨　城	849	851	2	0.24%	8月5日	●	10月1日
B	栃　木	853	854	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
B	広　島	871	871	0	0.00%	8月21日	▲	
B	長　野	848	849	1	0.12%	8月5日	○	10月1日
B	富　山	848	849	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
B	三　重	873	874	1	0.11%	8月5日	●	10月1日
B	山　梨	837	838	1	0.12%	8月12日	○	10月8日
C	群　馬	835	837	2	0.24%	8月7日	●	10月3日
C	岡　山	833	834	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
C	石　川	832	833	1	0.12%	8月11日	○	10月7日
C	香　川	818	820	2	0.24%	8月5日	●	10月1日
C	奈　良	837	838	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
C	宮　城	824	825	1	0.12%	8月3日	○	10月1日
C	福　岡	841	842	1	0.12%	8月3日	●	10月1日
C	山　口	829	829	0	0.00%	8月11日	▲ 労側一部退席	
C	岐　阜	851	852	1	0.12%	8月4日	●	10月1日
C	福　井	829	830	1	0.12%	8月6日	◐ ▲	10月2日
C	和歌山	830	831	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
C	北海道	861	861	0	0.00%	8月11日	▲	
C	新　潟	830	831	1	0.12%	8月4日	○	10月1日
C	徳　島	793	796	3	0.38%	8月7日	● 使側一部退席	10月3日
D	福　島	798	800	2	0.25%	8月6日	●	10月2日
D	大　分	790	792	2	0.25%	8月5日	▲	10月1日
D	山　形	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	愛　媛	790	793	3	0.38%	8月7日	○	10月3日
D	島　根	790	792	2	0.25%	8月3日	○	10月1日
D	鳥　取	790	792	2	0.25%	8月6日	○	10月2日
D	熊　本	790	793	3	0.38%	8月5日	●	10月1日
D	長　崎	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	高　知	790	792	2	0.25%	8月7日	○	10月3日
D	岩　手	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	鹿児島	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	佐　賀	790	792	2	0.25%	8月6日	▲	10月2日
D	青　森	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	秋　田	790	792	2	0.25%	8月5日	○	10月1日
D	宮　崎	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	沖　縄	790	792	2	0.25%	8月7日	▲	10月3日
全国加重平均額		901	902			－		－

備考

１　全国加重平均額　902円

２　答申時の裁決状況　○全会一致 13件　　●使用者側反対 23件　　▲労働者側反対 9件

◐◭使側一部反対・労働者側一部反対 1件　　◐▲使側一部反対・労働者側反対 1件

３　答申時期　前年より早い 18件　　前年より遅い 13件　　前年と同じ 16件

４　発効日　前年より早い 14件　　前年より遅い 6件　　前年と同じ 20件　（据え置き 7件）

５　引上げ状況　据え置き7件　　＋１円 17件　　＋２円 14件　　＋３円 9件

※令和２年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされた。

６　異議申出状況　46局（前年度46局）

(2)　目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

（単位：円）

	都道府県名	平成２３	２４	２５	２６	２７	２８	２９	３０	令和元	２	都道府県名
	東　京											東　京
A	神奈川					－１					＋１	神奈川
ラ	大　阪					＋１						大　阪
ン	愛　知	＋１	＋３	＋３	＋１	＋１					＋１	愛　知
ク	埼　玉			＋２	＋２		＋１				＋２	埼　玉
	千　葉		＋２	＋２	＋２						＋２	千　葉
	京　都	＋１		＋２	＋１							京　都
	兵　庫	＋２					＋１		＋１	＋１	＋１	兵　庫
B	静　岡	＋２	＋３	＋２	＋１							静　岡
	滋　賀	＋２	＋３	＋２	＋１						＋２	滋　賀
ラ	茨　城	＋１	＋３	＋２	＋１						＋２	茨　城
	栃　木	＋２	＋１	＋１							＋１	栃　木
ン	広　島			＋２	＋２	＋１						広　島
	長　野		＋２	＋１							＋１	長　野
ク	富　山		＋４		＋１						＋１	富　山
	三　重	＋２	＋３	＋１	＋１						＋１	三　重
	山　梨		＋１	＋１	＋１						＋１	山　梨
	群　馬	＋１	＋２	＋１					＋１		＋２	群　馬
	岡　山	＋１	＋２	＋２	＋２				＋１		＋１	岡　山
C	石　川		＋２	＋１		＋１					＋１	石　川
	香　川	＋２	＋３	＋２	＋２	＋１	＋１		＋１		＋２	香　川
	奈　良	＋１	＋２	＋１							＋１	奈　良
ラ	宮　城	＊		＋１					＋１		＋１	宮　城
	福　岡	＋２	＋２	＋１	＋１					＋１	＋１	福　岡
	山　口	＋２	＋２	＋１						＋１		山　口
ン	岐　阜		＋２	＋１							＋１	岐　阜
	福　井		＋２	＋１	＋１						＋１	福　井
	和歌山		＋１	＋１					＋１	＋１	＋１	和歌山
ク	北海道											北海道
	新　潟	＋１	＋２	＋２				＋１		＋１	＋１	新　潟
	徳　島	＋１	＋３	＋２					＋１	＋１	＋３	徳　島
	福　島	＊	＋２	＋１	＋１				＋１		＋２	福　島
	大　分	＋３	＋２	＋１		＋１			＋２	＋２	＋２	大　分
	山　形	＋１	＋３	＋１	＋２				＋１	＋１	＋３	山　形
D	愛　媛	＋２	＋３	＋２	＋１				＋２		＋３	愛　媛
	島　根	＋３	＋２	＋２	＋２	＋１	＋１		＋１		＋２	島　根
	鳥　取	＋３	＋３	＋１			＋１	＋１	＋１	＋２	＋２	鳥　取
ラ	熊　本	＋３	＋２	＋１		＋１			＋２	＋２	＋３	熊　本
	長　崎	＋３	＋３	＋１		＋１			＋２	＋２	＋３	長　崎
	高　知	＋２	＋３	＋２			＋１		＋２	＋２	＋２	高　知
ン	岩　手	＊	＋４	＋２		＋１			＋１	＋２	＋３	岩　手
	鹿児島	＋４	＋３	＋１					＋１	＋３	＋３	鹿児島
	佐　賀	＋３	＋３	＋１	＋１				＋２	＋２	＋２	佐　賀
ク	青　森	＋１	＋２	＋１	＋１				＋１	＋２	＋３	青　森
	秋　田	＋１	＋３	＋１	＋１				＋１	＋２	＋２	秋　田
	宮　崎	＋３	＋３	＋１				＋１	＋２	＋２	＋３	宮　崎
	沖　縄	＋２	＋４	＋１				＋１	＋２	＋２	＋２	沖　縄

（注）１　平成23年度の岩手、宮城及び福島の３県については、同年度の目安が、「各県ごとの被害状況等に十分に配慮」等した審議を求めた経緯を踏まえ、目安と改定額との差額を記載していない。

２　令和２年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

	年度 都道府県名	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	都道府県
	東京	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		東京
A	神奈川	10.1	10.1	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	神奈川
ラ	大阪	9.30	9.30	10.18	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1		大阪
ン	愛知	10.7	10.1	10.26	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	愛知
ク	埼玉	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼玉
	千葉	10.1	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	千葉
	京都	10.16	10.14	10.24	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1		京都
	兵庫	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	兵庫
B	静岡	10.14	10.12	10.12	10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4		静岡
	滋賀	10.20	10.6	10.25	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3	10.1	滋賀
ラ	茨城	10.8	10.6	10.19	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	茨城
	栃木	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	栃木
ン	広島	10.1	10.1	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		広島
	長野	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	長野
ク	富山	10.1	11.4	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	富山
	三重	10.1	9.30	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	三重
	山梨	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	10.9	山梨
	群馬	10.7	10.10	10.13	10.5	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	10.3	群馬
	岡山	10.27	10.24	10.30	10.5	10.2	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	岡山
C	石川	10.20	10.6	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	石川
	香川	10.5	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	香川
	奈良	10.7	10.6	10.20	10.3	10.7	10.6	10.1	10.4	10.5	10.1	奈良
ラ	宮城	10.29	10.19	10.31	10.16	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	宮城
	福岡	10.15	10.13	10.18	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	福岡
	山口	10.6	10.1	10.10	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5		山口
ン	岐阜	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	岐阜
	福井	10.1	10.6	10.13	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	福井
	和歌山	10.13	10.1	10.19	10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	和歌山
ク	北海道	10.6	10.18	10.18	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3		北海道
	新潟	10.7	10.5	10.26	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	新潟
	徳島	10.15	10.19	10.30	10.1	10.4	10.1	10.5	10.1	10.1	10.4	徳島
	福島	11.2	10.1	10.6	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	福島
	大分	10.20	10.4	10.20	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	大分
	山形	10.29	10.24	10.24	10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	山形
D	愛媛	10.20	10.24	10.31	10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	愛媛
	島根	11.6	10.14	11.6	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	島根
	鳥取	10.29	10.20	10.25	10.8	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	10.2	鳥取
ラ	熊本	10.20	10.1	10.30	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	熊本
	長崎	10.12	10.24	10.20	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	長崎
	高知	10.26	10.26	10.26	10.26	10.18	10.16	10.13	10.5	10.5	10.3	高知
ン	岩手	11.11	10.20	10.27	10.4	10.16	10.5	10.1	10.1	10.4	10.3	岩手
	鹿児島	10.29	10.13	10.27	10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	鹿児島
	佐賀	10.6	10.21	10.26	10.4	10.4	10.2	10.6	10.4	10.4	10.2	佐賀
ク	青森	10.16	10.12	10.24	10.24	10.18	10.20	10.6	10.4	10.4	10.3	青森
	秋田	10.30	10.13	10.26	10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.1	秋田
	宮崎	11.2	10.26	11.2	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	10.4	10.3	宮崎
	沖縄	11.6	10.25	10.26	10.24	10.9	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	沖縄

（4）　加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

（円）

ランク＼年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
全　国	737 (0.96)	749 (1.63)	764 (2.00)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)
Aランク	804 (1.52)	817 (1.62)	836 (2.33)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)
Bランク	725 (0.14)	734 (1.24)	747 (1.77)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)
Cランク	691 (0.73)	699 (1.16)	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)
Dランク	648 (0.78)	654 (0.93)	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)

（注）１　金額は適用労働者数による加重平均時間額である。
２　(　　)内は引上げ率(%)を示す。
３　各ランクは、各年度における適用ランクである。
４　平成23年度と平成29年度はランク区分の入替え（例えば平成29年度は、埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C）があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(5)　最高額と最低額及び格差の推移

区分＼年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
①　最高額（円）	837 東　京	850 東　京	869 東　京	888 東　京	907 東　京	932 東　京	958 東　京	985 東　京	1,013 東　京	1,013 東　京
②　最低額（円）	645 岩手 高知 沖縄	652 島根 高知	664 ※１	677 ※２	693 ※３	714 宮崎 沖縄	737 ※４	761 鹿児島	790 ※５	792 ※６
格差 ②／①×100	77.1	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2

※１　鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄
※２　鳥取、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄
※３　鳥取、高知、宮崎、沖縄
※４　高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
※５　青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
※６　秋田、鳥取、島根、高知、佐賀、大分、沖縄

(6)　地域別最低賃金引上げ率の推移

（単位：％）

	都道府県＼年度	平成２３	２４	２５	２６	２７	２８	２９	３０	令和元	2
	東　京	1.95	1.55	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00
A	神奈川	2.20	1.56	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10
ラ	大　阪	0.90	1.78	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	0.00
ン	愛　知	0.67	1.07	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	0.11
ク	埼　玉	1.20	1.58	1.82	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12	0.22
	千　葉	0.54	1.07	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	0.22
	京　都	0.27	1.07	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	0.00
B	兵　庫	0.68	1.35	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	0.11
	静　岡	0.41	0.96	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00
ラ	滋　賀	0.42	0.99	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	0.23
	茨　城	0.29	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24
ン	栃　木	0.43	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12
	広　島	0.85	1.27	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00
ク	長　野	0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12
	富　山	0.14	1.16	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12
	三　重	0.42	0.98	1.80	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19	0.11
	山　梨	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12
	群　馬	0.29	0.87	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24
C	岡　山	0.29	0.88	1.74	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	0.12
	石　川	0.15	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12
	香　川	0.45	1.05	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24
ラ	奈　良	0.29	0.87	1.57	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	0.12
	宮　城	0.15	1.48	1.61	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	0.12
	福　岡	0.43	0.86	1.57	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	0.12
ン	山　口	0.44	0.88	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37	0.00
	岐　阜	0.14	0.85	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	0.12
	福　井	0.15	0.88	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12
ク	和歌山	0.15	0.73	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	0.12
	北海道	2.03	1.99	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	0.00
	新　潟	0.29	0.88	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36	0.12
	徳　島	0.31	1.08	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	0.38
	福　島	0.15	0.91	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	0.25
	大　分	0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25
D	山　形	0.31	1.08	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	0.38
	愛　媛	0.47	1.08	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40	0.38
	島　根	0.62	0.93	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40	0.25
ラ	鳥　取	0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	0.25
	熊　本	0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38
	長　崎	0.62	1.08	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38
ン	高　知	0.47	1.09	1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	0.25
	岩　手	0.16	1.24	1.84	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38
	鹿児島	0.78	1.08	1.68	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26	3.81	0.38
ク	佐　賀	0.62	1.08	1.68	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25
	青　森	0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38
	秋　田	0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.25
	宮　崎	0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38
	沖　縄	0.47	1.24	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

監督指導結果の推移（平成24～令和３年、全国計）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（%）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（%）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（%）
平成24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
平成25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
平成26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
平成27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
平成28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
平成29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
平成30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
平成31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和２	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
令和３	9,308（※）	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7

（注）各年とも１月～３月の結果である。

（※）令和３年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を延期した。

業種別法違反の状況（令和３年１月～３月　全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%
01　製造業	2,920	269	9.2%	2,608	223	8.6%	312	46	14.7%
01　食料品製造業	943	77	8.2%	934	75	8.0%	9	2	22.2%
02　繊維工業	198	19	9.6%	198	19	9.6%	0	0	－
03　衣服その他の繊維製品製造業	287	27	9.4%	287	27	9.4%	0	0	－
04　木材・木製品製造業	48	5	10.4%	48	5	10.4%	0	0	－
05　家具・装備品製造業	53	6	11.3%	53	6	11.3%	0	0	－
06　パルプ・紙・紙加工品製造業	86	8	9.3%	86	8	9.3%	0	0	－
07　印刷・製本業	77	3	3.9%	76	3	3.9%	1	0	0.0%
08　化学工業	168	16	9.5%	167	16	9.6%	1	0	0.0%
09　窯業土石製品製造業	47	4	8.5%	34	2	5.9%	13	2	15.4%
10　鉄鋼業	8	2	25.0%	3	0	0.0%	5	2	40.0%
11　非鉄金属製造業	16	1	6.3%	8	1	12.5%	8	0	0.0%
12　金属製品製造業	153	6	3.9%	145	5	3.4%	8	1	12.5%
13　一般機械器具製造業	95	14	14.7%	41	7	17.1%	54	7	13.0%
14　電気機械器具製造業	187	32	17.1%	32	4	12.5%	155	28	18.1%
15　輸送用機械等製造業	43	3	7.0%	21	1	4.8%	22	2	9.1%
16　電気・ガス・水道業	4	2	50.0%	4	2	50.0%	0	0	－
17　その他の製造業	507	44	8.7%	471	42	8.9%	36	2	5.6%
02　鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	－
03　建設業	131	10	7.6%	131	10	7.6%	0	0	－
04　運輸交通業	42	7	16.7%	42	7	16.7%	0	0	－
01　鉄道・軌道・水運・航空業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	－
02　道路旅客運送業	30	6	20.0%	30	6	20.0%	0	0	－
03　道路貨物運送業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	－
04　その他の運輸交通業	0	0	－	0	0	－	0	0	－
05　貨物取扱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	－
１号～５号　計	3,097	286	9.2%	2,785	240	8.6%	312	46	14.7%
06　農林業	69	8	11.6%	69	8	11.6%	0	0	－
07　畜産･水産業	18	2	11.1%	18	2	11.1%	0	0	－
08　商業	3,812	287	7.5%	3,778	282	7.5%	34	5	14.7%
01　卸売業	619	38	6.1%	619	38	6.1%	0	0	－
02　小売業	2,585	216	8.4%	2,551	211	8.3%	34	5	14.7%
03　理美容業	561	32	5.7%	561	32	5.7%	0	0	－
04　その他の商業	47	1	2.1%	47	1	2.1%	0	0	－
09　金融・広告業	30	6	20.0%	30	6	20.0%	0	0	－
10　映画・演劇業	7	0	0.0%	7	0	0.0%	0	0	－
11　通信業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	－
12　教育・研究業	44	2	4.5%	44	2	4.5%	0	0	－
13　保健衛生業	462	27	5.8%	462	27	5.8%	0	0	－
01　医療保健業	107	7	6.5%	107	7	6.5%	0	0	－
02　社会福祉施設	328	19	5.8%	328	19	5.8%	0	0	－
03　その他の保健衛生業	27	1	3.7%	27	1	3.7%	0	0	－
14　接客娯楽業	1,385	111	8.0%	1,385	111	8.0%	0	0	－
01　旅館業	324	37	11.4%	324	37	11.4%	0	0	－
02　飲食店	973	68	7.0%	973	68	7.0%	0	0	－
03　その他の接客娯楽業	88	6	6.8%	88	6	6.8%	0	0	－
15　清掃・と畜業	167	8	4.8%	167	8	4.8%	0	0	－
16　官公署	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	－
17　その他の事業	214	14	6.5%	214	14	6.5%	0	0	－
01　派遣業	11	0	0.0%	11	0	0.0%	0	0	－
02　その他の事業	203	14	6.9%	203	14	6.9%	0	0	－
６号～１７号　計	6,211	465	7.5%	6,177	460	7.4%	34	5	14.7%
合計	9,308	751	8.1%	8,962	700	7.8%	346	51	14.7%

資料No.2

経済財政運営と改革の基本方針2021

（令和３年６月18日閣議決定）

＜関係部分抜粋＞

第１章　新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

１．経済の現状と課題

（当面の経済運営の課題）

今後とも、感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく。こうした取組が経済活動を拡大するための確固たる基盤となり、感染症を乗り越えて、更なる需要や成長に向けた投資意欲を呼び起こす。その上で、世界経済の回復ペースが加速していることを踏まえ、デフレに決して戻さないとの強い決意の下、外需を取り込みながらあらゆる政策を総動員して経済回復を確実なものとしていく。雇用を確保しつつ成長分野への円滑な労働移動を促進するとともに、賃上げモメンタムを維持・拡大し、成長と雇用・所得拡大の好循環を目指したマクロ政策運営を行っていく。

同時に、感染症により厳しい影響を受けた女性や非正規雇用の方々、生活困窮者、孤独・孤立状態にある方々などへのきめ細かい支援を継続し、コロナ禍が格差の拡大・固定化につながらないよう、目配りの効いた政策運営を行っていく。

４．感染症の克服と経済の好循環に向けた取組

（１）感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築

（略）

ワクチンについて、感染症の発症を予防し、死亡者・重症者の発生をできる限り減らすため、医療従事者等への接種を進め、大規模接種も活用して、希望する高齢者への接種を本年７月末を念頭に完了させる。また、希望する全ての対象者への接種を本年10月から11月にかけて終えることを目指す。引き続き、効果的な治療法、国産治療薬の研究開発・実用化の支援及び国産ワクチンの研究開発体制・生産体制の強化を進めるとともに、新たな感染症に備え、国内のワクチン開発・生産体制の強化のため、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」を着実に推進する。そのために必要な取組の財源を安定的に確保する。

（略）

（２）経済好循環の加速・拡大

日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まずは感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事

業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期す。その上で、民需主導の自律的な経済回復の実現に向け、技術革新・イノベーションを起こしつつ、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に喚起しながら、新分野への展開等の事業者の前向きな取組や、人材への投資、成長分野への円滑な労働移動を強力に推進するなど守りから攻めの政策へと重心を移し、経済全体の生産性を高め、最低賃金の引上げを含む賃金の継続的な上昇を促す。世界経済が回復していく中で、国際経済連携を強化しつつ、中小企業の輸出や農水産物輸出の振興、インバウンドの再生、航空・空港・海事関連といった国際交通を支える企業の経営基盤強化等を通じて、外需を日本の成長に取り込んでいく。また、ワクチンの接種証明について、不当な差別につながらないこと等に留意しつつ、速やかに検討を進め、成案を得る。

事業者への支援については、感染拡大防止の局面では、引き続き、営業時間短縮要請等に応じる事業者に対する規模に応じた協力金のできる限り迅速な支給や当面本年末まで継続する政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等により事業継続を支える。また、特に深刻な影響を受けている事業者に対し、資本性資金を通じた財務基盤の強化を着実に実行する。同時に、感染防止対策やテレワークを含む感染リスクの低いビジネスモデルへの転換を図る投資等の取組を重点的に支援するとともに、ポストコロナの新しい経済に対応する事業再構築やデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）に向けた企業の挑戦に対し、補助金や税制、金融支援の着実な実行を通じて強力に後押しする。感染状況が落ち着いている地域では、感染防止対策を徹底した上で、まずは県内観光の割引事業等の支援により、感染症により甚大な影響を受けた需要の回復を図る。

雇用と生活への支援として、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、在籍型出向を通じた雇用確保を支援する助成の活用促進やマッチング支援の強化、感染症の影響による離職者のトライアル雇用への助成等によるグリーン・デジタル、介護・障害福祉等の成長分野や人手不足分野への円滑な労働移動や、セーフティネットとしての求職者向けの支援、働きながら学べる環境の整備、リカレント教育等の人的投資支援を強力に推進する。雇用保険について、これらの施策を適切に講じ、セーフティネット機能を十分に発揮できるよう、その財政運営の在り方を検討する。非正規雇用労働者など感染症のより厳しい影響を受け、生活に困窮する方々に対しては、住まいの確保を含め生活を下支えする重層的なセーフティネットによる支援に万全を期すとともに、デジタル分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化等を通じ自立を支援する。女性を中心とする自殺者の増加に対するＳＮＳを含むきめ細かい相談支援のほか、望まない孤独・孤立を抱える方々に対する民間団体等を通じた寄り添い型の支援を引き続き強力に後押しする。

引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

第２章　次なる時代をリードする新たな成長の源泉～４つの原動力と基盤づくり～

３．日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元気にしていく。

（１）地方への新たな人の流れの促進

地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業等をきっかけとして、地方をフロンティアと捉える都市部人材が地方に移住・定着できるよう取り組む。このため、地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に１万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化する。地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する。

関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しする。多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

（２）活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出

感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、ＥＣ活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。

下請中小企業における労務費等の上昇を取引価格に円滑に転嫁できるよう、大企業と中小企業のパートナーシップ構築を推進するとともに、特定の期間を設定して下請取引の特別調査を行うこと等により下請取引の価格交渉を推進する。あわせて、官公需において労務費の円滑な価格転嫁を図るため、官公庁が最低賃金額の改定を踏まえて契約金額に関して必要な確認を行う措置を適切に講ずる。

（３）賃上げを通じた経済の底上げ

民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績[52]を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

また、本年４月に中小企業へ適用が拡大した「同一労働同一賃金」に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を支援する。

（４）観光・インバウンドの再生

観光関連産業は約 900 万人が従事し、地方を支えている。我が国の自然、気候、文化、食といった魅力は失われておらず、観光立国実現に官民一丸で取り組む。

Ｇｏ Ｔｏトラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて取扱いを判断することとし、宿泊施設・観光地等での感染拡大防止策を徹底した上で、地域観光事業支援を実施する。ワーケーションや休暇取得促進等により旅行需要平準化を図り、混雑を低減させる。

観光客が戻るまでの時間を活用し、観光業や観光地の再生のため、宿泊施設や飲食、土産物店等の施設改修や廃屋撤去、経営力底上げやＤＸ推進等による収益性・生産性向上、金融機関等と連携した宿泊施設再生、地方自治体等の観光施設への民間活力導入等に取り組む。

地域内の縦割りを超えた観光業と異業種の連携によるコンテンツ造成や、デジタル技術も活用した観光資源の磨き上げ、スノーリゾート整備や国立公園の滞在環境上質化、古民家等の歴史的資源の面的活用、文化観光拠点等の整備や三の丸尚蔵館の美術品等の地方展開等を進める。日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

多言語表記やバリアフリー、ＣＩＱ等の受入環境整備、観光地への交通の充実、上質なサービスを求める観光客誘致のための取組を進める。国内外の感染状況等を見極めながら、小規模分散型パッケージツアーの試行等により、安心・安全な旅行環境整備を目指す。

ＩＲ整備は、厳格なカジノ規制の実施を含め、所要の手続を着実に進める。

---

[52] 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年６月２日閣議決定）において「最低賃金については、年率３%程度を目途として、名目ＧＤＰ成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016 年 3.1%、2017 年 3.0%、2018 年 3.1%、2019 年 3.1%と引き上げられている。なお、2020 年は、0.1%の引上げとなった。

第３章　感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

７．経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・ＥＢＰＭ推進

（基本的考え方）

「経済あっての財政」との考え方の下、引き続き、感染症の影響など経済状況に応じた機動的なマクロ経済運営を行うとともに、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現、海外需要の取込み等を通じ、デフレ脱却・経済再生に取り組み、実質２％程度、名目３%程度を上回る成長、600 兆円経済の早期実現を目指す。それに向け、ワイズスペンディングの徹底と４つの成長の原動力への予算の重点配分、広く国民各層の意識変革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、ＰＰＰ／ＰＦＩや共助も含めた資金・人材面での民間活力の最大活用などの歳出改革努力を続けていく。あわせて応能負担の強化などの歳入改革を進めて行く。

第４章　当面の経済財政運営と令和４年度予算編成に向けた考え方

１．当面の経済財政運営について

政府は、決してデフレに戻さないとの決意を持って、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指す。

当面は、感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な影響に対して、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じ、国民の命と暮らしを守り抜く。さらに、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に呼び込みながら、人材への投資と円滑な労働移動を強力に進めることにより、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の自律的な成長軌道の実現につなげる。このため、令和２年度第３次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び令和３年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、２%の物価安定目標を実現することを期待する。

２．令和４年度予算編成に向けた考え方

① 前述のように、感染症の影響等の経済状況に応じて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行うことにより、経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、生産性向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現を図る。

② 団塊の世代の 75 歳入りも踏まえ、将来世代の不安を取り除くため、全世代型社会保障改革を進めるとともに、経済・財政一体改革を着実に推進し、社会保障関係費、一般歳出のうち非社会保障関係費、地方の歳出水準について、第３章で定める目安に沿った予算編成を行う。

③ グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的な資源配分（メリハリ付け）を行う。

④ 歳出全般について、徹底したワイズスペンディングを実行するとともに、歳入面での応能負担を強化するなど、歳出・歳入両面の改革を着実に実行していく。

資料No.3

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ
（令和３年６月 18 日閣議決定）

＜関係部分抜粋＞

成長戦略実行計画

第 10 章 足腰の強い中小企業の構築

１．中小企業の事業継続と事業再構築への支援

今後もコロナ禍の影響を受ける中小企業の事業継続の支援に万全を期すとともに、積極的に事業再構築に取り組む中小企業を支援するため、事業再構築補助金の不断の見直しを図る。

２．中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

中堅企業に成長し、海外で競争できる企業を増やすため、民間支援機関との連携により海外展開するまでの伴走支援を強化する。

中小企業の円滑な事業承継を後押しするとともに、中小企業が M&A の支援を適切に活用できる環境を整備する。具体的には、①事業承継・引継ぎ支援センターの強化や、②簡易な企業価値評価ツールの整備、③M&A 支援機関に係る登録制度や自主規制団体の設立など支援機関の適切な取組を促す仕組みの構築を図る。

ドイツのフラウンホーファー研究機構による強い中小企業群創出のモデルを参考に、既存の研究開発機関の機能強化の検討等を含め、意欲ある中小企業の支援態勢を検討する。

３．大企業と中小企業との取引の適正化

（１）下請取引の適正化

下請業者への取引価格のしわ寄せを防ぐため、監督体制を強化する。また、業界による自主行動計画の策定を加速するとともに、業界だけでなく、個別企業による取組強化についても、コーポレートガバナンスの改善の一環として促進する。

（２）大企業と中小企業の連携促進

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言について、官民をあげて周知や働きかけを実施し、本年度中に 2,000 社の宣言を目指すとともに、宣言の拡大などを通じ、大企業と中小企業の連携強化を図っていく。

（３）約束手形の利用の廃止

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、５年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて 60 日以内への短縮化を推進する。さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

（４）系列を超えた取引拡大

電子受発注システムの標準化等を通じて、中小企業のみならず発注側企業等も含めたシステムの利用を促進し、中小企業・小規模事業者の系列を超えた取引拡大を促す。

４．地域の中小企業・小規模事業者等への支援

地域の中小企業、小規模事業者等は、地域の雇用のみならず、人口が特に減少している地域社会において地域を支える重要な機能を果たしている。これらの事業者の生産性向上を図りつつ、生活に不可欠な機能の確保を図るため、地方自治体と国が連携して、地域づくりの担い手の創出や、中小企業・小規模事業者等による地域コミュニティを支える取組を強化していく。

５．官民連携による経営支援の高度化

コロナ禍から立ち上がろうとする事業者が、適切な経営支援を受けられるよう、各地域で民間も含む支援機関のネットワークを構築するとともに、個々の支援機関の専門性等の見える化を図る。その一環として、身近な支援機関である中小企業診断士に求められる専門分野の見える化を進める。

成長戦略フォローアップ

はじめに

本成長戦略フォローアップにおいては、以下のとおり、成長戦略実行計画の構成に基づき、これまでの成長戦略の進捗及び新たな取組について記載するものとする。

４．「人」への投資の強化

（３）兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

ⅳ）生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

（略）

③賃金

・民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績[3]を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

（略）

（６）労働移動の円滑化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

ⅰ）雇用の維持と労働移動の円滑化

・雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく。
・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業でシフト制等の勤務形態で働く労働者が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする。
・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主

[3] 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年６月２日閣議決定）において「最低賃金については、年率３%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016 年 3.1%、2017 年 3.0%、2018 年 3.1%、2019 年 3.1%と引上げられている。なお、2020 年は、0.1%の引上げとなった。

が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、産業雇用安定助成金により出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う。
・労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化する。
・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行雇用する事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援する。
・職業訓練の訓練期間や訓練内容について、短期間の訓練やオンライン受講を始めとする多様化・柔軟化を行い、利用しやすい制度とするとともに、ハローワークにおいて、離職者、休業者等に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などを実施する。
・労働移動支援助成金の早期雇入れ支援コースにおいて成長企業へ再就職する場合に助成額の加算を行う。
・労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進する労働者協同組合法について、円滑な施行を図る。
・スタートアップの経営人材についてヒアリングやアンケート調査を実施するとともに、2021 年度は、スタートアップの成長に寄与する人材を効率的・効果的にマッチングする好連携の創出を支援し、またその中で得られた知見や事例を成果として取りまとめて公表することで、民間市場で広く成果が活用され、スタートアップへの人材流動の大規模化かつ加速化を目指す。

９．足腰の強い中小企業の構築

（１）中小企業の事業継続と事業再構築への支援

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

ⅰ）事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援

・事業承継･引継ぎ支援センターによる事業承継･引継ぎのワンストップ支援が 2021 年４月から開始されたことを契機に、本センターの人材強化や域内外の民間事業者等との連携強化を行うとともに、2021 年度及び 2022 年度に事業承継診断を抜本的に見直し、これを通じたプッシュ型事業承継支援や後継者不在の中小企業と他者とのマッチング等による事業承継・引継ぎの一体的な支援を強化する。
・法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制の活用促進も含め、新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑な事業承継・引継ぎが進むよう、M&A を含む事業承継について集中的な広報を実施する。
・2021 年度から、定期的な情報交換や研修、優良事例の横展開等を通じて、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会を連携させ、スポンサー型再生を円滑に実施する体制を各地域に整備する。
・事業承継や事業引継ぎに伴う転廃業に必要となる費用の支援に加え、M&A を追求してもなお転廃業を選択せざるを得ない場合に早期に専門的な相談や支援が受けられるよう、専門機関等と連携しつつ、経営資源の引継ぎへの事業承継・引継ぎ支援センターによる切れ目のない支援を行う。
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援のため、中小企

業再生支援協議会において、窓口相談、既往債務に係る最長１年間の元金返済猶予要請、並びに既往債務に新規融資を含めた関係金融機関調整の上での資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスケジュール支援）を行う。
・中小企業再生支援協議会において、事業者の希望に応じて事業再生支援専門家を紹介する取組を 2021 年度中に開始する。また、事業再生支援体制の強化に向け、事業再生支援の専門家育成等を検討する。
・経営者保証に依存しない融資の促進を図るため、中小事業者や金融機関等に対する「経営者保証に関するガイドライン」や「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」等の周知を引き続き行う。また、金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等の活用や事業者の経営者保証に関するニーズに対する円滑な支援が実施できるように、事業承継・引継ぎ支援センター内の業務フローの見直し等を行い、事業承継・引継ぎ支援センターと外部機関等との連携を一層強化する。

ⅱ）事業再構築への支援
・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中小企業の設備投資・IT 導入・販路開拓等を支援する中小企業生産性革命推進事業について、生産性の向上に加え、感染拡大の抑制を図るビジネスについて重点的に支援を行う。このうち、ものづくり補助金においては付加価値額年率 3.0%増、IT 導入補助金においては、労働生産性年率 3.0%増を達成する事業計画の策定を引き続き求める。
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的に伴走支援を実施すること等を条件に信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」等により、中小企業者の経営支援等を進める。
・日本政策金融公庫等が、新分野展開、業態転換等に向けた設備投資の適用利率を引き下げ、事業再構築等に必要な資金繰りを支援する。
・地域金融機関と政府系金融機関、官民連携ファンド等において、資本性劣後ローンの積極的な活用を含め資本性資金の供給を推進する。
・引き続き、DBJ の特定投資業務等を活用して、地域金融機関等との共同ファンド等を通じたノウハウの共有や人材育成等を行うとともに、事業承継ファンドへの LP 出資等を行うことで、地域の中堅・中小企業の事業転換・事業承継等による成長を促進する。
・株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が悪化した地域の主たる中堅・中小企業等の経営改善等のため、事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を進める。
・地方の中堅企業等による都市部の若者人材の採用を促進するため、採用戦略の策定からデジタル求人ツールの活用、リモート面接の実施までの一連の採用プロセスにおける最適な手法を 2021 年に実証した上で、得られる結果も踏まえて、都市から地方への人材マッチング市場の拡大に向けた普及策を講ずる。
・新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、地域の中小企業・小規模事業者の成長・生産性向上と地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築の両立に向け、「先導的人材マッチング事業」を継続するほか、2020 年度にトライアル実施している「事業者支援ノウハウ共有サイト」の本格稼働や、「Re:ing/SUM（Regional Banking Summit）」における地域金融機関の特徴的な事例の発掘等を通じて、事業者支援体制を強化する。
・買い物弱者対策や高齢者見守りなど、地域住民にとって必要不可欠なサービスを

持続的に提供するため、2021 年度中に地域内外の組織が連携する体制構築の検討を深めた上で、全国で新たに 10 程度の連携体制を構築するとともに、複数の地域に共通する地域・社会課題を抽出し、ビジネスの手法を活用してその解決を図る取組を促進する。
・事業者支援を全国でかつ同時に進めるため、関係省庁において AI や ICT を活用した能率的で効果的な支援の方法や業種等ごとの共通的で典型的な事業再生の手法等の研究を行う。
・地域の核となる企業・産業の育成を推進するため、地域金融機関による地域の創業・事業展開・事業承継の支援を促す。

（２）中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

ⅰ）中堅・中小企業の海外展開支援

（販路開拓支援・人材・金融面の支援）

・新型コロナウイルス感染症拡大のため海外との販売チャネル作り等が難しくなっていることを踏まえ、新輸出大国コンソーシアムや中小企業海外展開現地支援プラットフォームを通じて海外現地での支援を拡充する。
・デジタルマーケティング情報を踏まえた商品改良や EC サイト上での PR 手法の改善、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の海外 EC サイトに設置する「ジャパンモール」への出展や EC 事業者のニーズに沿った商品提案の支援などを通じて EC やオンライン商談などを活用する支援を強化する。
・中小企業の海外展開の成功率や取引の継続率の大幅な向上を図るため、JAPAN ブランド育成支援等事業により、現地の市場開拓に精通し支援ノウハウ・実績のある民間支援事業者との連携を前提とした中小企業の海外展開支援を行う。
・中堅・中小企業の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築を目的として、民間事業者による越境 EC 事業や SDGs 分野での新事業創出といった新たなビジネスモデルの実証を支援する。

（海外進出支援）

・新型コロナウイルス感染症の拡大により海外現地での契約関係や労働関係でのトラブルが増加する中、国際的な人の往来が制限されていることから、在外公館における弁護士を活用した企業支援やインフラアドバイザーを活用した支援を推進する。また、進出先国の人権状況・水準の向上のための取組を含め、日本企業の現地での一層の人権尊重に資する取組を行う。
・中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、株式会社日本貿易保険（NEXI）が 2021 年１月に開始した特定国・特定セクターの海外商社（バイヤー）情報一覧を無料で提供するサービスを周知する。
・国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について 2021 年度中に結論を出すとともに、最先端の ICT を備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

ⅱ）規模拡大を通じた労働生産性の向上

・連携の在り方の見直しも含め、M&A 支援機関との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、「事業承継・引継ぎ支援センター」の機能強化を図る。
・事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家の活用費用や表明保証保険の保険料等を支援する事業承継・引継ぎ補助金等について、中小企業の更なる利便性向上を図る。
・後継者不在の中小企業の経営資源等を活用しつつ、リスクやコストを抑えた創業を促すため、事業承継・引継ぎ補助金も活用しながら、他者の経営資源を引き継いで行う創業（経営資源引継ぎ型創業）を支援する。
・M&A を経営戦略の一部として捉え、M&A 後の経営統合も含めた一体的な取組が促されるよう、M&A 後の経営統合（PMI）の在り方に関する指針を 2021 年度中に策定する。
・サーチファンド等の新たな投資分野への取組の促進等、中小企業経営力強化支援ファンドの活用を含め、中小企業向けファンドの裾野の拡大に向けた取組を進める。
・中小企業を当事者とする M&A の譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&A に関する知識や経験が十分でない中小企業においても M&A 支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、2021 年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他の M&A 支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。
・2021 年度中に事業承継・引継ぎ補助金と連携した M&A 支援機関の登録制度の創設をすることにより、民間仲介業者等による自主規制団体の創設と併せて、中小企業が M&A に関する適切な支援を受けられる環境を整備する。
・国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）と都道府県の公設試験研究機関（公設試）が適切な連携・役割分担の下で、中小・中堅企業等における生産性向上や企業間連携につながるデジタル化等を支援すべく、2020 年度に開始した産総研と公設試等の連携による中小・中堅企業等への IoT 活用に係る普及啓発・人材育成等の取組を一層推進する。

（３）大企業と中小企業との取引の適正化

ⅰ）下請取引の適正化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の執行について、公正取引委員会の執行体制強化を検討する。中小企業庁でも、2022 年度における下請検査官や下請取引Ｇメンの体制強化による中小企業の取引の実態に関する情報収集の強化を検討する。あわせて、中小企業庁と公正取引委員会の連携を強化し、収集した中小企業の声を法執行につなげる体制を強化する。
・改正下請振興法に基づく下請Ｇメンによる調査等を活用し、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係省庁が連携して取り組む。また、課題を抱える業界による新たな下請ガイドラインや自主行動計画の策定につなげる。

・改正下請振興法に基づき、デジタル技術の活用等による中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者を認定する制度を創設するとともに、金融支援等を行うことにより、下請中小企業における従来の取引関係に依存しない新たな取引機会の創出や適正な価格転嫁等による取引の透明化等を図る。

ⅱ）大企業と中小企業の連携促進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

ⅲ）約束手形の利用の廃止

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

ⅳ）系列を超えた取引拡大

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（４）地域の中小企業・小規模事業者等への支援

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・GoTo 商店街事業は、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断する。
・地域の持続的発展を促進するため、2021 年度に地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業により、中小商業者等が地方公共団体と連携しながら新たな需要の創出につながる魅力的な機能を導入するための実証支援を行う。

（５）官民連携による経営支援の高度化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・各都道府県の「よろず支援拠点」において、中堅企業への成長を促すため、新たに民間も取り込んだ支援機関のネットワークを構築する。そのため、2021 年度に意欲のある中小企業に対する積極的な支援を行うモデル実証拠点を選定し、2022 年度以降、全国へ展開する。

（６）デジタル化を通じた生産性向上

・2021 年度中に AI の実装スキルを持つ人材 600 人の育成や中小企業との協働の仕方の検証をし、AI の実装スキルを持つ人材を介した企業の生産性向上の仕組みを確立するとともに地方大学等を通じて普及させる。
・「AI 導入ガイドブック」（外観検査・需要予測版）の普及を図るとともに、2021 年度中に「AI 導入ガイドブック」の新規テーマを検討し公表する。
・新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、中小企業でのテレワーク導入を促進

するため、テレワークに資するソフトウェア・通信機器等の導入支援等を行う。
・地域未来牽引企業等の地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組みの整備や活動等の支援、デジタル人材の育成等を促進する。
・中小企業庁の全ての行政手続を 2023 年度までに電子化し、中小企業施策の活用状況や施策活用結果など国が保有するデータを民間ビジネスに開放し、中小企業を支援する民間サービス市場の創出と活性化を目指す。
・国が保有する補助金等のデータを民間に開放し中小企業を支援する民間サービスの創出を促すとともに、中小企業向けの経営支援の専門家や支援ビジネス事業者などを巻き込んだコミュニティ形成のため、中小企業の経営相談や新しいビジネスパートナーをオンライン上で見つけられる仕組みを 2022 年度までに構築する。

資料No.4

新型コロナウイルス感染症関係資料

目次

１．感染症の発生状況

○国内の発生状況　＜厚生労働省＞
○都道府県別の発生動向　＜厚生労働省＞
○海外の発生状況　＜WHO＞
○国内、海外のワクチン接種状況

２．経済・雇用指標等

（ア）全国の状況
○世界経済・日本経済の見通し　＜OECD Economic Outlook＞
○世界経済・日本経済の見通し　＜世界銀行 GEP＞
○基調判断　＜月例経済報告＞
○令和３年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和３年１月18日閣議決定）
○需要項目別の四半期別GDP速報
○雇用情勢（有効求人倍率、完全失業率）の推移　＜職業安定業務統計、労働力調査＞
○新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響　＜JILPT・連合総研共同研究調査＞
○雇用形態別・性別にみた雇用者数の動向　＜労働力調査＞
○雇用形態別にみた休業者数の動向　＜労働力調査＞
○性・年齢階級別にみた非労働力人口の動向　＜労働力調査＞

（イ）地域別の状況
○地域別にみた景気の現状判断、先行き判断ＤＩ　＜景気ウォッチャー調査＞
○都道府県別にみた新規求人数の動向　＜職業安定業務統計＞
○ランク別にみた完全失業率、非労働力人口、有効求人倍率　＜労働力調査モデル推計値、職業安定業務統計＞

（ウ）産業別の状況
○産業別にみた新規求人数の動向　＜職業安定業務統計＞
○産業別・性別にみた雇用者数の動向　＜労働力調査＞
○産業別・性別にみた休業者数（割合）の動向　＜労働力調査＞
○産業別にみた給与・労働時間の動向　＜毎月勤労統計調査＞
○産業別にみた企業の経常利益、資産、負債　＜法人企業統計＞
○産業別にみた雇用調整実施事業所割合　＜労働経済動向調査＞
○第３次産業活動指数

３．政府の対策と実施状況

○国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和２年12月8日閣議決定）
○各種支援策一覧
○新型コロナウイルス感染症対応のための一連の経済財政政策の経済効果（令和２年12月８日閣議決定）
○経済対策・各種施策の進捗状況
○雇用調整助成金の申請・支給状況
○生活福祉資金貸付制度の実施状況
○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

1. 感染症の発生状況

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

陽性者数（日毎）

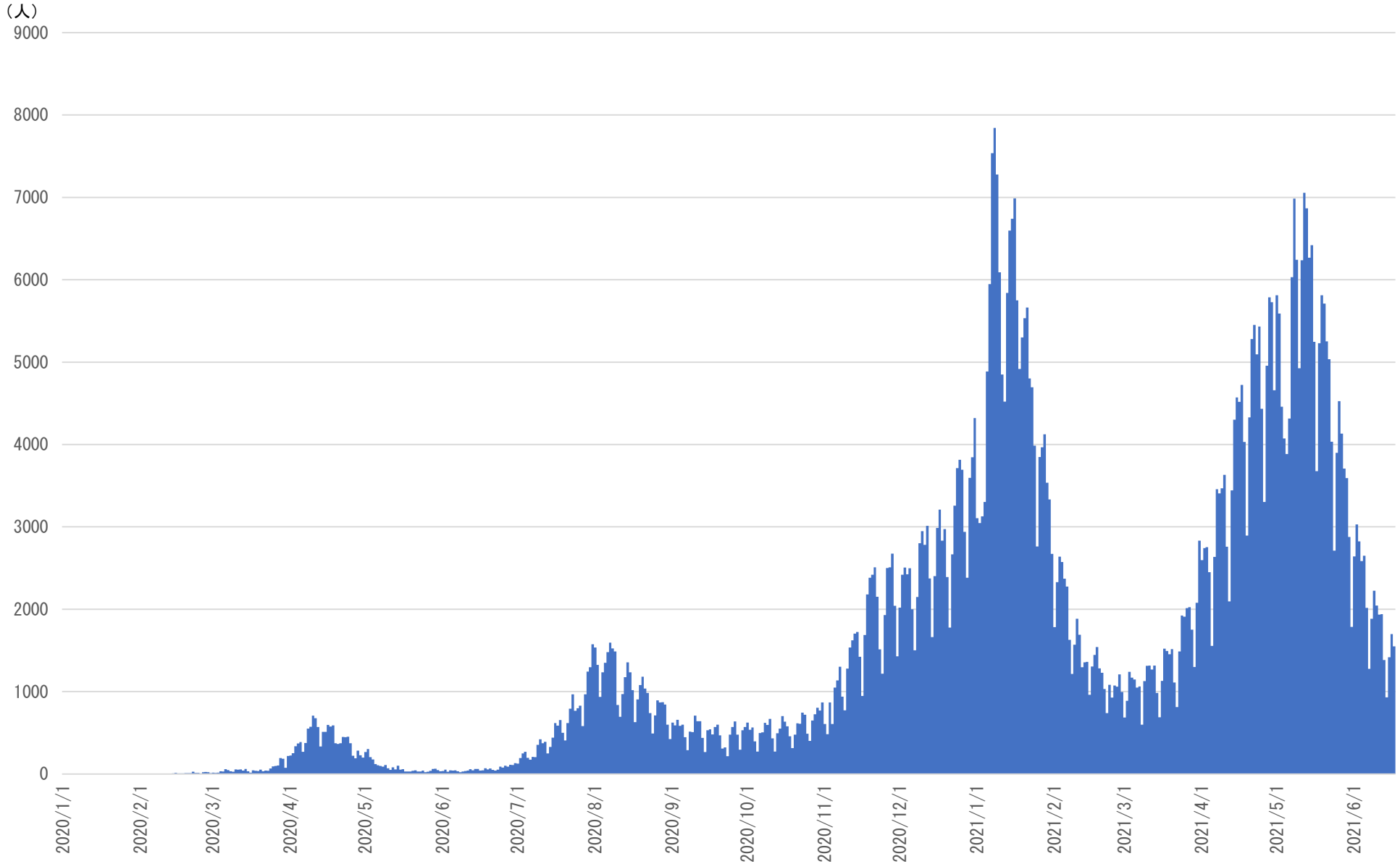

（資料出所）厚生労働省「オープンデータ」（https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html）（令和3年6月18日取得）をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

新型コロナウイルス感染症の都道府県別発生動向

		陽性者数の累計（令和３年６月17日現在）（人）	人口10万人あたりの累計陽性者数（人）			陽性者数の累計（令和３年６月17日現在）（人）	人口10万人あたりの累計陽性者数（人）
Ａランク	東京都	167,868	1,206	Ｃランク	石川県	3,894	342
	大阪府	102,144	1,160		和歌山県	2,655	287
	神奈川県	64,890	705		山口県	3,090	228
	愛知県	50,070	663		徳島県	1,650	227
	千葉県	38,816	620		香川県	2,079	217
	埼玉県	45,317	617		新潟県	3,382	152
	Ａランク計	469,105	884		福井県	1,077	140
Ｂランク	兵庫県	40,611	743		Ｃランク計	135,791	487
	京都府	16,415	636	Ｄランク	沖縄県	19,881	1,368
	広島県	11,302	403		熊本県	6,425	368
	滋賀県	5,470	387		佐賀県	2,543	312
	茨城県	10,200	357		大分県	3,475	306
	栃木県	6,739	348		宮崎県	3,062	285
	三重県	5,164	290		福島県	4,741	257
	静岡県	8,946	245		高知県	1,699	243
	長野県	4,949	242		長崎県	3,087	233
	山梨県	1,868	230		鹿児島県	3,621	226
	富山県	1,985	190		愛媛県	2,745	205
	Ｂランク計	113,649	431		青森県	2,452	197
Ｃランク	北海道	40,794	777		山形県	2,017	187
	福岡県	35,112	688		岩手県	1,620	132
	奈良県	8,121	611		鳥取県	466	84
	岐阜県	9,318	469		島根県	551	82
	群馬県	7,994	412		秋田県	764	79
	岡山県	7,568	400		Ｄランク計	59,149	315
	宮城県	9,057	393	全国計		777,843	617

（資料出所）厚生労働省「各都道府県の検査陽性者の状況（空港・海港検疫、チャーター便案件を除く国内事例）」（2021/6/17 24時時点）、総務省「人口推計」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

（注）１．空港・海港検疫、チャーター便案件を除く国内事例。
２．人口は令和元年10月１日現在のものを用いている。

（参考）新型コロナウイルス感染症の海外発生動向（確定症例数・全地域）

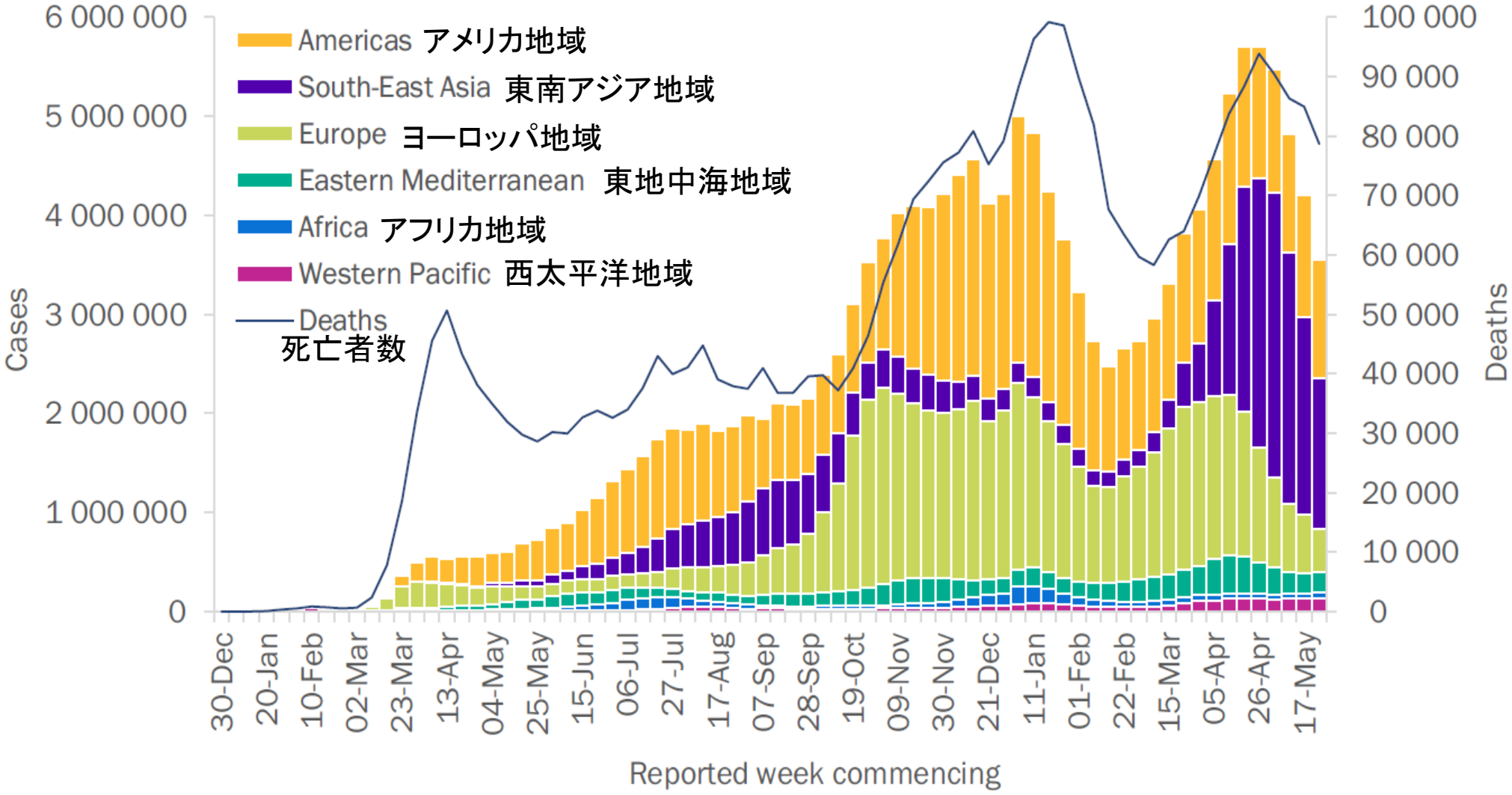

（資料出所）WHO “COVID-19 Weekly Epidemiological Update Edition 42, published 1 June 2021”

国内のワクチン接種状況

新型コロナワクチン総接種回数の推移

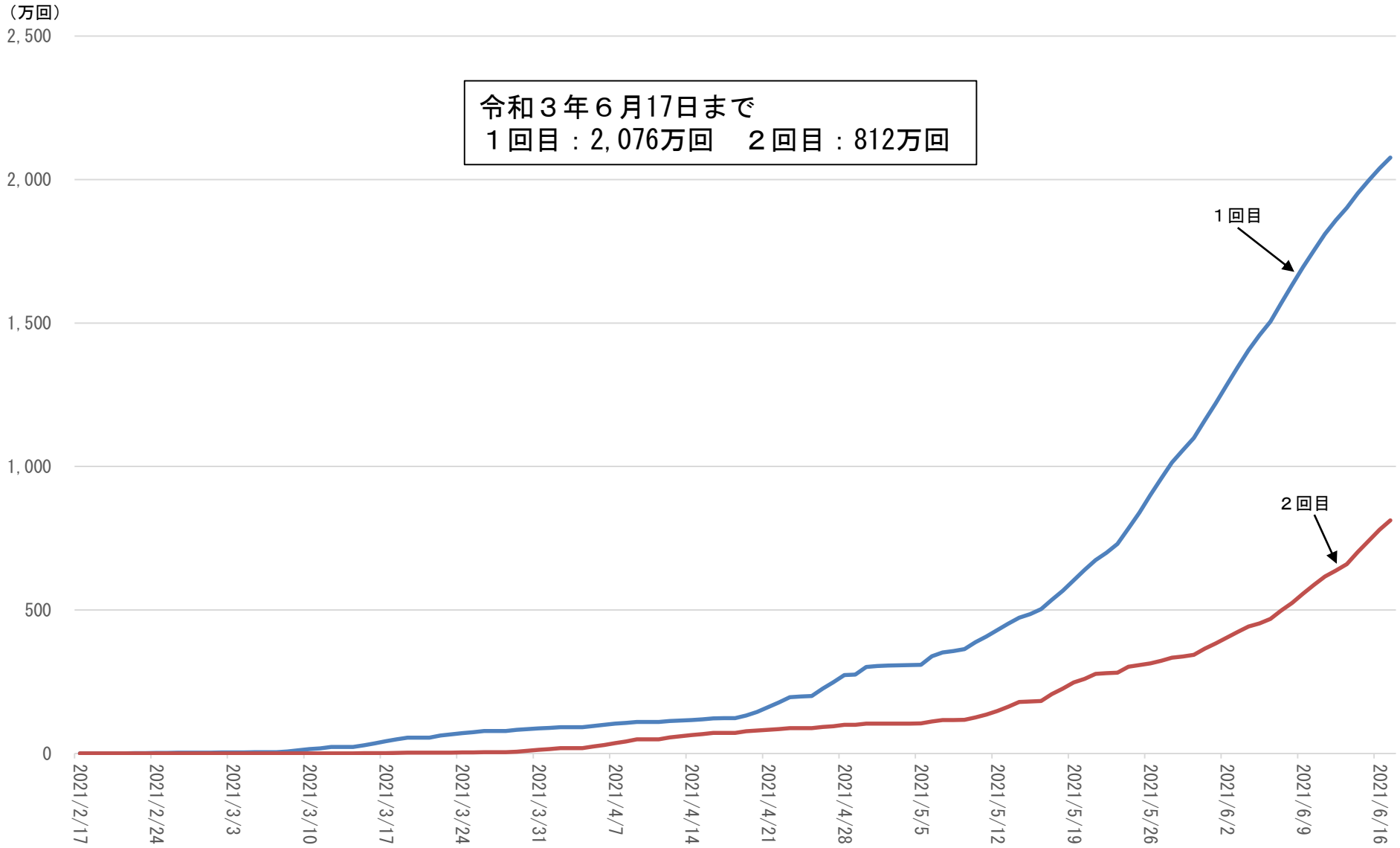

（資料出所）厚生労働省ホームページ及び首相官邸ホームページ掲載のデータ（令和３年６月18日取得）をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。
（注）１．医療従事者等と高齢者等の合計。
　　２．医療従事者等については、土日祝日分は、次の平日分に合わせて計上されている。

（参考）海外のワクチン接種状況

新型コロナウイルスのワクチンを少なくとも1回受けた者の割合

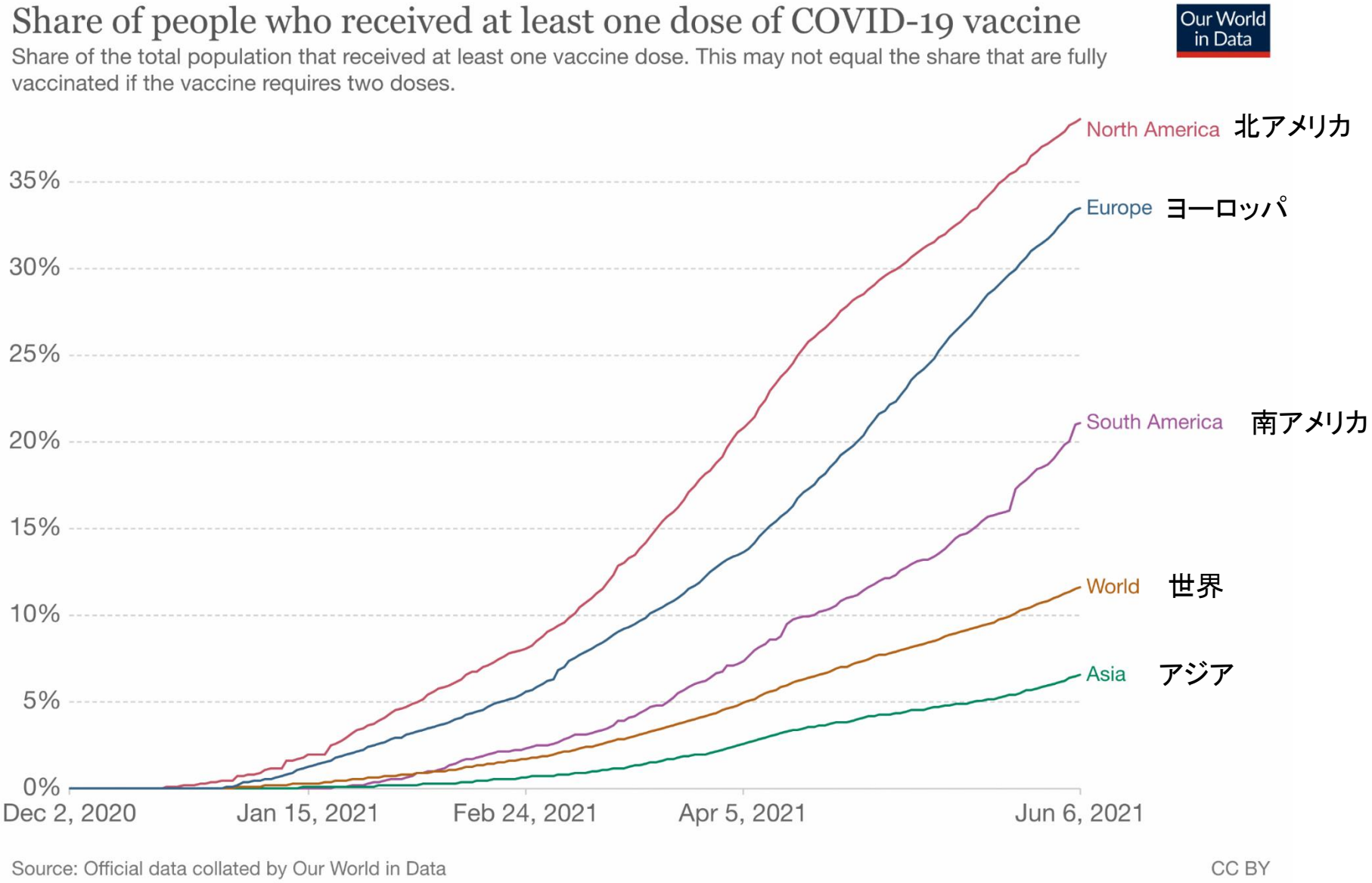

（資料出所）“Our World in Data”（https://ourworldindata.org/covid-vaccinations）から令和3年6月6日に取得したデータをもとに厚生労働省労働基準局において作成。

２．経済・雇用指標等

（ア）全国の状況

世界経済・日本経済の見通し（OECD Economic Outlook）

【OECD】

－ 世界経済は改善したが、国による違いが大きい

世界経済は明るくなったが、通常と異なる様相を見せている。国間の不均衡が続くとみられ、また、これは、ワクチン接種計画の有効性や公衆衛生政策に左右される。いくつかの国は、他より早い経済回復を示している。韓国やアメリカは、一人当たり所得が、（パンデミック発生から）18か月でパンデミック前に戻りつつある。多くのヨーロッパ諸国は、経済回復に3年近くかかるとみられる。メキシコや南アフリカは、3～5年かかる可能性がある。

－ 成長率予測は、上方修正

2021年の世界経済成長率は、5.8%と予測される。これは、昨年12月時点の当エコノミックアウトルックの予測（4.2%）と比べて、急激な上方修正である。多くの経済先進国でのワクチン接種やアメリカでの財政による経済刺激が、これに寄与した。2022年の世界経済成長率は、4.4%と予測される。しかし、2022年末までの総所得は、感染発生前の予測を3兆ドル下回る。3兆ドルというのは、フランスの経済規模に匹敵する額である。日本は、2021年に2.6%、2022年に2.0%の成長が見込まれる。

－ より多くのジャブ（注射）、より多くのジョブ（職）

COVID-19ワクチンを国民に早く接種した国、効果的な公衆衛生戦略で感染を抑制する取り組みを進めている国では、より早い経済回復が見込まれる。アメリカでは、観光業も含め、求人登録が増加している。しかし、多くの経済先進国でワクチン接種が進む一方で、貧しい新興市場国が取り残されている。「すべての人が守られない限り、誰一人守られない。」

－ 商取引が不均衡な回復に影響

国による回復力の違いは、各国の、①政府による脆弱な労働者や業種へ支援、②観光業など一定の業種への依存度合い、③公衆衛生やワクチン政策、に左右される。また、商取引も関係する。パンデミックが始まって以来、消費者は、サービス支出を抑え、モノへの支出を増やした。こうした購買行動は、サプライチェーンに深く組み込まれた国々、とくに医薬品、医療器具、IT機器を供給する国々に恩恵をもたらした。

資料出所：OECD「Economic Outlook, Volume 2021 Issue 1」（2021年5月31日公表）より抜粋。

世界経済・日本経済の見通し（世界銀行 Global Economic Prospects）

【世界銀行】

2021年、世界経済は5.6%の成長が見込まれる。これは景気後退からの回復として80年来で最速のペースであり、いくつかの主要国の力強い回復によるところが大きい。ただし、新興国・途上国の多くは依然として、新型コロナウイルス感染症の世界的流行とその影響を受けている。

回復が進む中でも、今年末時点の世界GDPは、危機以前の予測を約2%下回るだろう。新興国・途上国の約3分の2にとって、国民一人当たり所得の減少が2022年までに解消されることはないとみられる。低所得国ではワクチン接種が進んでおらず、感染症危機の影響により貧困削減の成果が失われ、不安定性をはじめ長期的な課題に拍車がかかっている。

主要国の中では、米国が今年、大規模な財政支援と新型コロナウイルス感染症関連の制限緩和を反映し6.8%の成長となることが予測される。その他の先進国の成長率も改善しつつあるが、米国ほどのペースではない。新興国・途上国の中では、中国が今年、需要が抑えられていた反動で8.5%に改善する見通しである。

新興国・途上国の今年の成長率は、需要回復と一次産品価格上昇に支えられ、全体として6%になるとみられる。ただし、多くの国では、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大とワクチン接種の遅れ、また一部では政策支援の打ち切りが回復の足かせとなっている。中国を除くと、新興国・途上国の回復はさらに小幅の4.4%になると予想される。2022年の新興国・途上国全体の回復は4.7%に減速するとみられるが、それでも2020年の景気後退の損失を埋め合わせるのに十分な回復ではない上、2022年の成長率は危機以前の予測を4.1%下回るとみられる。

低所得国の今年の成長率は、ワクチン接種が進んでいないこともあり、2020年を除き過去20年間で最低の2.9%となると予測される。その後、2022年には4.7%に上昇するとみられるが、それでも危機以前の予測を4.9%下回る水準である。

実質GDP（前年からの推移：%）

	2020年	2021年	2022年	2023年
世界	-3.5	5.6	4.3	3.1
先進国	-4.7	5.4	4.0	2.2
米国	-3.5	6.8	4.2	2.3
ユーロ圏	-6.6	4.2	4.4	2.4
日本	-4.7	2.9	2.6	1.0
新興国・途上国	-1.7	6.0	4.7	4.4

資料出所：世界銀行「Global Economic Prospects」（プレスリリース版、2021年6月8日公表）より抜粋。

基調判断（月例経済報告）

月例経済報告

令和３年５月

総　論

（我が国経済の基調判断）

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。

・個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。
・設備投資は、持ち直している。
・輸出は、緩やかな増加が続いている。
・生産は、持ち直している。
・企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。
・雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。
・消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

（政策の基本的態度）

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜く。

新型コロナウイルス感染症に対しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、10都道府県を対象に緊急事態措置、９県を対象にまん延防止等重点措置を実施しているところであり、引き続き、感染拡大の抑制を最優先に対策を徹底するとともに、経済への影響に対しては、重点的・効果的な支援に万全を期す。さらに、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。政府は、令和２年度第３次補正予算及び令和３年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、引き続き、感染状況や経済的な影響を注視しながら、予備費も活用して機動的に必要な支援策を講じていく。

感染症対策、ワクチン接種に最優先に取り組みながら、ポストコロナも見据え、グリーン、デジタル、地方の所得向上など、強い経済をつくり上げ、さらに、少子化対策など長年の課題にも答えを出すべく、６月を目途に、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を取りまとめる。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、２％の物価安定目標を実現することを期待する。

各　論

1．消費・投資等の需要動向

2021 年１－３月期の実質ＧＤＰ（国内総生産）の成長率は、民間在庫変動がプラスに寄与したものの、民間最終消費支出、政府最終消費支出、民間企業設備、財貨・サービスの純輸出（輸出－輸入）、公的固定資本形成がマイナスに寄与したことなどから、前期比で1.3%減（年率5.1%減）となった（３四半期ぶりのマイナス）。また、名目ＧＤＰ成長率は前期比で1.6%減となった（３四半期ぶりのマイナス）。

個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。

需要側統計（「家計調査」等）と供給側統計（鉱工業出荷指数等）を合成した消費総合指数は、３月は前月比1.8%増となった。個別の指標について最近の動きをみると、「家計調査」（３月）では、実質消費支出は前月比7.2%増となった。販売側の統計をみると、「商業動態統計」（３月）では、小売業販売額は前月比 1.2%増となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は持ち直しの動きがみられる。一方、消費者マインドはこのところ持ち直しの動きに足踏みがみられる。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、財支出では底堅さが続いているが、サービス支出では感染症とそれに伴う自粛の影響が一層みられる。新車販売台数や家電販売は、おおむね横ばいとなっている。旅行は、極めて低い水準が続くなか、弱い動きとなっている。外食は、緊急事態宣言の解除もあり、下げ止まりの兆しもみられていたが、再発出等を受けて、このところ弱い動きとなっている。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、持ち直しに向かうことが期待されるが、感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。

設備投資は、持ち直している。

設備投資は、持ち直している。需要側統計である「法人企業統計季報」（10－12月期調査、含むソフトウェア）でみると、2020年10－12月期は前期比0.3%減となった。業種別にみると、製造業は同2.3%減、非製造業は同0.7%増となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給（国内向け出荷及び輸入）は、持ち直している。ソフトウェア投資は、弱含んでいる。

「日銀短観」（３月調査）によると、全産業の2020年度設備投資計画は、減少が見込まれている。なお、2021年度の計画は、増加が

見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断は、製造業を中心に依然過剰感が残るものの、改善している。先行指標をみると、機械受注は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。建築工事費予定額は、持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、不透明感が残るものの、成長分野への対応等を背景に、機械投資を中心に持ち直し傾向が続くことが期待される。

住宅建設は、おおむね横ばいとなっている。

住宅建設は、おおむね横ばいとなっている。持家の着工は、持ち直している。貸家の着工は、下げ止まっている。分譲住宅の着工は、弱含んでいる。総戸数は、３月は前月比 9.0%増の年率 88.0 万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、このところ持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、当面、横ばいで推移していくと見込まれる。

公共投資は、高水準で底堅く推移している。

公共投資は、高水準で底堅く推移している。３月の公共工事出来高は前月比 2.3%増、４月の公共工事請負金額は同 8.4%減、３月の公共工事受注額は同 16.9%増となった。

公共投資の関連予算をみると、国の令和２年度一般会計予算では、補正予算において約 2.4 兆円の予算措置を講じており、補正後の公共事業関係費は、前年度を上回っている。令和３年度当初予算では、公共事業関係費について、一般会計では前年度当初予算比 0.0%増としている。令和３年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比 1.6%増としている。

先行きについては、関連予算の執行により、底堅く推移していくことが見込まれる。

輸出は、緩やかな増加が続いている。輸入は、持ち直しの動きがみられる。貿易・サービス収支は、黒字となっている。

輸出は、緩やかな増加が続いている。地域別にみると、アジア向けの輸出は、増加している。アメリカ、ＥＵ及びその他地域向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。

また、感染症によるインバウンドへの影響については、４月の訪日外客数は、2019 年対比 99.6%減となった。先行きについては、海外経済が改善するなかで、増加傾向が続くことが期待される。ただし、感染の再拡大による海外経済のリスクに十分注意する必要がある。

輸入は、持ち直しの動きがみられる。地域別にみると、アジア、アメリカ及びＥＵからの輸入は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しに向かうことが期待されるが、感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。

貿易・サービス収支は、黒字となっている。

３月の貿易収支は、輸出金額が増加したことから、黒字となった。また、サービス収支は、赤字幅が拡大した。

２．企業活動と雇用情勢

生産は、持ち直している。

鉱工業生産は、持ち直している。鉱工業生産指数は、３月は前月比 1.7%増となった。鉱工業在庫指数は、３月は前月比 0.4%増となった。また、製造工業生産予測調査によると４月は同 8.4%増、５月は同 4.3%減となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械はこのところ弱含んでいる。生産用機械は増加している。電子部品・デバイスは増加している。

生産の先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、半導体不足による影響や海外経済の下振れリスクに十分注意する必要がある。

また、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、第３次産業活動は、このところ個人向けサービス業を中心に弱さがみられ、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。倒産件数は、減少している。

企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。上場企業の 2021 年１－３月期の決算をみると、経常利益は、製造業、非製造業ともに前年比で増益となった。「日銀短観」（３月調査）によると、2021 年度の売上高は、上期は前年比 3.9%増、下期は同 1.0%増が見込まれている。経常利益は、上期は前年比 10.9%増、下期は同 6.7%増が見込まれている。

企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。「日銀短観」（３月調査）によると、「最近」の業況は、「全規模全産業」で上昇した。６月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」（４月調査）の企業動向関連ＤＩによると、現状判断、先行き判断ともに低下した。

倒産件数は、減少している。３月は 634 件の後、４月は 477 件となった。負債総額は、３月は 1,414 億円の後、４月は 840 億円となった。

雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。

完全失業率は、３月は前月より 0.3%ポイント低下し、2.6%となった。労働力人口、就業者数及び完全失業者数は減少した。

雇用者数は持ち直しの動きがみられる。新規求人数はこのところ横ばい圏内となっている。有効求人倍率はこのところ持ち直しの動きがみられる。製造業の残業時間は持ち直している。

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額は持ち直しの動きがみられる。これらの結果、実質総雇用者所得は、持ち直しの動きがみ

られる。
「日銀短観」（３月調査）によると、企業の雇用人員判断は、製造業も不足超に転じ、引き続き全産業で不足超となっている。
加えて、足下の状況については、日次有効求人数や民間の求人動向は持ち直しの動きに足踏みがみられ、水準も依然として低い。
こうしたことを踏まえると、雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。
先行きについては、底堅く推移することが期待されるが、雇用調整の動き如何によっては弱さが増す恐れもあり、感染症の影響に十分注意する必要がある。

３．物価と金融情勢

国内企業物価は、緩やかに上昇している。消費者物価は、横ばいとなっている。

国内企業物価は、緩やかに上昇している。４月の国内企業物価は、前月比0.7%上昇した。輸入物価（円ベース）は、上昇している。
企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」でみると、横ばいとなっている。
消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」でみると、政策等による特殊要因（本年４月の通信料（携帯電話）下落を含む）を除くベースで、横ばいとなっている。４月は、前月比では、連鎖基準で1.0%下落し、固定基準で0.7%下落した。前年比では、連鎖基準で0.5%下落し、固定基準で0.2%下落した。ただし、政策等による特殊要因を除くと、前月比では連鎖基準で0.2%下落し、前年比では連鎖基準で0.4%上昇した（内閣府試算）。
「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、政策等による特殊要因を除くベースで、このところ緩やかに上昇している。４月は、前月比では、連鎖基準で0.8%下落し、固定基準で0.5%下落した。ただし、政策等による特殊要因を除くと、前月比では連鎖基準で0.0%となった（内閣府試算）。
物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）でみると、４月は前月比4.7%ポイント上昇し、76.0%となった。
先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、政策等による特殊要因を除くベースで、横ばい圏内で推移することが見込まれる。

株価（日経平均株価）は、29,000円台から29,500円台まで上昇した後、27,400円台まで下落し、その後28,300円台まで上昇した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、107円台から109円台まで円安方向に推移した後、108円台まで円高方向に推移した。

株価（日経平均株価）は、29,000円台から29,500円台まで上昇した後、27,400円台まで下落し、その後28,300円台まで上昇した。
対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、107円台から109円台まで円安方向に推移した後、108円台まで円高方向に推移した。
短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、－0.01%台で推移した。ユーロ円金利（３ヶ月物）は、－0.0%台で推移した。長期金利（10年物国債利回り）は、0.0%台で推移した。
企業金融については、企業の資金繰り状況は改善しているものの、宿泊・飲食サービスなどでは依然厳しさがみられる。社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比4.3%（４月）増加した。
マネタリーベースは、前年比24.3%（４月）増加した。Ｍ２は、前年比9.2%（４月）増加した。

（※　４/23～５/24の動き）

４．海外経済

世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直している。
先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、感染の再拡大によるリスクに十分留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。
先行きについては、着実な持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

2021年１－３月期のＧＤＰ成長率（第１次推計値）は、個人消費や設備投資が増加したことなどから、前期比で1.6%増（年率6.4%増）となった。
足下をみると、消費は着実に持ち直している。設備投資は緩やかに増加している。住宅着工は緩やかに増加している。
生産は足踏みがみられる。非製造業景況感は堅調に推移している。雇用面では、雇用者数は増加しており、失業率はやや低下している。物価面では、コア物価上昇率は上昇している。貿易面では、財輸出は持ち直している。
４月27～28日に開催された連邦公開市場委員会（ＦＯＭＣ）では、政策金利の誘導目標水準を0.00%から0.25%の範囲で据え置くことが決定された。

アジア地域については、中国では、景気は緩やかに回復している。
先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。ただし、足下の感染の再拡大が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。

中国では、景気は緩やかに回復している。2021年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前年同期比で18.3%増となった。消費は緩やかに持ち直している。固定資産投資は持ち直している。輸出は着実に増加している。生産はこのところ伸びがやや低下している。消費者物価上昇率はやや高まっている。

韓国では、景気は持ち直している。2021年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前期比で1.6%増（年率6.6%増）となった。台湾では、景気は回復している。2021年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前年同期比で8.2%増となった。

インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。2021年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前年同期比でそれぞれ0.7%減、2.6%減となった。

インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。2020年10－12月期のＧＤＰ成長率は、前年同期比で0.4%増となった。

<u>ヨーロッパ地域</u>については、ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。ドイツにおいても、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。先行きについては、当面、感染症の影響が続くと見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。2021年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前期比で0.6%減（年率2.5%減）となった。消費は弱い動きとなっているが、一部に持ち直しの動きがみられる。機械設備投資は持ち直している。生産はこのところ横ばいとなっている。サービス業景況感は持ち直しの動きがみられる。輸出は足踏みがみられる。失業率は横ばいとなっている。コア物価上昇率はこのところ低下している。

ドイツにおいても、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。2021年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前期比で1.7%減（年率6.6%減）となった。

英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。2021年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前期比で1.5%減（年率5.9%減）となった。消費は持ち直しの動きがみられる。設備投資は大幅に減少している。生産は持ち直している。サービス業景況感は堅調に推移している。輸出は持ち直しの動きがみられる。失業率は低下している。コア物価上昇率はおおむね横ばいとなっている。

欧州中央銀行は、４月22日の理事会で、政策金利を0.00%で据え置くことを決定した。イングランド銀行は、５月５日の金融政策委員会で、政策金利を0.10%で据え置くことを決定した。

<u>国際金融情勢等</u>

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、アメリカ、英国、ドイツ及び中国ではおおむね横ばいで推移した。短期金利についてみると、ユーロドル金利（３か月物）は、おおむね横ばいで推移した。主要国の長期金利は、アメリカ及び英国ではおおむね横ばい、ドイツではやや上昇した。ドルは、ユーロ及びポンドに対してやや減価、円に対しておおむね横ばいで推移した。原油価格（ＷＴＩ）は上昇した。金価格は上昇した。

令和3年度（2021年度）政府経済見通しの概要

- 令和2年度は、最近の感染拡大も含め新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況となり、実質▲5.2%程度、名目▲4.2%程度の成長が見込まれる。
- 令和3年度は、総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、公的支出による経済の下支えと民間需要の喚起、民需の自律的な回復も相まって、実質4.0%程度、名目4.4%程度と見込まれ、年度中には、経済がコロナ前の水準を回復することが見込まれる。

○主要経済指標

	令和元年度（2019年度）実績（%）	令和2年度（2020年度）実績見込み（%程度）	令和3年度（2021年度）見通し（%程度）
実質GDP	▲ 0.3	▲ 5.2	4.0
民間消費	▲ 0.9	▲ 6.0	3.9
民間企業設備	▲ 0.6	▲ 8.1	2.9
政府支出	1.9	3.7	3.3
内需寄与度	▲ 0.1	▲ 4.0	3.3
民需寄与度	▲ 0.6	（▲ 4.9）	（2.4）
公需寄与度	0.5	（0.9）	（0.9）
外需寄与度	▲ 0.2	（▲ 1.2）	（0.7）
名目GDP	0.5 559.7兆円	▲ 4.2 536.1兆円	4.4 559.5兆円
GDPデフレーター	0.9	1.0	0.3
消費者物価（総合）	0.5	▲ 0.6	0.4
完全失業率	2.3	3.1	2.7

○GDP成長率と寄与度

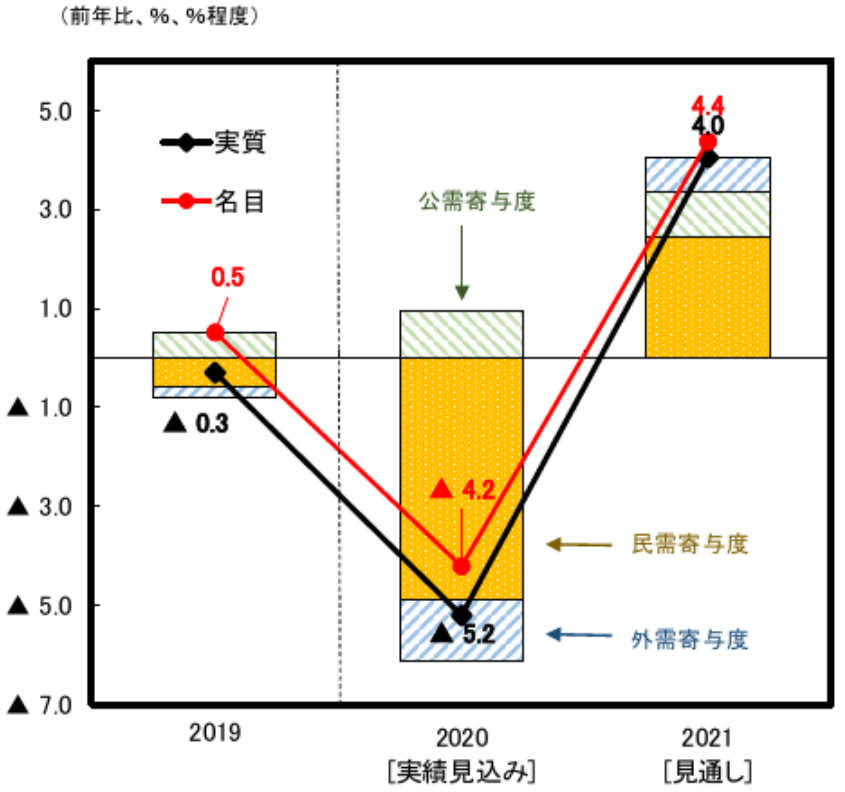

四半期GDP速報（需要項目別寄与度）

○ＧＤＰ前年同期比の需要項目別寄与度

	名目									実質								
	2019年				2020年				2021年	2019年				2020年				2021年
	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
国内総生産	0.2	0.8	1.6	0.1	▲ 1.1	▲ 8.9	▲ 4.5	▲ 0.8	▲ 1.7	0.0	0.4	1.1	▲ 1.4	▲ 2.1	▲ 10.1	▲ 5.6	▲ 1.1	▲ 1.6
民間最終消費支出	0.0	0.5	0.7	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 5.8	▲ 3.9	▲ 1.6	▲ 1.8	▲ 0.1	0.2	0.5	▲ 1.3	▲ 1.5	▲ 6.2	▲ 4.1	▲ 1.3	▲ 1.6
家計最終消費支出	0.1	0.5	0.6	▲ 0.9	▲ 1.2	▲ 6.0	▲ 4.0	▲ 1.8	▲ 1.9	0.0	0.1	0.5	▲ 1.4	▲ 1.7	▲ 6.4	▲ 4.2	▲ 1.5	▲ 1.7
除く持ち家の帰属家賃	0.2	0.5	0.6	▲ 0.9	▲ 1.2	▲ 6.0	▲ 4.0	▲ 1.8	▲ 1.9	0.0	0.1	0.4	▲ 1.4	▲ 1.7	▲ 6.4	▲ 4.3	▲ 1.5	▲ 1.7
民間住宅	0.1	0.2	0.3	0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.1	0.0	0.2	0.2	0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.1
民間企業設備	0.2	0.0	0.8	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 1.4	▲ 1.9	▲ 0.6	▲ 1.0	0.1	0.0	0.8	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 1.3	▲ 1.8	▲ 0.5	▲ 0.9
民間在庫変動	0.2	0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	0.0	▲ 0.3	0.0	▲ 0.4	▲ 0.2	0.2	0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.0	0.0	▲ 0.4	▲ 0.2
政府最終消費支出	0.1	0.4	0.5	0.7	0.3	0.1	0.6	0.7	0.6	0.2	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3	0.7	0.9	0.7
公的固定資本形成	0.1	0.0	0.1	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.0	▲ 0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2
公的在庫変動	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
財貨・サービスの純輸出	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.5	0.7	▲ 0.2	▲ 1.6	0.9	1.2	0.6	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.8	0.2	▲ 0.3	▲ 2.9	▲ 0.1	0.3	0.3
財貨・サービスの輸出	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.2	▲ 4.4	▲ 2.9	▲ 1.3	0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	0.0	▲ 0.3	▲ 0.8	▲ 3.8	▲ 2.6	▲ 1.0	0.1
財貨・サービスの輸入	▲ 0.1	▲ 0.2	0.4	1.8	1.0	2.8	3.7	2.4	0.3	▲ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.8	0.5	0.5	0.9	2.5	1.3	0.1

（資料出所）内閣府「国民経済計算」

足下の雇用情勢について

○　足下の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、求人が弱含んでおり、求職者の増加もあいまって、厳しさがみられる。有効求人倍率が１倍を下回る地域がある等、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある。

○　なお、リーマン・ブラザーズの経営破綻（2008年9月15日）後には、完全失業率は10ヶ月で4.0%→5.5%にまで悪化し、有効求人倍率は11ヶ月で0.83倍→0.42倍に低下した。

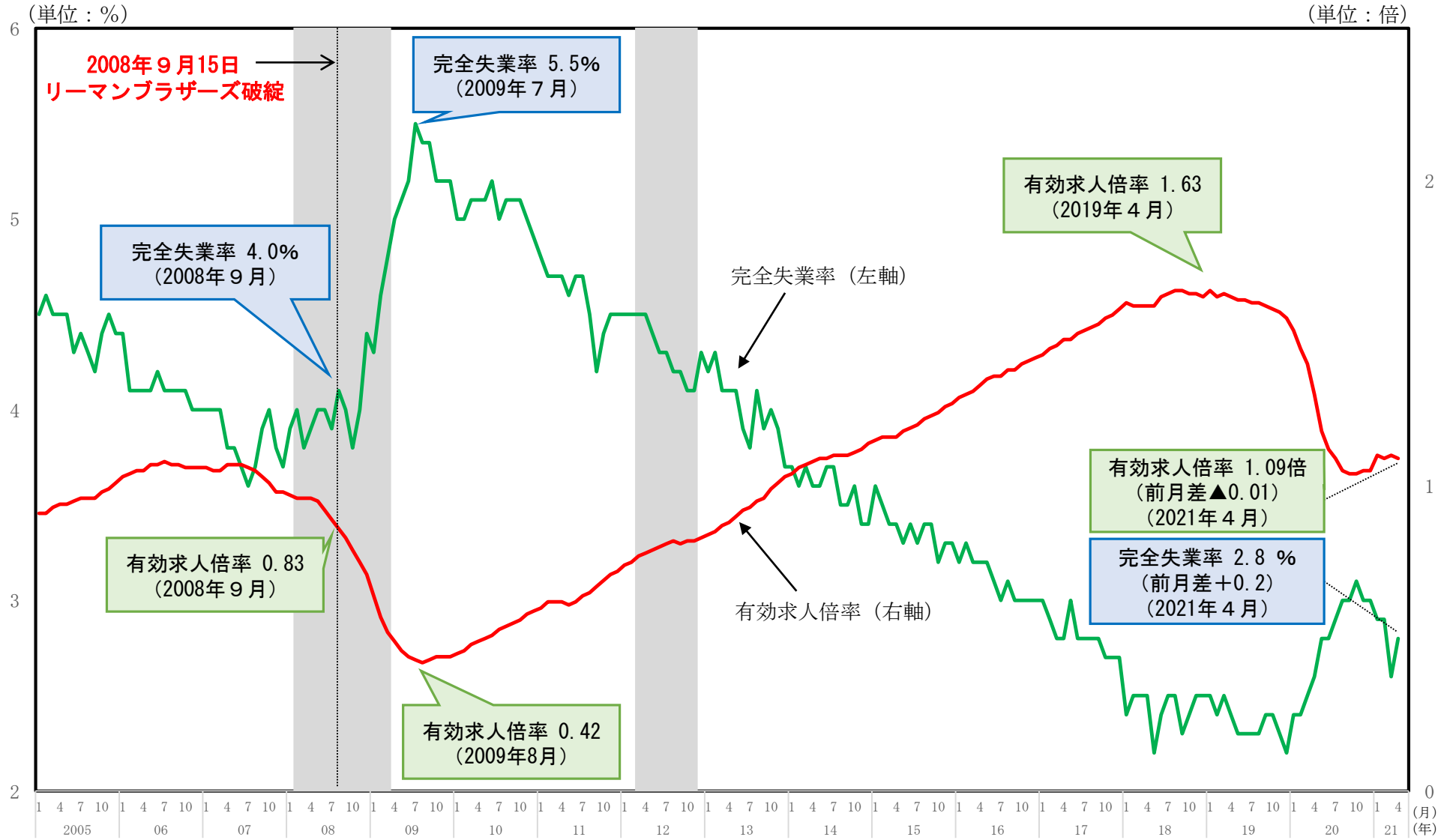

（資料出所）総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成
（注）完全失業率及び有効求人倍率は季節調整値。シャドー部分は景気後退期。

新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響

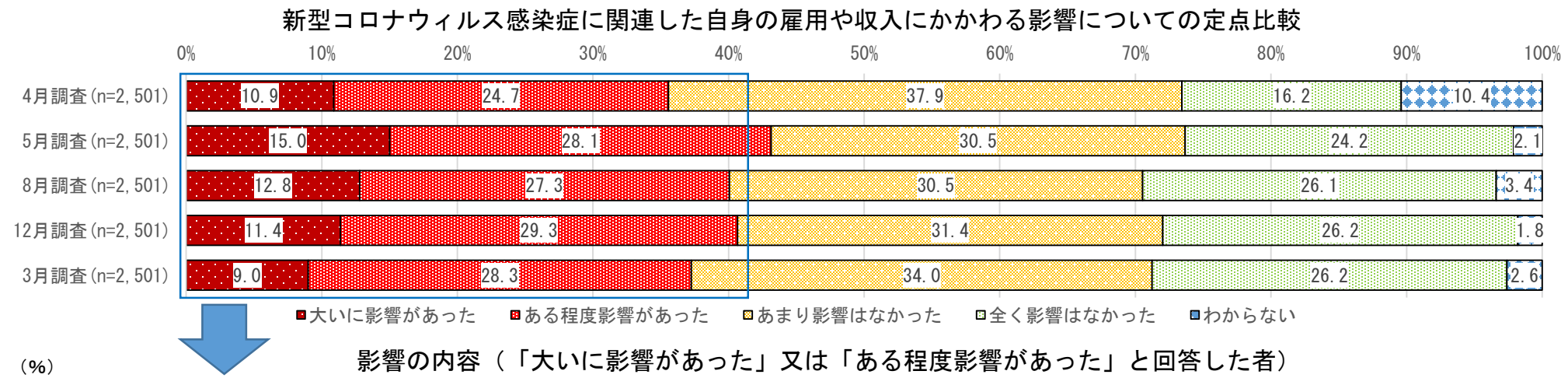

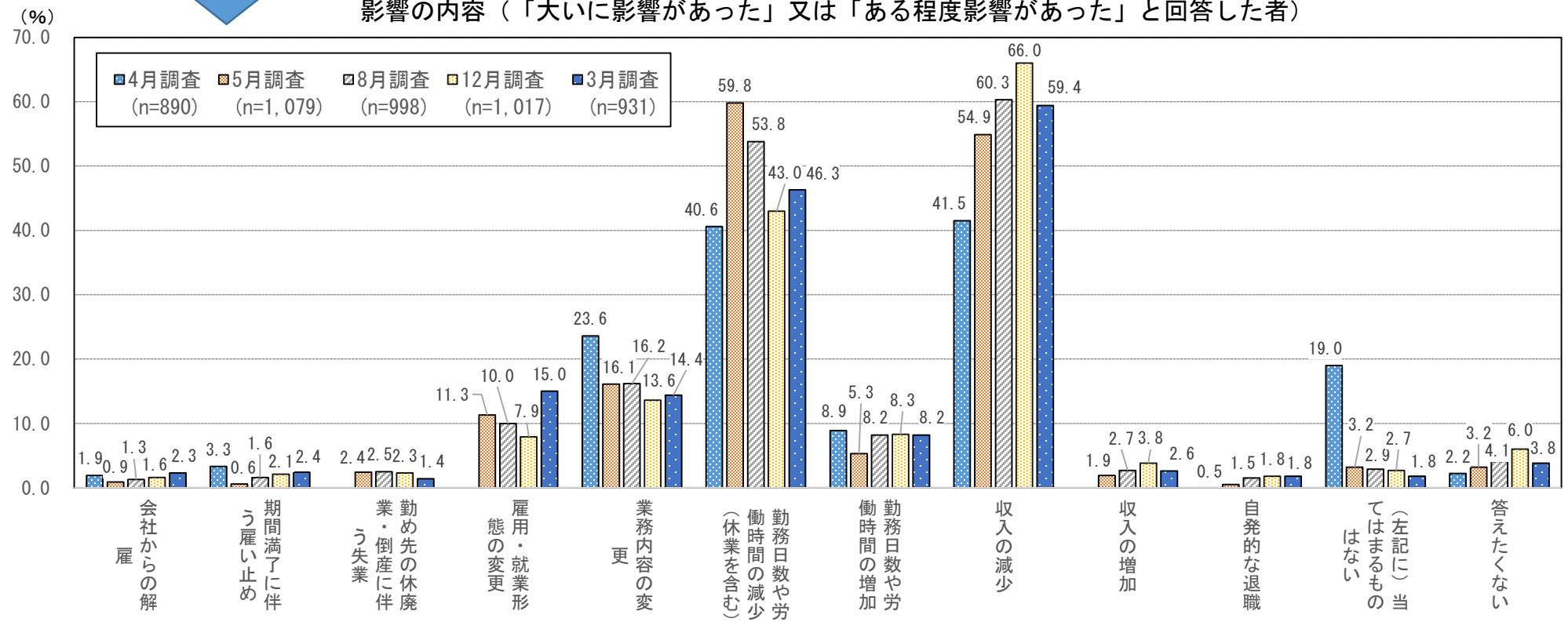

（資料出所）資料出所　労働政策研究・研修機構（JILPT）と連合総研生活開発研究所の共同研究によるパネル調査「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」
（注）１．調査は2020年4月、5月、8月、12月、及び2021年3月に実施された。
２．「４月調査」では、「（左記に）当てはまるものはない」との回答が一定程度、見られたため、「５月調査」「８月調査」「１２月調査」では同調査に無い選択肢も追加している。

雇用形態別・性別にみた雇用者数の動向について

○　令和３年４月の非正規雇用労働者の前年同月差は、昨年４月に緊急事態宣言が発令された影響により、女性パート・アルバイトを中心に、大幅に減少したことによる「反動増」がみられるため、前々年同月差をみると、女性パート・アルバイトは引き続き減少幅が大きいものの、その減少幅は縮小している。また、女性の派遣社員や契約社員についても、３月から４月にかけて増加又は減少幅の縮小がみられる。

○　正規雇用労働者の前々年同月差をみると、３月から４月にかけて、男性が減少しているものの、女性の増加幅の縮小も顕著となっており、単月の動きではあるが、引き続き注視が必要である。

雇用形態別・性別にみた雇用者の動向（前年同月差）

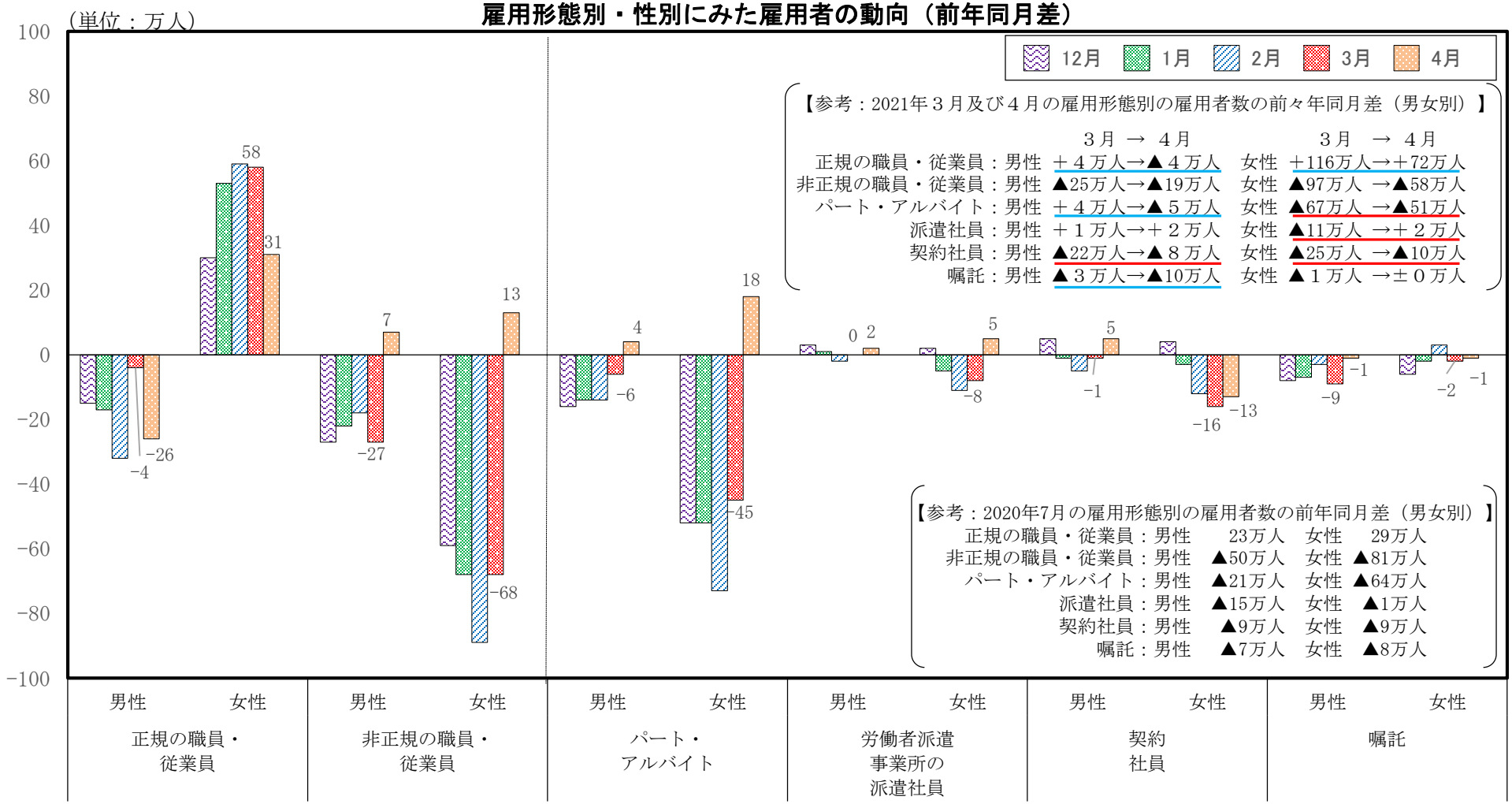

資料出所　総務省「労働力調査（基本集計）」により作成
注）　１）参考として記載している雇用者数については、原数値となっている。
　　２）非正規の職員・従業員については、「パート・アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」以外に、「その他」があるが、ここでは割愛している。
　　３）2020年７月は、非正規の職員・従業員の男女計の前年同月差が過去最大の減少幅となった。

雇用形態別にみた休業者数の動向（就業者に占める休業者割合）

（単位：%）

		令和元年												令和２年										令和３年			
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
男女計	就業者計（自営業主を含む）	2.8	2.7	3.3	2.6	2.2	2.2	2.8	3.0	2.4	2.3	2.4	2.8	2.9	2.9	3.7	9.0	6.4	3.5	3.3	3.2	2.9	2.5	2.6	3.0	3.7	3.4	3.3	3.0
	雇用者	2.6	2.5	3.2	2.5	2.1	2.1	2.7	2.9	2.2	2.1	2.1	2.4	2.6	2.7	3.5	8.7	6.0	3.2	3.0	2.9	2.8	2.4	2.4	2.7	3.2	3.0	3.1	2.8
	正規の職員・従業員	2.2	2.2	2.6	2.3	2.0	2.0	2.0	2.2	2.0	2.1	1.8	2.0	2.3	2.4	2.5	5.4	3.6	2.3	2.4	2.5	2.5	2.2	2.3	2.5	2.7	2.5	2.6	2.4
	非正規の職員・従業員	3.2	2.9	4.2	2.8	2.3	2.4	4.0	4.1	2.6	2.2	2.6	3.2	3.1	3.2	5.5	14.9	10.2	4.8	4.2	3.9	3.3	2.8	2.8	3.1	4.3	3.8	4.1	3.5
	パート・アルバイト	3.4	2.8	4.2	2.9	2.4	2.5	4.2	4.4	2.8	2.3	2.6	3.2	3.0	3.3	5.7	16.5	11.0	5.2	4.3	4.0	3.5	2.7	2.7	3.0	4.5	3.9	4.3	3.7
	パート	2.5	2.1	3.5	2.4	2.0	2.0	3.4	3.4	2.4	1.9	2.1	3.1	2.7	2.5	5.1	13.5	9.0	4.7	3.5	3.4	3.1	2.2	2.3	2.7	3.3	3.1	3.9	3.0
	アルバイト	5.1	4.4	5.7	4.1	3.3	3.7	5.9	6.6	3.9	3.1	3.6	3.4	3.7	5.0	7.2	24.1	15.7	6.5	5.9	5.7	4.7	3.8	3.7	3.6	7.2	5.9	5.2	5.6
	労働者派遣事業所の派遣社員	2.9	3.5	3.4	2.2	1.5	2.1	2.8	2.1	1.4	1.4	2.7	2.9	2.8	2.8	4.2	12.0	9.5	4.9	5.6	3.1	2.8	2.2	3.5	3.4	2.9	2.3	2.2	2.9
	契約社員	1.7	2.0	3.6	2.4	1.7	1.7	2.7	2.8	1.6	1.7	2.2	2.6	2.5	2.2	3.9	10.6	6.8	3.6	2.5	3.0	3.0	2.9	1.9	2.5	4.0	3.8	4.2	2.9
	嘱託	2.5	2.5	4.3	3.2	2.4	1.6	3.8	3.9	3.2	1.5	1.6	2.5	3.3	3.3	3.2	7.8	7.6	2.5	3.4	3.5	1.8	2.6	2.9	2.8	3.5	2.5	2.6	2.6
	その他	5.7	6.8	7.8	4.8	2.3	4.9	5.7	7.1	3.8	3.4	4.2	5.1	5.6	6.2	11.8	16.3	12.1	6.7	6.7	5.8	2.7	6.2	4.7	4.9	4.9	5.5	6.5	5.7
男性	就業者計（自営業主を含む）	2.1	1.9	2.0	1.9	1.6	1.5	1.8	2.2	1.7	1.7	1.8	2.1	2.2	2.1	2.4	6.5	4.5	2.7	2.6	2.4	2.1	1.8	2.0	2.4	2.9	2.6	2.3	2.4
	雇用者	1.6	1.4	1.7	1.5	1.4	1.3	1.5	1.9	1.3	1.2	1.3	1.5	1.6	1.6	1.9	5.9	4.0	2.2	2.1	1.9	1.7	1.5	1.5	1.8	2.2	1.9	1.9	2.0
	正規の職員・従業員	1.0	0.9	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9	1.2	0.9	0.9	0.8	1.1	1.2	1.0	1.1	4.0	2.3	1.3	1.5	1.3	1.2	1.0	1.1	1.4	1.4	1.2	1.2	1.4
	非正規の職員・従業員	3.6	3.0	3.6	2.7	2.3	2.4	3.3	4.0	2.7	2.1	2.7	3.1	2.8	3.4	5.0	13.1	9.6	5.0	4.1	3.8	3.0	3.1	2.9	3.5	4.9	4.1	4.2	4.2
	パート・アルバイト	4.8	3.5	3.8	3.3	3.2	2.8	3.9	5.1	3.3	2.5	3.0	3.6	3.4	4.2	5.9	16.1	11.7	5.9	5.0	4.4	3.4	3.3	3.1	3.7	5.8	5.0	5.1	4.8
	パート	2.7	1.7	2.3	1.7	2.4	2.3	1.6	2.5	2.4	1.6	1.7	2.5	2.6	1.7	3.9	7.9	7.4	5.8	3.4	2.5	1.6	2.2	1.6	2.5	2.6	4.3	3.9	4.1
	アルバイト	5.8	4.4	4.6	4.1	3.6	3.6	5.1	6.4	3.8	2.5	3.6	4.1	3.7	5.4	7.0	21.2	13.7	6.5	5.8	5.8	4.9	4.0	3.8	4.3	7.9	5.8	5.4	5.2
	労働者派遣事業所の派遣社員	1.9	2.0	1.9	1.9	0.0	1.7	1.7	1.7	1.6	1.7	3.4	3.8	1.9	1.8	3.8	9.3	8.9	5.2	4.4	2.3	1.9	1.7	1.7	1.8	1.9	1.9	1.9	3.6
	契約社員	1.3	1.3	3.1	2.0	1.3	1.3	1.9	1.8	1.2	1.3	2.1	2.2	1.4	1.4	3.6	9.3	5.7	2.8	2.0	3.0	2.2	2.2	2.1	2.1	4.2	2.9	3.6	2.8
	嘱託	1.3	2.5	2.7	3.8	2.5	1.2	3.7	3.6	2.4	1.1	1.2	2.6	2.6	2.6	2.5	9.9	8.1	2.5	2.7	2.8	2.7	2.6	2.8	4.3	2.9	2.7	1.4	2.9
	その他	7.3	6.8	4.9	2.5	4.3	6.3	4.5	7.5	2.9	2.3	4.2	4.0	4.5	4.8	8.7	13.3	10.6	6.7	6.5	4.8	5.0	7.9	6.8	5.1	4.7	6.3	8.6	9.8
女性	就業者計（自営業主を含む）	3.7	3.7	4.8	3.6	2.9	3.0	3.9	4.1	3.3	3.2	3.1	3.6	3.8	4.0	5.3	12.2	8.7	4.6	4.2	4.3	4.0	3.4	3.4	3.8	4.6	4.5	4.5	3.7
	雇用者	3.7	3.8	4.9	3.6	3.0	3.1	4.1	4.1	3.3	3.2	3.1	3.5	3.8	4.1	5.5	12.2	8.4	4.6	4.1	4.2	4.0	3.4	3.5	3.7	4.5	4.3	4.6	3.7
	正規の職員・従業員	4.7	5.1	5.8	4.6	3.9	4.1	4.1	4.2	4.3	4.5	3.9	3.9	4.7	5.4	5.4	8.2	6.1	4.4	4.1	4.7	4.8	4.5	4.6	4.8	5.1	5.0	5.1	4.2
	非正規の職員・従業員	3.0	2.9	4.5	2.9	2.2	2.4	4.3	4.2	2.6	2.2	2.5	3.3	3.2	3.2	5.7	15.7	10.5	4.8	4.3	3.9	3.4	2.7	2.7	2.9	3.9	3.7	4.1	3.2
	パート・アルバイト	2.9	2.6	4.3	2.8	2.1	2.4	4.2	4.2	2.7	2.3	2.5	3.1	3.0	3.1	5.6	16.6	10.9	4.9	4.0	3.9	3.5	2.4	2.6	2.7	4.1	3.6	4.0	3.4
	パート	2.5	2.3	3.7	2.5	2.0	2.1	3.6	3.6	2.3	1.9	2.2	3.2	2.7	2.7	5.2	14.3	9.2	4.5	3.5	3.5	3.3	2.2	2.4	2.7	3.4	2.9	3.9	2.8
	アルバイト	4.5	4.4	6.8	4.1	2.6	3.8	6.7	6.7	4.0	3.7	3.6	2.7	3.7	4.6	7.3	26.5	17.7	6.6	6.0	5.5	4.5	3.6	3.5	3.0	6.9	6.4	4.6	5.4
	労働者派遣事業所の派遣社員	3.4	4.4	4.3	2.4	2.6	2.4	3.7	2.5	1.2	1.1	3.4	3.4	4.5	3.4	5.5	13.9	9.9	4.8	6.3	3.6	3.4	2.6	3.6	4.5	2.4	3.8	3.6	2.4
	契約社員	2.1	2.1	4.1	2.9	2.3	1.5	3.6	3.4	2.1	2.2	2.2	3.9	3.7	2.9	4.3	12.0	8.2	4.5	3.1	3.1	3.1	3.7	2.4	2.3	3.8	4.0	4.9	3.1
	嘱託	2.2	4.5	4.7	4.5	4.3	2.1	4.2	4.4	5.0	2.3	2.4	4.7	2.2	4.5	4.5	6.7	6.8	2.4	5.0	4.9	2.9	2.6	2.9	2.7	2.3	2.1	2.4	2.3
	その他	6.3	6.8	8.3	4.5	2.4	2.9	7.0	6.7	4.7	4.5	2.1	6.1	6.7	7.7	15.0	16.7	14.0	6.8	7.0	6.8	0.0	4.7	2.4	4.9	5.1	7.1	7.0	4.3

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成

（注）労働力調査における「休業者」とは、仕事を持っていながら調査週間中に病気や休暇などのため仕事をしなかった者のうち、

① 雇用者で、仕事を休んでいても給料・賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者（職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中の者も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は休業者となる。雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合も、休業者とする。）

② 自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者

をいう。家族従業者で調査週間中に仕事をしなかった者は休業者にはならず、完全失業者又は非労働力人口のいずれかとなる。

性・年齢階級別にみた非労働力人口の動向

		前年同月差（万人）																										前々年同月差（万人）			
		令和元年												令和２年												令和３年				令和３年			
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	1月	2月	3月	4月
男女計	15歳以上計	−78	−80	−78	−43	−51	−72	−62	−59	−71	−74	−46	−77	−61	−42	−20	58	37	36	24	11	32	22	−10	−3	−8	−19	5	−83	−69	−61	−15	−25
	15～24歳	−26	−20	−19	−28	−27	−18	−19	−19	−28	−20	−9	−20	−12	−15	−3	12	16	15	8	−5	12	17	4	−3	−2	−14	−14	−20	−14	−29	−17	−8
	25～34歳	−1	−7	−10	−5	−11	−6	−5	−13	−5	−6	0	−12	−14	−12	−10	−3	−2	0	10	1	0	−6	−24	−17	−17	−7	−4	−14	−31	−19	−14	−17
	35～44歳	−22	−16	−8	−2	−3	−28	−20	−13	−23	−21	−19	−10	−8	−2	−4	9	6	11	6	2	8	−11	−4	−4	−7	−11	−8	−28	−15	−13	−12	−19
	45～54歳	−8	−17	−19	−6	−12	−5	−3	−9	−4	−3	−1	−11	−10	−2	2	−2	1	5	7	11	8	14	1	6	10	10	12	−6	0	8	14	−8
	55～64歳	−22	−31	−30	−19	−12	−19	−14	−7	−11	−21	−13	−9	−9	−18	−15	9	−3	−13	−11	−13	−12	−4	−9	−9	−12	−2	3	−22	−21	−20	−12	−13
	65歳以上	1	11	6	17	14	6	0	1	−1	−3	−5	−16	−8	7	12	35	20	17	3	15	16	10	22	25	21	5	15	7	13	12	27	42
男性	15歳以上計	−14	−28	−29	−6	−6	−14	−21	−24	−15	−15	−2	−8	−24	−11	−5	10	18	20	−4	−4	3	0	2	0	−7	−8	13	−20	−31	−19	8	−10
	15～24歳	−14	−19	−17	−13	−6	−5	−10	−10	−11	−11	−2	−5	−3	−6	1	4	4	2	−2	−4	2	8	2	−2	−1	−2	−2	−10	−4	−8	−1	−6
	25～34歳	4	0	−4	−3	−3	0	3	1	6	6	3	−1	−6	2	0	2	8	8	4	0	−6	−4	−3	−3	−3	−2	−1	−5	−9	0	−1	−3
	35～44歳	−4	1	2	2	3	−2	−4	−1	−4	0	1	4	2	−2	−1	0	2	4	1	−1	6	−2	−3	−2	−5	−3	0	−6	−3	−5	−1	−6
	45～54歳	4	−3	1	5	1	−1	0	1	4	2	1	−4	−5	1	2	−6	0	2	−4	2	1	3	2	−1	−2	0	3	0	−7	1	5	−6
	55～64歳	−7	−8	−7	−1	2	0	−4	−8	−7	−7	2	6	−5	−12	−4	−1	−7	−2	−1	−6	−6	−3	−7	−8	−3	3	1	−10	−8	−9	−3	−11
	65歳以上	2	0	−5	4	−5	−8	−7	−6	−2	−4	−7	−9	−7	5	−3	10	13	8	−2	4	5	−3	10	16	6	−3	13	12	−1	2	10	22
女性	15歳以上計	−64	−52	−49	−37	−44	−56	−42	−35	−56	−59	−44	−68	−38	−31	−15	48	19	15	29	15	29	22	−13	−4	0	−11	−8	−64	−38	−42	−23	−16
	15～24歳	−12	−1	−2	−15	−21	−15	−10	−8	−17	−10	−8	−15	−9	−9	−4	8	12	14	11	−1	11	11	2	−1	−1	−12	−11	−10	−10	−21	−15	−2
	25～34歳	−5	−6	−6	−3	−8	−6	−9	−14	−11	−12	−2	−10	−8	−16	−10	−6	−9	−8	6	2	6	−2	−21	−14	−15	−5	−3	−8	−23	−21	−13	−14
	35～44歳	−17	−17	−9	−4	−7	−26	−16	−13	−18	−20	−20	−15	−9	−1	−4	9	4	7	5	4	0	−9	−1	−1	−4	−7	−8	−22	−13	−8	−12	−13
	45～54歳	−12	−15	−20	−10	−13	−5	−4	−10	−8	−5	−2	−7	−5	−3	−1	2	1	4	11	9	7	10	0	7	12	10	9	−5	7	7	8	−3
	55～64歳	−16	−23	−22	−18	−13	−19	−10	2	−3	−14	−15	−15	−4	−6	−11	10	3	−11	−10	−8	−7	0	−3	−1	−9	−5	3	−13	−13	−11	−8	−3
	65歳以上	−2	11	11	13	19	14	7	7	1	2	3	−7	−1	3	15	25	7	10	5	11	11	13	11	9	15	8	2	−5	14	11	17	20

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成

（イ）地域別の状況

地域別景気の現状判断（方向性）DI

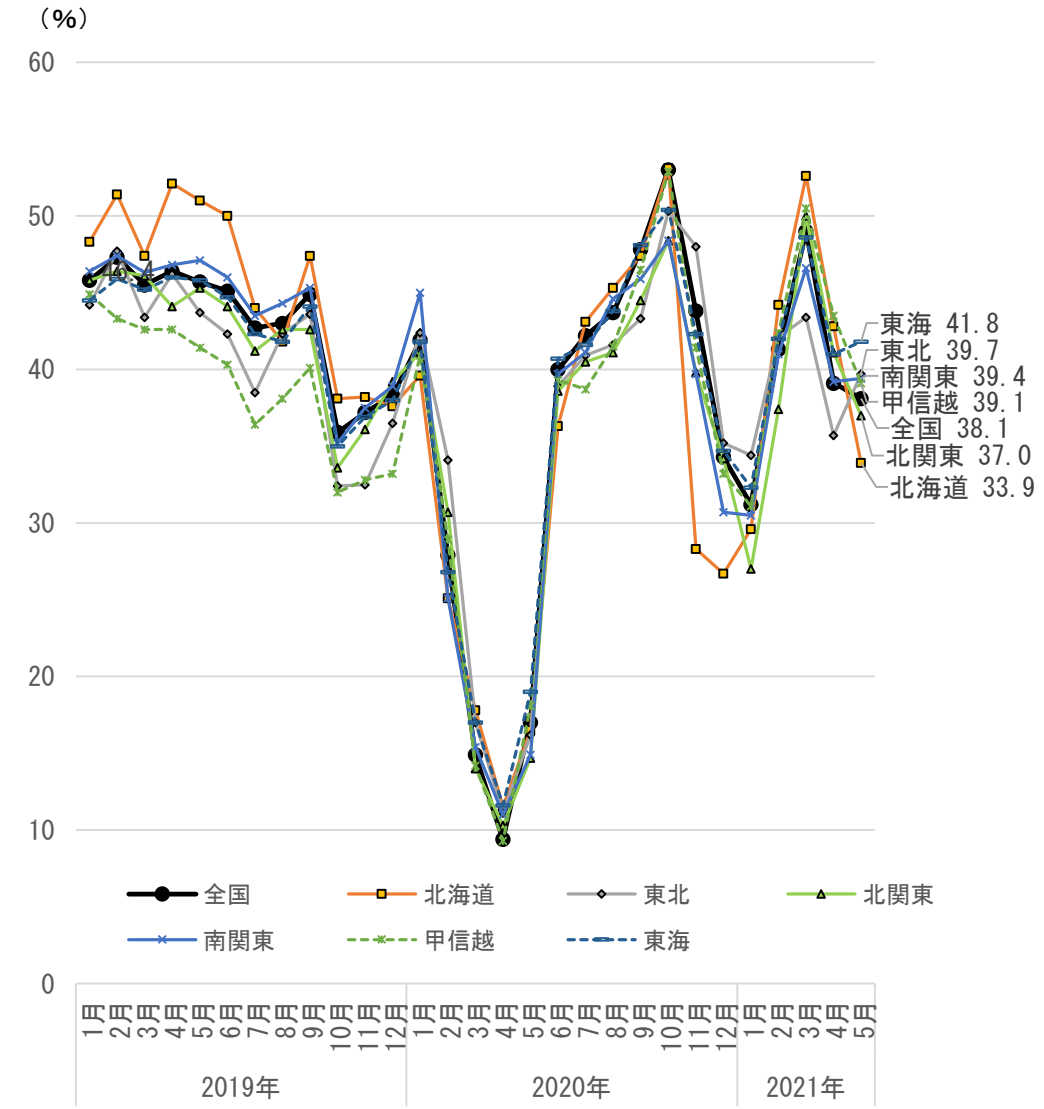

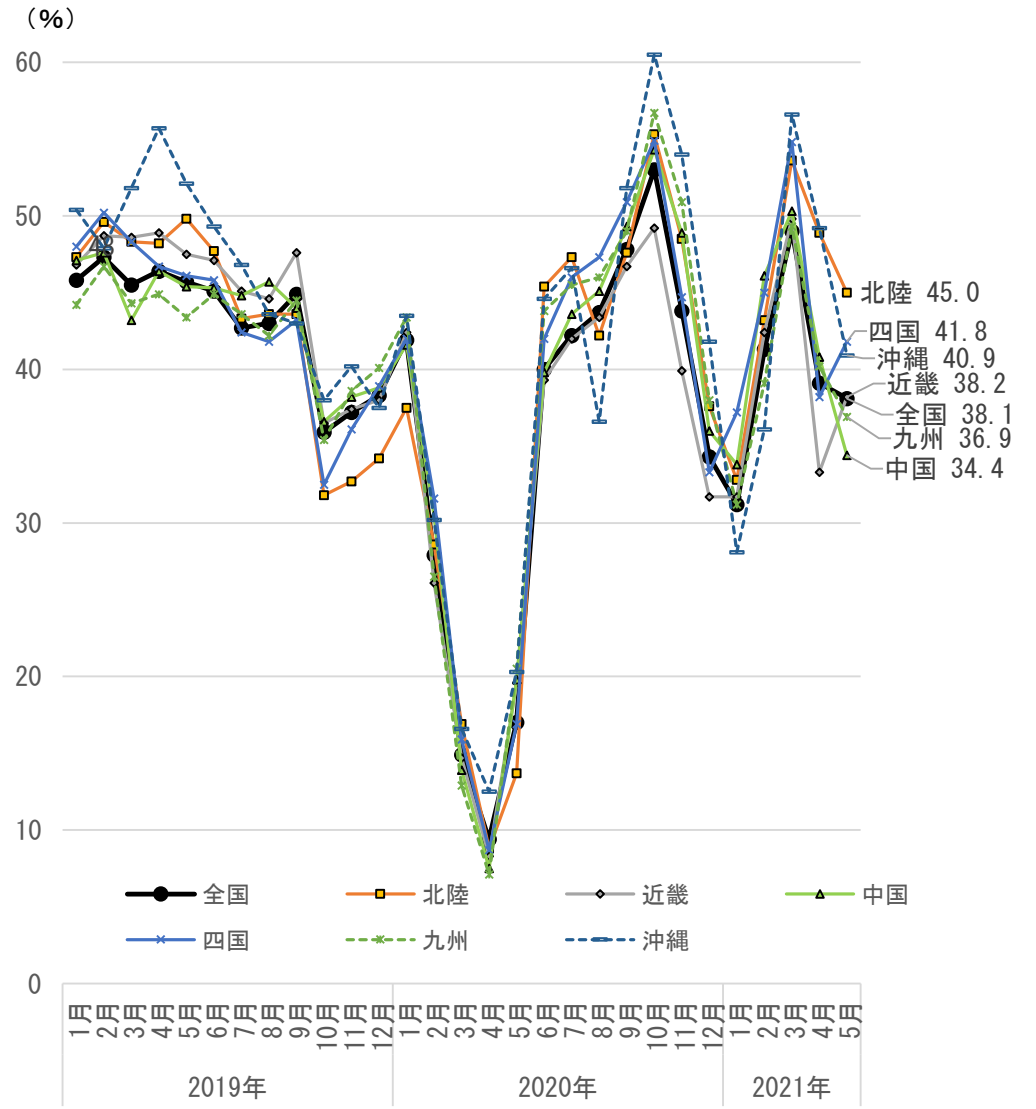

（資料出所）内閣府「景気ウォッチャー調査」
（注）１．季節調整値。
２．ＤＩは、３か月前と比較した景気の現状について、「良くなっている」を＋１点、「やや良くなっている」を＋0.75点、「変わらない」を＋0.5点、「やや悪くなっている」を＋0.25点、「悪くなっている」を０点として、これらを各回答区分の構成比（%）に乗じて算出されている。
３．「北海道」：北海道　「東北」：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島　「北関東」：茨城、栃木、群馬　「南関東」：埼玉、千葉、東京、神奈川
「甲信越」：新潟、山梨、長野　「東海」：静岡、岐阜、愛知、三重　「北陸」：富山、石川、福井　「近畿」：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
「中国」：鳥取、島根、岡山、広島、山口　「四国」：徳島、香川、愛媛、高知　「九州」：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島　「沖縄」：沖縄

地域別景気の先行き判断（方向性）DI

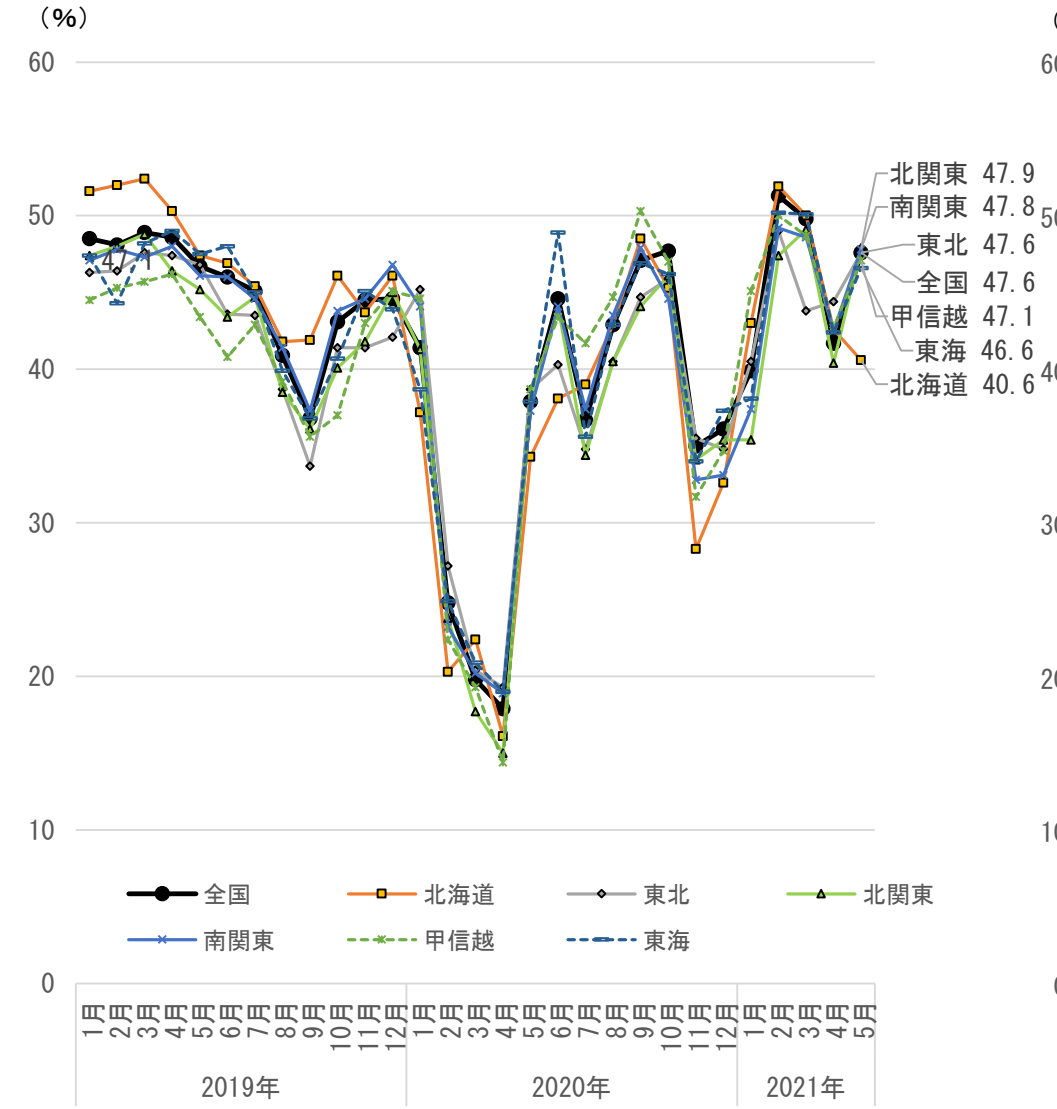

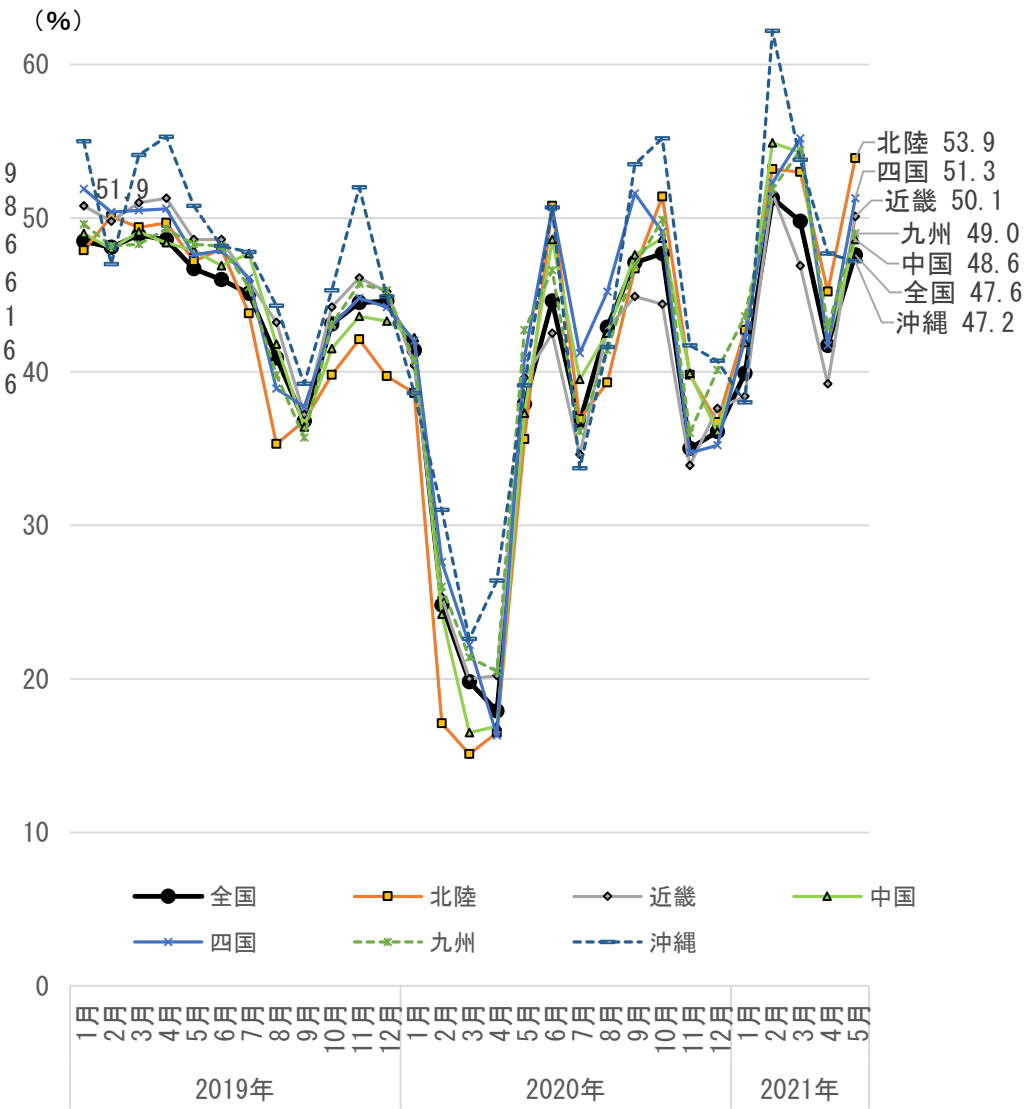

（資料出所）内閣府「景気ウォッチャー調査」
（注）１．季節調整値。
２．ＤＩは、２～３か月先の景気の先行きについて、「良くなる」を＋１点、「やや良くなる」を＋0.75点、「変わらない」を＋0.5点、「やや悪くなる」を＋0.25点、「悪くなる」を０点として、これらを各回答区分の構成比（%）に乗じて算出されている。
３．「北海道」：北海道　「東北」：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島　「北関東」：茨城、栃木、群馬　「南関東」：埼玉、千葉、東京、神奈川
「甲信越」：新潟、山梨、長野　「東海」：静岡、岐阜、愛知、三重　「北陸」：富山、石川、福井　「近畿」：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
「中国」：鳥取、島根、岡山、広島、山口　「四国」：徳島、香川、愛媛、高知　「九州」：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島　「沖縄」：沖縄

都道府県別の新規求人数の減少率

【足下の３か月（令和３年２～４月）の新規求人数（季節調整値）のコロナ禍前の３か月（令和元年10～12月）との比較】

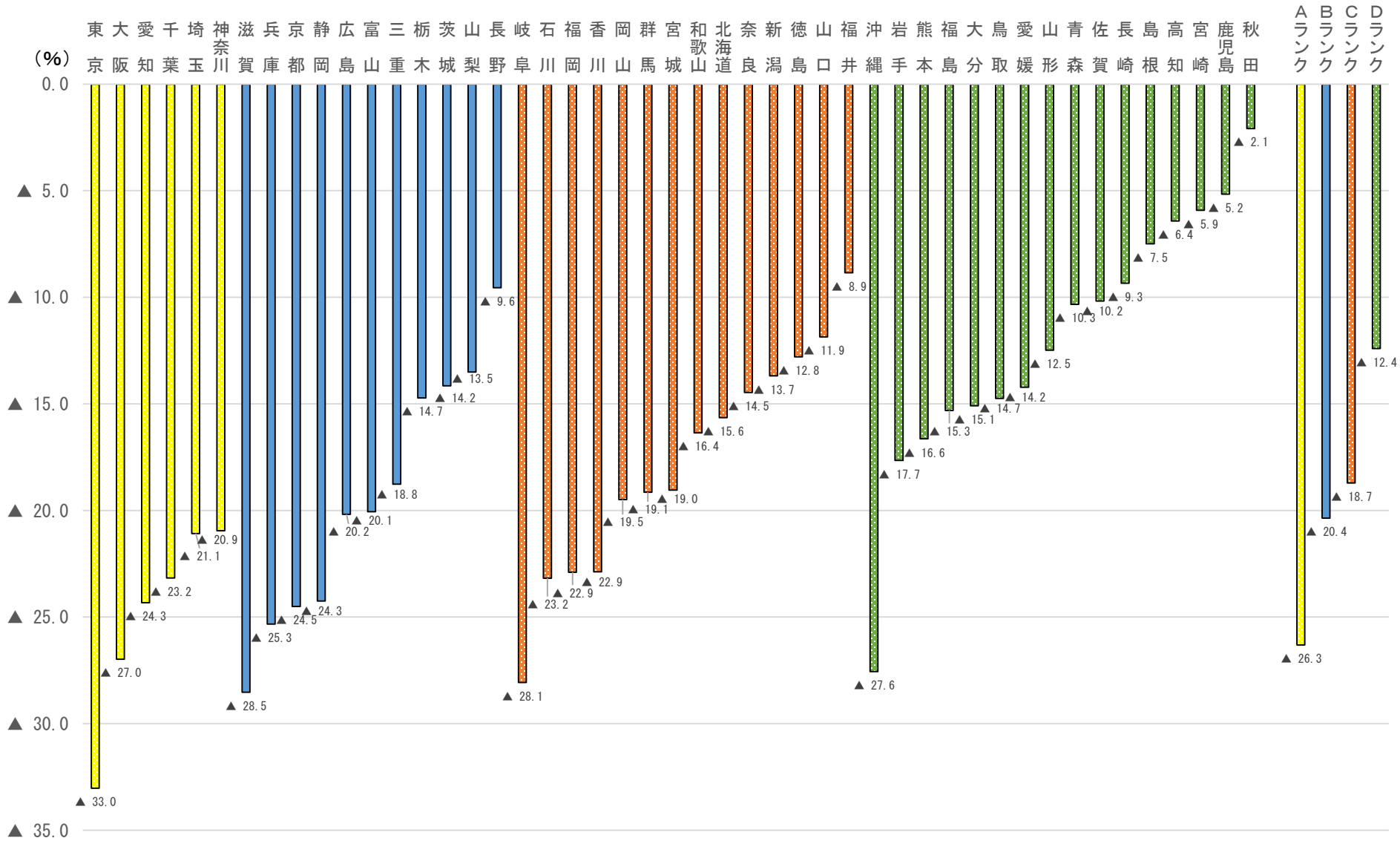

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

（注）１．令和３年２～４月の新規求人数（各月の新規求人数（季節調整値）の合計）の令和元年10～12月の新規求人数（各月の新規求人数（季節調整値）の合計）との比較。
２．各ランクの数値は、各ランクに属する都道府県の新規求人数（季節調整値）を合算して算出。
３．棒グラフはランク別に色分けしている（黄：Ａランク　青：Ｂランク　赤：Ｃランク　緑：Ｄランク）。
４，都道府県別新規求人数は、就業地別のもの。

ランク別完全失業率、非労働力人口及び有効求人倍率の推移

○完全失業率の推移

（%）

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年				2021年
																1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
Aランク	4.1	3.8	3.9	5.0	5.3	4.6	4.5	4.0	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	2.4	3.0	3.4	3.0	2.9
Bランク	3.5	3.3	3.6	4.6	4.6	4.0	3.9	3.6	3.2	3.0	2.8	2.4	2.1	2.1	2.4	2.2	2.4	2.5	2.4	2.6
Cランク	4.2	4.0	4.1	4.9	4.8	4.6	4.3	3.9	3.5	3.2	2.9	2.7	2.3	2.2	2.5	2.3	2.6	2.5	2.6	2.6
Dランク	4.4	4.2	4.4	5.2	5.1	4.8	4.3	3.9	3.5	3.3	2.8	2.5	2.2	2.2	2.5	2.4	2.6	2.5	2.5	2.8

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
（注）１．モデル推計による都道府県別結果。
　　２．各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
　　３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

○非労働力人口の前年（同期）比の推移

（%）

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年				2021年
																1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
Aランク	1.4	0.5	0.7	0.9	0.8	1.5	1.2	-0.7	-0.2	0.5	-0.5	-0.8	-2.5	-2.0	-0.3	-0.9	0.7	0.5	-1.2	0.0
Bランク	0.4	0.5	0.7	0.6	1.1	0.9	-0.1	-0.7	-0.3	-0.2	-1.1	-1.5	-2.2	-1.4	-0.2	-0.4	-0.2	0.2	-0.2	-0.3
Cランク	0.3	-0.1	0.5	-0.1	0.4	1.3	0.3	-0.6	-0.8	-0.8	-1.1	-1.6	-2.3	-1.6	-0.6	-1.0	-1.0	-0.2	0.1	-0.7
Dランク	-0.5	-0.2	0.6	-0.3	0.4	0.0	-0.6	-0.5	-0.6	-1.8	-1.8	-1.9	-2.8	-1.8	-1.6	-1.6	-1.6	-1.7	-1.4	-0.9

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
（注）１．モデル推計による都道府県別結果。
　　２．各ランクに属する都道府県の非労働力人口を合算することにより算出。
　　３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

○有効求人倍率（就業地別）の推移

（倍）

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年											2021年			
																1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
Aランク	1.25	1.19	1.02	0.50	0.51	0.63	0.78	0.92	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	1.44	1.39	1.33	1.26	1.14	1.07	1.01	0.96	0.95	0.93	0.93	0.92	0.95	0.96	0.94	0.94
Bランク	1.23	1.21	1.01	0.49	0.56	0.70	0.82	0.93	1.12	1.25	1.40	1.59	1.72	1.69	1.21	1.53	1.48	1.42	1.35	1.24	1.18	1.12	1.07	1.06	1.06	1.06	1.06	1.11	1.12	1.14	1.16
Cランク	0.94	0.95	0.79	0.47	0.53	0.66	0.83	0.96	1.11	1.22	1.37	1.51	1.62	1.63	1.25	1.52	1.47	1.41	1.37	1.25	1.20	1.17	1.13	1.12	1.12	1.13	1.12	1.16	1.13	1.16	1.21
Dランク	0.74	0.74	0.63	0.40	0.48	0.59	0.76	0.89	1.03	1.15	1.31	1.47	1.57	1.56	1.23	1.43	1.40	1.36	1.31	1.22	1.19	1.17	1.15	1.14	1.14	1.14	1.14	1.17	1.18	1.22	1.26

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
　　２．月次の数値については、１の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
　　３．各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

（ウ）産業別の状況

産業別の新規求人数の動向について

○　新規求人数の前年同月比を業種別にみると、産業計では、令和３年４月の産業計は15.2%増加となり、３月の0.7%減少と比較すれば、大きな増加幅に転じたものの、昨年４月に緊急事態宣言が発令された影響により、新規求人数が大幅に減少したことによる「反動増」となっている。このため、前々年同月比をみると、４月は21.5%減少と、３月の12.7%減少と比較し、その減少幅が拡大しており、また、大きな減少幅が続いている状況にある。

○　都道府県労働局等の情報によれば、「電気機械器具製造業」では、緊急事態宣言下において在宅の時間が長くなる中で、電気製品の買替等へのニーズも高まっており、求人が提出されている。また、「自動車・同付属品製造業」では、求人提出の動きがあるものの、世界的な半導体需要の高まりにより半導体の供給制約による自動車の生産調整等が懸念される中で、ルネサス工場の火災もあり、国内のサプライチェーンにおける雇用に与える影響について、引き続きしっかりと注視していく。

○　「宿泊業,飲食サービス業」については、前々年同月比も大きな減少幅が続いており、４月に緊急事態宣言等が発令された中で、非常に厳しい状況が続いている。

●主要産業別の新規求人数（前年同月比がプラス,又は,減少幅が縮小している業種を機械的に赤網掛け。掲載している中分類業種がいずれも左記の場合、大分類業種を赤網掛け。）

（%）

	令和２年									令和３年				（参考）前々年同月比		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	2月	3月	4月
全　産　業	-31.9	-32.1	-18.3	-28.6	-27.8	-17.3	-23.2	-21.4	-18.6	-11.6	-14.6	-0.7	15.2	-26.1	-12.7	-21.5
建設業	-15.8	-11.3	2.6	-9.8	-6.4	5.9	-2.5	-4.4	6.5	11.9	10.0	16.3	17.9	-3.1	8.8	-0.7
製造業	-40.3	-42.8	-34.2	-40.9	-38.3	-26.7	-29.4	-24.9	-18.0	-11.3	-9.8	8.5	32.8	-32.0	-16.3	-20.8
情報通信業	-36.0	-33.6	-19.7	-34.1	-34.6	-21.8	-28.6	-33.4	-26.8	-16.3	-23.2	-11.0	14.7	-33.3	-19.1	-26.6
運輸業,郵便業	-30.6	-37.0	-26.8	-30.7	-30.7	-25.1	-23.4	-27.1	-25.2	-10.7	-21.0	-6.7	8.3	-31.4	-20.4	-24.8
卸売業,小売業	-34.8	-35.9	-26.9	-33.4	-34.0	-28.3	-32.6	-27.4	-28.3	-17.2	-23.2	-12.6	8.5	-36.8	-25.7	-29.3
学術研究,専門・技術サービス業	-36.6	-35.4	-15.7	-26.9	-27.6	-14.8	-23.1	-23.1	-18.9	-12.2	-9.4	5.7	24.2	-25.5	-9.8	-21.3
宿泊業,飲食サービス業	-47.9	-55.9	-29.4	-44.0	-49.1	-32.2	-38.2	-34.7	-31.4	-37.5	-41.0	-6.0	2.9	-48.0	-24.8	-46.4
生活関連サービス業,娯楽業	-44.0	-44.2	-34.8	-34.5	-41.0	-32.9	-35.4	-32.9	-30.8	-26.2	-23.2	-14.8	25.2	-37.0	-28.9	-29.9
教育,学習支援業	-38.1	-36.6	-14.7	-21.6	-23.9	-0.2	-22.1	-26.4	-9.2	-11.6	-18.8	0.1	43.6	-24.8	1.4	-11.1
医療,福祉	-21.7	-17.9	-9.0	-21.0	-16.0	-7.8	-15.1	-12.0	-12.0	-5.1	-7.9	-1.3	12.9	-14.4	-4.7	-11.6
サービス業(他に分類されないもの)	-36.5	-37.7	-22.6	-32.2	-32.2	-18.9	-24.3	-23.5	-16.5	-6.9	-12.5	7.0	19.0	-30.8	-12.4	-24.5

●製造業

（%）

	令和3年				（参考）前々年同月比		
	1月	2月	3月	4月	2月	3月	4月
製造業	▲ 11.3	▲ 9.8	8.5	32.8	▲ 32.0	▲ 16.3	▲ 20.8
食料品製造業	▲ 16.5	▲ 23.2	4.3	20.1	▲ 39.3	▲ 16.9	▲ 20.9
はん用機械器具製造業	▲ 9.3	1.8	13.5	26.6	▲ 23.6	▲ 13.8	▲ 22.0
電子部品・デバイス・電子回路製造業	▲ 1.3	19.0	19.3	52.4	▲ 8.3	17.1	7.2
電気機械器具製造業	▲ 10.4	▲ 4.0	7.5	55.5	▲ 32.0	▲ 20.8	▲ 18.2
輸送用機械器具製造業	▲ 7.0	▲ 10.9	12.9	47.1	▲ 34.7	▲ 28.6	▲ 33.3
自動車・同付属品製造業	0.8	▲ 6.5	26.3	74.5	▲ 34.4	▲ 23.5	▲ 32.5

●運輸業,郵便業

（%）

	1月				（参考）前々年同月比		
	1月	2月	3月	4月	2月	3月	4月
運輸業,郵便業	▲ 10.7	▲ 21.0	▲ 6.7	8.3	▲ 31.4	▲ 20.4	▲ 24.8
道路貨物運送業	▲ 4.0	▲ 18.1	▲ 9.0	5.5	▲ 34.3	▲ 25.7	▲ 26.5
鉄道・水運・航空運輸業	▲ 10.9	▲ 21.3	▲ 6.6	8.4	45.9	25.7	33.1
道路旅客運送業	▲ 18.3	▲ 24.6	▲ 1.4	16.5	▲ 23.0	▲ 4.4	▲ 17.1
運輸に付帯するサービス業	▲ 18.7	▲ 20.0	▲ 16.2	1.2	▲ 33.6	▲ 28.8	▲ 27.0

●サービス業（他に分類されないもの）

（%）

	1月				（参考）前々年同月比		
	1月	2月	3月	4月	2月	3月	4月
サービス業(他に分類されないもの)	▲ 6.9	▲ 12.5	7.0	19.0	▲ 30.8	▲ 12.4	▲ 24.5
職業紹介・労働者派遣業	▲ 2.1	▲ 8.7	18.0	39.4	▲ 42.9	▲ 22.5	▲ 27.5
その他の事業サービス業	▲ 10.0	▲ 16.4	4.6	11.7	▲ 29.1	▲ 9.4	▲ 25.1

※「その他の事業サービス業」には「建物サービス業(ビルメンテナンス,清掃,消毒など)」「警備業」が含まれる。

●宿泊業,飲食サービス業

（%）

	1月				（参考）前々年同月比		
	1月	2月	3月	4月	2月	3月	4月
宿泊業,飲食サービス業	▲ 37.5	▲ 41.0	▲ 6.0	2.9	▲ 48.0	▲ 24.8	▲ 46.4
宿泊業	▲ 40.1	▲ 52.9	30.9	55.4	▲ 59.2	▲ 17.8	▲ 47.5
飲食店	▲ 38.4	▲ 39.8	▲ 13.3	▲ 4.3	▲ 46.7	▲ 27.0	▲ 47.4

●卸売業,小売業

（%）

	1月				（参考）前々年同月比		
	1月	2月	3月	4月	2月	3月	4月
卸売業,小売業	▲ 17.2	▲ 23.2	▲ 12.6	8.5	▲ 36.8	▲ 25.7	▲ 29.3
卸売業	▲ 17.1	▲ 17.6	2.9	24.4	▲ 31.5	▲ 17.0	▲ 23.2
小売業	▲ 17.3	▲ 24.7	▲ 16.9	4.5	▲ 38.2	▲ 28.3	▲ 30.9

●医療,福祉

（%）

	1月				（参考）前々年同月比		
	1月	2月	3月	4月	2月	3月	4月
医療,福祉	▲ 5.1	▲ 7.9	▲ 1.3	12.9	▲ 14.4	▲ 4.7	▲ 11.6
医療業	▲ 9.9	▲ 16.0	▲ 1.5	15.1	▲ 21.3	▲ 7.7	▲ 15.9
社会保険・社会福祉・介護事業	▲ 2.6	▲ 3.5	▲ 1.3	11.9	▲ 10.8	▲ 3.4	▲ 9.5

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」
注）　いずれもパートを含む値。　令和２年１月～３月は、求人票の記載項目の拡充により、求人の更新が差し控えられる等、前年比をマイナス方向に押し下げる影響が生じていることに留意が必要。

産業別及び雇用形態別でみた雇用者数の動向

○　昨年４月に緊急事態宣言が発令された影響により、「宿泊業，飲食サービス業」などにおいて、雇用者数が大幅に減少したことによる「反動増」がみられるため、前々年同月差をみると、３月から４月にかけて、
・正規雇用労働者については、「製造業」「医療，福祉」などにおいて大きい増加がみられた一方で、「卸売業，小売業」などにおいて大きな減少がみられた。
・非正規雇用労働者については、「宿泊業，飲食サービス業」「卸売業，小売業」「医療，福祉」などにおいて減少がみられた一方で、「情報通信業」「サービス業（他に分類されないもの）」「製造業」などにおいて増加がみられる。

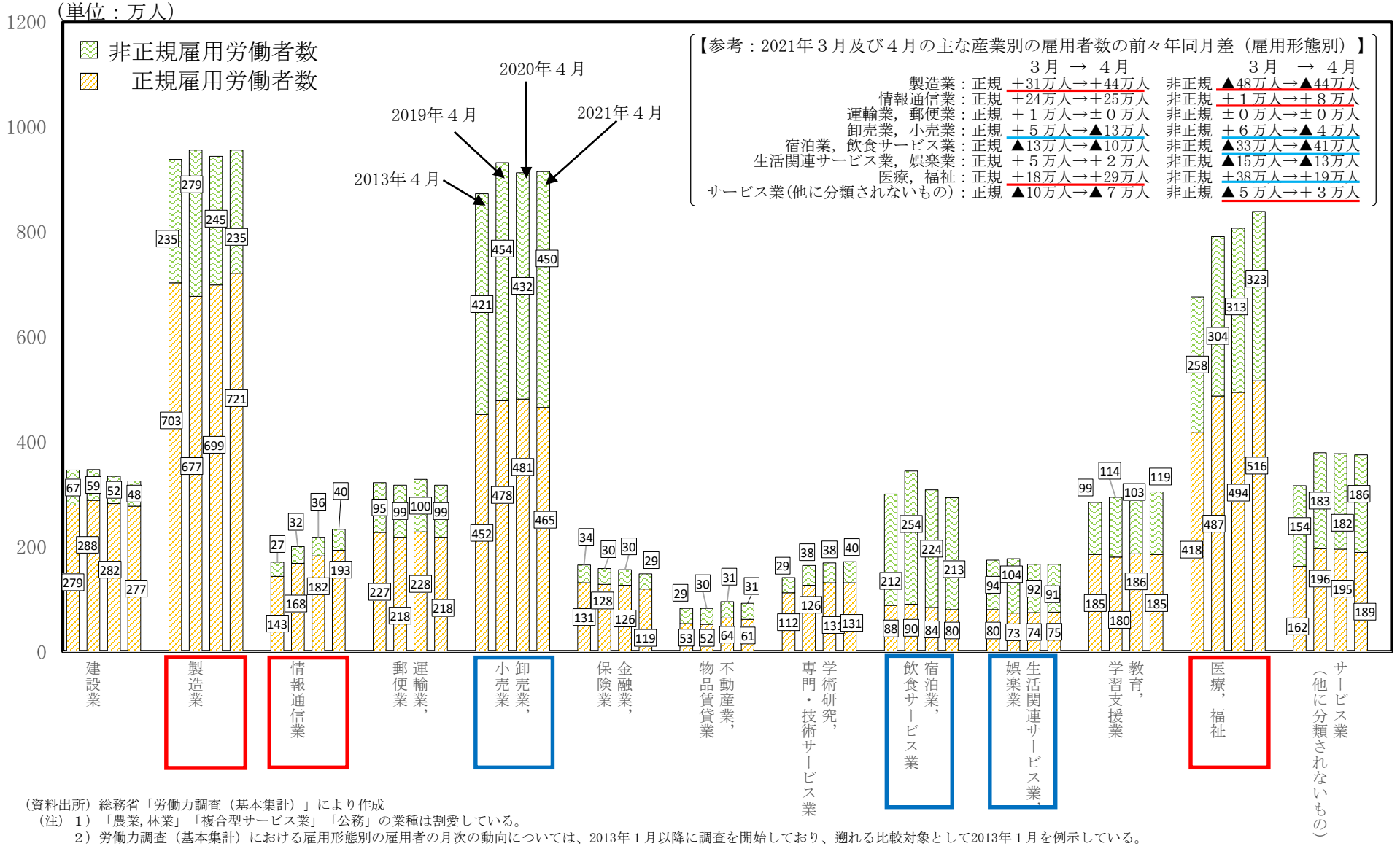

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」により作成
（注）１）「農業，林業」「複合型サービス業」「公務」の業種は割愛している。
２）労働力調査（基本集計）における雇用形態別の雇用者の月次の動向については、2013年１月以降に調査を開始しており、遡れる比較対象として2013年１月を例示している。

産業別にみた休業者数の動向（雇用者に占める休業者割合）

（単位：%）

	令和元年												令和２年												令和３年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
全産業	2.6	2.5	3.2	2.5	2.1	2.1	2.7	2.9	2.2	2.1	2.1	2.4	2.6	2.7	3.5	8.7	6.0	3.2	3.0	2.9	2.8	2.4	2.4	2.7	3.2	3.0	3.1	2.8
建設業	2.6	2.3	2.4	2.4	2.2	1.9	1.7	1.7	1.2	1.7	1.7	2.0	2.1	2.2	2.7	4.7	4.0	3.1	2.9	2.5	1.7	1.7	1.9	2.9	3.0	2.5	2.5	2.5
製造業	1.4	1.2	1.5	2.1	1.5	1.4	1.8	1.5	1.4	1.4	1.6	1.9	2.0	1.6	1.8	5.3	3.4	2.3	2.3	2.1	1.9	1.7	1.7	2.3	2.1	1.6	2.0	2.0
情報通信業	3.2	3.6	2.8	2.8	2.3	1.9	1.3	1.8	2.4	2.4	2.3	1.8	3.0	4.1	2.3	4.8	3.5	2.8	2.5	1.7	2.6	2.3	1.7	2.5	2.5	2.6	2.9	1.6
運輸業，郵便業	1.7	2.1	2.8	2.2	1.8	2.0	2.1	2.4	1.8	1.5	1.8	1.8	2.4	2.4	3.0	7.1	5.4	3.3	2.7	2.5	2.1	2.7	2.4	2.4	2.8	2.7	3.0	2.7
卸売業，小売業	2.2	2.1	2.7	1.9	2.0	1.5	2.1	2.3	1.8	1.8	1.9	2.0	2.0	2.3	2.8	8.5	4.6	2.7	2.3	2.6	2.4	1.9	1.9	1.6	2.1	2.5	2.2	2.4
金融業，保険業	2.6	3.8	3.2	3.1	1.7	1.8	3.2	4.4	1.8	2.4	1.7	2.3	3.2	3.3	2.7	7.4	4.8	3.1	4.5	3.6	3.3	2.3	3.0	3.0	3.2	2.5	3.2	2.6
不動産業，物品賃貸業	2.8	2.7	2.6	0.9	2.6	1.6	1.7	3.6	1.8	0.8	1.7	2.6	3.4	2.5	3.4	6.7	4.2	3.3	2.3	2.3	2.3	2.5	2.3	2.5	3.3	2.3	2.4	1.7
学術研究，専門・技術サービス業	2.2	2.8	2.9	2.2	1.5	2.2	2.3	2.8	2.6	2.0	1.5	2.6	2.1	3.4	2.7	6.3	5.2	3.6	2.7	2.8	3.2	2.0	3.1	2.6	2.6	2.6	2.7	1.6
宿泊業，飲食サービス業	3.3	3.1	6.4	2.8	2.0	2.5	5.9	4.9	2.8	2.1	2.2	2.7	3.4	3.9	6.8	29.3	21.3	8.1	5.8	6.0	4.7	3.4	2.9	3.0	7.3	7.8	5.8	5.9
生活関連サービス業，娯楽業	3.8	2.7	2.7	2.2	2.0	3.1	2.6	3.2	2.7	3.1	2.2	2.2	3.3	2.8	5.4	27.0	16.8	6.9	5.6	4.0	3.7	3.7	3.6	2.9	5.3	4.5	5.1	4.0
教育，学習支援業	3.7	4.5	8.0	3.0	3.0	2.9	6.8	8.3	3.7	2.3	2.9	4.4	2.3	3.3	8.8	15.0	9.6	3.0	3.3	4.1	3.6	3.2	3.4	5.0	4.3	4.0	6.9	3.2
医療，福祉	3.2	2.9	3.7	3.0	2.9	2.9	2.9	3.0	3.1	3.2	2.7	3.1	3.2	3.0	4.1	5.9	4.2	2.8	2.9	3.0	3.2	3.0	3.1	3.1	3.5	3.1	3.5	3.1
サービス業（他に分類されないもの）	2.9	2.5	2.2	2.0	1.8	1.5	1.9	2.2	2.0	2.0	1.7	2.4	2.7	2.7	3.5	7.8	6.3	3.9	3.0	2.7	2.5	2.2	2.2	2.5	3.5	3.8	2.8	2.5

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成

産業別にみた現金給与総額の動向

	前年同月比（%）																										前々年同月比（%）			
	令和元年												令和２年												令和３年				令和３年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	1月	2月	3月	4月
全産業	-0.7	-0.7	-1.3	-0.5	-0.5	0.3	-1.0	-0.1	0.5	0.0	0.1	-0.2	1.2	0.7	0.0	-0.6	-2.3	-2.0	-1.5	-1.3	-0.9	-0.7	-1.8	-3.0	-1.3	-0.4	0.6	1.6	-0.1	0.4	0.6	1.0
建設業	5.9	2.3	2.4	3.8	1.0	0.0	-3.0	5.9	6.2	3.4	4.6	3.6	2.8	2.9	4.7	1.2	-1.4	6.1	-1.9	-0.8	-3.5	-1.2	-0.7	-2.7	-2.2	-0.1	-1.8	0.1	0.5	2.8	2.8	1.3
製造業	-0.5	-0.1	0.5	-0.1	3.2	-1.6	-0.6	0.5	-0.6	-0.6	1.1	-1.8	-0.1	-0.4	-2.2	-2.3	-4.5	-5.9	-5.1	-3.6	-1.8	-1.3	-3.5	-5.0	0.1	-0.1	1.7	2.6	0.0	-0.5	-0.5	0.2
情報通信業	-7.8	-0.8	-1.8	2.0	-1.3	1.2	-8.0	0.5	-0.6	4.2	0.2	-2.0	3.0	2.0	0.6	0.4	0.1	-4.3	2.9	1.4	-0.8	-3.6	-0.1	-0.3	-0.2	-1.4	0.9	2.0	2.7	0.6	1.5	2.4
運輸業，郵便業	0.5	0.0	-1.7	-1.9	5.9	0.1	2.5	1.3	2.3	1.3	3.0	2.3	-0.2	1.0	0.1	-2.0	-6.9	-10.7	-4.3	-5.9	-3.0	-2.3	-8.0	-8.9	-1.7	-2.6	-1.7	4.3	-1.9	-1.6	-1.6	2.2
卸売業，小売業	-2.2	-1.0	-3.2	-0.9	-1.9	-3.7	2.2	-1.9	-1.2	-0.4	-1.9	-1.1	3.3	1.7	0.5	1.5	-1.7	-1.2	0.2	0.5	1.3	-0.6	-1.3	-1.2	-0.4	0.6	1.8	1.8	2.8	2.3	2.3	3.4
金融業，保険業	10.6	-10.7	-2.9	-2.3	-15.0	5.5	-1.7	2.8	1.9	2.6	5.5	1.2	0.3	1.9	-1.0	2.1	1.0	2.7	0.8	-0.2	0.4	0.3	-1.1	2.4	-7.8	-1.5	-7.6	-0.5	-7.5	0.4	-8.5	1.6
不動産業，物品賃貸業	-6.8	-1.9	-6.0	-4.7	-3.0	11.5	-5.0	-1.1	3.3	-0.9	-0.1	4.5	2.8	4.1	1.1	-0.3	0.8	-2.8	10.2	3.5	2.0	4.8	4.0	5.1	4.4	2.6	6.8	9.2	7.3	6.8	7.9	8.9
学術研究，専門・技術サービス業	5.2	4.5	1.8	-0.9	1.1	6.1	-1.1	0.8	3.9	-0.6	2.2	1.7	-1.7	1.4	4.6	0.9	-1.2	-1.6	-1.9	-2.9	-2.5	-2.5	-1.4	-3.0	-3.3	-3.5	-5.5	1.4	-5.0	-2.1	-1.1	2.3
宿泊業，飲食サービス業	-1.2	-1.3	-2.2	0.0	-2.1	-1.7	-3.6	-1.0	1.4	0.9	0.9	-0.4	2.2	-0.5	-3.8	-10.5	-9.1	-6.4	-6.5	-5.6	-4.5	-5.2	-6.4	-12.5	-8.9	-5.0	-2.3	3.3	-6.9	-5.4	-6.0	-7.5
生活関連サービス業，娯楽業	0.1	3.1	0.5	3.9	-0.6	-1.5	4.9	-0.3	1.1	1.5	-0.8	7.0	-0.7	2.1	-0.1	-7.6	-3.7	2.1	-7.8	-3.2	0.4	1.8	1.6	-9.7	3.4	-0.9	2.6	6.3	2.6	1.2	2.5	-1.8
教育，学習支援業	-2.3	-2.6	-3.9	-2.8	-2.4	1.0	-7.2	0.0	-3.0	-4.4	-2.5	-3.4	-1.9	1.4	0.6	2.0	1.2	3.3	4.0	0.1	0.7	2.4	1.7	-1.5	-0.9	-0.5	-1.7	-2.0	-2.8	0.9	-1.1	0.0
医療，福祉	-1.6	-0.5	-1.9	0.1	-0.8	2.7	0.2	-1.1	1.8	0.7	-1.0	1.8	3.1	0.9	1.7	1.3	-0.3	-0.1	0.3	0.2	-0.5	0.3	0.9	-2.3	-1.5	-0.2	2.0	-0.7	1.5	0.7	3.7	0.6
サービス業（他に分類されないもの）	0.5	2.8	2.8	0.4	2.6	2.9	3.3	0.4	1.6	0.2	0.4	3.0	1.8	-0.8	-0.2	-1.6	-3.2	-6.3	-2.7	-0.3	-2.1	-0.1	-1.5	-3.5	1.0	2.8	4.3	5.3	2.9	2.0	4.1	3.7

（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成
（注）１．事業所規模５人以上の就業形態計の数値。
　　２．令和３年４月は速報値。

産業別にみた総実労働時間の動向

	前年同月比（%）																										前々年同月比（%）			
	令和元年												令和２年												令和３年				令和３年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	1月	2月	3月	4月
全産業	-2.6	-0.8	-2.7	-1.8	-4.4	-3.3	-0.8	-3.0	-0.6	-2.3	-3.7	-0.4	0.8	-1.6	-1.2	-3.9	-9.5	-4.0	-2.7	-5.1	-1.7	0.3	-2.7	-2.5	-2.1	-3.5	0.8	4.3	-1.3	-5.0	-0.4	0.2
建設業	-1.8	1.5	-1.6	-1.1	-5.9	-2.0	1.3	-2.2	1.7	-1.8	-2.3	0.9	2.4	-1.5	-0.3	-1.5	-3.6	-0.8	-2.9	-4.1	-2.0	0.9	-2.6	-3.7	-2.6	-2.3	0.2	1.5	-0.2	-3.8	-0.1	0.0
製造業	-2.5	-0.5	-2.3	-1.7	-3.8	-3.5	-0.9	-1.9	-1.1	-2.8	-4.9	-1.6	1.7	-1.6	-1.3	-3.0	-10.7	-9.0	-5.3	-9.1	-3.5	-0.8	-2.7	-3.5	-2.7	-4.3	-0.6	3.3	-1.0	-5.8	-1.9	0.2
情報通信業	-3.2	-0.2	-2.7	-1.2	-3.5	-3.0	1.5	-2.6	1.1	0.1	-3.3	2.2	4.6	-0.2	1.9	1.6	-4.5	2.5	1.6	-2.1	3.0	5.2	0.6	1.1	0.3	-0.7	5.1	3.6	4.9	-0.9	7.0	5.3
運輸業，郵便業	-1.3	0.0	-0.9	-1.1	-1.3	-1.7	-0.4	-1.6	-1.2	-1.1	-2.7	-0.6	0.9	0.6	0.3	-1.8	-9.6	-6.5	-4.0	-6.3	-3.0	-1.2	-3.5	-2.9	-3.2	-5.7	-2.2	2.4	-2.4	-5.1	-1.9	0.5
卸売業，小売業	-3.1	-0.4	-2.0	-1.9	-3.4	-2.8	-1.7	-1.9	-0.5	-1.3	-2.9	-0.6	1.4	-0.3	0.1	-1.4	-6.7	-3.4	-0.4	-3.4	-0.7	0.7	-1.1	-1.3	-0.4	-2.3	-0.6	3.1	1.0	-2.6	-0.5	1.6
金融業，保険業	-2.9	0.5	-1.6	-1.6	-6.3	-5.5	0.9	-3.6	0.6	-1.6	-4.5	3.3	2.7	-2.6	1.1	0.4	-5.3	3.5	1.3	-3.9	1.2	4.1	-2.0	0.2	0.8	-0.8	4.9	6.5	3.6	-3.3	6.1	6.9
不動産業，物品賃貸業	-4.5	-1.9	-2.8	-2.9	-5.9	-2.8	0.4	-2.3	-0.2	-1.6	-1.8	-0.4	1.6	-1.0	-1.5	-3.8	-6.6	-3.9	-0.2	-3.6	-0.4	3.3	-0.2	-0.6	0.3	-0.2	2.3	9.2	1.9	-1.2	0.7	5.0
学術研究，専門・技術サービス業	-1.4	1.7	-2.9	-1.2	-4.8	-3.3	-0.6	-5.0	0.0	-1.0	-5.0	0.4	1.4	-3.6	0.5	-1.1	-6.9	-0.8	-1.0	-4.4	0.6	1.1	-2.1	-2.3	-0.4	-1.6	3.3	5.2	1.0	-5.1	3.8	4.0
宿泊業，飲食サービス業	-4.3	-3.5	-4.4	-3.0	-4.3	-4.0	-3.0	-4.1	-1.3	-2.0	-1.6	-1.6	-0.9	-1.1	-6.9	-21.6	-25.7	-15.1	-9.3	-10.4	-9.3	-6.9	-8.4	-9.3	-13.8	-14.9	-6.0	10.5	-14.6	-15.9	-12.5	-13.3
生活関連サービス業，娯楽業	-2.5	-0.8	-2.5	-2.8	-3.1	-2.5	-0.5	-2.6	-2.7	-3.7	-3.3	-2.5	-2.8	-1.6	-6.4	-20.4	-30.8	-17.7	-12.6	-10.0	-7.9	-4.6	-5.0	-6.2	-5.4	-9.9	-2.1	17.9	-8.0	-11.3	-8.3	-6.1
教育，学習支援業	-1.0	-1.6	-4.3	-1.9	-8.2	-4.4	0.0	-6.8	1.5	-4.6	-4.2	3.8	0.5	-2.4	-4.2	-5.1	-12.2	4.7	2.9	4.1	3.6	4.7	-3.4	0.6	-2.0	-2.3	11.7	11.2	-1.4	-4.6	7.0	5.5
医療，福祉	-2.7	-1.9	-3.0	-1.5	-5.2	-4.2	-0.1	-2.9	-0.2	-2.2	-3.0	-0.5	0.1	-1.9	-0.6	-1.2	-3.7	0.5	-1.3	-3.2	0.3	1.1	-2.1	-0.5	0.1	-1.3	2.0	1.4	0.2	-3.2	1.4	0.2
サービス業（他に分類されないもの）	-1.6	-0.6	-2.3	-1.2	-3.5	-3.4	-0.7	-3.3	-1.0	-3.2	-4.9	-1.9	-0.8	-3.4	-2.5	-4.4	-9.8	-3.9	-3.4	-5.5	-1.9	0.6	-2.2	-1.5	0.0	-1.2	3.7	6.0	-0.8	-4.5	1.1	1.3

（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成
（注）１．事業所規模５人以上の就業形態計の数値。
　　２．令和３年４月は速報値。

産業別にみた企業の売上高経常利益率の推移

売上高経常利益率

（単位：%）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年					令和2年					令和3年
											1－3月	4－6月	7－9月	10-12月		1－3月	4－6月	7－9月	10-12月	1－3月
全産業(除く金融保険業)	3.5	3.4	3.8	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.0
製造業	4.2	3.6	3.9	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	7.8
食料品製造業	2.9	3.7	3.7	3.9	3.4	4.7	4.9	5.6	5.0	4.6	2.9	5.5	5.2	4.5	3.8	3.2	2.6	4.9	4.6	2.6
繊維工業	1.4	3.1	3.5	4.1	3.5	2.4	4.2	4.2	4.0	4.4	2.7	7.0	3.9	4.3	4.6	1.6	5.1	1.9	9.9	▲ 2.0
木材・木製品製造業	3.3	3.6	0.6	2.8	3.5	1.9	4.2	4.2	5.3	4.2	4.0	3.7	4.3	4.8	4.3	4.4	4.1	2.6	6.0	3.9
パルプ・紙・紙加工品製造業	3.2	3.8	3.1	3.1	3.4	3.9	4.2	3.3	2.7	4.3	2.4	5.0	4.7	5.0	4.9	4.1	4.9	3.9	6.5	8.3
印刷・同関連業	2.5	2.3	2.7	4.0	3.1	2.7	3.3	3.5	3.4	3.5	3.8	4.8	2.3	3.4	2.8	3.8	1.4	1.4	4.3	6.9
化学工業	8.5	8.4	7.5	8.8	9.1	9.1	9.9	11.8	11.6	10.8	8.9	13.4	9.9	11.0	10.7	9.1	12.6	9.3	11.9	9.8
石油製品・石炭製品製造業	1.8	2.8	0.3	1.4	▲ 0.3	▲ 0.2	2.6	3.9	2.4	1.7	1.7	2.3	0.5	2.3	▲ 1.1	▲ 5.8	▲ 7.4	6.6	4.3	8.1
窯業・土石製品製造業	5.4	4.7	4.2	6.2	5.8	5.5	5.8	7.6	8.3	8.4	8.3	6.8	6.5	11.8	5.5	5.3	5.6	3.5	7.4	8.1
鉄鋼業	3.6	2.5	0.3	4.1	5.3	4.3	2.3	4.4	4.3	2.0	2.9	3.5	0.0	1.4	▲ 0.1	0.0	▲ 1.6	▲ 4.0	4.4	4.1
非鉄金属製造業	3.8	3.3	4.2	5.1	4.3	4.5	4.5	5.9	5.0	5.2	4.5	6.1	4.1	5.9	4.1	3.8	4.1	3.5	5.0	5.2
金属製品製造業	4.5	3.4	3.9	5.3	5.9	5.6	6.4	6.5	5.8	5.4	5.9	6.7	2.9	5.9	5.2	8.7	0.4	4.1	6.5	9.3
はん用機械器具製造業	3.5	3.9	4.8	6.2	8.4	7.1	6.2	9.4	9.0	7.9	11.7	5.9	8.8	3.9	6.1	8.9	4.1	4.0	6.6	13.1
生産用機械器具製造業	4.2	5.0	4.7	6.2	7.6	7.6	6.1	8.6	9.8	9.0	11.9	9.6	7.8	5.9	8.8	10.0	8.0	6.8	10.2	12.5
業務用機械器具製造業	6.3	6.8	6.5	8.3	9.2	8.9	7.6	9.4	9.6	7.0	7.8	8.5	7.0	4.8	6.4	6.8	6.5	4.3	7.7	13.6
電気機械器具製造業	4.6	4.4	2.9	4.4	6.6	5.6	4.6	8.7	8.5	6.8	5.0	9.0	5.8	8.0	6.4	4.6	7.7	4.3	9.6	7.9
情報通信機械器具製造業	2.4	1.2	1.7	4.3	5.5	4.7	4.6	7.1	10.0	5.0	5.9	4.5	5.1	4.3	4.6	5.2	3.7	3.4	5.7	8.1
輸送用機械器具製造業	4.4	1.9	4.8	8.4	8.8	8.5	6.5	8.6	7.6	6.1	5.2	9.1	5.6	4.6	4.4	2.3	3.5	4.0	7.3	6.3
自動車・同附属品製造業	4.2	1.5	4.8	8.6	9.0	8.8	6.8	9.0	8.1	6.5	5.3	9.7	5.9	4.9	4.6	2.2	3.6	4.2	7.7	6.5
その他の輸送用機械器具製造業	6.2	5.0	4.9	6.9	6.1	5.2	3.7	5.2	2.4	2.1	3.4	2.0	1.9	1.1	2.3	3.4	2.2	1.9	1.4	4.0
その他の製造業	4.4	2.3	4.3	5.7	5.1	6.3	6.8	7.5	6.9	7.0	7.1	7.7	6.6	6.7	7.5	6.0	7.1	7.3	9.3	11.9
非製造業	3.2	3.3	3.8	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.3
農林水産業	0.6	5.0	3.5	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲ 1.5	6.8	1.2	3.7	▲ 5.3	0.0	5.3	6.7
農業、林業	0.3	4.6	2.7	5.7	3.4	3.2	6.5	2.8	0.3	4.1	4.0	2.2	2.3	6.9	2.6	1.9	▲ 3.8	2.9	8.3	6.9
漁業	1.3	5.8	5.1	3.3	6.4	5.2	4.3	2.2	7.2	1.6	9.4	1.0	▲ 10.4	6.3	▲ 2.2	8.4	▲ 9.3	▲ 8.2	▲ 1.9	6.0
鉱業、採石業、砂利採取業	29.4	30.9	35.8	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲ 17.3	20.6
建設業	2.6	2.4	3.1	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	9.8
電気業	5.2	▲ 2.9	▲ 6.8	▲ 2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲ 0.1	▲ 1.8
ガス・熱供給・水道業	5.4	2.8	7.0	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	4.8
情報通信業	6.8	7.7	8.6	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	8.5
運輸業、郵便業	4.6	4.0	4.9	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲ 1.8	0.4	▲ 6.8	▲ 1.3	▲ 0.2	▲ 0.4
陸運業	4.9	4.4	5.3	6.1	6.1	7.6	7.2	7.5	8.5	7.9	4.1	9.5	8.4	9.3	▲ 0.6	0.9	▲ 6.0	▲ 0.8	2.9	▲ 3.3
水運業	4.9	0.3	0.8	3.4	3.5	3.7	1.6	2.5	2.5	4.6	2.2	5.1	6.0	5.0	2.0	▲ 0.9	1.5	2.1	5.5	7.4
その他の運輸業	4.0	4.6	5.6	4.7	4.4	5.2	5.0	5.6	6.5	5.4	2.0	6.7	6.7	6.7	▲ 5.9	0.0	▲ 11.7	▲ 3.7	▲ 9.4	2.7
卸売業・小売業	1.6	2.1	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	2.6
卸売業	1.4	1.9	2.3	2.2	2.0	2.1	2.3	2.6	2.8	2.6	2.1	3.3	2.7	2.5	2.3	1.7	2.3	1.9	3.3	2.2
小売業	2.2	2.6	2.5	2.9	3.3	3.3	3.0	2.9	2.9	3.4	3.5	3.6	3.3	3.2	3.4	3.3	2.5	3.3	4.3	3.2
不動産業、物品賃貸業	7.7	8.1	9.4	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	10.8
不動産業	8.6	8.7	10.8	11.0	11.7	13.8	13.9	14.6	14.1	13.3	15.1	14.9	11.0	12.3	11.5	9.5	13.2	11.0	12.8	12.1
物品賃貸業	5.4	6.5	6.1	6.9	7.5	8.0	8.0	7.0	7.2	7.3	7.9	8.9	6.8	5.4	6.3	7.3	6.3	5.7	5.6	7.0
リース業	5.6	6.9	6.6	7.4	8.2	8.7	8.7	7.5	8.1	8.4	9.9	9.9	7.3	6.3	7.1	9.3	7.3	5.7	5.9	8.0
その他の物品賃貸業	4.6	4.7	3.8	4.5	4.0	4.6	4.7	5.2	4.2	4.3	2.5	6.4	5.4	3.1	3.2	1.3	2.7	5.9	4.0	3.3
サービス業	5.3	4.7	5.6	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	10.1
宿泊業、飲食サービス業	3.3	2.4	2.6	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲ 7.8	▲ 4.7	▲ 26.6	▲ 5.5	▲ 0.3	▲ 11.2
宿泊業	0.8	▲ 0.8	1.2	4.5	4.1	5.9	7.7	8.2	4.5	3.1	1.0	3.7	3.9	3.4	▲ 18.5	▲ 12.0	▲ 96.3	▲ 14.0	▲ 1.1	▲ 36.2
飲食サービス業	4.3	3.5	3.3	2.8	3.1	3.7	2.9	3.1	3.0	2.7	1.9	3.4	2.2	3.1	▲ 4.7	▲ 1.6	▲ 16.1	▲ 3.3	▲ 0.1	▲ 4.7
生活関連サービス業、娯楽業	3.1	3.2	3.6	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲ 2.6	0.7	▲ 14.9	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.5
生活関連サービス業	4.2	4.0	4.3	3.1	3.1	4.4	3.4	3.4	2.2	2.8	1.1	3.4	1.9	4.9	▲ 4.3	0.3	▲ 18.5	▲ 4.4	▲ 0.5	▲ 1.7
娯楽業	2.7	2.7	3.0	4.9	5.6	3.9	4.1	5.0	5.4	4.8	4.3	6.1	6.3	1.4	▲ 1.6	0.9	▲ 12.4	0.2	0.1	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	8.7	8.5	10.8	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	23.3
広告業	3.1	2.9	3.7	4.7	5.3	4.7	4.1	3.8	4.1	3.3	4.5	1.6	2.8	3.9	2.6	4.1	▲ 0.9	2.6	3.6	3.2
純粋持株会社	52.9	50.4	60.8	64.9	65.8	67.1	104.6	55.7	64.6	68.8	78.0	75.0	18.2	70.9	54.6	50.7	74.9	26.0	43.1	63.3
その他の学術研究、専門・技術サービス業	4.5	4.4	5.0	5.1	6.5	7.0	3.1	4.0	3.7	7.0	13.1	4.1	3.3	5.2	6.2	9.7	6.1	2.5	5.1	9.0
教育、学習支援業	9.1	2.5	6.1	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲ 16.9	11.5	8.1	8.1
医療、福祉業	5.0	5.5	6.7	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	3.5
職業紹介・労働者派遣業	3.9	4.1	4.1	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	5.8
その他のサービス業	5.7	4.3	4.4	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.7

（資料出所）財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
（注）暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

（参考）産業別にみた企業の純資産の推移

純資産（＝資産－負債）（前年同期比）

（単位：%）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年					令和2年					令和3年
											1－3月	4－6月	7－9月	10-12月		1－3月	4－6月	7－9月	10-12月	1－3月
全産業（除く金融保険業）	3.9	0.8	▲ 0.4	4.7	7.7	7.6	3.4	6.7	6.4	3.6	4.2	4.1	2.5	3.7	▲ 0.6	0.1	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 0.5	2.3
製造業	1.9	2.4	▲ 1.2	3.4	6.4	7.0	1.1	5.6	5.0	3.1	4.0	2.0	1.9	4.6	▲ 1.2	▲ 0.0	▲ 1.8	▲ 1.4	▲ 1.6	1.7
食料品製造業	2.6	1.0	▲ 2.2	4.6	11.7	1.2	▲ 4.0	6.4	6.1	▲ 5.7	1.1	▲ 6.4	▲ 10.6	▲ 6.6	▲ 6.1	▲ 7.7	▲ 6.0	▲ 1.9	▲ 8.5	▲ 4.1
繊維工業	－	6.8	▲ 15.6	4.5	▲ 4.9	▲ 2.9	8.4	7.2	▲ 0.4	▲ 2.3	▲ 18.1	1.0	1.2	8.0	0.8	17.7	▲ 4.3	▲ 4.2	▲ 3.4	▲ 3.7
木材・木製品製造業	▲ 8.4	▲ 1.7	▲ 29.6	▲ 6.2	4.0	28.6	20.2	▲ 28.3	▲ 10.4	26.9	129.6	78.7	▲ 18.3	▲ 5.2	3.8	▲ 8.2	▲ 4.2	18.3	13.7	1.8
パルプ・紙・紙加工品製造業	▲ 3.0	▲ 2.7	▲ 5.9	▲ 0.4	16.1	10.1	▲ 2.1	10.8	8.2	1.3	13.9	1.5	▲ 3.1	▲ 5.7	▲ 2.8	▲ 11.4	▲ 4.8	1.7	3.8	10.3
印刷・同関連業	▲ 2.4	▲ 11.1	▲ 3.3	20.6	4.5	▲ 9.2	17.3	▲ 9.4	▲ 8.2	15.2	▲ 9.3	18.8	24.7	29.1	4.3	21.5	6.9	▲ 7.8	0.6	14.5
化学工業	▲ 0.5	▲ 0.9	2.6	2.7	3.6	0.9	3.2	7.0	9.7	12.4	15.9	7.7	8.2	18.1	▲ 0.1	▲ 3.1	3.0	3.4	▲ 3.5	▲ 1.1
石油製品・石炭製品製造業	▲ 0.0	5.5	▲ 6.1	1.9	▲ 6.1	▲ 4.3	▲ 5.5	1.9	2.4	6.1	▲ 5.7	17.2	2.2	11.1	▲ 12.0	0.7	▲ 23.3	▲ 13.1	▲ 9.9	8.2
窯業・土石製品製造業	▲ 6.1	0.5	0.2	6.3	4.0	4.0	▲ 2.5	22.1	▲ 4.9	3.2	▲ 4.1	3.1	6.1	7.9	▲ 4.1	8.5	▲ 5.3	▲ 8.1	▲ 10.9	▲ 10.1
鉄鋼業	3.1	▲ 2.1	▲ 0.3	▲ 0.2	4.8	10.0	▲ 6.6	2.4	7.9	▲ 0.6	5.6	▲ 0.5	▲ 3.4	▲ 3.6	▲ 10.1	▲ 10.5	▲ 11.4	▲ 12.5	▲ 6.1	0.7
非鉄金属製造業	10.3	6.4	▲ 3.4	6.7	11.6	1.8	▲ 1.6	5.2	0.9	7.9	▲ 0.0	8.3	10.2	13.4	2.7	10.1	▲ 2.4	1.6	2.2	1.8
金属製品製造業	0.6	10.5	3.4	▲ 5.3	▲ 10.0	13.5	11.0	6.5	▲ 2.7	6.2	▲ 7.9	11.1	12.3	10.5	5.2	16.8	4.1	1.2	▲ 0.1	▲ 2.3
はん用機械器具製造業	－	17.0	11.3	▲ 11.4	14.7	3.3	1.4	0.7	7.2	4.4	0.5	10.4	7.3	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 4.9	▲ 2.7	7.1	12.6
生産用機械器具製造業	▲ 8.1	▲ 2.5	1.4	9.3	1.5	1.1	▲ 1.6	16.0	16.1	0.7	13.7	1.5	▲ 6.4	▲ 4.6	▲ 4.3	▲ 7.6	▲ 5.9	▲ 3.1	▲ 0.2	3.1
業務用機械器具製造業	10.1	12.7	▲ 4.4	▲ 5.9	▲ 0.0	5.1	▲ 4.3	1.3	3.4	9.7	4.0	22.5	7.4	5.1	▲ 2.1	2.7	▲ 12.0	▲ 2.5	5.0	1.6
電気機械器具製造業	▲ 4.1	5.8	▲ 8.7	▲ 11.6	8.0	12.3	2.1	10.7	6.5	0.3	9.2	▲ 7.3	▲ 2.2	2.3	0.6	0.1	2.7	1.3	▲ 1.4	▲ 3.7
情報通信機械器具製造業	4.2	7.7	▲ 10.4	9.1	12.5	15.8	2.0	▲ 3.8	18.2	▲ 3.6	10.5	▲ 12.0	▲ 2.4	▲ 8.7	▲ 0.8	▲ 1.4	0.1	▲ 2.3	0.3	▲ 2.2
輸送用機械器具製造業	7.0	▲ 0.9	4.2	15.3	12.6	12.1	1.5	6.3	▲ 0.6	2.0	▲ 2.2	3.6	3.1	3.7	▲ 0.8	▲ 0.0	▲ 1.7	▲ 2.4	1.0	7.7
自動車・同附属品製造業	7.2	▲ 1.1	3.7	16.2	13.1	12.4	▲ 0.2	6.0	1.4	2.3	▲ 0.1	2.3	2.1	4.8	▲ 0.0	0.4	▲ 0.4	▲ 1.1	1.0	8.4
その他の輸送用機械器具製造業	5.5	0.9	10.6	5.5	6.4	8.5	24.2	8.9	▲ 20.5	▲ 1.5	▲ 24.8	22.6	17.2	▲ 10.7	▲ 11.0	▲ 5.6	▲ 17.6	▲ 18.6	0.5	▲ 2.7
その他の製造業	6.9	3.6	3.4	▲ 1.1	5.5	11.8	0.5	3.9	▲ 1.7	1.3	▲ 6.0	▲ 2.2	2.4	11.5	0.3	7.0	▲ 0.2	▲ 1.4	▲ 3.6	8.6
非製造業	5.1	▲ 0.1	0.0	5.5	8.4	7.9	4.6	7.2	7.1	3.9	4.3	5.1	2.8	3.3	▲ 0.4	0.2	▲ 1.1	▲ 0.5	0.0	2.5
農林水産業	▲ 10.3	16.6	▲ 18.2	1.0	▲ 36.9	16.4	99.0	▲ 5.9	15.1	22.8	13.4	36.3	36.9	8.8	▲ 13.5	7.0	▲ 20.0	▲ 21.5	▲ 16.7	▲ 9.5
農業、林業	－	25.1	▲ 29.1	▲ 11.2	▲ 54.6	▲ 15.2	241.7	27.9	15.5	8.0	1.3	22.0	20.5	▲ 5.8	2.2	1.7	1.0	5.6	0.5	0.1
漁業	14.1	▲ 13.2	36.8	33.3	▲ 5.6	43.0	27.4	▲ 51.3	13.6	76.3	87.8	73.8	86.2	63.1	▲ 47.9	24.5	▲ 58.8	▲ 74.2	▲ 53.7	▲ 35.2
鉱業、採石業、砂利採取業	21.7	15.6	11.4	17.0	4.6	▲ 6.5	0.7	7.6	4.9	▲ 0.5	10.9	▲ 4.0	▲ 5.1	▲ 3.7	▲ 10.7	▲ 16.0	▲ 4.0	▲ 8.7	▲ 13.1	▲ 8.4
建設業	▲ 9.8	▲ 0.9	5.9	10.6	12.9	13.8	0.4	2.8	6.4	3.0	2.9	1.0	2.6	5.6	2.1	3.3	3.4	▲ 0.1	1.8	5.0
電気業	0.7	▲ 18.2	▲ 12.6	▲ 3.7	▲ 0.9	13.4	20.8	▲ 5.8	15.8	8.2	25.3	5.7	2.5	2.9	15.0	3.8	11.9	24.4	19.4	22.8
ガス・熱供給・水道業	0.5	2.0	2.0	7.3	5.7	6.2	6.1	4.0	1.9	0.8	1.9	0.1	0.1	1.3	2.4	▲ 1.1	3.6	2.9	4.4	5.0
情報通信業	0.9	11.5	▲ 2.4	▲ 0.7	4.6	3.4	9.7	6.5	2.3	4.2	7.8	5.8	4.3	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 2.0	▲ 0.4	▲ 6.2	3.5	0.1
運輸業、郵便業	1.5	5.7	▲ 0.6	10.2	7.3	0.4	▲ 4.8	4.0	14.0	1.8	13.8	▲ 1.6	▲ 3.3	▲ 0.6	▲ 1.1	▲ 4.9	3.1	▲ 0.8	▲ 1.6	1.6
陸運業	2.8	5.8	▲ 2.9	13.5	13.4	▲ 0.1	▲ 1.7	4.3	14.6	3.0	16.0	0.8	▲ 3.5	0.2	▲ 1.4	▲ 5.1	3.5	▲ 1.2	▲ 2.5	▲ 0.3
水運業	4.4	▲ 2.1	0.5	▲ 7.2	7.4	1.8	▲ 12.9	▲ 6.9	2.1	1.5	4.0	▲ 1.3	▲ 0.1	3.5	4.4	0.4	▲ 6.5	▲ 10.6	33.9	35.1
その他の運輸業	▲ 2.3	8.3	4.2	9.0	▲ 5.4	1.2	▲ 9.7	6.4	15.8	▲ 1.4	10.5	▲ 7.4	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 1.8	▲ 5.8	4.2	2.7	▲ 7.9	▲ 1.4
卸売業・小売業	7.7	▲ 0.1	▲ 8.0	4.0	14.6	8.6	4.1	▲ 0.3	▲ 1.4	1.0	▲ 6.1	6.0	1.1	3.6	4.8	1.6	2.7	7.3	7.5	6.5
卸売業	8.4	3.5	▲ 11.6	▲ 0.5	18.0	8.4	2.3	1.8	3.0	▲ 1.2	▲ 6.4	3.9	▲ 2.2	0.7	1.3	▲ 0.4	▲ 1.2	2.5	4.1	3.4
小売業	6.4	▲ 7.0	▲ 0.5	12.4	9.1	8.9	7.4	▲ 3.8	▲ 9.4	5.4	▲ 5.6	10.3	8.4	9.8	11.5	5.4	9.8	17.0	14.0	12.1
不動産業、物品賃貸業	－	4.1	▲ 0.5	4.3	11.3	10.9	6.0	4.2	22.8	8.7	25.2	13.0	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 2.4	▲ 7.4	▲ 4.4	▲ 0.0	2.7	9.7
不動産業	13.7	5.2	▲ 1.6	2.4	11.5	12.6	5.4	4.2	27.5	9.0	29.2	13.3	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 3.4	▲ 9.3	▲ 5.7	▲ 0.5	2.3	11.0
物品賃貸業	15.9	▲ 2.6	6.7	15.8	10.3	1.7	9.4	4.4	▲ 4.6	6.6	▲ 0.2	11.4	9.2	6.5	6.0	8.6	5.6	3.7	6.1	1.0
リース業	15.2	▲ 4.2	5.2	16.5	13.4	1.2	7.5	3.5	▲ 5.4	3.9	▲ 4.1	7.4	7.1	5.8	9.4	8.7	10.0	7.9	11.0	3.9
その他の物品賃貸業	24.3	13.4	19.2	10.4	▲ 15.2	7.3	29.0	12.3	2.2	26.5	34.1	41.0	24.2	11.0	▲ 14.6	8.5	▲ 19.7	▲ 22.4	▲ 22.4	▲ 17.3
サービス業	7.4	▲ 6.3	8.3	7.0	3.6	8.6	5.4	18.9	7.4	4.2	▲ 0.4	3.8	6.6	6.9	▲ 3.5	4.5	▲ 4.9	▲ 5.3	▲ 8.0	▲ 3.9
宿泊業、飲食サービス業	－	▲ 8.0	17.6	15.0	3.5	▲ 20.6	13.9	7.3	▲ 13.7	▲ 3.1	▲ 4.8	1.1	▲ 5.1	▲ 3.2	▲ 9.7	16.4	▲ 3.2	▲ 9.4	▲ 37.7	▲ 33.3
宿泊業	▲ 8.3	▲ 34.6	16.8	50.4	▲ 12.8	▲ 36.9	166.0	46.7	▲ 28.7	▲ 22.2	▲ 35.2	▲ 22.9	▲ 10.9	▲ 15.7	▲ 14.9	▲ 0.7	13.9	▲ 12.5	▲ 52.2	▲ 54.5
飲食サービス業	16.3	4.6	17.9	4.6	10.4	▲ 15.2	▲ 23.8	▲ 26.7	12.5	17.9	57.8	23.9	0.1	7.8	▲ 6.0	30.8	▲ 13.4	▲ 7.0	▲ 27.7	▲ 19.8
生活関連サービス業、娯楽業	－	▲ 21.8	▲ 24.9	9.6	▲ 22.2	70.9	▲ 8.1	17.9	43.7	0.0	12.9	4.0	▲ 5.6	▲ 9.5	▲ 25.3	▲ 11.7	▲ 33.1	▲ 29.0	▲ 26.4	▲ 11.6
生活関連サービス業	2.4	40.7	▲ 12.2	▲ 6.7	▲ 9.8	10.6	▲ 12.6	8.8	23.3	39.4	5.0	58.3	43.6	51.6	▲ 9.3	55.0	▲ 21.7	▲ 25.1	▲ 26.0	▲ 17.0
娯楽業	8.9	▲ 40.1	▲ 33.6	24.5	▲ 30.7	124.5	▲ 6.1	21.6	51.2	▲ 11.7	15.8	▲ 9.3	▲ 20.0	▲ 28.3	▲ 32.8	▲ 33.6	▲ 37.9	▲ 31.0	▲ 26.7	▲ 7.5
学術研究、専門・技術サービス業	－	7.1	3.7	7.1	10.2	7.6	0.8	15.4	3.8	6.6	▲ 3.4	4.4	11.8	14.6	▲ 0.2	8.4	▲ 1.2	▲ 2.4	▲ 5.0	▲ 3.8
広告業	▲ 36.5	▲ 0.6	28.5	▲ 15.6	17.5	▲ 19.4	▲ 9.2	9.9	▲ 2.6	13.1	▲ 2.4	23.9	14.1	18.1	▲ 14.5	▲ 5.5	▲ 17.1	▲ 14.6	▲ 19.6	6.0
純粋持株会社	－	6.9	2.3	7.9	10.8	10.9	1.1	8.9	3.5	3.6	0.2	3.2	4.3	6.9	3.5	7.5	4.2	2.9	▲ 0.3	1.1
その他の学術研究、専門・技術サービス業	－	14.7	0.1	18.7	0.7	▲ 6.2	3.5	93.2	8.3	23.1	▲ 20.0	6.2	74.2	80.2	▲ 15.9	17.6	▲ 24.6	▲ 25.9	▲ 25.5	▲ 31.5
教育、学習支援業	▲ 35.1	▲ 75.8	264.6	26.5	▲ 9.1	▲ 15.1	18.3	127.5	0.1	24.0	16.0	165.5	▲ 28.3	▲ 38.8	▲ 48.5	▲ 34.4	▲ 75.3	▲ 3.5	▲ 19.9	▲ 10.4
医療、福祉業	47.9	▲ 19.2	63.4	8.5	▲ 27.6	26.4	13.1	0.2	▲ 10.2	41.8	▲ 22.5	40.5	78.3	75.5	29.3	96.2	57.6	9.1	▲ 2.9	5.2
職業紹介・労働者派遣業	－	3.1	▲ 2.9	▲ 3.5	8.2	52.0	25.7	▲ 15.8	8.5	37.9	35.9	15.8	31.0	64.5	▲ 6.8	54.3	▲ 16.5	▲ 7.7	▲ 38.4	▲ 29.2
その他のサービス業	▲ 45.4	▲ 40.4	55.7	0.9	▲ 11.6	0.5	38.1	38.1	13.8	▲ 6.8	3.8	▲ 15.1	▲ 4.3	▲ 10.6	0.5	▲ 7.7	14.4	▲ 4.2	0.6	10.1

（資料出所）財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
（注）暦年の数値は、四半期データの平均をとって作成。

雇用調整の実績(予定)のある事業所割合の推移

(単位:%)

	令和元年				令和2年				令和3年	
	1～3月実績	4～6月実績	7～9月実績	10～12月実績	1～3月実績	4～6月実績	7～9月実績	10～12月実績	1～3月予定	4～6月予定
調査産業計	34	36	35	34	37	49	44	34	29	24
建設業	28	31	30	26	23	35	28	26	20	23
製造業	34	34	36	37	39	64	55	45	39	30
情報通信業	40	36	41	33	32	37	30	27	26	22
運輸業，郵便業	36	35	36	32	39	48	44	37	35	27
卸売業，小売業	37	39	40	40	37	40	40	32	27	23
金融業，保険業	31	35	25	30	35	33	29	28	26	25
不動産業，物品賃貸業	38	40	41	27	28	46	35	33	32	26
学術研究，専門･技術サービス業	34	42	39	31	40	45	44	37	34	33
宿泊業，飲食サービス業	34	37	34	32	55	64	55	36	32	26
生活関連サービス業，娯楽業	33	29	34	31	42	64	39	36	34	23
医療，福祉	30	40	29	27	33	38	34	22	19	17
サービス業(他に分類されないもの)	35	34	33	37	43	49	47	32	24	22

(資料出所) 厚生労働省「労働経済動向調査」
(注) 1．雇用調整の措置：
「残業規制」「休日の振替、 夏期休暇等の休日・休暇の増加」「臨時、パートタイム労働者の再契約停止・解雇」
「新規学卒者の採用の抑制・停止」「中途採用の削減・停止」「配置転換」「出向」「一時休業（一時帰休）」「希望退職者の募集、解雇」
2．令和３年１～３月期及び４～６月期は、令和３年２月調査時における令和３年１～３月期及び４～６月期の予定である。
3．無回答を「実施していない又は予定がない」と回答したとみなして集計している。

第3次産業活動指数の推移

（2015年=100）

	2019年												2020年												2021年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
第3次産業総合	103.8	103.5	103.3	103.8	103.5	103.4	103.4	103.4	106.4	100.5	101.5	101.6	101.6	101.4	97.4	89.0	86.7	94.3	94.6	95.4	97.3	98.1	98.1	97.7	96.7	96.4	98.7	98.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.2	98.7	98.5	101.4	99.9	99.6	95.7	100.6	104.2	99.7	98.8	98.3	96.5	97.4	98.3	98.3	91.7	96.9	90.4	100.3	100.3	97.9	98.1	100.9	103.1	97.7	97.8	98.2
情報通信業	106.1	105.6	104.8	105.5	106.4	106.3	106.3	106.5	107.7	103.6	103.6	104.9	104.1	104.2	103.9	103.3	99.5	102.3	103.9	101.6	101.5	103.0	103.3	102.6	105.1	101.9	103.3	110.4
通信業	113.2	113.4	111.9	112.4	113.1	112.4	111.4	112.1	115.7	109.6	111.9	112.3	110.6	110.2	112.4	108.7	106.7	110.5	111.8	110.8	110.8	110.4	111.0	112.2	111.5	111.2	116.5	111.7
放送業	102.8	101.5	102.2	101.8	100.7	100.9	100.1	98.7	99.0	94.7	97.1	97.3	95.5	95.9	93.2	89.1	84.0	84.1	86.9	89.1	89.8	91.5	92.5	94.9	93.9	93.8	94.6	92.3
情報サービス業	105.1	103.8	104.1	104.4	106.9	106.2	107.1	109.1	107.1	105.4	103.7	105.5	104.8	105.7	106.3	110.4	101.7	104.8	107.0	102.8	101.5	104.3	103.5	101.0	108.0	101.7	102.5	124.0
インターネット附随サービス業	109.4	108.7	111.6	108.1	109.4	110.4	111.2	110.4	112.8	103.4	109.2	114.1	112.7	114.2	115.6	112.1	111.9	118.0	122.6	118.8	119.3	121.3	135.4	136.4	131.1	118.7	135.6	126.2
映像・音声・文字情報制作業	91.4	90.6	86.3	90.8	88.1	90.6	90.1	88.9	88.3	87.4	85.0	83.5	86.8	85.1	79.9	73.4	71.7	71.2	73.2	73.4	79.1	80.5	79.4	79.3	77.0	76.3	78.7	73.5
運輸業，郵便業	104.0	104.4	104.5	104.8	103.7	103.8	103.9	103.3	108.1	102.4	102.6	102.0	102.7	102.1	94.9	81.8	77.2	86.8	88.1	88.2	91.4	91.2	91.4	90.8	89.6	90.4	93.8	90.7
鉄道業	104.0	104.6	104.6	104.4	104.5	104.6	105.4	104.9	111.7	103.4	105.1	104.6	105.3	104.3	83.2	59.1	56.5	73.1	75.5	75.9	79.3	80.4	80.3	77.3	70.8	73.6	75.9	66.8
道路旅客運送業	100.4	100.4	94.7	100.5	100.4	100.9	100.5	101.8	105.1	98.9	101.4	99.9	101.3	94.4	74.1	59.4	41.4	64.2	70.0	69.1	72.9	78.6	73.2	71.9	61.8	63.3	67.1	69.9
道路貨物運送業	104.5	104.8	106.6	104.4	103.7	103.4	103.4	102.1	108.8	101.2	101.4	101.3	102.3	101.4	104.9	102.3	99.8	100.7	98.4	101.4	102.2	102.1	100.7	102.5	109.1	103.3	108.4	110.2
水運業	98.6	100.4	100.0	100.5	98.3	99.2	100.7	97.5	98.1	97.7	97.5	98.6	94.6	96.8	92.4	88.1	79.1	81.9	84.1	85.2	86.4	88.2	88.3	88.7	90.0	89.9	89.4	88.3
航空運輸業	116.9	116.1	116.4	117.2	118.7	117.1	117.2	116.0	115.5	114.7	117.1	118.0	118.7	99.5	50.6	18.6	14.2	23.0	31.4	29.0	34.2	42.9	48.6	43.9	30.0	28.5	39.2	40.4
倉庫業	105.0	103.6	103.5	103.1	103.5	110.6	105.5	104.0	106.8	108.2	108.1	107.9	107.5	105.7	106.2	105.6	103.2	105.1	105.0	105.4	107.7	106.1	104.1	104.2	105.0	104.3	105.9	105.3
運輸に附帯するサービス業	105.0	105.1	104.8	106.0	105.0	104.0	105.3	104.1	105.3	102.1	104.3	104.5	104.9	104.5	93.1	76.9	69.9	84.2	86.1	85.5	89.9	92.0	91.7	91.8	86.6	89.2	92.8	91.2
郵便業（信書便事業を含む）	98.5	99.3	100.7	103.3	99.1	98.7	100.8	100.7	99.9	95.6	97.3	86.7	97.5	99.2	90.4	88.8	89.7	93.5	90.2	89.2	89.9	90.0	89.3	82.4	91.4	89.3	91.3	94.0
卸売業	101.8	101.5	102.2	102.8	102.6	103.0	104.0	102.3	106.2	95.7	97.2	96.5	95.8	95.7	95.1	88.6	82.1	86.5	88.8	89.2	91.7	94.3	92.5	94.0	94.7	92.0	94.4	94.4
金融業，保険業	101.4	101.6	100.3	98.1	104.5	100.8	99.9	100.1	102.9	98.9	99.7	98.1	99.8	98.5	101.5	98.4	95.8	101.9	100.7	101.4	102.0	101.8	103.8	102.1	106.1	103.3	105.5	106.2
金融業	107.6	106.5	107.5	107.5	107.9	107.0	107.5	108.7	109.8	108.2	108.4	108.1	109.1	109.9	112.9	109.9	109.9	116.1	112.7	112.6	113.4	113.8	117.3	116.2	117.2	116.8	118.8	119.7
保険業	94.7	93.6	92.0	85.0	99.9	91.7	89.5	89.1	90.7	86.7	87.9	83.2	87.0	87.8	84.7	83.7	77.7	80.5	84.4	84.3	86.0	86.0	84.5	83.7	88.3	81.9	87.1	88.1
物品賃貸業（自動車賃貸業を含む）	106.5	106.6	106.1	106.9	107.4	107.5	107.5	107.9	108.6	107.4	108.4	108.9	107.6	107.3	106.6	105.4	103.1	105.4	104.7	104.4	104.5	104.8	105.1	104.7	104.0	103.7	105.3	105.4
事業者向け関連サービス	108.1	108.4	107.9	108.7	108.0	107.5	108.5	107.5	109.6	106.9	106.6	106.5	106.4	106.8	105.8	100.4	99.1	100.3	99.9	101.2	102.2	102.0	102.5	102.5	101.6	99.9	103.2	101.6
学術・開発研究機関	96.9	97.5	96.5	98.1	99.9	97.9	97.7	100.1	96.8	98.8	97.4	95.8	101.8	100.7	99.6	97.3	96.6	97.8	101.8	98.3	98.3	100.0	99.4	94.8	99.7	95.1	98.3	100.5
専門サービス業	104.8	105.7	105.7	105.1	103.2	104.6	104.3	105.0	104.7	105.6	103.7	104.4	105.1	104.6	102.9	99.5	100.9	102.5	105.3	104.7	105.4	105.6	106.2	104.1	109.8	103.2	103.6	106.3
広告業	102.5	99.2	98.5	99.8	98.8	100.0	99.1	100.0	100.6	97.4	98.3	99.7	99.7	99.1	98.8	94.0	83.8	87.6	88.1	91.3	88.9	91.5	88.7	92.8	84.3	90.8	93.1	95.3
技術サービス業	105.1	105.8	110.3	107.9	108.6	108.5	108.7	107.8	108.7	104.3	106.0	106.1	106.7	106.7	108.3	107.0	105.0	107.1	106.4	105.9	107.3	106.3	105.5	104.9	101.5	103.3	108.3	108.2
小売業	102.2	101.8	101.5	102.2	101.9	101.5	99.7	103.3	111.8	94.6	98.0	98.6	100.1	101.4	96.4	86.5	88.7	100.8	96.1	98.8	100.0	100.6	100.3	100.8	97.8	100.6	101.5	96.1
不動産業	102.8	102.3	103.5	102.5	100.7	102.2	102.1	102.5	102.7	100.4	101.5	101.8	101.6	102.5	102.5	96.0	96.6	101.3	101.3	105.3	102.5	103.1	102.9	101.1	102.8	101.8	102.8	101.7
医療，福祉	107.7	107.3	106.7	108.4	106.7	106.6	109.8	107.6	108.1	107.9	108.6	109.1	108.4	106.4	105.7	97.7	93.9	102.9	104.6	104.6	107.1	107.8	106.2	108.0	104.8	105.5	109.8	108.3
医療業	108.6	107.7	107.5	109.8	108.0	108.1	112.1	109.0	109.2	109.9	110.4	111.2	110.3	104.9	106.0	97.5	93.8	104.5	106.5	105.9	109.3	111.6	107.5	110.1	105.9	106.8	113.8	112.2
保健衛生	117.8	117.6	119.0	111.7	103.1	101.7	103.0	100.6	109.4	98.6	95.7	100.0	100.6	98.9	118.2	74.5	53.5	81.5	88.0	92.0	100.0	100.9	105.7	110.2	102.9	94.9	81.8	74.5
社会福祉・介護事業	104.5	105.5	105.2	105.9	104.2	104.4	102.3	105.3	105.6	103.1	104.7	103.4	102.6	105.2	102.5	100.2	100.5	101.3	101.2	102.4	102.1	102.4	102.1	101.6	103.4	99.4	97.9	100.8
生活娯楽関連サービス	101.5	100.1	99.7	101.1	97.8	99.6	98.4	97.6	99.4	95.4	96.7	98.1	98.0	96.9	73.1	48.5	49.7	68.0	72.4	70.0	77.6	79.9	81.5	76.9	68.2	73.6	75.5	74.6
宿泊業	105.1	105.2	105.9	112.2	106.7	106.5	103.4	103.4	103.7	102.8	105.0	104.4	114.5	99.5	53.9	22.7	17.5	36.2	48.4	47.1	62.5	75.3	81.9	68.9	45.3	46.4	61.3	56.5
飲食店，飲食サービス業	100.0	100.0	100.1	100.9	99.7	99.7	98.3	99.8	101.8	97.6	99.2	99.5	98.6	98.8	74.9	41.7	46.8	70.2	73.8	71.6	77.7	80.6	82.3	70.0	61.7	68.5	70.0	68.9
洗濯・理容・美容・浴場業	98.5	99.2	98.7	100.0	94.3	100.0	99.3	97.6	100.2	93.5	94.2	96.4	98.1	97.0	73.3	50.1	71.5	77.4	73.8	74.0	84.0	86.0	85.9	84.0	68.1	82.9	78.2	77.8
その他の生活関連サービス業	98.4	98.7	96.1	102.3	98.3	98.3	96.6	95.6	98.7	94.4	96.7	97.6	95.9	88.6	59.8	41.2	33.5	39.6	46.2	54.4	54.5	67.6	71.1	73.1	60.0	52.3	69.8	64.0
娯楽業	96.9	97.0	96.7	97.5	95.7	96.8	96.2	94.1	95.4	92.6	94.2	94.9	95.1	96.2	67.3	41.8	37.9	65.1	70.5	68.5	72.8	77.3	81.3	80.0	70.8	74.9	73.7	73.1
学習支援業	103.8	103.7	103.2	103.9	103.5	103.5	104.2	102.8	103.4	103.0	103.0	102.3	103.3	102.6	99.5	94.8	94.3	95.4	94.8	94.8	96.5	96.7	96.7	96.0	96.0	97.0	99.9	98.7
ペット・クリニック	168.2	129.9	122.6	129.1	118.8	125.2	109.5	132.6	114.4	133.7	172.4	147.5	96.7	124.1	129.9	122.3	135.5	126.8	135.5	133.8	124.0	138.0	132.1	153.8	134.2	154.1	156.3	120.8
自動車整備業（家庭用車両）	85.9	82.8	86.5	84.2	88.6	86.6	88.4	89.8	92.6	73.6	72.7	76.9	78.9	85.2	77.6	84.2	82.2	80.2	82.9	87.0	85.4	84.8	87.7	85.0	96.0	90.1	91.4	87.5

（資料出所）経済産業省「第３次産業活動指数」
（注）季節調整値。

３．政府の対策と実施状況

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策一覧



（資料出所）内閣官房HPより抜粋

国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）

国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策

令和２年12月８日
閣議決定

我が国経済は、４・５月の最悪期を脱し、持ち直しの動きが続いているものの、GDPギャップは７－９月期においても相当程度存在するなど、経済の回復は未だ途上。内外の感染症拡大の影響による経済の下振れリスクにも注意が必要。主要先進国に比べ回復局面における成長率が低く、コロナ前の経済水準に回帰する時期が遅れると見込まれており、民間投資を大胆に呼び込むなど民需主導の持続的な成長軌道の実現に向け、長年の課題である成長力の強化が不可欠。
⇒国民の命と暮らしを守る、そのために雇用を維持し、経済を回復させ、新たな成長の突破口を切り開くべく、予算・規制・税制、さらには財政投融資を含むあらゆる政策手段を総動員した力強い経済対策を講じることで、来年度中にはコロナ前の経済水準に回帰させ、民需主導の成長軌道に戻していく。

守りの視点：医療提供体制の 確保をはじめとする感染拡大防止に全力を挙げるとともに、内外の感染状況による経済への影響に対し、雇用と事業を支え、生活を守る

攻めの視点：・行政デジタル化の遅れ、東京一極集中など感染症を契機に浮き彫りとなった課題に対処
・グリーンやデジタルをはじめ成長分野に民間投資を呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、所得の継続的な拡大と成長力強化につながる施策に資源を集中投下

Ⅰ．新型コロナウイルス感染症の拡大防止策

1．医療提供体制の確保と医療機関等への支援
・緊急包括支援交付金の増額（病床、宿泊療養施設の確保等）、緊急的臨時的な対応として診療・検査医療機関をはじめ医療機関等への感染拡大防止等の取組支援、小児科等に対する支援や感染症からの回復患者の転院支援に係る診療報酬上の特例措置、高齢者施設への感染防止対策支援等
2．検査体制の充実、ワクチン接種体制等の整備
・ＰＣＲ検査等保険適用自己負担分の公費負担の継続、抗原検査キットの増産支援など確実な検査体制を整備
・来年前半までに全国民に提供できる数量確保を図るワクチンについて、希望する国民が遅滞なく受けられる接種体制整備、革新的な医薬品等の開発
3．知見に基づく感染症防止対策の徹底
・「協力要請推進枠」の追加を含む地方創生臨時交付金の増額（1.5兆円）、AI等を活用した各種データ解析等の感染対策への活用、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の感染防止対策、水際対策の強化
4．感染症の収束に向けた国際協力
・国際機関との連携等を通じた、途上国によるワクチンへのアクセスの公平性確保、治療薬の安価な普及のための特許権プールの設立及び治療薬の供給促進、途上国の医療体制や公衆衛生の向上支援　等

Ⅲ．防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保

1．防災・減災、国土強靭化の推進
・来年度から令和７年度の「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策（仮称）」（事業規模15兆円程度を目指す）をとりまとめ、初年度の措置として、「流域治水」の推進など激甚化する風水害や巨大地震等への対策、予防保全に向けた老朽化対策の加速、デジタル化等の推進
2．自然災害からの復旧・復興の加速
・令和２年７月豪雨等の自然災害による被災者の生活・生業の再建やインフラ・施設の復旧・復興等
3．国民の安全・安心の確保
・自衛隊の安定的な運用態勢の確保、戦略的海上保安体制の構築
・交通安全対策に資するサポカー購入の継続支援、配偶者暴力、性犯罪・性暴力被害者への相談・支援体制の強化等

Ⅳ．新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行

Ⅱ．ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

1．デジタル改革・グリーン社会の実現　*税制は令和３年度税制改正で検討・結論
（1）デジタル改革
・クラウド活用を原則とした自治体情報システムの標準化・共通化（基金）
・マイナポイントの更なる活用や健康保険証や運転免許証との一体化などマイナンバーカードの更なる普及促進・利活用
・高等学校段階を含む学校ICT化の推進やオンライン教育の充実化、オンライン診療・服薬指導の恒久化
・ポスト５Ｇ・先端半導体製造・開発強化、Beyond5G実現に向けた研究開発、AI戦略研究開発拠点、政投銀による支援【財投含む】
・書面・押印・対面の見直し、専任・常駐義務等の見直し等のデジタル改革に向けた規制改革
（2）グリーン社会の実現
・2050年カーボンニュートラル目標に向けた革新的な技術開発（次世代蓄電池、水素、カーボンリサイクル等）に対して継続的な支援を行うための２兆円の基金の創設
・再エネ電力や充放電設備の導入と組み合わせた電気自動車・燃料電池自動車等の普及促進、既存住宅断熱リフォーム・ＺＥＨ化支援、グリーン住宅ポイント、企業の脱炭素化投資を促進する税制*
2．経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上
（1）中小・小規模事業者の経営転換や企業の事業再構築等の支援
・最大１億円の事業再構築補助金の創設、資金繰り支援（実質無利子融資は民間は３月末、公庫等は来年前半まで実施。新たな事業再構築に向けた制度）、地域公共交通活性化・継続支援、企業の事業再構築等に向けた投資促進税制*、合併・経営統合等を行う地域金融機関に対する資金交付制度
（2）イノベーションの促進
・10兆円の大学ファンドの創設【財投含む】（世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成の推進）、宇宙、海洋、AI、量子技術、ゲノム、バイオ、マテリアル等のイノベーション促進
（3）サプライチェーンの強靭化と国際競争力の向上
・サプライチェーン多元化補助金、対日投資促進など海外活力の取込み、世界に開かれた国際金融センター実現
3．地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現
（1）地方への人の流れの促進など活力ある地方創り
・GoToトラベルは来年６月末までを基本とし感染状況を踏まえ柔軟に対応、GoToイート事業の食事券追加発行、観光拠点の改修支援
・新たな交付金の創設等テレワーク支援、地域企業経営人材マッチング促進、文化芸術・スポーツ活動への支援、都市インフラの整備
（2）成長分野への円滑な労働移動等の雇用対策パッケージ
・雇用調整助成金の特例措置の延長（来年２月末まで、その後の感染状況・雇用情勢を踏まえた段階的縮小）、出向元・出向先への新たな助成金の創設、働きながら学べる環境の整備、就労経験のない職業に就くことを希望する方への早期再就職支援等
（3）更なる輸出拡大を軸とした農林水産業の活性化
・2030年５兆円の実現に向けた輸出の更なる拡大に向けた生産基盤・輸出力の強化、感染症の影響を踏まえた経営継続支援
（4）家計の暮らしと民需の下支え
・緊急小口資金等の特例措置の来年３月までの延長、住居確保給付金支給期間の最長12か月までの延長(年度内の新規申請分)、ひとり親世帯臨時特別給付金の年内目途の再支給、雇用増や賃上げなど所得拡大促進税制措置*、住宅投資喚起策、不妊治療費用助成の大幅な拡充、就職氷河期世代への支援策

本対策の規模		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計
	財政支出	５．９兆円 程度	１８．４兆円 程度	５．６兆円 程度	令和２年度 ５．０兆円 程度 令和３年度 ５兆円	４０．０兆円 程度
	事業規模	６．０兆円 程度	５１．７兆円 程度	５．９兆円 程度	令和２年度 ５．０兆円 程度 令和３年度 ５兆円	７３．６兆円 程度

本対策の効果	
GDPの下支え・押上げ効果	
３．６％ 程度	
雇用の下支え・創出効果	
2021年度末までに概ね ６０万人 程度	

（資料出所）内閣府「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日）」概要

国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策の経済効果試算（令和2年12月8日）

国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策の経済効果

- 本経済対策の円滑かつ着実な実施により、公的支出による経済の下支えを図りつつ、設備投資をはじめとする民間需要をしっかりと喚起し、民需の自律的な回復も相まって経済の好循環につなげる。
- 現時点において、本経済対策による支出が直接的に実質GDPを下支え・押上げする効果を試算すると、3.6%程度と見込まれる（2020年度 0.5%程度、21年度 2.5%程度、22年度以降 0.6%程度）。
- また、本経済対策による支出が生み出す需要により雇用を下支え・創出する効果を試算すると、2021年度までに概ね60万人程度と見込まれる。

実質GDPの下支え・押し上げ効果

3.6% 程度

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 等

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発支援基金
事業再構築補助金
GoToキャンペーン
雇用調整助成金の特例措置等の延長・見直し 等

防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保

防災・減災、国土強靭化
災害復旧等事業 等

※現時点で使用決定されていない新型コロナウイルス感染症対策予備費等は除く

実質GDP効果の発現見込み

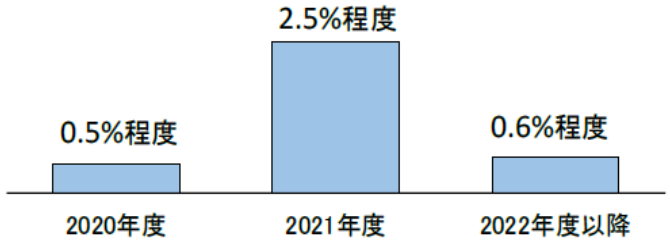

雇用の下支え・創出効果

2021年度までに概ね60万人程度

（参考）これまでの新型コロナウイルス感染症関連の経済財政政策と実質GDP換算の経済効果

総合経済対策（令和2年度以降発現分）	1.1%程度
令和2年度第1次補正予算等	3.3%程度
令和2年度第2次補正予算	2.0%程度

（資料出所）内閣府「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策の経済効果試算（令和2年12月8日）」

経済対策の進捗状況について

フォローアップの対象

- 昨年11月及び本年２月に報告した令和２年度第１次、第２次補正予算等とともに、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和２年12月８日閣議決定）【令和２年度第３次補正予算（令和３年１月28日成立）等】の主だった事業について、直近時点での進捗状況を確認。
- これまで同様に原則、一般会計国費で100億円以上の事業を対象（予備費使用が決定された事業を含む）。ただし、公共投資は、個別事業の予算額によらず全体的な姿として、その進捗状況を把握。
  ※第３次補正予算等（12月11日以降決定の予備費を含む）のうち、今回フォローアップの対象は予算額ベースで24.6兆円中、23.7兆円（約96%）
- なお、予算事業に加え、総合経済対策に盛り込まれた規制改革や財政投融資（令和２年度３次補正追加分）の主だった事業についても調査（資料２－２を参照）。

主な結果（別紙参照）

- 第１次補正、第２次補正予算分等については、多くの事業で大宗を執行済。なお、
  - 実質無利子・無担保融資等の進捗状況は、１・２・３次補正の事業規模約110兆円中、約48.4兆円（令和３年３月末時点）。４月以降も３次補正分を含め、資金繰り支援を継続。
  - 休業支援金、マイナポイント活用消費活性化策等は、３次補正分等も含め、今年度に繰り越し継続実施。
- 第３次補正予算分等については、
  ①雇用調整助成金、緊急小口資金等は１・２次補正から継続して迅速に執行。
  ②協力金等の支援策のほか、一部の補助金は交付・採択決定を開始（J-LODlive補助金、ものづくり補助金（中小企業生産性革命推進事業）、地域公共交通維持・活性化等）。
  ③その他多くの事業で公募プロセス中ないし近々公募開始予定であり、公共投資を含め、大宗について今後の効果発現が期待。

（資料出所）令和3年5月14日経済財政諮問会議　内閣府提出資料

別紙

各種施策の進捗状況について

1．家計支援（雇調金等を含む）、消費喚起

（※）以下の頁を含め進捗状況欄は原則、事務費を含まない。
直近時点の計数を記載しており、資料２－２の計数とは異なる場合がある。

		財源	進捗状況	備考
特別定額給付金	1次補正	12.88兆円	12.68兆円	給付額（確定額）。給付額予算は12.73兆円
緊急小口資金等	1,2,3次補正等	1.5兆円	9,087億円	決定額（5/8時点）。3/23予備費で3410億円追加。６月末まで申請受付
子育て世帯生活支援特別給付金	予備費(3/23)	2,175億円	―	4月分の児童扶養手当受給者に可能な限り5月末までに支給。その他は令和3年度分の課税情報が判明後、可能な限り速やかに支給。
ひとり親世帯臨時特別給付金	2次補正、予備費(12/11)	2,102億円	1,585億円	決定額（3/31時点。2次補正、予備費分とも約102万世帯）
子育て世帯臨時特別給付金	1次補正	1,654億円	1,489億円	給付額（2/28時点）
学生支援緊急給付金	予備費	531億円	503億円	支給額（4/30時点）。予備費は昨年5/19決定。
住居確保給付金	1,2次補正等	319億円	306億円	決定額（3/31時点）。財源は国費を記載。実績は、2年度当初予算からの交付並びに地方負担分を含む
大学等の授業料等減免	1,2次補正	160億円	151億円	大学等への交付決定額(4/30時点)
雇用調整助成金	1,2,3次補正等	3.9兆円	3.4兆円	給付額(上:5/7、下:5/6時点)。なお、財源には3年度当初予算を含み、移流用を含まない。
休業支援金・給付金	2次補正等	5,737億円	1,041億円	
小学校休業等対応助成金等	1,2次補正	1,719億円	605億円	給付額(5/7時点)。うち助成金（雇用者向け）は550億円、支援金（ﾌﾘｰﾗﾝｽ向け）は55億円
Go Toトラベル	1,3次補正等	2.4兆円	7,558億円	支払額(5/10時点)。12/11予備費3,119億円追加。現在停止中
Go Toイート	1,3次補正	2,518億円	1,390億円	支払額(4/15時点)
Go Toイベント	1次補正	1,198億円	23億円	決定額(4/28時点)。現在オンラインを除き停止中。
マイナポイント活用策	2年度当初、3次補正等	2,999億円	945億円	決定額等（5/9時点）。ﾏｲﾅﾎﾟｲﾝﾄ申込数は1,764万件(ﾎﾟｲﾝﾄ付与は9月末まで)、 4/30時点のﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ申請4,931万枚。財源にはR3年度当初予算を含む
グリーン住宅ポイント	3次補正	1,094億円	―	3/29既存住宅の購入や小規模なリフォーム等を除き申請受付開始、5/6全ての申請受付開始。

（注）以下の頁を含め、1,2次補正予算等と3次補正等で進捗状況を分けて管理可能なものは、原則、分割して進捗状況を確認・記載。

2

（資料出所）令和3年5月14日経済財政諮問会議　内閣府提出資料

２．事業者支援（雇調金等を除く）、投資促進

		財源	進捗状況	備考
持続化給付金	1次補正等	5.7兆円	約5.5兆円	給付終了。財源は流用後。
協力金（協力要請推進枠等）	2,3次補正等、予備費 (12/25,1/15,2/9,3/23)	3.6兆円	1.88兆円 約9,700億円	上段は都道府県への交付決定額(3/31時点)。 下段は都道府県から事業者への支払額(4/30時点)。
家賃支援給付金	2次補正	1.1兆円	約8,950億円	給付終了。財源は流用後。
一時支援金、月次支援金	予備費(2/9)等	6,979億円	約570億円	給付額(5/10時点)。財源は流用後
J-LODlive補助金	1次補正, 3次補正,予備費	1,594億円	950億円	決定額(4/23時点)。3/23予備費315億円追加
文化芸術・スポーツ活動継続支援	2次補正	509億円	445億円	決定額(文化423億円(5/11時点)12/11追加募集受付終了) (ｽﾎﾟｰﾂ22億円(4/30時点)12/11募集受付終了)
コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援等事業	3次補正	370億円	－	ARTS for the future!：5月中旬以降1次募集交付決定予定、 文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備：5月中旬頃 1次募集採否決定予定　等
ｸﾞﾘｰﾝｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ基金事業	3次補正	2.0兆円	－	5月中旬以降、順次公募開始予定
事業再構築補助金	3次補正	1.1兆円	－	1次公募審査中、6月中旬1次公募採択結果公表予定
中小企業生産性革命推進事業	1,2次補正	1,700億円	1,645億円	決定額(5/11時点)。3補助金とも受付終了
	3次補正	2,300億円	80億円	決定額。3補助金とも通年公募
農林漁業者経営継続補助金	2,3次補正等	1,212億円	1,069億円	決定額。財源は流用後
既存観光拠点再生等事業	3次補正	550億円	－	自治体・DMO型、6月上旬目途採択予定
地域交通感染拡大防止対策	2次補正	138億円	135億円	交付額(3/31時点)
地域公共交通維持・活性化	3次補正	150億円	59億円	交付額(4/15時点)。観光との連携を含む財源305億円
サプライチェーン強靱化 （国内投資、海外多元化）	1次補正,予備費	3,295億円	3,283億円	決定額。国内・海外の合計。10/16予備費860億円追加
	3次補正	2,225億円	―	国内分は5/7申請締切、海外分は4/26申請締切
ﾎﾟｽﾄ5G情報通信ｼｽﾃﾑ基盤強化対策	元年度,3次補正	2,000億円	1,144億円	採択決定額。現在第4回公募分の審査中
高度無線環境整備推進事業	1,2次補正	532億円	467億円	決定額(5/11時点)
実質無利子・無担保融資等	1,2,3次補正	事業規模110兆円	48.4兆円	決定額(3/31時点)。実績は融資＋信用保証

（資料出所）令和3年5月14日経済財政諮問会議　内閣府提出資料

３．医療提供体制強化等感染防止対策

		財源	進捗状況	備考
緊急包括支援交付金（医療）	1，2，3次補正等	4．0兆円	2．9兆円 1．7兆円	上段は都道府県への交付決定額(4/21時点) 下段は自治体から医療機関等への支払額(3/31時点) 財源は流用後
医療機関等への医療用マスク等優先配布	1，2次補正等	4，461億円	3，571億円	物資等配布額(5/7時点)。昨年5/26に予備費1680億円追加。財源は流用後
ワクチン接種体制整備等	3次補正等	7，667億円	1，371億円	決定額(3/31時点)。財源は流用後
更なる病床確保のための緊急支援	予備費(12/25)	2，693億円	1，390億円	決定額(3/31時点)
ワクチン生産体制等緊急整備基金	2，3次補正	2，577億円	902億円	決定額(3/31時点)
医療機関等危機対応融資	1，2，3次補正等	事業規模2．2兆円	1．6兆円	決定額(3/31時点)

４．公共投資

		財源	進捗状況	備考
2019年度補正予算分	元年度補正	2．1兆円	1．9兆円	契約済額(原則3/31時点)
2020年度臨時特別の措置分	2年度当初	0．9兆円	0．6兆円	契約済額(原則3/31時点)
2020年度3次補正分	3次補正	2．9兆円	0．2兆円	契約済額(原則3/31時点)

５．その他の地方公共団体等を通じた支援

（※）進捗状況は自治体等への交付決定ないし交付額

		財源	進捗状況	備考
地方創生臨時交付金 （除く協力要請推進枠等、事業者支援分）	1，2，3次補正	4．3兆円	3．1兆円	交付決定額。3次補正単独事業分の本年度の自治体からの実施計画締切はそれぞれ4/30・7/30であり、6月・9月頃交付決定予定等
（事業者支援分）	3年度予備費(4/30)	5，000億円	－	都道府県に先行分3，000億円の交付上限額を提示済
地域観光事業支援	3次補正の活用	3，300億円	246億円	交付決定額(5/11時点)。うち宿泊事業者による感染防止対策等への支援1，000億円。
地方公共団体ﾃﾞｼﾞﾀﾙ基盤改革支援	3次補正	1，788億円	－	次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行に関する補助金の募集開始(4/30時点)　等
市町村国保等保険料減免支援	1次，3次補正	762億円	528億円	交付決定額(3/31時点)
不妊に悩む方への特定治療支援事業	3次補正	370億円	307億円	交付決定額(4/15時点)
セーフティネット強化交付金	3次補正	140億円	0．3億円	交付額(3/31時点)。5月中に都道府県に基準額通知、6月中交付決定予定　等

（資料出所）令和3年5月14日経済財政諮問会議　内閣府提出資料

雇用調整助成金の支給申請件数・支給決定件数・支給決定額の推移

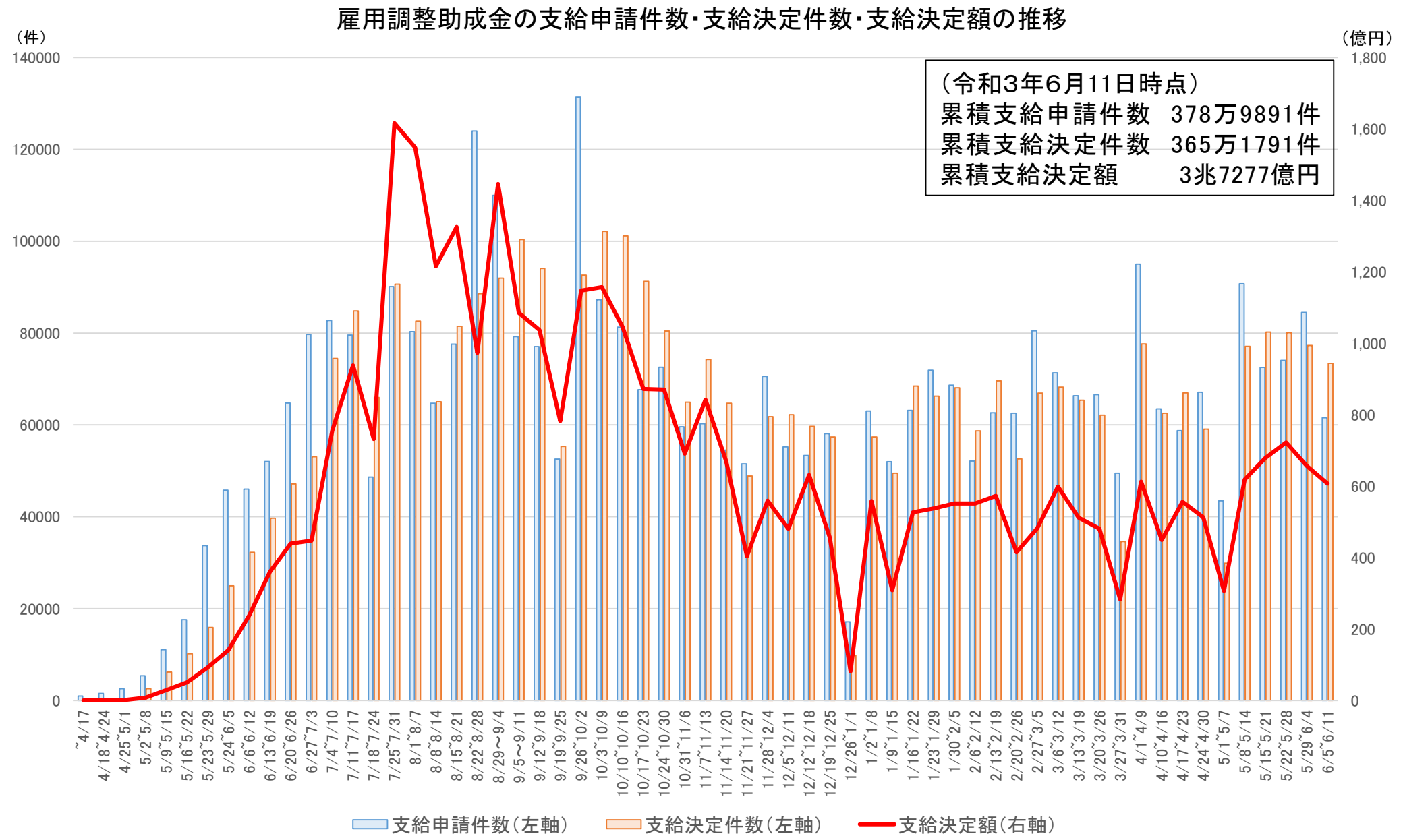

（資料出所）厚生労働省「オープンデータ」（https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html）（令和3年6月18日取得）をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金、総合支援資金）の申請件数の推移

申請件数（千件）

令和３年６月２日現在（速報値）

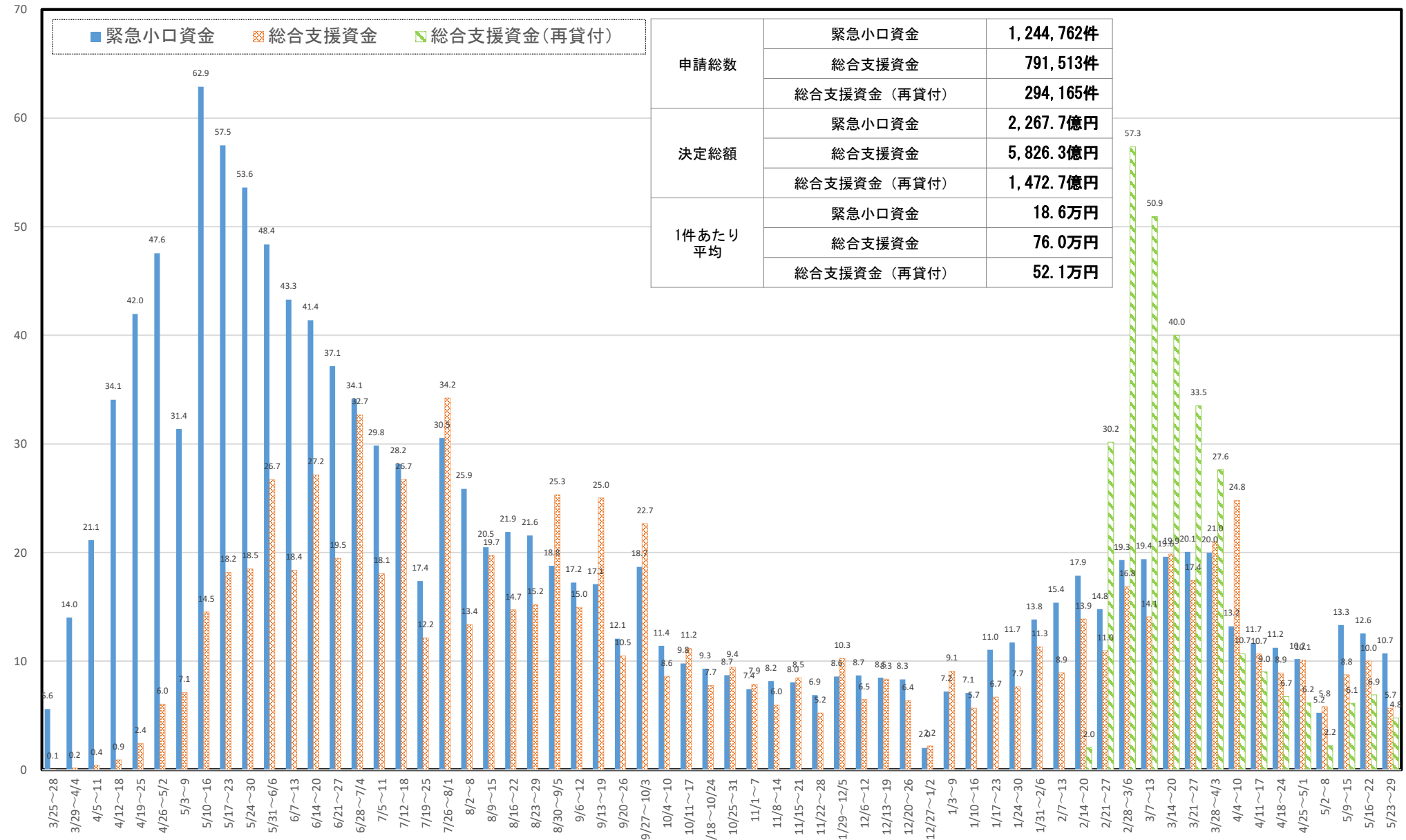

申請総数	緊急小口資金	1,244,762件
	総合支援資金	791,513件
	総合支援資金（再貸付）	294,165件
決定総額	緊急小口資金	2,267.7億円
	総合支援資金	5,826.3億円
	総合支援資金（再貸付）	1,472.7億円
1件あたり平均	緊急小口資金	18.6万円
	総合支援資金	76.0万円
	総合支援資金（再貸付）	52.1万円

※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）（1／4）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和２年３月 28 日（令和３年６月 17 日変更）
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和２年３月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）附則第１条の２第１項及び第２項の規定により読み替えて適用する法第 14 条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第 15 条第１項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

その上で、まずは、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせて実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

併せて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、

- 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること
- 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断されている。

このようなことを踏まえて、令和２年４月７日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）は法第 32 条第１項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和２年４月７日から令和２年５月６日までの 29 日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。

以後、４月 16 日に、各都道府県における感染状況等を踏まえ、全都道府県について緊急事態措置区域とし、５月４日には、全都道府県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和２年５月 31 日まで延長することとした。その後、各都道府県における感染状況等を踏まえ、段階的に緊急事態措置区域を縮小していった。

５月 25 日に、感染状況等を分析し、総合的に判断した結果、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、政府対策本部長は、法第 32 条第５項に基づき、緊急事態解除宣言を行った。

その後、新規報告数は、10 月末以降増加傾向となり、11 月以降その傾向が強まっていった。12 月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）（2／4）

こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和３年１月７日、政府対策本部長は、法第 32 条第１項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和３年１月８日から令和３年２月７日までの 31 日間であり、緊急事態措置区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とした。

令和３年１月 13 日には、法第 32 条第３項に基づき、緊急事態措置区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行った。

令和３年２月２日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、２月８日以降については、法第 32 条第３項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の 10 都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年３月７日まで延長することとした。

政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和３年２月３日に成立した。これにより改正された法は令和３年２月 13 日に施行された。

令和３年２月 26 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、３月１日以降については、法第 32 条第３項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の４都県に変更することとした。

令和３年３月５日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第 32 条第３項に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の４都県を緊急事態措置区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年３月 21 日まで延長することとした。

令和３年３月 18 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対

する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている３月 21 日をもって緊急事態措置を終了した。

緊急事態宣言の解除後は、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（令和３年３月 18 日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ。以下「緊急事態宣言解除後の対応」という。）を踏まえ、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととした。

令和３年４月１日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第 31 条の４第１項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和３年４月５日から令和３年５月５日までの 31 日間とし、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示を行った。

令和３年４月９日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、４月 12 日以降については、法第 31 条の４第３項に基づき、重点措置区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和３年４月12日から令和３年５月11日までの30日間とし、京都府及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和３年４月 12 日から令和３年５月５日までの 24 日間とする旨の公示を行った。

令和３年４月 16 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、４月 20 日以降については、法第 31 条の４第３項に基づき、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を加える変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和３年４月 20 日から令和３年５月 11 日までの 22 日間とする旨の公示を行った。

新規報告数は令和３年３月上旬以降、大都市部を中心に増加が続き、重

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）（3／4）

症者数も増加が見られた。また、B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）の感染者の増加がみられ、急速に従来株からの置き換わりが進みつつある。

こうした状況を踏まえ、令和３年４月 23 日には、政府対策本部長は、法第 32 条第１項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和３年４月 25 日から令和３年５月 11 日までの 17 日間であり、緊急事態措置区域は東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とした。

また、同じく令和３年４月 23 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第 31 条の４第３項に基づき、４月 25 日以降については、重点措置区域に愛媛県を加え、緊急事態措置区域とされた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を重点措置区域から除外する変更を行うとともに、宮城県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和３年４月５日から令和３年５月５日まで」から「令和３年４月５日から令和３年５月 11 日まで」、沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を「令和３年４月 12 日から令和３年５月５日まで」から「令和３年４月 12 日から令和３年５月 11 日まで」と変更し、愛媛県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和３年４月 25 日から令和３年５月 11 日までの 17 日間とする旨の公示を行った。

令和３年５月７日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、大都市部を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、５月 12 日以降については、法第 32 条第３項に基づき、緊急事態措置区域として東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に加え、愛知県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年５月 31 日まで延長することとした。

また、同じく令和３年５月７日には、５月９日以降については、法第 31 条の４第３項に基づき、重点措置区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、５月 12 日以降については、宮城県を除外する変更を行うとともに、北海道、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を

令和３年５月９日から令和３年５月 31 日までの 23 日間とし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和３年５月 31 日まで延長する旨の公示を行った。

令和３年５月 14 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染が急速に拡大している地域があり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、５月 16 日以降については、法第 32 条第３項に基づき、緊急事態措置区域として東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県に加え、令和３年５月 31 日までの期間において、北海道、岡山県及び広島県を追加する変更を行った。

また、同じく令和３年５月 14 日には、５月 16 日以降については、法第 31 条の４第３項に基づき、重点措置区域から北海道を除外し、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県及び沖縄県に加え、群馬県、石川県及び熊本県を追加する変更を行うとともに、群馬県、石川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和３年５月 16 日から令和３年６月 13 日までの 29 日間とする旨の公示を行った。

令和３年５月 21 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染が急速に拡大している地域があり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、５月 23 日以降については、法第 32 条第３項に基づき、緊急事態措置区域として北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県に加え、沖縄県を追加する変更を行うとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年５月 23 日から令和３年６月 20 日までの 29 日間とする変更を行った。

また、同じく令和３年５月 21 日には、５月 23 日以降については、法第 31 条の４第３項に基づき、重点措置区域から愛媛県及び沖縄県を除外する旨の公示を行った。

令和３年５月 28 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）（4／4）

する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、法第 32 条第３項に基づき、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年６月 20 日まで延長することとした。

また、同じく令和３年５月 28 日には、第 31 条の４第３項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和３年６月 20 日まで延長する旨の公示を行った。

令和３年６月 10 日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、群馬県、石川県及び熊本県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている６月 13 日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行った。

令和３年６月 17 日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第 32 条第３項に基づき、新規陽性者数の減少及び医療提供体制等への負荷の軽減が見られる、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県について、緊急事態措置を実施すべき期間とされている６月 20 日をもって緊急事態措置区域から除外し、緊急事態措置区域を沖縄県のみに変更するとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年７月 11 日まで延長することとした。

また、重点措置区域については、同じく令和３年６月 17 日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、岐阜県及び三重県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている６月 20 日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第 31 条の４第３項に基づき、６月 21 日以降については、従前、緊急事態措置区域とされていた北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行い、また、これらの都道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和３年６月 21 日から令和３年７月 11 日までの 21 日間とし、埼玉県、千葉県及び

神奈川県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和３年７月 11 日まで延長する旨の公示を行った。

今後は、「令和３年６月 21 日以降における取組」（令和３年６月 17 日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ。以下「令和３年６月 21 日以降の取組」という。）を踏まえ、感染の再拡大を防止するため、ワクチン接種の円滑化・加速化をはじめ効果的な対策を総合的に進めていくこととする。また、感染の再拡大が見られる場合には、速やかに効果的で強い感染対策等を講じるものとする。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が気持ちを一つにして、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

一　新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和２年１月 15 日に最初の感染者が確認された後、令和３年６月 15 日までに、合計 774,604 人の感染者、14,182 人の死亡者が確認されている。

令和２年４月から５月にかけての緊急事態宣言下において、東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の 13 都道府県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があったことから、本対処方針において特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）の中でも「特定警戒都道府県」と位置付けて対策を促してきた。

また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多いことや、全都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要

資料No.5

今後の予定（案）

７月１日（木）	第２回目安に関する小委員会 於　未定
７月７日（水）	第３回目安に関する小委員会 於　未定
７月13日（火）	第４回目安に関する小委員会 於　未定

参考資料No.1

目安制度の在り方に関する全員協議会における委員からの追加要望資料

●中小企業の経営実態

- 中小企業の売上・業況・倒産件数・労働生産性等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P3～8）
- 中小企業の価格転嫁の状況と対策（パートナーシップ構築宣言等）・・・（P9～11）
- 中小企業の生産性向上等に係る支援策の概要と実績・・・・・・・・・・・・・・（P12～13）
- 助成金の都道府県別実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P14～15）
- 生産性向上支援策の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P16～18）

●雇用調整助成金の実績（業種別）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P19～21）

●賃金構造基本統計調査による産業・企業規模別の影響率・・・・・・・・・・・・（P22）

●政府から経済界への雇用維持等に関する要請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P23～24）

中小企業の売上

中小企業政策審議会（第32回）
資料2より抜粋

- **売上が前年同月比を下回る中小企業は約7割。**

中小企業の売上実績（前年同月比区分別）

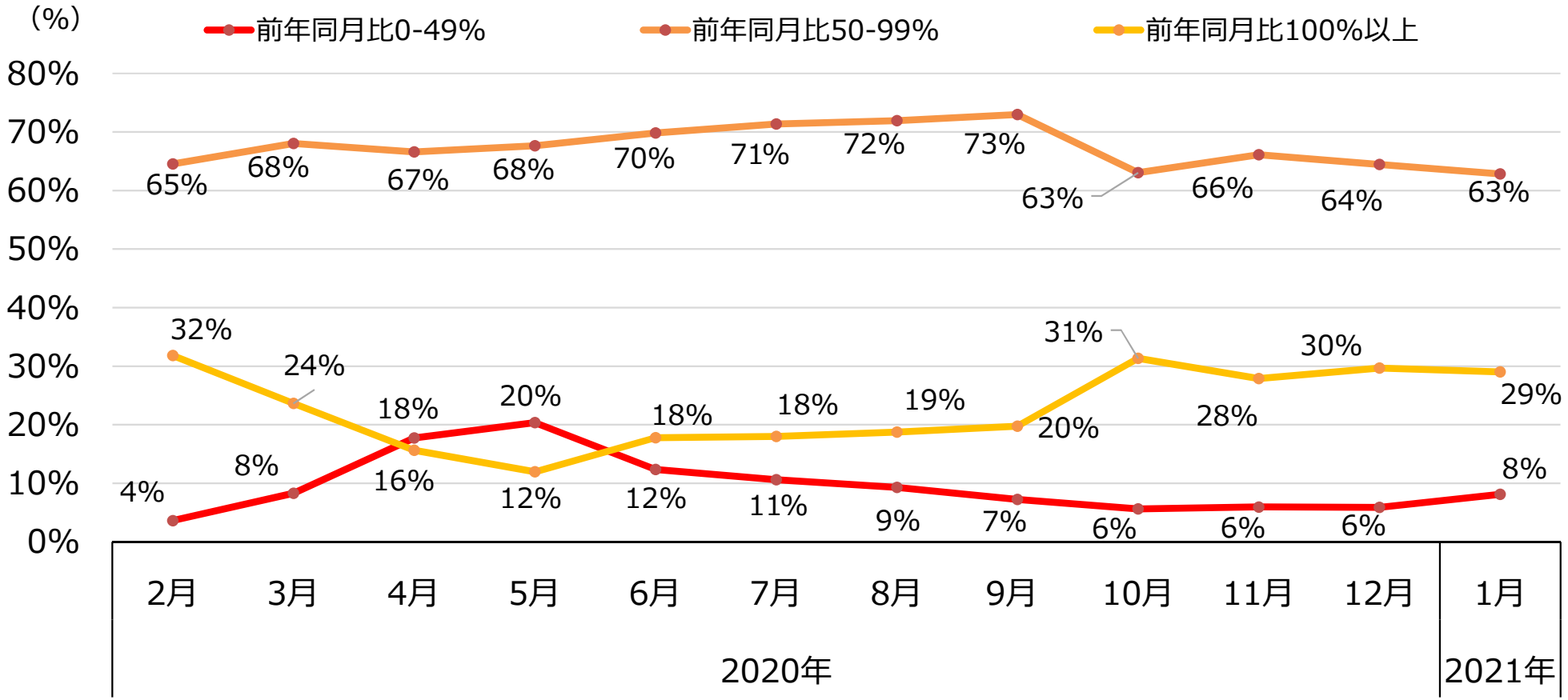

（出典）東京商工リサーチ「新型コロナウイルスに関するアンケート調査
（2020年3/12、4/10、5/15、6/16、7/14、8/18、9/15、10/20、11/25、12/17、2021年1/22、2/18公表）」を基に作成

中小企業の業況（業種別）

中小企業政策審議会（第32回）
資料2より抜粋

- 中小企業（業種別）の業況判断DI（業況が「好転」と回答した割合から「悪化」と回答した割合を引いたもの）を各業種で比較すると、2020年６月調査以降は改善傾向にあり、１月初旬の緊急事態宣言の影響等で**一時悪化するも、直近では持ち直しの動きがみられる。**

業況判断DI（「好転」-「悪化」・%ポイント）

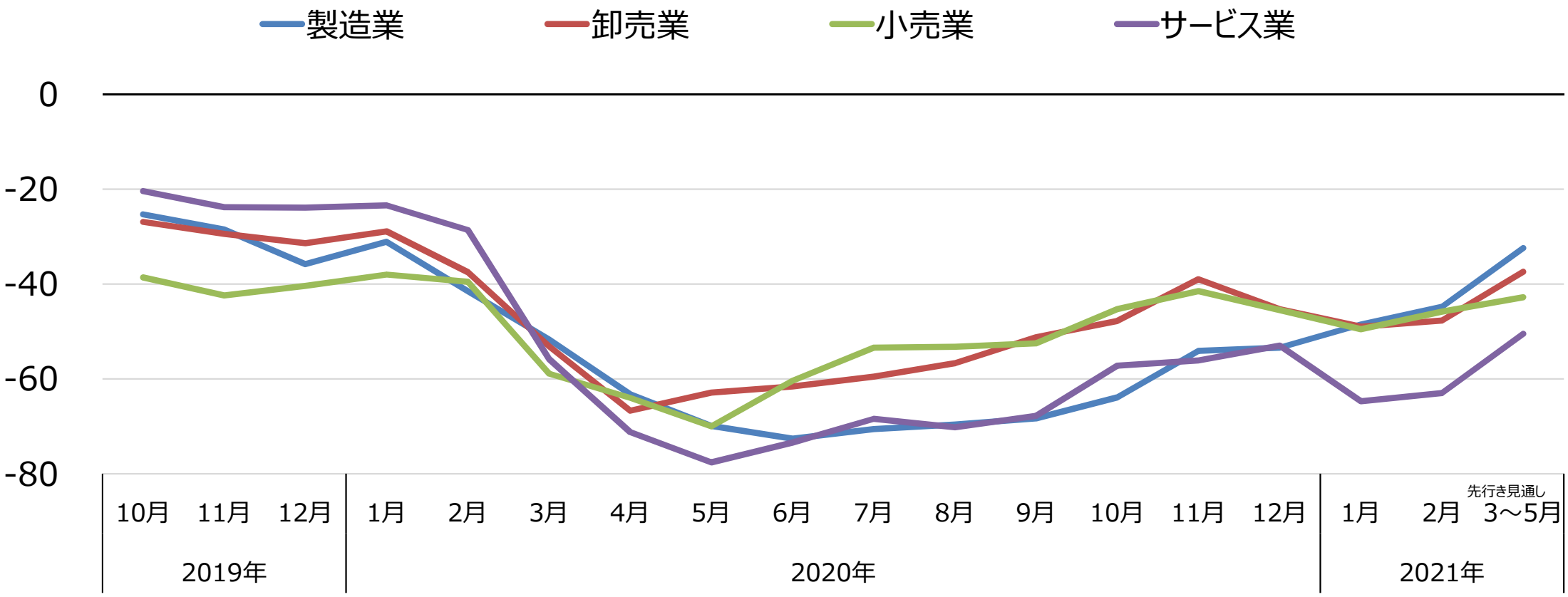

(注)業況判断DIとは、企業の業況が「好転」と回答した割合から「悪化」と回答した割合を引いたもの。
（出典）日本商工会議所「LOBO調査」を基に作成

休廃業・解散、倒産件数

中小企業政策審議会（第32回）
資料2より抜粋

- 各種支援の効果により、**倒産件数は低位**で推移。
- 他方で、**廃業件数は、昨年同期と比較して増加。**

休廃業・解散、倒産件数（2019,2020年）

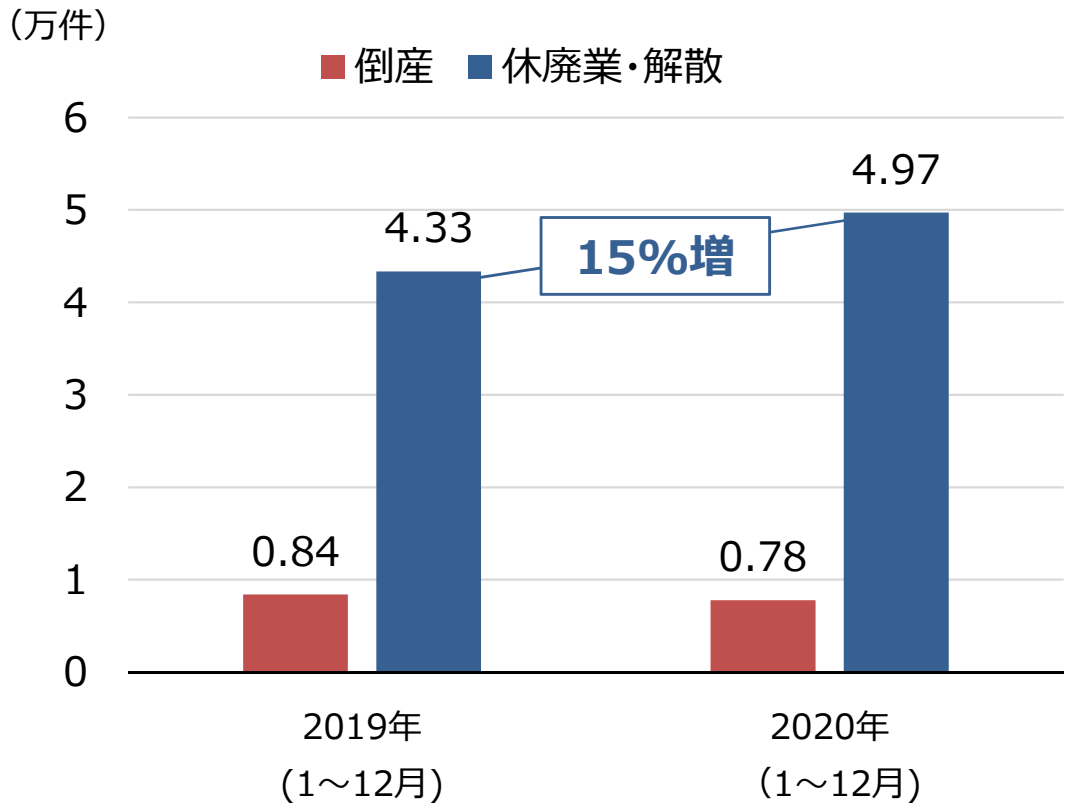

廃業の検討

コロナ禍の収束が長引いた場合、「廃業」（すべての事業を閉鎖）を検討する可能性があるか

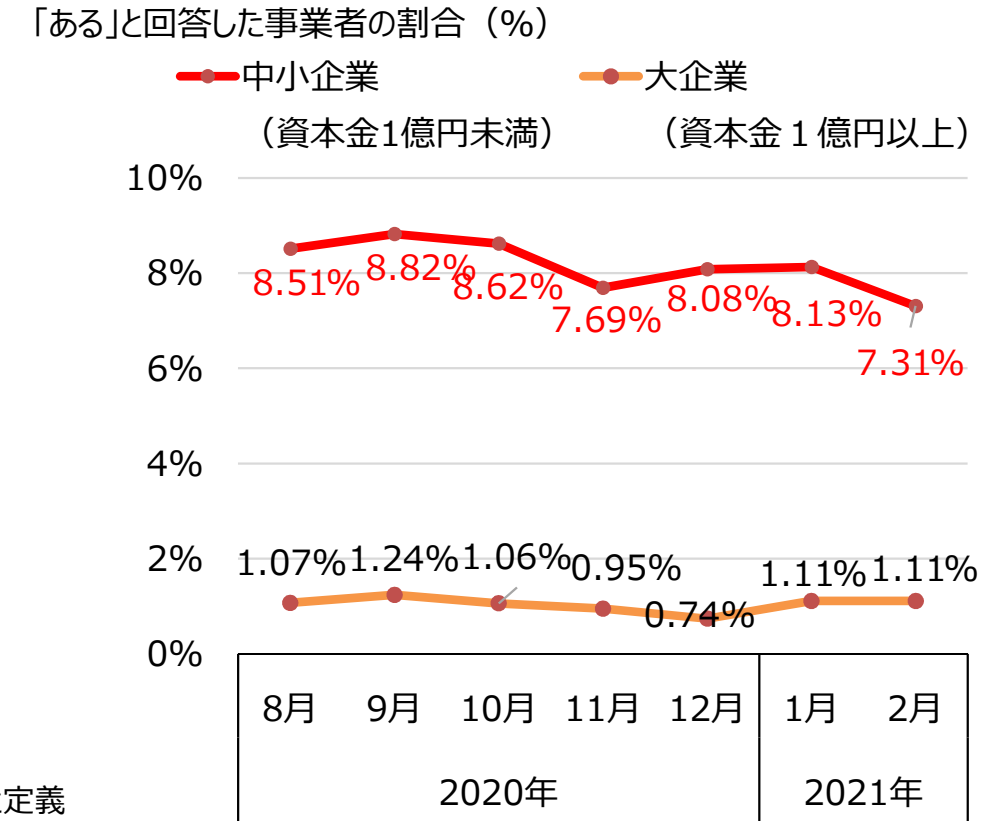

※休廃業・解散は、倒産（法的整理、私的整理）以外で、事業活動を停止した企業と定義

（出典）東京商工リサーチ「2020年「休廃業・解散企業」動向調査」「新型コロナウイルスに関するアンケート調査（2020年8/18、9/15、10/20、11/25、12/17、2021年1/22、2/18公表）」を基に作成

労働生産性の推移（規模別・業種別）

中小企業政策審議会（第32回）
資料2より抜粋

- **中小企業の労働生産性**は、長らく横ばい傾向が続いており、足元では**大企業との差は徐々に拡大**している。

労働生産性の推移（2003年度～2019年度）

（万円）

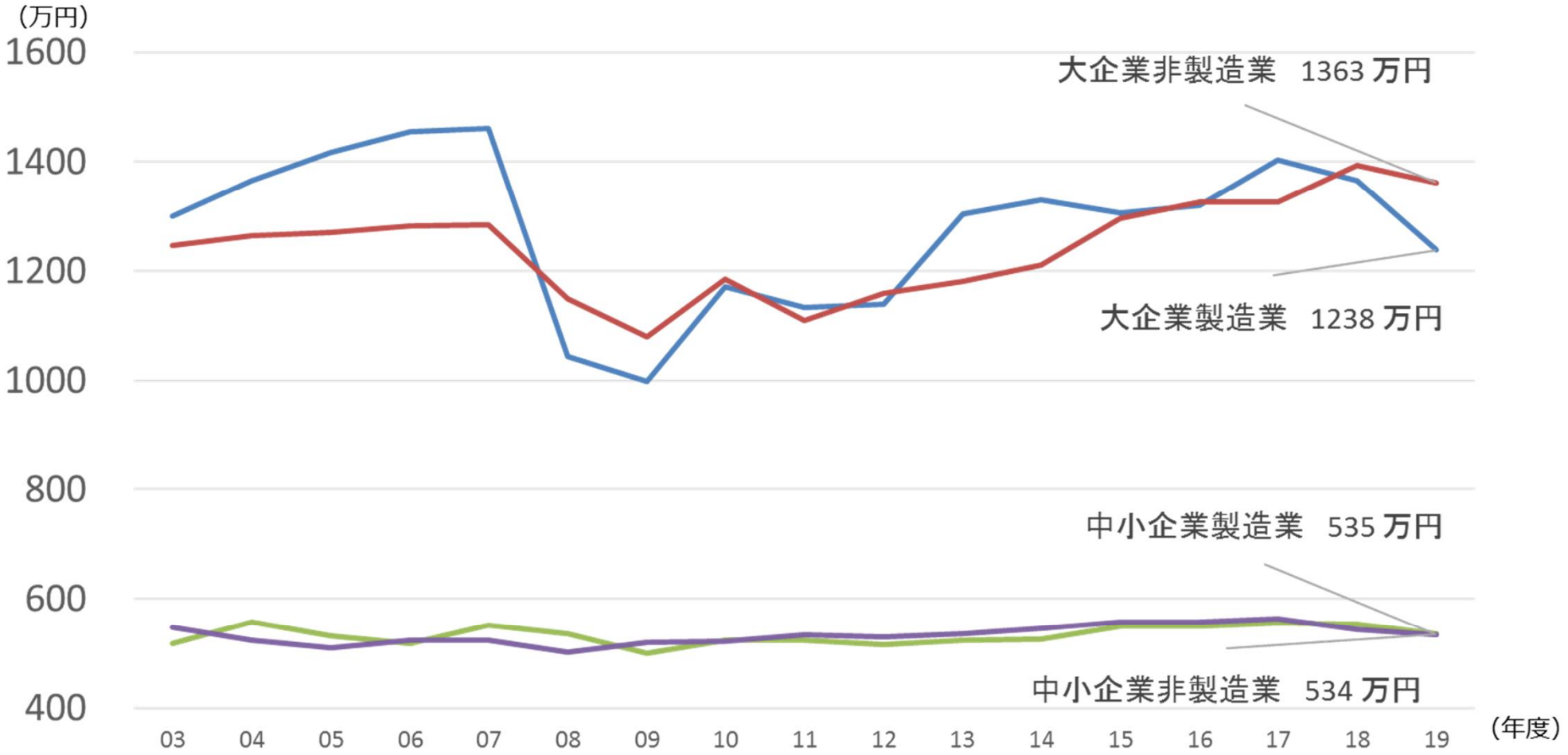

（資料）財務省「法人企業統計調査」
（注）大企業は資本金10億円以上、中小は資本金1億円未満の企業とする。

業種別・従業員規模別労働生産性

中小企業政策審議会（第32回）
資料2より抜粋

- 「情報通信業」、「製造業」は、従業員規模が大きいほど、労働生産性が高くなっている。
- 一方、「小売業」や「飲食サービス業」では従業員規模が大きくなっても労働生産性は大きくは変わらない。

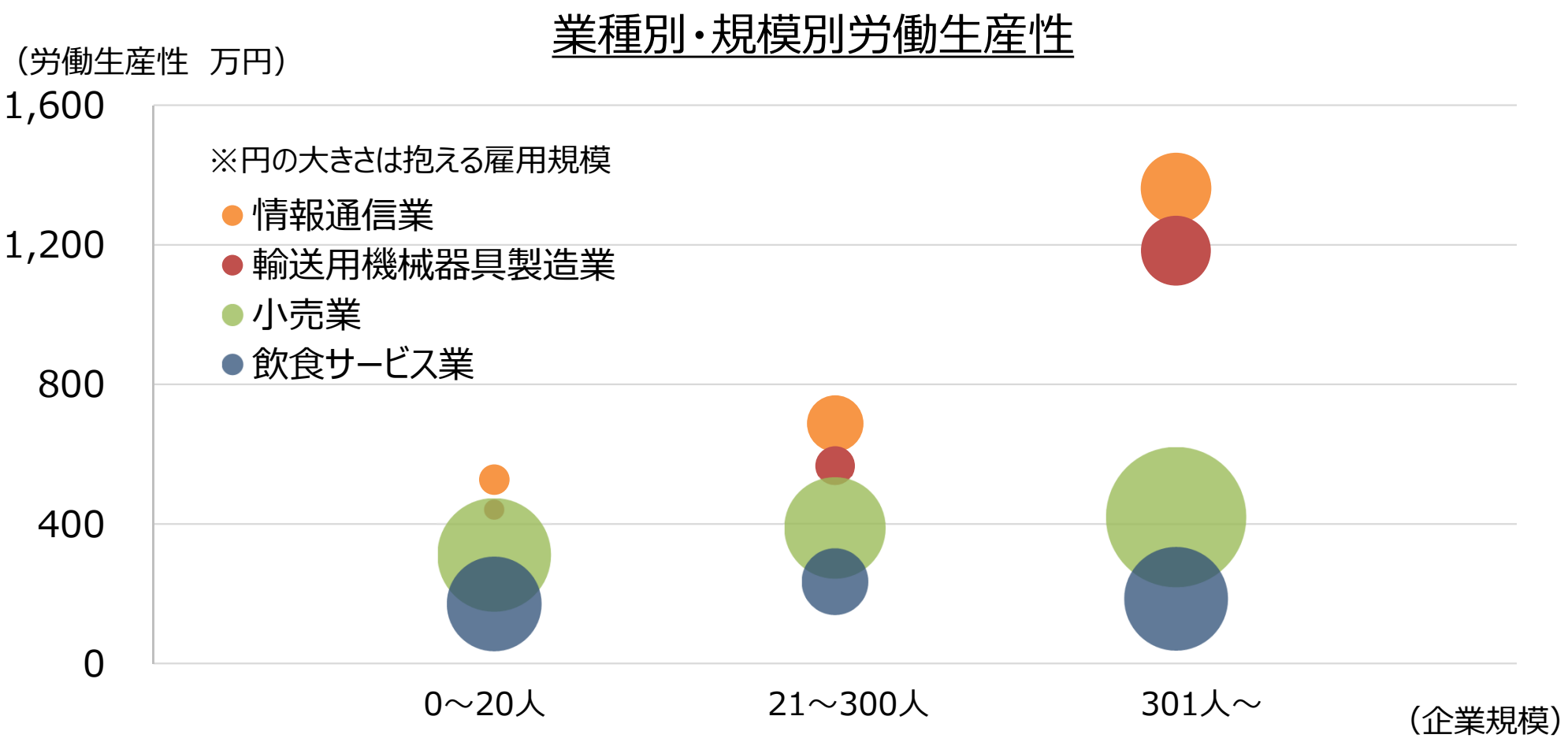

(出典)総務省・経済産業省「平成28年度経済センサス-活動調査-」 再編加工

マークアップ率の国際比較

中小企業政策審議会（第32回）
資料2より抜粋

- 日本のマークアップ率は2016年時点では諸外国と比べて低い水準になっており、良い製品やサービスをいかに安く作るかだけでなく、いかに高く売るか（付加価値をつけるか）も重要である。

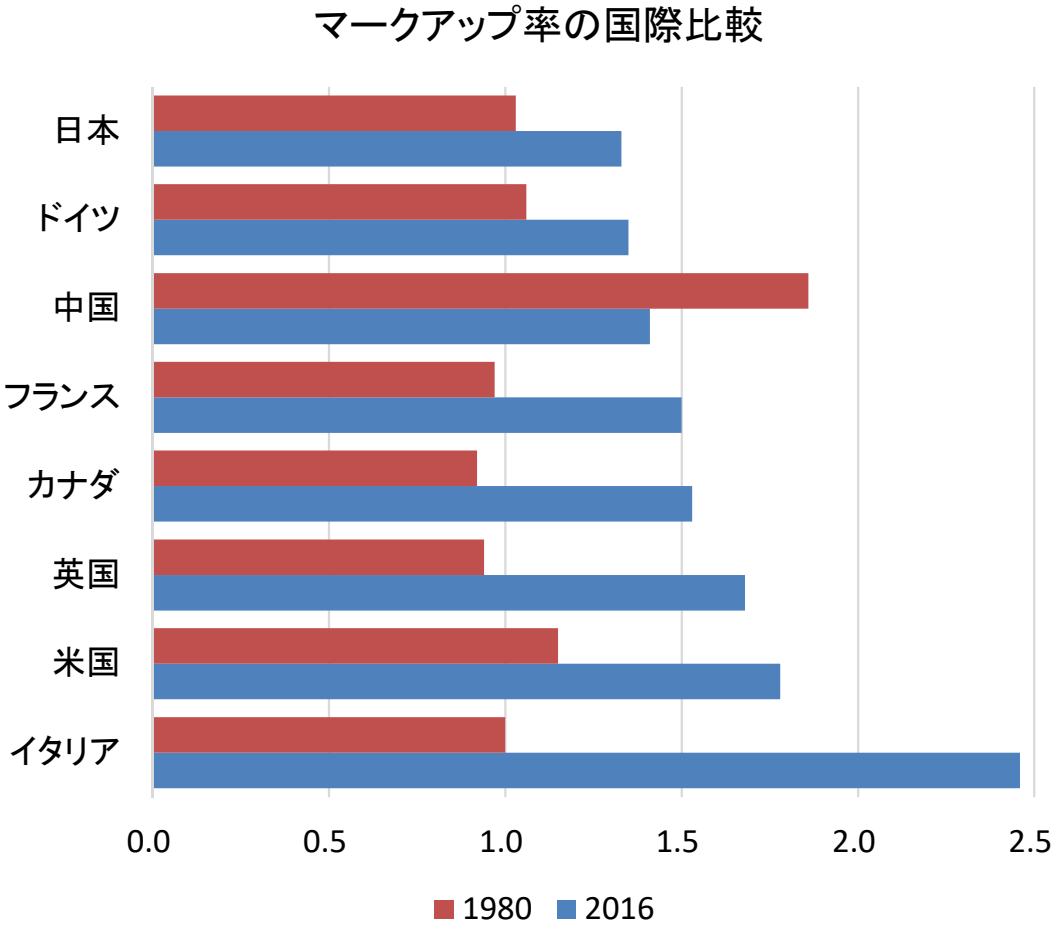

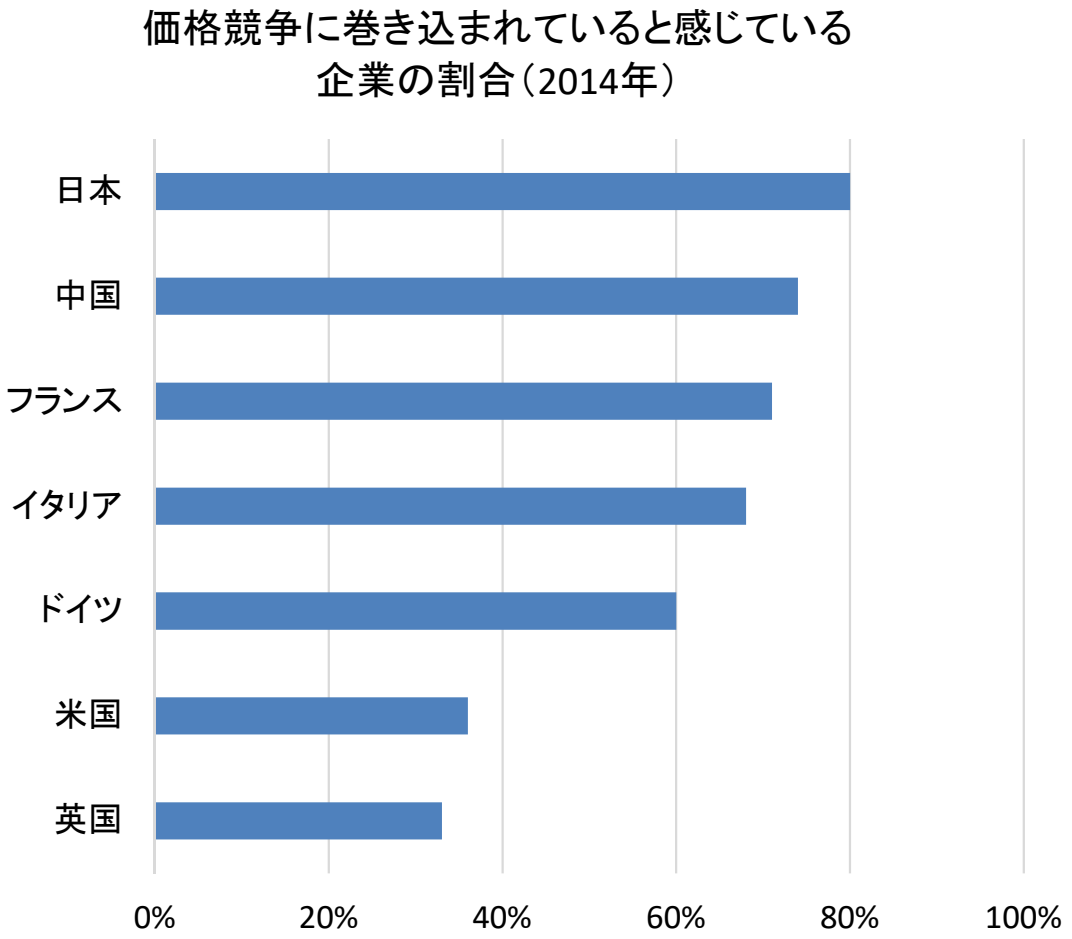

※　マークアップ率とは、製造コストの何倍の価格で販売できているかを見るもの。

資料：Jan De Loecker and Jan Eeckhout(2018) "Global Market Power", NBER Working Paper No.24768 より中小企業庁作成

資料：サイモン・クチャー＆パートナーズ ”Steigender Preisdruck, sinkende Gewinne – und was Schweizer Unternehmen dagegen tun” より経済産業省作成

中小企業への取引条件の「しわ寄せ」（製品等の価格への転嫁の状況）

- 中小製造業では、取引先への価格転嫁が進まず、労働生産性が低迷。
- 特に、リーマンショック時に、価格転嫁力が大きく低迷。

中小企業政策審議会（第32回）
資料2より抜粋

従業員一人当たり名目付加価値額（労働生産性）上昇率とその変動要因

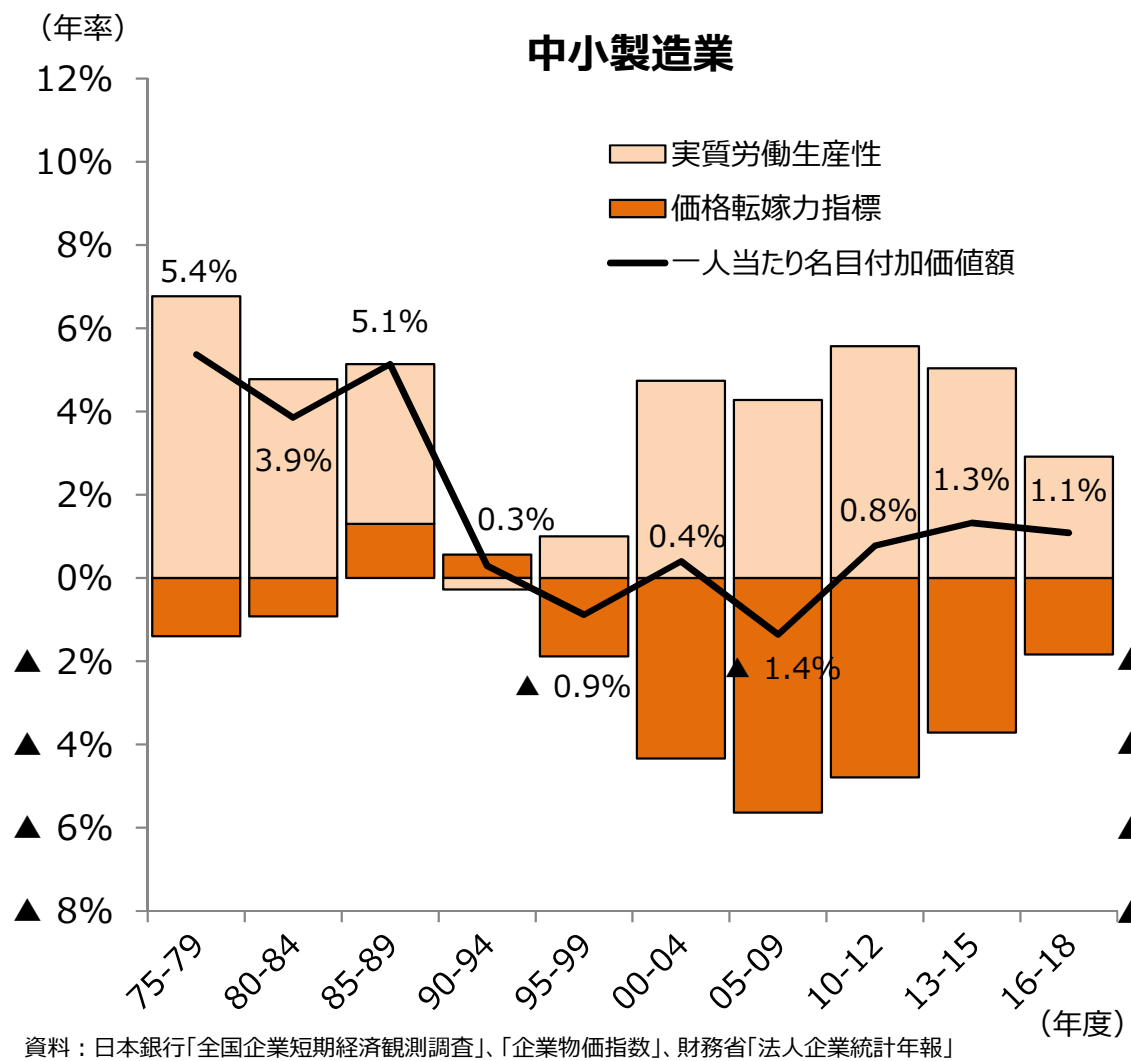

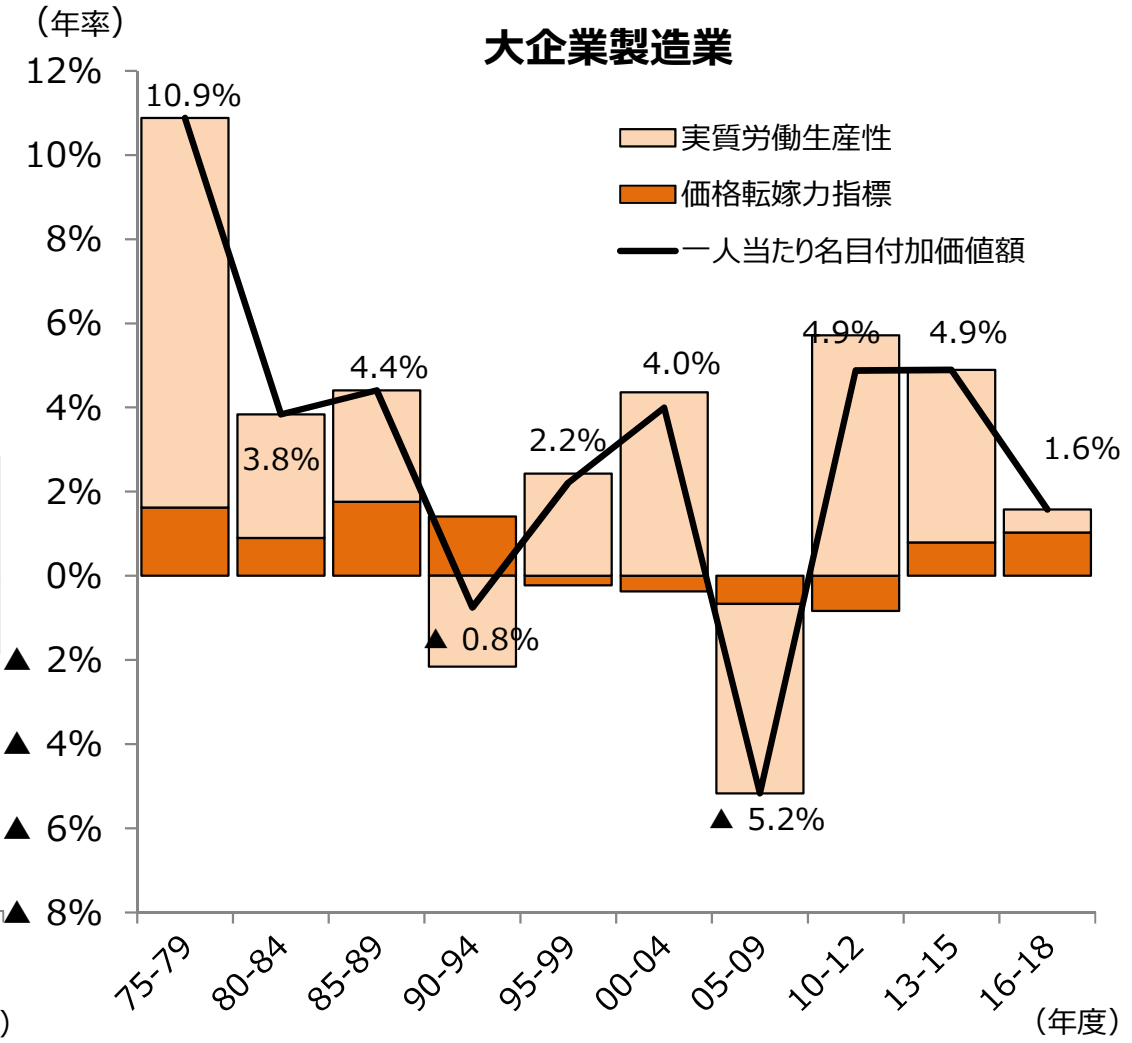

資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、「企業物価指数」、財務省「法人企業統計年報」
（注1）2014年版中小企業白書における分析をもとに作成。価格転嫁力指標上昇率は、資本金2千万円以上1億円未満を中小企業、資本金10億円以上を大企業、一人当たり名目付加価値額上昇率は、資本金1千万円以上1億円未満を中小企業、資本金10億円以上を大企業としている。
（注2）価格転嫁力指標：販売価格の上昇率と仕入価格の上昇率の違いから、仕入価格の上昇分をどの程度販売価格に転嫁できているか（価格転嫁力）を数値化したもの。

（参考）業種別価格転嫁の状況

中小企業政策審議会（第32回）
資料2より抜粋

- 中小企業では、業種を問わず、コスト全般の変動を「概ね転嫁できた」と回答した企業は2割以下。
- 非製造業においても、価格転嫁が進まず、労働生産性が低水準に留まっている可能性がある。

製造業

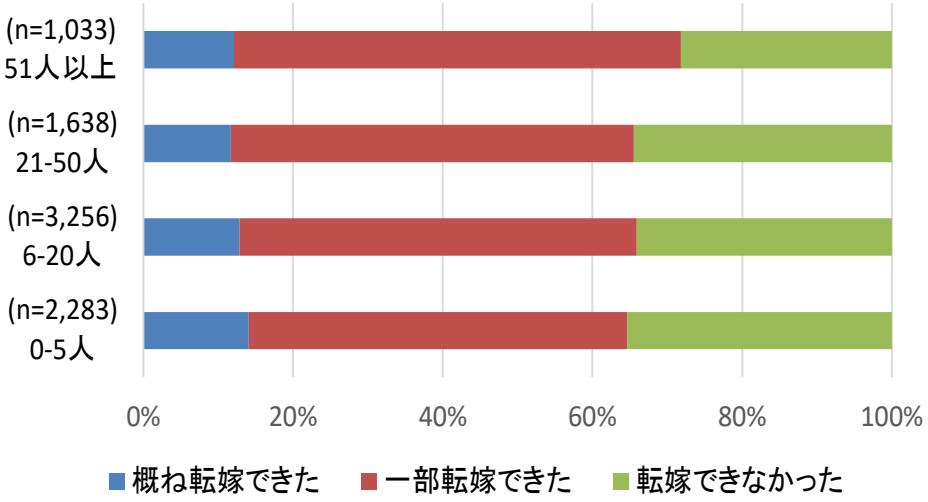

サービス業

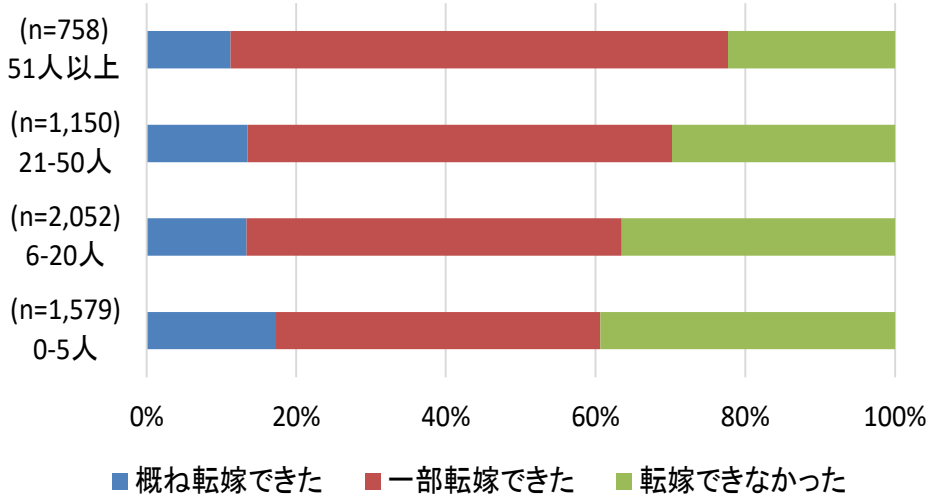

小売業

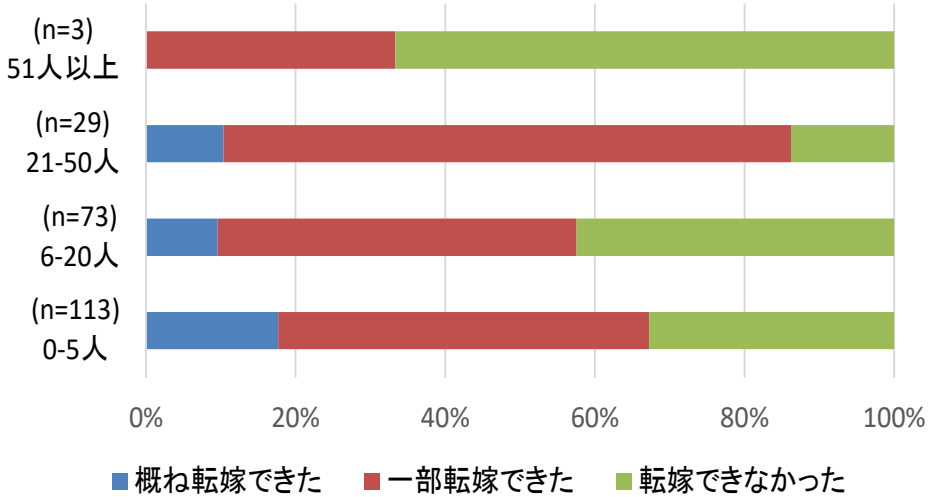

資料：(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」
(注)
1.受注側事業者に対するアンケート結果を集計したもの。
2.直近1年のコスト全般の変動に対して「概ね転嫁できた」、「一部転嫁できた」、「転嫁できなかった」と回答した企業を集計している（転嫁の必要がないと回答したものを除く）。

最低賃金引上げに向けた環境整備

第3回新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議
経済産業省資料より抜粋

- 最低賃金引上げができる環境を整備すべく、事業再構築補助金や生産性革命推進事業により中小企業の生産性向上に取り組む。また、所得拡大促進税制により、雇用増や賃上げを促す。
- また、中小企業が生み出した付加価値が手元に残るように、
  ①**「パートナーシップ構築宣言」**を通じた取引環境の改善、
  ②**最低賃金を含む労務費の上昇分の価格転嫁協議の促進**（「価格交渉促進月間」（仮称）を設定し、下請Gメンによる調査を徹底）、
  ③**官公庁と民間企業の契約における最低賃金引上げ分の転嫁の徹底**、
  を進める。
- 併せて、飲食・宿泊業を始めとする中小企業の財務体質強化のため、日本政策金融公庫等による**資本性劣後ローンの融資限度額を引き上げる**（7.2億円→10億円）。また、コロナの影響を受けた飲食・宿泊等の中堅・大企業の財務基盤を強化するため必要に応じて資本性資金の供給を更に推進する。

「パートナーシップ構築宣言」について

○取引先との新たなパートナーシップ構築　を宣言し、
（１）サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（企業間連携、IT実装支等）
（２）取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
に重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言。

○本年度中に宣言企業数2,000社を目指す。（6月2日現在1,152社）

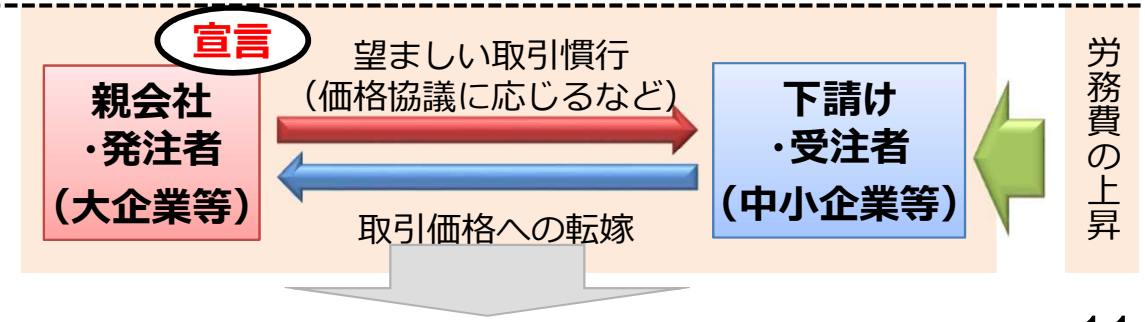

パートナーシップの構築による中小企業の生産性向上

価格転嫁と発注側への協議の申し入れ状況（製造業）

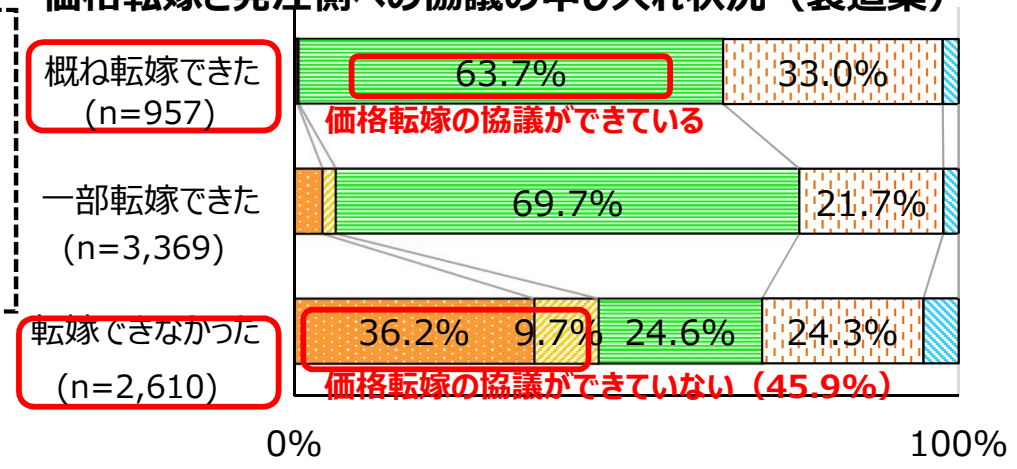

（出典）帝国データバンク「令和２年度取引条件改善状況に関する調査等事業」
（注）直近1年間のコスト全般の変動について価格転嫁の状況と、発注側事業者に対する価格転嫁の協議の申入れの状況を確認。

中小企業の生産性向上等に係る支援策 |令和３年度当初予算額（令和２年度当初予算額）|＜令和２年度補正予算額（第１次～第３次）＞

経済産業省関連施策

中小企業生産性革命推進事業 ＜4,000億円※1＞※2

(独)中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援。さらに、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組も支援。

※１）令和2年度補正予算 【(第一次）700億円＋（第二次）1,000億＋（第三次）2,300億】
※２）令和元年度補正予算において3,600億円を措置しており、令和3年度においても引き続き支援。

① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
（補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）
… 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
（補助額：～50万円、補助率：2/3）
…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援

③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
（補助額：30万～450万円、補助率：1/2）
…バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール導入を支援

よろず支援拠点等の支援体制の充実 |40.9億円(42.4億円)| ＜9.8億円（第３次）＞

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

中小企業等事業再構築促進事業 ＜1兆1,485億円（第３次）＞

中小企業等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業 |10.4億円(10.1億円)|

中小企業等が行う生産性向上のための設備投資等を支援。特に、複数の事業者が連携する、波及効果の大きい取組を重点的に支援。その際、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業|10.8億円(12億円)|

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

共創型サービスIT連携支援事業|5億円(5億円)|

既存の複数のITツールを連携・組み合わせたシステムを中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援。またその際、ITベンダーと中小サービス業等が共同でITツールの機能改善を進め、当該ツールの汎用化による業種内・他地域への普及を目指す取組を支援。

AI人材連携による中小企業課題解決促進事業|5.5億円(6.2億円)|

AIに関する専門的知見を持った人材の育成及び中小企業とのマッチングを支援し、データ分析等を活用した経営課題解決を普及促進。

厚生労働省関連施策

業務改善助成金 |11.9億円(10.9億円)| ＜13.8億円（第３次）＞

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

働き方改革推進支援助成金 |65.4億円(72.9億円)| ＜6.8億円（第１次＋第２次）＞

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

働き方改革推進支援事業|66.8億円(91億円)|

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

日本政策金融公庫による企業活力強化貸付

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

キャリアアップ助成金|739億円(1,231億円)|

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援 |7.6億円(2.6億円)|

前回の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

生産性向上の事例に関する調査研究事業|0.5億円(0.6億円)|

助成金の活用事例や生産性向上の好事例をとりまとめた事例集を周知及び簡易に申請書を作成できる支援ツールの作成

生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練|267億円の内数(258億円の内数)|

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に併せてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

人材開発支援助成金等による支援|332億円(893億円)|＜10億円（第３次）＞

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度等の整備を通じて、雇用管理改善に取り組み、生産性向上・賃金アップ等を図った事業主に対して助成。

テレワーク導入に向けた支援|28.2億円(3.1億円)|＜38.0億円（第１次＋第２次）＞

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

中小企業のための女性活躍推進事業|3.9億円(3.0億円)|

女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問等により取組を支援

生活衛生業関連施策

- **日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率適用対象の拡充**
  …事業場内最低賃金の引上げに取り組む者を特別利率適用対象に追加
- **生産性向上推進事業| - (1.3億円)|＜1.3億円（第３次）＞**
  …生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談の実施
- **生活衛生関係営業収益力向上事業|0.6億円(0.8億円)|＜0.2億円（第３次）＞**
  最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に経営やICTに関するセミナーを開催

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	令和２年度実績（件） ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	12,866件
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	96,745件
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	27,840件
ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業	29件71者
業務改善助成金	626件
働き方改革推進支援助成金 ※　テレワークコースを含む、ただし同コースは令和３年度より人材確保等支援助成金に変更 ※　新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースも含む、ただし同コースは令和２年３月から開始され令和３年１月に募集終了済	22,491件
キャリアアップ助成金	69,157件
人材開発支援助成金 ※　特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース	33,914件
人材確保等支援助成金 ※　人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース ただし、設備改善等支援コースは令和２年度末をもって募集終了済	1,317件 （令和２年４月～令和３年２月時点）

業務改善助成金　令和2年度都道府県別実績

（件）

北海道	18
青　森	11
岩　手	11
宮　城	10
秋　田	5
山　形	16
福　島	9
茨　城	11
栃　木	10
群　馬	7
埼　玉	15
千　葉	17
東　京	30
神奈川	27
新　潟	6
富　山	3
石　川	18
福　井	6
山　梨	4
長　野	10
岐　阜	4
静　岡	17
愛　知	32
三　重	11

滋　賀	14
京　都	16
大　阪	21
兵　庫	22
奈　良	8
和歌山	5
鳥　取	10
島　根	13
岡　山	26
広　島	20
山　口	7
徳　島	2
香　川	7
愛　媛	9
高　知	10
福　岡	36
佐　賀	17
長　崎	11
熊　本	22
大　分	9
宮　崎	16
鹿児島	9
沖　縄	8
全　国　計	626

働き方改革推進支援助成金　令和2年度都道府県別実績

（件）

	労働時間短縮・年休支援促進コース	勤務間インターバル導入コース	職場意識改善特例コース	団体推進コース
北海道	39	57	335	1
青森	9	13	21	1
岩手	27	28	61	1
宮城	27	43	305	2
秋田	17	12	33	1
山形	13	29	65	1
福島	10	40	284	15
茨城	24	33	109	2
栃木	12	40	385	9
群馬	14	20	115	1
埼玉	48	65	168	11
千葉	35	48	164	4
東京	96	140	579	15
神奈川	57	77	267	6
新潟	38	74	72	7
富山	13	25	93	0
石川	34	75	168	19
福井	29	60	72	3
山梨	5	5	27	2
長野	9	24	48	1
岐阜	24	42	125	4
静岡	60	107	450	4
愛知	137	261	870	28
三重	10	30	63	0
滋賀	22	41	131	5
京都	41	45	209	5
大阪	106	205	1172	5
兵庫	81	114	419	1
奈良	8	18	135	1
和歌山	6	24	73	0
鳥取	7	17	32	2
島根	15	11	37	1
岡山	73	161	459	4
広島	54	126	178	5
山口	16	12	60	2
徳島	9	17	44	3
香川	25	38	67	2
愛媛	11	22	64	4
高知	5	14	21	0
福岡	40	70	206	3
佐賀	9	22	39	2
長崎	19	25	42	0
熊本	23	66	181	4
大分	11	22	96	0
宮崎	13	6	40	3
鹿児島	13	7	56	0
沖縄	14	18	70	5
全国計	1408	2449	8710	195

経済･財政一体改革推進委員会
第2回 EBPMアドバイザリーボード
中小企業庁資料より抜粋

事業概要：ものづくり補助金の概要

- 中小企業等による新商品・サービス開発、生産プロセス改善のための設備投資等を支援。
- 新型コロナウィルス感染症の影響を乗り越えるための前向きな投資を行う事業者は、「コロナ特別枠」で補助率を引き上げて支援。

補助対象：中小企業、個人事業主、企業組合、商工組合　等

対象経費：設備費、システム購入費、技術導入費、外部専門家経費　等

補助上限：1,000万円

補助率　：令和元年補正　【通常枠】　：中小企業　１／２、 小規模事業者　２／３
一般型、グローバル展開型（海外）、ビジネスモデル型（30社以上連携）

令和２年度補正 【コロナ特別枠】 ：A類型　２／３、 B類型及びC類型　３／４
補助対象経費の１／６以上が、以下いずれかの要件に合致する投資であること。

Ａ類型：サプライチェーンの毀損への対応

Ｂ類型：非対面型ビジネスモデルへの転換

Ｃ類型：テレワーク環境の整備

採択事業：活用事例

経済･財政一体改革推進委員会
第2回 EBPMアドバイザリーボード
中小企業庁資料より抜粋

東亜工業（静岡県、生産用機械器具製造業、従業員47名）

・ものづくり補助金を活用し、複数形状の餃子を製造可能な、**餃子全自動製造機を開発**。

・海外での販売が好調で、餃子製造機において世界シェアトップに。こうした効果もあり、補助事業終了後５年で、**会社の付加価値額は約1.4倍、経常利益は約６倍に**。



土佐龍（高知県、木製品製造業、従業員32名）

・ものづくり補助金を活用し、**「四万十ひのき」を特殊加工した、極薄・軽量の木製まな板を開発**。

・年間２万枚を海外に輸出している他、国内でも大手小売店の指定工場となり、料理研究家に紹介される等、順調に売上を拡大。こうした効果もあり、補助事業終了後４年で**海外売上が約2倍、全体売上としては約1.3倍に。賃金も直近２年で約1.3倍に。**



経済・財政一体改革推進委員会
第2回 EBPMアドバイザリーボード
中小企業庁資料より抜粋

事業成果：KPIに基づく効果測定結果

- 補助事業終了後、事業者から事業化状況報告書の提出を求め、３～５年にわたって継続的に事業化の進捗状況、付加価値額等の達成状況等を把握する。
- これまで、ものづくり補助金で採択された事業者の実績では、補助事業終了後１年で半数以上が付加価値額を増加させるなど、成果があがっている。

これまでの採択事業者の事業化達成状況（令和２年3月末時点）

採択年度	H25（補正）事業終了後5年	H26（補正）事業終了後4年	H27（補正）事業終了後3年	H28（補正）事業終了後2年	H29（補正）事業終了後1年
予算額	1,400億円	1,020億円	1,021億円	763億円	1,000億円
A.報告対象者数	13,263 件	12,219 件	7,525 件	5,904 件	11,418 件
B.事業化状況回答者数 (B/A)	13,180 件 (99.4%)	12,157 件 (99.5%)	7,438 件 (98.8%)	5,839件 (98.9%)	11,330件 (99.2%)
C.事業化達成事業者数 (C/B)	9,195 件 (69.8%)	8,697 件 (71.5%)	5,743 件 (77.2%)	4,327 件 (74.11%)	7,624件 (67.3%)
D.付加価値額が増加した事業者数(D/B)	8,633 件 (65.5%)	7,639 件 (62.8%)	4,748 件 (63.8%)	3,537 件 (61.2%)	6,226件 (55.0%)
E.付加価値額が増加した事業者における付加価値額増加分	14,499億円	9,656億円	5,258億円	2,821億円	3,071億円

雇用調整助成金等のサンプル調査について

調査の概要

1　目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、雇用調整助成金や新たに設けた緊急雇用安定助成金（雇用保険被保険者でない従業員の方を休業させた場合の助成金）の支給が急増する中、その実態を把握することを目的として調査を行った。

2　調査の対象、方法

- 2020年４月～８月の間に行われた雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金の支給決定について、都道府県労働局ごとに、その４～５％を目安としてサンプルを抽出した（サンプル数　58,675件）。
- 調査項目は、支給決定した企業の属する「産業区分」「休業等支給日数」「支給決定金額」とした。
- なお、サンプルの抽出は、都道府県労働局ごとに特定日の支給決定件数からランダムに行っており、各地域の産業構造や全国的な産業構造等を勘案したものではない。

3　集計方法

（１）基本集計（P.２-３）

- 産業別に「支給決定件数」「休業等支給日数」「支給決定金額」を集計した。
- 産業別の「休業等支給日数」を「支給決定件数」で除算し「１件あたりの休業等支給日数」を、「支給決定金額」を「支給決定件数」で除算し「１件あたりの支給決定金額」を、「支給決定金額」を「休業等支給日数」で除算し「１日あたりの支給決定金額」を算出した。

（２）推計（P.４-５）

- 産業ごとの事業所全体に占める雇用調整助成金等を利用した事業所の割合について、以下の推計を行った。
  - ①　2020年４月～８月に行われた支給決定件数総数（※１）をサンプル数で除算したものをAとした。
  - ②　サンプルにおける産業構成が実態を反映していると仮定し、産業別の「支給決定件数」にAを乗算し、産業別の「支給決定件数（推計）」を算出した。
  - ③　②を産業別の雇用保険適用事業所数（2020年９月末時点）で除算した。
- 産業ごとの雇用者全体に占める雇用調整助成金等を利用した雇用者の割合は算出できないが、その傾向を把握するため、試みに、以下の推計を行った。
  - ④　産業別の「休業等支給日数」にAを乗算し、産業別の「休業等支給日数（推計）」を算出した。
  - ⑤　④を５月～８月の産業別の雇用者（緊急雇用安定助成金は「非正規の職員・従業員」※２）数（原数値）の平均値で除算した。

※１　事業所が調査対象期間内に複数回支給申請する場合があるため、支給決定件数は事業所数を上回ることに留意。
※２　「非正規の職員・従業員」には緊急雇用安定助成金でなく雇用調整助成金の対象となる週労働時間20時間以上の雇用者も含むことに留意。
いずれも総務省「労働力調査（基本集計）」による。

雇用調整助成金等の利用割合【事業所】（推計）

産業ごとに、同産業内の雇用調整助成金等を利用した事業所の割合を比較するため、各産業における雇用調整助成金等の支給決定件数（延べ数）（推計）を雇用保険適用事業所数で除算した結果、

① 雇用調整助成金では「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」「製造業」「運輸業，郵便業」の順に割合が高く

② 緊急雇用安定助成金では「宿泊業，飲食サービス業」「教育，学習支援業」「生活関連サービス業，娯楽業」の順に割合が高い

※事業所が調査対象期間内に複数回支給申請する場合があることに留意

雇用調整助成金

	大分類	支給決定件数	支給決定件数（推計）(a)	雇用保険事業所数 (b)	(a)/(b)
1	宿泊業,飲食サービス業	6,950	77746.7	136,841	56.8%
2	生活関連サービス業,娯楽業	4,462	49914.5	105,034	47.5%
3	製造業	9,588	107256.9	270,615	39.6%
4	運輸業,郵便業	2,705	30259.7	79,080	38.3%
5	教育,学習支援業	808	9038.8	38,313	23.6%
6	卸売業,小売業	7,484	83720.4	378,965	22.1%
7	不動産業,物品賃貸業	1,173	13121.9	63,028	20.8%
8	分類不能の産業	79	883.7	4,670	18.9%
9	情報通信業	1,049	11734.7	63,962	18.3%
10	サービス業（他に分類されないもの）	2,999	33548.6	197,603	17.0%
11	学術研究,専門・技術サービス業	2,353	26322.0	165,349	15.9%
12	医療,福祉	2,701	30215.0	265,060	11.4%
13	建設業	3,711	41513.4	415,802	10.0%
14	金融業,保険業	157	1756.3	25,090	7.0%
15	電気・ガス・熱供給・水道業	14	156.6	2,557	6.1%
16	鉱業,採石業,砂利採取業	11	123.1	2,225	5.5%
17	漁業	17	190.2	3,852	4.9%
18	複合サービス業	108	1208.2	34,264	3.5%
19	農業・林業	71	794.2	27,040	2.9%
20	公務（他に分類されるものを除く）	5	55.9	13,837	0.4%
合計		46,445	519560.8	2,293,187	22.7%

緊急雇用安定助成金

	大分類	支給決定件数	支給決定件数（推計）(a)	雇用保険事業所数 (b)	(a)/(b)
1	宿泊業,飲食サービス業	3,670	13218.8	136,841	9.7%
2	教育,学習支援業	560	2017.0	38,313	5.3%
3	生活関連サービス業,娯楽業	1,072	3861.2	105,034	3.7%
4	分類不能の産業	45	162.1	4,670	3.5%
5	卸売業,小売業	2,150	7744.0	378,965	2.0%
6	製造業	1,411	5082.2	270,615	1.9%
7	運輸業,郵便業	392	1411.9	79,080	1.8%
8	サービス業（他に分類されないもの）	815	2935.5	197,603	1.5%
9	不動産業,物品賃貸業	249	896.9	63,028	1.4%
10	医療,福祉	850	3061.6	265,060	1.2%
11	情報通信業	185	666.3	63,962	1.0%
12	学術研究,専門・技術サービス業	470	1692.9	165,349	1.0%
13	金融業,保険業	40	144.1	25,090	0.6%
14	漁業	5	18.0	3,852	0.5%
15	電気・ガス・熱供給・水道業	3	10.8	2,557	0.4%
16	農業・林業	23	82.8	27,040	0.3%
17	建設業	270	972.5	415,802	0.2%
18	複合サービス業	17	61.2	34,264	0.2%
19	公務（他に分類されるものを除く）	3	10.8	13,837	0.1%
20	鉱業,採石業,砂利採取業	0	0.0	2,225	0.0%
合計		12,230	44050.5	2,293,187	1.9%

※支給決定件数（推計）は、支給決定件数（総数）を今回の調査サンプル数で除算し、産業別の支給決定件数に乗じたもの

雇用調整助成金等の利用割合【雇用者】（推計）②

産業ごとに雇用調整助成金等を利用した雇用者の割合を比較することはできないが、その傾向を把握するため、試みに各産業における雇用調整助成金等の休業等支給日数（延べ数）（推計）を５月～８月の同産業内の雇用者数（※）の平均値で除算した結果、

① 雇用調整助成金では「生活関連サービス業, 娯楽業」が特に多く、「宿泊業, 飲食サービス業」「運輸業, 郵便業」「製造業」の順に多く

② 緊急雇用安定助成金では「宿泊業, 飲食サービス業」「学術研究, 専門・技術サービス業」「教育, 学習支援業」「サービス業（他に分類されないもの）」の順に多い

※ 緊急雇用安定助成金は「非正規の職員・従業員」で計算

雇用調整助成金

	大分類	休業等支給日数 延べ人日	延べ人日（推計） (a)	平均雇用者数 (b)	(a)/(b)
1	生活関連サービス業,娯楽業	1,639,375	18339001.7	1,732,500	10.59
2	宿泊業,飲食サービス業	1,639,375	18339001.7	3,287,500	5.58
3	運輸業,郵便業	722,012	8076845.9	3,362,500	2.40
4	製造業	1,838,177	20562916.5	10,040,000	2.05
5	医療,福祉	135,258	1513074.6	826,000	1.83
6	サービス業（他に分類されないもの）	565,193	6322577.4	4,065,000	1.56
7	学術研究,専門・技術サービス業	223,294	2497896.5	1,875,000	1.33
8	卸売業,小売業	1,081,642	12099876.2	9,492,500	1.27
9	不動産業,物品賃貸業	117,958	1319546.8	1,255,000	1.05
10	建設業	193,546	2165118.1	3,932,500	0.55
11	教育,学習支援業	98,764	1104831.5	3,220,000	0.34
12	複合サービス業	14,139	158167.1	500,000	0.32
13	金融業,保険業	22,598	252794.4	1,627,500	0.16
14	情報通信業	100,374	1122841.9	9,090,000	0.12
15	農業・林業	5,047	56458.7	600,000	0.09
16	公務（他に分類されるものを除く）	151	1689.2	2,492,500	0.00
合計		6,757,528	75593636.4	55,666,000	1.36

緊急雇用安定助成金

	大分類	休業等支給日数 延べ人日	延べ人日（推計） (a)	平均非正規 雇用者数 (b)	(a)/(b)
1	宿泊業,飲食サービス業	697,729	2513110.9	2,317,500	1.08
2	学術研究,専門・技術サービス業	96,522	347657.2	402,500	0.86
3	教育,学習支援業	175,363	631630.1	1,245,000	0.51
4	サービス業（他に分類されないもの）	242,313	872773.6	1,857,500	0.47
5	生活関連サービス業,娯楽業	100,972	363685.4	927,500	0.39
6	不動産業,物品賃貸業	26,203	94379.1	377,500	0.25
7	卸売業,小売業	212,102	763958.3	4,355,000	0.18
8	情報通信業	13,024	46910.4	350,000	0.13
9	製造業	50,687	182566.7	2,337,500	0.08
10	運輸業,郵便業	18,081	65124.9	1,007,500	0.06
11	建設業	8,136	29304.6	567,500	0.05
12	医療,福祉	20,734	74680.6	2,990,000	0.02
13	複合サービス業	816	2939.1	135,000	0.02
14	金融業,保険業	1,345	4844.5	315,000	0.02
15	農業・林業	532	1916.2	317,500	0.01
16	公務（他に分類されるものを除く）	29	104.5	442,500	0.00
合計		1,664,588	5995586.0	19,945,000	0.30

※漁業、電気・ガス・熱供給・水道業、鉱業,採石業,砂利採取業を除く。

賃金構造基本統計調査による産業・企業規模別の影響率（令和元年）

	企業規模計	1,000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
調査対象産業計	5.2%	3.9%	4.6%	7.0%	9.0%
鉱業，採石業，砂利採取業	0.7%	0.1%	0.4%	0.4%	3.1%
建設業	1.5%	0.2%	0.8%	2.1%	2.2%
製造業	4.0%	0.8%	2.9%	8.1%	14.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.5%	0.4%	1.0%	0.6%	2.9%
情報通信業	0.5%	0.2%	0.5%	0.7%	3.4%
運輸業，郵便業	3.3%	1.8%	4.5%	4.2%	3.3%
卸売業，小売業	9.3%	8.0%	6.8%	13.6%	13.9%
金融業，保険業	1.0%	1.0%	0.5%	2.5%	2.7%
不動産業，物品賃貸業	6.2%	8.5%	5.2%	4.1%	7.2%
学術研究，専門・技術サービス業	1.4%	0.9%	1.4%	1.4%	4.4%
宿泊業，飲食サービス業	12.6%	11.9%	9.6%	14.6%	25.7%
生活関連サービス業，娯楽業	8.0%	5.7%	7.5%	9.9%	15.0%
教育，学習支援業	3.3%	2.6%	3.2%	3.4%	17.5%
医療，福祉	2.5%	1.1%	1.9%	4.1%	3.6%
複合サービス事業	1.2%	0.6%	2.6%	4.1%	2.2%
サービス業（他に分類されないもの）	8.7%	3.9%	13.9%	7.7%	6.3%

（資料出所）厚生労働省「令和年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）1．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5～9人で企業全体の常用労働者数も5～9人である民営事業所の数値。
2．「影響率」は、令和年6月の1時間当たり所定内給与額が令和元年の秋より適用された最低賃金額未満である常用労働者の割合であり、ここでは、所定内給与額に通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

昨年度の答申以降に出された政府から経済界への雇用維持等に関する要請書

〇令和２年８月 28 日
　新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請の徹底について
　（宛先）
　　一般社団法人日本経済団体連合会会長
　　日本商工会議所会頭
　　全国中小企業団体中央会会長　　ほか

〇令和２年 10 月 27 日
　2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用維持・促進に向けた特段の配慮について
　（宛先）
　　一般社団法人日本経済団体連合会会長
　　日本商工会議所会頭
　　全国中小企業団体中央会会長　　ほか

〇令和２年 11 月 27 日
　新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請の徹底について
　（宛先）
　　一般社団法人日本経済団体連合会会長
　　日本商工会議所会頭
　　全国中小企業団体中央会会長　　ほか

〇令和３年１月 14 日
　新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請
　（宛先）
　　一般社団法人日本経済団体連合会会長
　　日本商工会議所会頭
　　全国中小企業団体中央会会長　　ほか

〇令和３年２月 19 日
　新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた 2021 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について
　（宛先）
　　一般社団法人日本経済団体連合会会長
　　日本商工会議所会頭
　　全国中小企業団体中央会会長　　ほか

〇令和３年３月３日
新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書
（宛先）
一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国中小企業団体中央会会長　ほか

〇令和３年３月 29 日、４月 15 日
新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持や採用について
（宛先）
一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国中小企業団体中央会会長

〇令和３年５月 25 日
新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請
（宛先）
一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国中小企業団体中央会会長　ほか

参考資料No.2

諸外国の最低賃金の状況・報告書

諸外国の最低賃金制度・改定状況について

諸外国の最低賃金制度①（概要）

○　欧州の最低賃金制度では、若年者等に対して適用除外等の措置がなされているのに対し、日本の最低賃金制度は全労働者に適用している（都道府県労働局長の許可を受けることによる減額特例がある）。

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法（1998年）	労働法典(L3231-1以下)（1950年）	最低賃金法(MiLoG)（2015年）	公正労働基準法(FLSA)（1938年）	最低賃金法（1988年）	最低賃金法（1959年）
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律	全国一律（連邦最賃）と地域別（州・市・郡最賃）の併用	全国一律	地域別最低賃金
適用除外 減額措置	【適用除外】 ・学生の一部 ・軍人、漁師の一部等 【減額措置】 ・21～22歳：8.36ポンド／時 ・18～20歳：6.56ポンド／時 ・16～17歳：4.62ポンド／時 ・見習訓練生：4.30ポンド／時	【適用除外】 ・労働時間を把握することができない労働者（訪問販売員などの一部） 【減額措置】 ・18歳未満 ・職業訓練生、研修生等	【適用除外】 ・未成年者（18歳未満） ・職業訓練実習生の一部 ・長期失業者の就職時（開始から6ヶ月）　等	【適用除外】 （連邦最低賃金） ・管理職、専門職等 ・小規模従業員等 （州別最低賃金） ・州により異なる 【減額措置】 （連邦最低賃金） ・20歳未満の労働者（雇い始めから90日間） ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 （州別最低賃金） ・州により異なる	【適用除外】 ・精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者 【減額措置】 ・修習・試用期間中の者（１年未満の契約労働者除く）	【適用除外】 ・なし 【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 • 精神または身体の障害により著しく労働能力が低い者 • 試用期間中の者 • 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 • 軽易な業務に従事する者 • 断続的労働に従事する者

諸外国の最低賃金制度②（改定方法・決定主体・決定基準）

○　アメリカでは連邦法・州法の改正等により最低賃金を改定するのに対し、その他の国では、審議会・委員会で審議し、政府が最低賃金を定期的に改定する。また、ドイツは２年ごとに改定の決定を行うのに対し、イギリス、フランス、韓国では、日本と同様に、基本的に毎年改定の決定を行っている。

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
改定方法・決定主体	政府が決定。毎年、最低賃金委員会への諮問の上、ほぼ委員会勧告通り改定。 最低賃金委員会は労働者側委員、使用者側委員、有識者委員からなる三者構成の諮問機関。労使同数の定めはない。	政府が全国団体交渉委員会に諮問し、その答申を受けて政令により改定。 全国団体交渉委員会は、政府代表4、労使各18。	最低賃金委員会が2年ごとに適切な最低賃金額の決議を行う。連邦政府は法規命令により最低賃金を規定。 最低賃金委員会の構成は、議長1、常任委員6(労使各3名ずつ)、諮問委員2(学術分野からの委員、議決権なし)。	連邦最低賃金は公正労働基準法の改正、州別最低賃金は州法の改正、市や郡の最低賃金は条例の改正もしくは設立などによる。	最低賃金委員会の審議・議決を経て、雇用労働部長官が決定。 最低賃金委員会は、労働者代表、使用者代表、公益代表各9人で構成。	厚生労働大臣・都道府県労働局長が、公労使三者構成の最低賃金審議会（中央・地方）に諮問し、地域別最低賃金を決定。
決定基準	英国経済全体及びその競争力に与える影響に配慮し、かつ政府が問題を付託する際に特定した付加的要素について考慮しなければならない(全国最低賃金法7条5項)。 政府目標は、2024年までに、最低賃金(NLW)を賃金中央値の2/3の水準とすること。	全国団体交渉委員会は、最低賃金の改定に当たって、以下の3点を考慮。①物価上昇率(所得下位20%の世帯の消費構成を踏まえて算定)、②実質賃金上昇率の1/2以上とする、③政府裁量による上乗せ。 消費者物価指数が前回の賃金改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけの金額を随時改定。	最低賃金委員会は、最低賃金額の改定に当たって、以下の4点を考慮。①労働者の必要最低限の生活を保障すること、②公正かつ機能的な競争力を維持できること、③雇用危機を招かないこと、④労働協約の賃金動向に従うこと(最低賃金法9条)。	具体的な改定方法は各地で異なるが、①スケジュールを組み、段階的に引き上げていく、②消費者物価指数をもとに自動的に改定する、③連邦最賃の改定時など必要に応じて見直す、といった方法がとられている。	最低賃金は、①労働者の生計費、②類似の労働者の賃金、③労働生産性、④所得分配率等を考慮して定める(最低賃金法4条１項)。	地域別最低賃金は、地域における①労働者の生計費、②賃金、③賃金支払能力を考慮して定める（最低賃金法９条２項）。 労働者の生計費を考慮する際は、生活保護基準を下回らないように配慮する（同法９条３項）。

コロナ禍における諸外国の最低賃金の改定について①（引上げ時期、額・率）

○　イギリス、フランス、ドイツ、韓国では、最低賃金の一定の引上げが行われているものの、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、例年と比べて最低賃金の引上げ幅が小さくなっている。

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
引上げの時期・額・率	**【直近３年の引上げ】** ・2018年４月～： 7.83ポンド （＋4.4%） ・2019年４月～： 8.21ポンド （＋4.9%） ・2020年４月～： 8.72ポンド (+6.2%) **【コロナ禍の最賃決定】** ・2021年４月～： 8.91ポンド (+2.2%)	**【直近３年の引上げ】** ・2018年１月～： 9.88ユーロ （＋1.2%） ・2019年１月～： 10.03ユーロ （＋1.5%） ・2020年１月～： 10.15ユーロ (+1.2%) **【コロナ禍の最賃決定】** ・2021年１月～： 10.25ユーロ (+0.99%)	**【直近３年の引上げ】** ・2018年１月～： 8.84ユーロ （2015年１月比 ＋4.0%） ・2019年１月～： 9.19ユーロ （＋4.0%） ・2020年１月～： 9.35ユーロ (+1.7%) **【コロナ禍の最賃決定】** ・2021年１月～： 9.50ユーロ (2020年１月比 +1.6%) ・2021年７月～： 9.60ユーロ (2021年１月比 +1.1%) ・2022年１月～： 9.82ユーロ (2021年７月比 +2.3%) ・2022年７月～： 10.45ユーロ (2022年１月比 ＋6.4%)	(連邦最低賃金) ・2009年７月以降 7.25ドルで据え置き (州別最低賃金) ・29州が連邦最賃を上回る水準を設定しており、一部の州においては最低賃金を引き上げている。	**【直近３年の引上げ】** ・2018年１月～： 7,530ウォン （＋16.4%） ・2019年１月～： 8,350ウォン （＋10.9%） ・2020年１月～： 8,590ウォン (+2.87%) **【コロナ禍の最賃決定】** ・2021年１月～： 8,720ウォン (+1.5%)	**【直近３年の引上げ】** ・2017年10月～： 848円（＋3.0%） ・2018年10月～： 874円（＋3.1%） ・2019年10月～： 901円（＋3.1%） **【コロナ禍の最賃決定】** ・2020年10月～： 902円 （＋0.1%）

コロナ禍における諸外国の最低賃金の改定について②（引上げの根拠）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
引上げの根拠	当初、2024年までに賃金中央値の3分の2相当への引上げという政府目標をベースに2021年４月の改定額を9.21ポンドとする案が示されていたが、新型コロナウイルスに伴う経済・雇用・賃金水準への影響を踏まえ、予想される物価上昇を若干上回る水準の8.91ポンド（前年比＋2.2%）とした。	物価・賃金スライドによる自動改定に加え、政府裁量による上乗せの引上げが可能であるが、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、政府裁量による上乗せはなされなかった。 なお、2020年11月末時点で、物価上昇率は－0.2%だったため考慮されず、賃金上昇率は1.91%だったため、規定の引上げ率の賃金上昇率は1/2である0.955%となった。前年の10.15ユーロの0.955%増を四捨五入すると、10.25ユーロとなり、2021年１月から10.25ユーロ（前年比＋0.99%）とした。	2020年は、新型コロナウイルスの影響で顕著な景気後退が予想されるが（業種間の格差あり）、2021年は、最新予測では経済回復が見込まれ、2022年以降は国内総生産がコロナ前の水準に回復すると期待し、今回の4段階に分けた引上げを決定した（後半ほど引上げ幅が大きい）。	連邦最低賃金については、2021年４月時点で改定なし。 ※1.9兆ドル規模の経済・景気対策である2021年米国救済計画法案に、連邦最低賃金の時給15ドルへの引上げが盛り込まれたが、共和党を中心に慎重な意見も多く、2021年3月の上院での可決時に、法案から最低賃金の項目は削除された。	最低賃金委員会で労働者委員が時給10000ウォン（16.4%増）、使用者委員が時給8410ウォン（2.1%減）の当初案を提示し、労使双方が修正案を提示するものの、意見の隔たりを埋められず、公益委員は1.5%増の案を提示し、採決。 新型コロナウイルスの影響を踏まえ、2021年１月は1.5%の引上げとなったが、この引上げ幅は、最低賃金制度実施の1988年以降最も低い。	○令和２年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解(令和２年７月21日) 令和２年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。 目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

英独仏の最低賃金に関する報告書

英独仏の最低賃金に関する報告書

○ イギリス・ドイツ・フランスでは、日本と同様に最低賃金改定の際に、直近の経済状況等を踏まえ、労使と協議して最低賃金の改定を行っているが、その際、特にイギリスやドイツでは、過去の最低賃金引上げの影響について、統計データや実証研究等を用いて多角的に検証している。

イギリス

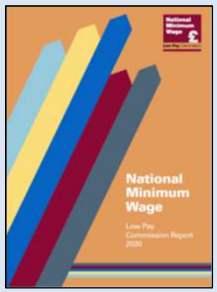

○ 公労使三者構成の最低賃金委員会は、毎年最低賃金の改定の際に、その理論的根拠に関する報告書を提出。例年、過去の最低賃金の引上げによる雇用等への影響について、統計データや実証研究等を用いて多角的に検証しつつ、経済見通しを踏まえ、政府方針に沿った改定額を勧告していた（※）が、2021年４月の改定の際の報告書では、新型コロナウイルスの影響の検証が中心となっている。

（※）賃金中央値に対する最低賃金（NLW）の割合について、かつての政府目標は2020年までに60%、現在の政府目標は2024年までに2/3であり、基本的に目標達成までの道筋を示しつつ、毎年改定額を勧告。

（※）過去の最低賃金引上げの雇用への影響の検証が中心であるが、企業利益、価格、生産性、投資等への影響も検証している。

ドイツ



○ 公労使三者構成の最低賃金委員会は、２年に１度の改定の決議の際に、「法定最低賃金の影響に関する報告書」を提出。例年、改定額は協約賃金の動向を重視して決定される傾向があるが、改定の決議に付属の報告書では、過去の最低賃金引上げに伴う以下の影響を統計データや実証研究等を用いて検証している。

① 労働者の保護（賃金への影響、最低賃金違反の状況、社会保障への影響）
② 雇用（雇用、失業、労働時間、職業教育等への影響）
③ 企業の競争条件（人件費、生産性、手続コスト、投資、価格、消費、利益等）

フランス

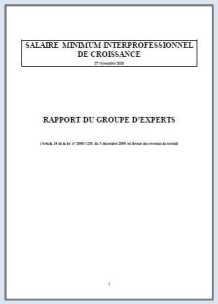

○ 学識経験者によって構成される専門家委員会は、毎年、団体交渉委員会（公労使三者構成）と政府に対し、最低賃金（SMIC）に関する報告書を提出。例年、報告書では、物価・賃金スライド制による自動改定に加えて、政府裁量による上乗せの改定を行うかどうか等を検討している。その際、主に統計データを用いて、直近の経済状況だけでなく、最低賃金引上げの賃金や企業の競争力への影響や、最賃近傍労働者の属性を確認し、最低賃金の水準の国際比較等も行っている。

英国 最低賃金委員会 プレスリリース 要旨 (2020.11.25)

政府は本日、2021年4月から発効する最低賃金額を発表した。10月末に最低賃金委員会が行った勧告を受け入れた。全国生活賃金（NLW）は、8.72ポンドから8.91ポンドに2.2%上昇し、その対象は25歳以上から23歳以上に拡大する。23歳未満の労働者については、委員会は、現在の経済状況がもたらす若者の雇用へのリスクに対する認識を少し強めた。

NLWの増加は、低賃金労働者の収入が予測される賃金の伸びとほぼ一致して上昇することを意味する。予想される物価上昇よりもやや高くすることにより、低賃金労働者の生活水準を保護することができるはずである。委員会は、今回の最低賃金の引上げが、既に厳しい見通し以上に、雇用の見通しに重大な追加のリスクをもたらすとは考えていない。委員会の推奨する最低賃金は次のとおりである。

	2020年4月からの最低賃金	2021年4月からの最低賃金	引上げ率
全国生活賃金(23歳以上)	£8.72	£8.91	2.2%
21～22歳の最低賃金	£8.20	£8.36	2.0%
18～20歳の最低賃金	£6.45	£6.56	1.7%
16～17歳の最低賃金	£4.55	£4.62	1.5%
見習訓練生の最低賃金	£4.15	£4.30	3.6%

最低賃金委員会は、低賃金（Low Pay: 賃金中央値の3分の2）を終わらせるという政府の目標に引き続きコミットしている。委員会は、長期的な経済見通しの不確実性を考慮すると、2024年までに賃金の中央値の3分の2に達するというNLWに関する政府目標を変更するといったことは推奨しない。委員会の報告書は、NLWの指標となる将来の道筋を示している。しかし、一時休業（furloughing）により、今年の賃金データの精度は制限されている。委員会は、政府が設定した期限に間に合うように、10月30日に勧告を提出した。これは、英国でのさらなる封鎖制限とコロナウイルスの雇用維持制度の延長が発表される前のことだった。

留意事項

・最低賃金委員会は、雇用主、労働組合、専門家で構成される独立した組織であり、その役割は最低賃金について政府に助言することである。本日発表された最低賃金は、委員会が全会一致で合意し、政府が承認したものである。
・最低賃金委員会は、設定された10月末の期限に沿って、10月27日～29日までの最終審議の後、2020年10月30日に政府に勧告を提出した。委員会の報告書は、推奨する最低賃金と理論的根拠を詳細に示しており、12月初旬（12月９日）に公開される。
・全国生活賃金（NLW）は、現在、25歳以上の労働者に適用されているが、 2021年4月から23歳以上の労働者の法定最低賃金になる。NLWの年齢のしきい値の引下げは、 2019年秋に最低賃金委員会によって行われた推奨事項に従っている。しきい値は、2024年までにさらに21歳に引き下げられる。
・政府は、NLWを2024年までに賃金中央値の3分の2に達するという目標を設定している。最低賃金委員会は、これに基づいて勧告を行う。NLWは当初2016年4月に導入され、2020年までに賃金の中央値の60%を目標としていた。

（資料出所）英国最低賃金委員会ホームページから抜粋。厚生労働省労働基準局において仮訳を作成。

英国最低賃金委員会報告書 (2020.12.9) 第1～3章 ― 経済情勢、労働市場、低賃金労働者 ―

要約

○ 4月以降、コロナの影響により、GDPはマイナス。賃金伸び率が低下してきているが、物価の上昇は低く、実質賃金は増加している。
○ 労働市場をみると、雇用は、前年に比べ減少しており、失業も増加。
○ 最低賃金以下の労働者は、閉鎖を余儀なくされた業種で働いており、一時休業となる可能性が高い。

主な分析

	内 容	結 果	〔参考〕 目安審議での参照データ
経済成長	GDPの推移【1997-2020】 ※右上図参照 平均賃金の推移【2008-20】 賃金妥結額の分布【2017-20】 ｲﾝﾌﾚｰｼｮﾝの推移【2006-20】 実質賃金の推移【2008-20】 生産性の変化【2008-20】	○ GDPは直近でマイナス。 ○ 平均賃金は直近で横ばい。 ○ 賃金妥結額は2%台が多い。 ○ インフレ率は低下。 ○ 実質賃金は増加。 ○ 生産性は低下。	対応する項目（例） ・実質・名目GDPの推移 ・賃金（月給）の推移 ・春季賃上げ妥結状況 ・消費者物価の推移 ・実質賃金指数の推移 ・労働生産性の推移
労働市場	雇用の推移【2008-20】 ※右下図参照 労働時間の推移【2008-20】 失業の推移【2008-20】	○ 雇用は直近で減少。 ○ 労働時間・求人とも、直近で減少したが、その後回復。ただし、危機前を下回る。 ○ 失業は増加。	完全失業率や雇用者数のデータなど、基本的な項目は提示。
その他	最低賃金の対象となる産業別労働者数・割合【2019】 産業別一時休業者の割合【2020】 時給別の労働者の世帯における属性【2018-19】	○ 閉鎖を余儀なくされた業種で最低賃金労働者数が多い。 ○ 低賃金職業で一時休業者が多い。 ○ 最低賃金労働者が世帯の主な稼ぎ手である可能性は低い	対応する項目（例） ・影響率 ・未満率 ・休業者の動向

Figure 1.2: Monthly GDP, UK, 1997-2020

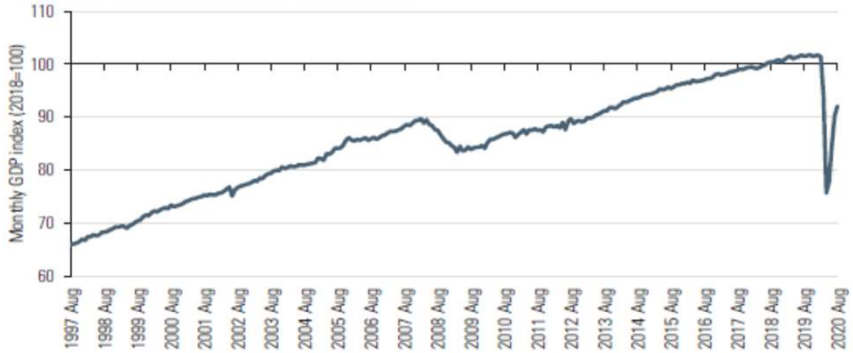

Source: LPC estimates using ONS data. Monthly GDP index (ECY2), monthly, seasonally adjusted, UK, August 1997-August 2020.

Figure 2.6: Employment, UK 2017-2020

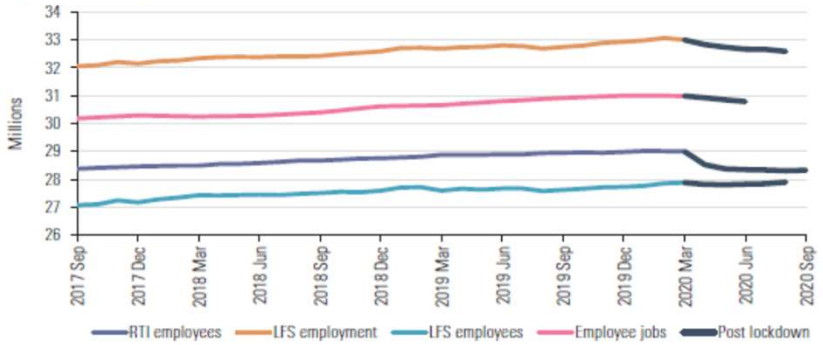

Source: LPC estimates of HMRC RTI payrolled employees, LFS total employment (MGRZ), LFS employees (MGRN) and employee jobs series, monthly and quarterly, seasonally adjusted, UK, September 2017-September 2020.

英国 最低賃金委員会報告書（2020.12.9）第4章 ― 全国生活賃金〔NLW：25歳以上対象※〕の影響 ―

※ 2021年４月から23歳以上を対象

要約

○ コロナの影響を受け、4月以降、低賃金労働者の雇用は減少。低賃金労働者は一時休業となる可能性が高く、賃金損失を被る可能性がある。低賃金労働者の雇用主は、雇用に影響を与えずに全国生活賃金（NLW）の増加に対応することは難しい可能性がある。

主な分析

〔※〕2016年レポートから60％の目標値は設定されていた。

内 容	結 果	〔参考〕目安審議での参照データ
Bite（最低賃金/中位数）の長期的推移【1999-2020】 *※右上図 参照*	全国生活賃金（NLW）は約60％まで増加。	-
雇用率（個人の特性別）の変化【2016-20】	無資格者を除き3月まではおおむね上昇。	-
雇用者数（職業産業別）の動向【2020】 *※右下図 参照*	4月以降、低賃金の職業産業で雇用は減少。	雇用者数の推移
職業産業別一時休業者数【2020】	低賃金の職業産業で一時休業者が多い。	休業者の動向

〔参考〕「目安審議での参照データ」中、「-」は参照データとして現在提示していない、またはデータがないことを表す。

Figure 4.1: Bite of the NMW/NLW for workers aged 25 and over, UK, 1999-2020

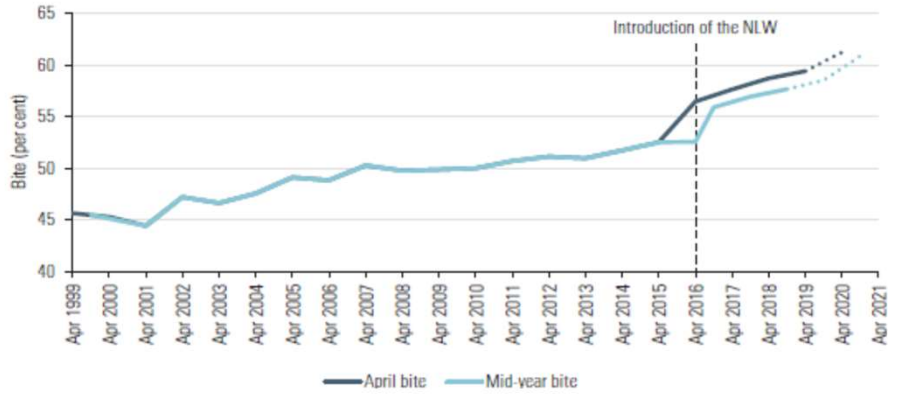

Figure 4.7: Number of employees in a week, for those aged 23 to 64, by occupation and industry, UK, 2020

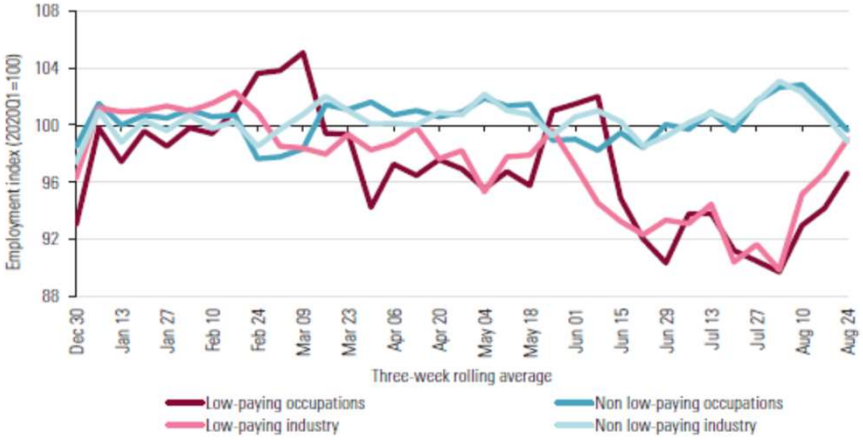

この他、①全国生活賃金（ＮＬＷ）が雇用、労働時間、賃金等に与える影響に関する外部の委託研究（実証分析）、②ＮＬＷの影響を受けやすい労働者の属性、地方、業種等に関する分析、③労使関係者からのヒアリングを紹介。

英国 最低賃金委員会報告書 (2020.12.9) 第5～7章 ― 若年者、見習訓練生、その他の影響ー

要約

○ 若年者については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた業種で働いている可能性が高く、特に不況の影響を強く受けている。
○ 21歳～24歳の者は様々な指標で25歳以上と類似しており、引き続き2021年4月には全国生活賃金（NLW）の対象年齢を25歳以上から23歳以上に引き下げるべき（2024年4月に21歳以上に引き下げる予定）。
○ 最低賃金引上げへの対応の全体的な傾向は変わらないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、長期的に利益を吸収したり、価格を上昇されることが難しくなっている兆候が見られた。

主な分析

若年者＜第5章＞

内 容	結 果	〔参考〕目安審議での参照データ
若者の雇用率・失業率の推移【1994-2020】	2020年に入って、雇用率は横ばいから低下、失業率は上昇。	失業率（年齢計）の推移
産業別若年労働者の割合【2020】※右図参照	封鎖部門で若年労働者の割合が高い	-
一時休業、賃金喪失を伴う労働者割合（年齢別）【2020】	若年者で一時休業が多い。*※右図参照*	休業者の動向

見習訓練生＜第６章＞その他の影響＜第7章＞

内 容	結 果	〔参考〕目安審議での参照データ
見習い開始数【2017-20】	2020年は減少	-

〔参考〕「目安審議での参照データ」中、「-」は参照データとして現在提示していない、またはデータがないことを表す。

＜参考＞イギリスの最低賃金額（2021年　ポンド）

見習訓練生	16-17歳	18-20歳	21-22歳全国最低賃金(NMW)	23歳以上全国生活賃金(NLW)
4.30	4.62	6.56	8.36	8.91

Figure 5.5: Proportion of young workers in lockdown sectors, UK, 2020

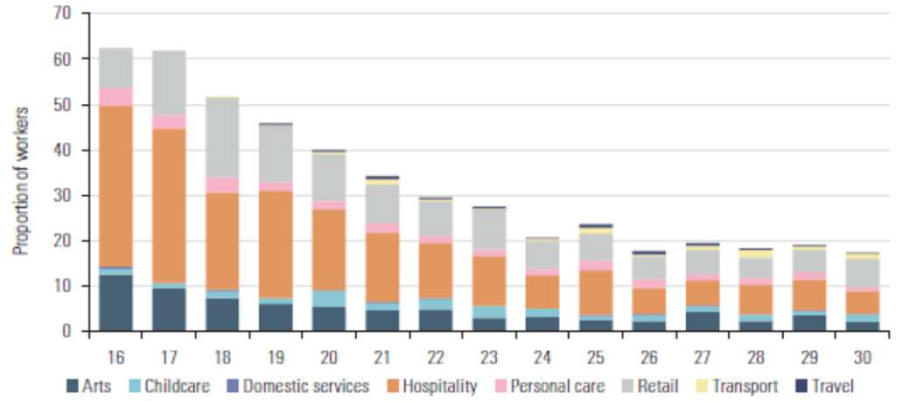

Source: LPC estimates using LFS microdata, population weights, not seasonally adjusted, four quarter average, UK, 2019 Q2 - 2020 Q1.
Note: Sectorial definitions from Joyce and Xu (2020).

この他、第５章、第６章では、若年者・見習訓練生の最低賃金に関する労使団体の見解、第７章では、最低賃金と利益、価格、生産性、投資等に関する労使団体の調査や外部委託の研究等を紹介。

英国 最低賃金委員会報告書 (2020.12.9) 第8～9章 ― 経済の将来見通し、改定額の勧告 ―

要約

○ 新型コロナウイルス感染症とBrexitの影響により、今後の経済見通しは不確実性を増している。
○ 経済は2021年に回復するが、早くとも2022年まで完全には回復しないと予想される。
○ 全国生活賃金（NLW）について、目標までの道筋を示すのが通常（※）だが、一時休業する労働者が多いため、「賃金の中央値」を正確に計算することが困難。このため、雇用の見通しに対する重大なリスクを最小限に抑えることを考えることとする。

〔※〕これまでの政府目標は2020年までに賃金中央値に対する最低賃金（NLW）の割合を60%（現在の目標は2024年までに2/3）とすることであり、これまでは目標達成までの道筋を示しつつ、毎年改定額を勧告。

○ 厳しい経済状況の中、雇用リスクを最小限に抑えるためには、予想される物価上昇よりやや高く、予想される賃金上昇とほぼ一致して、2021年は全国生活賃金（NLW）を8.91ポンド（19ペンス2.2%の引上げ）にすべきと勧告。

主な分析

内 容	結 果	〔参考〕目安審議での参照データ
各種経済指標の見通し 【2019-21】 GDP成長率 賃金の伸び率 消費者物価(CPI)の伸び率 雇用の伸び率 失業率　*※右表参照*	GDP成長率:2021年は回復も水準は低い 賃金の伸び:2021年は上昇もばらつき CPIの伸び:2021年は上昇（1.3～2.0%） 雇用の伸び:低い水準 失業率:高い水準	GDP成長率、CPI上昇率は、審議資料（月例経済報告）に当年度までの見通しの記載あり

Table 8.2: Forecasts for the economy, 2020-2022

	Actual	OBR forecasts July 2020 central scenario			Bank of England forecasts August 2020			HM Treasury panel median forecast August/October 2020		
	2019	2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022
GDP Growth (whole year)	1.3	-12.4	8.7	4.5	-9.5	9.0	3.5	-10.1	6.4	3.3
Average Weekly Earnings AWE (whole year)	3.5	0.2	3.7	2.7	-1.3	3.0	3.8	0.3	2.4	2.7
Inflation CPI (Q4)	1.4	0.7	1.3	1.9	0.3	1.8	2.0	0.6	2.0	1.9
Inflation RPI (Q4)	2.2	1.3	1.1	3.0				1.2	2.7	3.0
Employment growth (whole year)	1.9	-4.5	-1.2	4.0	-3.8	2.5	2.0	-1.2	-2.1	
Unemployment rate (Q4)	3.8	8.8	10.1	6.9	7.5	6.0	4.5	7.7	6.9	5.7

Source: Office for Budget Responsibility (2020b); HM Treasury (2020a and 2020b) and Bank of England (2020a); GDP growth (ABMI), total employment as measured by workforce jobs (DYDC), unemployment rate (MGSC), quarterly, and AWE total pay (KAB9), monthly, seasonally adjusted; RPI (CZBH) and CPI (D7G7), quarterly, not seasonally adjusted, UK (GB for AWE).
Note: Bank of England forecasts of unemployment rates are for the third quarters, 2019-20.

改定額の勧告

対 象	勧 告	根 拠
23歳以上 全国生活賃金（NLW）	8.91ポンド（+2.2%）	厳しい経済状況の中、雇用リスクを最小限に抑えるため、予想される物価上昇よりやや高く、予想される賃金上昇と一致した引上げ率を勧告。低賃金労働者の貢献の認識は重要。2024年に賃金中央値に対するＮＬＷの比率を3分の２という目標の変更は推奨しない。
21-22歳 全国最低賃金（NMW）	8.36ポンド（+2.0%）	脆弱で、不況の影響を受けやすいが、2024年までの23歳以上の最低賃金との統合に向けて、23歳以上と比較してわずかに低い引上げ率を勧告。
18-20歳 全国最低賃金（NMW）	6.56ポンド（+1.7%）	より脆弱で、閉鎖部門や一時休業で労働。インフレ期待にほぼ一致した引上げ率を勧告。
16-17歳 全国最低賃金（NMW）	4.62ポンド（+1.5%）	最も脆弱で、閉鎖部門や一時休業で労働。わずかな引上げ率を勧告。
見習訓練生	4.30ポンド（+3.6%）	２年後の2022年に16－17歳の最低賃金との統合に向けて、引上げを勧告。

ドイツ最低賃金法第9条に基づく最低賃金委員会の決議 (2020.6.30)

最低賃金法第９条に基づく最低賃金委員会の決議

2020年6月30日の会議で、最低賃金委員会は、次の段階で法定最低賃金を引き上げることを全会一致で決定した。

・2021年1月～　9.50ユーロ （2020年1月基点で+1.6%）
・2021年7月～　9.60ユーロ（同＋2.7%）
・2022年1月～　9.82ユーロ（同＋5.0%）
・2022年7月～ 10.45ユーロ（同＋11.8%）

根拠

最低賃金委員会は、総合的な評価（Gesamtabwägung）の一環として、労働者の適切な最低保障に寄与し、公正でかつ機能する競争条件を確保し、なおかつ雇用を脅かさないようにするために、最低賃金をどの額にすれば適切であるかを審査する。法定最低賃金の額を確定する際には、事後的に協約賃金の動向への適応を図る。法定最低賃金が最低賃金法に掲げる基準に及ぼす影響に関する現在の知見については、当委員会が、連邦政府へ向けた当委員会の第3 次報告書（本決議書とともに公開）の中で包括的に文書化している。

本年の決議は、コロナパンデミックとその経済的な影響に直面し、不確実性が大きい時期に行われる。2020 年は年間を通じて経済全体としては明らかな景気後退が予想されるが、業種間で著しい差が存在する。2021 年については、最新の予測では経済の回復が見込まれている。そして2022 年以降は、国内総生産がパンデミック前の水準に回復すると期待される。最低賃金の調整は、現行の労働協約には実質的な影響を及ぼさない。しかし何より、2022 年まで段階的に実施される各調整額が事前に予告されることによって、労働協約当事者（労使）が労働協約を改定する際に、法定最低賃金の引き上げを考慮に入れることが可能となる。既往の経済評価研究は、最低賃金の導入に対して、法定最低賃金がこれまで就業者に及ぼした悪影響はほんのわずかであるという結論に至っている。この悪影響は2015 年に法定最低賃金が導入された直後、僅少労働（「ミニジョブ」）の専業従事者に主として認められた。その後、続いて実施された最低賃金の引き上げは、統計的に測定可能な影響を就業者に及ぼすことはなかった。今回、決議した最低賃金の4 段階の引き上げには、現下の経済危機を鑑み、対象となる企業・事業所に対して賃金コストの上昇を負担可能となるように分散させる狙いがある。

最低賃金の引き上げに関する本日の決議は、最も低い労働報酬による略奪的競争を阻止することで、公正でかつ機能する競争条件の確保に寄与することを目的とする。最低賃金レベルの賃金で労働者を雇う企業や事業所にとって法定最低賃金の引き上げは、賃金コストの上昇と、それによる生産コストの上昇を意味する。現行の評価結果から、企業・事業所の大多数がより高水準の賃金コストへの適合に成功しており、経済全体の競争状況への基本的に不利な影響は観察されていないことが明らかとなる。事後的な協約賃金の動向への適応に対して、最低賃金委員会は連邦統計局の賃金指数に依拠する。具体的には、時間額としての法定最低賃金の定義に従って、特別手当を除く協約時間給を基礎として考慮する。経済動向に関する現在の予測、ならびに雇用状況・競争状況に関する知見を背景として、最低賃金委員会は総合的評価の一環として、最低賃金の当該の段階と規模での引上げを、労働者の最低保障を有効に改善するために妥当であるとみなす。個々の視点については当委員会内で議論と評価が分かれた。しかし、結果的に当委員会は、決議された法定最低賃金の段階的引き上げを、法律で定める総合的評価の一環として妥当であるとみなす。将来的な決定においては、当委員会は改めて、総合的評価の一環として最低賃金法に掲げる基準を考慮の上で、法定最低賃金をどの額にすれば負担可能であるかを審査することになる。最低賃金委員会は、最低賃金法第10 条第3 項の規定による意見聴取の実施の可能性を利用した。表明された意見は最低賃金委員会の第3 次報告書の別冊に掲載する。

（資料出所）ドイツ最低賃金委員会決議（2020.6.30）から抜粋。厚生労働省労働基準局において仮訳を作成。

ドイツ法定最低賃金の影響に関する報告書 (2020.6.30) 第1章 ― 序論―

要約

○ 最低賃金委員会は、最低賃金額の決定に加えて、最低賃金が労働者の保護、競争条件、雇用に及ぼす影響に関する報告書を連邦政府に提出することになっている。2020年の報告書では、2019年末までの状況を検証している。※新型コロナウイルス感染症の影響は対象外。

○ ドイツ国内の経済状況は、2015年の法定最低賃金導入以降、安定的に成長し、雇用状況も良好、失業率も相対的に低い状況で推移。ただし、2018年後半から景気は冷え込み始め、新型コロナウイルス感染症の影響によって景気後退が起こっている。

主な分析

〔参考〕「目安審議での参照データ」中、「-」は参照データとして現在提示していない、またはデータがないことを表す。

	内 容	結 果	〔参考〕目安審議での参照データ
経済成長	GDP成長率の推移【2014-2019】 消費者物価【2014-2019】 *※右上図参照*	○ GDPの伸びは＋1.5%~2.5%で推移したが、直近は微増。 ※2020年は▲6.3%、2021年は＋5.2%の予測。 ○ 消費者物価は2017年以降、前年比＋1.5%前後で推移。 ※2020年は＋0.5%、2021年は＋1.5%の予測。	対応する項目（例） ・実質・名目GDPの推移 ・消費者物価の推移 ・実質賃金指数の推移
労働市場	雇用者・失業者、失業率の推移【2014-2019】 *※右上図参照*	○ 雇用者数は増加、失業者数は減少、失業率は低下傾向。 ※2020年の雇用者数は47万人減少、失業者は52万人増加の予測。	完全失業率や雇用者数のデータなど、基本的な項目は提示している。
その他	フルタイム雇用者の賃金中央値に占める最低賃金の割合【2018】*※右下図参照*	○フルタイム雇用者の賃金中央値に占める最低賃金の割合は46%（OECD、2018） ※全雇用者の賃金中央値に占める最低賃金の割合は52%（2018）	―

その他、最低賃金に関する経済学の理論や実証分析の手法、ヒアリング調査先、最低賃金の評価に利用するデータベース、委託研究機関等について紹介。

2014年～2019年の経済指数

注：失業率は登録失業者のものである(%)。

	2014	2015	2016	2017	2018	2019
実質国内総生産（対前年変化率%）	1.9	1.7	2.2	2.5	1.5	0.6
国内就業者数（百万）	42.7	43.1	43.7	44.3	44.9	45.3
失業者数（百万）	2.9	2.8	2.7	2.5	2.3	2.3
失業率（%）	6.7	6.4	6.1	5.7	5.2	5.0
消費物価（対前年変化率%）	0.9	0.3	0.5	1.5	1.8	1.4

EU加盟国のフルタイム雇用者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（2018、OECD）



Anmerkung: Keine Werte für Bulgarien, Kroatien und Malta, da diese nicht der OECD angehören. Das Vereinigte Königreich war 2018 noch Mitglied der EU.
Quelle: OECD (2019).

ドイツ法定最低賃金の影響に関する報告書（2020.6.30）第2章　－最低賃金と労働者の保護－

要約

○ 法定最低賃金導入により、最低賃金の影響を受ける産業の労働者の時給は顕著に増加し、全体の時給も緩やかに増加している。
○ 最低賃金額を正確に知る労働者は約20%程度。最低賃金法違反は、増加傾向にある。
○ 失業給付Ⅱの受給者は最低賃金導入後わずかに減少。最低賃金導入による貧困リスクの低下は懐疑的な見方の研究が多い（※）。

※ 失業給付Ⅱ：補足的な失業扶助制度。働くことはできるが仕事がなく（十分な収入のない低賃金労働者も含む）生活に困窮している者（大半は失業給付の受給期間が終了した者）に対して支給される。財源は、連邦政府の一般財源であり、給付水準は、最低生活水準を維持できる程度の額。

※ 貧困リスクの低下に懐疑的な理由は、①貧困リスクの高いグループの多くは就業していない、②最低賃金労働者のうち貧困家庭は一部、③失業給付Ⅱを受ける就業者の貧困リスクの原因は低賃金ではなく労働時間の短さであると分析。

主な分析

〔参考〕「目安審議での参照データ」中、「-」は参照データとして現在提示していない、またはデータがないことを表す。

内 容	結 果	〔参考〕目安審議での参照データ
時給の増加率【2013-19】*※右上図参照* 雇用形態別月給の増加率【2014-18】 賃金分布【2014,2016,2018】【2018, 2019】*※右下図参照* 最低賃金導入/改定の影響を受ける雇用者【2015,2017,2019】	○最低賃金導入により最低賃金の影響を受ける産業の労働者の時給は増加（特に東ドイツ） ○ 低賃金労働者の月給の上昇は時給よりも小さいが、労働時間の短縮が原因。 ○ 最低賃金をわずかに上回る労働者の賃金も増加。	対応する項目（例） ・賃金（月給）の推移 ・賃金分布 ・影響率 ・未満率
最低賃金の認知度調査【2018,2019】 違反件数【2015-2019】 最低賃金ホットラインへの問合せ者/内容【2018,2019】	○ 法定最低賃金の存在を認知する労働者は約95%。額を正確に知る労働者は約20%。 ○ 最低賃金法違反は増加傾向（未払・文書要件双方）。	・監督指導結果の推移 ・業種別法違反の状況
失業給付Ⅱの受給者数【2014-2019】	○失業給付Ⅱの受給者はわずかに減少。貧困リスクの低下は懐疑的な見方の研究が多い。 ※最低賃金による賃金上昇の年金財政への影響は非常に小さい。	－

この他、最低賃金の賃金に与える影響に関する実証分析を紹介。

全産業および最低賃金の影響の大きい産業での社会保険適用労働者の時給の変化（対前年比%）

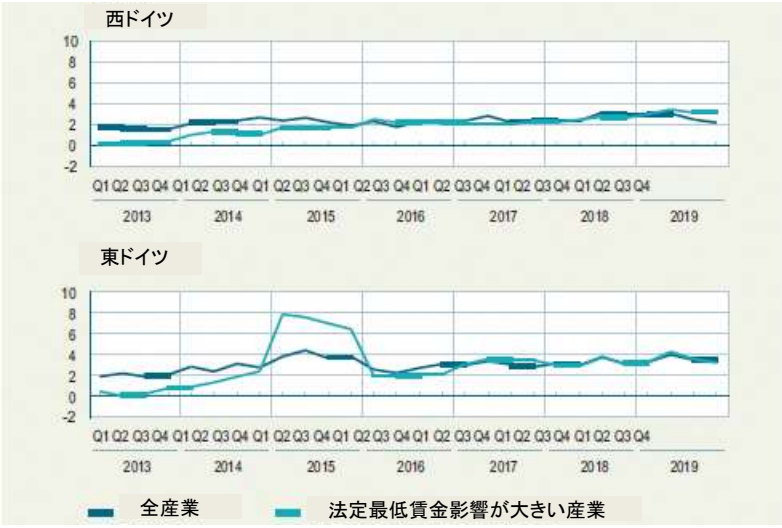

2018年/2019年の低賃金雇用者の分布（名目時給別雇用者数）

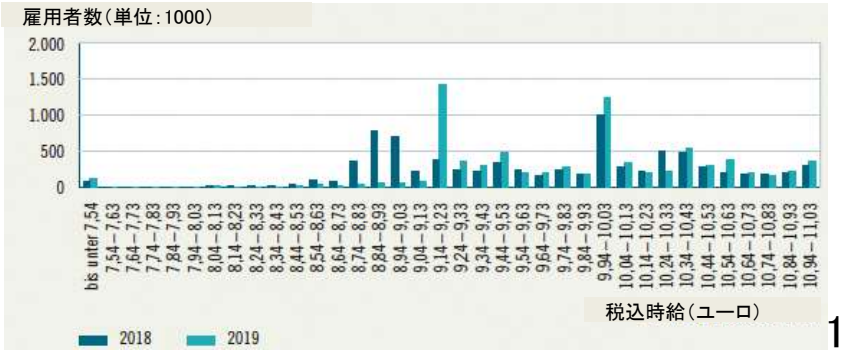

ドイツ法定最低賃金の影響に関する報告書 (2020.6.30) 第3章 ー最低賃金と雇用ー

要約

○ 最低賃金の影響を受けた産業では、社会保険対象雇用は増加しているが、ミニジョブは減少している。
○ 失業者は減少傾向。最低賃金の導入や引上げによる失業への影響は統計的に有意ではない。
○ 法定最低賃金導入以降、労働時間の増減に有意な傾向は見られないが、ミニジョブの労働時間は減少している。
○ 求人は増加傾向にあり、最低賃金との間に統計的に有意な関係は見られない。

※ ミニジョブ：月額平均賃金450ユーロ以下、または一年の労働日数が3ヶ月以下もしくは合計で70日未満の雇用。医療・介護・失業保険の適用外。年金は任意に加入しないことが可能。

主な分析

〔参考〕「目安審議での参照データ」中、「-」は参照データとして現在提示していない、またはデータがないことを表す。

内 容	結 果	〔参考〕目安審議での参照データ
雇用の推移（総、男女別、雇用形態別年齢階級別、地域別、社会集団別、最低賃金の影響を受ける部門別）【2013-19】 *※右上図参照* ミニジョブの推移【2014-2019】	○ 雇用全体は増加。最低賃金の影響を受けた産業では、社会保険適用雇用は増加した一方、単独のミニジョブは減少（副業のミニジョブは増加）。 ※ 法定最低賃金の導入によりミニジョブの一部が社会保険適用雇用に転換したとの研究あり。	対応する項目（例） ・完全失業率や雇用者数のデータなど、基本的な項目は提示している。
失業給付の推移【2014,2015】 失業（率）の推移（総、男女別、雇用形態別年齢階級別、地域別、社会集団別）【2014-2019】	○ 失業者は減少 ※ 最低賃金の導入・引上げによる失業への影響は統計的に有意ではない。	
週当たりの労働時間の推移（雇用形態別）【2014-2018】 最低賃金近傍労働者の労働時間【2014-2018】*※右下図参照*	○ 法定最低賃金導入以降、全体としては増減ないが、ミニジョブの労働時間は減少。	ー
求人の推移（総、最低賃金の影響を受ける部門、地域別）【2013-2019】 社内研修のポスト数、応募者数の推移【2009-2019】 一社当たりのインターンシップの数・割合【2011-2018】 自営業数の推移【2010-2016】	○ 求人は増加傾向。最低賃金との間に統計的に有意な影響は見られない。 ○ 法定最低賃金導入以降、社内研修やインターンシップに大きな変化はない。 ○ 法定最低賃金導入以降、自営業者は減少傾向。	ー

この他、最低賃金の雇用等に与える影響に関する実証分析を多数紹介。

最低賃金の影響が大きい産業と小さい産業での社会保険適用雇用者の変化（対前年同四半期に対する変化(%)）

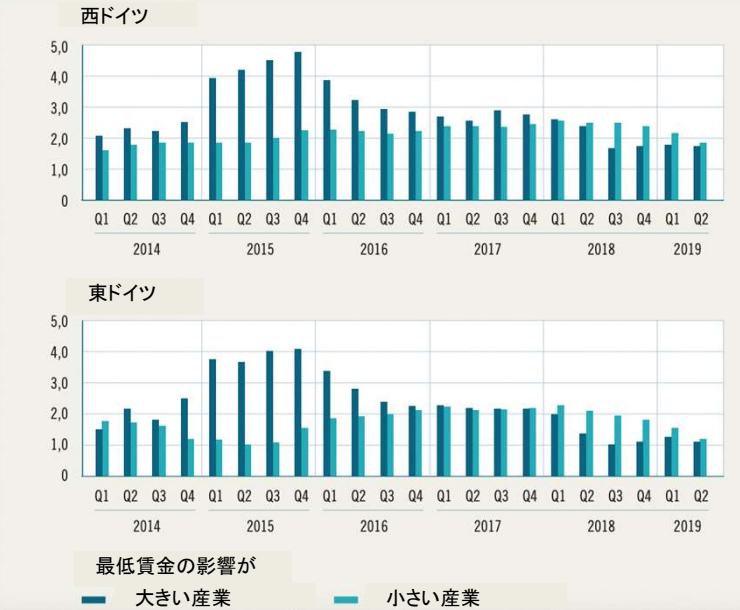

2014年～2018年4月の最低賃金近傍労働者の平均労働時間

（最低賃金近傍労働者：2014年8.5ユーロ未満、2015-16年：8.45-8.54ユーロ、2017-2018年：8.79-8.88ユーロ）

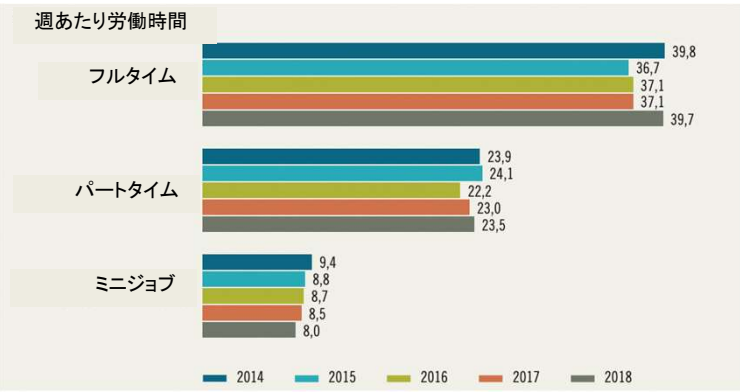

ドイツ法定最低賃金の影響に関する報告書　第4章　― 最低賃金と競争条件 ―

要約

○ 最低賃金引上げへの企業の対応策として多いのは、労働時間短縮と価格の引上げ。特に最低賃金の影響が大きい産業で価格上昇。
○ 最低賃金による企業またはマクロ経済の労働生産性への影響はこれまで確認されていない。
○ 法定最低賃金導入により、短期的には設備投資へのネガティブな影響が見られたが、持続的な影響は見られない。
○ 最低賃金による企業の利益状況に負の影響が見られるが、マクロでは企業収益は増加傾向。
○ 倒産は減少傾向。最低賃金の影響を受ける企業の倒産等への影響は見られない。

主な分析

〔参考〕「目安審議での参照データ」中、「-」は参照データとして現在提示していない、またはデータがないことを表す。

内 容	結 果	〔参考〕目安審議での参照データ
最低賃金の引上げへの企業の対応【2015-2017】*※右図参照* 労働時間当たりの人件費の変化【1997-2019】 労働生産性、給与、単位労働コスト（名目）【1991-2019】	○ 最低賃金引上げへの企業の対応策として多いのは、労働時間短縮と価格の引上げ。 ○ 労働時間当たり人件費は増加。 ○ 最低賃金による企業又はマクロ経済の労働生産性への影響はこれまで確認されていない。	対応する項目（例） 労働生産性の推移
設備投資の推移【2013-】 産業別の物価の推移【2015-2019】	○ 設備投資は増加傾向。最低賃金の導入により短期的にネガティブな影響が見られるが、持続的な影響は見られない。 ○ 法定最低賃金導入による価格上昇が見られた（特に最低賃金の影響が大きい産業）。	消費者物価指数
個人消費の変化率【1992-2019】	○ 最低賃金の影響を直接受けた世帯の個人消費は増加。	―
企業利益の変化率【1992-2019】 事業の登録抹消と破産手続の推移【2013-2019】	○ 最低賃金が企業の利益状況に負の影響が見られるが、マクロでは、企業収益は増加。 ○ 最低賃金の影響を受ける企業の倒産等への影響は見られない。倒産は減少傾向。	・民間設備投資 ・法人企業統計による企業収益 ・倒産件数

この他、最低賃金の企業に与える影響等に関する実証分析を紹介。

法定最低賃金導入への企業の対応策

※ドイツ労働市場・職業研究所（IAB）企業パネル調査（2015）

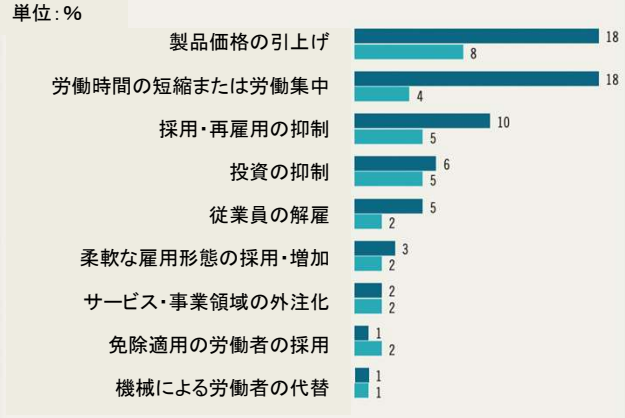

法定最低賃金導入・改定への企業の対応策

※連邦統計局給料調査(VE)（2015、2016、2017）

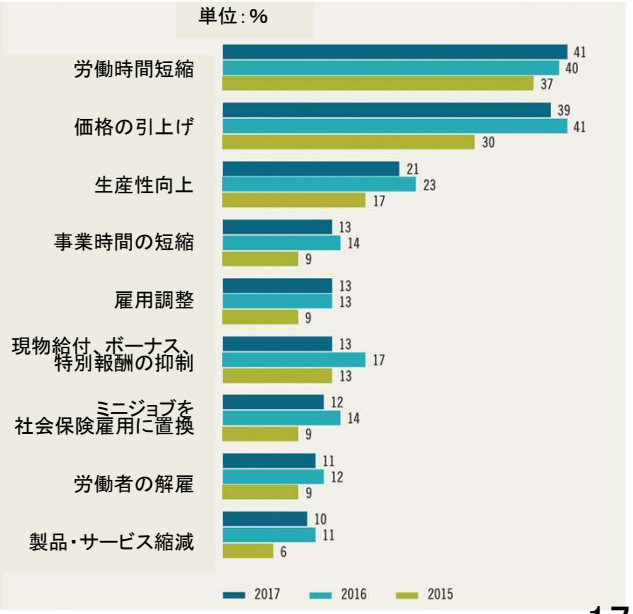

フランス最低賃金専門家委員会の報告書の概要

1．専門家委員会の作業と提案は、2 つの目的に導かれている。すなわち、持続可能で永続的な方法で雇用を増やし、失業を減らし、貧困と闘うことである。

2．2020年、健康危機で経済成長は崩壊した。2020年には国内総生産（GDP）が10%程度低下することが予測されており、この危機はフランスおよび世界経済にとって、平和な時代においては未曾有の経済ショックである。政府の支援策により、家計所得や生産装置はほぼ維持されてきた。しかし、上半期は歴史に残るほどの雇用の減少が続き、第3四半期は雇用創出が堅調に推移したものの、依然として不透明な状況が続いている。国家保証融資などの大規模な措置の支援を受けたにもかかわらず、企業の財務状況は深刻に悪化している。多くの企業の存続が脅かされ、雇用に強い影響を及ぼす可能性がある。

3．SMIC（全産業一律スライド制最低賃金）に近い賃金水準の労働者は、失業リスクにさらされやすく（短期の期限付雇用契約や非正規で雇用されることが多い）、ロックダウン中も活動を継続していた職業の割合が高いように見える。また、労働者全体で見ると一時休業となることが多かった。彼らは一時休業の措置の特別な調整の恩恵を受け、それによって購買力を完全に維持することができた。

4．2019年、フランスは、 OECD諸国の中で最低賃金水準での純所得が賃金中央値に最も近い国であり、一方、最低賃金水準での労働コストは、OECD諸国の平均に近かった。この組み合わせは、雇用者の社会保険料の軽減と低所得者支援制度の両方によって説明できる。本報告書では、SMIC水準での事業主の社会保険料が現在は労働災害や職業病への負担金に限定されていることから、未熟練者雇用を支援する政策は、今後、社会保険料の負担軽減以外の方法を模索していかなければならないと指摘している。賃金階層の底辺での可動性が効果を失い、低所得者を支援する政策も2019年には限界に達している。

5．専門家委員会は、2021年1月1日にはSMICの政府裁量によって改定しないことを勧告している。その場合、SMICは物価・賃金スライドによる自動改定のみで改定していくことになるが、本稿執筆時点での試算では、購買力の向上につながると考えられる。この勧告には、COVID-19による危機の影響以外にも構造的な理由がある。まず、今回の危機以前のフランス経済の状況は脆弱なままであった。いくつかの進展があったにもかかわらず、高い失業率、弱い競争力、企業の財務状況の悪化を特徴としていたが、2019年にはCICE（競争力・雇用目的税額控除）の変革に連動した経過的な改善が見られるようになった。このような構成では、自動改定を超えたSMICの（政府裁量による）引上げは、特に雇用者の社会保険料の軽減で補うことができなくなってしまうだけに、最も脆弱な人々の雇用に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、専門家委員会のこれまでの報告書では、フランスでは、最低賃金は、労働時間が少なすぎることが主な原因である労働者の貧困の削減には不向きな手段であることが証明されている、ということが広範囲に報告されている。最後に、フランス経済の状況は COVID-19 危機によって揺らいでおり、この激動によって引き起こされた新たな課題は、SMICの政府裁量による改定を主張するものではない。労働市場の状況やほとんどの企業の財務状況が大幅に悪化しており、急速に回復するかどうかは不透明であり、このような状況にあっては、購買力の向上よりも、雇用やフルタイム雇用を優先させるべきである。そして、産業や職種ごとにソーシャル・パートナーによる団体交渉で、この雇用やフルタイム雇用を推進するべきである。

（略）

（資料出所）全産業一律スライド制最低賃金（SMIC）専門家委員会の報告書（2020.11.27）概要について、厚生労働省労働基準局において仮訳を作成。

フランス 専門家委員会報告書 (2020.11.27)　第1章　－ 労働市場の状況 －

要約

○ コロナの影響により、20年にはGDPが約10%低下と予測。
○ 上半期は71.5万人の雇用が失われたが、経済活動の低下幅を考慮すると限定的。
○ 第3四半期の経済活動は非常に活発で大きな雇用創出があったものの、今後の状況は依然として不透明。

主な分析

	内 容	結 果	〔参考〕目安審議での参照データ
一般経済	GDPの変化 ※右上図参照 可処分所得の変化	○ 上半期のGDPは19年末に比べ、20%近い減少、第3四半期は前期比約18%増と反動。 ○ 家計の第2四半期の名目可処分所得は前年同期比2.1%減と経済ショックの影響を免れている。	対応する項目（例） ・実質・名目GDPの推移 ・賃金（月給）の推移
労働市場	雇用の推移【2005-20】 ※右下図参照 非正規雇用の推移【2005-20】 産業間のばらつき 失業率、年齢別失業率の推移【2008-20】	○ 上半期に71.5万人の雇用が失われた。第3四半期の雇用創出は大。 ○ 非正規雇用は正規雇用の3%であるのに上半期に失われた雇用の30%が非正規。 ○ 非正規以外で雇用喪失が大きかった産業は、宿泊・外食、芸術・娯楽。 ○ 大量の失業者が職探しを中断したことなどにより失業率は低下。	完全失業率や雇用者数のデータなど、基本的な項目は提示。

図表　2020年の活動・雇用の推移（前期比）

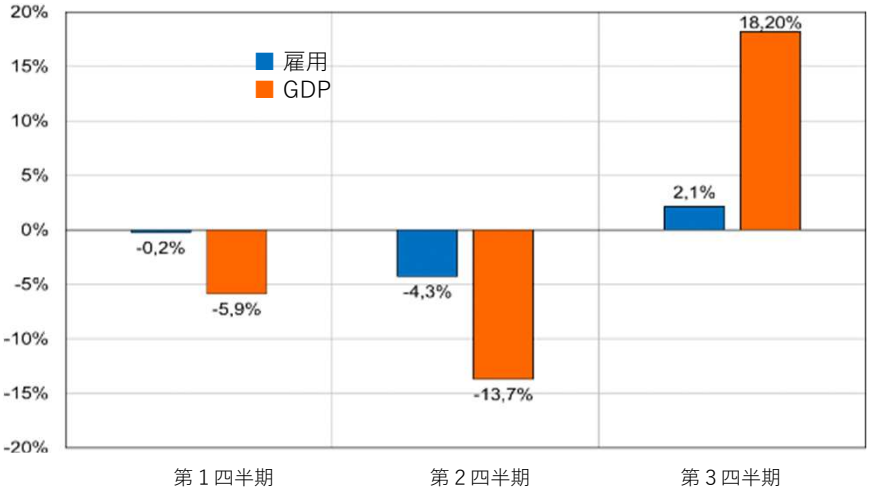

図表　雇用者の変動（報告書から2012－20を抜粋）

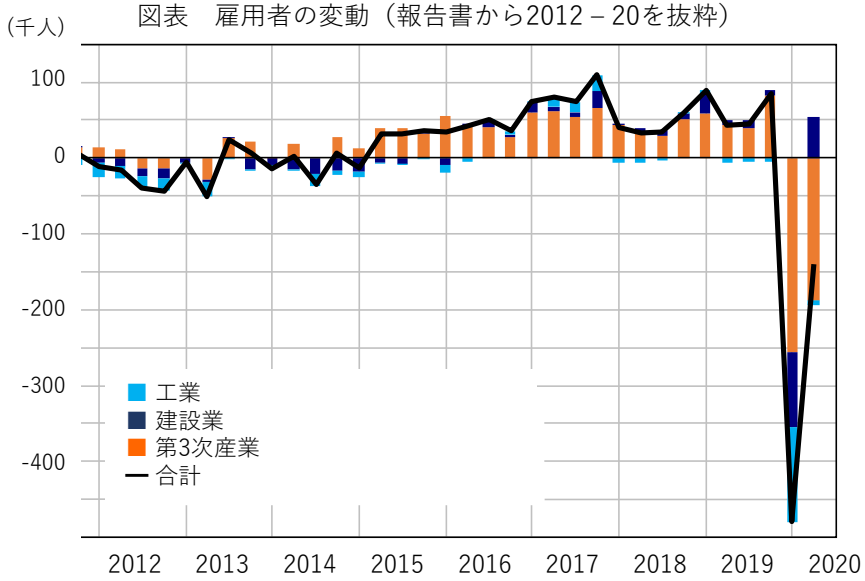

フランス 専門家委員会報告書(2020.11.27) 第2章 ― SMIC (全産業一律スライド制最低賃金)引上げと賃金 ―

要約

○ [推移をみると] SMICの購買力は継続的に上昇、SMICの上昇は賃金の基準指数(時間給)より緩やか。
○ 21年1月のSMIC改定率の試算値は0.99%の引き上げ。
○ 20年1月改定の影響率は13.0%。

主な分析

内 容	結 果	〔参考〕目安審議での参照データ
最低賃金、賃金指数の推移【2008-20】 ※右図参照	○ 2008年以降、政府裁量による改定を伴わないSMICの引上げは、SMICの購買力の継続的な上昇を保障してきた。 ○ (指標としている) 賃金の基準指数の上昇より緩やかであった。 ○ 消費者物価上昇率と購買力から計算したSMIC改定率の試算値は0.99%※1。	・賃金(月給)推移 ・実質賃金指数 ・春季賃上げ妥結状況
部門別交渉による協約賃金の推移【2002-17】	○ 賃金協約の活動数は微減。 ○ 協約賃金はSMICに安定的に合致。 ○ 協約賃金の分布は安定的に推移。	― ※2
影響率の推移【1991-20】	○ 2020年の影響率は、13.0%。	・影響率の推移

※1 SMIC改定率は、①生活水準第1五分位の世帯の消費者物価(除たばこ)の変動、及び②SHBOE(現場労働者と事務職員の基本時給)の購買力の変動の半分から計算した値に、③政府の裁量を加えて決定する。報告書作成時には、①②の計算に必要な数値が確定していなかった。
※2 「―」は参照データとして現在提示していない、またはデータがないことを表す。

図表 SMIC、時間給の推移(2008年第2四半期=100)

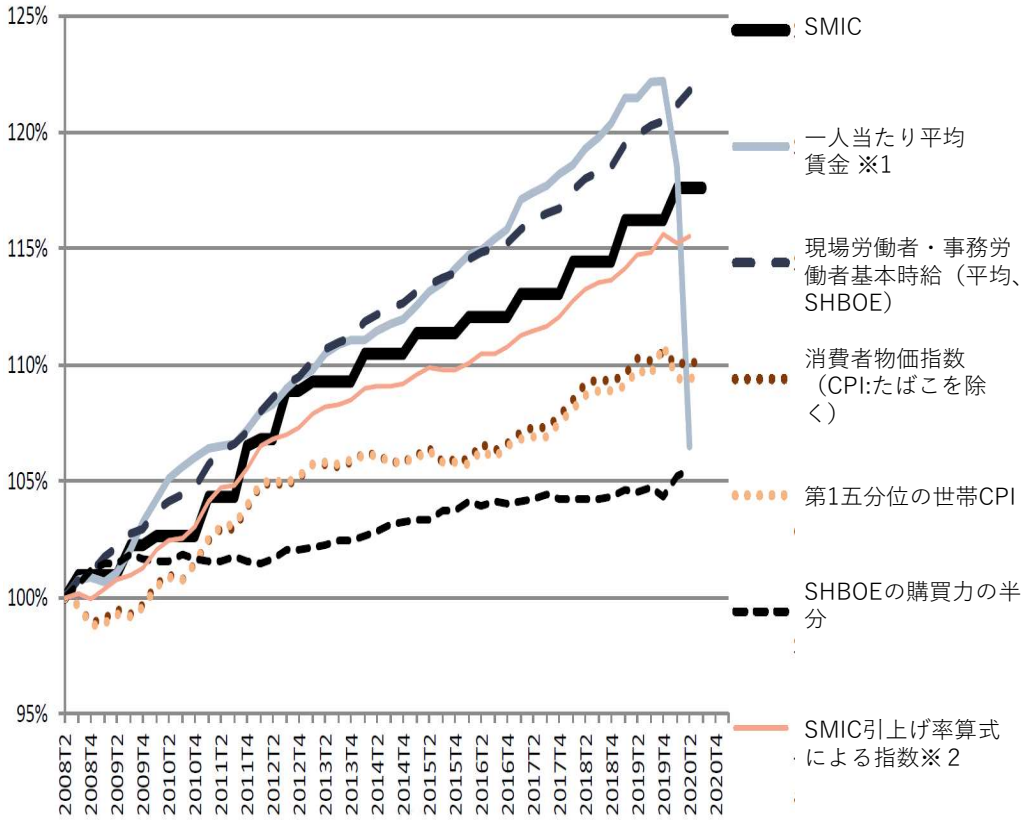

※1 一人当たり平均賃金は総賃金額(一時休業手当が含まれていないため大幅に減少)と労働者数(一時休業者を含む)に基づいて計算するため、2020年第1四半期以降、大きく減少した。
※2 この指数の動きに政府の裁量分を加えて改定率を決める。

フランス 専門家委員会報告書 2020 第3～4章 ― 労働コスト・競争力、最賃(SMIC)近傍労働者 ―

要約

○ 最低賃金労働者の純所得※1はOECDの中で最も高い。※1 社会保険料、所得税、所得支援給付金（仏では活動手当）を控除した後の所得。
○ 時間当たり労働コストは2019年まで緩やかに上昇していたが、2020年初めに急増。
○ 企業利益率は、金融危機後悪化し、2014年以降回復していたが、2020年上半期に低下。
○ ロックダウン期間中に休業した労働者の割合は最賃近傍労働者※2で高かった。
○ 2020年1月改定の影響率が最も高かったのは外食・宿泊 。※2 賃金が最低賃金(SMIC)に近い労働者。第4章ではSMICの1.05倍以下とした分析が多い。
○ 個人や地域社会へのサービス関連の職種で最賃近傍労働者の割合が高い。

主な分析

	内 容	結 果	〔参考〕目安審議での参照データ
労働コスト、利益率	労働コストの国際比較【2018】 時間当たり労働コストの推移【2011-20】	○ 賃金の中央値との比較でみると、フランスの最低賃金はOECDの中位であるが、最低賃金労働者の純所得はOECDの中では最も高い。 ○ 12～19年の時間当たり労働コストの上昇はユーロ圏全体よりも緩やかであったが、20年初めに労働コストが急増。	―
	企業利益率の推移【2000-20】	○ 金融危機発生後、非金融企業の利益率は悪化し、14年以降回復したが、金融危機以前の水準には戻らず。 ○ 20年上半期は、コロナの影響で利益率が低下。	経常利益の動向
最賃(SMIC)近傍労働者	ロックダウン週に働かなかった労働者の割合（前年同期間との比較）【2019、20】	○ ロックダウン期間中は、他の労働者に比べ、最賃近傍労働者で「一時休業※1」や休職の頻度が高かった。	休業者の動向
	産業別「一時休業」と対象者のうち最低補償金※2適用者割合、影響率【2020】※右図参照 最賃近傍労働者の多い職種【2017-19】	○ 一時休業対象者の32％が最低補償金※2を受取。 ○ 産業では宿泊、外食、民間の非市場サービスなどで最低補償金の対象者の割合が高い。 ○ 影響率が最も高いのは、宿泊・外食。 ○ 「理・美容師」「家庭・家事スタッフ」など、個人や地域社会へのサービス関連の職種で最賃近傍労働者の割合が高い。	影響率・未満率

※1 労働者は労働しない時間について、賃金の代わりに企業から補償金を受け取り、国はこの補償金を企業に支給する。コロナによる危機への対応策として導入した措置。
※2 時間給がSMICの1.13倍を下回る場合に支給される額（8.03ユーロ）。通常の補償金は時間給の70％。

図表 2020年4月に「一時休業」の対象となった労働者のうち最低補償金を受け取っている労働者の割合

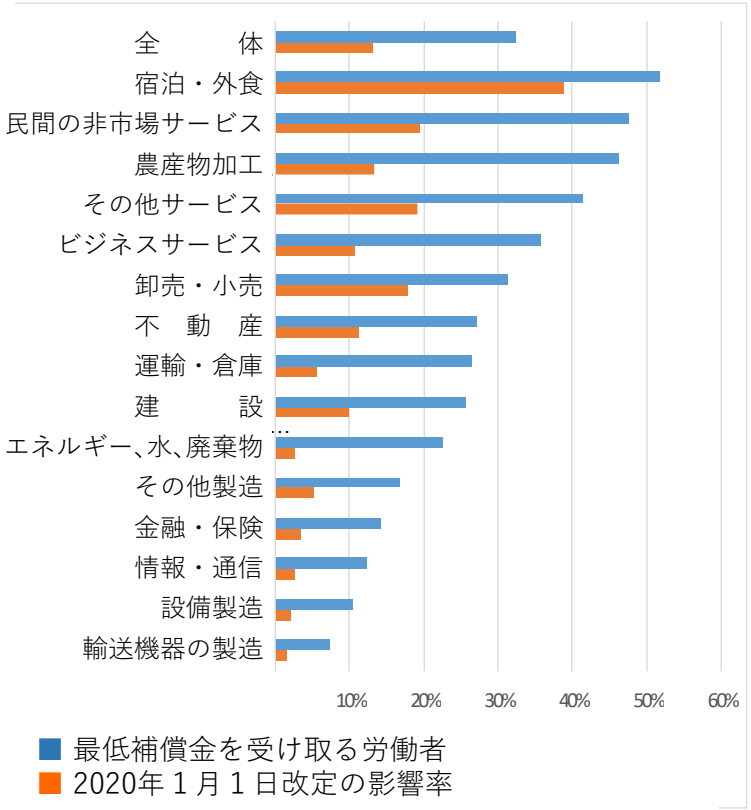

フランス 専門家委員会報告書 2020　第５～７章　－ 国際的動向、SMIC 50年、結論と勧告 －

要約

○ EU主要国及び英米のコロナ禍における最低賃金改定状況を確認。また、最近の国内外の研究結果を概観。
※ 2020年はSMIC導入50年にあたり、この間の賃金格差や影響率等の推移を概観。
○ 2021年１月１日のSMIC改定は、自動改定（物価・賃金スライド）のみを行い、政府裁量による上乗せ改定は行わない。
○ コロナによる経済への影響を踏まえれば、上乗せ改定を行う状況にはなく、行った場合には雇用に悪影響を及ぼす可能性。

主な分析

内 容	結 果	〔参考〕目安審議での参照データ
各国の最賃水準【2019】及び20年の改定状況、検討状況 諸外国の研究論文、事後的な評価等の概観	○ イギリスでは政府目標（最低賃金(NLW)を賃金中央値の66％とする）を維持。 ○ ドイツでは引上げを複数回に分けて緩やかに実施。	－
賃金格差の長期的推移【長期的推移のグラフは1976～2016年までが多い】 最賃近傍労働者の割合の長期的推移 最賃近傍労働者の職種の長期的動向	○ 最賃近傍労働者（フルタイム労働者でSMICの1.1倍以下の者）の割合は、1980年代と1990年代末に増加したものの、この期間で安定(2000年以降は10％前後で推移。)。 ○ 最賃近傍労働者の動き ・年齢の中央値は上昇しているが依然として全フルタイム労働者より低い ・事務職員の個人向けサービス労働者割合が拡大	影響率の推移

改定額の勧告

勧 告	根 拠
2021年１月１日の改定は、最低賃金（ＳＭＩＣ）の自動改定（スライド）のみを行い、政府裁量による上乗せ改定は行わない。	○ 専門家委員会の試算によれば自動改定のみによる改定で購買力の向上が可能。 ○ 今回の危機以前のフランス経済の状況は依然として脆弱であった。このような場合、自動改定メカニズムを超えてSMICが増額されると最も弱い立場にある人々の雇用に悪影響を及ぼす可能性がある。 ○ 専門家委員会がこれまでの報告書で述べたとおり、労働時間が少なすぎることが主な原因であるワーキング・プアを減らす手段としてフランスの最低賃金制度は適切でない。 ○ フランス経済はコロナによる危機で混乱しており、この混乱によって引き起こされた状況も裁量により改定幅を拡大することを求めない。 ○ 労働市場や企業の財務状況は大幅に悪化している上に、急速に回復するかどうかは不透明であり、このような状況にあっては、購買力の向上より、雇用や（短時間でない）フルタイムの雇用を優先させるべきである。そして、産業や職種ごとにソーシャル・パートナーによる団体交渉で、この雇用やフルタイム雇用を推進すべきである。

報告書の付録に、労使等の機関からの意見を掲載

最低賃金に関する先行研究・統計データ等の整理

日本の最低賃金に関する先行研究・統計データ等の整理の趣旨

【過去の最低賃金引上げの影響の検証】

○　平成29年の目安制度の在り方に関する全員協議会報告では、「最低賃金引上げの影響に係る資料を充実するなど、引き続き見直しについて検討することが必要」とされている。また、諸外国を見ると、たとえば、イギリスやドイツ等では、最低賃金の改定に当たって、過去の最低賃金引上げの影響について、統計データや実証研究等を利用して、多角的に検証するレポートを公表している。

○　最低賃金の影響を分析するに当たって、イギリスやドイツ等における最低賃金のレポートの内容も踏まえ、以下の5つのテーマを設定した。

① 最低賃金の引上げが雇用に与える影響
② 最低賃金の引上げが企業の生産性に与える影響
③ 最低賃金の地域間格差が労働者の地域間移動に与える影響
④ 最低賃金の引上げが労働者の賃金・消費に与える影響
⑤ 最低賃金の引上げが貧困解消に与える影響

※　この他、イギリスやドイツ等の最低賃金のレポートには、(1) 最低賃金の水準に関する国際比較や、(2) 最低賃金引上げの影響を受ける労働者に関する分析等が盛り込まれており、これらについても整理することとした。

【先行研究の解釈等に係る留意点】

○　日本の最低賃金は、その時々の雇用情勢や景気動向等も踏まえつつ、引上げ額を決定している。このため、たとえば、最低賃金の引上げが雇用に与える影響を考える場合、雇用情勢が最低賃金の引上げ幅の決定に影響を与えている可能性もあることから、両者を区別して最低賃金の引上げの影響のみを検証することは容易ではない。

○　このため、他の要因を制御した精緻な実証分析が必要となるが、外国を対象とした研究の場合には、当該国の最低賃金の制度や水準、決定方式、雇用や労働条件に関わる制度や慣行、他の政策動向等に依存した結果となっている可能性があり、日本でも同様の結果となるとは一概に言えない点に留意が必要である。

○　したがって、以下では、テーマごとに日本の最低賃金に関する先行研究と統計データを中心に整理することとした。

最低賃金の引上げが雇用に与える影響

○ ILO Minimum Wage Policy GuideやOECD Employment Outlook 2015によると、
・最低賃金引上げの雇用への影響については、論争又は長年の意見の不一致があるとされており、また、
・最低賃金の適度な引上げが、雇用全体に対して有意な負の影響を及ぼす可能性は低いと考えられる一方、脆弱なグループの労働者の雇用に対して負の影響を及ぼす可能性は否定できない
とされている。

○ 他方、OECDによると、買い手独占の状況であっても最低賃金を高く設定すると雇用に悪影響が及ぶことから、上記の見解も、最低賃金が妥当な水準に設定されていることが条件であり、その水準は、各国における最低賃金の適用範囲や法令遵守状況、経済・労働市場の状況、他の政策との相互作用に依存するとされている。

○ 日本の実証研究では、最低賃金の引上げが雇用にもたらす影響は、評価が分かれており、
・雇用への有意な負の影響が見られないとする研究(Higuchi, 2013; 務川・川畑・上野, 2020)もある一方、
・各研究によって影響があるとするグループは異なるが、女性や高卒の若年男性等の一部のグループに対して有意な負の影響が見られるとする研究(Kambayashi et al., 2013; 明坂他, 2017; Kawaguchi and Mori 2021)
もある。
・また、最低賃金の引上げは、労働市場が競争的であるほど、雇用に負の影響を及ぼすとされる研究もある(Okudaira et al., 2019; Izumi et al., 2020)。

○ なお、これまでの最低賃金の引上げ率と完全失業率・有効求人倍率の推移を見ると、最低賃金が引上げ率が相対的に高い時期には、完全失業率は低く、有効求人倍率は高い傾向がある。少なくとも統計データからは、最低賃金の引上げがマクロの雇用指標である失業率や有効求人倍率に負の影響を及ぼしていることは必ずしも確認できないが、雇用環境の良い時期に最低賃金が引き上げられてきた傾向があることに留意が必要である。

最低賃金の引上げが企業の生産性に与える影響

○ 最低賃金の引上げによって、①企業が生産性を上げる努力をすること、②生産性の低い企業が退出することにより、全体としての生産性が向上するといった主張がある。一方、最低賃金の引上げによる人件費の増加に対応し、企業は設備投資を抑制することも考えられ、生産性に対して負の影響をもたらすことも考えられる。

○ 日本の実証研究では、最低賃金の引上げが生産性に与える影響に関する研究は多くなく、また、以下のとおり、その評価も分かれている。

① 生産性を高めるという関係は観察されない（森川2019）
② 運輸業・郵便業、卸売業・小売業において労働生産性が低下する（神田・小林・田村, 2019）
③ 建設業、製造業、運輸・郵便業、不動産業・物品賃貸業において労働生産性を高める（務川・川畑・上野, 2020）

○ なお、企業規模別に、①各都道府県の１人当たり労働生産性と、②地域別最低賃金額の間の相関を見ると、相関係数は以下のとおり。全企業の労働生産性と地域別最低賃金額との間には一定の相関があるが、中小・小規模企業の労働生産性の方が地域別最低賃金との間により強い相関が見られる。地域別最低賃金額は、特に中小・小規模企業の労働生産性が考慮されて決定されているものと考えられる。

	相関係数
全企業の労働生産性と地域別最低賃金額	0.76
中小企業の労働生産性と地域別最低賃金額	0.78
小規模企業の労働生産性と地域別最低賃金額	0.82

（※）上表の労働生産性はいずれも経済センサスから算出。県民経済計算から算出した全企業の労働生産性と地域別最低賃金額の相関係数は0.66。

最低賃金の地域間格差と労働者の地域間移動に与える影響

【最低賃金の地域間格差について】

○　日本では、地域別最低賃金は、地域における①労働者の生計費、②賃金、③企業の賃金支払能力を勘案して都道府県別に決定されており、最低賃金の地域間格差については、令和2年度の最高額（東京都）と最低額（7県）の金額差は221円、最高額に対する最低額の割合は78.2%となっている。

○　最低賃金の地域間格差については、物価の地域差を考慮して最低賃金を比較する研究がある（森川2013）。

・　物価の地域差を考慮した最低賃金の水準（地域別最低賃金額／消費者物価地域差指数）で見ると、最高値に対する最低値の割合は81.1%となり、地域間格差は、名目額で見た場合よりも小さくなるものの、なお存在することとなる。

・　賃金の地域差を考慮した最低賃金の水準（地域別最低賃金額／各都道府県の賃金中央値）で見ると、
①「地域別最低賃金額／各都道府県の労働者全体の賃金中央値」の場合、東京都は最も低くなり、
②「地域別最低賃金額／各都道府県の短時間労働者の賃金中央値」の場合、東京都は中位程度となる。

【最低賃金の地域間格差が労働者の地域間移動に与える影響について】

○　日本では最低賃金の地域間格差が労働者の地域間移動に与える影響を直接検証した実証研究は見られない。

※　なお、米国では、最低賃金を上昇させた地域では、雇用が得られる可能性が低くなるため、移民の流入が少なくなる、又は周辺地域に低スキル労働者が移動するといった研究もある（Cadena 2014; Martin and Termos 2015; Monras 2019）。

○　なお、①地方出身者の東京圏への移動理由には、仕事だけでなく、進学や家族に関連した移動もあること、②最低賃金の影響を主に受ける労働者（非正規・中高卒等）や最賃近傍雇用者は、それ以外の労働者と比較して、就職や転職等を理由とした地域間移動は少ないことに留意が必要であり、東京一極集中の是正を考える上では、最低賃金以外の要素も含めて検討していくことが必要。

最低賃金の引上げが労働者の賃金・消費に与える影響

【最低賃金の引上げが労働者の賃金に与える影響】

○　日本の実証研究では、最低賃金の引上げは、賃金分布のどの範囲にまで影響するかは各研究によって異なるものの、少なくとも低賃金労働者の賃金を上昇させる効果があることが確認されている（安部・田中, 2007; Kambayashi et al., 2013; Aoyagi et al.,2016; 神林, 2017）。

○　中央最低賃金審議会目安に関する小委員会では、毎年度、最低賃金額に近い労働者の構成比を見るため、都道府県別の賃金分布と最低賃金額を示している。全国計で見る場合には、各都道府県で最低賃金額が異なることから、時間当たり賃金と最低賃金額との差額を横軸とした賃金分布とする必要がある。この分布を2009年と2019年で比較すると、一般・パートともに、この10年間で最低賃金額に近い賃金水準の労働者の構成比が増加していることが確認できる。

○　なお、高卒者の初任給額の推移をみると、最低賃金の引上げとともに、近年は上昇傾向にあり、都道府県別に高卒者初任給額と最低賃金額の関係をみると、一定の相関がある。

【最低賃金の引上げが消費に与える影響】

○　日本の実証研究では、最低賃金の引上げによる消費への影響を直接検証した研究は見当たらないが、一般に低所得者ほど限界消費性向が高いため、引上げの影響を受ける労働者については消費の拡大につながりうると考えられる。

最低賃金の引上げが貧困解消に与える影響

○　平成19年の最低賃金法改正により、地域別最低賃金の決定に当たっては、生活保護施策との整合性を考慮することとされた。平成20年度中央最低賃金審議会で整理された比較方法に基づき、最低賃金と生活保護との乖離の計画的な解消に取り組んだ結果、平成26年以降、すべての都道府県において最低賃金は生活保護の水準を上回ることとなった。また、最低賃金の引上げ率は、多くの年で消費者物価の増減率を上回る水準で推移している。

○　日本において、最低賃金の引上げが貧困解消に与える影響に関する研究（※）は必ずしも多くないが、多くは主に最賃近傍雇用者の属性や所得等を世帯単位で分析するものとなっている（たとえばKawaguchi and Mori, 2009; 大竹, 2013）。

（※）　たとえば、最賃近傍雇用者の多くが貧困世帯に属していれば、最低賃金の引上げが貧困解消に与える影響は大きく、そうでなければ貧困解消に与える影響は小さいと考えられる。なお、上記研究の中では、明確な「貧困」又は「貧困世帯」の定義は必ずしもなされていない。

○　仮に、「最賃近傍雇用者」を「時間当たり賃金が地域別最低賃金の1.1倍未満の労働者」と定義した場合、最賃近傍雇用者の属性や世帯所得等は以下のとおり。

【就業構造基本調査の特別集計結果】

・属性別内訳を見ると、平成29年の調査では、60歳未満の配偶者ありの女性は33.6%・男性は4.5%、60歳未満の配偶者なしの女性は17.3%・男性は14.1%、65歳以上が14.5%、通学のかたわら仕事が5.3%、母子家庭の母は1.4%となっている。

・世帯所得を見ると、半数近くは世帯所得500万円以上の世帯に属している一方、3割近くは世帯所得300万円未満となっており、時系列では、平成24年までは世帯所得300万円未満の割合が増加傾向であった一方、平成29年は反転している。

・就業調整の有無をみると、2割強が就業調整を行っている。

【国民生活基礎調査の特別集計結果】

・最賃近傍雇用者のうち家計内の最多所得者である者の割合は33.5%で、家計内の最多所得者が最賃近傍雇用者である世帯はそれ以外の世帯に比較して貯蓄額が低くなっており、年齢が上がるとその差が大きくなる傾向。

○　最賃近傍雇用者には、世帯所得の高い世帯に属し、就業調整を行う者もいる一方、家計内の最多所得者として世帯所得の低い世帯に属し、世帯の貯蓄額が相対的に低い者もいることが示唆される。

最低賃金の先行研究に関する参考文献

- 明坂弥香、伊藤由樹子、大竹文雄(2017)「最低賃金の変化が就業と貧困に与える影響」, Osaka University ISER Discussion Paper. No.999
- 安部由起子、田中藍子 (2007)「正規-パート賃金格差と地域別最低賃金の役割―1990年～ 2001年」日本労働研究雑誌 49(11), pp77-92
- 大竹文雄(2013)「最低賃金と貧困対策」RIETI Policy Discussion Paper Series 13- J-014.
- 神田慶司、小林若葉、田村統久(2019)「最低賃金引き上げで経済は活性化するのか　最低賃金は国際的に見て低くなく、経済政策としての有効性は不明確」大和総研リサーチレポート.
- 神林龍(2017)「存在感を増す「第三者」」『正規の世界・非正規の世界ー現代日本労働経済学の基本問題』慶應義塾大学出版会,第9章,pp353-403
- 務川慧、川畑良樹、上野有子(2020)「最低賃金引上げの中小企業の従業員数・付加価値額・労働生産性への影響に関する分析」内閣府経済社会総合研究所, ESRI Research Note No.54.
- 森川正之 (2013)「最低賃金と地域間格差:実質賃金と企業収益の分析」, 大竹文雄・川口大司・鶴光太郎編『最低賃金改革』,第4章,日本評論社, pp. 91-111.
- 森川正之 (2019)「最低賃金と生産性」RIETI Policy Discussion Paper Series 19- P-012.
- Aoyagi, Chie, Giovanni Ganelli, and Nour Tawk (2016)"Minimum Wage as a Wage Policy Tool in Japan," IMF Working Papers, No.16 (232).
- Cadena, Brian C. (2014) "Recent Immigrants as Labor Market Arbitrageurs: Evidence from the Minimum Wage," Journal of Urban Economics, Vol. 80, March, pp1-12.
- Higuchi, Yoshio (2013)"The dynamics of poverty and the promotion of transition from non-regular to regular employment in Japan: Economic effects of minimum wage revision and job training support," Japanese Economic Review, 64 (2), pp147-200.
- Izumi, Atsuko Kodama, Naomi and Kwon, Hyeog Ug (2020) "Labor Market Concentration on Wage, Employment, and Exit of Plants: Empirical Evidence with Minimum Wage Hike" CPRC Discussion Paper Series CPDP-77-E.
- Kambayashi, Ryo Kawaguchi, Daiji and Yamada, Ken (2013) "Minimum wage in a deflationary economy: The Japanese experience, 1994-2003". Labour Economics, 24, pp264-276.
- Kawaguchi, Daiji and Mori, Yuko (2009) "Is minimum wage an effective anti-poverty policy in Japan?" Pacific Economic Review, 14(4), pp532-554.
- Kawaguchi, Daiji and Mori, Yuko (2021) "Estimating the Effects of the Minimum Wage Using the Introduction of Indexation," Journal of Economic Behavior and Organization, Vol. 184, pp388-408.
- Martin, D. and A. Termos (2015) "Does a High Minimum Wage Spur Low-Skilled Emigration?" Economics Letters, Vol. 137, December, pp200-202.
- Monras, Joan (2019) "Minimum Wages and Spatial Equilibrium: Theory and Evidence," Journal of Labor Economics, Vol. 37, No. 3, pp853-904.
- Okudaira, Hiroko Takizawa, Miho and Yamanouchi, Kenta (2019) "Minimum Wage Effects Across Heterogeneous Markets" Labor Economics, 59, pp110-122.

参考資料

○ 最低賃金と雇用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
○ 最低賃金と労働生産性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
○ 最低賃金と地域間格差・地域間移動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
○ 最低賃金と賃金・消費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
○ 最低賃金と貧困 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
○ 最低賃金の水準に関する諸外国との比較 ・・・・・・・・・・・・・・ 52
○ 最低賃金の属性別の影響率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

最低賃金と雇用

最低賃金引上げの雇用への影響に関するILOの記述（ILO Minimum Wage Policy Guide）

○ ILOの最低賃金に関する政策ガイドによると、最低賃金の雇用への影響については論争があり、高所得国では、雇用への影響は小さすぎて雇用・失業統計の集計で観察できないとされる研究も頻繁にある一方、スキルの低い労働者の雇用機会を減らすといった研究もあるとされている。

第7章：最低賃金の影響の監視

7.4雇用への影響

・雇用への影響は論争がある（controversial）

最低賃金の雇用への影響を監視することは不可欠である。雇用への影響は長い間最低賃金研究の中心であり、最低賃金が雇用、従業員数、労働時間に影響を与えるかどうか、そしてどのように影響するかについて多くの議論がある。ベルマンとウォルフソンが強調しているように、「最低賃金への支持は、最低賃金が労働市場で最も脆弱な人々の生活を改善することを前提としている。最低賃金がそのような人々の多くの失業につながる場合、その相対的な利益とコストに関して深刻な疑念が発生する。」

様々な経済理論が異なる予測を導き出していて、雇用への影響に関する議論もしばしば物議を醸している（controversial）。ある理論によれば、最低賃金は労働費用を低賃金労働者の限界生産性を上回るまで増加させ、それによって彼らは市場から退出させられる。他の理論では、最低賃金のコストは、高給労働者の賃金上昇率の低下、利益率の低下、生産性の向上、従業員の離職率の低下の組み合わせによって吸収できると考えられている。ケインズ派のマクロ経済学は、最低賃金が国内消費と総需要の増加につながる場合、雇用が増加する可能性があることを示唆している。

・経験的証拠

経験的調査結果は国や時間によって異なり、使用するデータの種類や方法にもある程度依存する。

高所得国では、約70の研究の包括的なレビューによると、推定値は大きなマイナスの雇用効果から小さなプラスの効果までの範囲であることが示されている。しかし、最も頻繁な発見は、雇用への影響がゼロに近い、または小さすぎて雇用・失業統計の集計で観察できないことである。似た結論は、米国や英国、先進国のメタ研究（研究の定量的な研究）において、一般的に明らかになっている。他のレビューでは、雇用への影響は無害ではなく、最低賃金はスキルの低い労働者の雇用機会を減らすと結論付けている。

発展途上国での研究は少ないが、同様にさまざまな発見がある。（略）

（資料出所）ILO Minimum Wage Policy Guideより厚生労働省労働基準局にて仮訳を作成

最低賃金引上げの雇用への影響に関するOECDの記述①（Employment Outlook 2015）

○ OECDの報告書では、最低賃金の適度な引上げが、雇用全体に対して有意な負の影響をもたらす可能性は低いが、より脆弱なグループには悪影響を及ぼしうるとされている。一方、この結論も、最低賃金が妥当な水準に設定されていることが条件であり、その水準も、各国の最低賃金の適用範囲、法令遵守、マクロ経済や労働市場の状況、他の政策との相互作用に依存するとされている。

最低賃金と雇用

最低賃金が雇用に与える影響について、エコノミストの間で長年の意見の不一致が存在する。1990年代半ば以前は、ほとんどのエコノミストは、最低賃金は人為的に賃金の天井（wage floor）を導入するため、失業につながると信じていた。

しかし、ニュージャージー州（米国）で最低賃金の引き上げによる雇用への悪影響が見られなかったCard and Krueger（1994）の研究以来、最低賃金の引上げによる雇用への悪影響に疑問を呈するエコノミストが増えている。

最低賃金の雇用への影響を評価するとき、潜在的な雇用への影響は、最低賃金の水準と予想される増加（すなわち、現在と今後の最低賃金にどのように拘束されるか）に大きく依存する可能性があり、その影響が必ずしも現在の労働者を解雇する形で現れるとは限らず、雇入れや雇用の成長の鈍化という形をとることもある（Gunderson、2007）ことを強調することがまず重要である。

最低賃金の引上げが雇用に与える影響がない（またはプラスの）ことを発見する理論的な説明はある。たとえば、賃金の設定にある程度の独占力を持っている場合や、最低賃金の引上げのコストが事業主が日常的に直面している他のコストの引上げと比較して控えめな場合である。しかし、この問題は、最終的には実証的な（Emprical）問題である。

実証的な議論は、この問題の解決にはほど遠い状態にある。米国での最近の貢献である、Dube et al（2010）、Allegretto et al（2011）、Allegretto et al（2013）や、もう一方のNeumark et al（2014）は、この事実を証明している。多くの研究が、メタアナリシス技術を使用して調査結果を要約しようと試みた。表1.3に要約されている調査結果は、全体として、最低賃金の引上げが雇用に与える影響は小さい傾向である一方、より脆弱なグループ（若者など）への影響はやや大きい可能性があることを示している。

これに基づけば、最低賃金の適度な引上げが、雇用全体に対して有意な負の影響をもたらす可能性は低いが、より脆弱なグループにいくらか悪影響を及ぼしうる。ただし、この結論は、モノプソニーモデルであっても、最低賃金を高く設定すると雇用に悪影響が及ぶため、そもそも最低賃金が妥当な水準に設定されていることを条件としている。

あまり明確ではないのは、この転換点が各国のどこにあるのかということである。OECD全体で平均して最低賃金は賃金中央値の約50%に設定されているが、最低賃金の「合理的な」レベルを定義するものは必然的に国固有であり、最低賃金法の適用範囲、法令遵守、マクロ経済および労働市場の状況だけでなく、最低賃金と他の政策との相互作用に依存する。

（資料出所）OECD Employment Outlook 2015より厚生労働省労働基準局にて仮訳を作成

最低賃金引上げの雇用への影響に関するOECDの記述②（Employment Outlook 2015）

○ OECDの報告書では、最低賃金の引上げが雇用全体に認識できる影響を必ずしも与えない場合、その理由の1つは、最低賃金の引上げへの対応として、使用者は、雇用調整だけでなく、諸経費の削減や、労働時間短縮、より低い利益の受入れ、価格転嫁、生産性の向上等の対応を行うことができるためであるとされている。

（続き）

最低賃金の引上げが必ずしも雇用全体に認識できる影響を与えない理由の1つは、雇用の調整だけが雇用主にとっての唯一の調整弁ではないことである。

実際、最低賃金の引上げに応じて、雇用主は、雇用を削減するのではなく、訓練やその他の諸経費および非賃金給付を削減することができる。代わりに、労働時間を短縮したり、より不安定な（そしてより安価な）契約で労働者を雇うこともできる。最後に、雇用主は、より低い利益を受け入れるか、価格を上げるか、効率/生産性を高めるための措置を講じることができる。

場合によっては、雇用主は、人員削減が労働力の士気と事業運営に及ぼす可能性のある潜在的な悪影響を回避したい場合、そのような調整弁が望ましいと考えるかもしれない。しかし、雇用の変化と比較して、代替の調整弁はあまり研究されておらず、エビデンスはしばしば決定的ではない。

たとえば、労働時間については、Neumark and Wascher（2008）によるエビデンスのレビューでは、雇用主が最低賃金の引上げに応じて平均時間をどのように調整するかという問題はまだ解決されておらず、訓練に関しても同様の結論に達している。最低賃金と利益の関係についてのエビデンスはさらに少ない。 Draca et al（2011）では、1999年に英国で最低賃金が導入されたことにより、特に市場支配力が比較的高い（したがってマージンが高い）業界では、企業の収益性が大幅に低下することがわかった。最低賃金の引上げに起因する生産性の向上の最近の証拠は、英国（Riley and Bondibene, 2015）と米国（Hirsch et al, 2015）に存在する。

最低賃金の引上げが雇用に与える影響は、測定期間や最低賃金の引上げのタイミング自体にも依存する。ほとんどの研究は、最低賃金の引上げが雇用に与える同時（または短期）の影響に焦点を当てているが、長期的な影響は、労働者のヒストリーに関する縦断的データを使用して分析できる。そのような研究からのエビデンスは、雇用の変化の方向が曖昧であることを発見している（Boeri et al, 2015）。また、最低賃金の引上げのタイミングも重要かもしれない。おそらく当然のことながら、最低賃金の引上げによる雇用への悪影響は、不況時に強くなる傾向がある（Boeri et al, 2015）。 タイミングの重要性は、定期的な最低賃金の調整や、プロセスに独立した専門家委員会の関与、および最低賃金の引上げが政治サイクルに強く関連している状況の回避に対してさらなる議論を提供する。（略）

（資料出所）OECD Employment Outlook 2015より厚生労働省労働基準局にて仮訳を作成。

完全失業率と最低賃金の引上げ率の推移

○　これまでの最低賃金の引上げ率は、生活保護との乖離解消分を除き、結果として、完全失業率の水準の変動と逆方向に変動してきた傾向が見られる（完全失業率の低い年ほど最低賃金を大きく引き上げている傾向が見られる）。

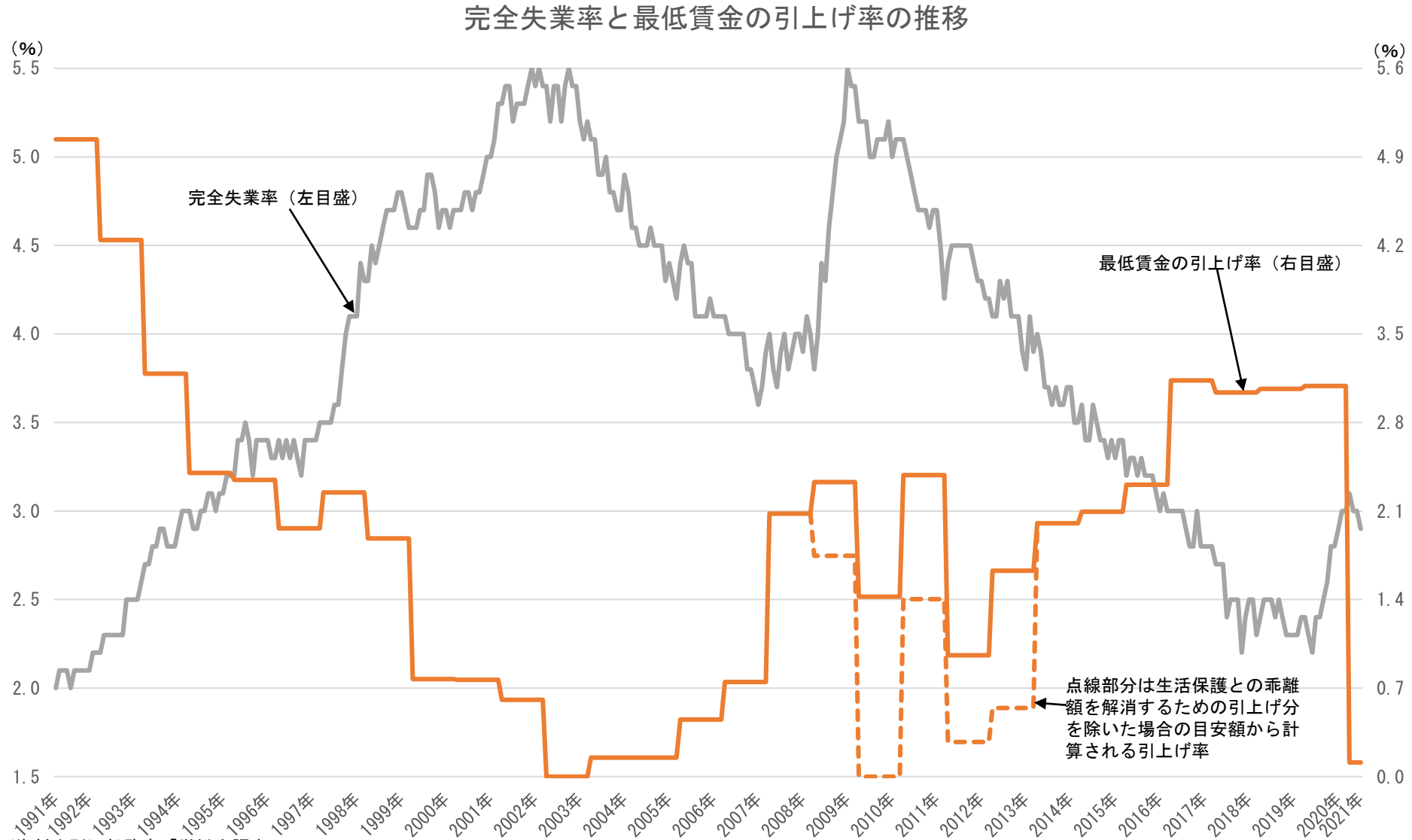

（資料出所）総務省「労働力調査」
（注）１．完全失業率は月次の季節調整値。
　　２．最低賃金額は、地域別最低賃金額の全国加重平均であり、各年10月より改定後の最低賃金額が適用されたものとしている。

有効求人倍率と最低賃金引上げ率の推移

○　これまでの最低賃金の引上げ率は、生活保護との乖離解消分を除き、結果として、有効求人倍率の水準の変動と同方向に変動してきた傾向が見られる（有効求人倍率の高い年ほど最低賃金を大きく引き上げている傾向が見られる）。

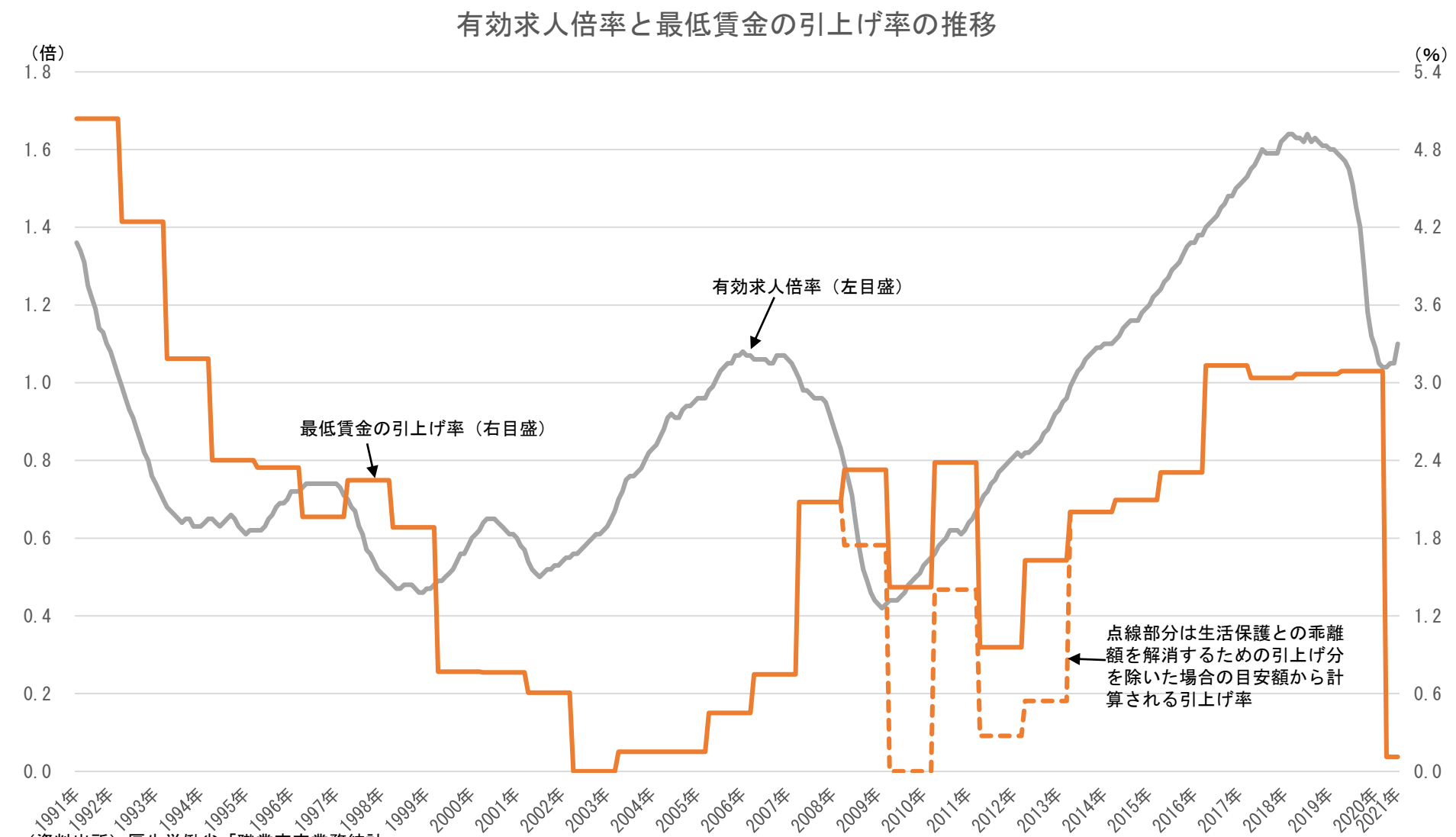

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）１．有効求人倍率は月次の季節調整値。
　　２．最低賃金額は、地域別最低賃金額の全国加重平均であり、各年10月より改定後の最低賃金額が適用されたものとしている。

都道府県別完全失業率と最低賃金額

○ 都道府県別に完全失業率と最低賃金額をみると、ほとんど相関はみられない（相関係数0.10）。

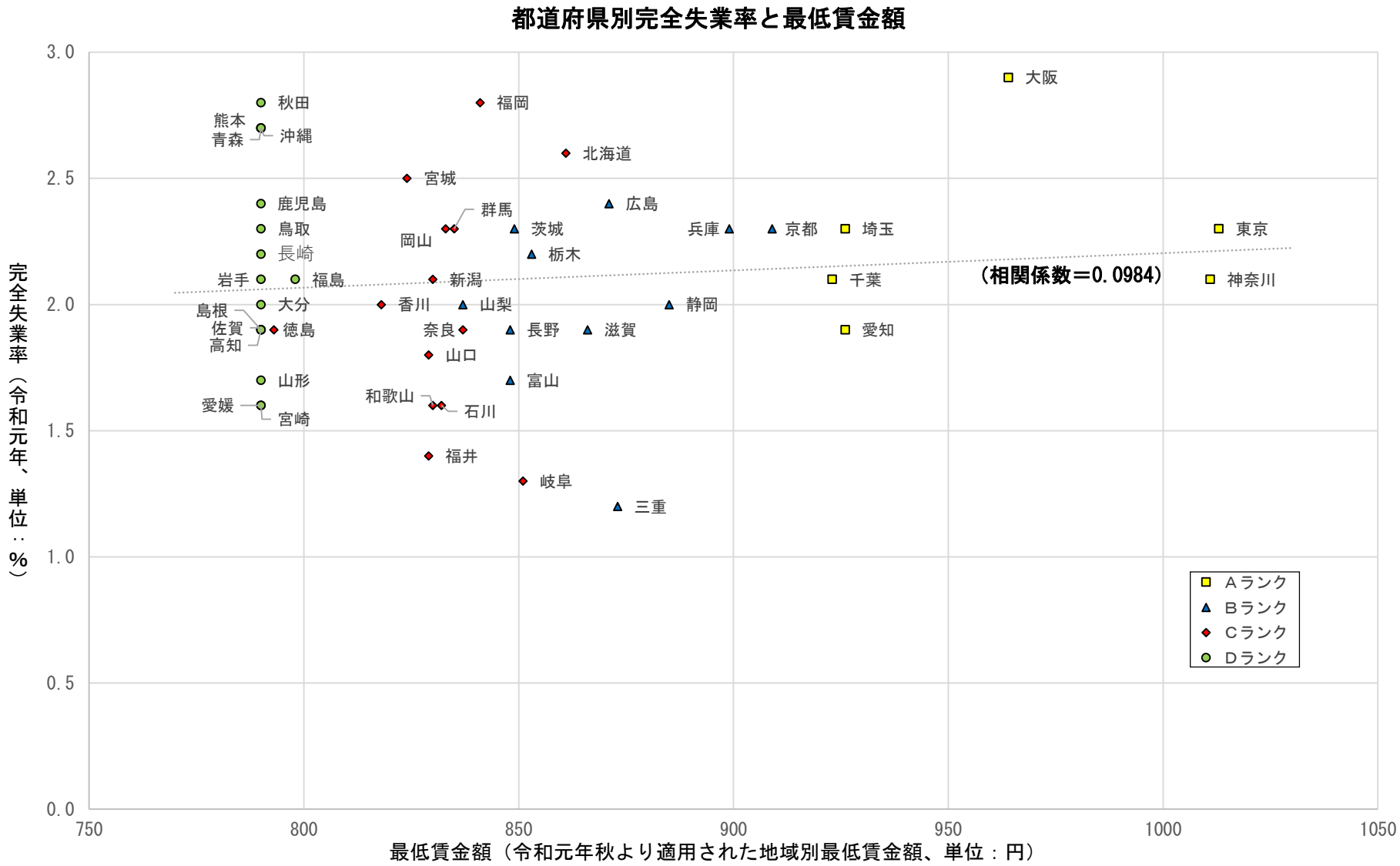

（資料出所）総務省「労働力調査」
（注）１．都道府県別完全失業率はモデル推計値。
　　２．ランクは令和元年度時点のもの。

都道府県別有効求人倍率と最低賃金額

○ 都道府県別に有効求人倍率と最低賃金額をみると、ほとんど相関はみられない（相関係数-0.07）。

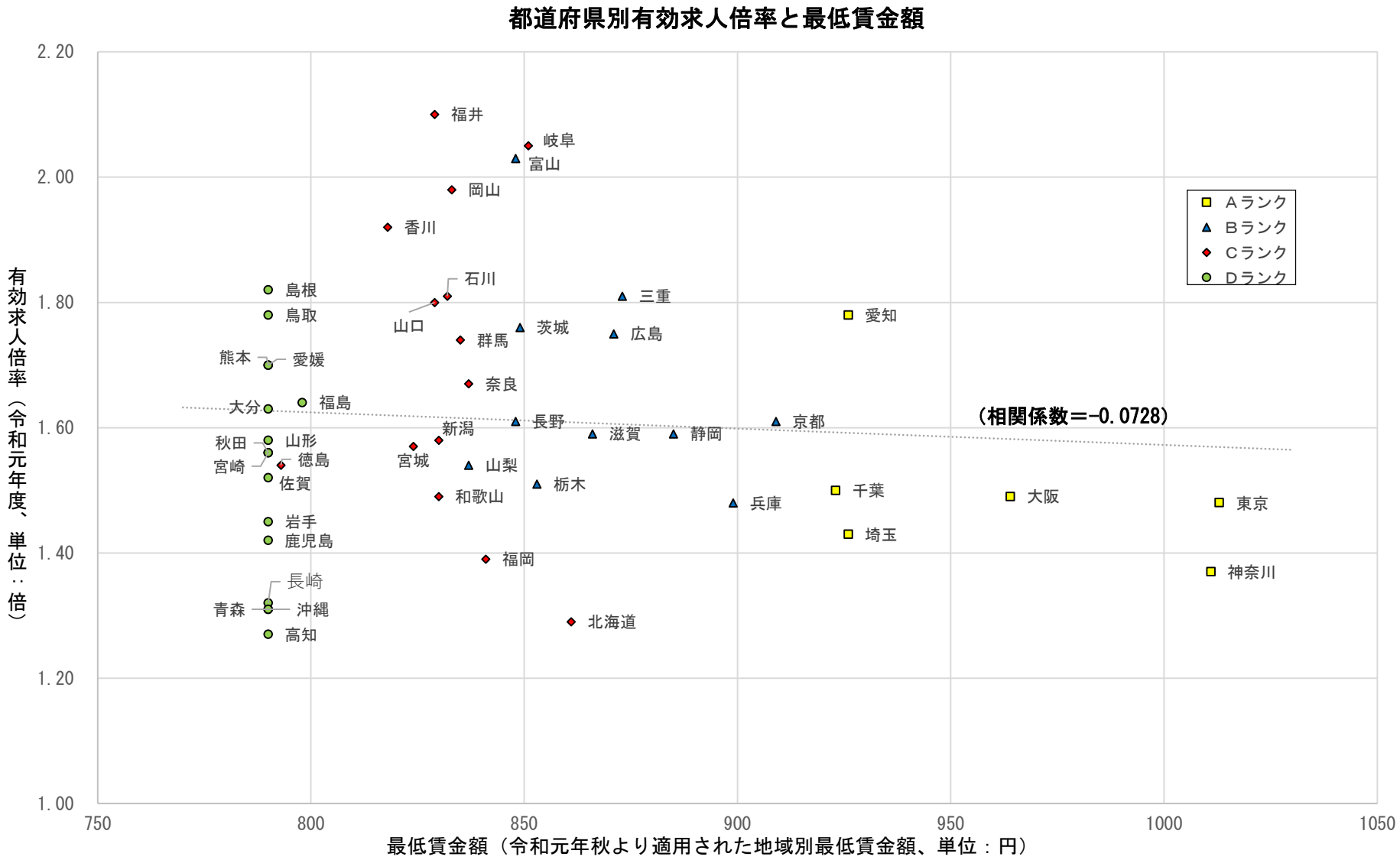

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）１．都道府県別有効求人倍率は、就業地別のもの。
　　２．ランクは令和元年度時点のもの。

最低賃金と労働生産性

１時間当たり労働生産性（SNAベース）と最低賃金額の推移

○　1990年代は労働生産性と最低賃金額がともに上昇していたが、2010年代は最低賃金が上昇したのに比して労働生産性はあまり上昇していない。

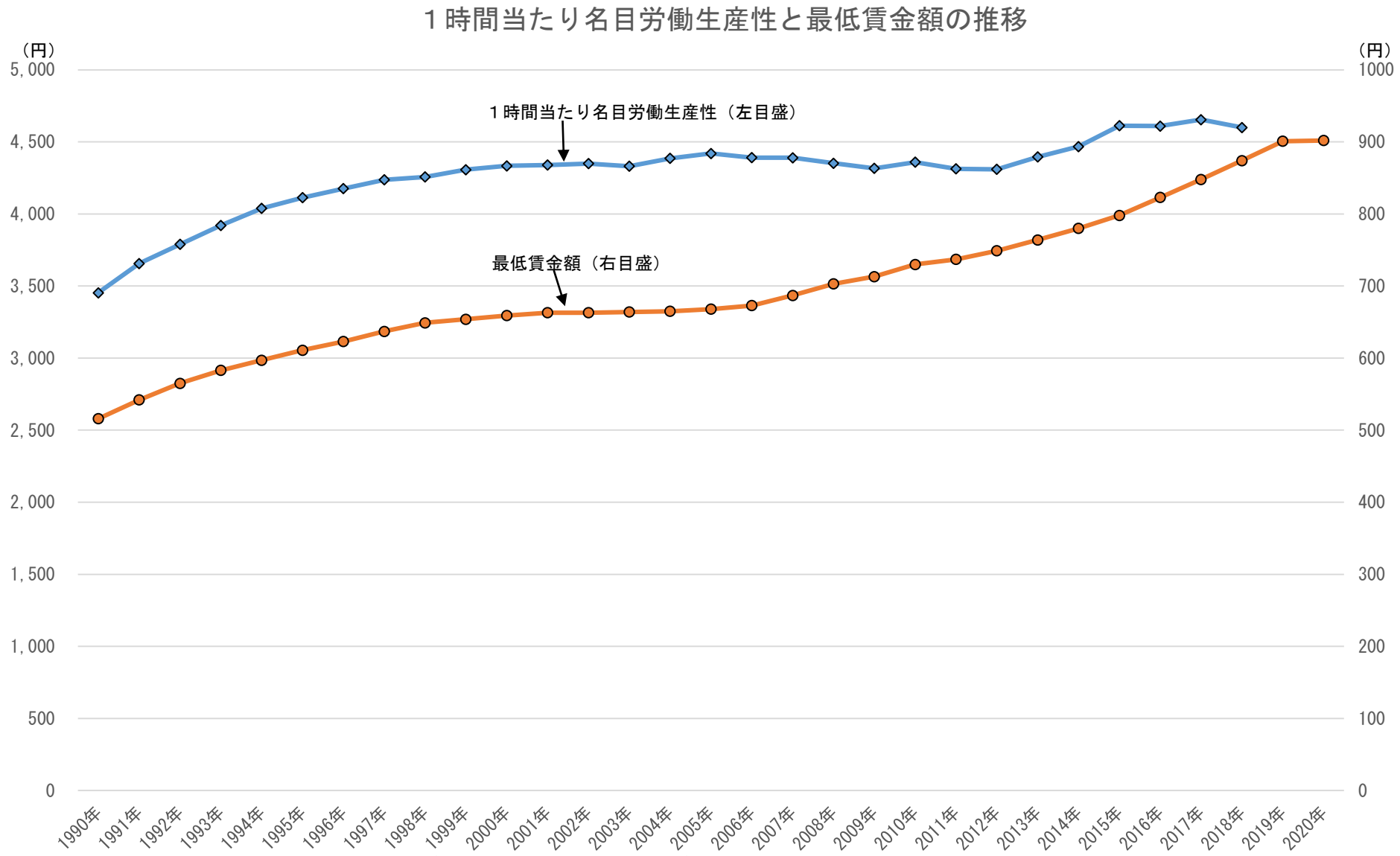

（資料出所）公益財団法人日本生産性本部「生産性データベース」（2020年10月にデータ取得）
（注）最低賃金額は、各年の秋から適用された最低賃金額の全国加重平均。

主な産業の１時間当たり労働生産性（SNAベース）と最低賃金額の推移

○　製造業では長期的には労働生産性の上昇がみられるが、サービス産業では2000年代に入って以降横ばい圏内で推移している。

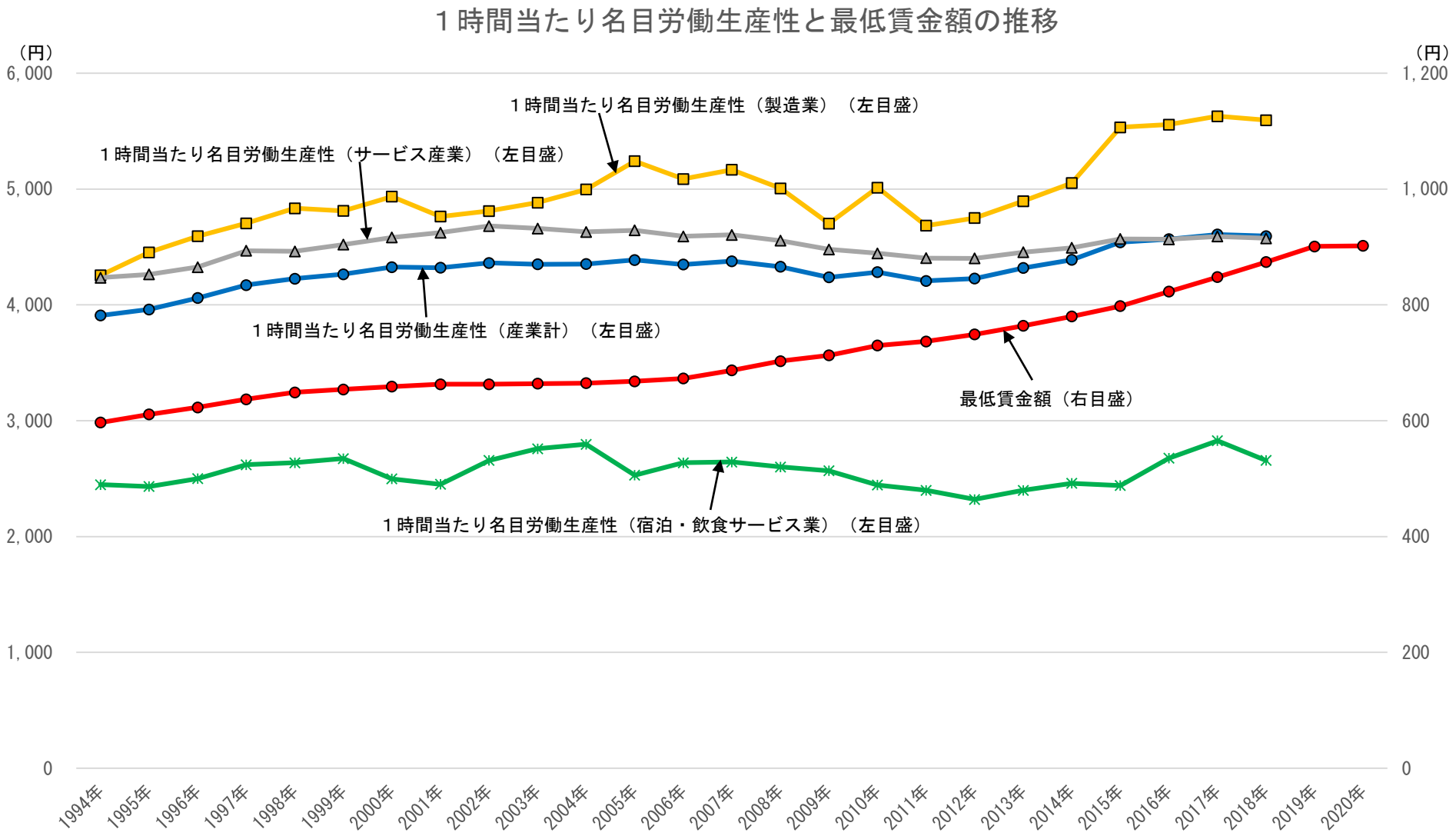

（資料出所）公益財団法人日本生産性本部「生産性データベース」（2020年10月にデータ取得）
（注）１．最低賃金額は、各年の秋から適用された最低賃金額の全国加重平均。
２．サービス産業は、電気・ガス･水道、卸売・小売業、運輸･郵便業、宿泊･飲食サービス業、情報通信業、金融･保険業、専門･業務支援サービス業、教育、保健衛生･社会事業、その他のサービス業により構成

企業規模別１人当たり労働生産性（法人企業統計ベース）と最低賃金額の推移

○　2010年代には、最低賃金の上昇とともに大企業の労働生産性は上昇傾向にあるが、中小企業の労働生産性は横ばい圏内で推移している。

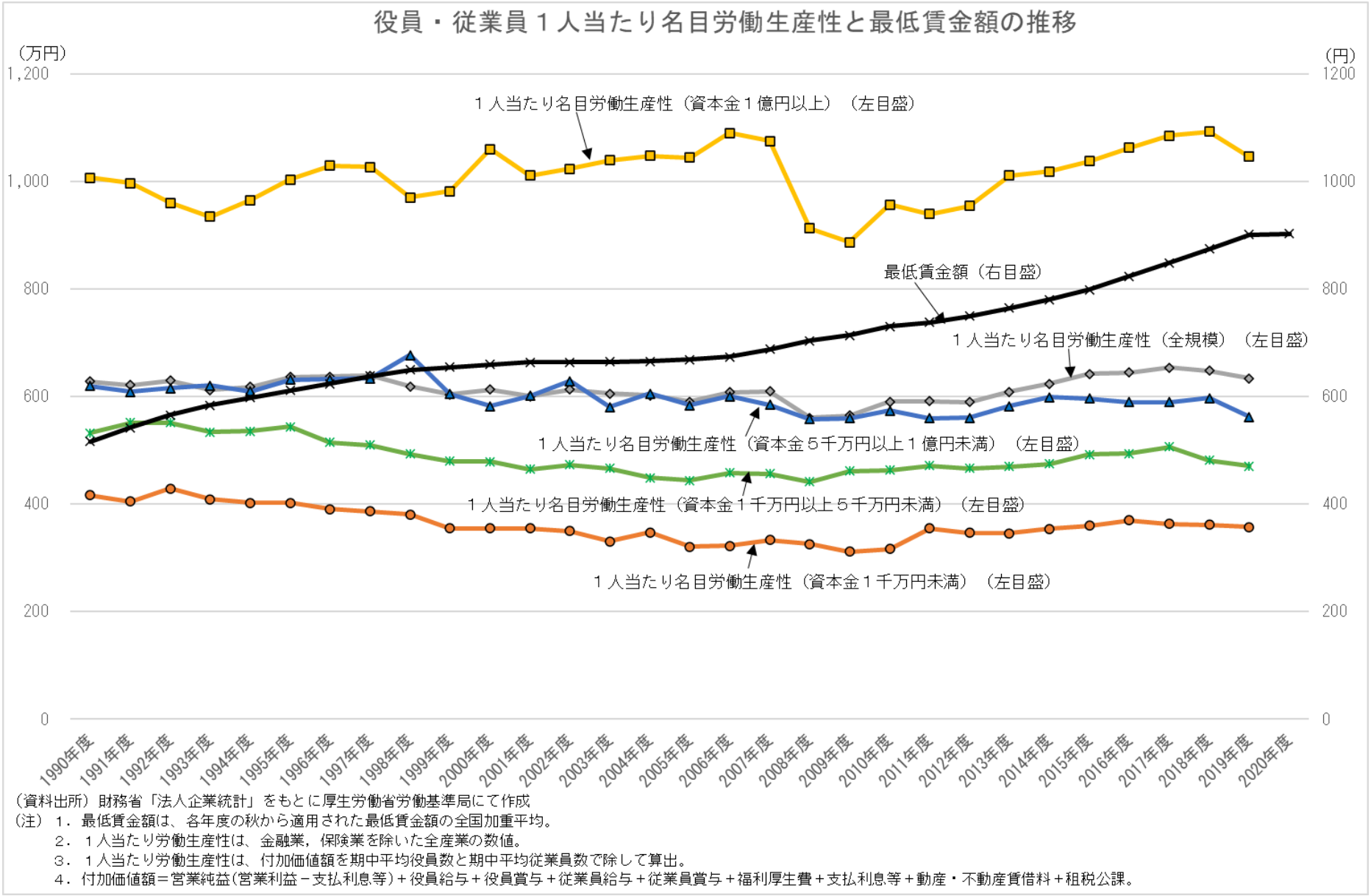

（資料出所）財務省「法人企業統計」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
（注）１．最低賃金額は、各年度の秋から適用された最低賃金額の全国加重平均。
２．１人当たり労働生産性は、金融業，保険業を除いた全産業の数値。
３．１人当たり労働生産性は、付加価値額を期中平均役員数と期中平均従業員数で除して算出。
４．付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課。

都道府県別１人当たり労働生産性（県民経済計算ベース）と最低賃金額

○　県民経済計算による１人当たり労働生産性と最低賃金額を比べると、一定の相関がある（相関係数0.66）。

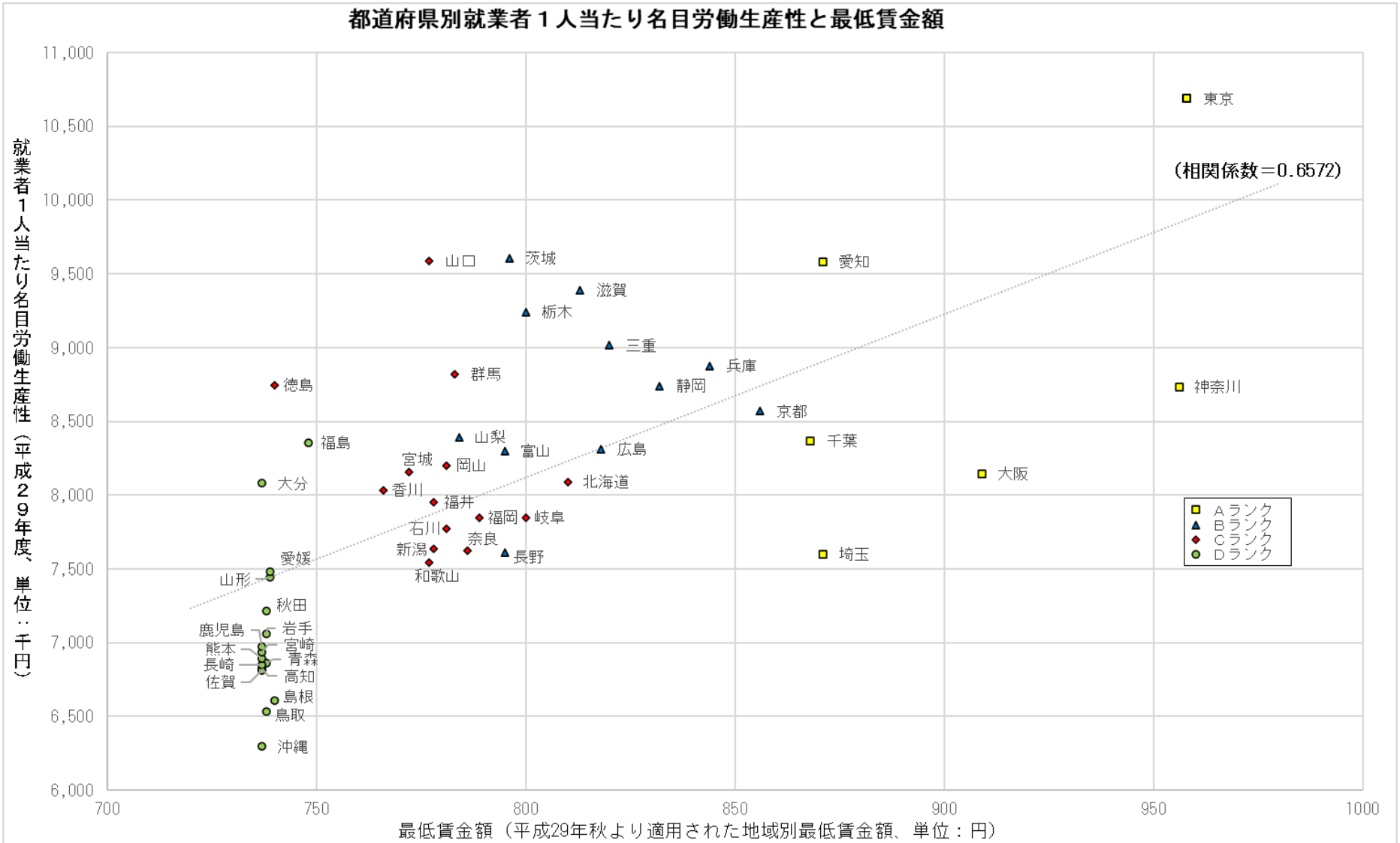

（資料出所）内閣府「県民経済計算」を用いて、厚生労働省労働基準局にて作成。
（注）１．就業者１人当たり労働生産性は、県内総生産を県内就業者数で除して算出。
　　２．ランクは平成29年度時点のもの。

都道府県別１人当たり労働生産性（経済センサスベース）と最低賃金額

○　経済センサスによる１人当たり労働生産性と最低賃金額を比べると、一定の相関がある（相関係数0.76）。

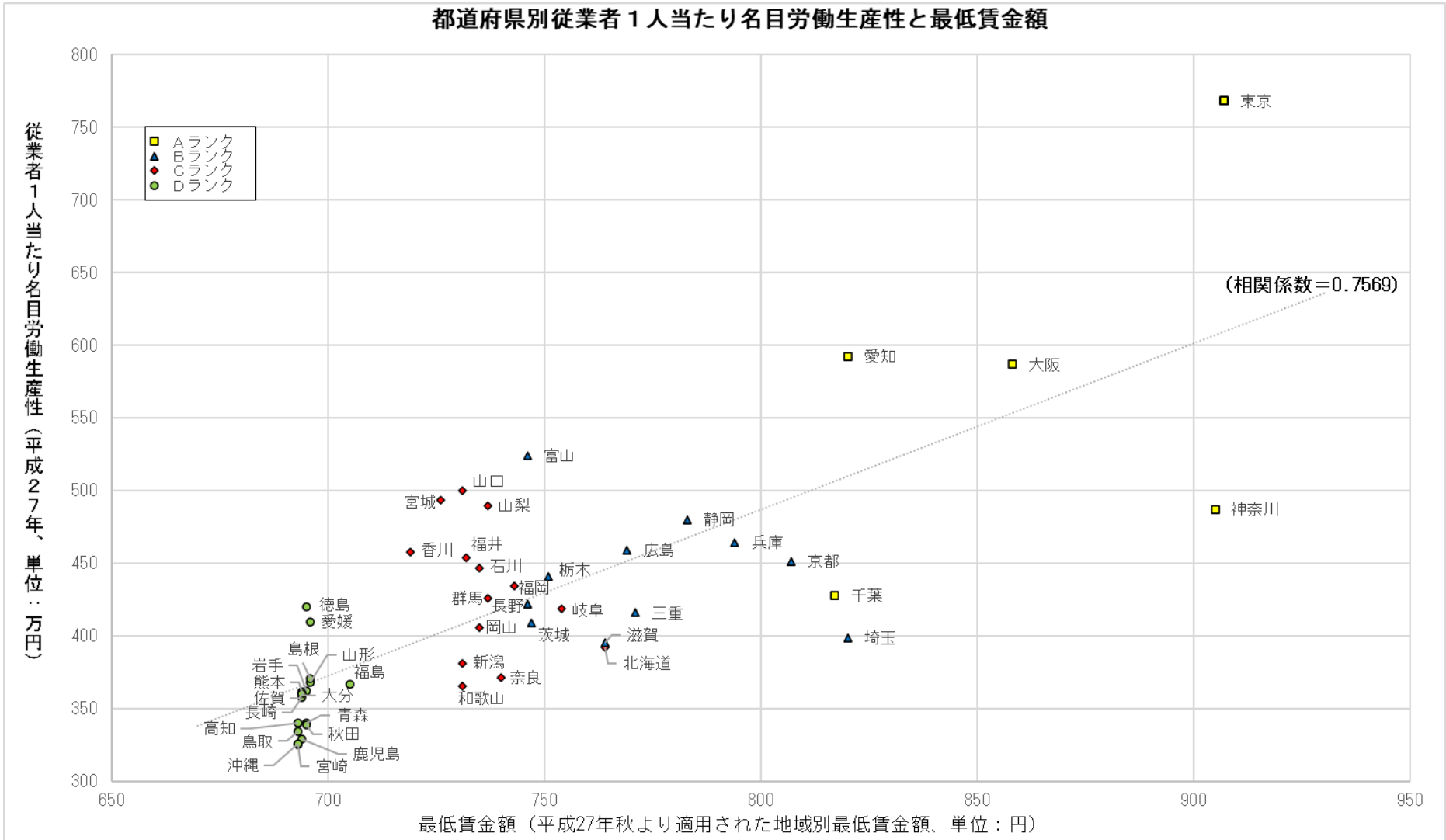

（資料出所）経済産業省「2019年版中小企業白書」のデータ（総務省・経済産業省「平成28年経済センサス－活動調査」再編加工）を用いて、厚生労働省労働基準局にて作成。
（注）１．従業者１人当たり労働生産性は、平成27年の付加価値額を平成28年の総従業者数で除して算出。
　　２．会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。
　　３．ランクは平成27年度時点のもの。

都道府県別中小企業の１人当たり労働生産性（経済センサスベース）と最低賃金額

○　中小企業の１人当たり労働生産性と最低賃金額を比べると、企業規模計の場合よりやや相関が高くなっている（相関係数0.78）。

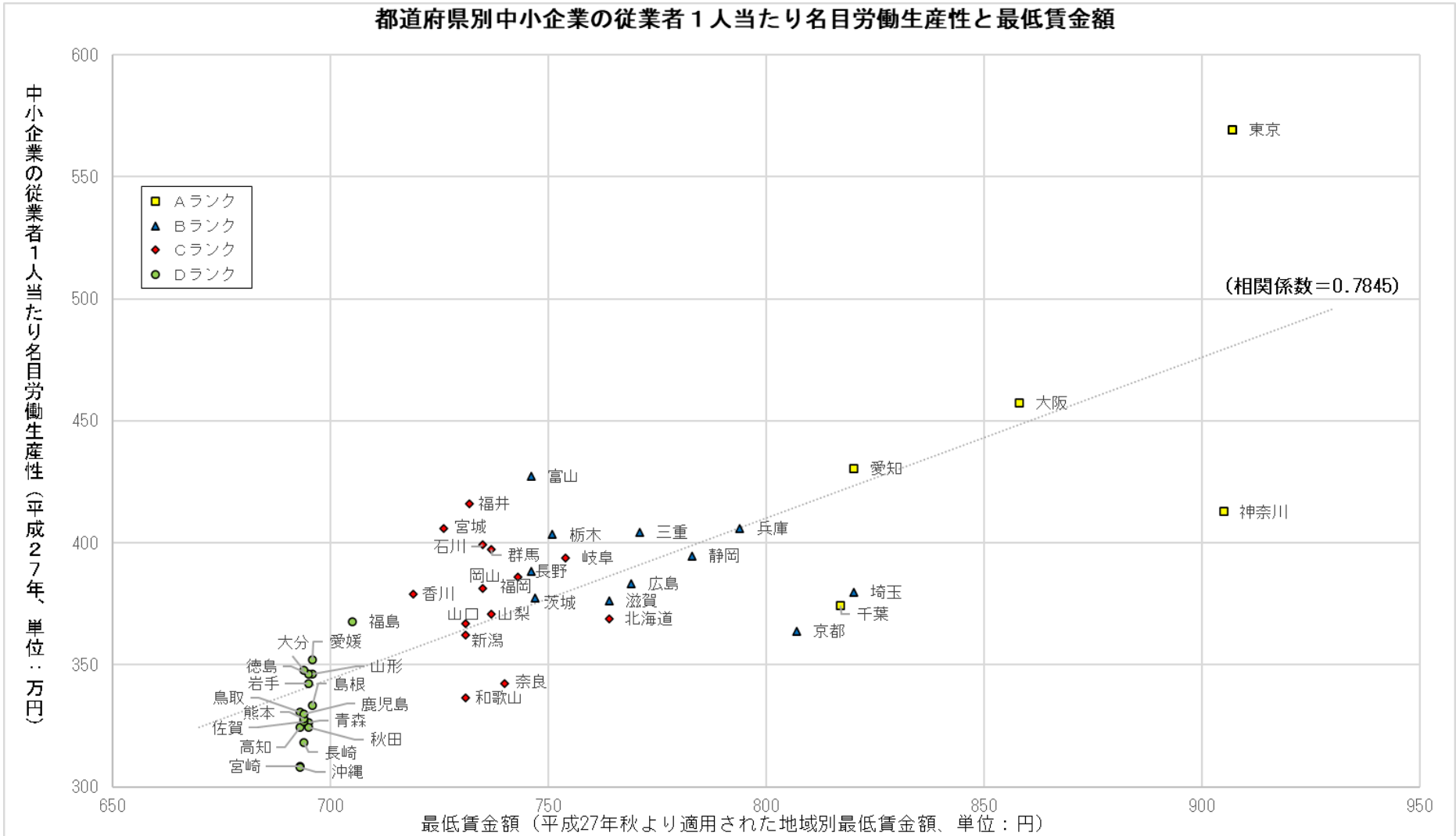

（資料出所）経済産業省「2019年版中小企業白書」のデータ（総務省・経済産業省「平成28年経済センサス－活動調査」再編加工）を用いて、厚生労働省労働基準局にて作成。
（注）１．従業者１人当たり労働生産性は、平成27年の付加価値額を平成28年の総従業者数で除して算出。
２．会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。
３．中小企業の定義は、中小企業基本法による（中小企業基本法以外の中小企業関連法令において中小企業として扱われる企業を含む。）。
４．ランクは平成27年度時点のもの。

都道府県別小規模企業の１人当たり労働生産性（経済センサスベース）と最低賃金額

○　小規模企業の１人当たり労働生産性と最低賃金額を比べると、中小企業全体の場合よりさらに相関が高くなっている（相関係数0.82）。

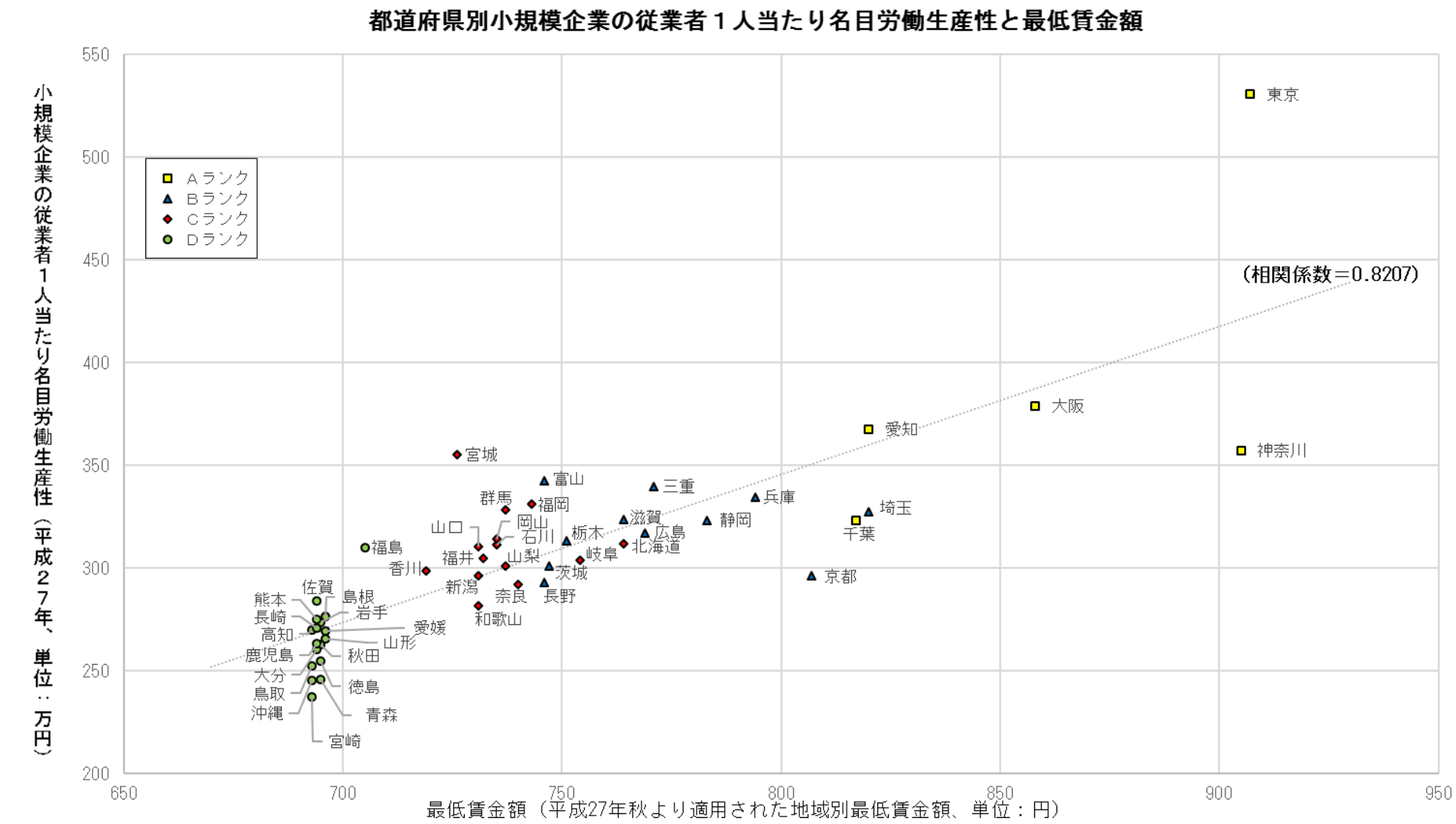

（資料出所）経済産業省「2019年版中小企業白書」のデータ（総務省・経済産業省「平成28年経済センサス－活動調査」再編加工）を用いて、厚生労働省労働基準局にて作成。
（注）１．従業者１人当たり労働生産性は、平成27年の付加価値額を平成28年の総従業者数で除して算出。
２．会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。
３．小規模企業の定義は、中小企業基本法による（中小企業基本法以外の中小企業関連法令において小規模企業として扱われる企業を含む。）。
４．ランクは平成27年度時点のもの。

最低賃金と地域間格差・地域間移動

地域別最低賃金額の最高額と最低額の格差の推移

○ 地域別最低賃金額の「最高額ー最低額」は、増加傾向にあったが、令和元年度は1円、令和2年度は2円減少している。
○ 地域別最低賃金額の「最低額／最高額」は、減少傾向にあったが、平成26年度以降は増加傾向にある。

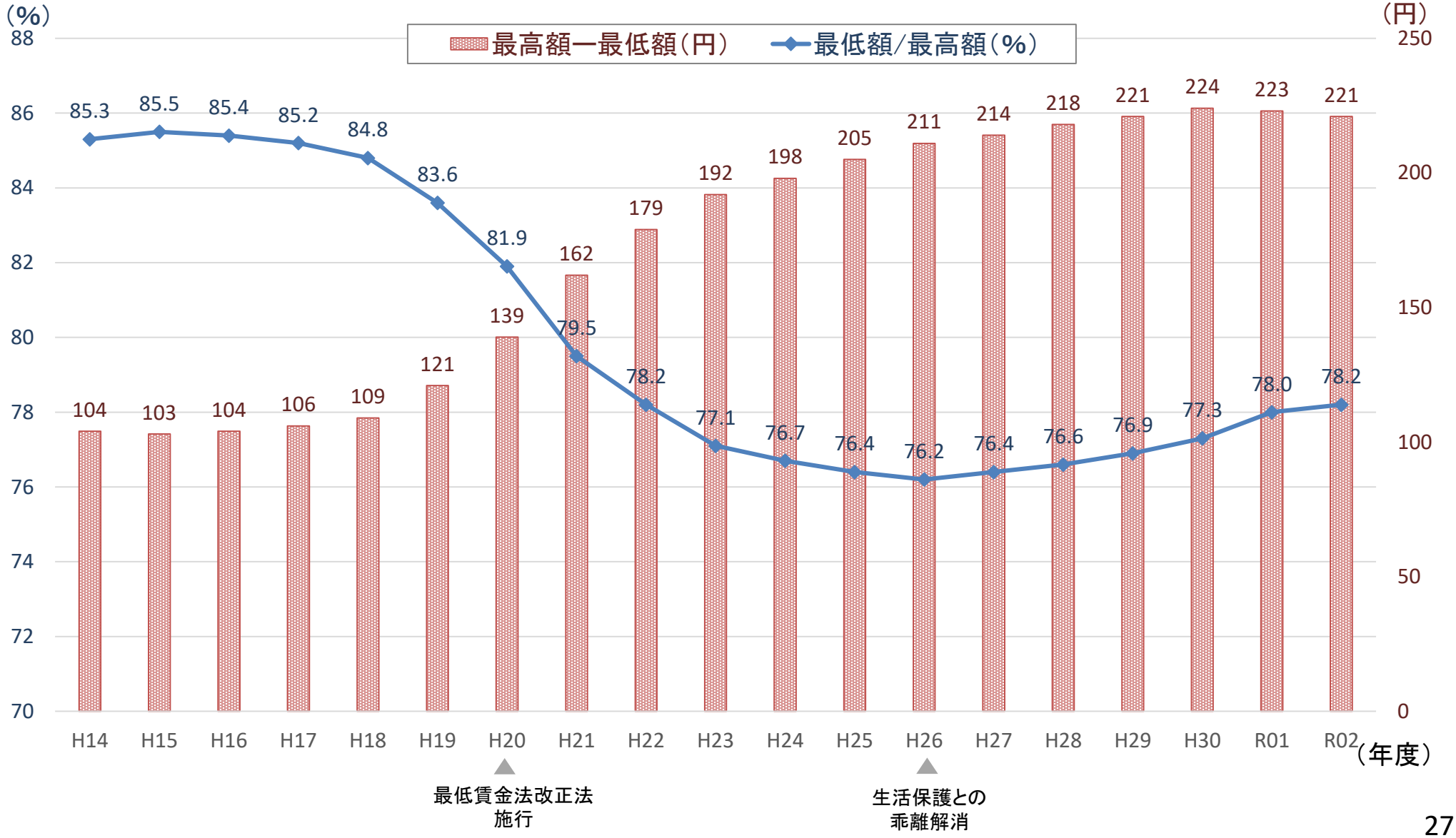

都道府県別の最低賃金額と消費者物価地域差指数の水準

○　令和元年の「地域別最低賃金」の最高額（東京都）に対する最低額（15県）の割合は78.0%となっている。一方、物価の地域差を考慮すると、同年の「地域別最低賃金／消費者物価地域差指数」の最高値（神奈川県）に占める最低値（山形県）の割合は81.1%となっており、地域間格差は相対的に小さくなるが、なお存在している。

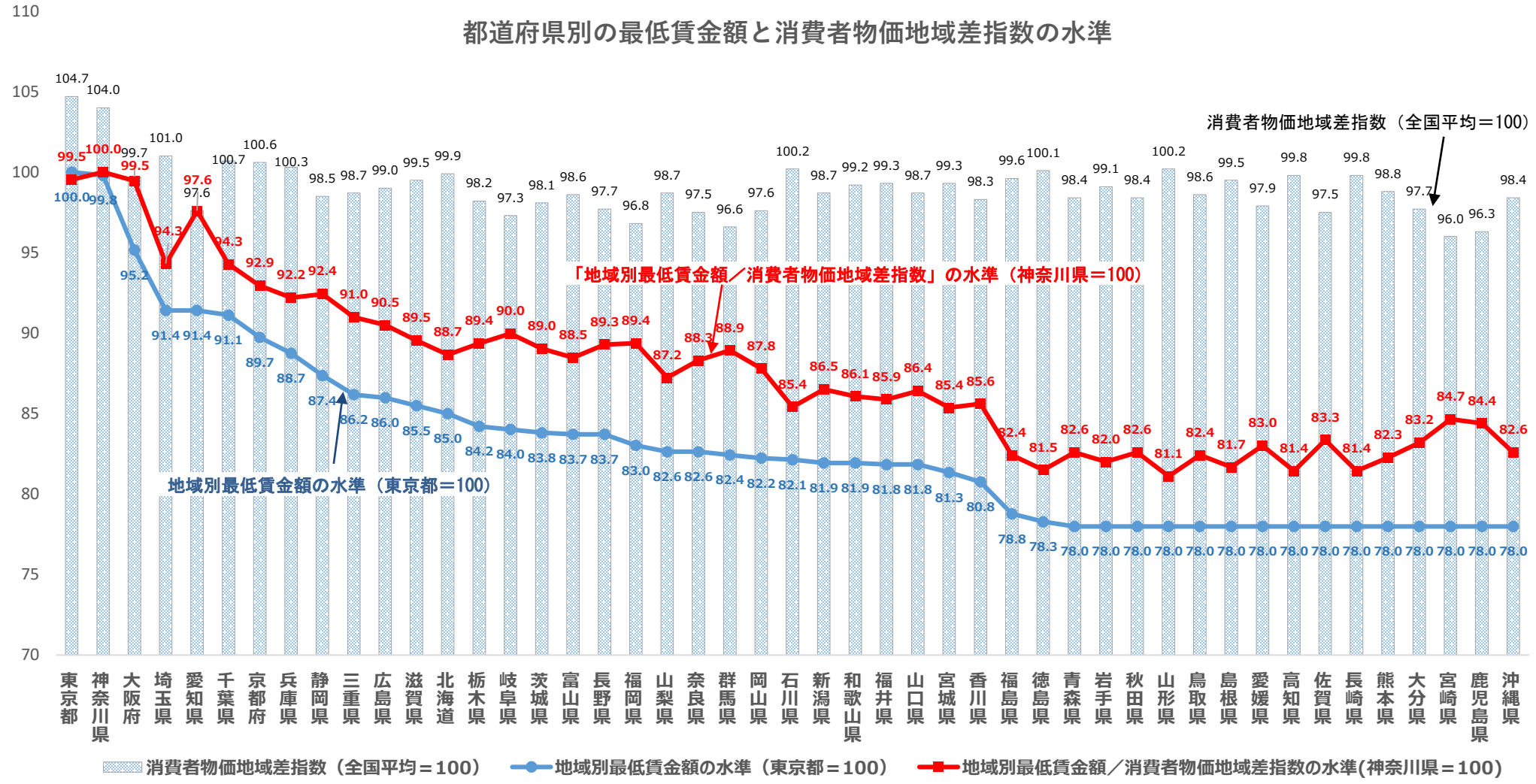

（資料出所）「小売物価統計調査（構造編）－2019年（令和元年）結果－」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

都道府県別の賃金中央値に占める最低賃金額の割合

○　都道府県別の「賃金中央値に占める最低賃金額の割合」を比較すると、最低値は東京都の52.9%、最高値は埼玉県の65.5%となる。

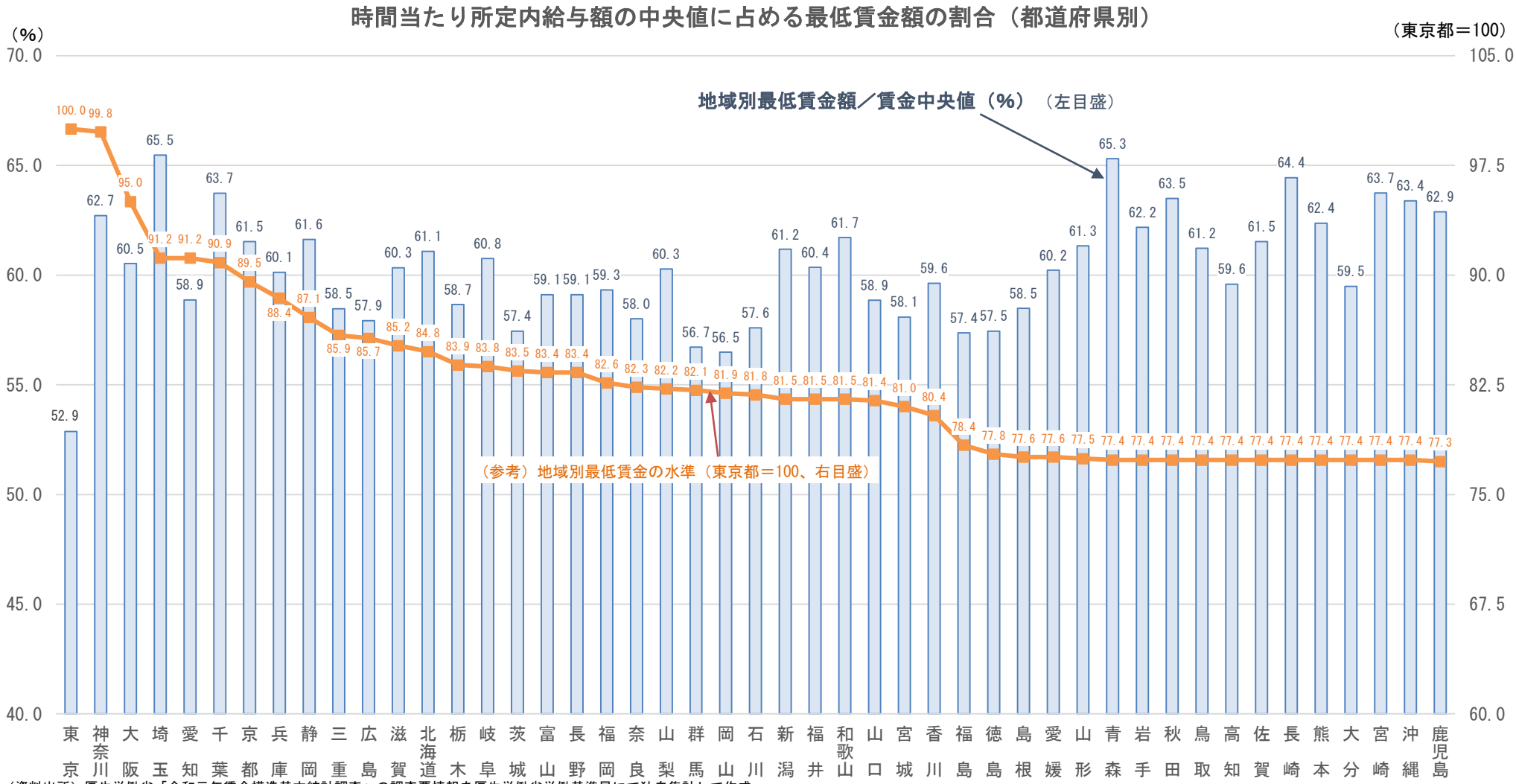

（資料出所）厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．時間当たり所定内給与額は、令和元年６月所定内給与額を同年６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．最低賃金額は、平成30年の秋から適用された地域別最低賃金額。

都道府県別の短時間労働者の賃金中央値に占める最低賃金額の割合

○　都道府県別の「短時間労働者の賃金中央値に占める最低賃金額の割合」を比較すると、最低値は徳島県の79.4%、最高値は大阪府の89.1%となる。

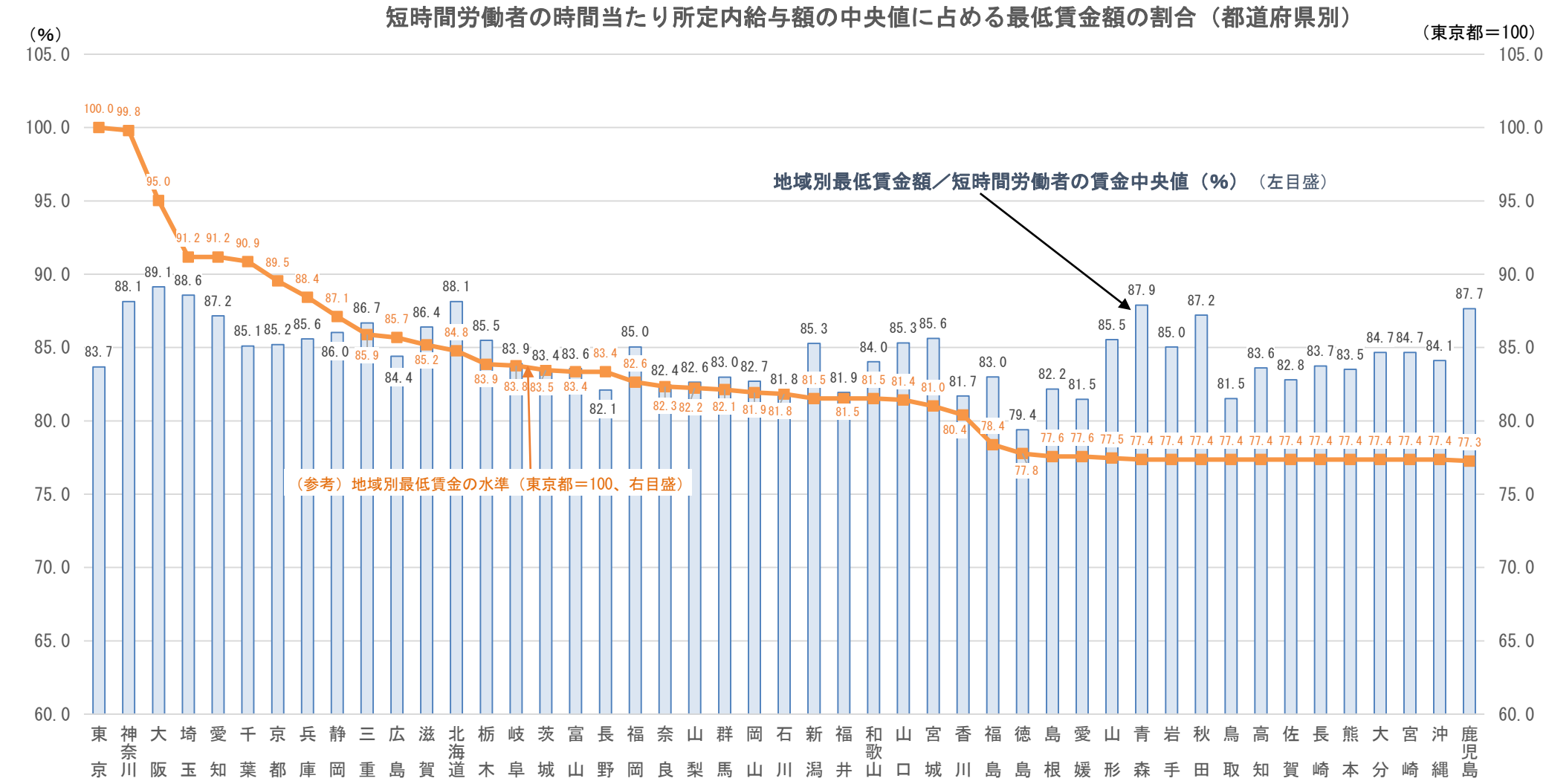

（資料出所）厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．時間当たり所定内給与額は、令和元年６月所定内給与額を同年６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．最低賃金額は、平成30年の秋から適用された地域別最低賃金額。

若年層の東京圏への移動理由

○ 東京圏への転出は15-29歳の若年層が全体の約5割を占めている。

○ アンケート調査によると、東京圏への移動理由は年齢によって異なる。10歳代～20歳代は進学や就職、30歳代以降は仕事(※1)や家族(※2)に関連した移動が多い。

（※1）転職・独立・企業や会社の都合等　　（※2）家族の移動に伴って、家族の介護、出産・子育て等

図　年齢別東京圏への転出数

※　平成25年　東京圏の市町村を除く集計

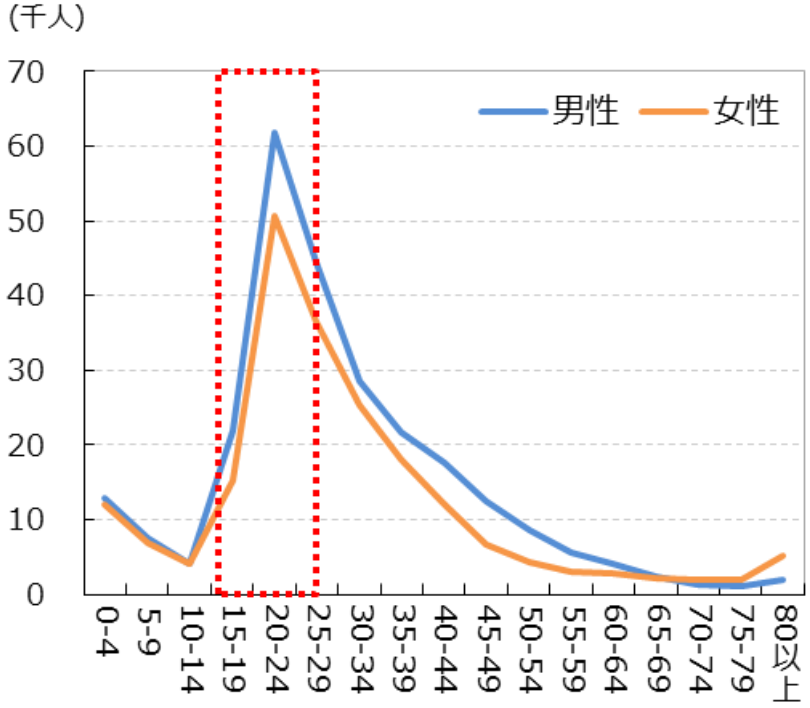

図　東京圏への移動理由

※　地方出身の東京圏居住者・
いちばん最近東京圏に引っ越した理由

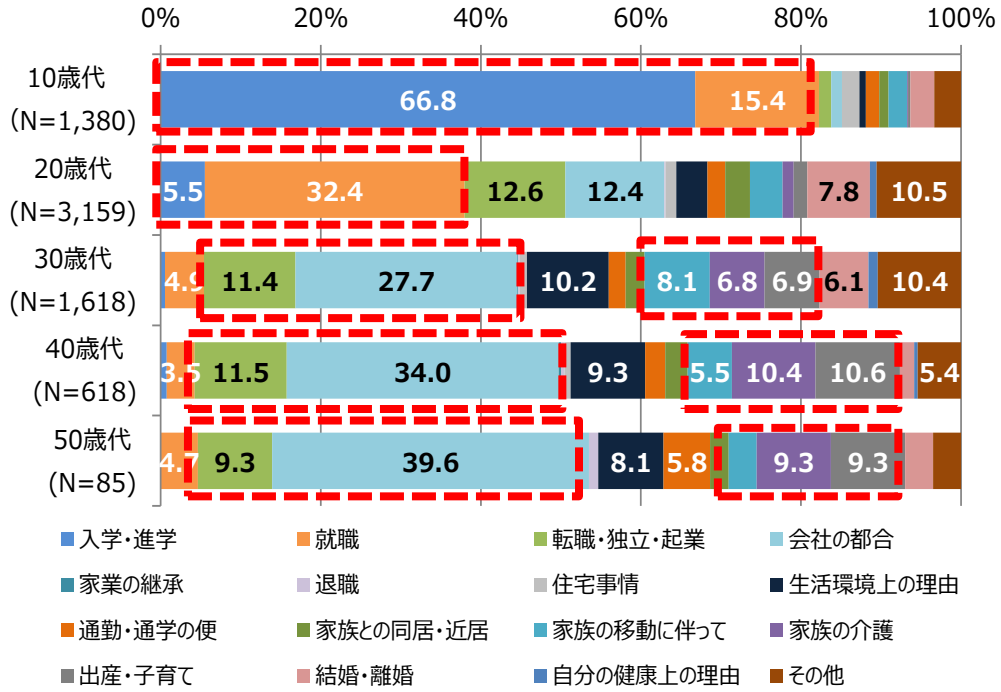

出所：「大都市圏への移動等に関する背景調査」（平成27年９月）

雇用形態別・過去5年間の移動者の移動理由

○ 雇用形態別の最低賃金の影響率を見ると、非正規労働者が高く、影響労働者の構成比で見ても9割程度となっている。
○ 過去5年間の移動者の雇用形態別の移動理由を見ると、「就職」「転職」「転勤」を理由とする移動については、「パート・アルバイト」「派遣・嘱託・契約社員」の割合は併せて5～17%程度となっており、「正規職員」（60～80%程度）と比較すると、顕著に低い割合となっている。

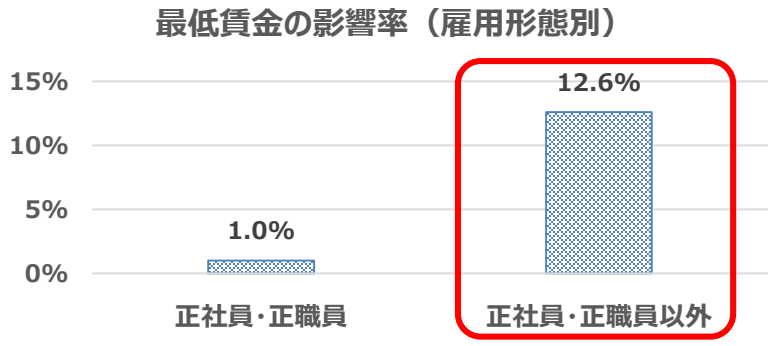

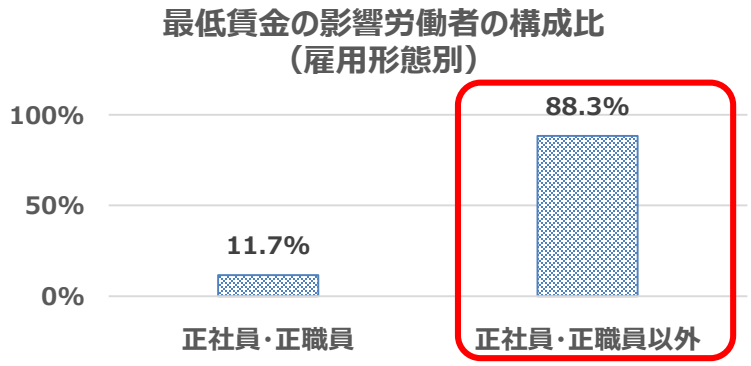

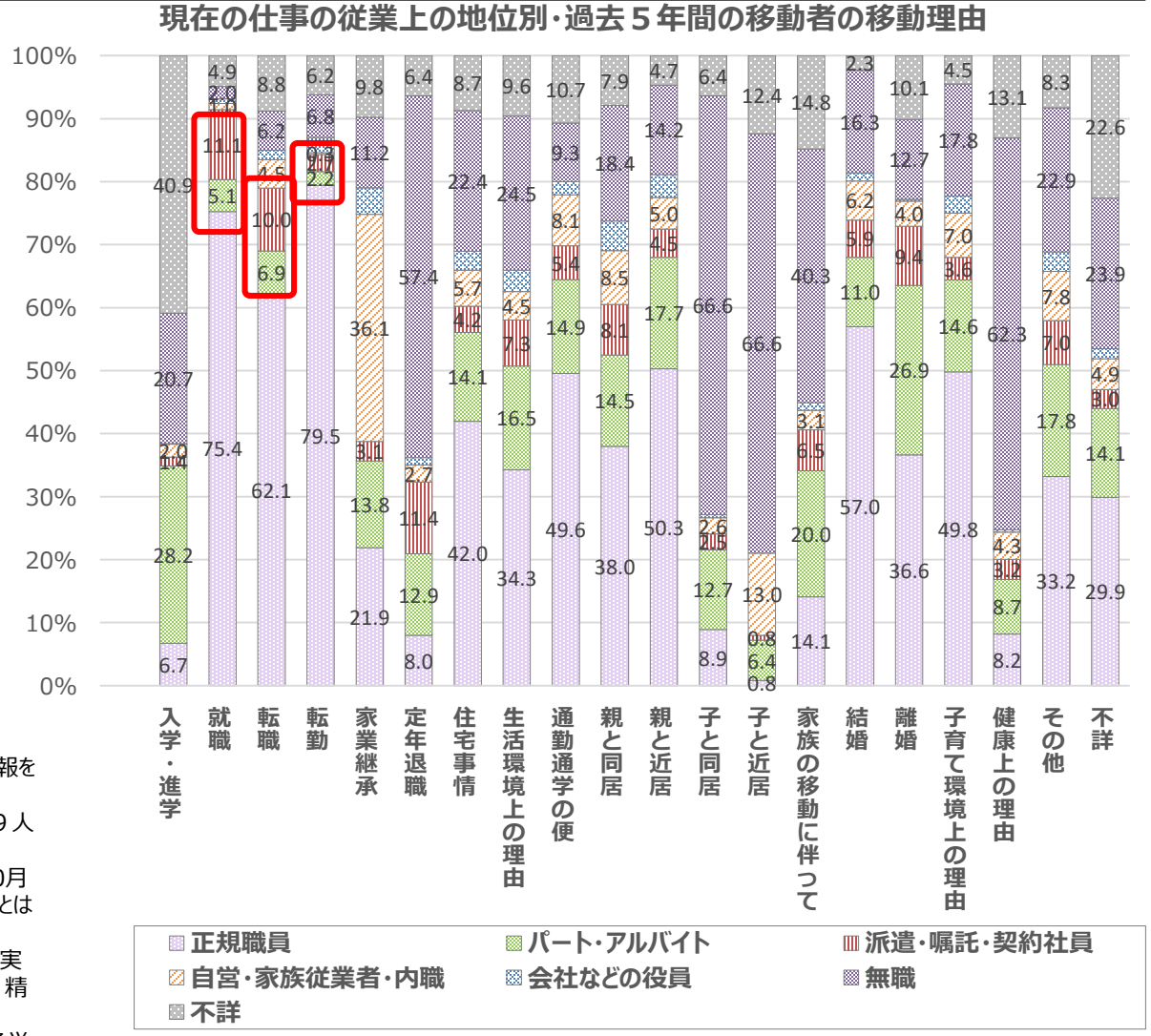

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和元年）の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．影響率とは、令和元年の６月の１時間当たり所定内給与額が同年10月より適用された最低賃金額未満である労働者の割合をいい、影響労働者とは当該労働者をいう。
３．１時間当たり所定内給与額は、６月の所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出したものであり、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
４．上記は常用労働者（無期又は１ヶ月以上の期間を定めて雇われている労働者）のみであり、臨時労働者は含まれていないことに留意が必要。

（資料出所）国立社会保障・人口問題研究所「第８回人口移動調査」（平成28年）

学歴別・過去5年間の移動者の移動理由

○　一般（フルタイム）労働者の学歴別の最低賃金の影響率を見ると、「中学卒」「高校卒」の影響率が高く、影響労働者の構成比でみると、併せて8割弱となっている。
○　一方、過去5年間の移動者の学歴等別の移動理由を見ると、「就職」「転職」「転勤」を理由とする移動については、「中学卒」「高校卒」の者は併せて15～25%となっており、「大学・大学院卒」（45～65%）と比較して顕著に低くなっている。

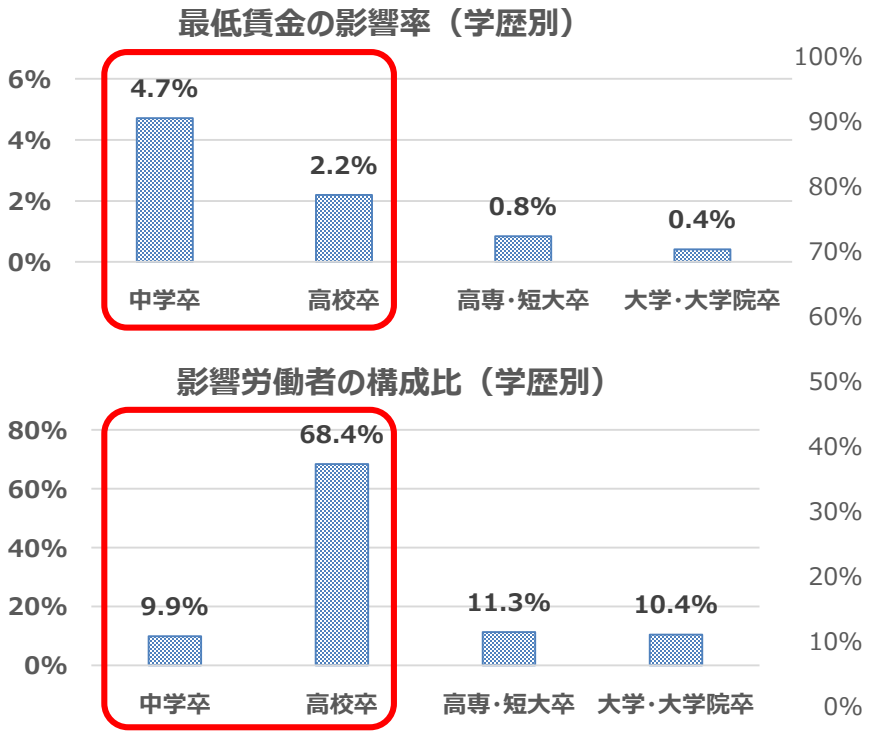

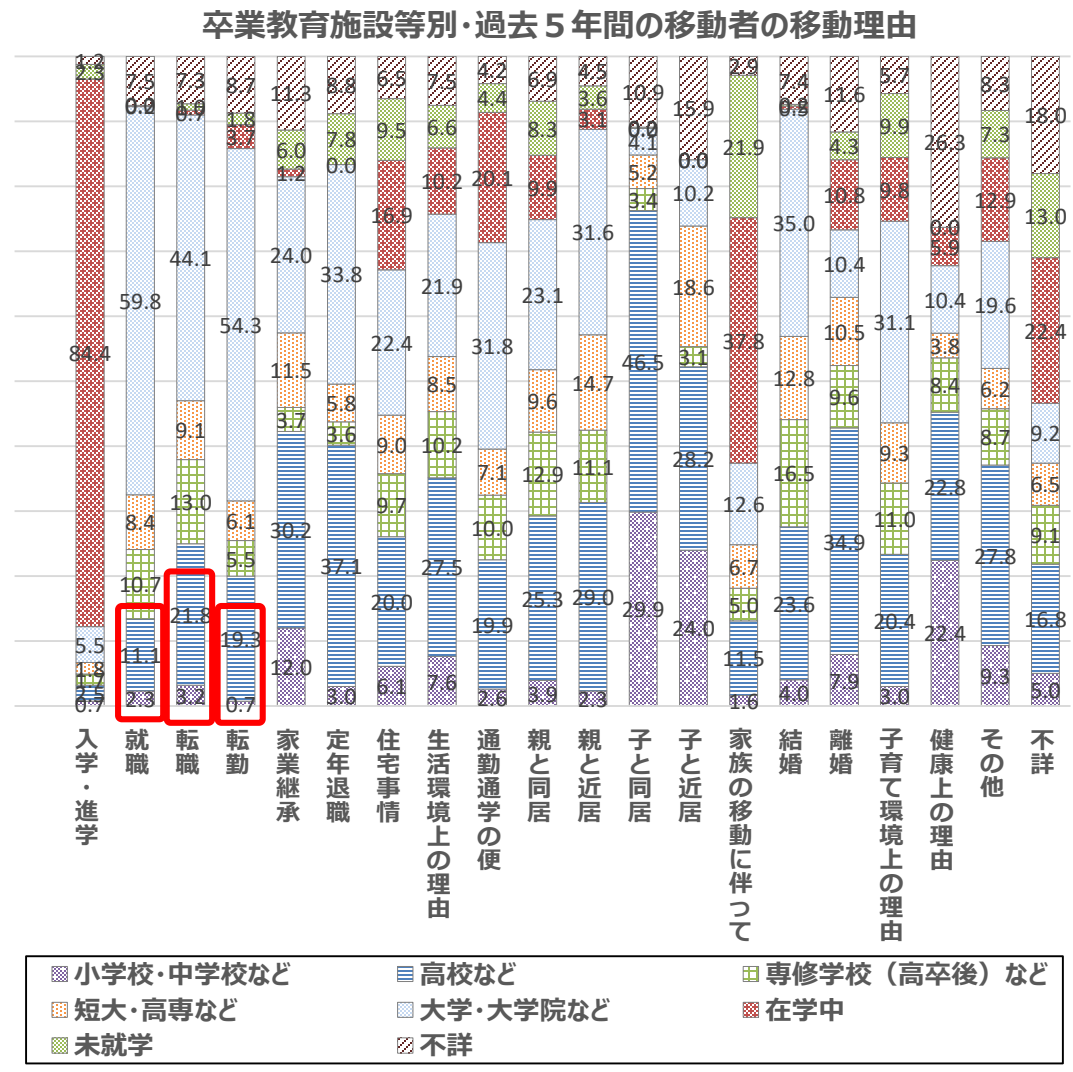

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和元年）の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．影響率とは、令和元年の６月の１時間当たり所定内給与額が同年10月より適用された最低賃金額未満である労働者の割合をいい、影響労働者とは当該労働者をいう。
３．１時間当たり所定内給与額は、６月の所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出したものであり、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
４．令和元年の賃金構造基本統計調査では、短時間労働者や臨時労働者の学歴は調査しておらず、上記は一般労働者のみであることに留意が必要。

（資料出所）国立社会保障・人口問題研究所「第８回人口移動調査」（平成28年）

最賃近傍雇用者の都道府県間移動の状況

○　過去3年間に他の都道府県から転居した者の割合を見ると、最賃近傍雇用者よりそれ以外の雇用者の方が高く、転居理由は、「仕事につくため」の他、最賃近傍雇用者では「通学のため」、それ以外の雇用者では「転勤のため」が多くなっている。
○　最賃近傍雇用者の年齢構成が仕事につくために転居する割合が高い若年層に偏っている可能性もあるため、仕事につくために他の都道府県から転居した者の割合を年齢階級別に見ると、最賃近傍雇用者における割合はそれ以外の雇用者の概ね半分程度となっている。

転居理由別雇用者に占める過去３年間に
他の都道府県から転居した者の割合

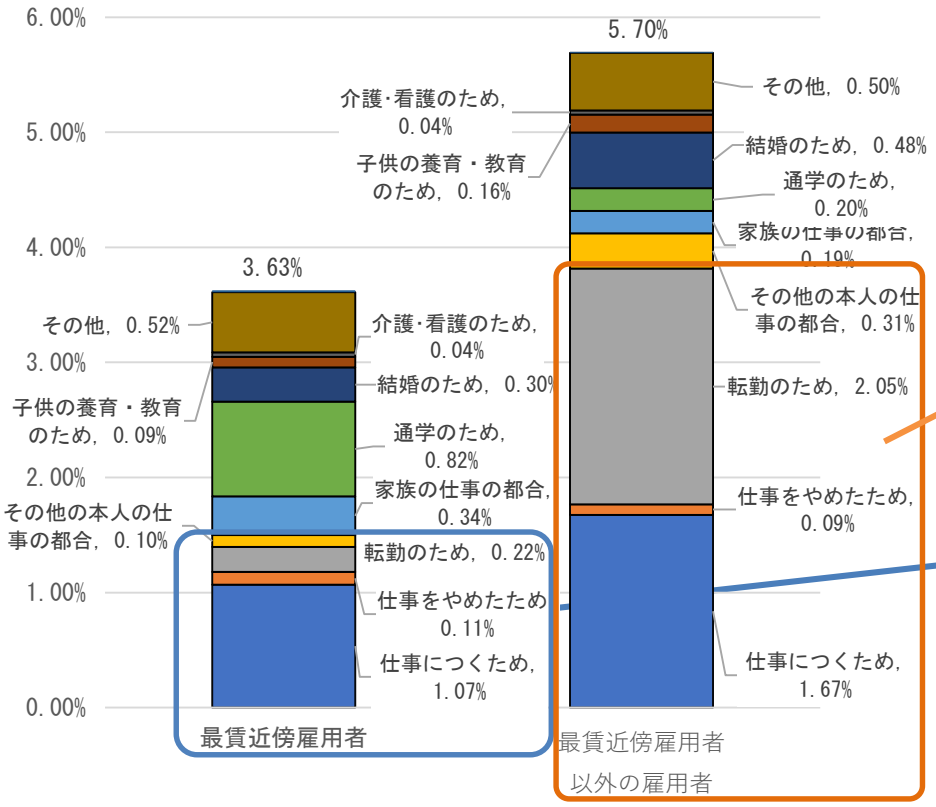

年齢階級別雇用者に占める過去３年間に仕事につく
ために他の都道府県間から転居した者の割合

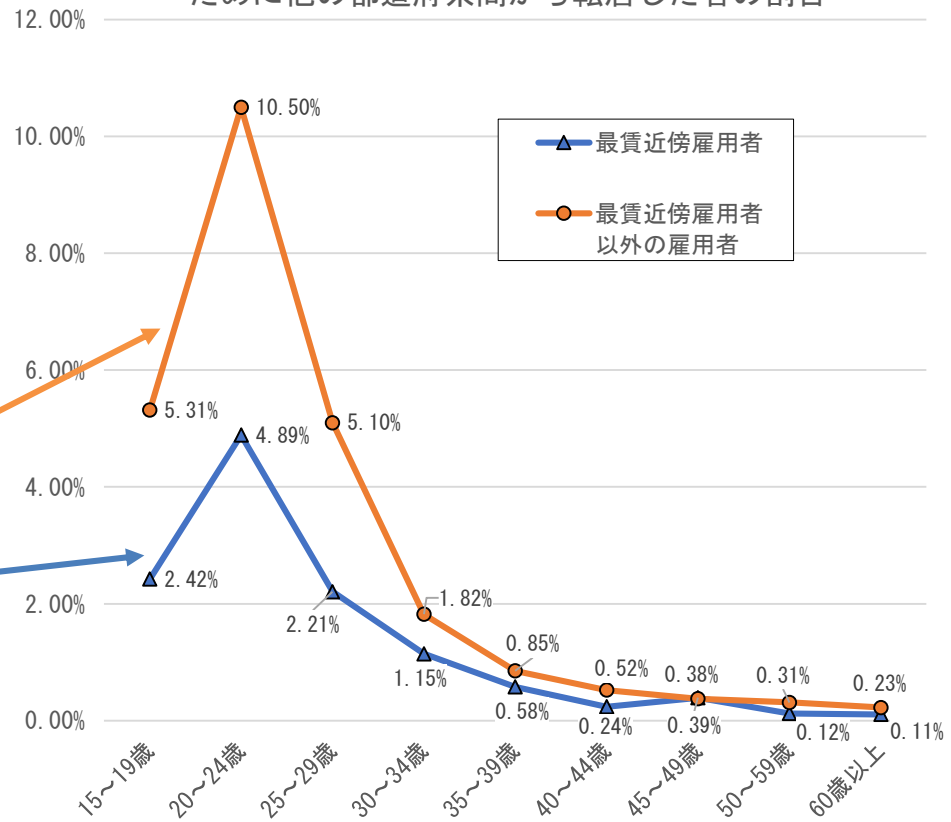

（資料出所）総務省「平成29年就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．「最賃近傍雇用者」は、年間の個人所得／50週／週の労働時間＜居住地の地域別最低賃金額×1.1である雇用者と定義。就業構造基本調査では、個人所得と週の労働時間を階級で調査しているため、個人所得階級×週の労働時間階級の各ブロック内で雇用者が一様に分布していると仮定して集計を行っている。
２．個人所得及び週の労働時間が記入されている雇用者（役員を除く）のみを集計対象としている。従って、週の労働時間が調査対象外となる１年間の就業日数が200日未満かつ就業が規則的でない雇用者は含まれていない。
３．「過去３年間に他の都道府県から転居した者」は、平成27年１月以降に調査日時点（平成29年10月１日）の居住地に他の都道府県から転居した者。

最低賃金と賃金・消費

都道府県別常用労働者の時間当たり所定内給与額の特性値と最低賃金額

○　都道府県別に常用労働者の時間当たり所定内給与額の特性値と最低賃金額を比較すると、概ね連動しており、一部の都道府県では、第１二十分位数の水準と最低賃金額の水準の差が小さい。

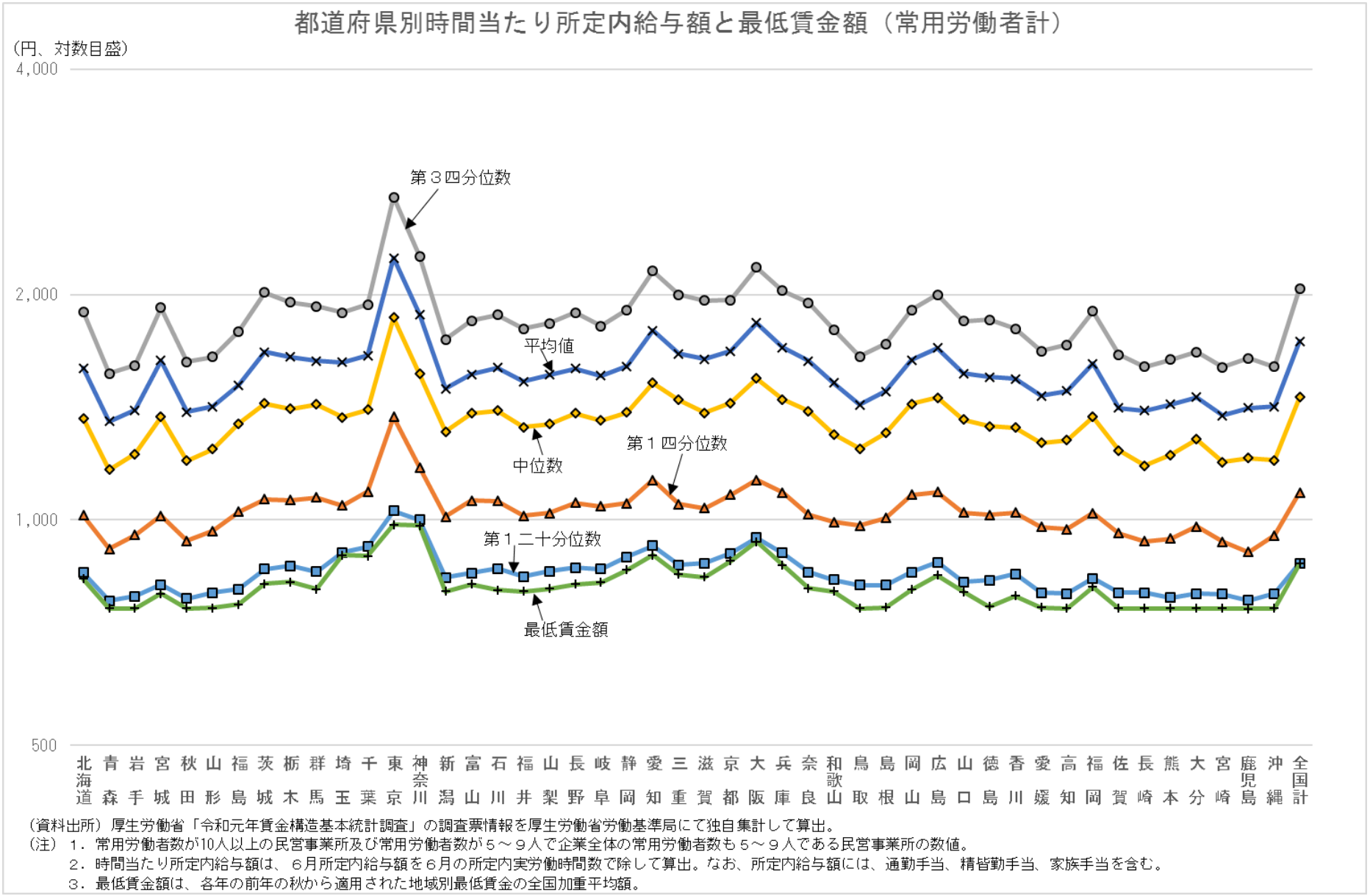

（資料出所）厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して算出。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．時間当たり所定内給与額は、６月所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．最低賃金額は、各年の前年の秋から適用された地域別最低賃金の全国加重平均額。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額の差の分布（常用労働者）

○　常用労働者の時間当たり所定内給与額と最低賃金額の差の分布をみると、2019年では2009年と比べて最低賃金に近い賃金水準の労働者の割合が高くなっている。

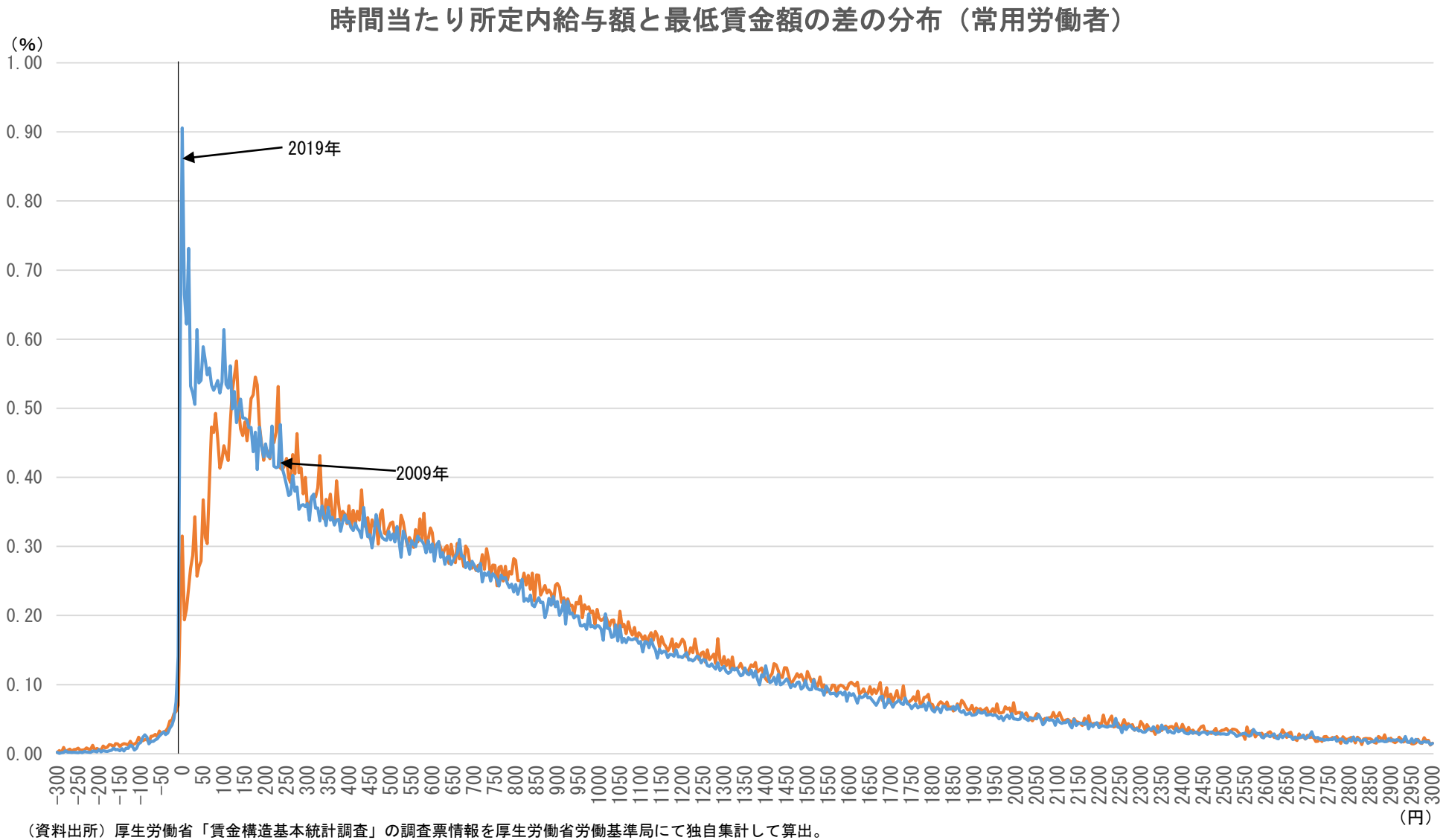

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して算出。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の常用労働者の数値。
２．１時間当たり所定内給与額は、６月所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．上記２の１時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の５円単位の分布。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額の差の分布（一般労働者）

○　一般労働者（フルタイム）の時間当たり所定内給与額と最低賃金額の差の分布をみると、分布のピークは最低賃金額＋400～600円の水準にあるが、2019年では2009年と比べて賃金額が最低賃金に張り付いている労働者が増えている。

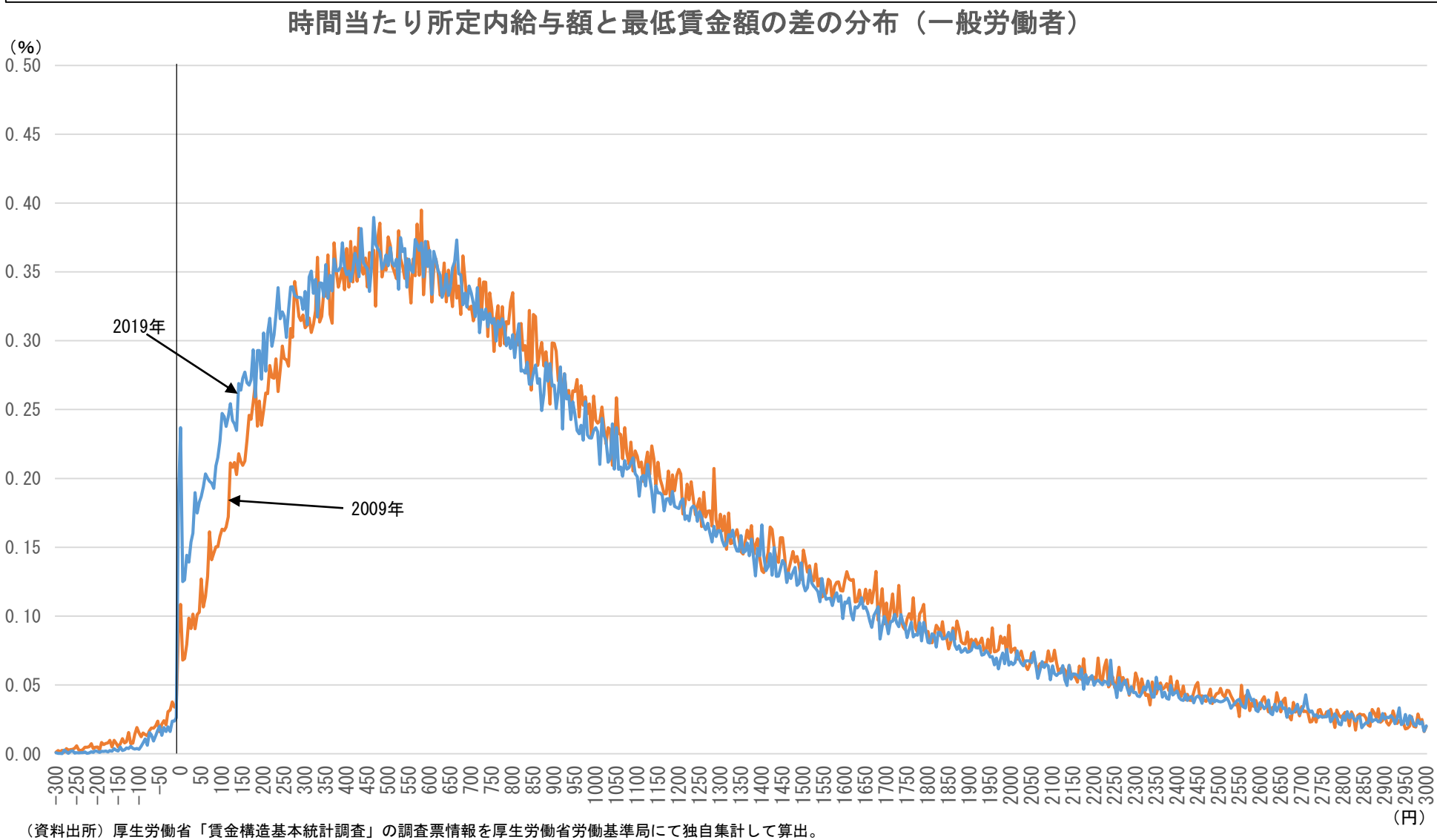

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して算出。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の常用労働者の数値。
２．１時間当たり所定内給与額は、６月所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．上記２の１時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の５円単位の分布。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額の差の分布（短時間労働者）

○　短時間労働者の時間当たり所定内給与額と最低賃金額の差の分布をみると、2009年は分布のピークは最低賃金額＋100～200円の水準にあったが、2019年では分布が最低賃金に張り付いている。

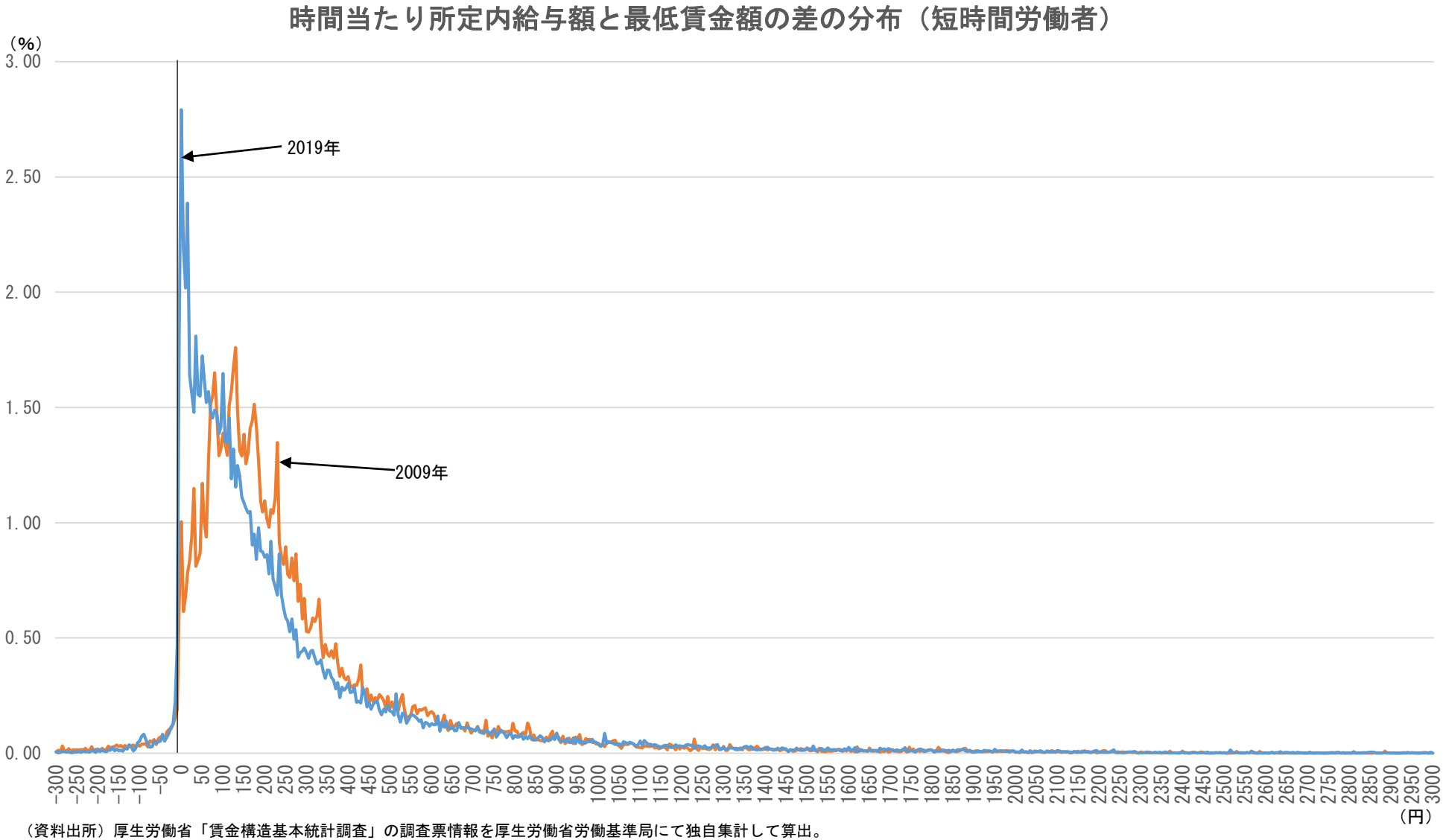

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して算出。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の常用労働者の数値。
２．１時間当たり所定内給与額は、６月所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．上記２の１時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の５円単位の分布。

産業別の時間当たり所定内給与額と最低賃金額の差の分布

○　産業別の時間当たり所定内給与額と最低賃金額の差の分布をみると、宿泊業・飲食サービス業では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の割合が高くなっている。

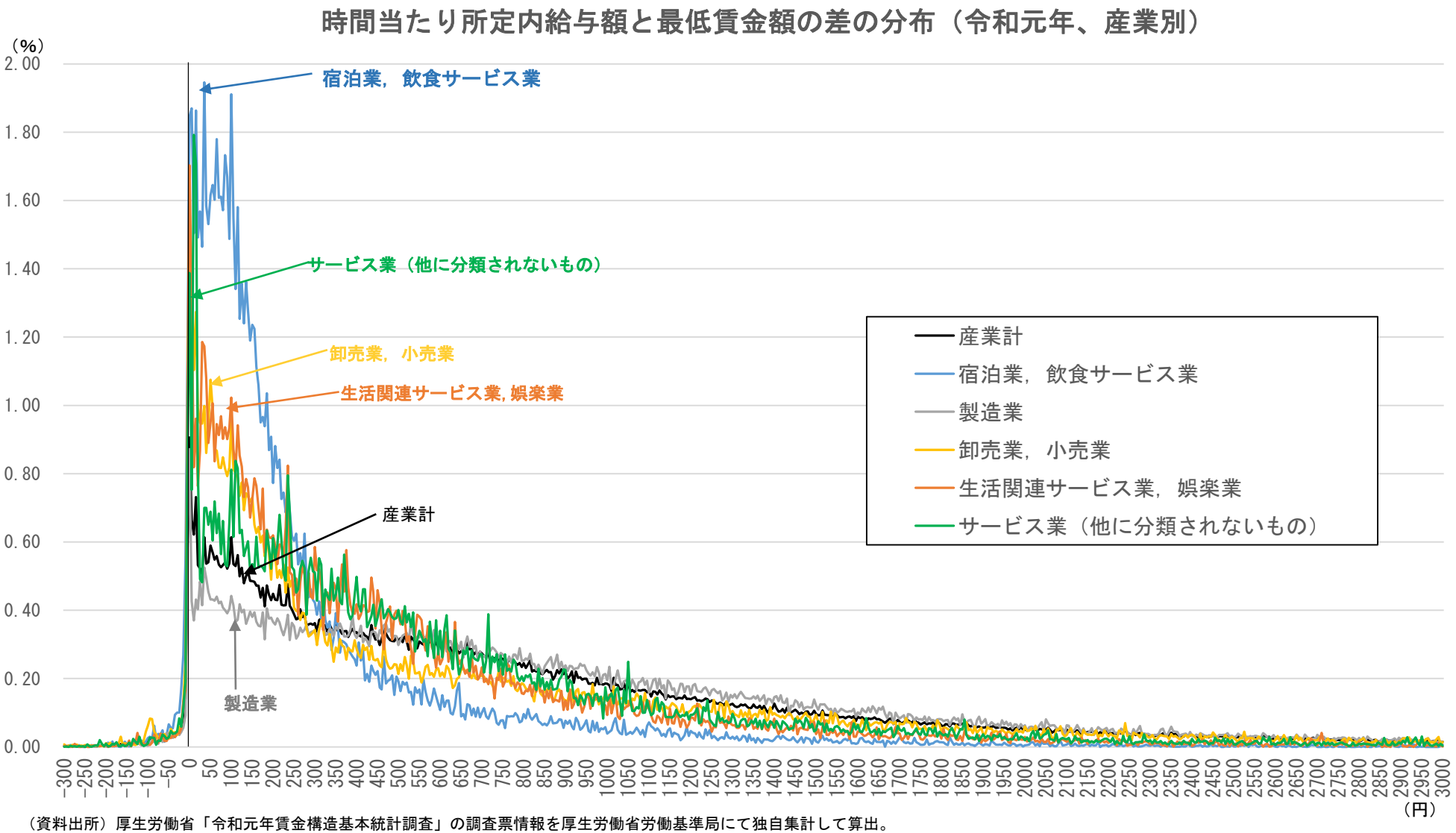

（資料出所）厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して算出。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の常用労働者の数値。
２．１時間当たり所定内給与額は、令和元年６月所定内給与額を令和元年６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．上記２の１時間当たり所定内給与額と、平成30年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の５円単位の分布。

高校新規学卒者の初任給額と最低賃金額の推移

○ 高卒者の初任給額の推移をみると、最低賃金の引上げとともに、近年は上昇傾向にある。

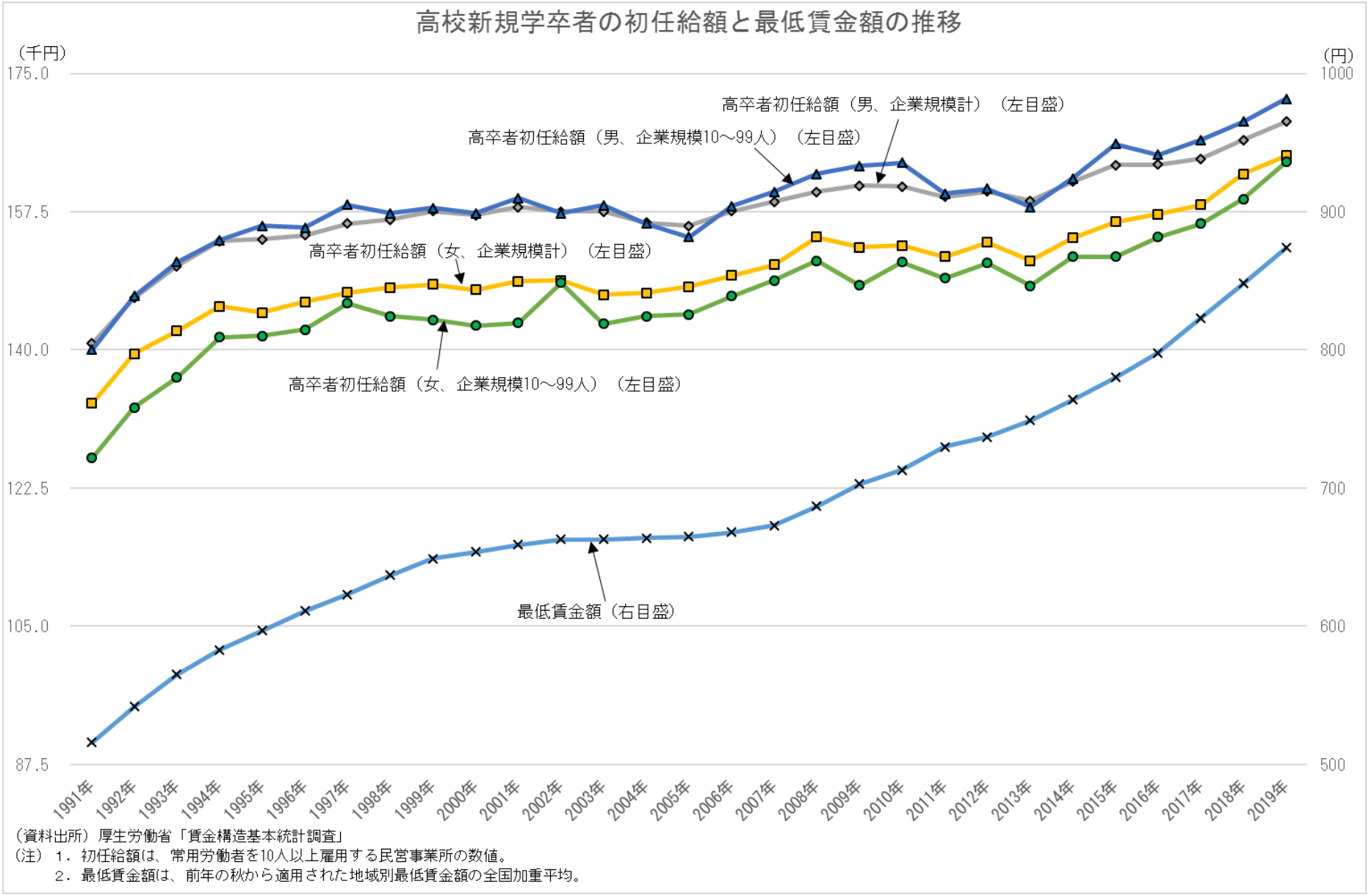

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
（注）１．初任給額は、常用労働者を10人以上雇用する民営事業所の数値。
　　２．最低賃金額は、前年の秋から適用された地域別最低賃金額の全国加重平均。

都道府県別高校新規学卒者の初任給額と最低賃金額

○ 都道府県別に高卒者初任給額と最低賃金額の関係をみると、一定の相関がある（相関係数0.82）。

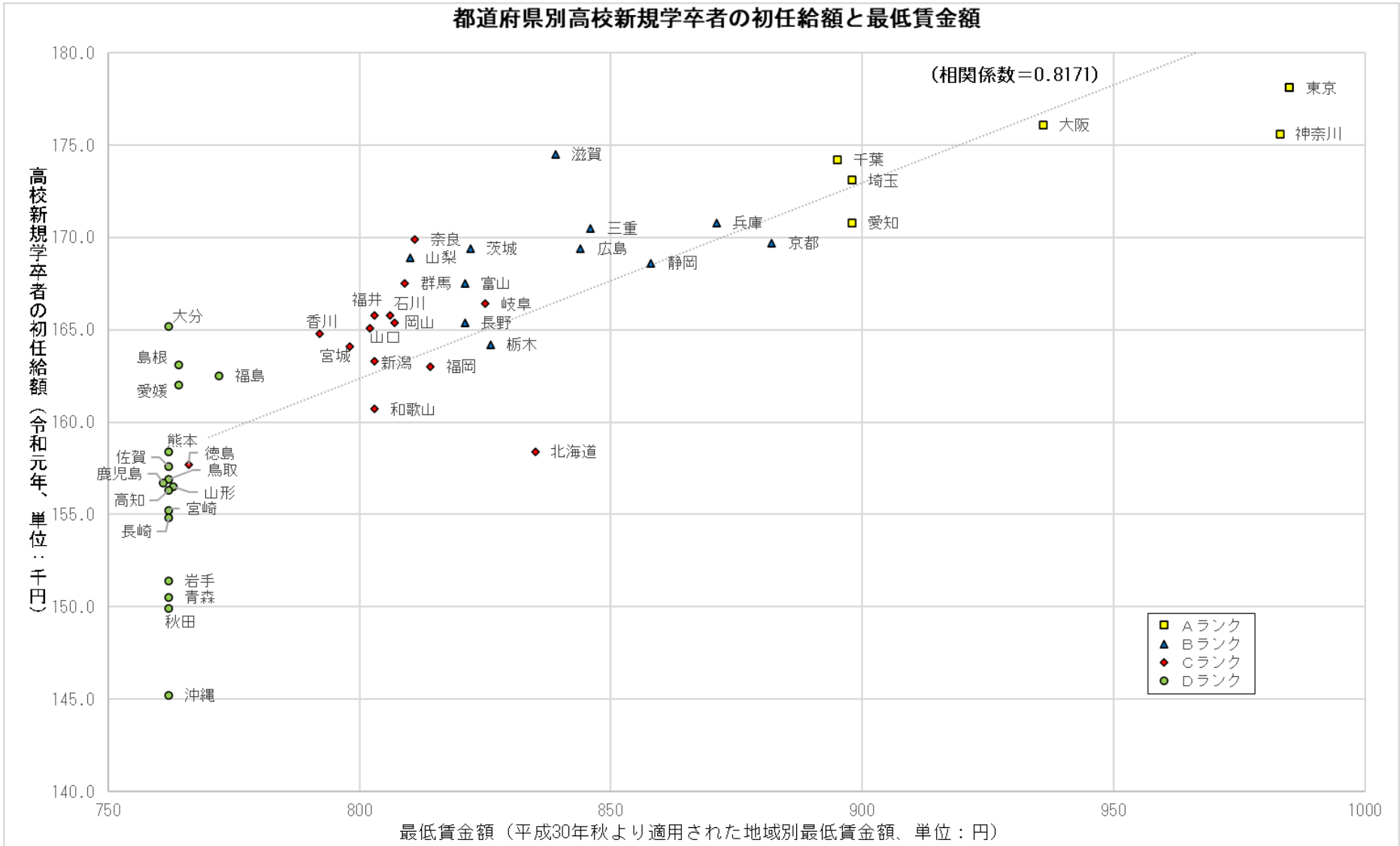

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
（注）１．初任給額は、常用労働者を10人以上雇用する民営事業所の数値。
　　２．ランクは平成30年度時点のもの。

最低賃金と貧困

最低賃金と生活保護の比較について

○　地域別最低賃金は都道府県単位であるのに対し、生活保護は所在地、年齢及び世帯の構成等の事情により基準額が異なるほか、住宅扶助等の各種扶助がある。また、地域別最低賃金額は時間額であるのに対し、生活保護は月額で決定される。このため単純な比較は困難。平成20年度の中央最低賃金審議会で、比較方法を整理し、以下の前提で比較を行っている。

- 最低賃金の水準＝地域別最低賃金額×173．8（1箇月の労働時間）×0．818（可処分所得比率）
- 生活保護の水準＝生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）人口加重平均＋住宅扶助実績値

【最低賃金】

最低賃金額で働いたときの手取額

最低賃金額で法定労働時間（※）働いたときの賃金総額

税金（所得税・住民税）
社会保険料（年金、健保、雇用保険）
◎社会保険料は本人負担分

賃金総額×**可処分所得割合**

◎可処分所得割合は、最低賃金が最も低い県において、給与から控除される税・社会保険料を機械的に計算している。
（R2年度の審議では、0.818を使用）

※週４０時間÷７日×３６５日÷１２か月　＝　１７３．８時間

比較

【生活保護】

若年単身世帯の生活保護

（注）高卒後働いてすぐの年齢を想定

アパート等の家賃
（住宅扶助）

年末に増加する食費等（世帯人員ごと）
（生活扶助基準の期末一時扶助（※））

光熱水費等の世帯単位で消費する生活費（世帯人員ごと）
（生活扶助基準の第２類費）
冬季加算（※）を含む

食費等の個人単位で消費する生活費（年齢ごと）
（生活扶助基準の第１類費）

実績値

都道府県内の**人口による加重平均**

※１か月あたりの平均額

最低賃金と生活保護の乖離の計画的な解消状況について

時点（平成）	乖離がある地域の数	乖離がある都道府県名（下段は乖離額）											
２０年　引上げ前	１２	北海道 53	青森 11	宮城 20	秋田 9	埼玉 41	千葉 16	東京 80	神奈川 89	京都 33	大阪 34	兵庫 22	広島 22
引上げ後	９	北海道 40		宮城 6		埼玉 21		東京 53	神奈川 59	京都 16	大阪 17	兵庫 7	広島 8
２１年　引上げ前	１２	北海道 47	青森 9	宮城 20	秋田 3	埼玉 23	千葉 5	東京 60	神奈川 66	京都 23	大阪 26	兵庫 16	広島 16
引上げ後	１０	北海道 36	青森 6	宮城 11		埼玉 10		東京 35	神奈川 43	京都 11	大阪 12	兵庫 7	広島 7
２２年　引上げ前	１２	北海道 39	青森 6	宮城 14	秋田 5	埼玉 14	千葉 5	東京 40	神奈川 47	京都 20	大阪 17	兵庫 13	広島 13
引上げ後	５	北海道 26		宮城 2				東京 10	神奈川 18				広島 1
２３年　引上げ前	９	北海道 31		宮城 8		埼玉 9		東京 16	神奈川 23	京都 1	大阪 7	兵庫 3	広島 6
引上げ後	３	北海道 17		宮城 7					神奈川 5				
２４年　引上げ前	１１	北海道 30	青森 5	宮城 19		埼玉 12	千葉 6	東京 20	神奈川 18	京都 8	大阪 15	兵庫 10	広島 12
引上げ後	６	北海道 16		宮城 9				東京 7	神奈川 5		大阪 1		広島 3
２５年　引上げ前	１１	北海道 22	青森 2	宮城 9		埼玉 6	千葉 1	東京 13	神奈川 9	京都 3	大阪 8	兵庫 4	広島 11
引上げ後	１	北海道 7											
２６年　引上げ前	５	北海道 11		宮城 1				東京 1				兵庫 1	広島 4
引上げ後	０												
２７年　引上げ前	０												
引上げ後	０												

生活保護と最低賃金の比較

○ 生活保護と最低賃金を比較すると、全ての都道府県で最低賃金が生活保護を上回っている。

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

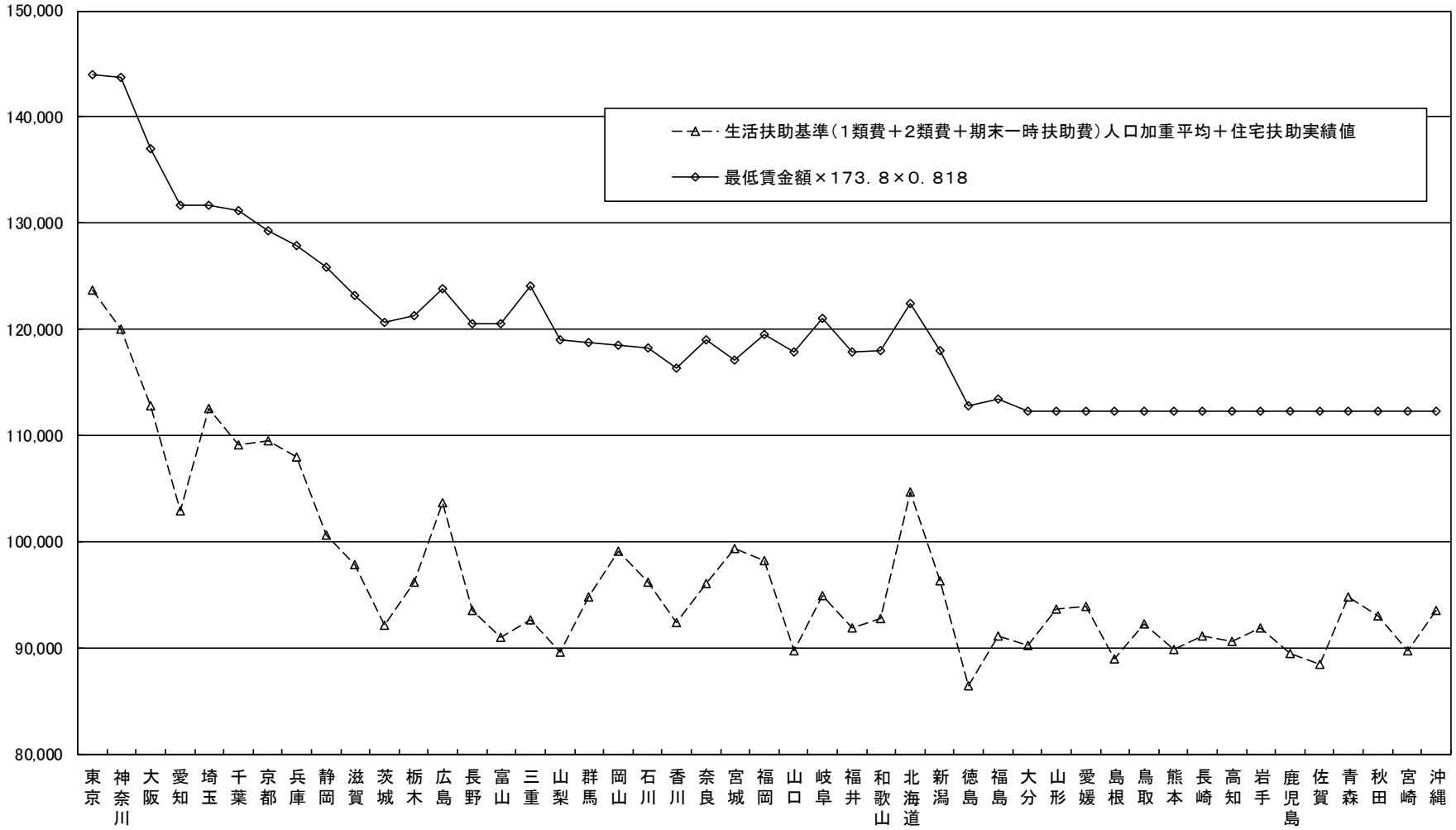

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータは平成30年度、最低賃金のデータは令和元年度のもの。
注4）0．818は時間額761円で月173．8時間働いた場合の平成30年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

消費者物価指数の増減率と最低賃金引上げ率の推移

○ 最低賃金の引上げ率は、多くの年で消費者物価の増減率を上回る水準で推移している。

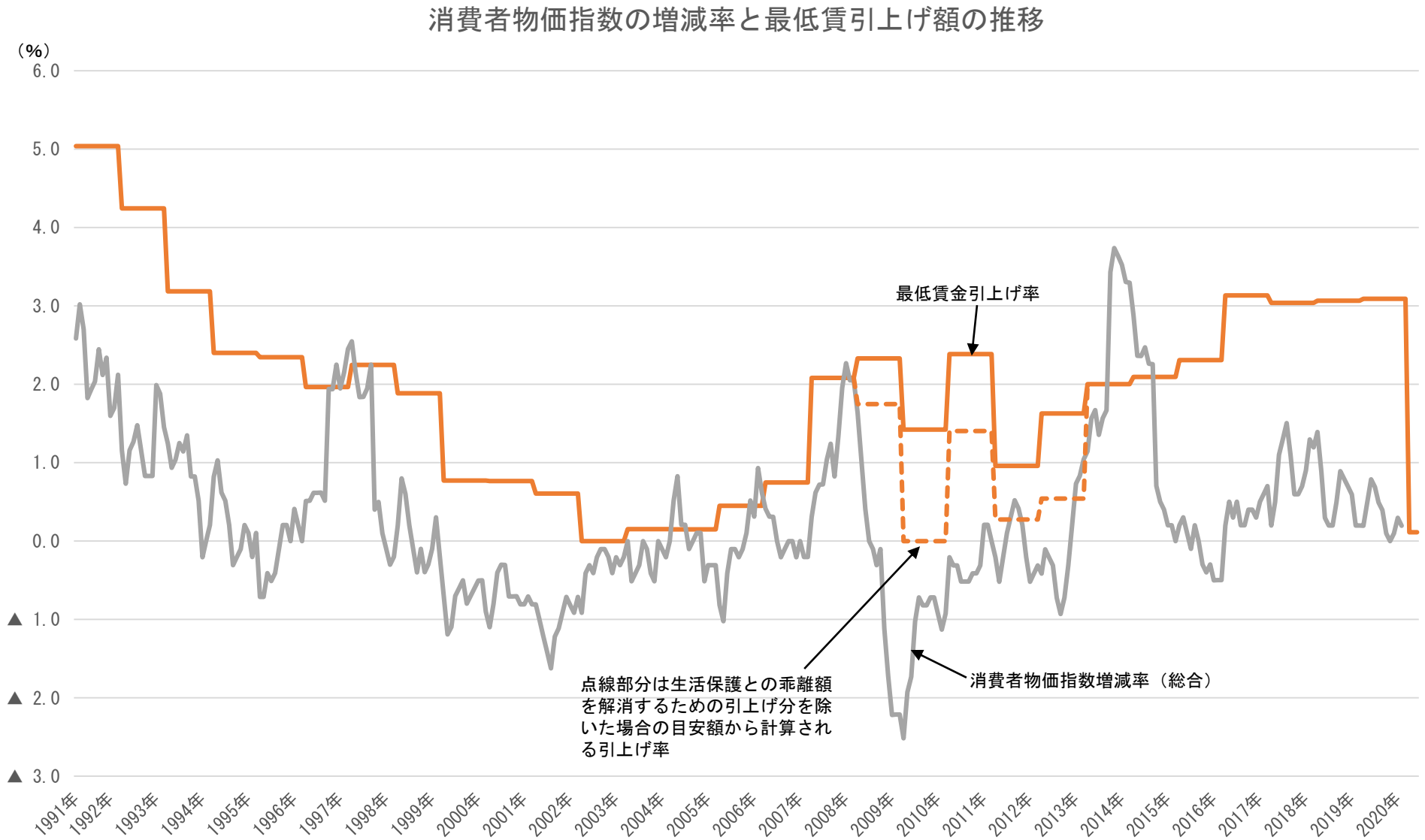

（資料出所）総務省「消費者物価指数」
（注）１．消費者物価指数増減率は月次の原数値の前年同月からの増減率。
　　２．最低賃金額は、地域別最低賃金額の全国加重平均であり、各年10月より改定後の最低賃金額が適用されたものとしている。

最賃近傍雇用者の属性別内訳の推移

○　最賃近傍雇用者の属性別内訳の推移をみると、60歳未満の有配偶の女性の比率が最も高いが、その比率は低下傾向にあり、65歳以上の高齢層の比率が上昇している。

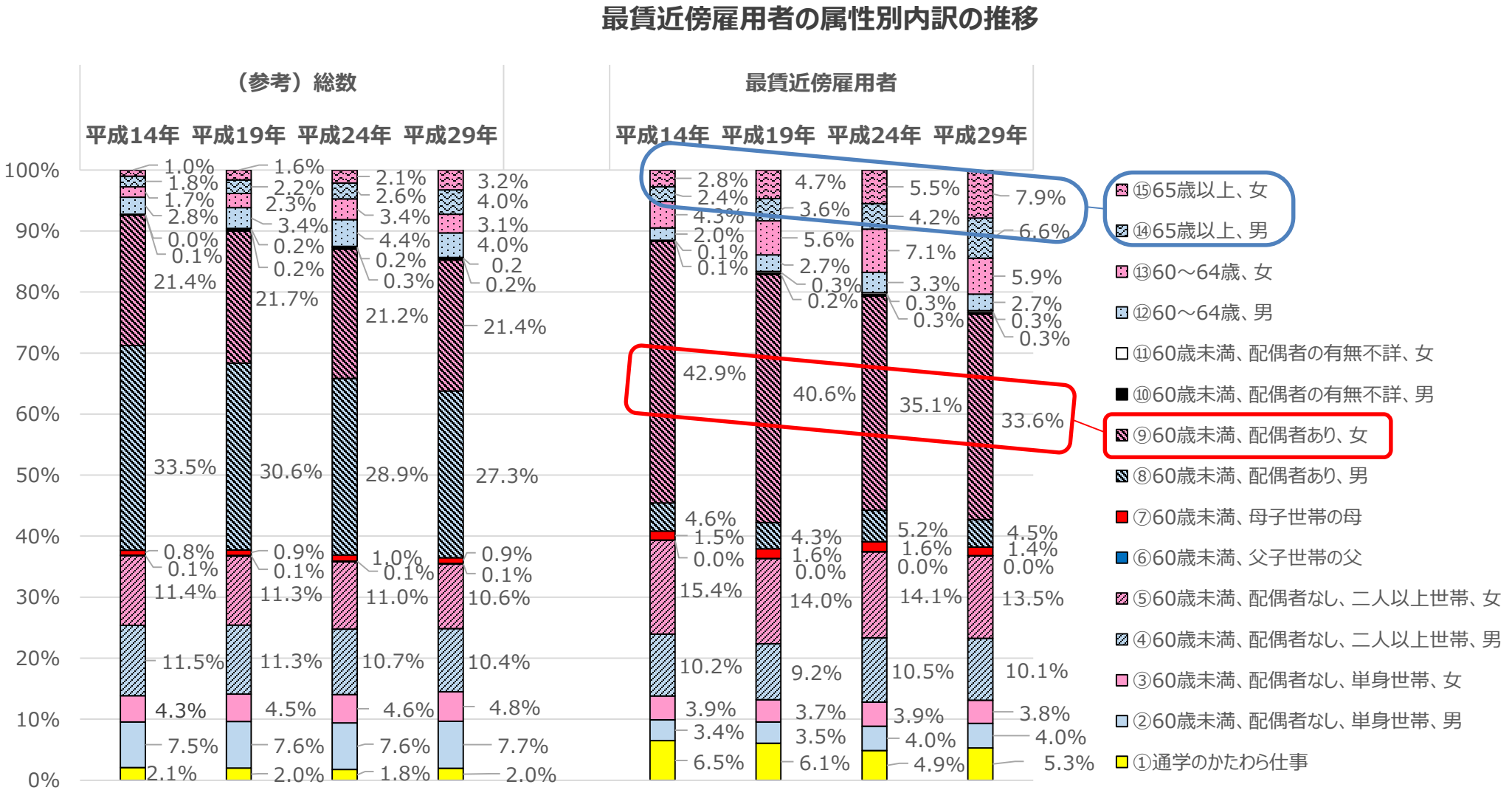

（資料出所）総務省「就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．「最賃近傍雇用者」は、「主な仕事の年間所得／50週／主な仕事の週の労働時間＜居住地の地域別最低賃金額（調査年の前年秋より適用されたもの）×1.1」である雇用者と定義。就業構造基本調査では、主な仕事の年間所得と週の労働時間を階級で調査しているため、年間所得階級×週の労働時間階級の各ブロック内で雇用者が一様に分布していると仮定して集計を行っている。
２．主な仕事の年間所得及び週の労働時間が記入されている雇用者（役員を除く）のみを集計対象としている。従って、週の労働時間が調査対象外となる１年間の就業日数が200日未満かつ就業が規則的でない雇用者は含まれていない。

最賃近傍雇用者の世帯所得の状況

○　最賃近傍雇用者の世帯所得別内訳を見ると、半数近くは世帯所得500万円以上の世帯に属しているが、3割近く世帯所得300万円未満となっている。
○　時系列で見ると、平成24年までは世帯所得が低い層の割合が増加傾向であったが、平成29年は反転している。
○　男女別に見ると、男性は世帯所得の低い層が比較的多く、半数以上が世帯所得400万円未満であるが、女性では世帯所得500万円以上の世帯が半数以上となっている。

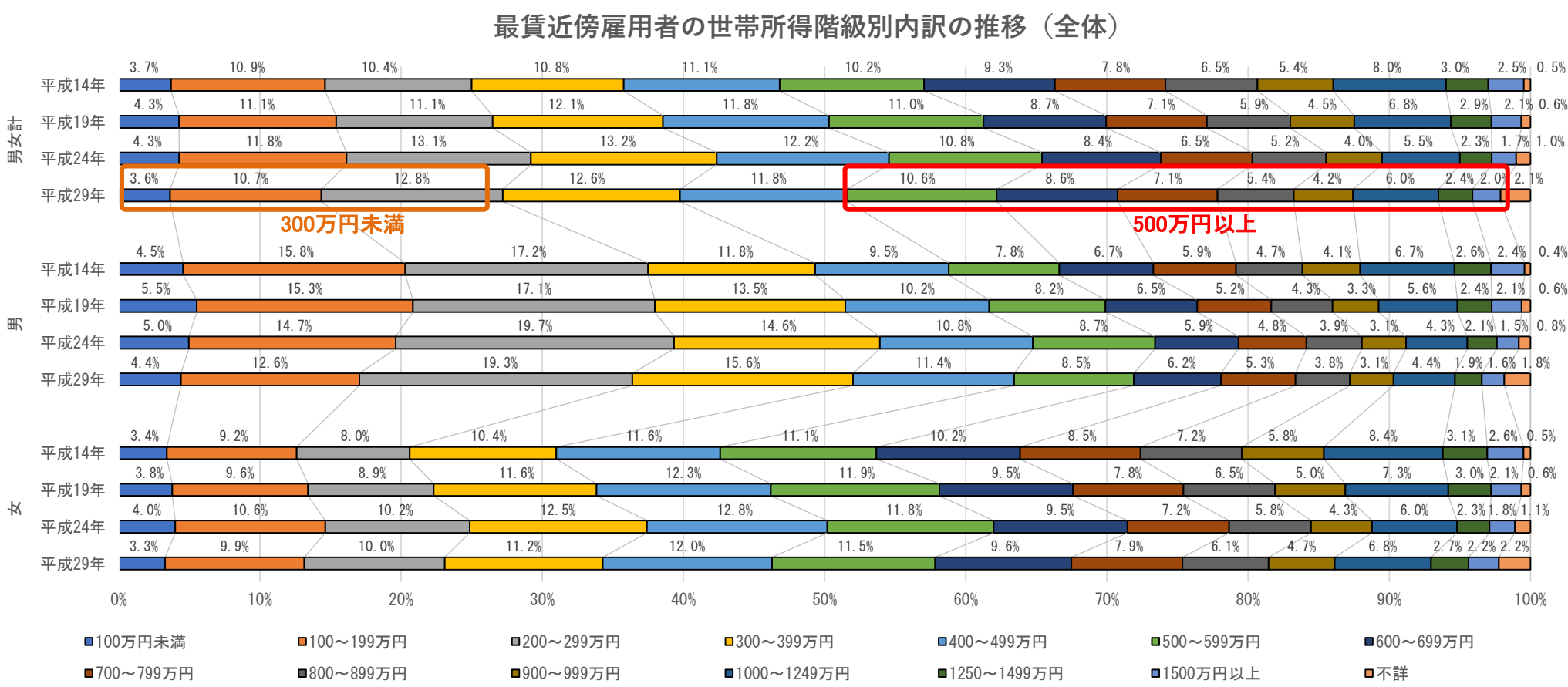

（資料出所）総務省「就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）1.「最賃近傍雇用者」は、「主な仕事の年間所得／50週／主な仕事の週の労働時間＜居住地の地域別最低賃金額（調査年の前年秋より適用されたもの）×1.1」である雇用者と定義。就業構造基本調査では、主な仕事の年間所得と週の労働時間を階級で調査しているため、年間所得階級×週の労働時間階級の各ブロック内で雇用者が一様に分布していると仮定して集計を行っている。
2. 主な仕事の年間所得及び週の労働時間が記入されている雇用者（役員を除く）のみを集計対象としている。従って、週の労働時間が調査対象外となる1年間の就業日数が200日未満かつ就業が規則的でない雇用者は含まれていない。

最賃近傍雇用者の就業調整の状況

○ 就業調整の有無をみると2割強が就業調整を行っており、60歳未満の有配偶の女性では4割以上が就業調整を行っている。

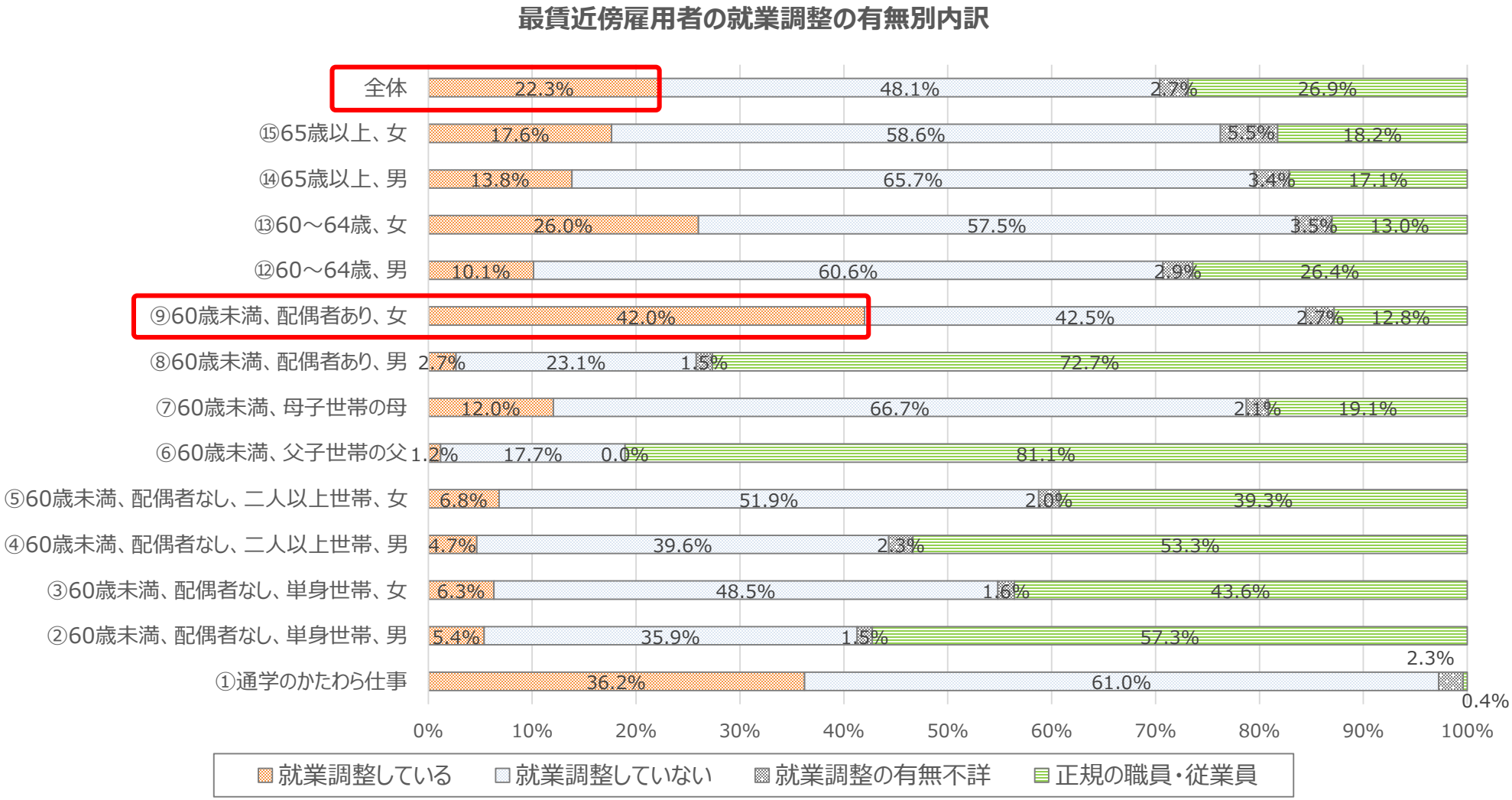

（資料出所）総務省「平成29年就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．「最賃近傍雇用者」は、「主な仕事の年間所得／50週／主な仕事の週の労働時間＜居住地の地域別最低賃金額（調査年の前年秋より適用されたもの）×1.1」である雇用者と定義。就業構造基本調査では、主な仕事の年間所得と週の労働時間を階級で調査しているため、年間所得階級×週の労働時間階級の各ブロック内で雇用者が一様に分布していると仮定して集計を行っている。
２．主な仕事の年間所得及び週の労働時間が記入されている雇用者（役員を除く）のみを集計対象としている。従って、週の労働時間が調査対象外となる１年間の就業日数が200日未満かつ就業が規則的でない雇用者は含まれていない。

家計内の最多所得者が最賃近傍雇用者である家計の貯蓄の状況

○ 2019年国民生活基礎調査により、家計内の最多所得者が最賃近傍雇用者（時間当たり賃金が地域別最低賃金の1.1倍未満の者）の場合と、最賃近傍雇用者以外の場合の家計の貯蓄の状況を特別集計した結果は以下のとおり。

○ 最賃近傍雇用者のうち家計内の最多所得者である者の割合は33.5%。年齢別に家計の貯蓄額の状況をみると、基本的に年齢が上がるほど貯蓄額が増加する傾向があるが、家計内の最多所得者が最賃近傍雇用者の場合には、最賃近傍雇用者以外の場合と比較して同一の年齢階級で貯蓄額が下回る傾向にあり、特に55歳以降でその差が広がっている。

○ 世帯属性別に家計の貯蓄額の状況をみると、どの属性でも、家計内の最多所得者が最賃近傍雇用者の世帯とそれ以外の世帯の貯蓄額には相当程度の差がある。

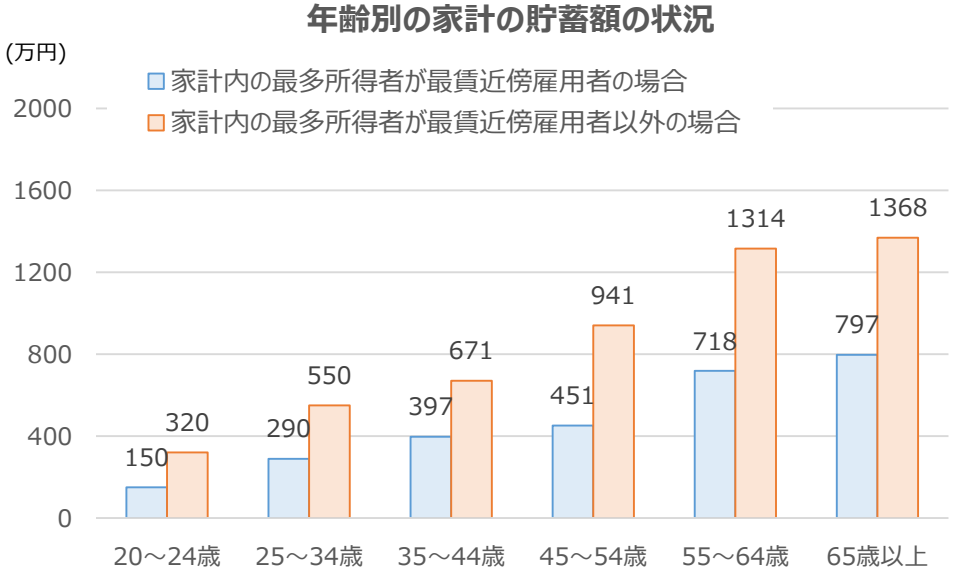

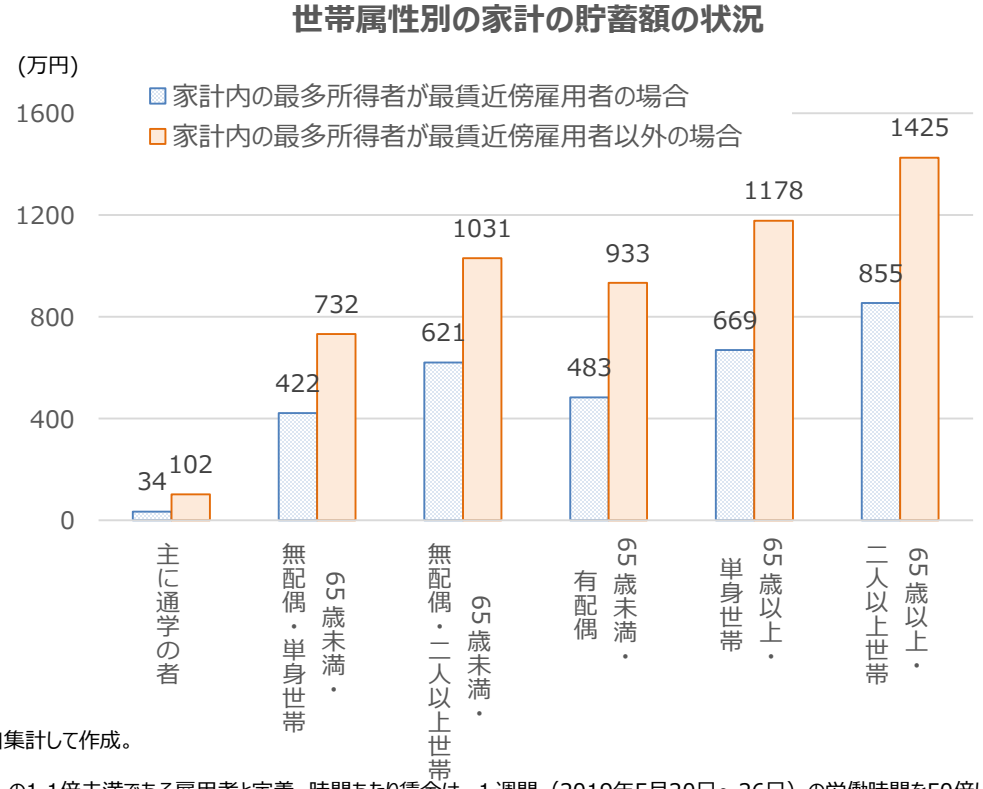

（資料出所）厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）1．対象は雇用者のみ（金額等が不詳の者は除外）。

2．最賃近傍雇用者：時間当たり賃金が居住地の地域別最低賃金額（2018年10月改定後）の1.1倍未満である雇用者と定義。時間あたり賃金は、1週間（2019年5月20日～26日）の労働時間を50倍して年間労働時間とみなし、年間（2018年）の雇用者所得を年間労働時間で除することで算出。

3．「貯蓄なし」と回答した世帯については、貯蓄額を0として平均値を計算している。

4．2019年国民生活基礎調査の特別集計では、雇用者全体に占める最賃近傍雇用者の割合は20.0%、家計内の最多所得者に占める最賃近傍雇用者の割合は11.3%となったが、これは、国民生活基礎調査が世帯調査であるため、賃金構造基本調査などの事業所調査に比べて労働時間が長く回答されている可能性があり、結果として最賃近傍雇用者の比率が高く出ている可能性があることに留意が必要。

最低賃金の水準に関する諸外国との比較

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり
2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進
（3）所得向上策の推進
②最低賃金の引上げ

経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模企業に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講じるとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、**我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析(※)をはじめ、最低賃金のあり方について引き続き検討する**。

（※）業種業態別、地域別の実態分析を含む。

日本の最低賃金が低い理由・背景

令和元年第６回経済財政諮問会議
（令和元年７月31日）
根本臨時議員提出資料を時点更新

現状

➢ 単純比較はできないものの、日本の最低賃金は欧米諸国に比して低い。

日本	902円		イギリス	8.91ポンド	1359円
ドイツ	9.50ユーロ	1239円	フランス	10.25ユーロ	1338円

（2021年4月1日時点、日本円換算は2021年4月1日の為替レートを使用、各国の金額はいずれも時給額）

理由・背景

➢ 日本の最低賃金が低い理由・背景としては、①正規雇用と非正規雇用の賃金決定方法の違い、②労働生産性の低さなどが考えられる。
➢ このほか、諸外国の最低賃金制度では、若年者や職業訓練受講者等に対する減額措置等が設けられていることも考慮する必要。

① 賃金決定方法

○ 日本では、最低賃金引上げの影響を大きく受けるのは、短時間労働者等。
○ その背景として、一般労働者では、勤続年数等に応じて賃金が決定される傾向にあり、ベースアップなどの賃上げが行われてきたが、短時間労働者等では、その時々の労働市場における雇入れ賃金額に強く影響を受け、職務や職能とかかわりなく賃金が定められ、賃金カーブはほぼ横ばいで、処遇も低くなる傾向。こうした中で、日本の最低賃金は、事実上、賃金額の低い短時間労働者等の賃金水準を念頭において運用されてきた。
○ 一方で、欧州諸国では、一般労働者も短時間労働者等も特定の「職務」（ポスト）に対して採用を行い、「職務給」が適用される例が多く、賃金決定方法が雇用形態に関わらず共通となることが多い。短時間労働者等についても、賃金の時間単価に大きな差はない。

＜就業形態別の影響率(令和元年)＞

一般労働者	1.8%
短時間労働者	18.1%

(出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和元年))

＜フルタイム労働者の賃金を100とした場合のパートタイム（短時間）労働者の賃金＞【2014年】

日本	56.6	イギリス	71.0
ドイツ	72.1	フランス	86.6

(出典：独立行政法人 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2019」)

＜日本における賃金カーブ（時給ベース、令和元年平均）＞

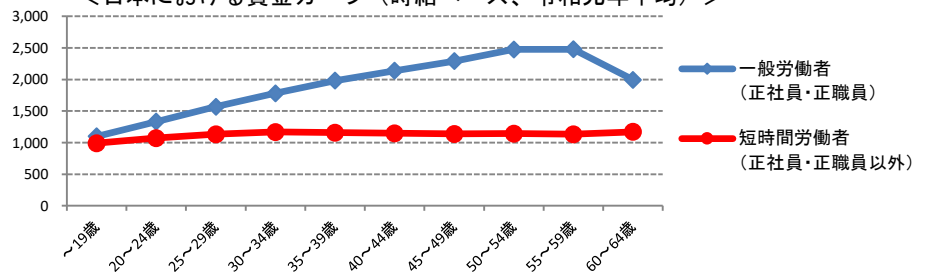

（出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和元年））

② 労働生産性の低さ

○ 日本の労働生産性の水準は、15年前と比して伸びているものの、依然低い水準に留まっている。

＜労働生産性（時間当たり）の国際比較（2019年）＞

（括弧内は2004年の労働生産性（時間当たり）を100とした場合の数値）

日本	47.9（143.4）	イギリス	64.6（147.8）	ドイツ	74.7（161.3）	フランス	77.4（170.1）

（ドル）

（出典：（公財）日本生産性本部「労働生産性の国際比較」を元に厚生労働省作成）

こうした状況を打破するため、最低賃金について、この８年間で全国加重平均で153円引き上げてきた。
今後も、同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇改善に引き続き取り組みつつ、
最低賃金も含めた賃金の底上げに向け、生産性向上等を実現するための支援に政府をあげて取り組む必要。

最低賃金の国際比較（G7）

○　各国で最低賃金の適用対象が異なる。
例：日本では、基本的に全ての労働者に最低賃金が適用されるのに対し、イギリスでは16～24歳、フランスでは18歳未満や研修生等には減額した最低賃金を適用。ドイツでは、18歳未満や職業訓練実習生の一部等は適用除外。

○　アメリカ、フランスは全国一律最低賃金の設定があるが、アメリカは州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めているところもあり、フランスは労働協約による地域・業種別最低賃金の設定がある。

（2021年4月1日時点。各国の金額はいずれも時給額）

日本	902円	902円	地域別最低賃金
アメリカ	7.25ドル	801円	連邦最低賃金に加え、 州別最低賃金あり。
カナダ	11.45～16.0 カナダドル	1002円～1400円	州別最低賃金
ドイツ	9.50ユーロ	1239円	全国一律最低賃金
イギリス	8.72ポンド	1359円	全国一律最低賃金
フランス	10.25ユーロ	1338円	全国一律最低賃金に加え、 地域・業種別最低賃金あり。

（注）1. 日本円換算は2021年4月1日の為替レートを使用。
2. 日本は全国加重平均の数値である。
3. イタリアには最低賃金制度はない。
4. イギリスは23歳以上に適用される金額。

フルタイム労働者の賃金の中央値・平均値に占める最低賃金の割合の国際比較

○　最低賃金制度のないイタリアを除くG7諸国について、フルタイム労働者の賃金の中央値及び平均値に占める最低賃金の割合を比較した場合、いずれの場合も、日本の最低賃金の水準は、カナダ・イギリス・フランス・ドイツに比して低い水準となっている。

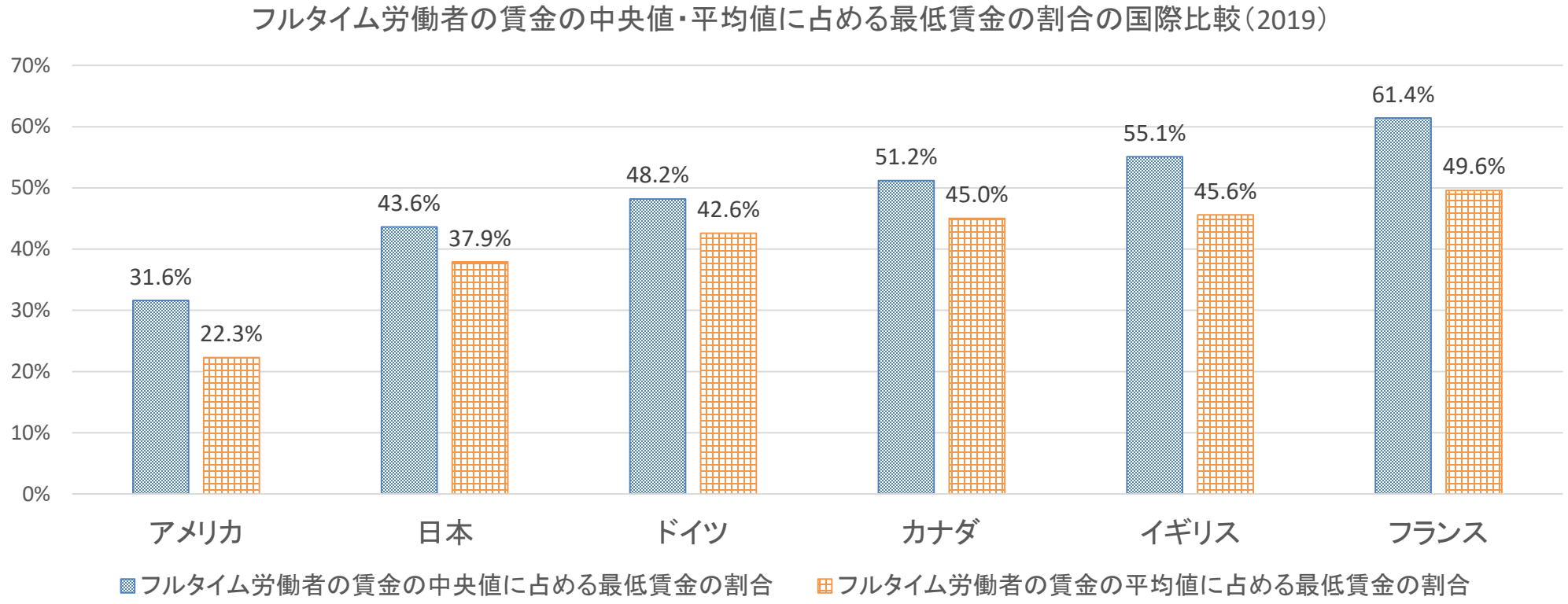

（資料出所）OECD.Stat “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めているところもある。

（注3）OECD Statの注釈では、フルタイム労働者の賃金の中央値の方が賃金の平均値よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。また、理想的には、分母のフルタイム労働者の賃金の中央値は、残業代やボーナスなどを除くことが望ましいが、多くの国で利用不能であるため、除いていないとしている。

フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）

○　最低賃金制度のないイタリアを除くG7諸国について、フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、フランス・アメリカ・ドイツは横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・日本・カナダは上昇傾向にある。

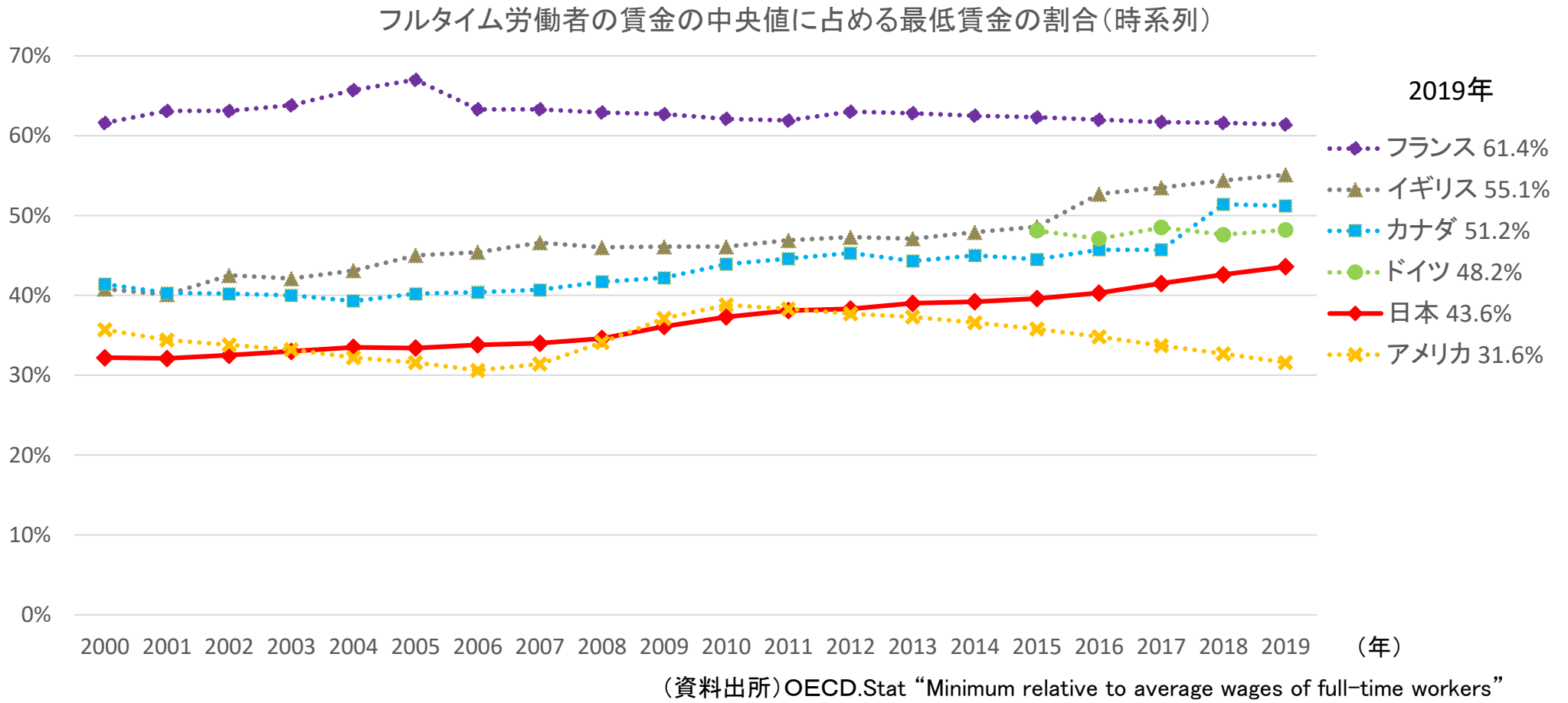

（資料出所）OECD.Stat “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは、連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めているところもある。

（注3）ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

全労働者の平均賃金に占める最低賃金の国際比較

○　最低賃金制度のないイタリアを除くG7諸国について、各国のOECD統計における平均賃金（国民経済計算から算出）に占める最低賃金の割合を比較した場合、日本の最低賃金の水準は、アメリカ・カナダを上回り、ドイツ・イギリス・フランスをわずかに下回る水準となっている。

平均賃金に占める最低賃金の割合

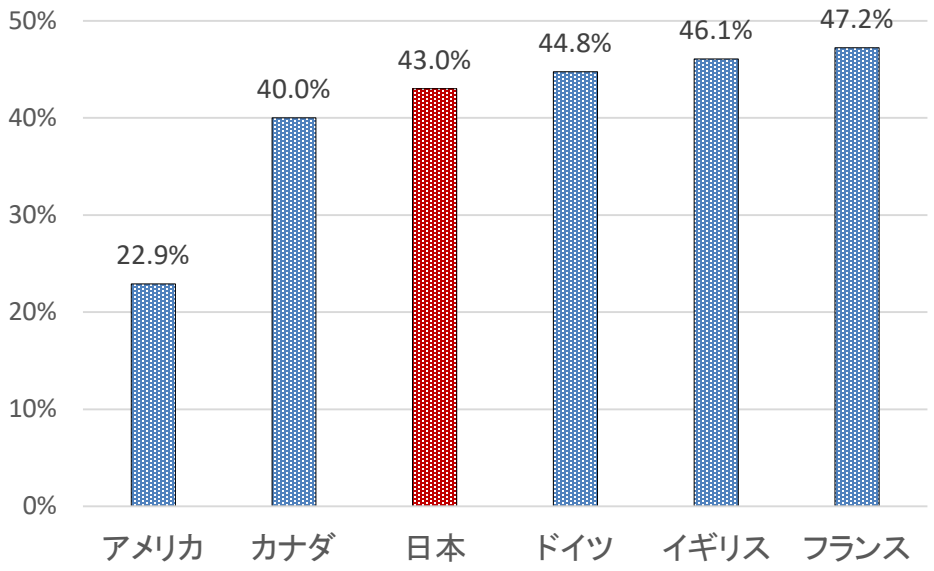

（出所）OECD.Stat “Real minimum wages” (2019)（※日本のみ2018年）、
OECD.Stat “Average annual wages”(2019)をもとに厚生労働省
労働基準局作成

（参考）平均賃金年額（購買力平価による米ドル換算）

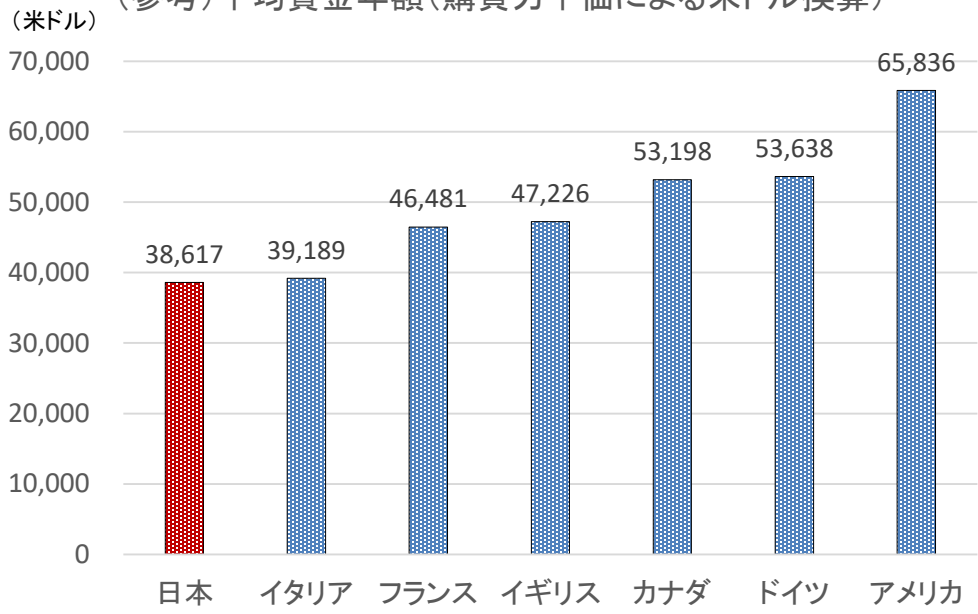

（出所）OECD.Stat “Average annual wages” (2019)

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは、連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めているところもある。

（注3）平均賃金に占める最低賃金の割合は、OECD.Stat ”Average annual wages”(2019)の購買力平価による米ドル換算値（年額）を、“Real minimum wages” (2019)（日本のみ2018年）の購買力平価による米ドル換算値（年額）で除した割合。

最低賃金の目標の設定方法に関する諸外国との比較

○　最低賃金の目標を設定する国の中には、平均賃金や中央値賃金に占める相対的な割合で最低賃金の目標を設定する国がある一方、絶対額で最低賃金の目標を定める国がある。

類型	国	設定主体	最低賃金の目標の詳細
最低賃金の相対的な水準により目標を定める国	英国	政府	2020年までに中央値賃金の60%（※2020年に達成）、2024年までに中央値賃金の2/3 ※　野党の労働党は2020年に時給10ポンドを公約
	スペイン	政府	2024年までに平均賃金の60%
絶対額で最低賃金の目標を定める国	ドイツ	労働組合（社会民主党、緑の党、左翼党が支持） ※　第4次メルケル内閣（2018.3-）は、キリスト教民主同盟 、キリスト教社会同盟 、社会民主党の連立政権	時給12ユーロへの増加を求める労働組合の主張を社会民主党、緑の党、左翼党が支持 ※　第４次メルケル内閣(2018.3-)のフーベルトゥス・ハイル労働・社会大臣は、社会民主党に所属
	日本	政府	より早期に全国加重平均1000円
	韓国	文大統領・選挙公約	2020年までに時給１万ウォン ※2020年時点で時給8590ウォンであり未達成。
	米国	バイデン大統領・選挙公約	連邦最低賃金を7.25ドルから15ドルに引上げ

（資料出所）英国、スペイン、ドイツ（※）については、Eurofound “Minimum wages in 2020: Annual review”、韓国については、JILPT海外労働情報「2020年までの最低賃金１万ウォン達成は実現困難に」、米国については、大統領選挙キャンペーンサイト（joebiden.com） をもとに厚生労働省労働基準局において作成。（※） フランスについては、Eurofound (2020) に記載なし。

最低賃金の属性別の影響率

最低賃金の影響率（事業所属性別・労働者属性別）に係る特別集計の趣旨

○ どのような事業所属性又は労働者属性において最低賃金の影響率が高いのかなどについて調べるため、令和元年賃金構造基本統計調査の特別集計を行った。

○ 特別集計に当たっては、一般に賃金決定に影響を与えると考えられる事業所属性及び労働者属性に着目。
- 事業所属性：事業所の所在地（都道府県）、産業、企業規模
- 労働者属性：性、年齢、就業形態（一般・パート）、学歴

【項目一覧】

（参考）最低賃金の未満率・影響率の推移（平成14年度～令和元年度）
- 最低賃金に関する基礎調査（事業所規模30人未満が調査対象）
- 賃金構造基本統計調査特別集計（事業所規模5人以上が調査対象）

1．事業所属性別の最低賃金の影響率（令和元年賃金構造基本統計調査特別集計結果）
① 都道府県別の最低賃金の影響率
② 産業別の最低賃金の影響率
③ 産業×企業規模別の最低賃金の影響率

2．労働者属性別の最低賃金の影響率（令和元年賃金構造基本統計調査特別集計結果）
① 性・年齢階級別の影響率の最低賃金の影響率
② 就業形態・性・年齢階級別の最低賃金の影響率
③ 一般労働者の学歴・性別の最低賃金の影響率

最低賃金の未満率・影響率の推移

小規模事業所（事業所規模30人未満）

（単位：%）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
未満率	1.9	1.6	1.5	1.4	1.2	1.1	1.2	1.6	1.6	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6
影響率	1.9	1.6	1.5	1.6	1.5	2.2	2.7	2.7	4.1	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3

資料出所　厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」
（注）　事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

全事業所（事業所規模5人以上）

（単位：%）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
未満率	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.5	1.5	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9
影響率	1.2	1.0	1.2	1.3	1.2	1.5	1.8	1.9	2.6	2.5	2.8	3.6	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」
（注）　事業所規模5人以上の民営事業所（5～9人の事業所については企業規模5～9人に限る）を調査対象としている。

「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合である。

都道府県別の最低賃金の影響率

○ 令和元年の最低賃金の影響率は、全国計では6.0%となっており、都道府県別に見ると、
- 大阪府（10.1%）が最も高く、次に、埼玉県、神奈川県、鹿児島県、青森県の順に高くなっている。
- 徳島県（2.1%）が最も低く、次に、香川県、鳥取県、石川県、島根県の順に低くなっている。

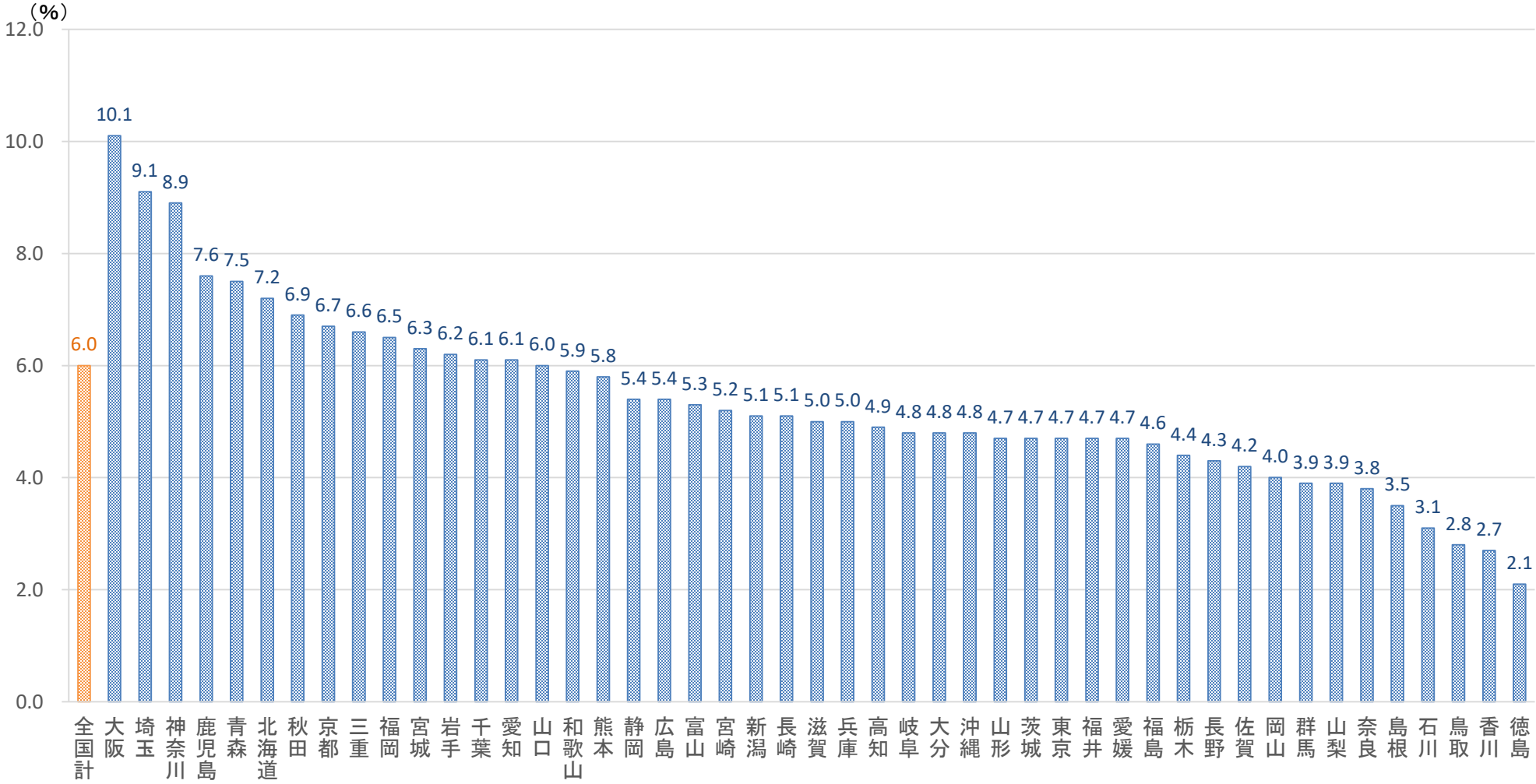

出典「令和元年賃金構造基本統計調査　特別集計結果」
（注）1. 影響率とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。
2. 賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所（5～9人の事業所については企業規模5～9人に限る）を調査対象としている。

産業別の最低賃金の影響率

○ 産業大分類別に影響率(注)をみると、全産業平均(5.2%)を上回っているのは「宿泊業，飲食サービス業」(12.6%)、「卸売業，小売業」(9.3%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(8.7%)、「生活関連サービス業，娯楽業」(8.0%)、「不動産業，物品賃貸業」(6.2%)。

○ 「製造業」(4.0%)は、全産業平均をやや下回るが、最低賃金引上げの影響を受けた労働者数のボリュームは大きい。

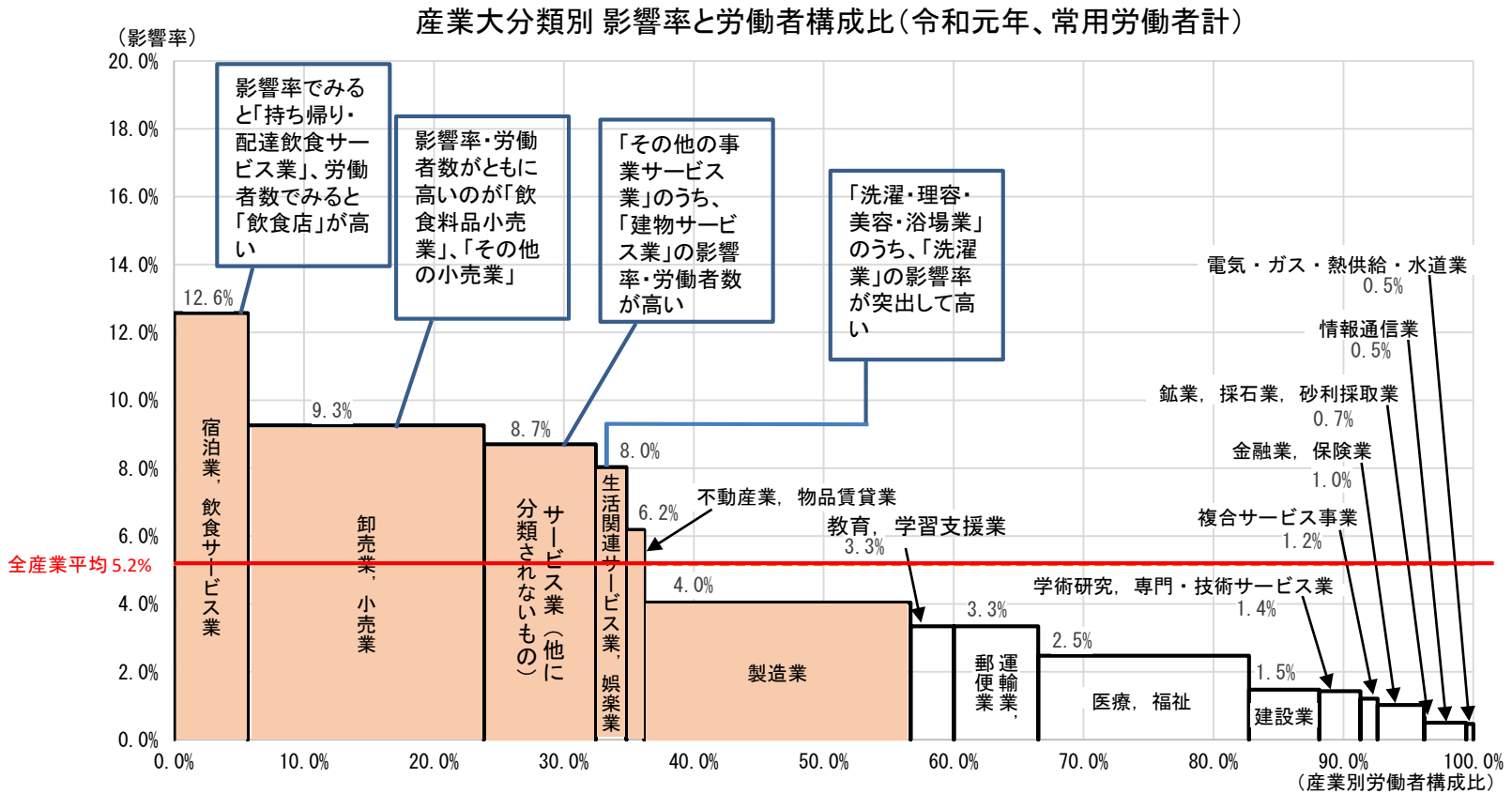

(資料出所) 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。

2．縦軸の「影響率」は、令和元年６月の１時間当たり所定内給与額が令和元年の秋より適用された最低賃金額未満である常用労働者の割合。所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。所定内給与額の算出に当たって、最低賃金と比較する際に対象には含まれない３手当（通勤手当、精皆勤手当、家族手当）を含めて算出しているため、いずれの影響率も実際より低くなっていることに留意が必要。令和元年の影響率は、３手当を含めた場合の全産業平均は5.2%である一方、３手当を一部産業等において除いた場合の全産業平均は6.0%となっている。

3．横軸の「産業別労働者構成比」は、全産業の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。

4．各産業の長方形の面積は、令和元年６月の１時間当たり所定内給与額が令和元年の秋より適用された最低賃金額未満である常用労働者のボリューム（全常用労働者に占める比率）を示している。

5．表中のふき出しは、産業中分類・小分類別の特記事項を記載。

産業×企業規模別の最低賃金の影響率

○ 産業大分類×企業規模別に令和元年の影響率をみると、概ねどの産業でも、企業規模が小さいほど影響率が高くなる傾向がある。

○ しかし、「宿泊業，飲食サービス業」、「卸売業，小売業」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「不動産業，物品賃貸業」などでは、規模が大きい企業でも影響率が比較的高水準となっている。

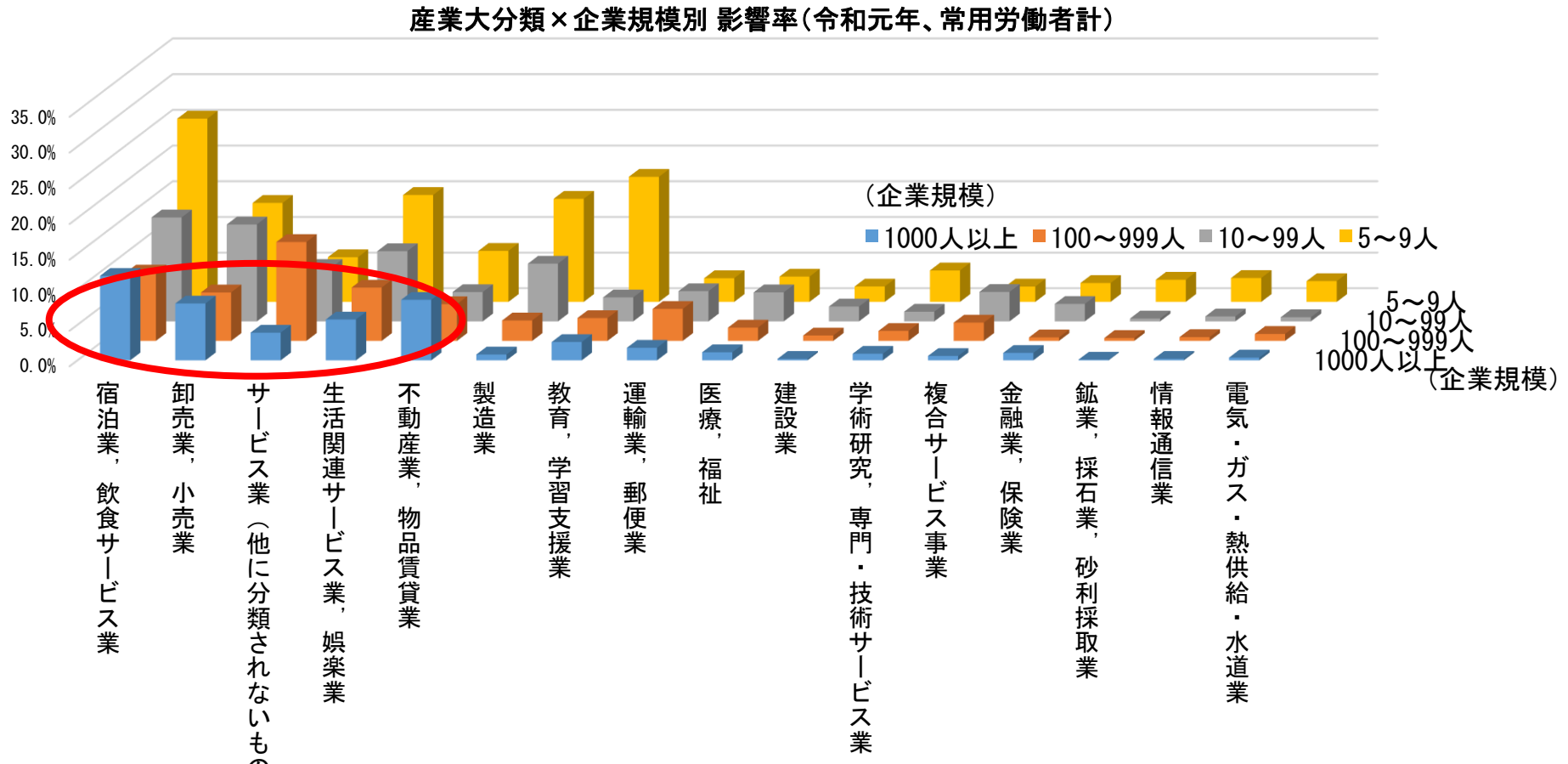

（資料出所）厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．縦軸の「影響率」は、令和元年６月の１時間当たり所定内給与額が令和元年の秋より適用された最低賃金額未満である常用労働者の割合。所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。所定内給与額の算出に当たって、最低賃金と比較する際に対象には含まれない３手当（通勤手当、精皆勤手当、家族手当）を含めて算出しているため、いずれの影響率も実際より低くなっていることに留意が必要。令和元年の影響率は、３手当を含めた場合の全産業平均は5.2%である一方、３手当を一部産業等において除いた場合の全産業平均は6.0%となっている。

性・年齢階級別の最低賃金の影響率

○ 男女とも若年層（特に15～19歳層）と高年齢層（特に70歳以上層）で影響率が高くなっている。
○ 男性の壮年層（25～59歳）ではおしなべて影響率が低く、45～49歳層が最も低くなっている。
○ 女性の壮年層（25～59歳）は、男性に比べて影響率が高いが、女性の若年層や高年齢層よりは低く、25～29歳層で最も低くなっている。
○ 影響労働者の71.7%を女性が占めており、年齢別では26.5%を24歳以下の若年者が、26.4%を60歳以上の高年齢者が占めている。

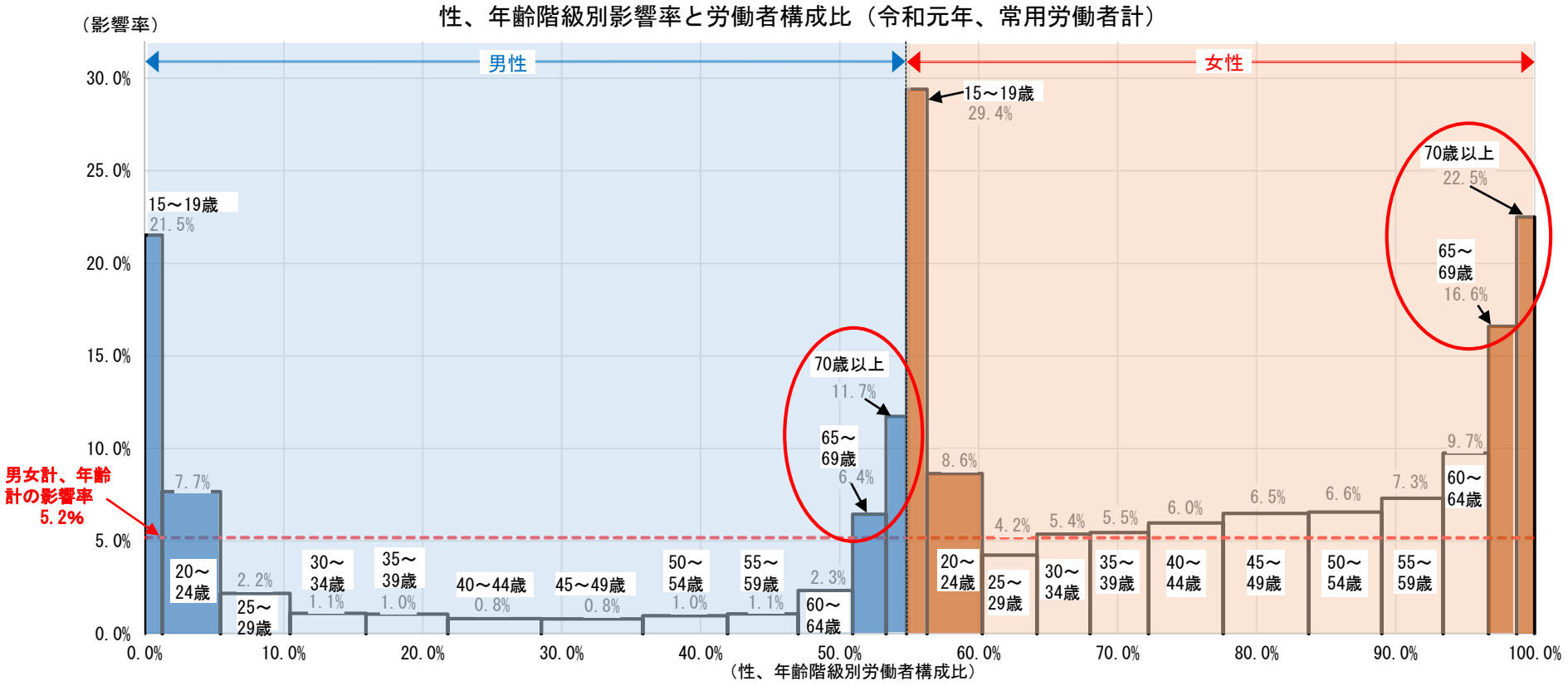

（資料出所）厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．縦軸の「影響率」は、令和元年６月の１時間当たり所定内給与額が令和元年の秋より適用された最低賃金額未満である常用労働者の割合。所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
所定内給与額の算出に当たって、最低賃金と比較する際に対象には含まれない３手当（通勤手当、精皆勤手当、家族手当）を含めて算出しているため、いずれの影響率も実際より低くなっていることに留意が必要。
令和元年の影響率は、３手当を含めた場合は男女計・年齢計で5.2%である一方、３手当を一部産業等において除いた場合は男女計・年齢計で6.0%となっている。
３．横軸の「性、年齢階級別労働者構成比」は、男女計、年齢計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
４．各区分の長方形の面積は、令和元年６月の１時間当たり所定内給与額が令和元年の秋より適用された最低賃金額未満である常用労働者のボリューム（男女計、年齢計の常用労働者に占める比率）を示している。

就業形態・性・年齢階級別の最低賃金の影響率

○ 就業形態、性別に、年齢階級を若年層（24歳以下）、壮年層（25～59歳）、高年齢層（60歳以上）に区分し、令和元年の影響率をみると
- 一般労働者では、女性の高年齢層が、就業形態計、男女計、年齢計の影響率を上回っている。
- 短時間労働者では、どの年齢階層でも影響率が平均より高くなっており、特に男女の若年層と女性の高年齢層で高くなっている。
- 若年層の年齢を細分化すると、一般労働者でも、女性の21歳以下は平均より高くなっている。
- 影響労働者の構成をみると、短時間労働者で80.2%を占めており、壮年層の女性（31.3%）、高年齢層の女性（15.7%）、若年層の女性（13.1%）、若年層の男性（9.6%）、高年齢層の男性（5.6%）、壮年層の男性（4.8%）の順に多くなっている。

就業形態、性、年齢階級別影響率と労働者構成比（令和元年、常用労働者計）

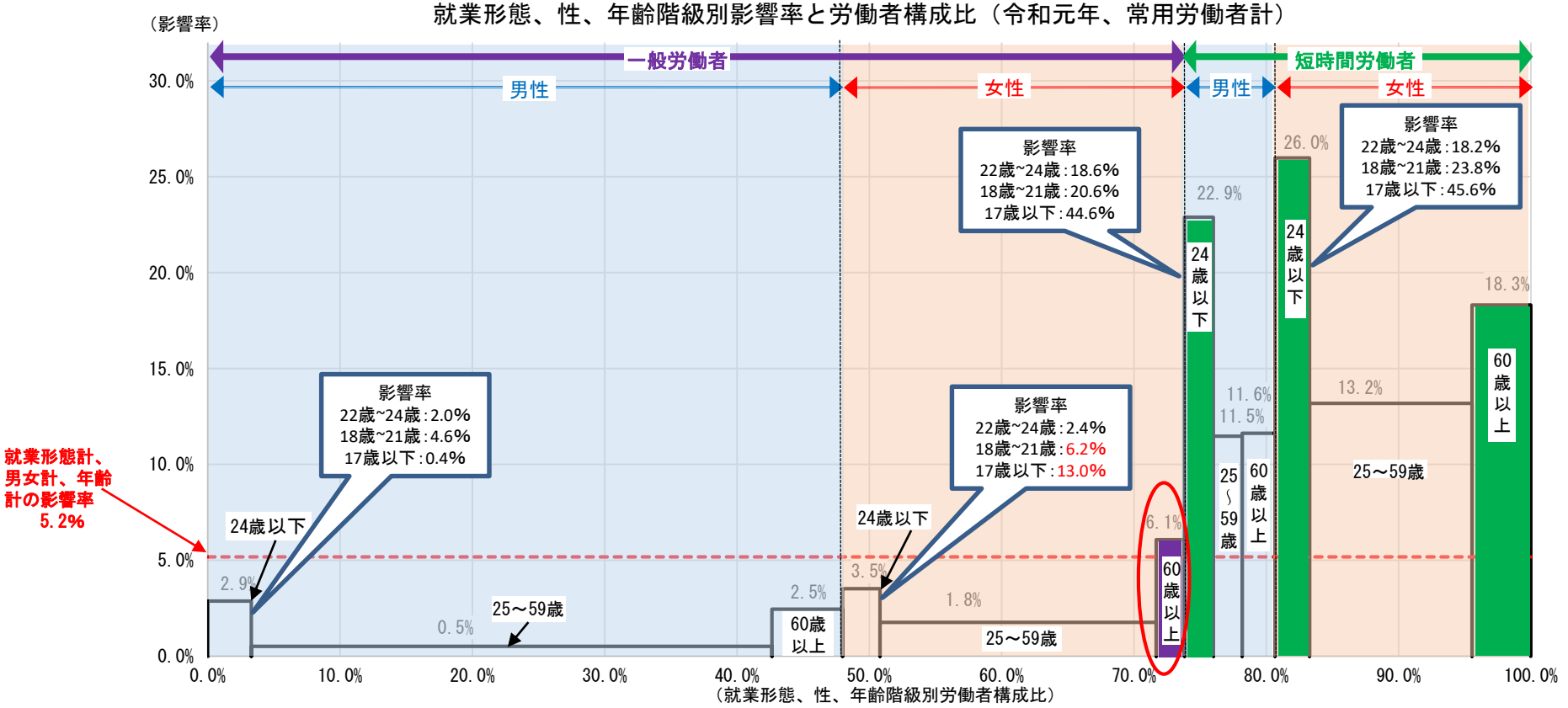

（資料出所）厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．縦軸の「影響率」は、令和元年６月の１時間当たり所定内給与額が令和元年の秋より適用された最低賃金額未満である常用労働者の割合。所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
所定内給与額の算出に当たって、最低賃金と比較する際に対象には含まれない３手当（通勤手当、精皆勤手当、家族手当）を含めて算出しているため、いずれの影響率も実際より低くなっていることに留意が必要。
令和元年の影響率は、３手当を含めた場合は、就業形態計・男女計・年齢計で5.2%である一方、３手当を一部産業等において除いた場合は6.0%となっている。
３．横軸の「就業形態、性、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態計、男女計、年齢計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
４．各区分の長方形の面積は、令和元年６月の１時間当たり所定内給与額が令和元年の秋より適用された最低賃金額未満である常用労働者のボリューム（就業形態計、男女計、年齢計の常用労働者に占める比率）を示している。

一般労働者の学歴・性別の最低賃金の影響率

○　一般労働者について、学歴・性別に、影響率をみると
- 男女とも学歴が高くなるほど影響率が低くなっている。同じ学歴でも女性の方が男性よりも影響率が高く、特に、中学卒や高校卒では男女差が大きくなっており、中学卒の女性の影響率は11.1%と非常に高くなっている。
- 影響労働者の構成をみると、高校卒の女性（40.3%）、高校卒の男性（28.0%）、高専・短大卒の女性（8.3%）、大学・大学院卒の男性（5.9%）、中学卒の女性（5.1%）、中学卒の男性（4.7%）、大学・大学院卒の女性（4.5%）、高専・短大卒の男性（3.0%）の順に多くなっている。

※　令和元年の賃金構造基本統計調査では、短時間労働者の学歴は調査しておらず、上記は一般労働者（フルタイム労働者）のみの未満率であることに留意が必要。

学歴、性別影響率と労働者構成比（令和元年、一般労働者）

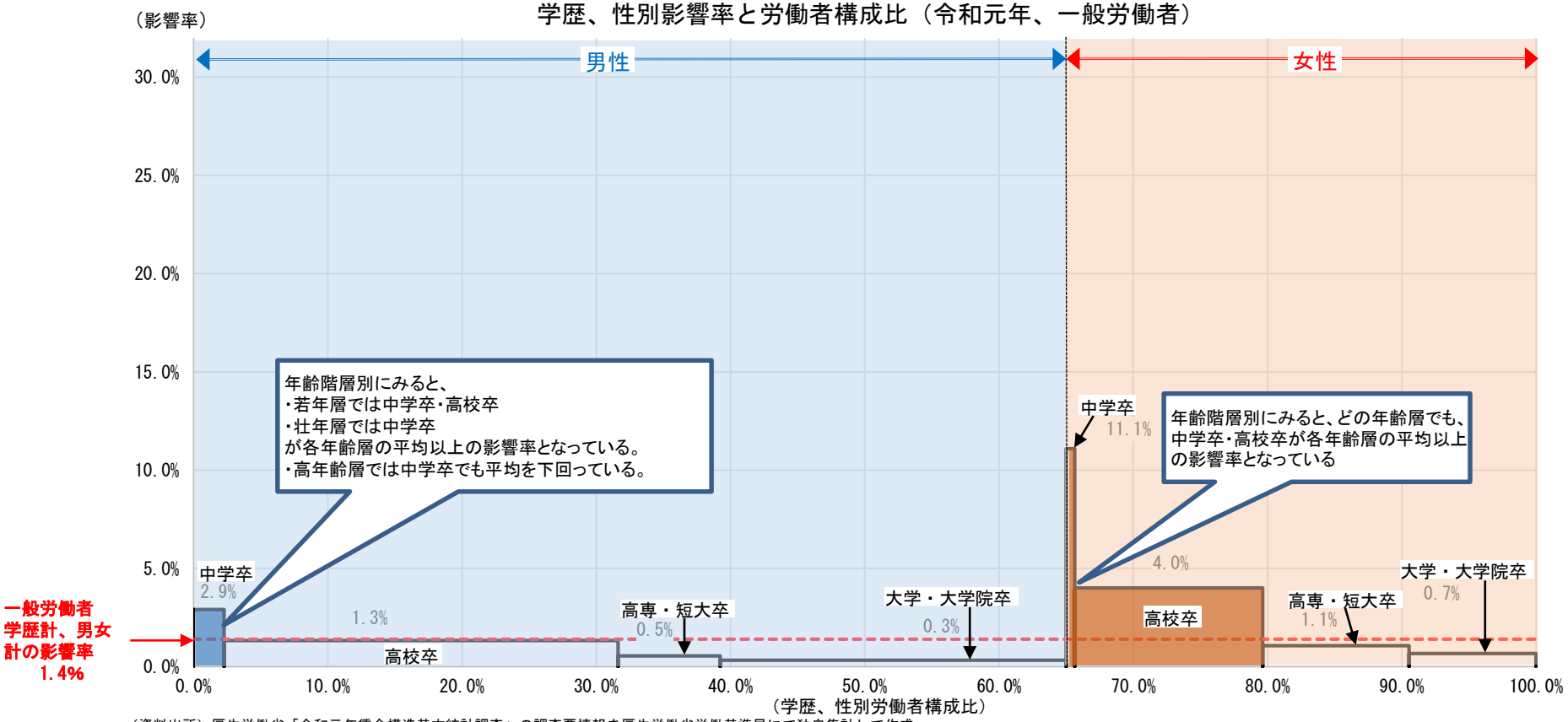

（資料出所）厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．縦軸の「影響率」は、令和元年６月の１時間当たり所定内給与額が令和元年の秋より適用された最低賃金額未満である一般労働者の割合。所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．横軸の「学歴、性別労働者構成比」は、学歴計、男女計の一般労働者数に占める各区分の一般労働者数の比率を示している。
４．各区分の長方形の面積は、令和元年６月の１時間当たり所定内給与額が令和元年の秋より適用された最低賃金額未満である一般労働者のボリューム（学歴計、男女計の一般労働者に占める比率）を示している。

令和３年７月１日（木）13:00～

於 三田共用会議所 第四特別会議室（4階）

第２回目安に関する小委員会

＜　議　事　次　第　＞

令和３年度地域別最低賃金額改定の目安について

＜　資　料　一　覧　＞

資料No.1　令和３年賃金改定状況調査結果

資料No.2　生活保護と最低賃金

資料No.3　地域別最低賃金額、未満率及び影響率

資料No.4　賃金分布に関する資料

資料No.5　最新の経済指標の動向

参考資料　委員からの追加要望資料

以上

資料 No.1

令和３年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

１．調査の地域　全国

２．調 査 産 業　日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
（ア）製造業
（イ）卸売業，小売業
（ウ）学術研究，専門・技術サービス業
（エ）宿泊業，飲食サービス業
（オ）生活関連サービス業，娯楽業
（カ）医療，福祉
（キ）サービス業（他に分類されないもの）

３．調査事業所
（１）数　15,641 事業所
（２）選定の方法
事業所母集団データベース（平成 30 年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において１人１時間あたり賃金額の標準誤差率が 1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。
※　産業は上記２に掲げる７つの産業で、事業所規模は１～９人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,377	27.6%
B ランク	3,306	1,070	32.4%
C ランク	4,191	1,375	32.8%
D ランク	3,162	1,169	37.0%
合計	15,641	4,991	31.9%

４．集計労働者　34,655 人

５．調 査 事 項〔基準となる期日又は期間〕
（１）事業所に関する事項
イ　主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和３年６月１日現在〕
ロ　事業所の労働者数〔令和３年６月１日現在〕
ハ　事業所の月間所定労働日数、通常労働日の１日の所定労働時間数〔令和３年６月分〕
ニ　事業所の年間所定労働日数〔令和元年度分、令和２年度分〕
ホ　賃金改定状況〔令和３年１月～６月〕
（２）労働者に関する事項
イ　性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和３年６月１日現在〕
ロ　賃金形態〔令和２年６月分、令和３年６月分〕
ハ　基本給額、諸手当〔令和２年６月分、令和３年６月分（見込額）〕
ニ　月間所定労働日数、１日の所定労働時間数〔令和２年６月分、令和３年６月分〕

6．利用上の注意

（1）集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。

（2）集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。

（3）集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。

（4）各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第１表　賃金改定実施状況別事業所割合

（%）

ランク	産業計					製造業					卸売業，小売業					学術研究，専門・技術サービス業				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	34.2	1.4	52.6	11.8	100.0	35.8	0.7	53.9	9.6	100.0	36.4	0.9	49.4	13.3	100.0	41.2	1.7	47.8	9.3
B	100.0	36.5	1.1	48.3	14.1	100.0	33.3	0.5	48.0	18.2	100.0	35.0	1.2	47.3	16.5	100.0	56.5	0.0	32.7	10.7
C	100.0	37.7	2.4	45.0	14.8	100.0	32.1	1.1	50.7	16.1	100.0	43.2	2.4	37.3	17.1	100.0	34.8	4.5	45.6	15.2
D	100.0	39.1	0.7	45.1	15.1	100.0	26.3	0.0	54.8	18.9	100.0	42.9	0.2	40.4	16.5	100.0	44.7	1.6	41.5	12.2
計	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1
R２年	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	100.0	32.3	2.1	53.3	12.4	100.0	48.1	1.5	32.6	17.7	100.0	46.2	1.6	45.5	6.8

ランク	宿泊業，飲食サービス業					生活関連サービス業，娯楽業					医療，福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	24.2	1.8	64.9	9.1	100.0	16.6	5.0	64.5	13.9	100.0	46.5	1.2	38.3	14.0	100.0	35.2	0.0	51.3	13.5
B	100.0	22.8	1.7	63.2	12.4	100.0	23.1	1.4	70.3	5.3	100.0	65.8	1.0	20.8	12.3	100.0	32.1	1.0	52.3	14.7
C	100.0	24.6	1.9	58.2	15.3	100.0	19.2	5.2	55.3	20.3	100.0	68.2	0.4	24.5	6.8	100.0	31.1	4.3	54.6	10.0
D	100.0	23.3	0.6	57.1	19.0	100.0	24.4	4.6	52.4	18.6	100.0	74.6	0.0	19.0	6.3	100.0	34.4	0.0	56.8	8.8
計	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1
R２年	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	100.0	30.7	0.9	46.4	22.0	100.0	56.7	1.8	27.8	13.7	100.0	41.6	1.5	43.7	13.1

第２表　事業所の平均賃金改定率

（%）

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）
A	3.1	3.1	2.6	4.4	3.0	2.8	2.8	4.0	-18.6	-11.7	-18.2	-4.8	-28.1	-12.6	-34.9		0.8	1.0	0.8	1.7	0.2	-0.2	0.9	1.4
B	2.5	2.4	2.1	5.5	2.6	2.4	1.9	2.6	-19.3	-30.0	-33.2		-4.4	-18.3	-5.5	-23.0	0.7	0.6	0.3	3.1	0.5	0.3	1.2	0.6
C	3.0	3.6	2.9	3.6	2.3	2.4	3.6	2.1	-8.9	-11.2	-18.4	-5.9	-3.0	-7.1	-6.5	-0.4	0.9	1.0	0.8	1.0	0.5	0.1	2.4	0.6
D	3.1	3.9	3.2	3.9	3.1	2.3	2.7	3.0	-4.8		-0.2	-3.0	-8.4	-5.0			1.2	1.0	1.4	1.7	0.7	0.3	2.0	1.0
計	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	-4.1	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0
R２年	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	3.0	2.4	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-12.2	-7.5	1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	0.8	1.1	1.1

（注）空欄は該当する数値がないことを示す。

第３表　事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
Ａ	1.0%	1.7%	3.0%	0.59	1.0%	1.7%	3.0%	0.59	1.0%	1.6%	2.4%	0.44	1.8%	2.6%	5.0%	0.62
Ｂ	1.0	1.4	2.6	0.57	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.7	2.4	0.41	1.0	2.0	4.2	0.80
Ｃ	1.0	1.9	3.2	0.58	0.9	2.4	4.4	0.73	1.1	1.9	3.2	0.55	1.0	2.3	3.9	0.63
Ｄ	1.0	1.7	3.3	0.68	1.0	2.3	3.7	0.59	1.1	1.8	3.2	0.58	1.4	2.7	5.4	0.74
計	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88
Ｒ２年	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54

ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
Ａ	1.0%	1.4%	2.5%	0.54	0.7%	1.5%	5.0%	1.43	1.0%	1.5%	3.3%	0.77	1.1%	2.3%	4.5%	0.74
Ｂ	1.0	1.2	3.0	0.83	0.7	1.4	3.0	0.82	0.9	1.1	2.2	0.59	0.7	1.4	2.5	0.64
Ｃ	0.8	1.2	3.1	0.96	1.1	1.5	3.0	0.63	1.0	1.6	3.3	0.72	1.0	1.6	2.3	0.41
Ｄ	0.6	1.3	5.1	1.73	0.9	1.2	2.6	0.71	0.9	1.4	3.1	0.79	1.0	1.3	2.4	0.54
計	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63
Ｒ２年	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58

（注）１　特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

２　分散係数 ＝ $\dfrac{\text{第３・四分位数（Ｑ３）} - \text{第１・四分位数（Ｑ１）}}{\text{中位数（Ｑ２）}} \times 1/2$

第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、％）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年
男女計	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
男	A	1,795	1,800	0.3	1.0	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,628	1,621	-0.4	0.3	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,591	1,596	0.3	1.2	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	D	1,486	1,491	0.3	0.7	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
	計	1,668	1,670	0.1	0.9	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,026	2,016	-0.5	1.6	1,280	1,278	-0.2	0.6	1,344	1,343	-0.1	0.5	1,508	1,528	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
女	A	1,318	1,322	0.3	1.8	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,163	1,168	0.4	0.8	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	C	1,103	1,113	0.9	2.2	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,040	1,048	0.8	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
	計	1,194	1,201	0.6	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,472	1,475	0.2	1.0	1,046	1,048	0.2	2.8	1,094	1,096	0.2	1.8	1,328	1,338	0.8	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、％）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年
一般パート計	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
一般	A	1,791	1,796	0.3	1.2	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
	B	1,600	1,596	-0.3	0.3	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
	C	1,537	1,547	0.7	1.3	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
	D	1,394	1,401	0.5	0.9	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
	計	1,631	1,636	0.3	1.0	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,888	1,882	-0.3	1.1	1,359	1,358	-0.1	0.9	1,362	1,371	0.7	1.2	1,428	1,445	1.2	1.4	1,555	1,560	0.3	1.2
パート	A	1,141	1,143	0.2	1.8	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
	B	1,059	1,061	0.2	0.6	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
	C	984	988	0.4	2.3	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
	D	968	971	0.3	1.0	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
	計	1,064	1,066	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,264	1,244	-1.6	1.0	1,011	1,012	0.1	3.0	1,027	1,020	-0.7	1.2	1,267	1,272	0.4	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

参考１　賃金引上げの実施時期別事業所数割合

（%）

ランク	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早　い	遅　い	その他
A	100.0	89.8	3.0	0.9	6.3
B	100.0	89.6	1.9	1.1	7.3
C	100.0	87.0	3.3	1.7	8.0
D	100.0	87.6	2.2	1.7	8.5
計	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3
R２年	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9

（注）「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考２　事由別賃金改定未実施事業所割合

（%）

ランク	産業計						製造業						卸売業，小売業						学術研究，専門・技術サービス業					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	10.2	1.3	14.9	66.7	6.9	100.0	7.3	0.0	17.9	66.9	7.8	100.0	12.5	1.5	12.8	66.1	7.1	100.0	11.0	0.0	11.6	72.1	5.2
B	100.0	13.7	2.4	13.1	64.3	6.6	100.0	15.5	3.6	11.7	60.9	8.3	100.0	18.5	3.2	13.1	61.1	4.2	100.0	21.8	2.9	8.4	66.9	0.0
C	100.0	14.7	2.9	14.0	61.3	7.1	100.0	14.2	4.0	14.0	61.8	5.9	100.0	18.9	4.3	11.0	57.6	8.2	100.0	17.9	1.6	14.2	60.9	5.4
D	100.0	16.7	2.0	13.3	61.7	6.3	100.0	20.6	2.1	8.5	65.9	2.8	100.0	20.4	2.5	12.7	58.3	6.1	100.0	17.4	0.0	19.3	58.0	5.3
計	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5
R２年	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7	3.2

ランク	宿泊業，飲食サービス業						生活関連サービス業，娯楽業						医療，福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	4.9	1.0	13.7	74.0	6.4	100.0	10.2	1.9	13.5	68.8	5.6	100.0	14.7	2.7	16.5	56.6	9.4	100.0	13.3	2.5	22.3	56.8	5.1
B	100.0	5.2	2.2	15.5	68.1	9.1	100.0	3.6	0.0	7.4	85.7	3.4	100.0	29.6	0.0	18.6	44.2	7.7	100.0	9.1	1.7	14.4	63.7	11.1
C	100.0	11.6	1.8	17.3	61.8	7.5	100.0	15.3	0.0	16.6	56.5	11.5	100.0	18.6	2.2	13.8	64.5	1.0	100.0	5.5	3.8	12.3	72.2	6.1
D	100.0	14.2	2.8	15.2	59.8	8.0	100.0	14.7	0.0	6.7	67.1	11.5	100.0	13.6	3.0	17.9	57.1	8.4	100.0	10.4	1.1	17.2	69.4	2.0
計	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2
R２年	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5	4.3

（注）事由１　昨年同様、７月以降実施の予定
事由２　昨年は１～６月に実施したが、今年は７月以降実施の予定
事由３　昨年は実施したが、今年は凍結の予定
事由４　昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
事由５　昨年は実施しなかったが、今年は７月以降実施の予定

付表　労働者構成比率及び年間所定労働日数

1　パートタイム労働者比率

（%）

令和２年	令和３年
37.6	38.6

2　男女別労働者数比率

（%）

	令和２年	令和３年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

3　年間所定労働日数（事業所平均）

（日）

令和元年度	令和２年度
244.4	242.3

資料No.2

生活保護と最低賃金

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

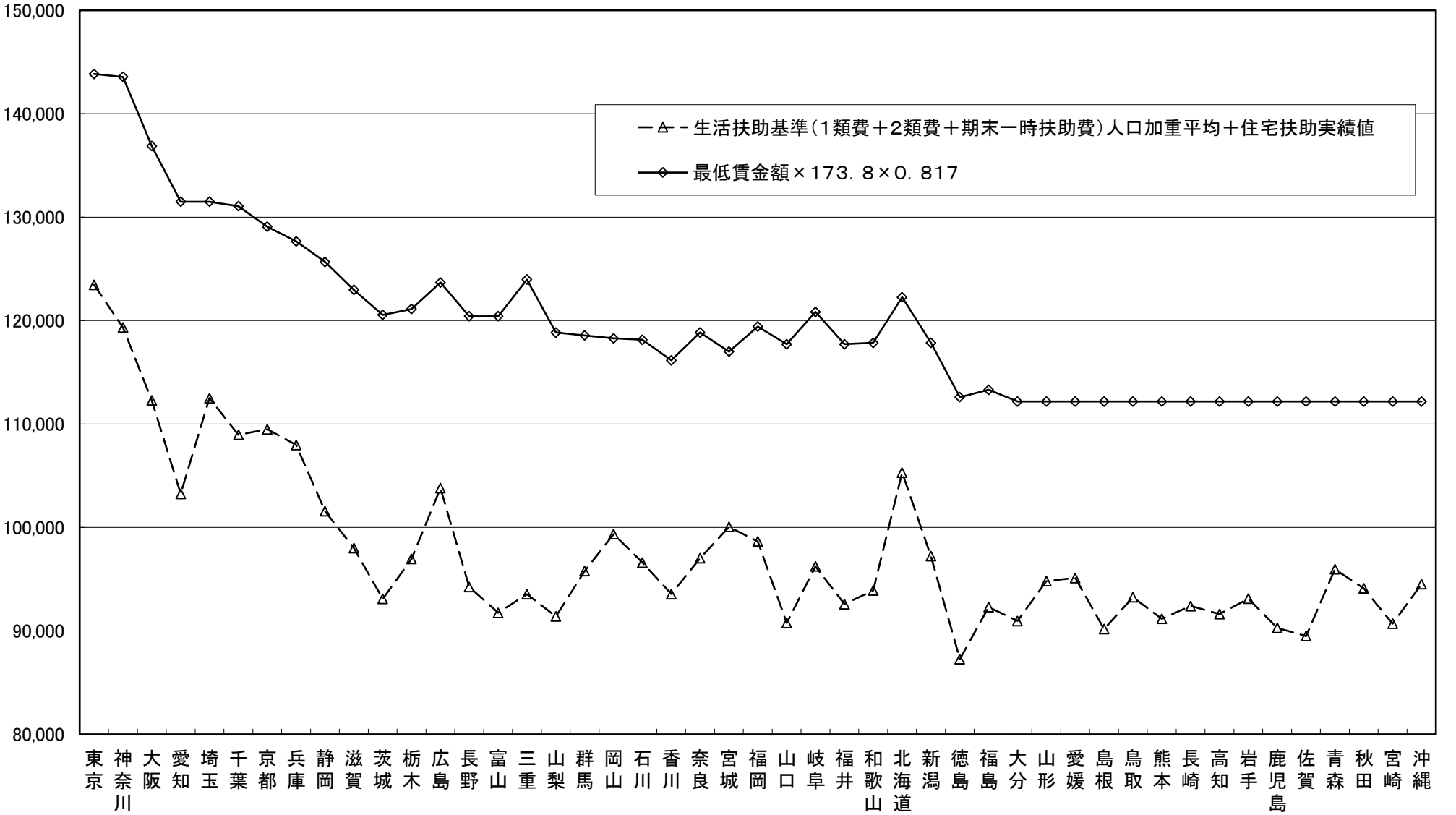

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和元年度のものである。
注4）0．817は時間額790円で月173．8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

令和2年度最低賃金
改定額反映版

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

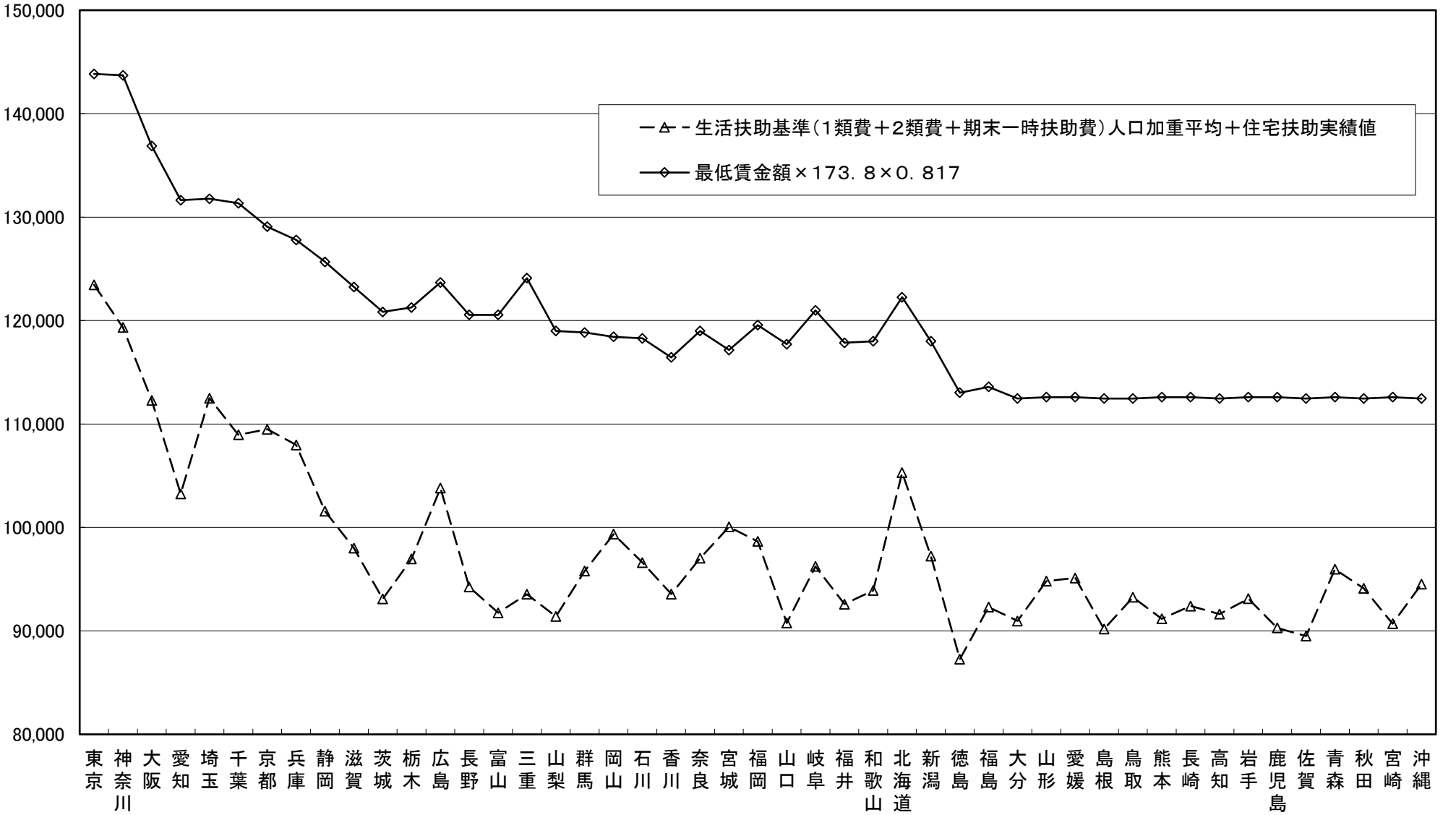

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータは令和元年度、最低賃金のデータは令和2年度のもの。
注4）0．817は時間額790円で月173．8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和元年度データに基づく乖離額（Ａ）	令和２年度地域別最低賃金引上げ額（Ｂ）	最新の乖離額（Ｃ）（＝Ａ－Ｂ）	昨年度の目安小委で示した乖離額（Ｄ）	乖離の変動額（Ｅ）（＝Ｃ－Ｄ）	最低賃金の引上げによる影響額（e①）	可処分所得比率が低下（0.818→0.817）したことによる影響額（e②）	生活扶助基準の見直しによる影響額（e③）	住宅扶助実績値の増減による影響額（e④）
北海道	△119	0	△119	△125	6	0	1	4	1
青　森	△114	3	△117	△123	6	△3	1	8	0
岩　手	△134	3	△137	△144	7	△3	1	7	2
宮　城	△119	1	△120	△126	5	△1	1	4	1
秋　田	△127	2	△129	△136	7	△2	1	7	0
山　形	△122	3	△125	△131	6	△3	1	7	1
福　島	△148	2	△150	△157	7	△2	1	8	1
茨　城	△193	2	△195	△201	6	△2	1	8	△1
栃　木	△170	1	△171	△176	5	△1	1	6	△1
群　馬	△160	2	△162	△168	6	△2	1	6	1
埼　玉	△134	2	△136	△134	△2	△2	1	1	△2
千　葉	△156	2	△158	△155	△2	△2	1	2	△3
東　京	△144	0	△144	△143	△1	0	1	△5	3
神奈川	△171	1	△172	△167	△4	△1	1	△4	△1
新　潟	△145	1	△146	△152	6	△1	1	6	△0
富　山	△202	1	△203	△208	6	△1	1	5	1
石　川	△152	1	△153	△155	3	△1	1	6	△3
福　井	△177	1	△178	△183	5	△1	1	6	△1
山　梨	△193	1	△194	△207	12	△1	1	13	△1
長　野	△184	1	△185	△190	5	△1	1	7	△1
岐　阜	△173	1	△174	△183	9	△1	1	7	2
静　岡	△170	0	△170	△177	8	0	1	5	2
愛　知	△199	1	△200	△202	3	△1	1	2	1
三　重	△214	1	△215	△222	6	△1	1	6	1
滋　賀	△176	2	△178	△178	0	△2	1	5	△3
京　都	△138	0	△138	△139	1	0	1	△1	1
大　阪	△173	0	△173	△171	△2	0	1	△4	0
兵　庫	△139	1	△140	△140	△0	△1	1	△1	1
奈　良	△154	1	△155	△161	7	△1	1	6	1
和歌山	△169	1	△170	△178	8	△1	1	6	2
鳥　取	△133	2	△135	△141	6	△2	1	7	0
島　根	△155	2	△157	△165	8	△2	1	6	2
岡　山	△133	1	△134	△136	1	△1	1	2	△0
広　島	△140	0	△140	△142	2	0	1	1	0
山　口	△190	0	△190	△198	8	0	1	6	2
徳　島	△178	3	△181	△186	4	△3	1	7	△0
香　川	△159	2	△161	△168	7	△2	1	6	2
愛　媛	△120	3	△123	△129	6	△3	1	6	2
高　知	△145	2	△147	△153	6	△2	1	7	1
福　岡	△146	1	△147	△151	3	△1	1	3	1
佐　賀	△160	2	△162	△168	7	△2	1	7	1
長　崎	△139	3	△142	△150	7	△3	1	6	3
熊　本	△148	3	△151	△158	7	△3	1	7	2
大　分	△149	2	△151	△156	4	△2	1	6	△1
宮　崎	△151	3	△154	△159	5	△3	1	7	0
鹿児島	△154	3	△157	△161	4	△3	1	6	0
沖　縄	△124	2	△126	△133	6	△2	1	7	1

※１　最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙１「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※２　最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE＝ｅ①＋ｅ②＋ｅ③＋e④とならない。

資料 No.3

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

１．地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成23～令和２年度）

年度		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	２年度
地域別最低賃金額（対前年度差）		７３７ (7)	７４９ (12)	７６４ (15)	７８０ (16)	７９８ (18)	８２３ (25)	８４８ (25)	８７４ (26)	９０１ (27)	９０２ (1)
Ａランク	未満率（%）	1.5	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4
	影響率（%）	4.0	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5
Ｂランク	未満率（%）	1.7	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5
	影響率（%）	2.9	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4
Ｃランク	未満率（%）	1.8	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8
	影響率（%）	3.1	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5
Ｄランク	未満率（%）	2.0	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8
	影響率（%）	3.4	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9
計	未満率（%）	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0
	影響率（%）	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成23～令和２年）

（注）１　地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
　　２　「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
　　３　「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
　　４　各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

２．地域別最低賃金の未満率と影響率

（1）都道府県別未満率と影響率（令和2年）

未満率（全国加重平均） 2．0%
影響率（全国加重平均） 4．7%

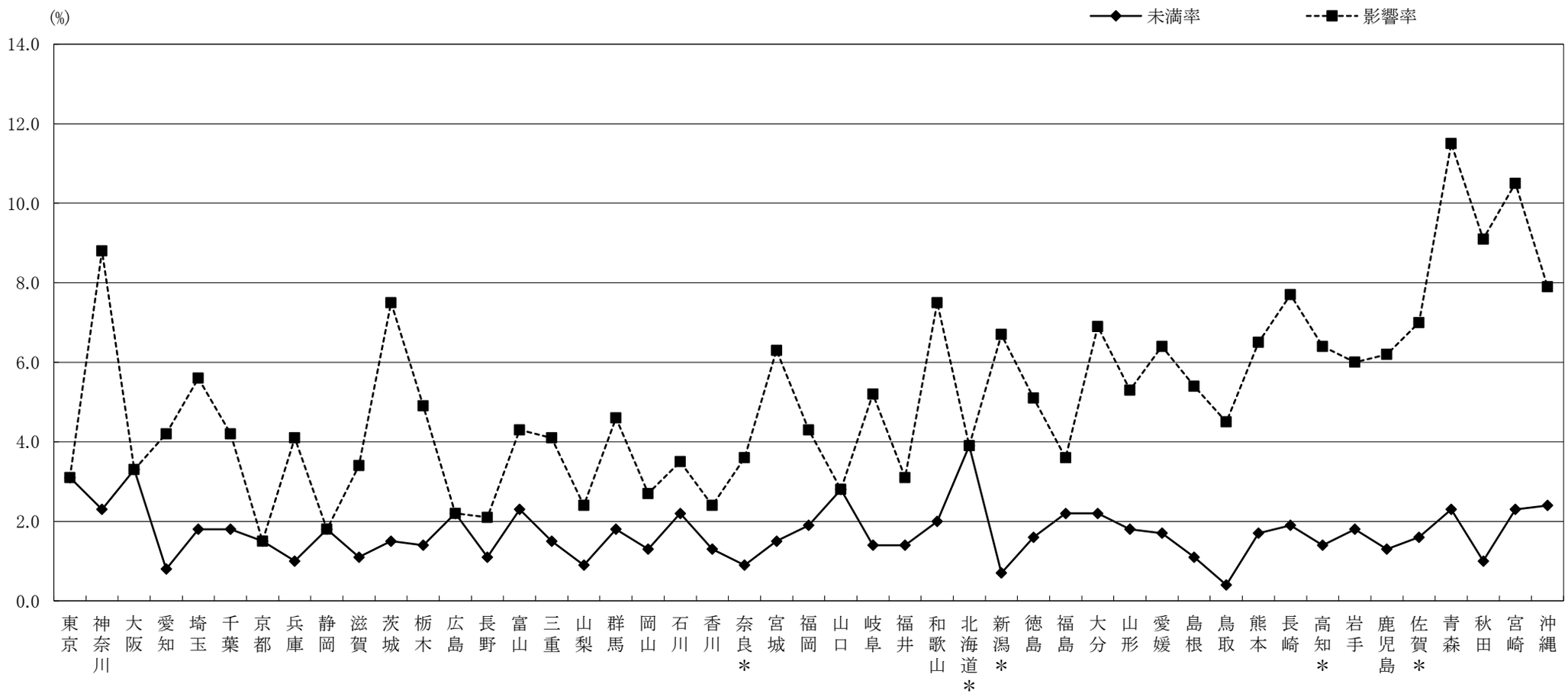

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	京都	兵庫	静岡	滋賀	茨城	栃木	広島	長野	富山	三重	山梨	群馬	岡山	石川	香川	奈良	宮城	福岡	山口	岐阜	福井	和歌山	北海道	新潟	徳島	福島	大分	山形	愛媛	島根	鳥取	熊本	長崎	高知	岩手	鹿児島	佐賀	青森	秋田	宮崎	沖縄	全国平均
未満率	3.1	2.3	3.3	0.8	1.8	1.8	1.5	1.0	1.8	1.1	1.5	1.4	2.2	1.1	2.3	1.5	0.9	1.8	1.3	2.2	1.3	0.9	1.5	1.9	2.8	1.4	1.4	2.0	3.9	0.7	1.6	2.2	2.2	1.8	1.7	1.1	0.4	1.7	1.9	1.4	1.8	1.3	1.6	2.3	1.0	2.3	2.4	2.0
影響率	3.1	8.8	3.3	4.2	5.6	4.2	1.5	4.1	1.8	3.4	7.5	4.9	2.2	2.1	4.3	4.1	2.4	4.6	2.7	3.5	2.4	3.6	6.3	4.3	2.8	5.2	3.1	7.5	3.9	6.7	5.1	3.6	6.9	5.3	6.4	5.4	4.5	6.5	7.7	6.4	6.0	6.2	7.0	11.5	9.1	10.5	7.9	4.7

資料出所　厚生労働省「令和２年最低賃金に関する基礎調査」
（注１）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
（注２）上記の影響率、未満率は、令和２年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
　　表のうち「＊」のある県の数値は事業所数による復元を、「＊」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

（2） 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率（令和2年）

未満率（全国加重平均） 2．0%
影響率（全国加重平均） 2．5%

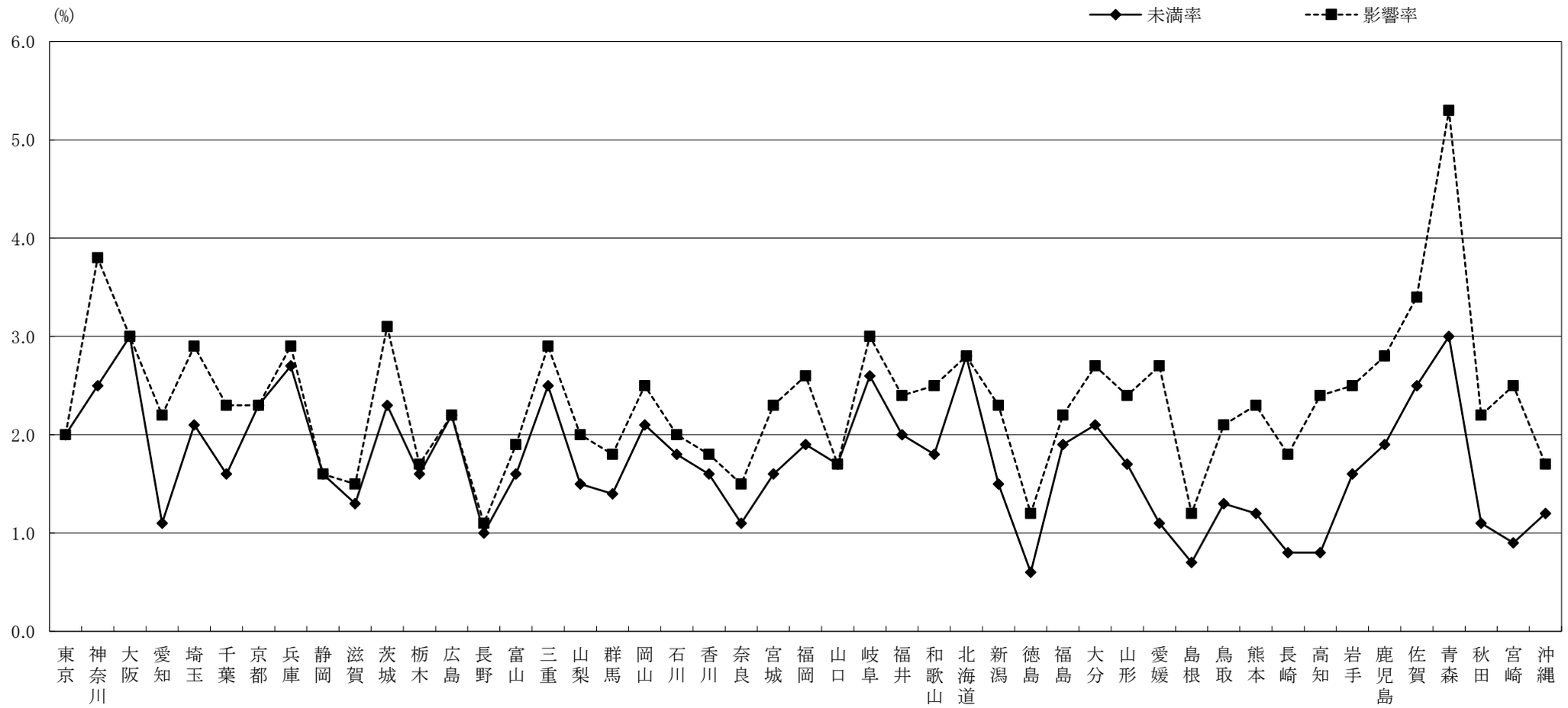

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	京都	兵庫	静岡	滋賀	茨城	栃木	広島	長野	富山	三重	山梨	群馬	岡山	石川	香川	奈良	宮城	福岡	山口	岐阜	福井	和歌山	北海道	新潟	徳島	福島	大分	山形	愛媛	島根	鳥取	熊本	長崎	高知	岩手	鹿児島	佐賀	青森	秋田	宮崎	沖縄	全国平均
未満率	2.0	2.5	3.0	1.1	2.1	1.6	2.3	2.7	1.6	1.3	2.3	1.6	2.2	1.0	1.6	2.5	1.5	1.4	2.1	1.8	1.6	1.1	1.6	1.9	1.7	2.6	2.0	1.8	2.8	1.5	0.6	1.9	2.1	1.7	1.1	0.7	1.3	1.2	0.8	0.8	1.6	1.9	2.5	3.0	1.1	0.9	1.2	2.0
影響率	2.0	3.8	3.0	2.2	2.9	2.3	2.3	2.9	1.6	1.5	3.1	1.7	2.2	1.1	1.9	2.9	2.0	1.8	2.5	2.0	1.8	1.5	2.3	2.6	1.7	3.0	2.4	2.5	2.8	2.3	1.2	2.2	2.7	2.4	2.7	1.2	2.1	2.3	1.8	2.4	2.5	2.8	3.4	5.3	2.2	2.5	1.7	2.5

資料出所　厚生労働省「令和２年賃金構造基本統計調査特別集計」
（注）１　事業所規模５人以上の民営事業所（５～９人の事業所については企業規模が５～９人の事業所に限る。）を対象としている。
　　２　未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したもの。

資料No.4

賃金分布に関する資料

（都道府県別、総合指数順）

資料No.4-1　時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）　･･･1

資料No.4-2　時間当たり賃金分布（一般労働者）　･･･14

資料No.4-3　時間当たり賃金分布（短時間労働者）　･･･27

時間当たり賃金分布（一般・短時間計）

資料No. 4－1

東京（A）

1013円

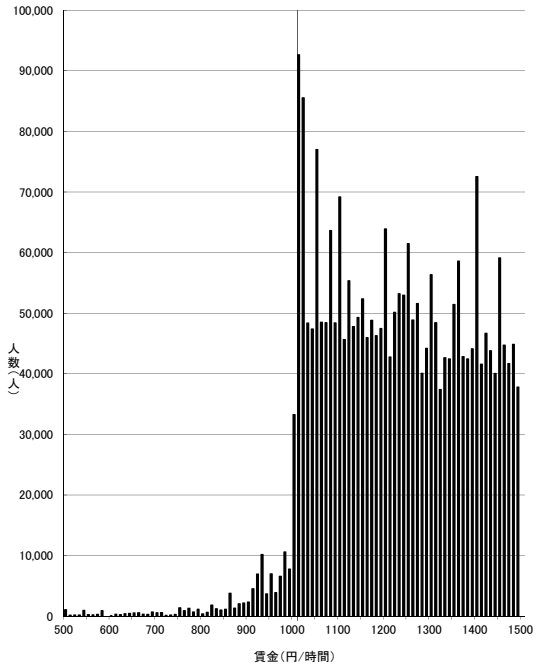

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

神奈川（A）

1011円

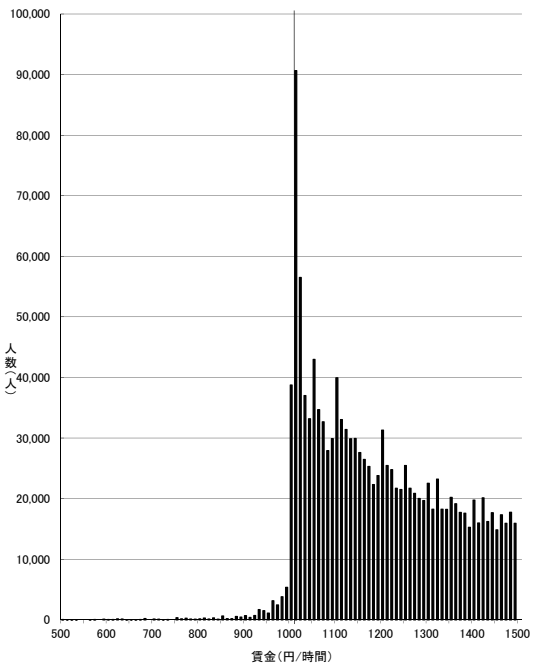

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪（A）

964円

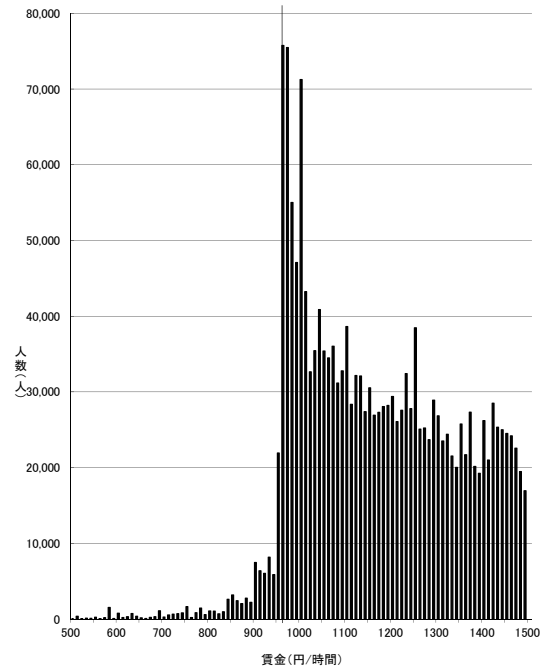

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛知（A）

926円

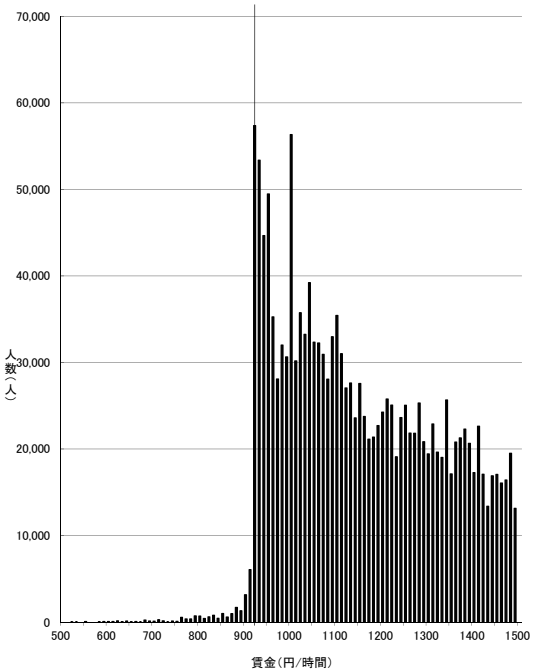

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉（A）

926円

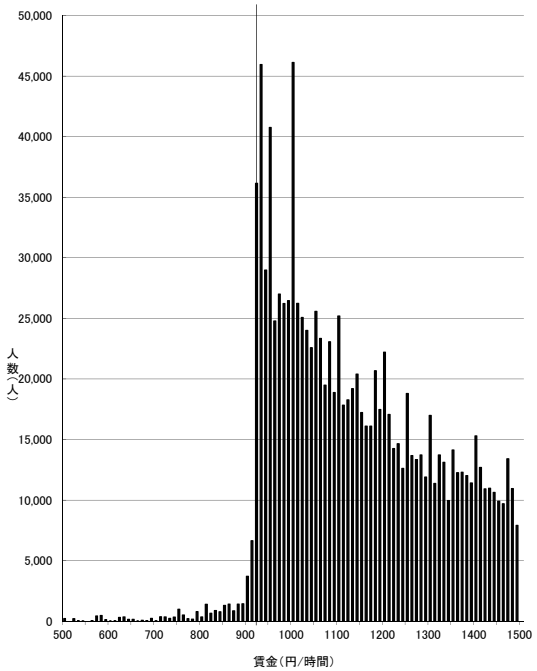

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉（A）

923円

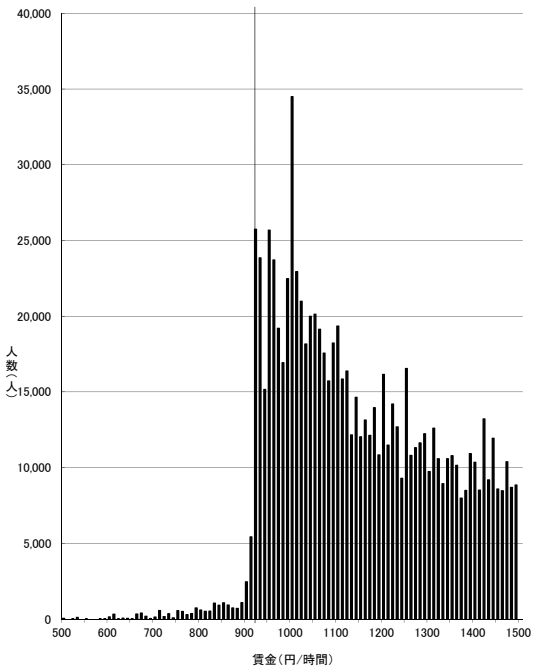

資料出所：厚生労働省「令和２年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都（B）

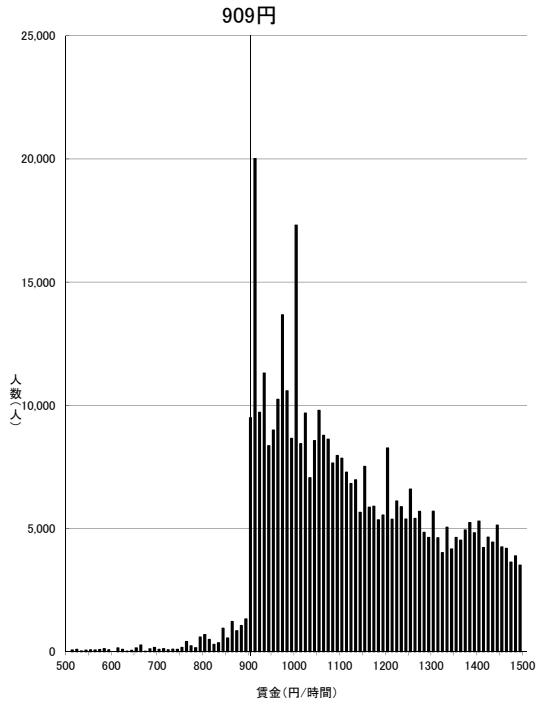

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫（B）

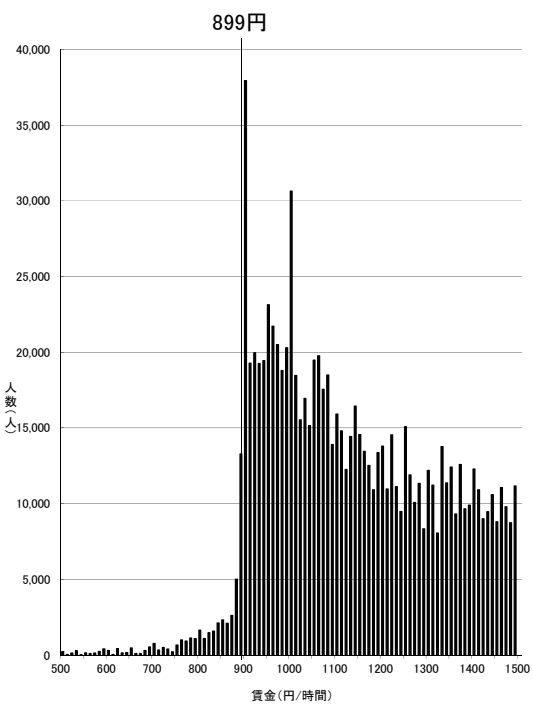

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡（B）

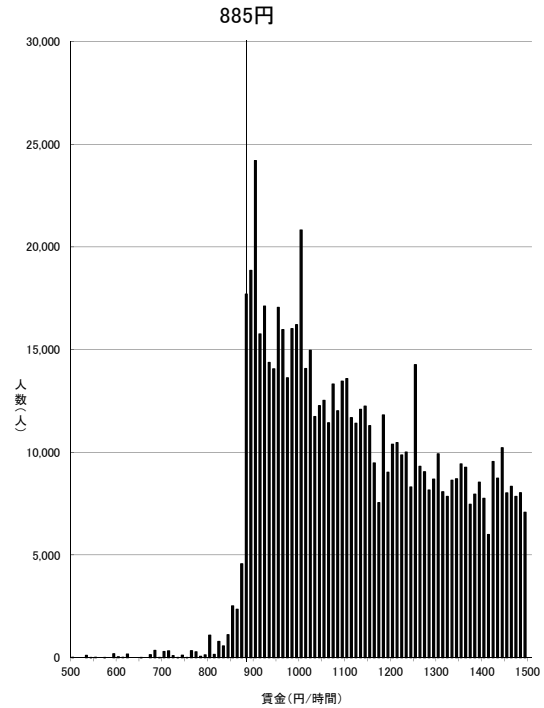

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀（B）

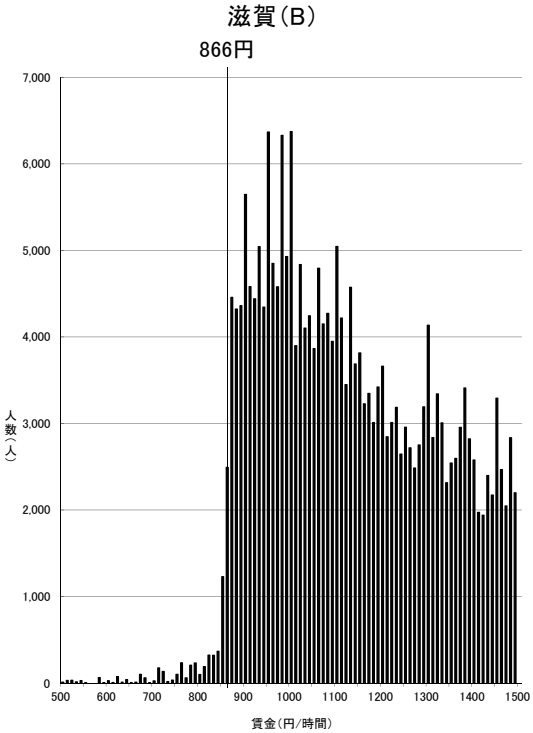

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城（B）

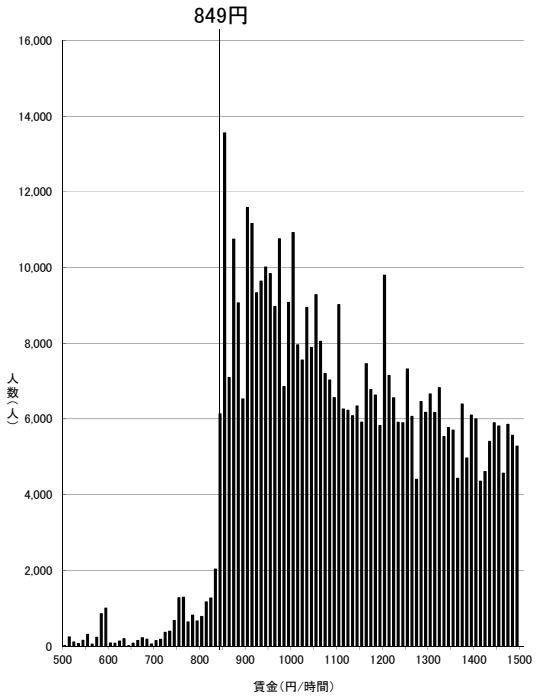

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木（B）

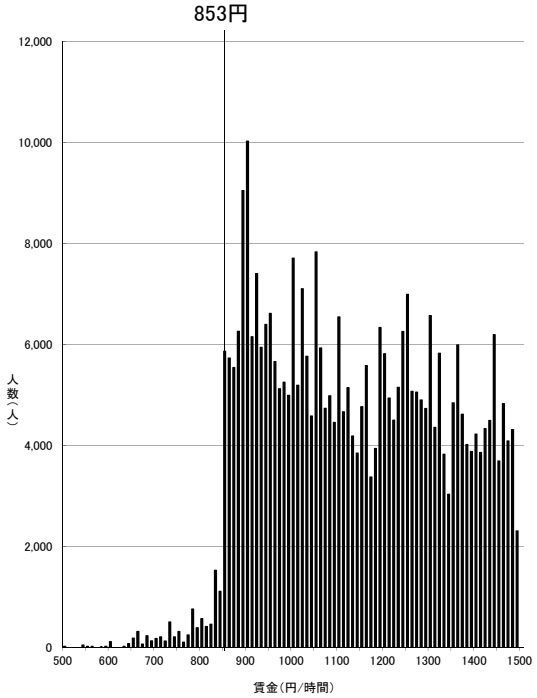

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島（B）

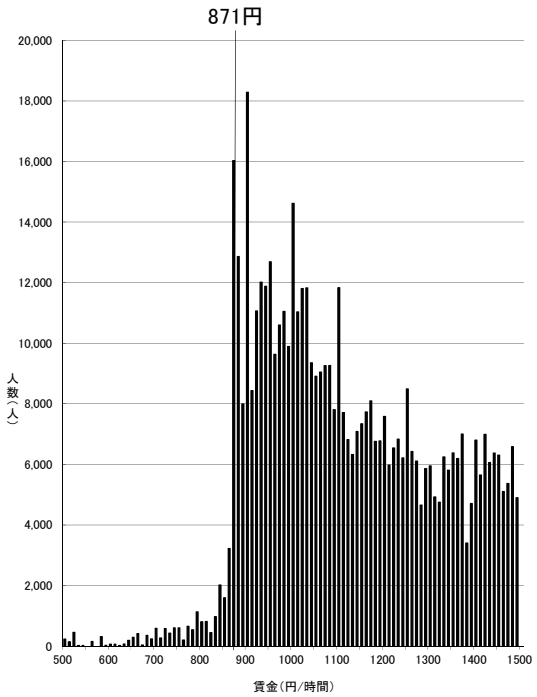

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野（B）

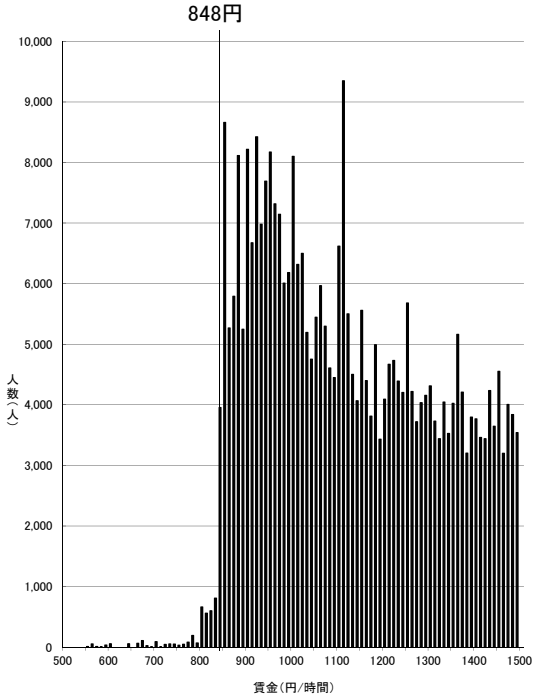

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山（B）

848円

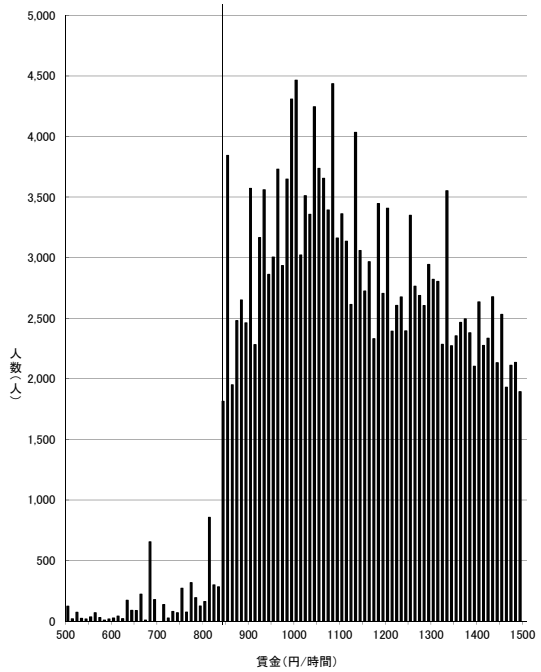

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重（B）

873円

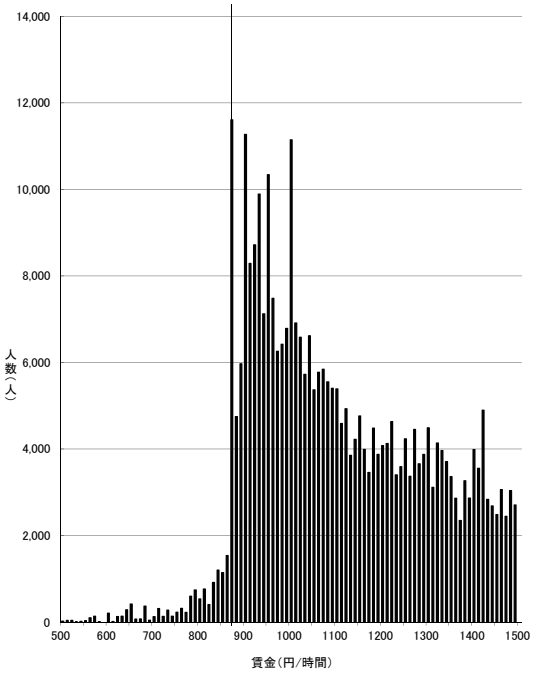

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨（B）

837円

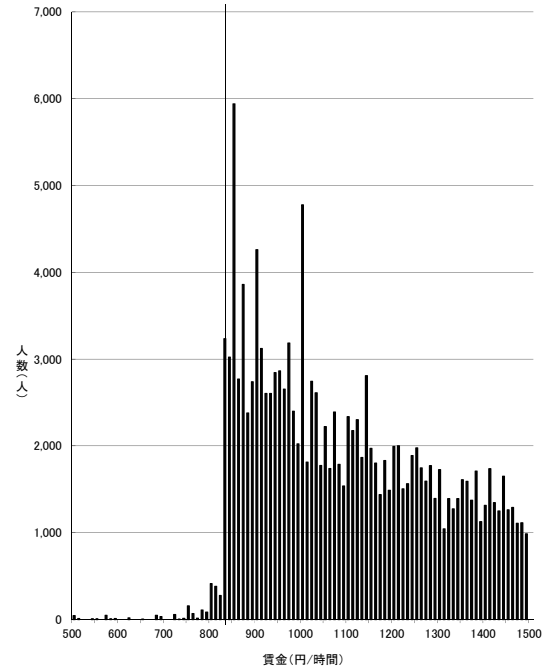

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬（C）

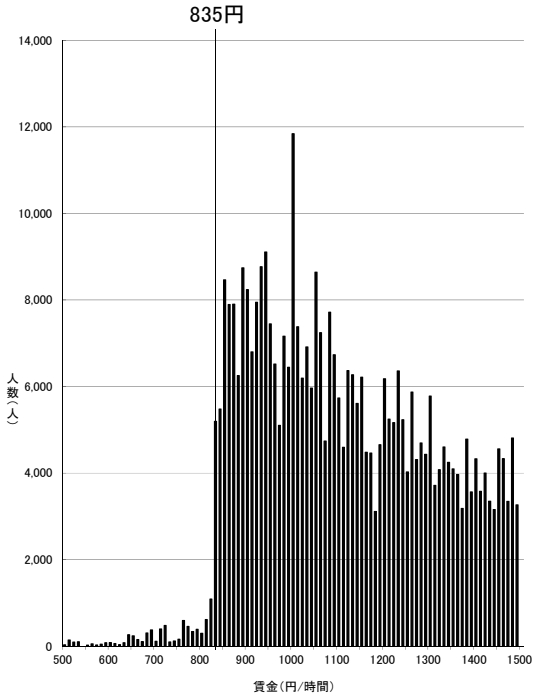

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山（C）

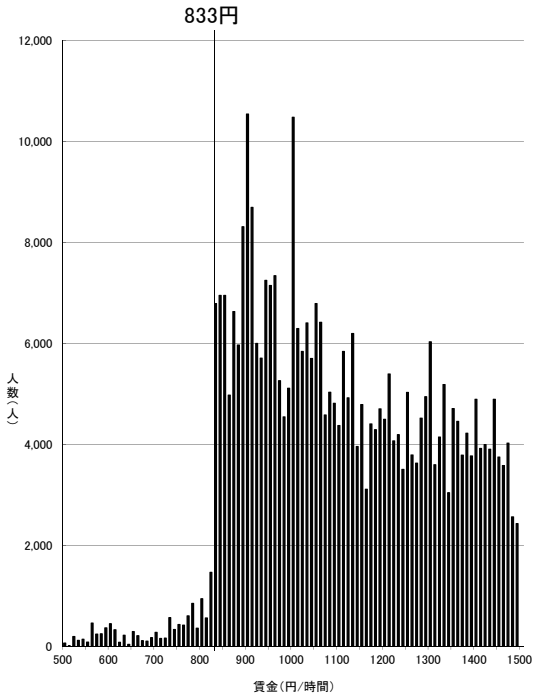

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川（C）

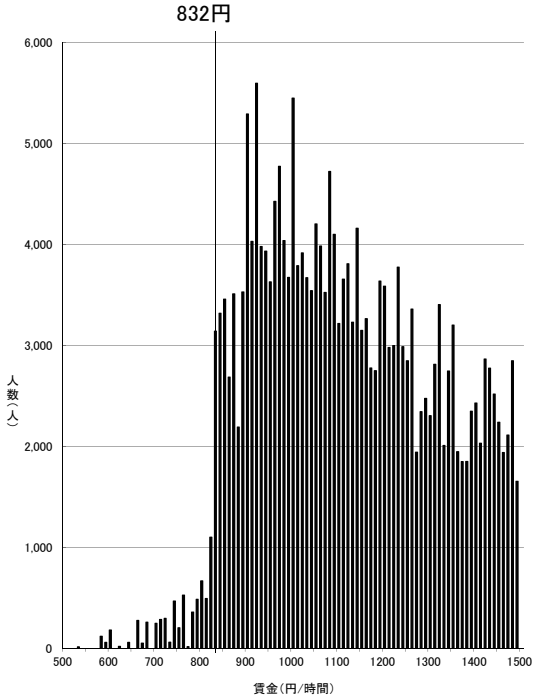

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川（C）

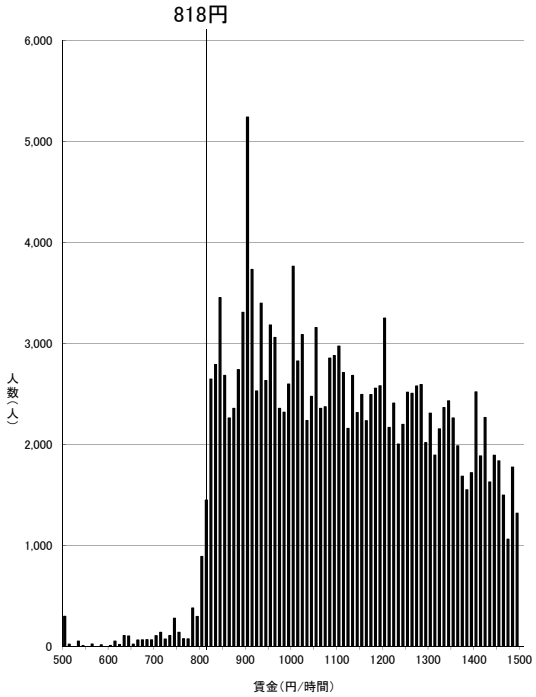

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良（C）

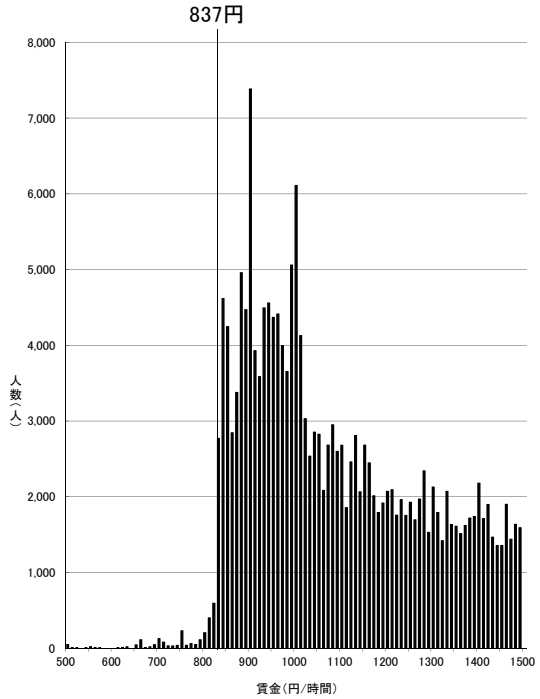

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城（C）

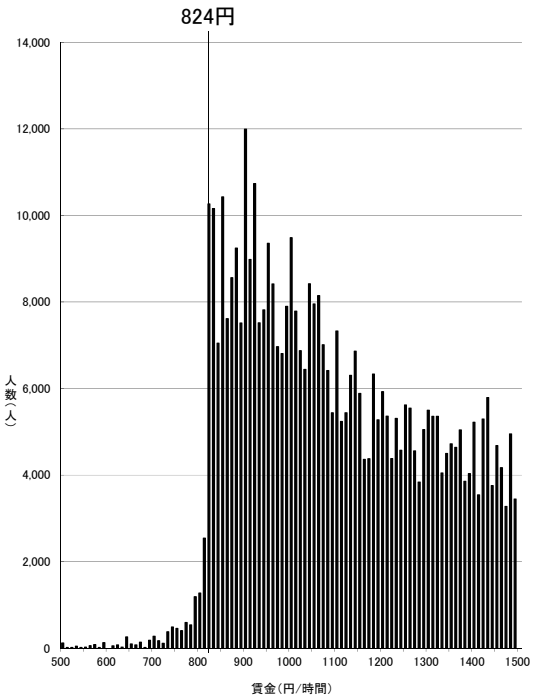

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡（C）

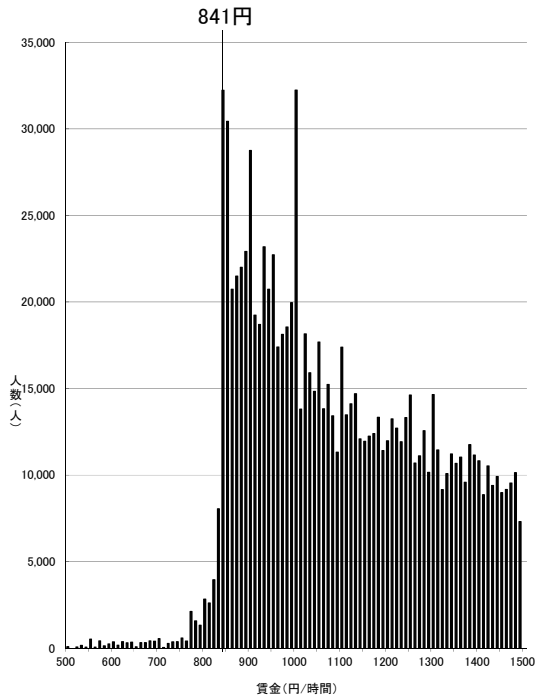

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口（C）

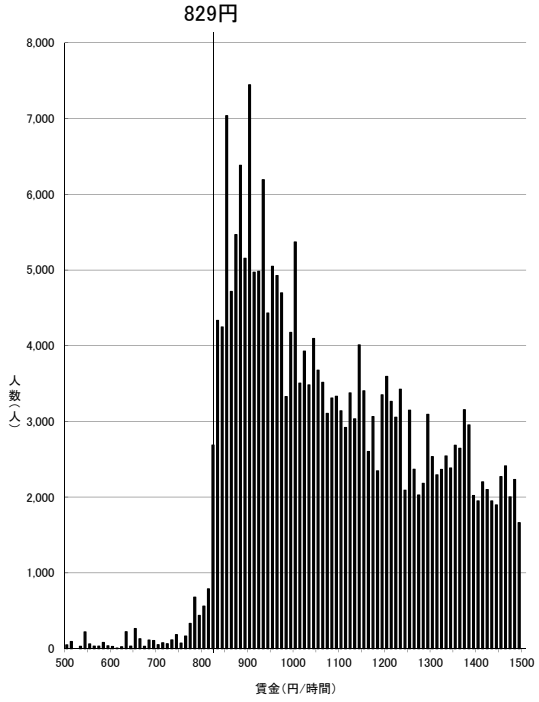

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜（C）

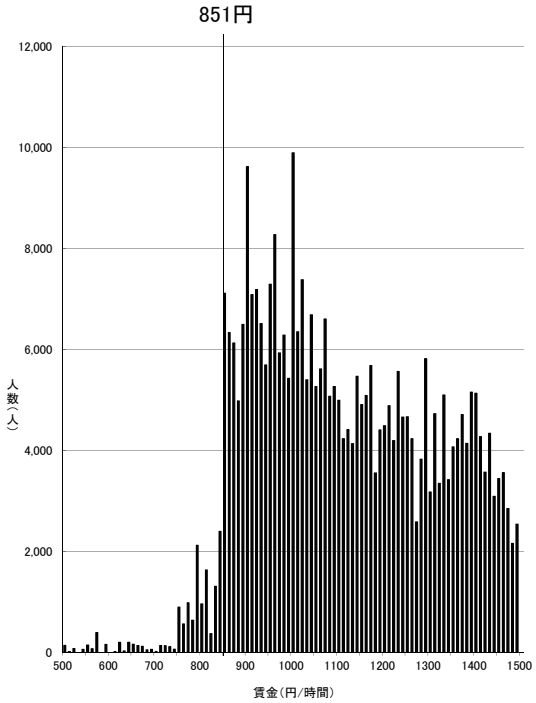

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井（C）

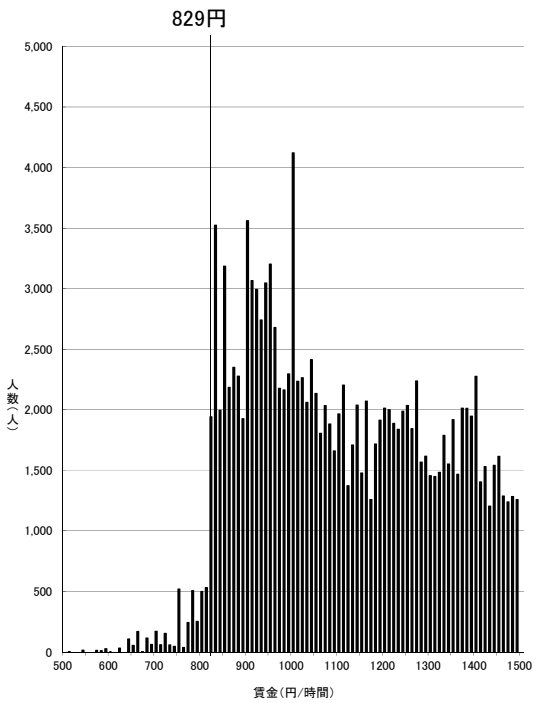

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山（C）

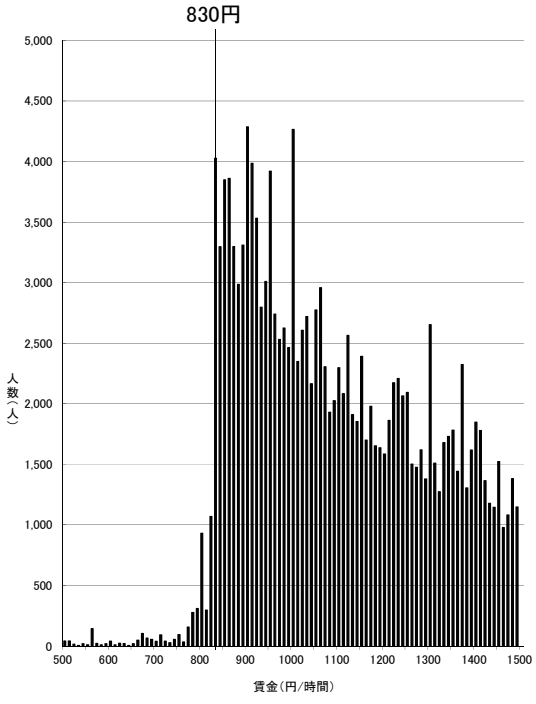

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道（C）

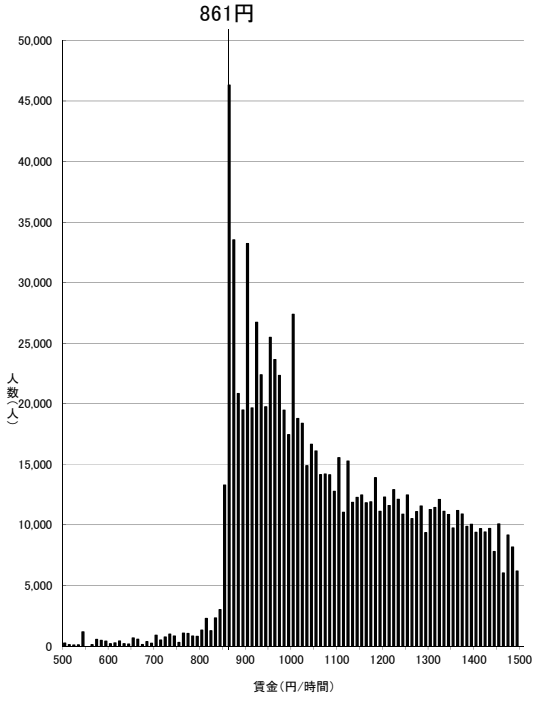

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟（C）

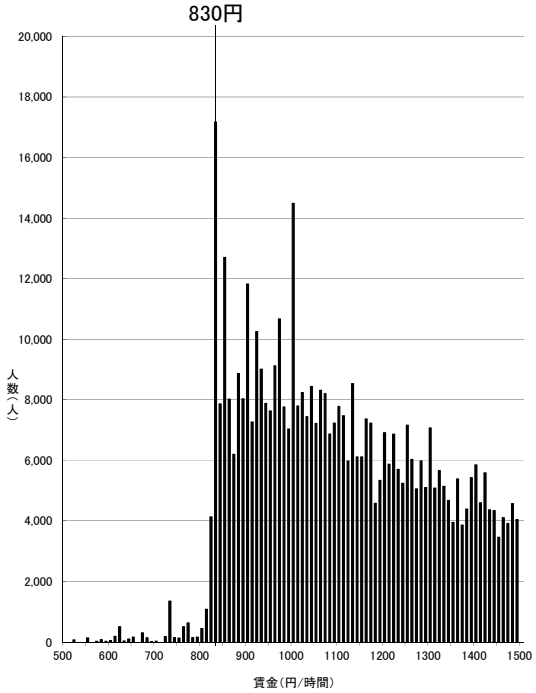

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島（C）

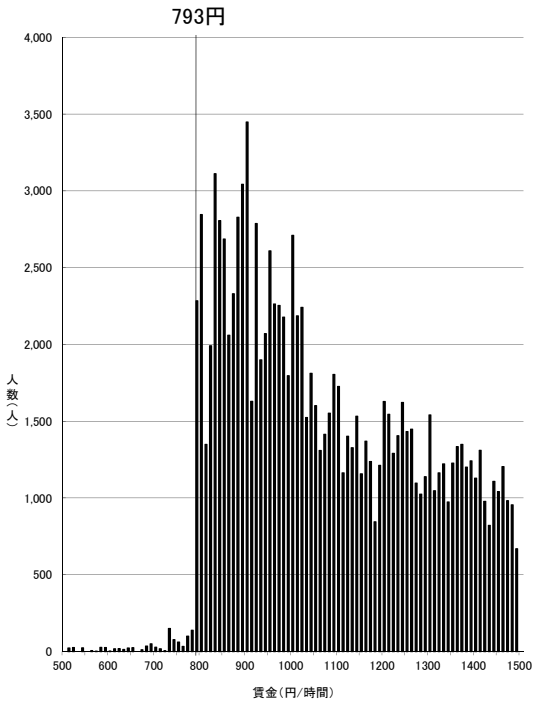

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島（D）

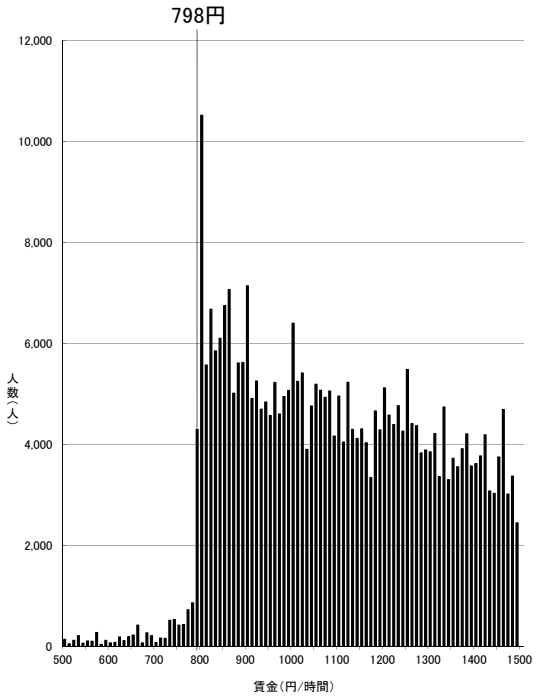

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分（D）

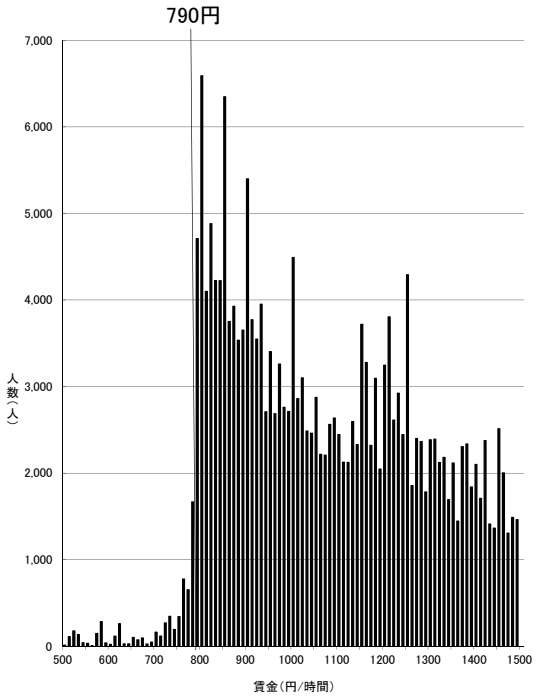

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形（D）

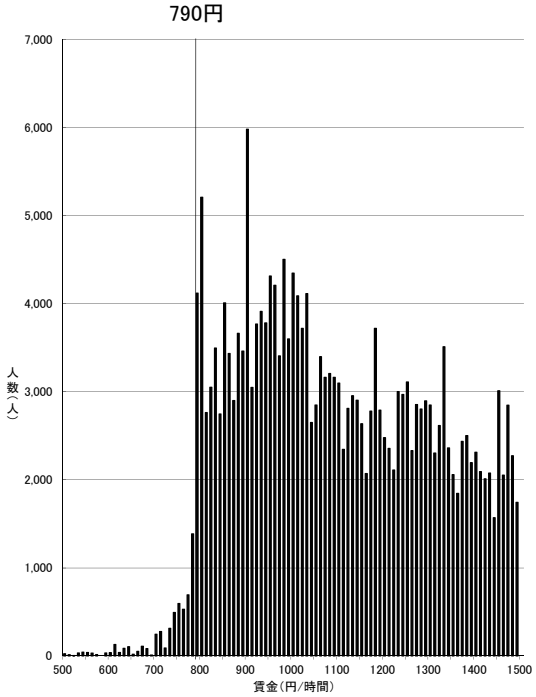

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛（D）

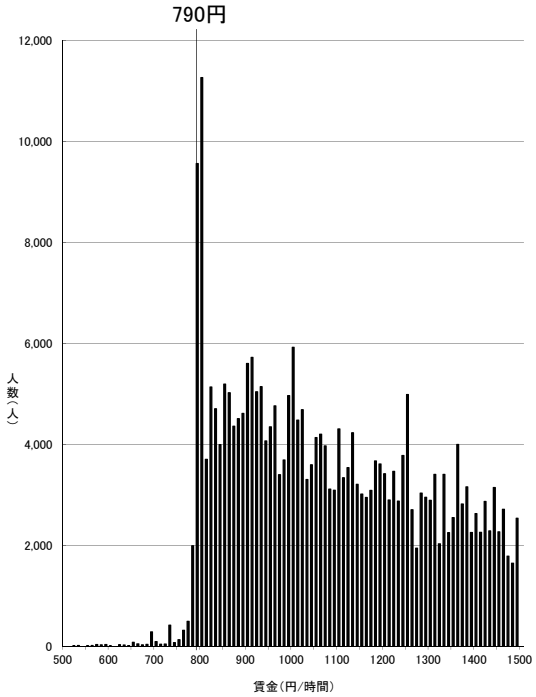

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根（D）

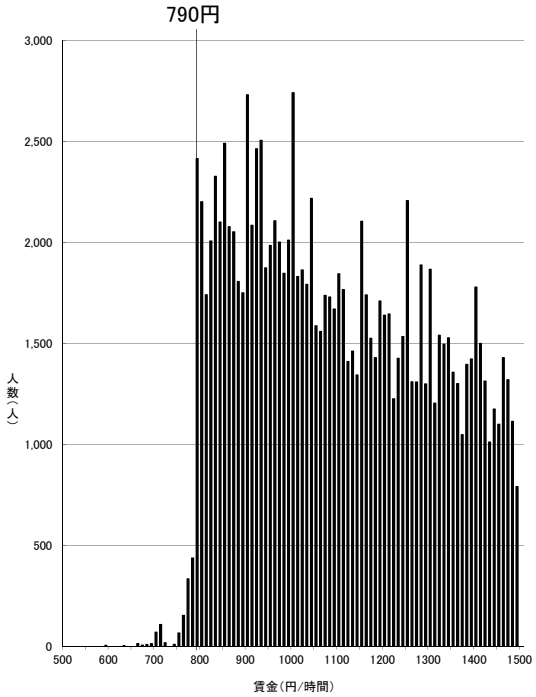

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取（D）

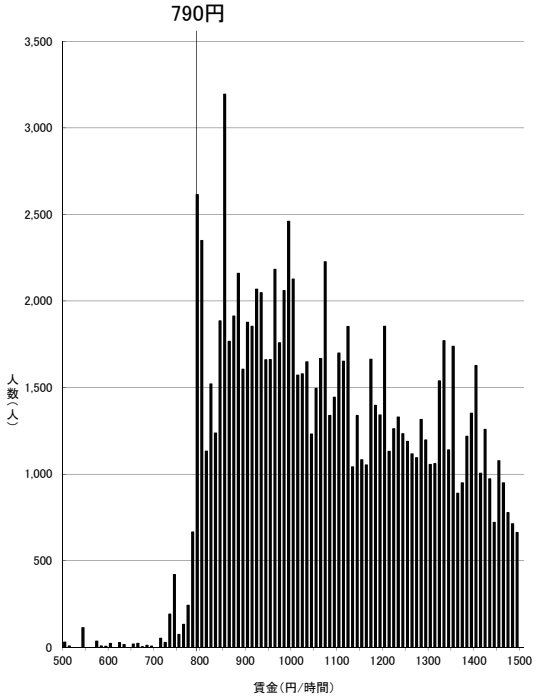

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本（D）

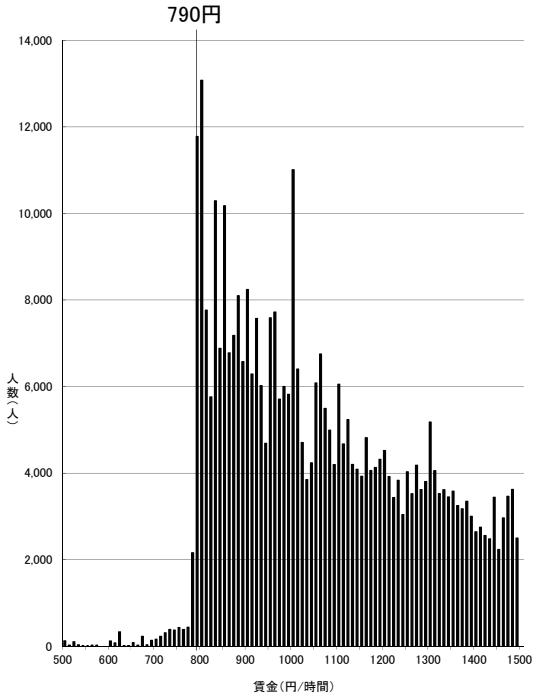

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎（D）

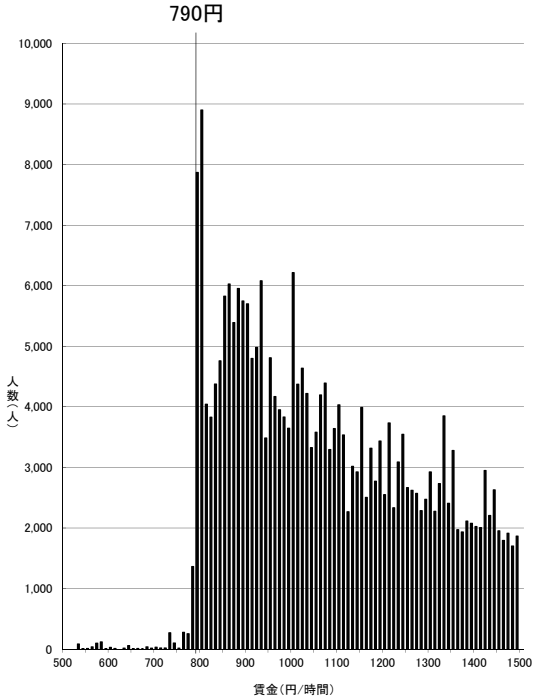

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知（D）

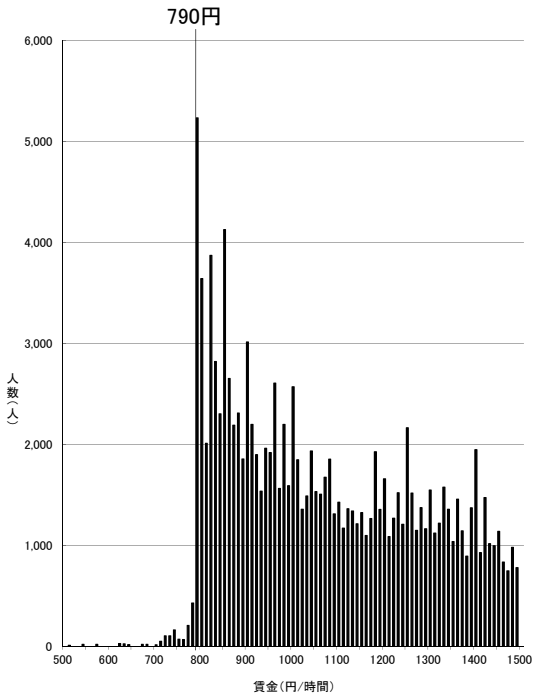

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手（D）

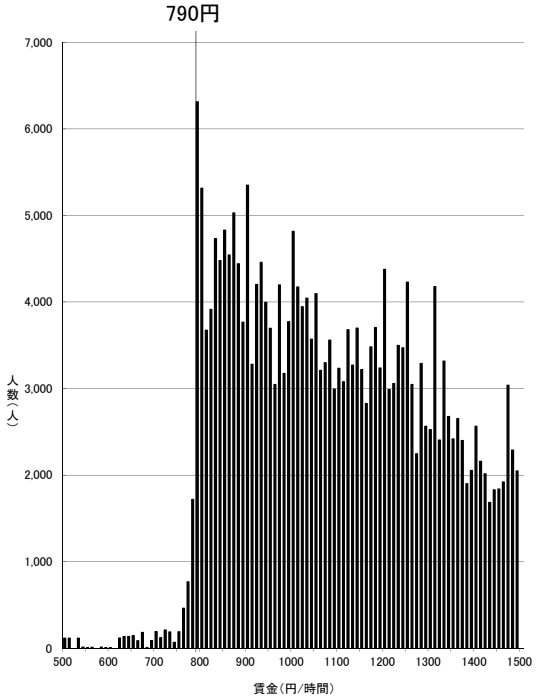

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島（D）

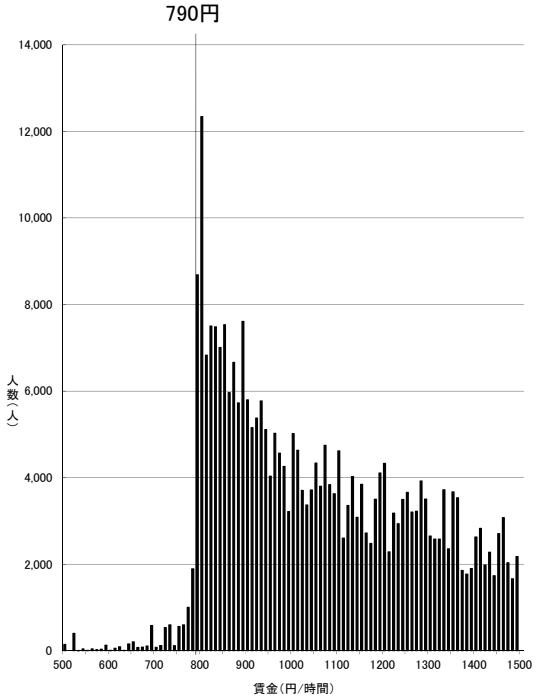

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀（D）

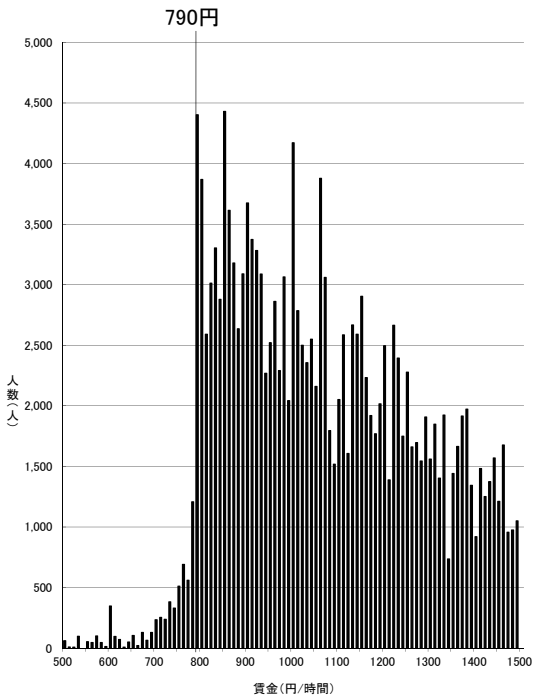

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森（D）

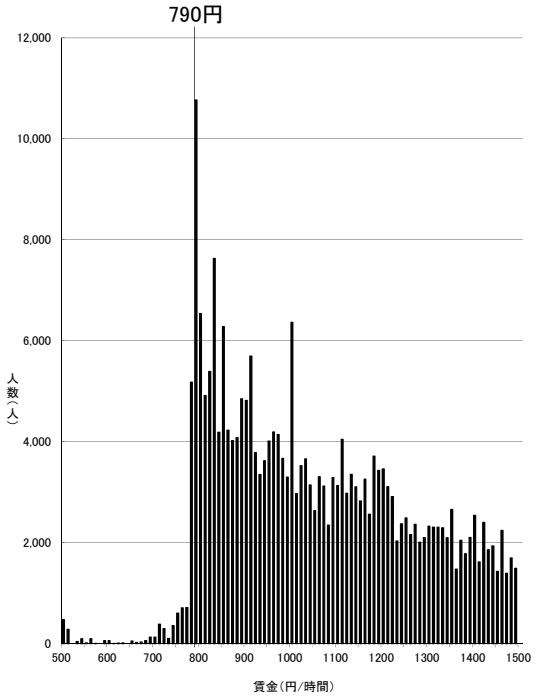

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田（D）

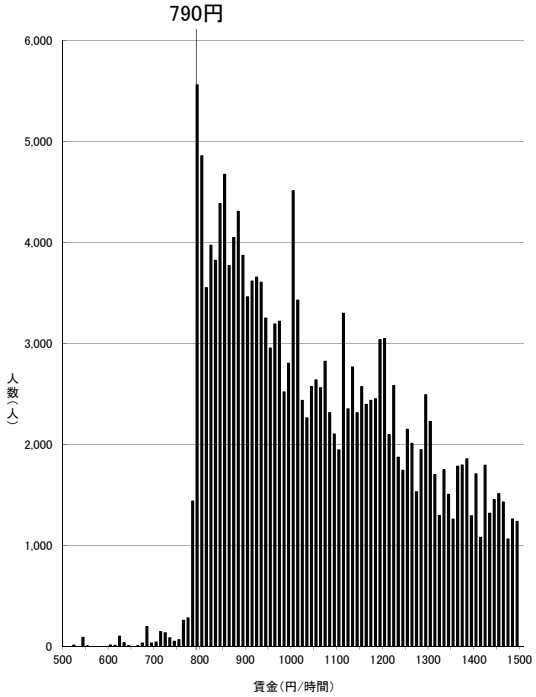

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎（D）

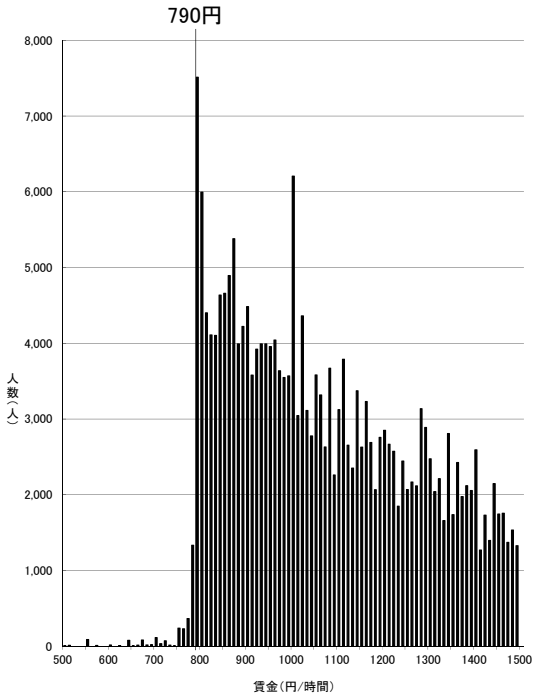

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄（D）

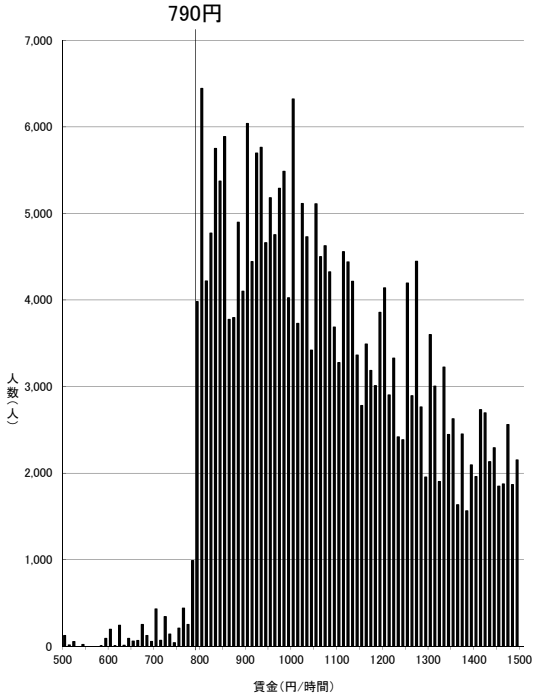

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

時間当たり賃金分布（一般労働者）

資料No. ４－２

東京（A）

1013円

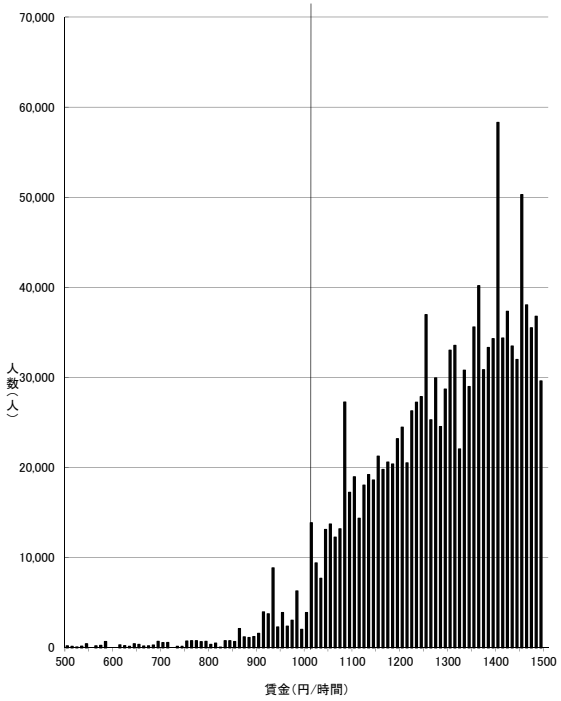

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川（A）

1011円

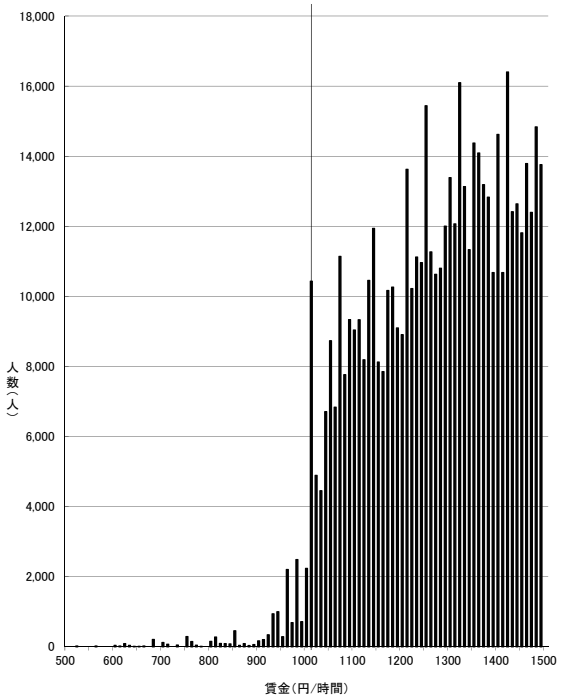

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪（A）

964円

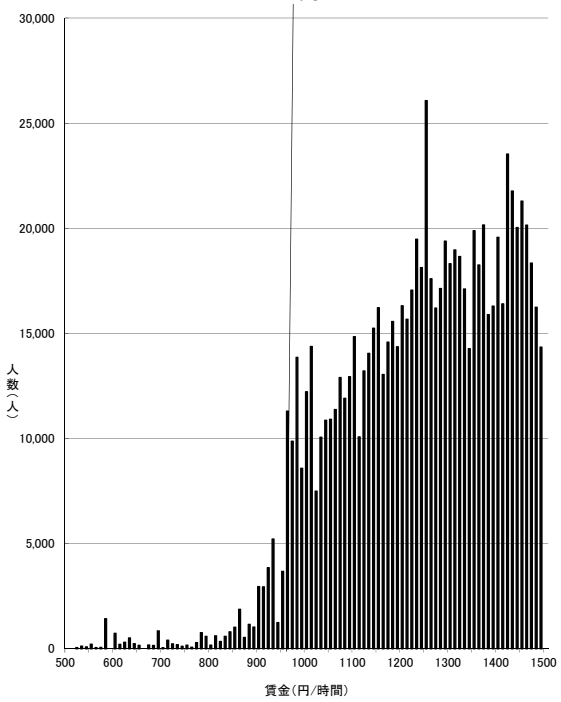

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知（A）

926円

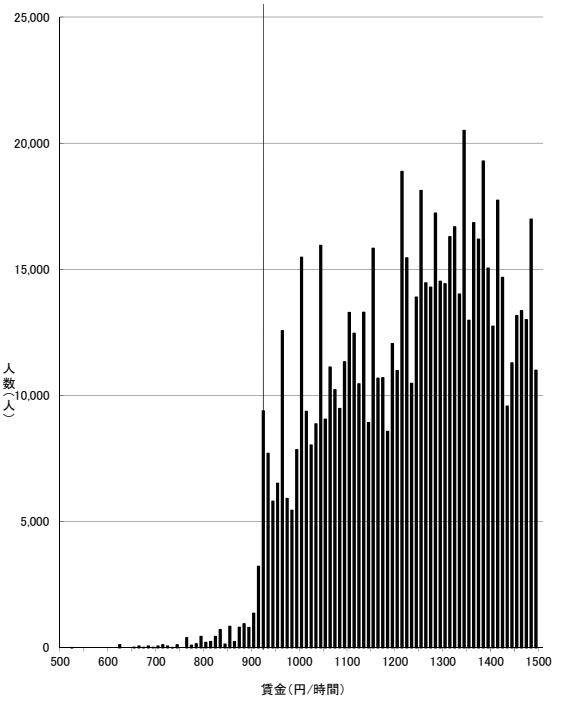

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉（A）

926円

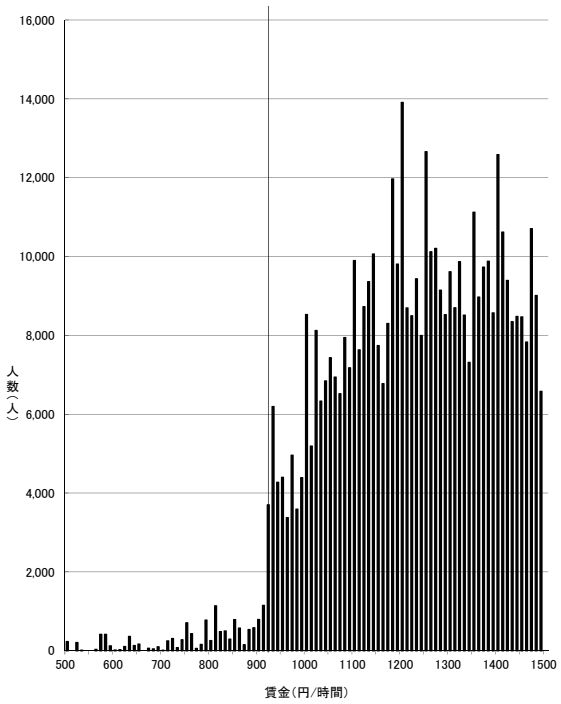

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉（A）

923円

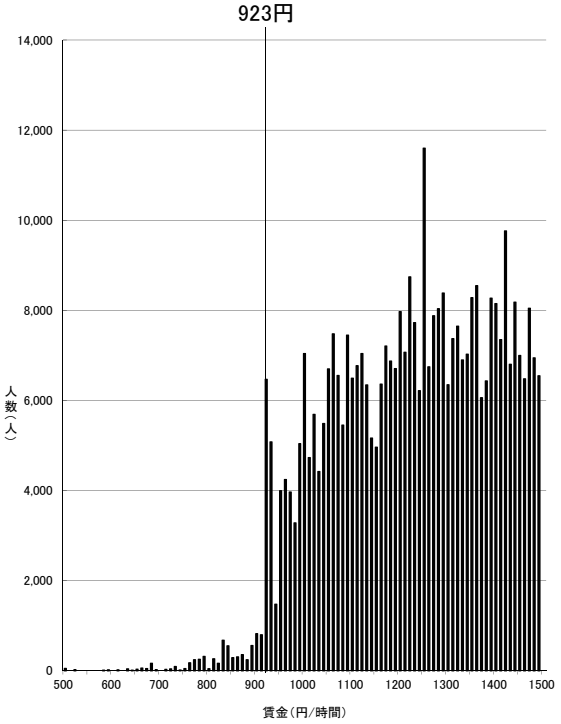

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都（B）

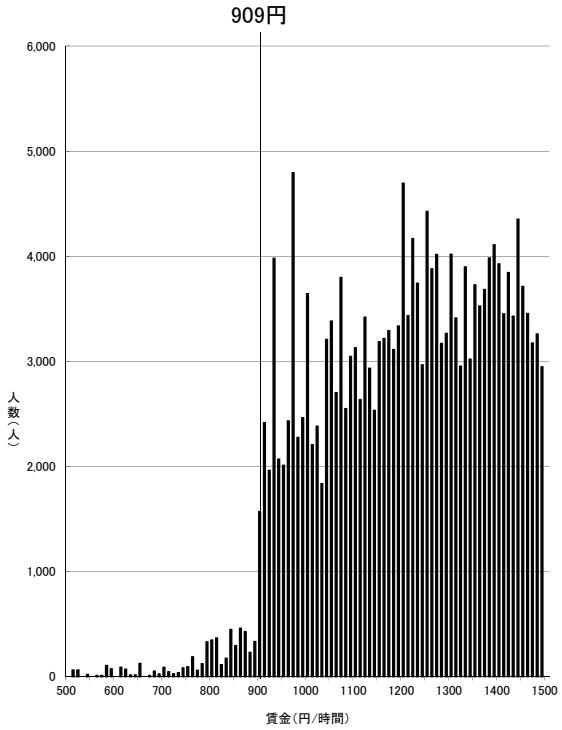

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫（B）

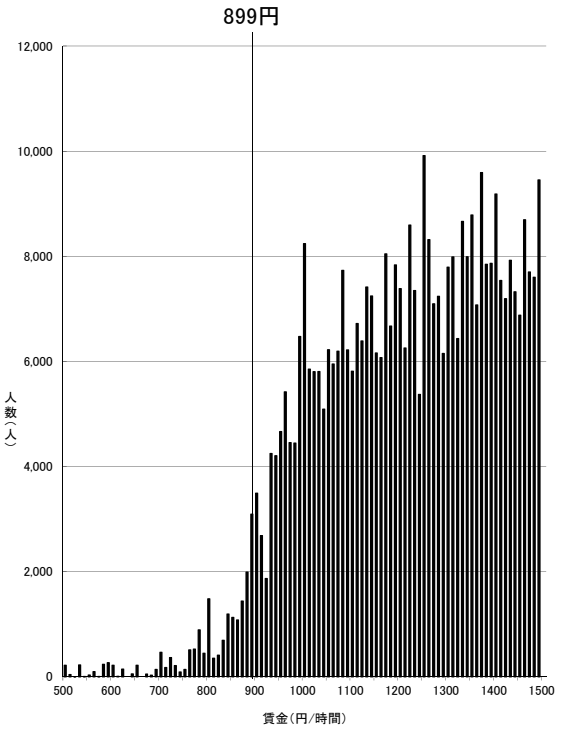

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡（B）

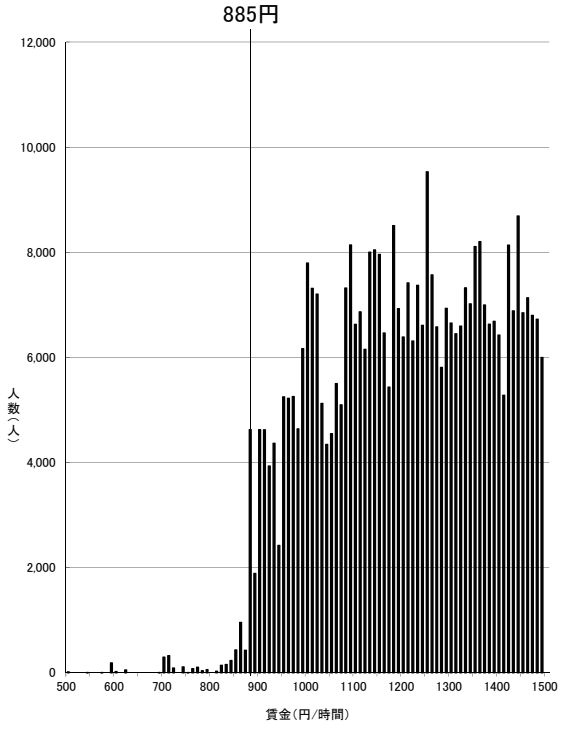

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀（B）

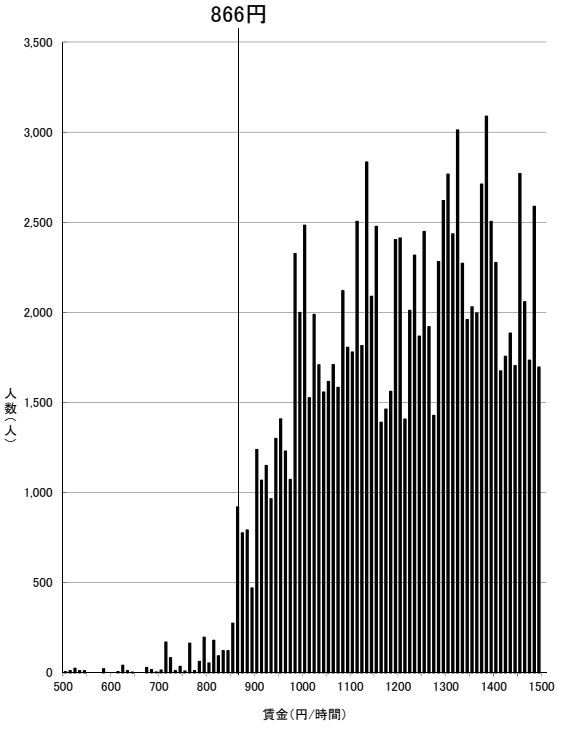

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城（B）

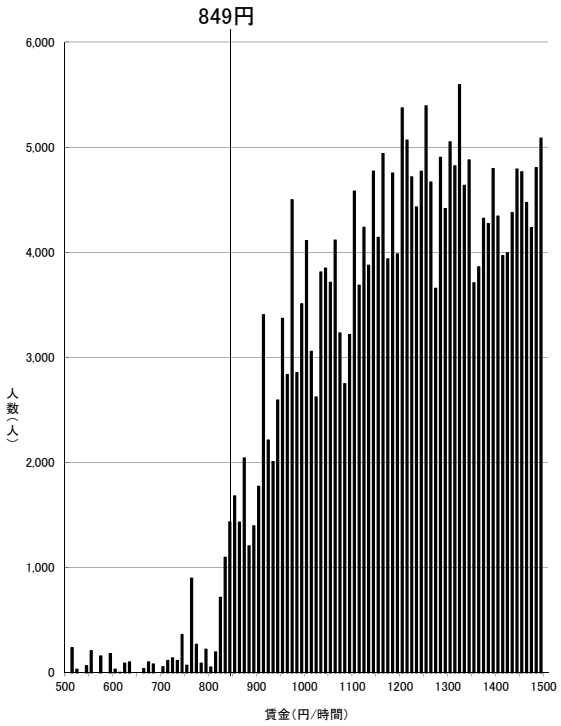

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木（B）

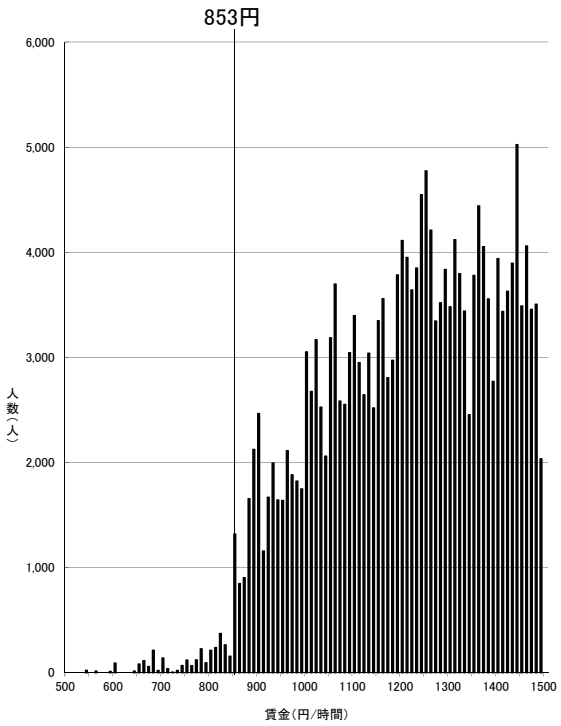

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島（B）

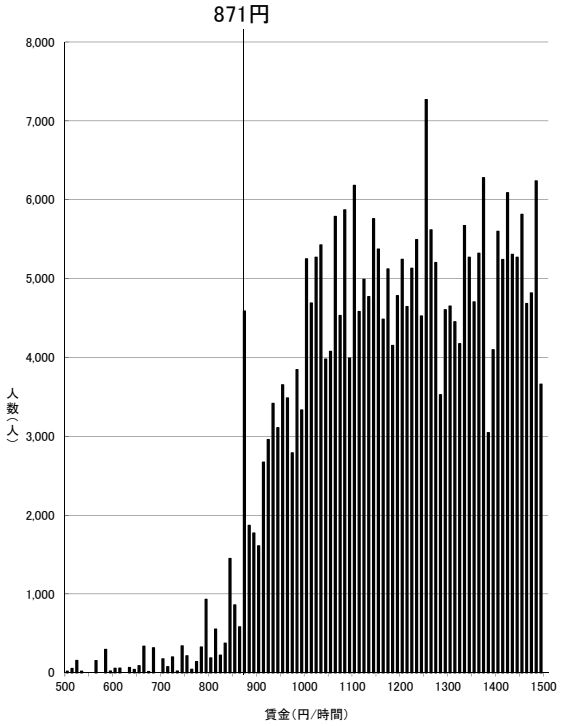

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野（B）

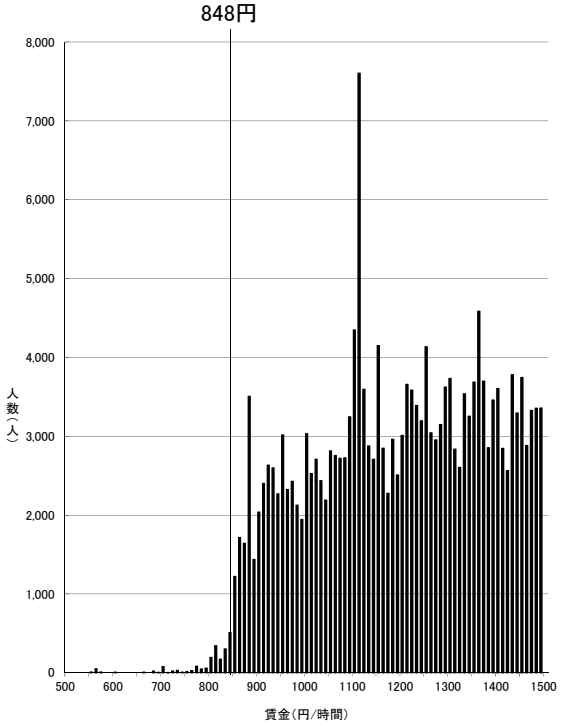

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山（B）

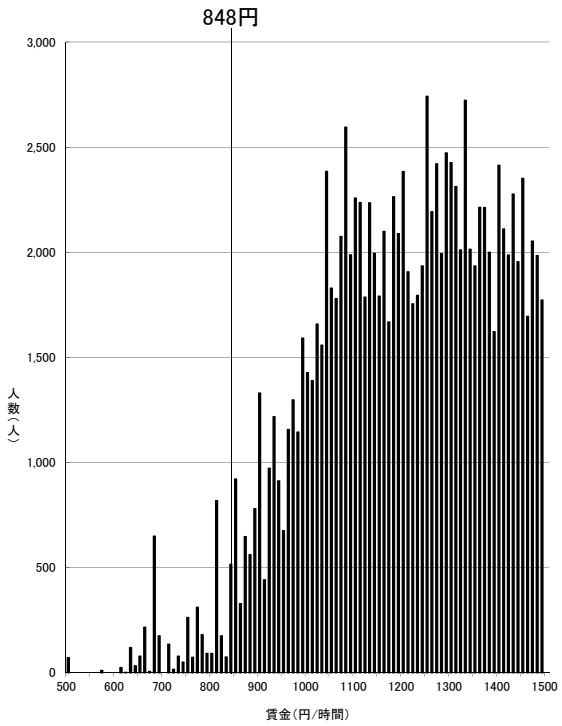

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重（B）

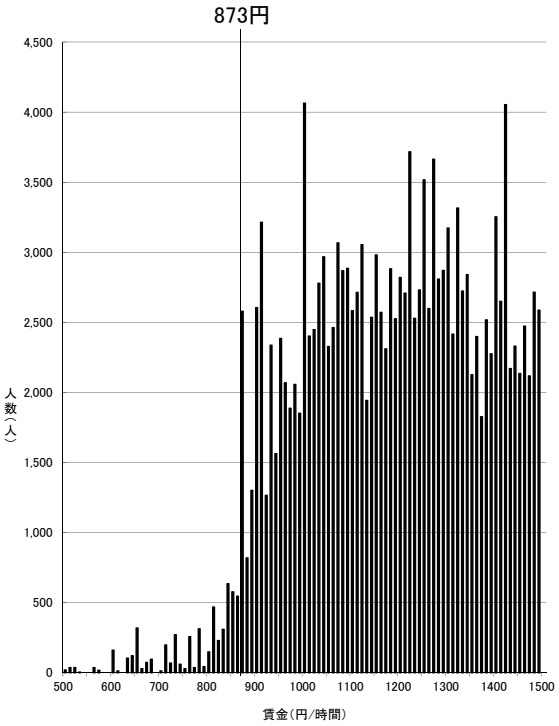

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨（B）

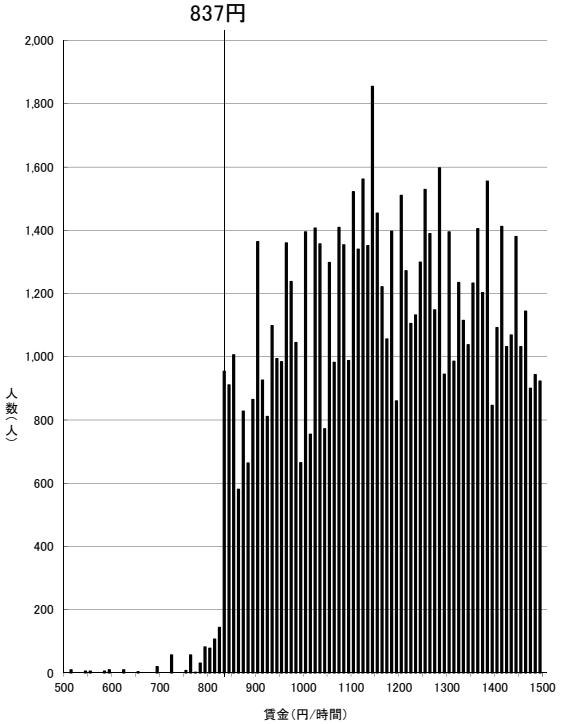

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬（C）

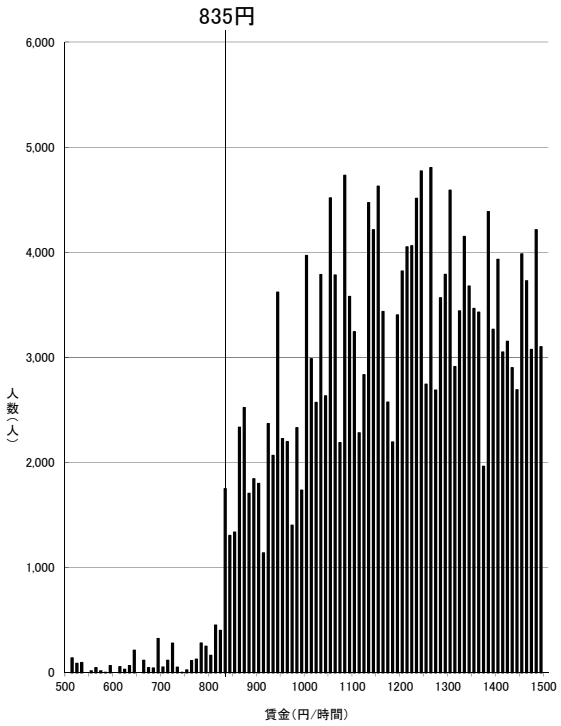

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山（C）

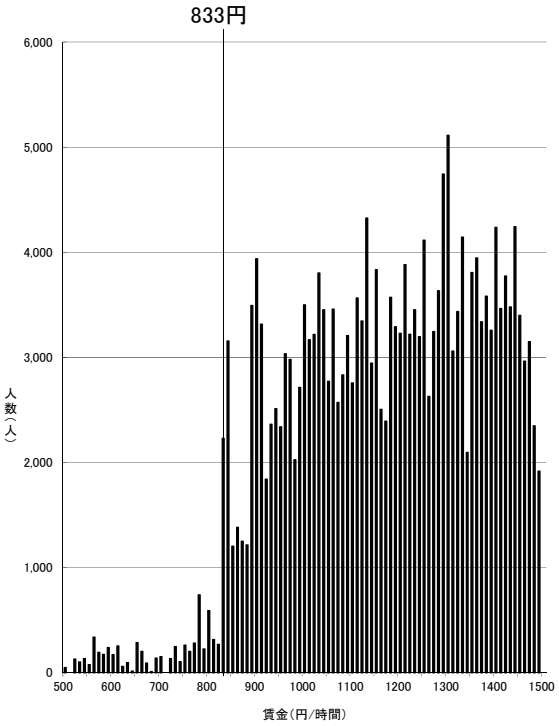

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川（C）

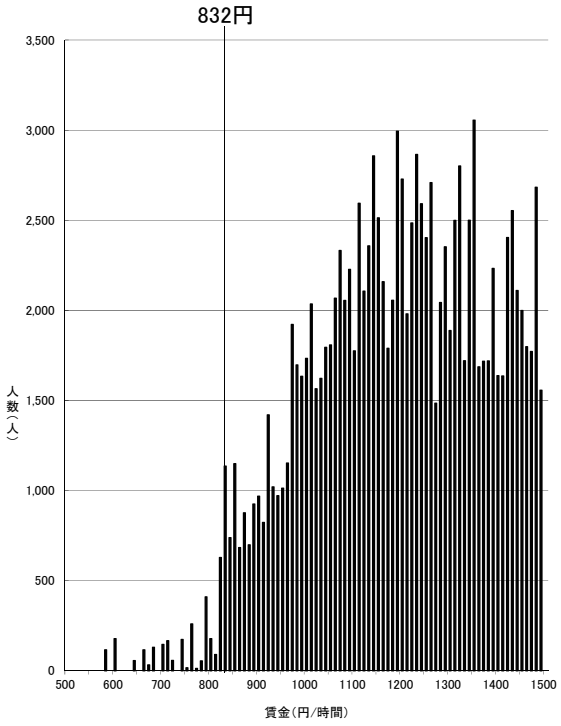

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川（C）

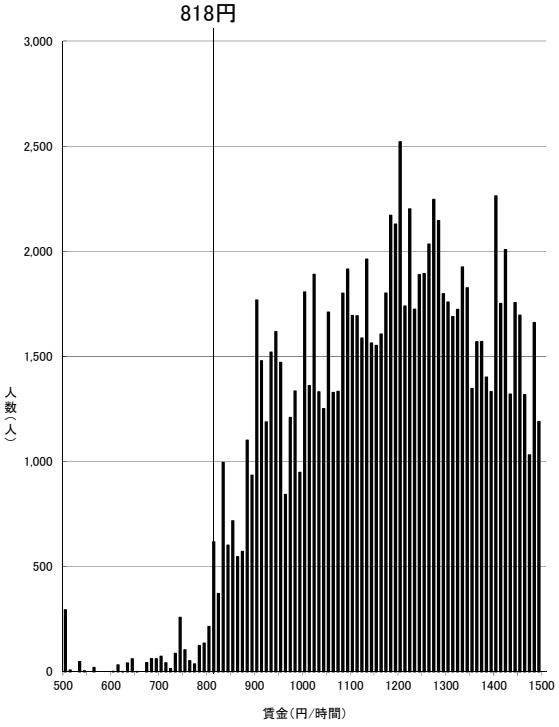

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良（C）

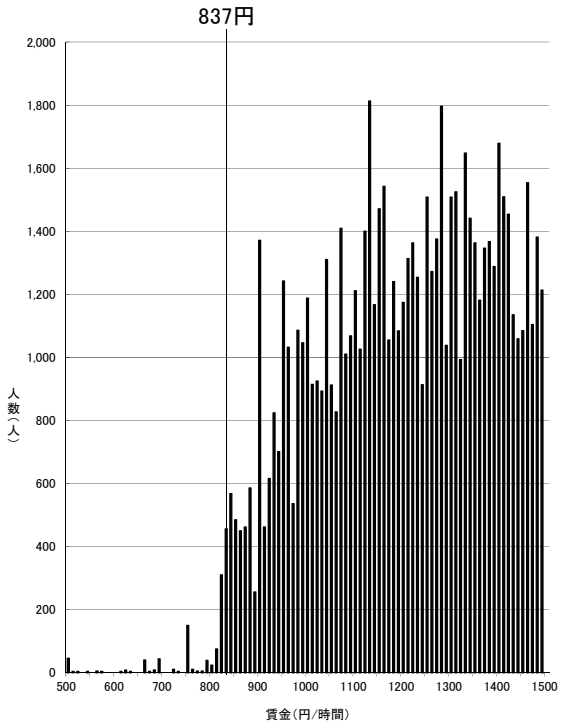

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城（C）

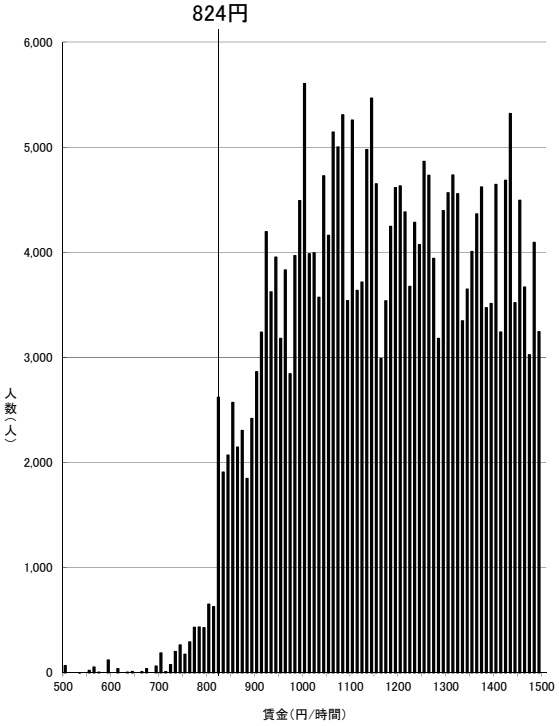

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡（C）

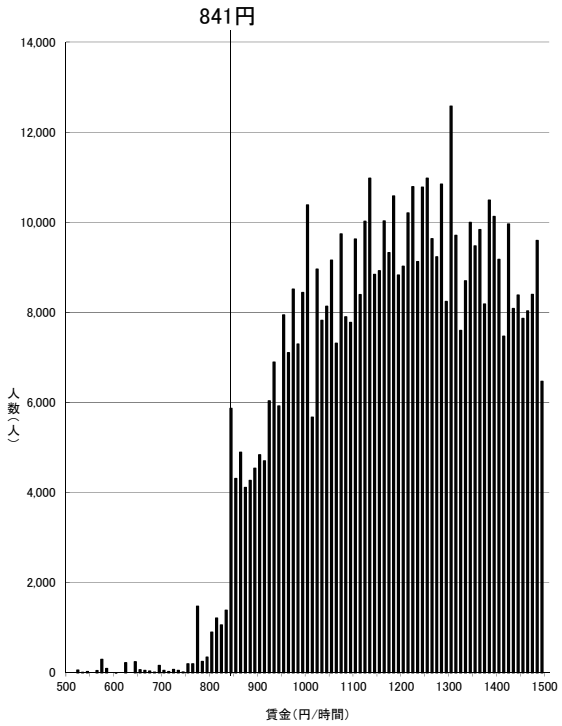

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口（C）

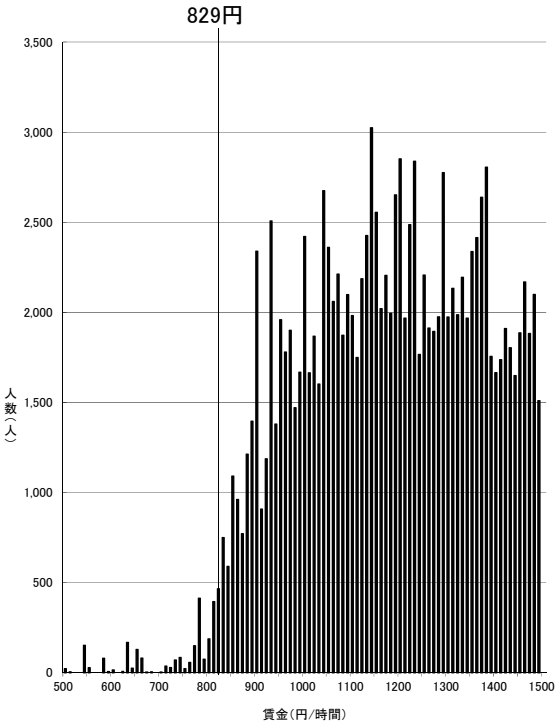

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜（C）

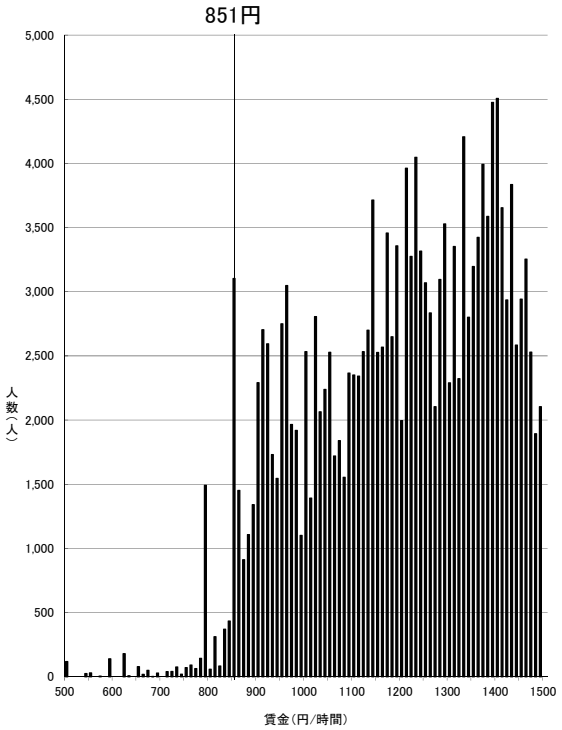

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井（C）

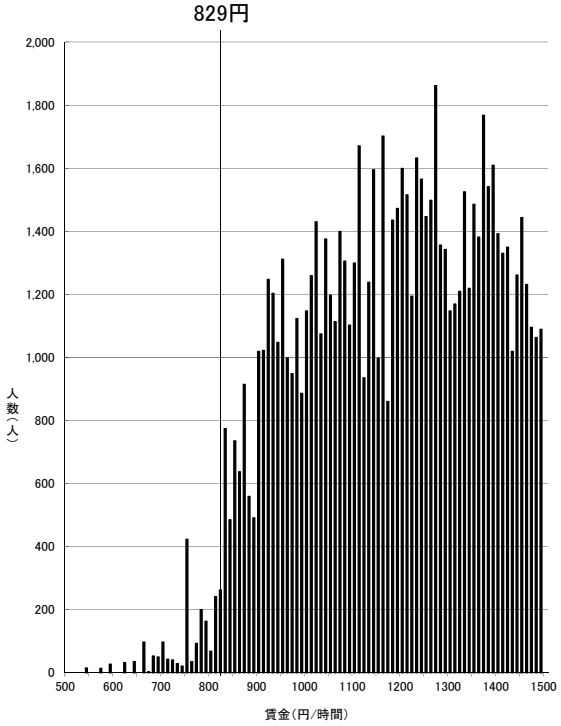

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山（C）

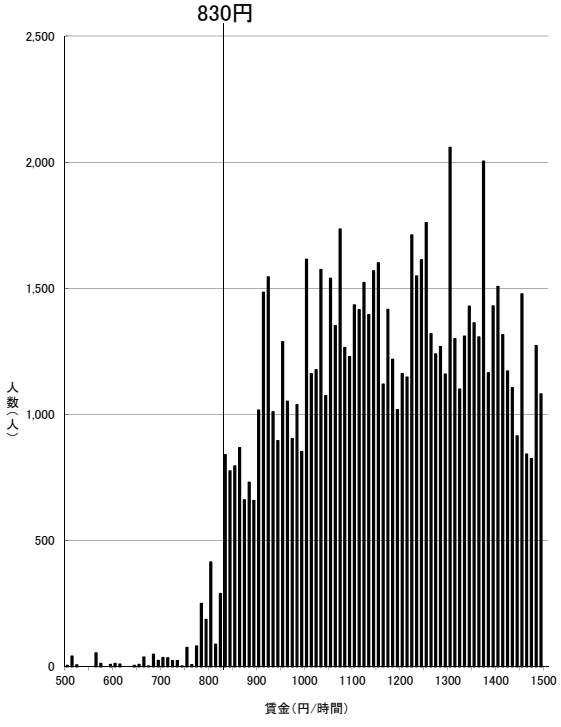

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道（C）

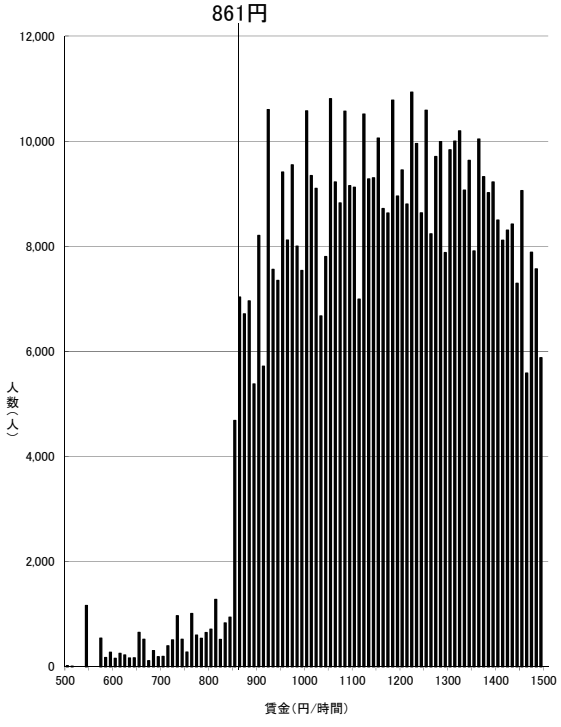

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟（C）

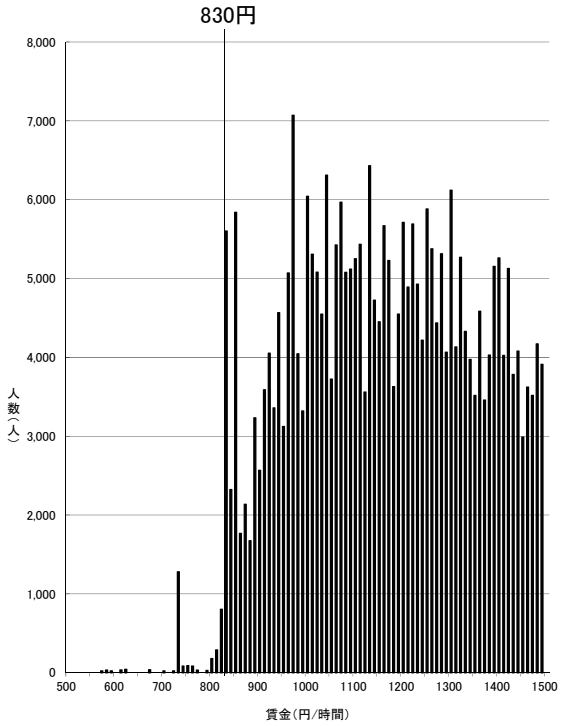

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島（C）

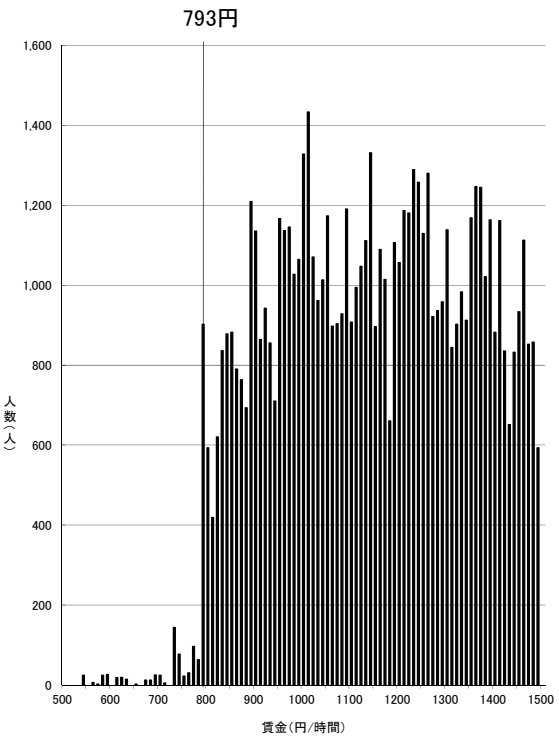

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島（D）

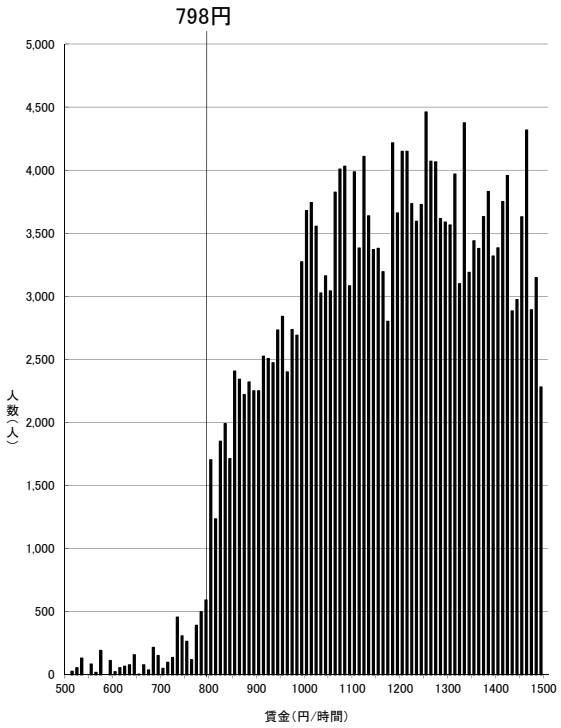

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分（D）

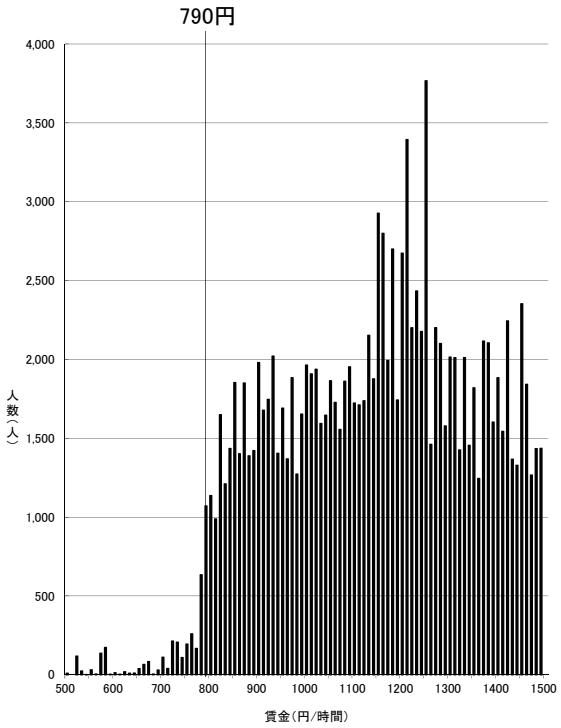

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形（D）

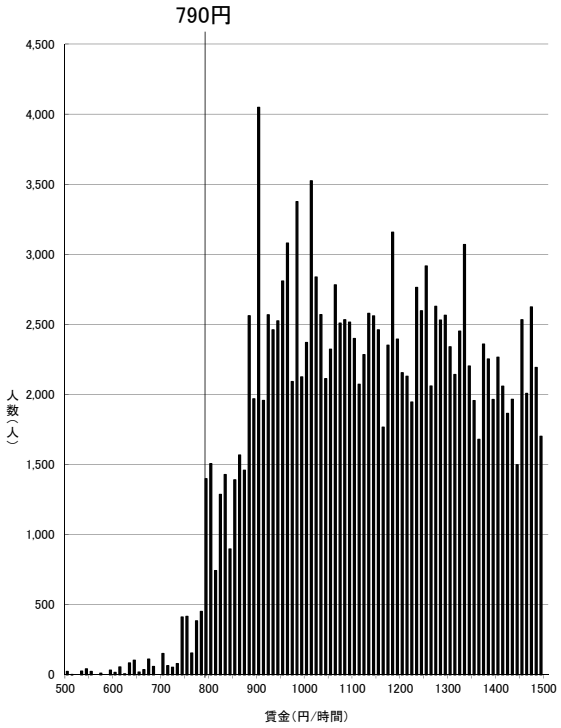

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛（D）

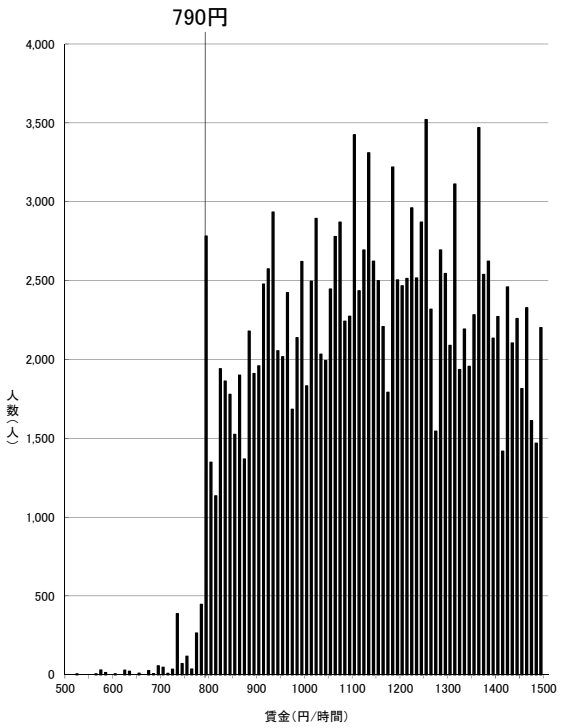

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根（D）

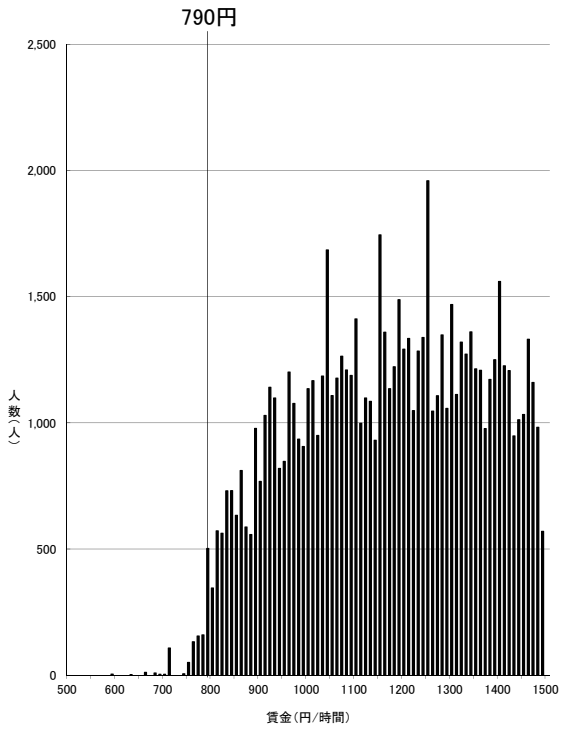

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取（D）

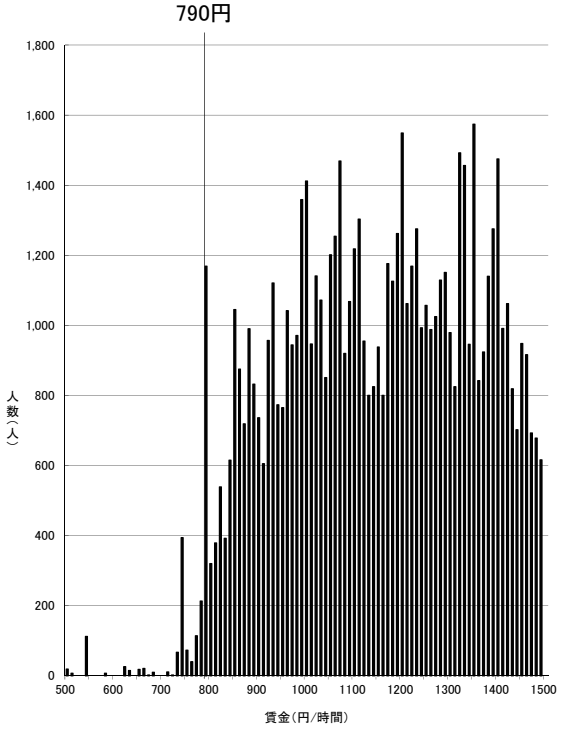

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本（D）

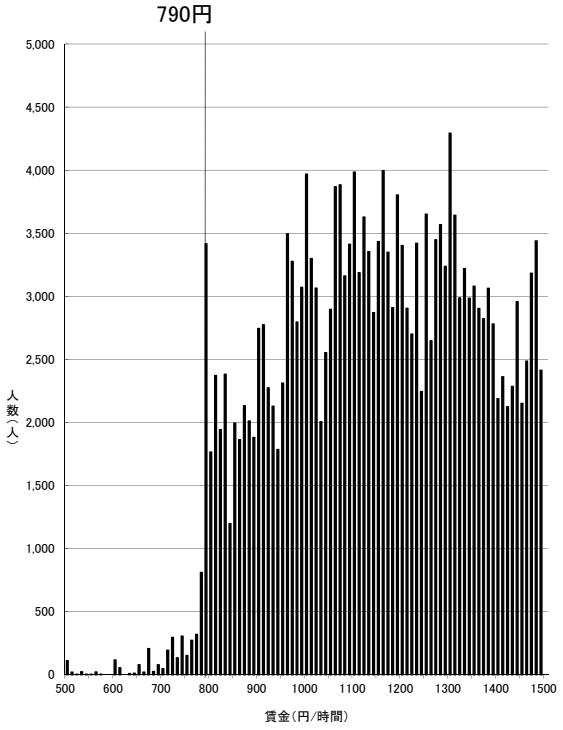

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎（D）

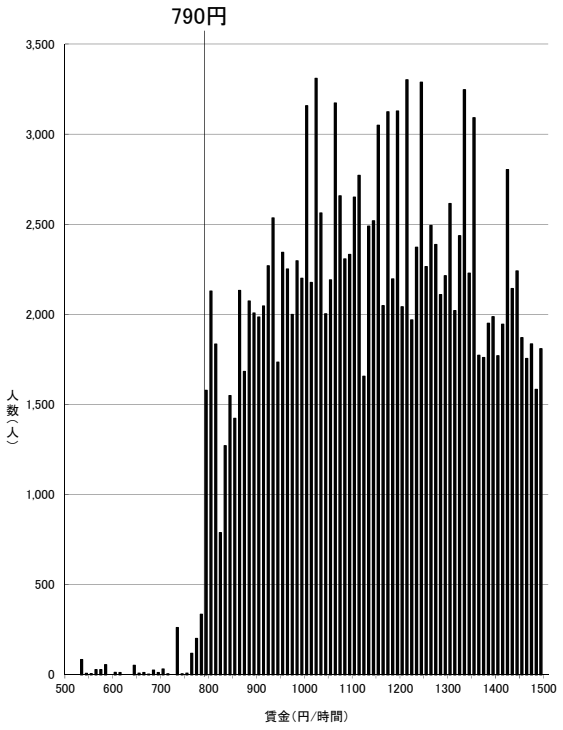

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知（D）

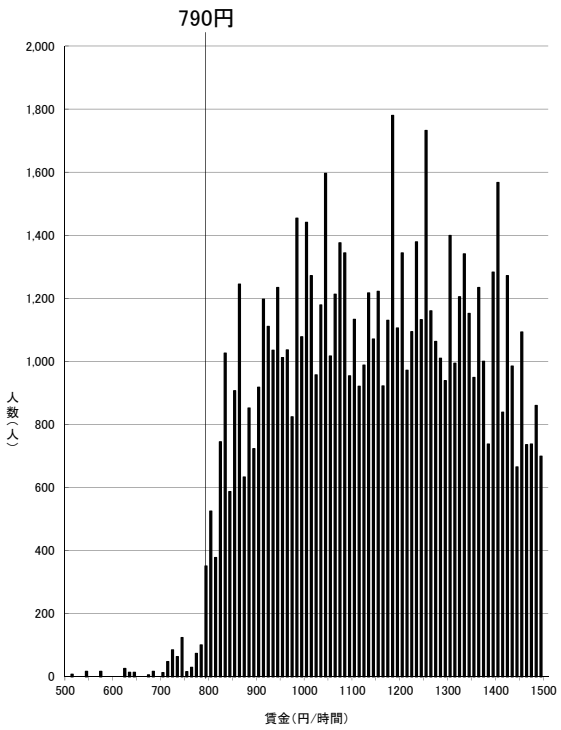

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手（D）

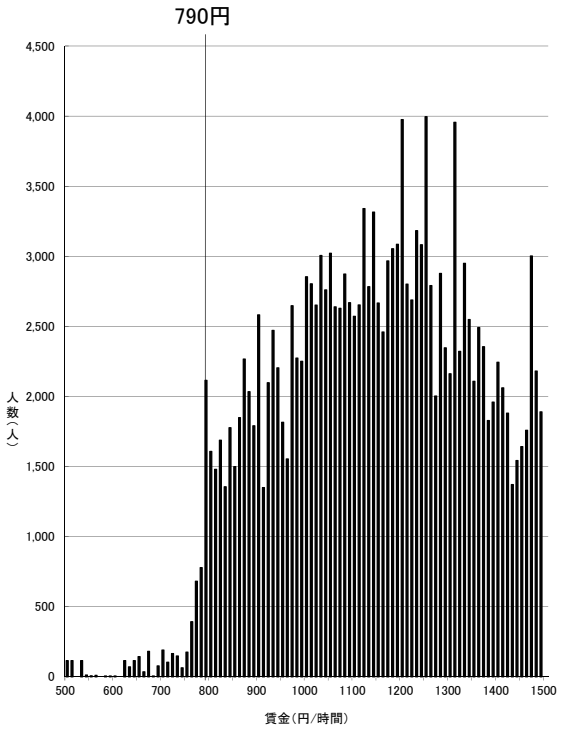

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島（D）

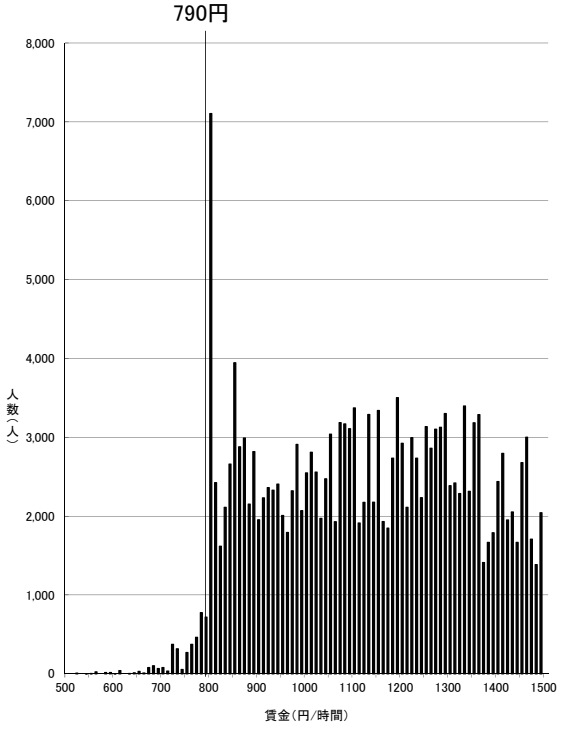

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀（D）

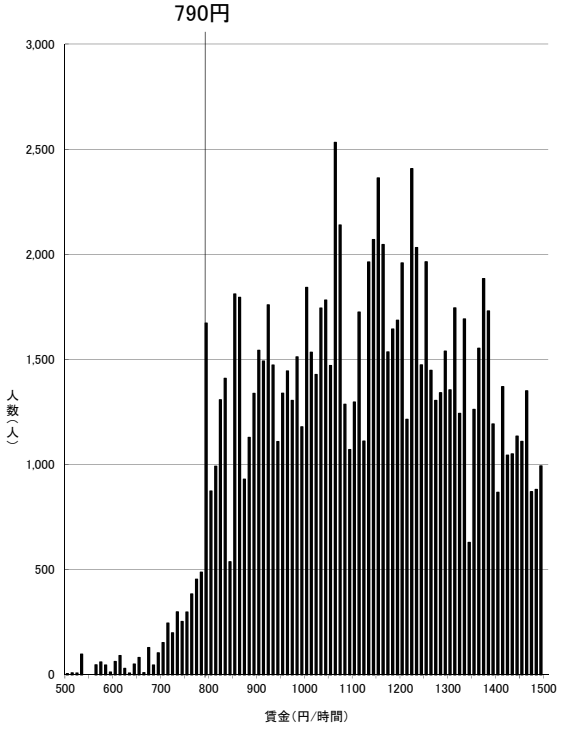

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森（D）

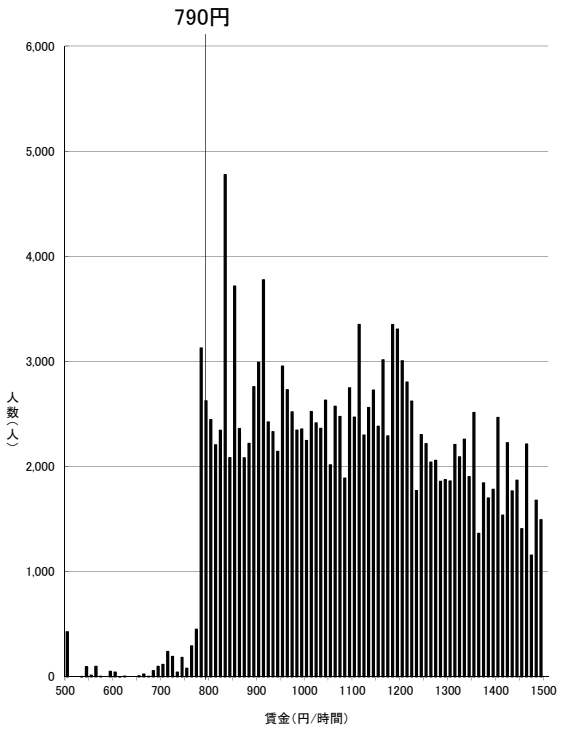

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田（D）

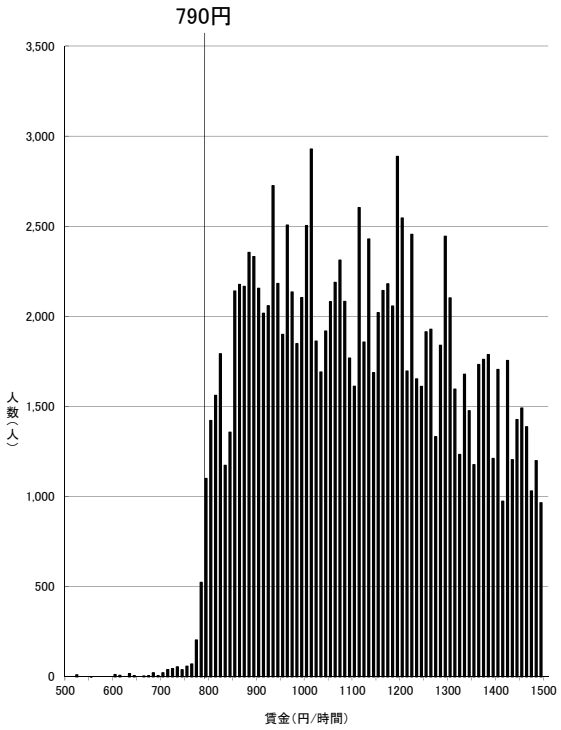

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎（D）

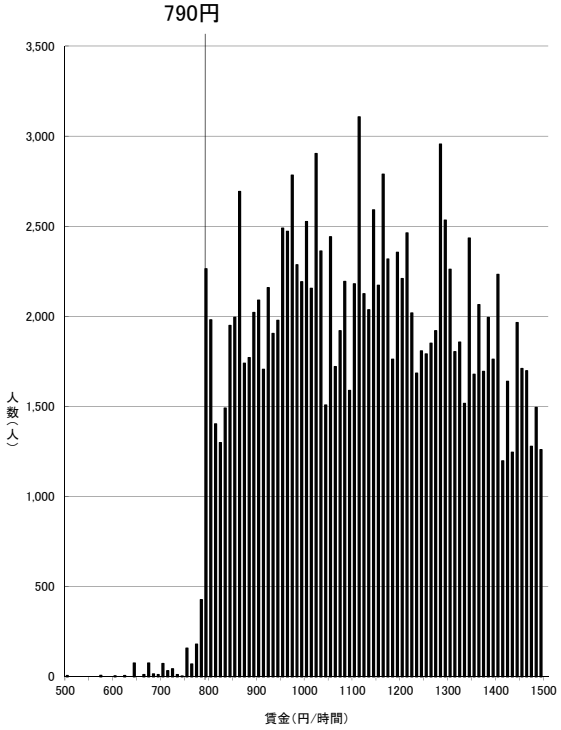

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄（D）

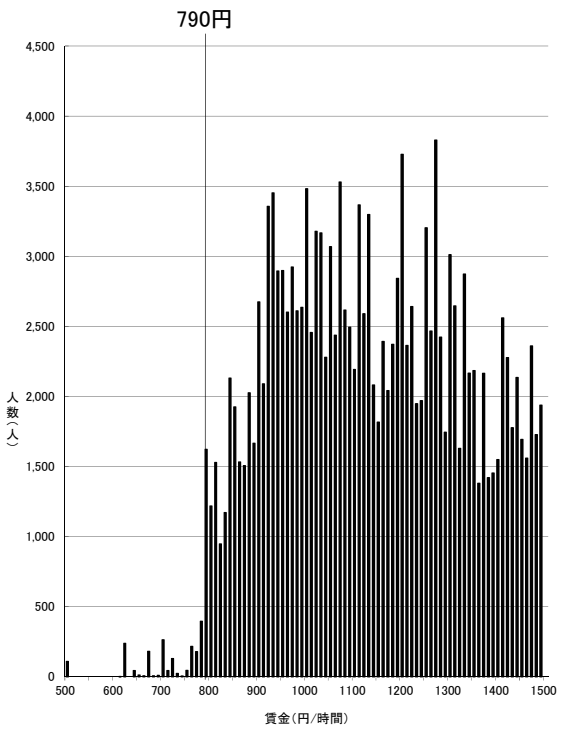

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

時間当たり賃金分布（短時間労働者）

資料No. ４－３

東京（A）

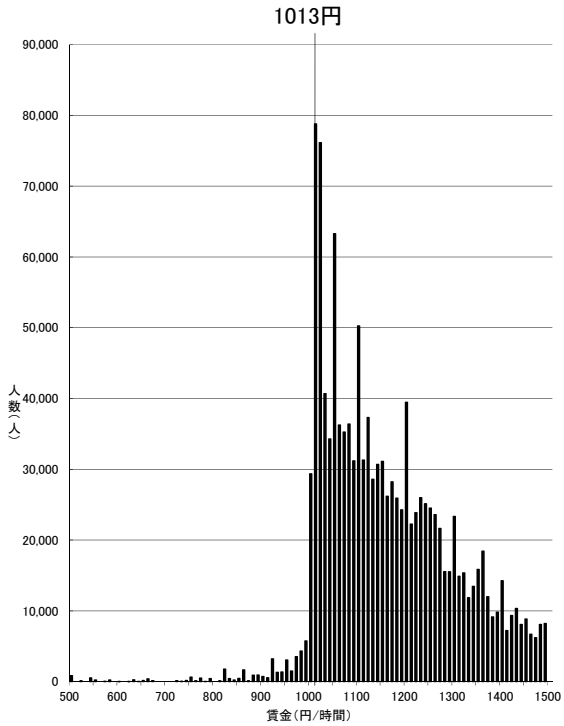

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川（A）

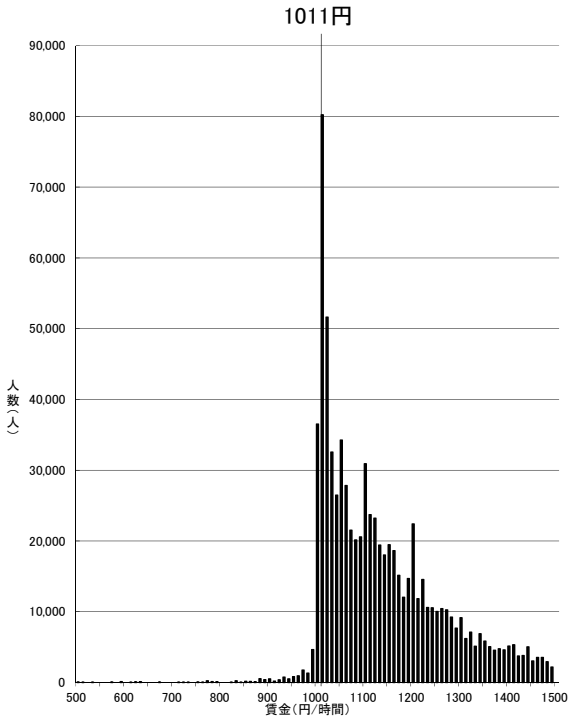

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪（A）

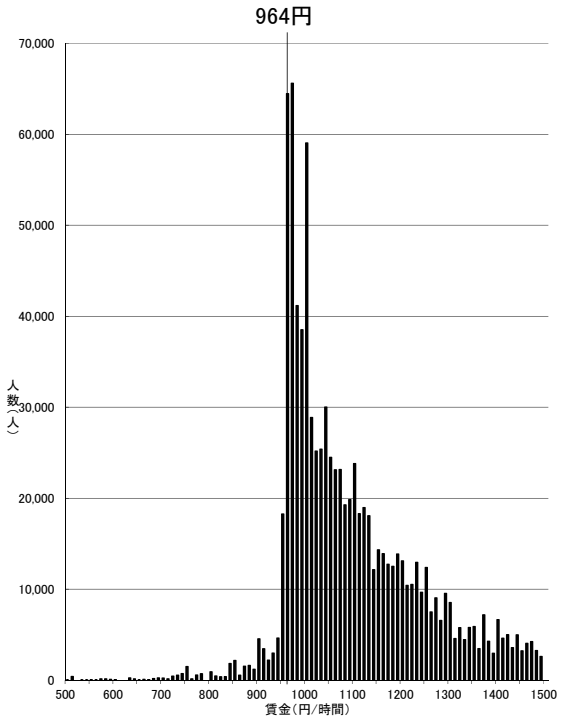

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知（A）

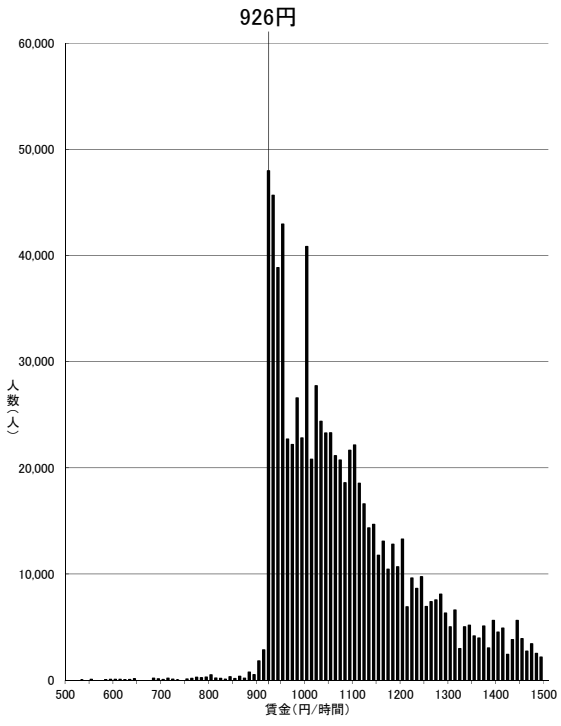

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉（A）

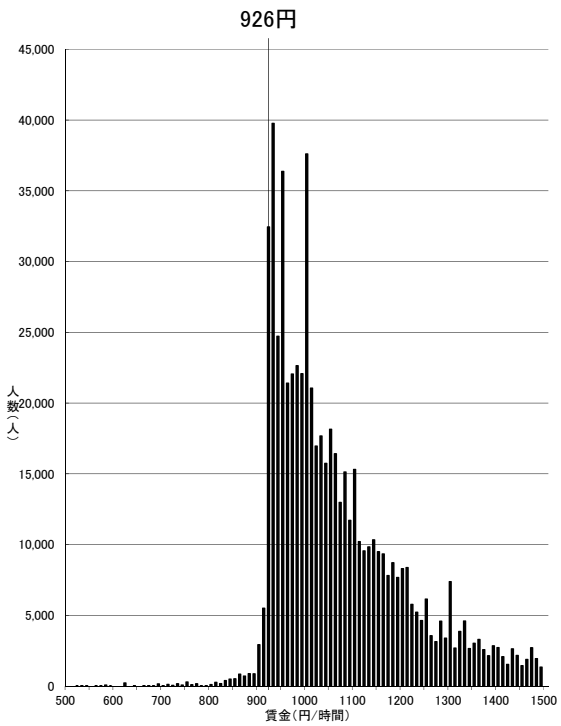

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉（A）

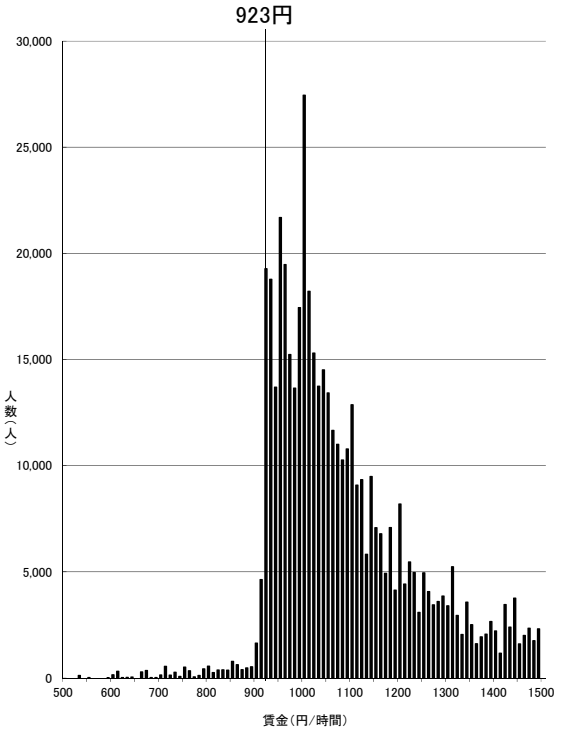

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都（B）

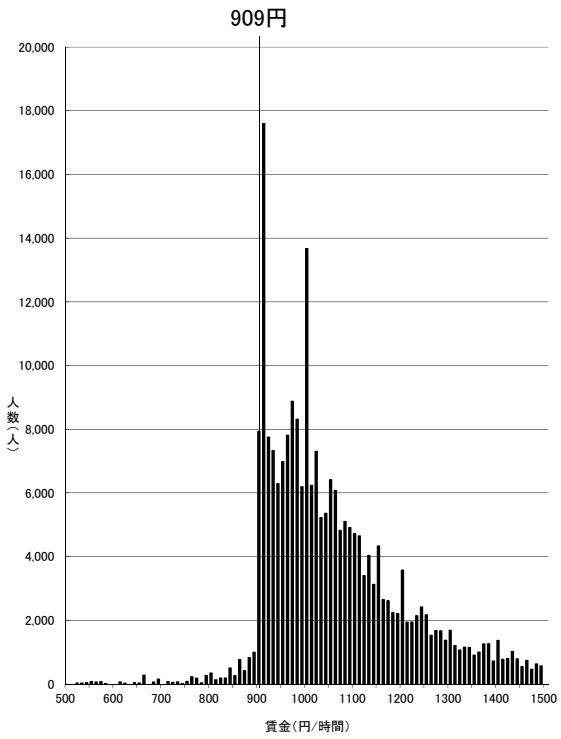

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫（B）

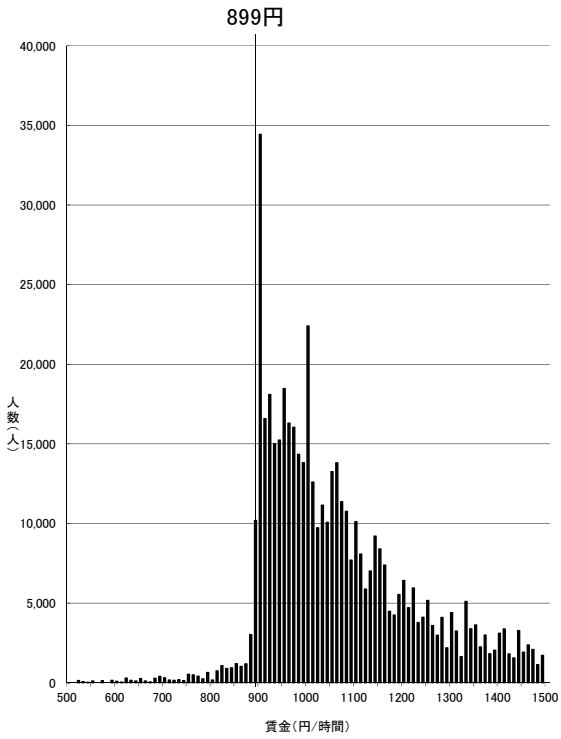

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡（B）

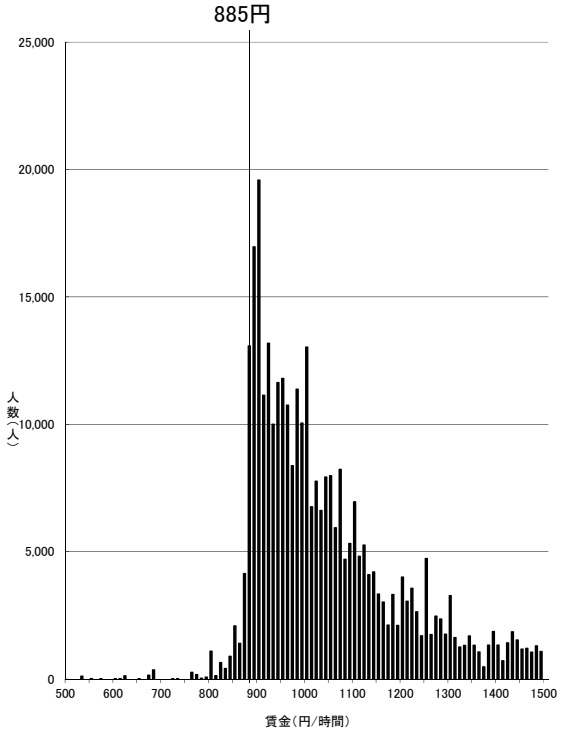

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀（B）

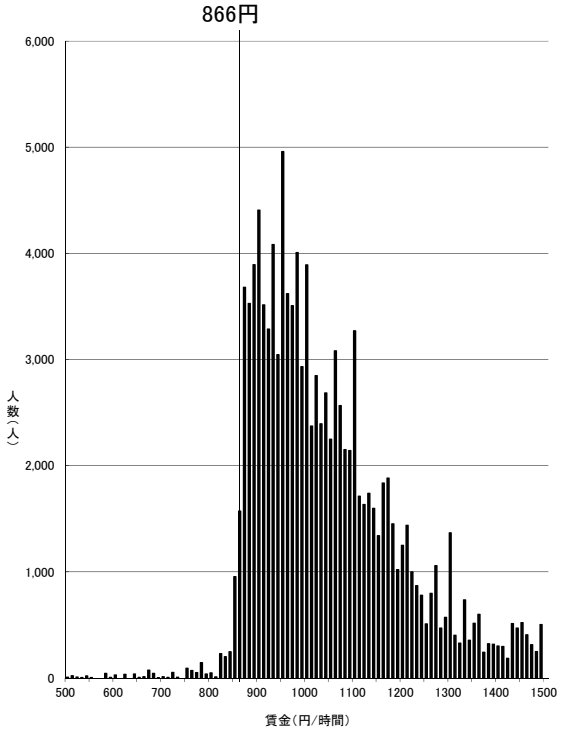

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城（B）

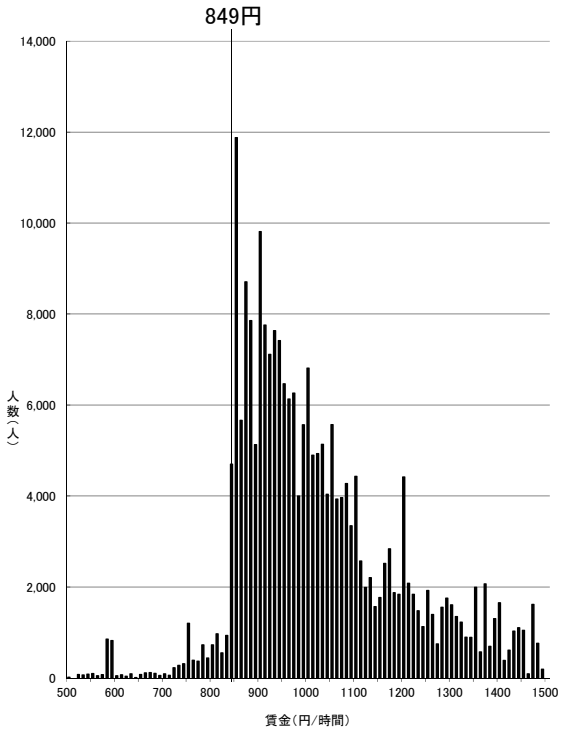

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

栃木（B）

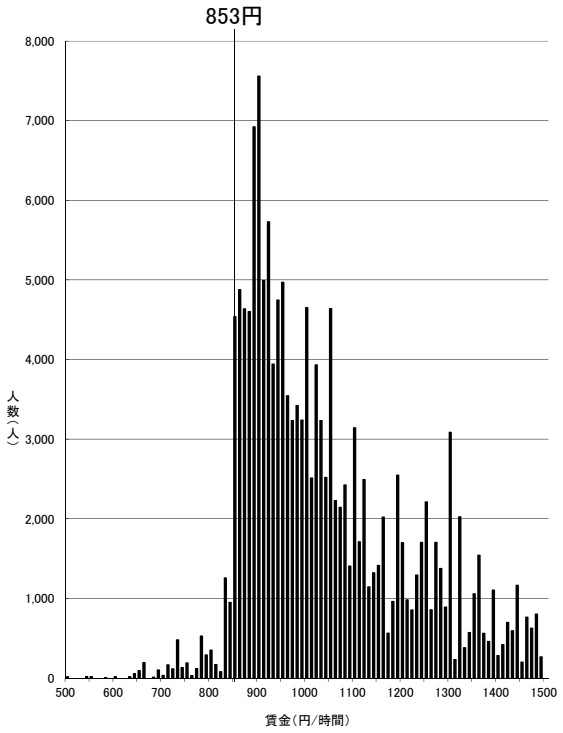

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

広島（B）

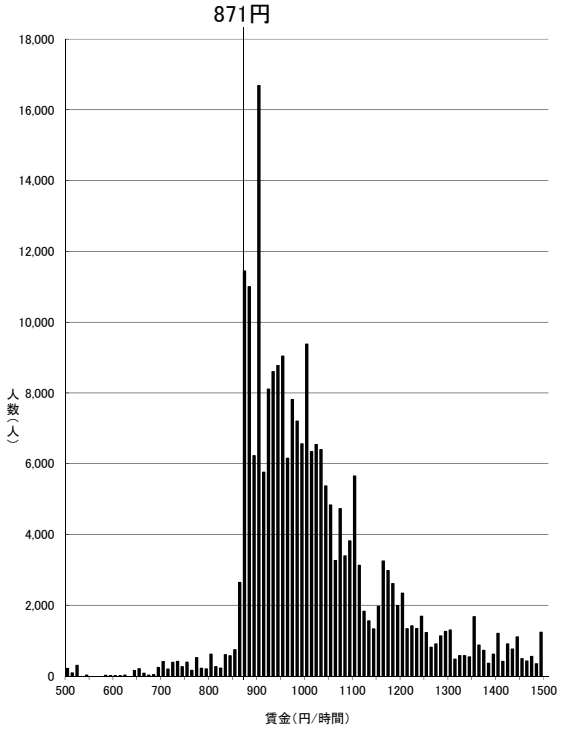

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

長野（B）

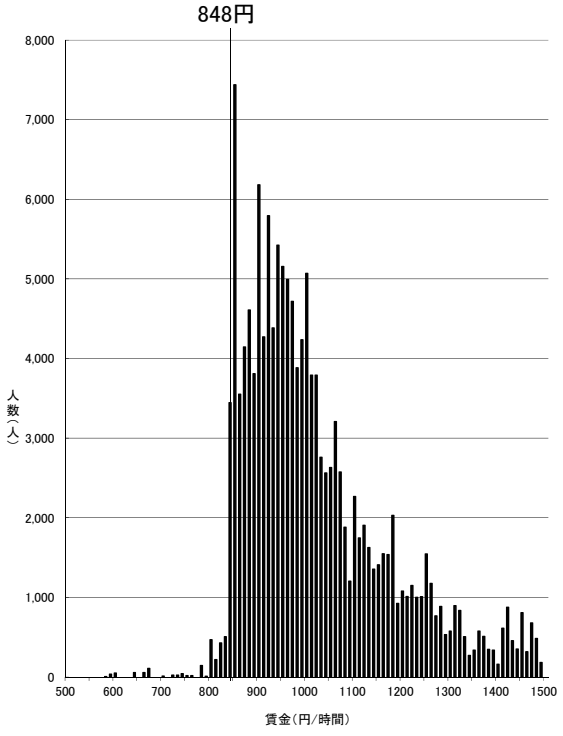

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

富山（B）

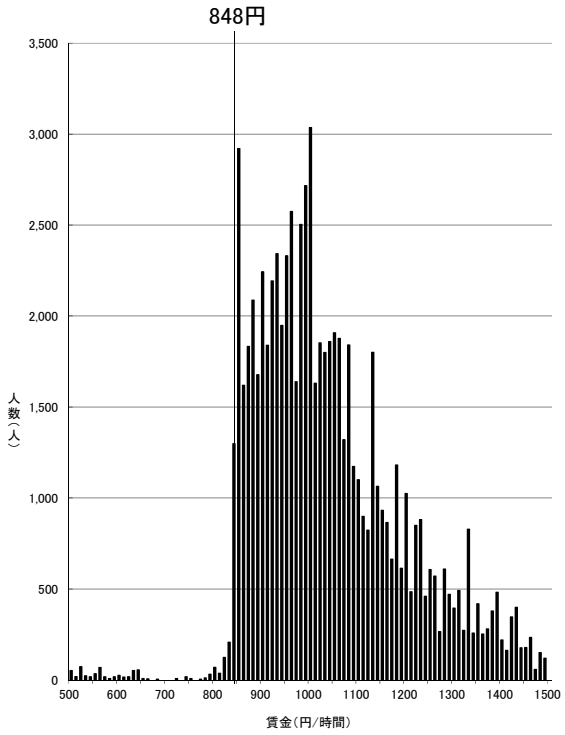

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

三重（B）

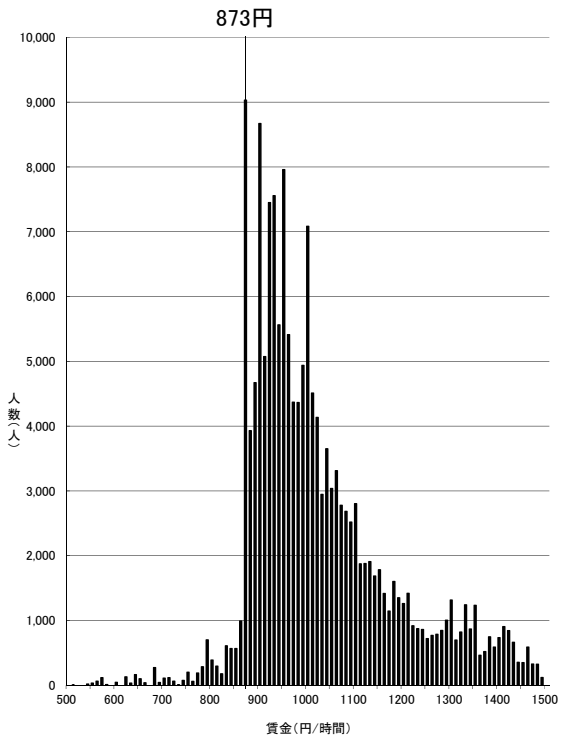

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

山梨（B）

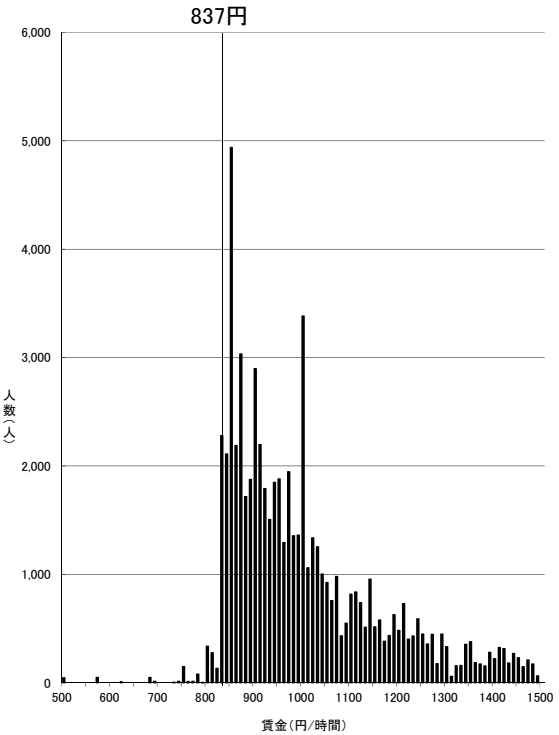

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

群馬（C）

835円

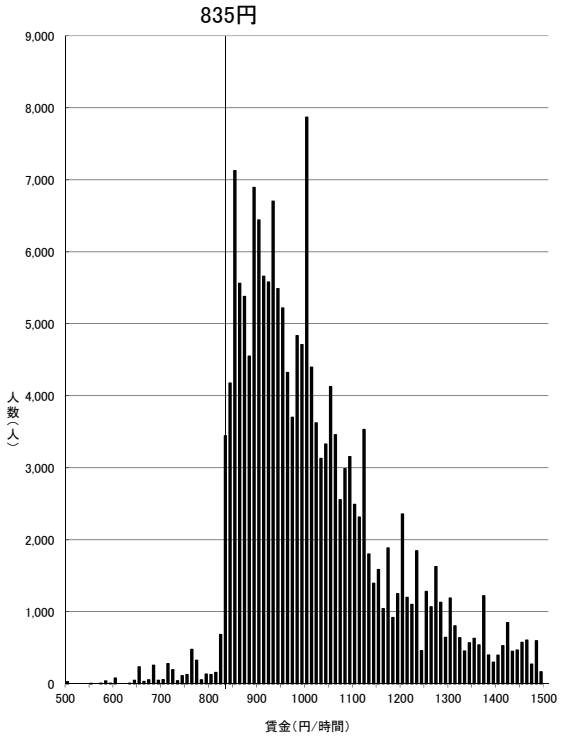

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山（C）

833円

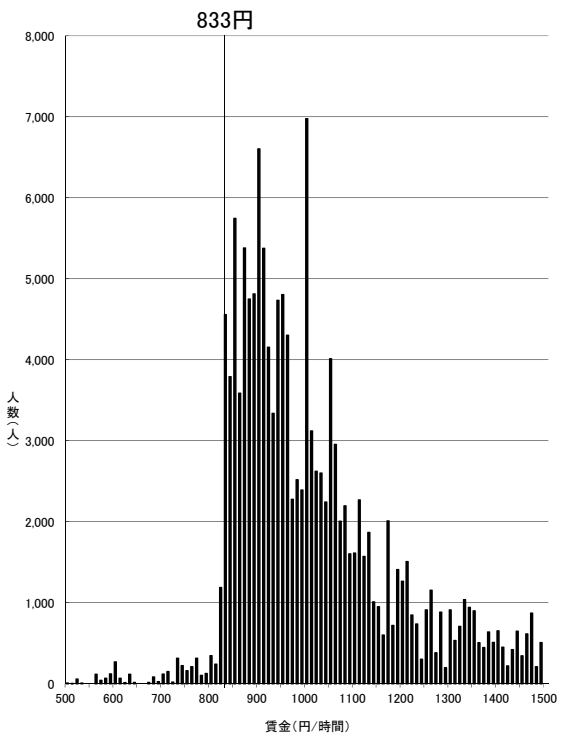

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川（C）

832円

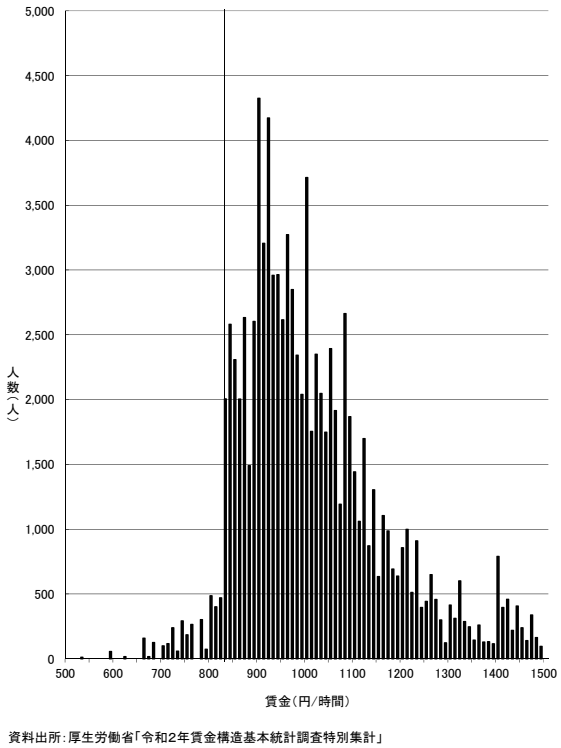

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川（C）

818円

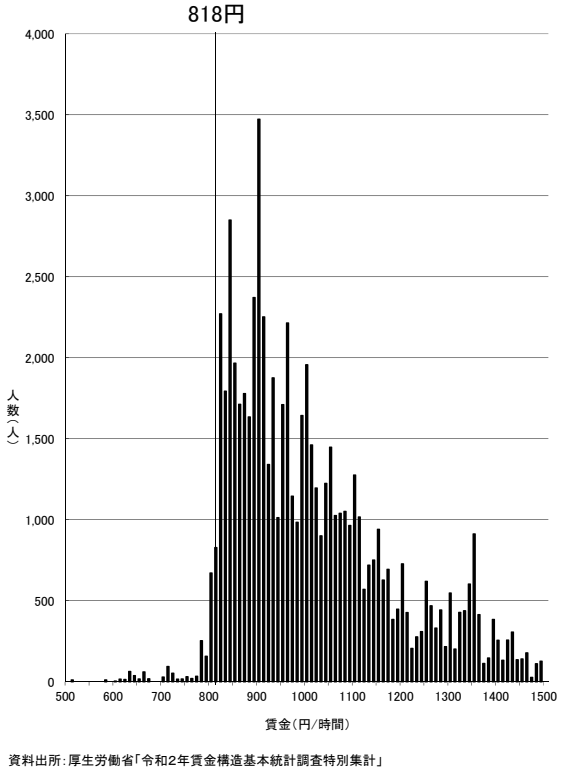

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良（C）

837円

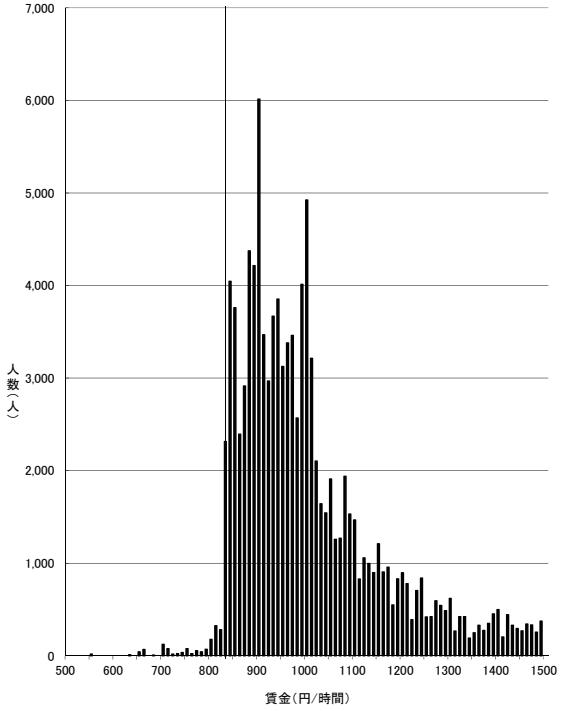

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城（C）

824円

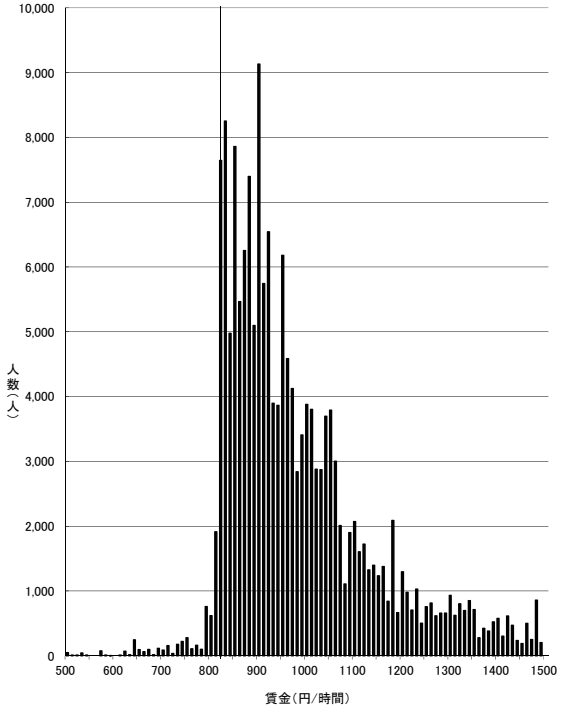

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡（C）

841円

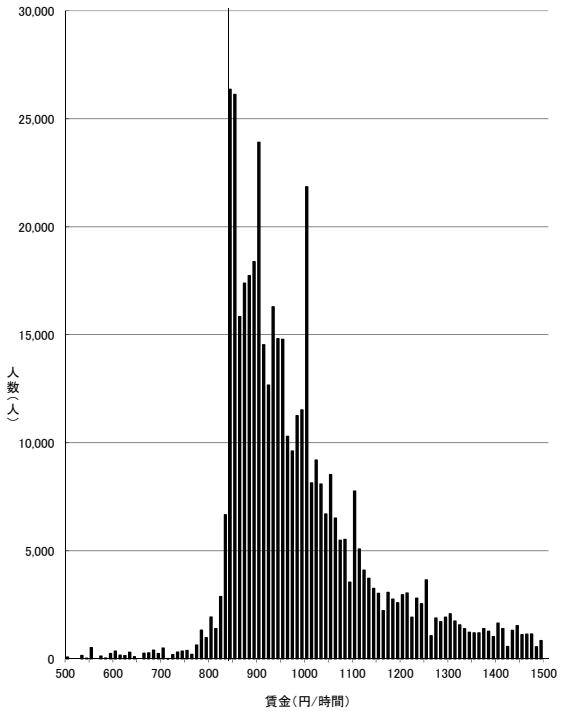

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口（C）

829円

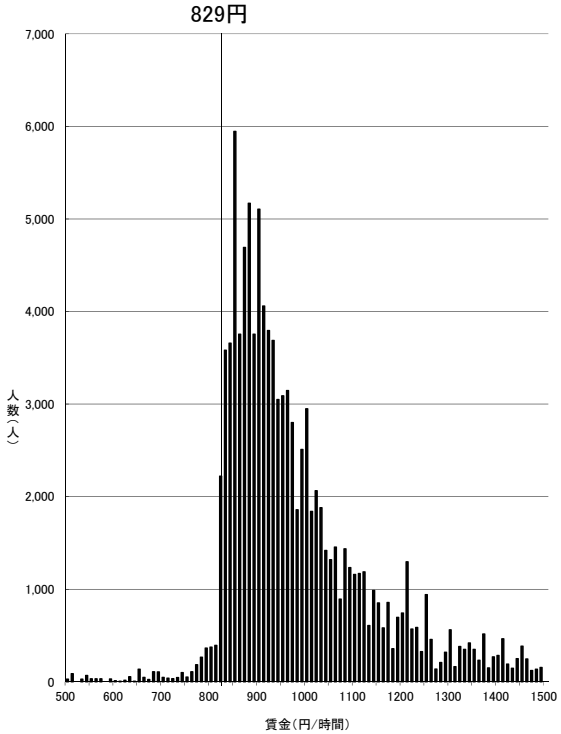

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜（C）

851円

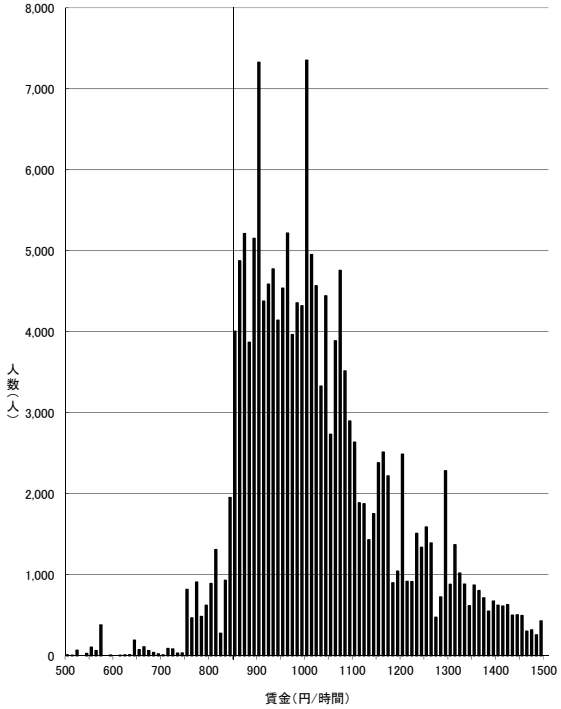

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井（C）

829円

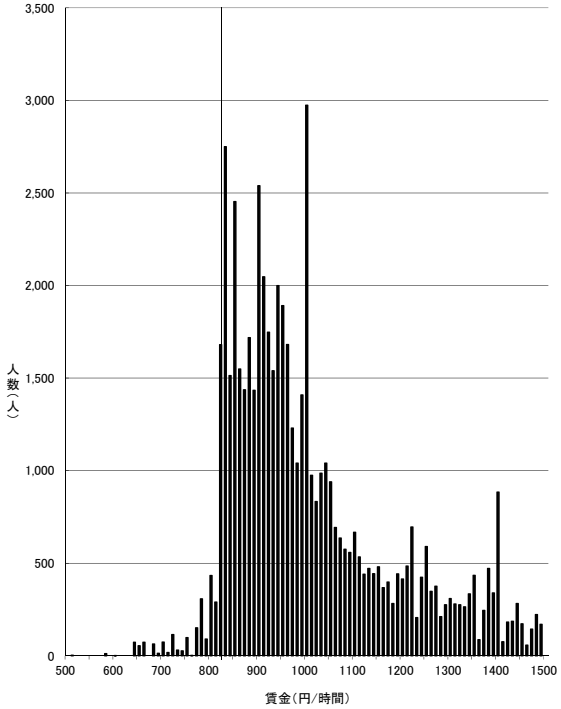

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山（C）

830円

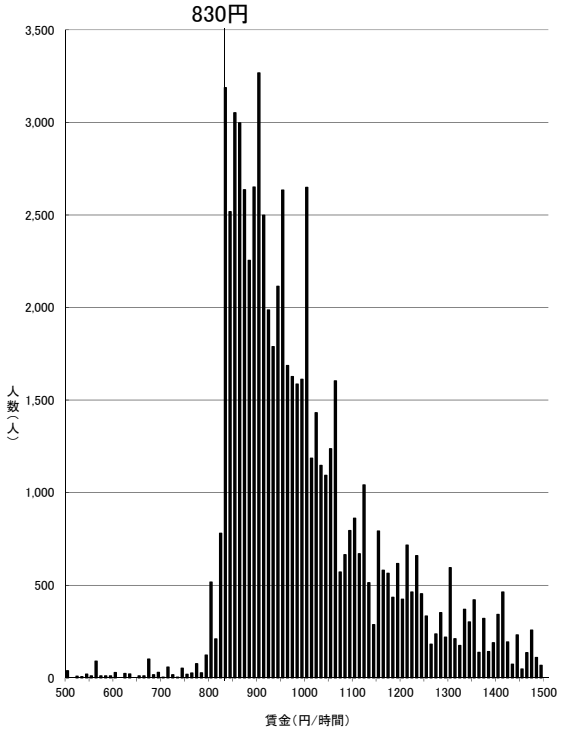

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道（C）

861円

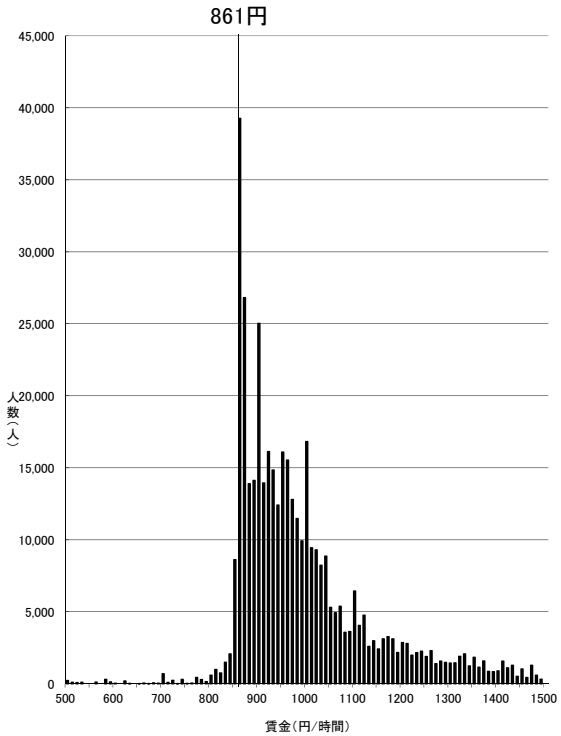

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟（C）

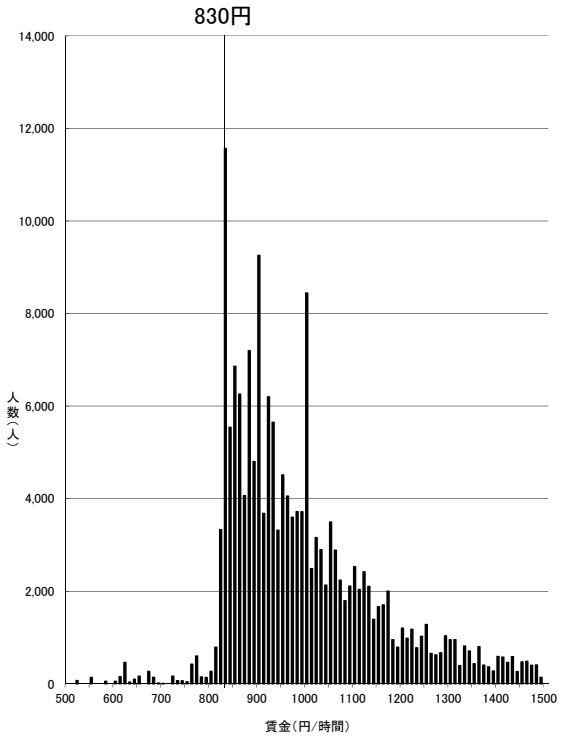

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島（C）

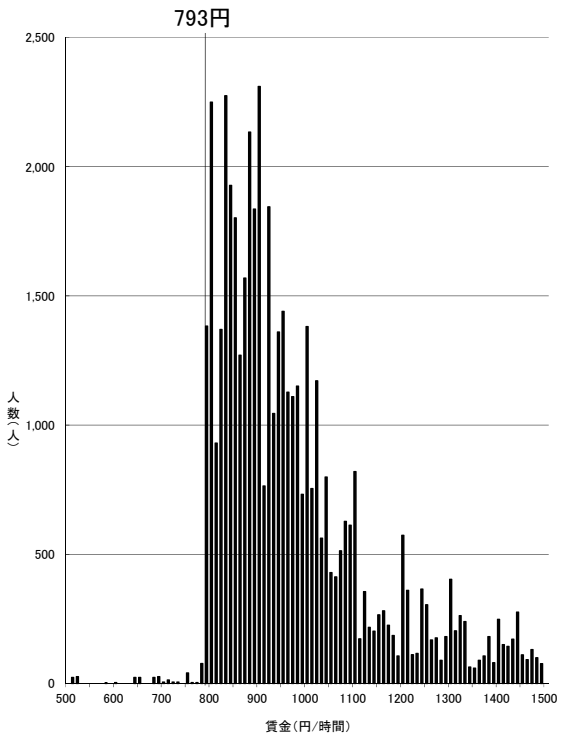

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島（D）

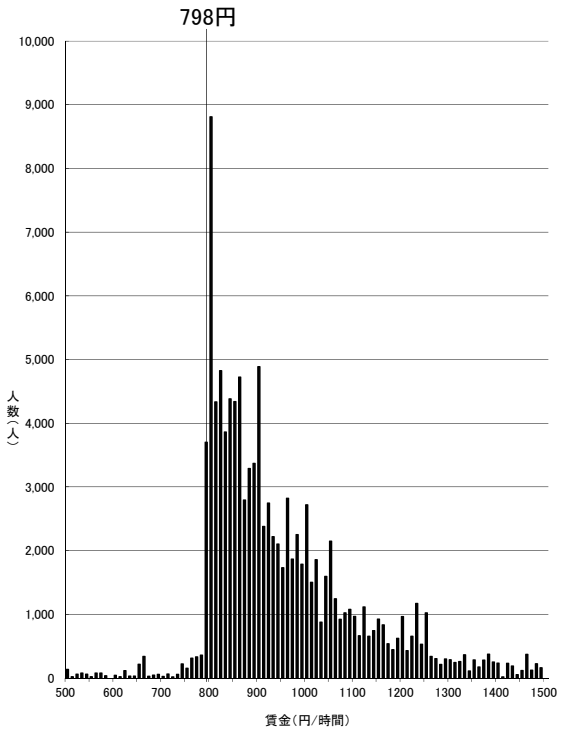

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

大分（D）

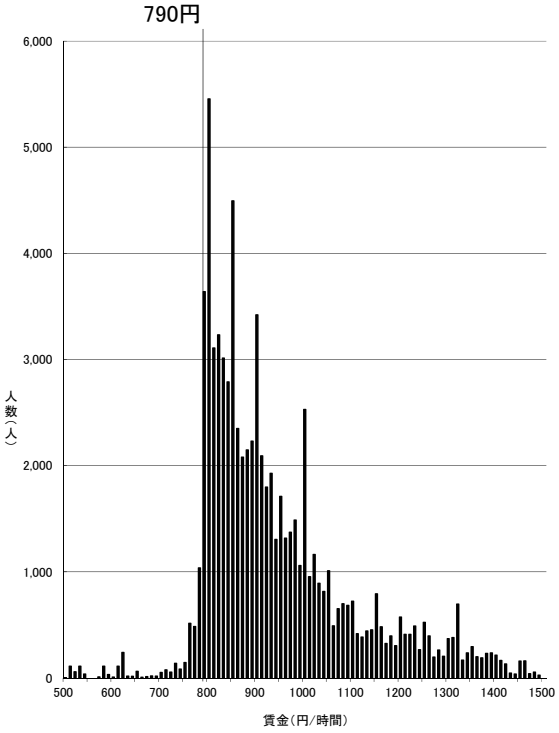

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

山形（D）

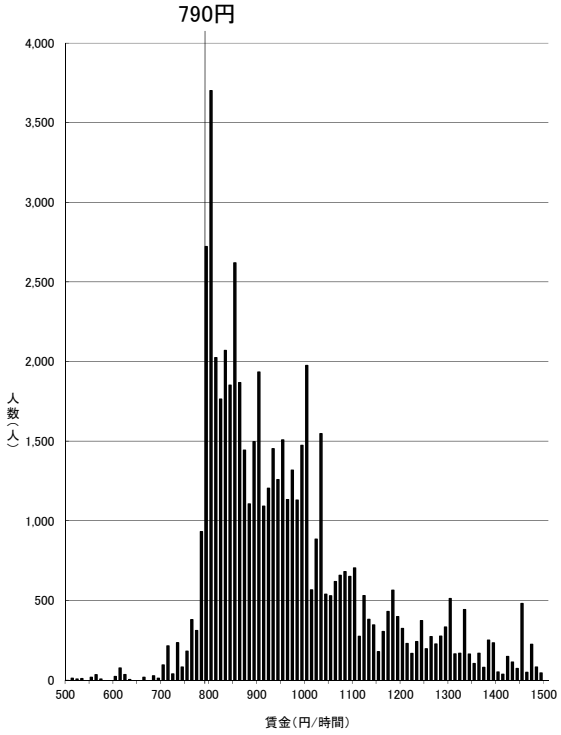

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

愛媛（D）

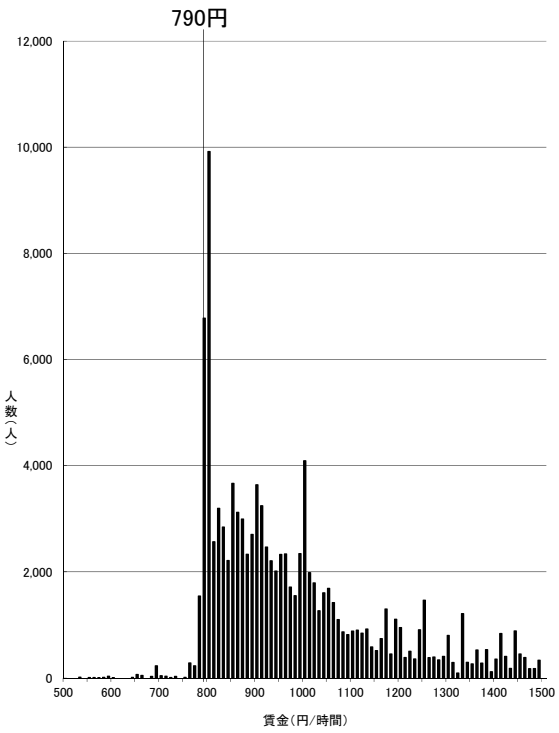

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

島根（D）

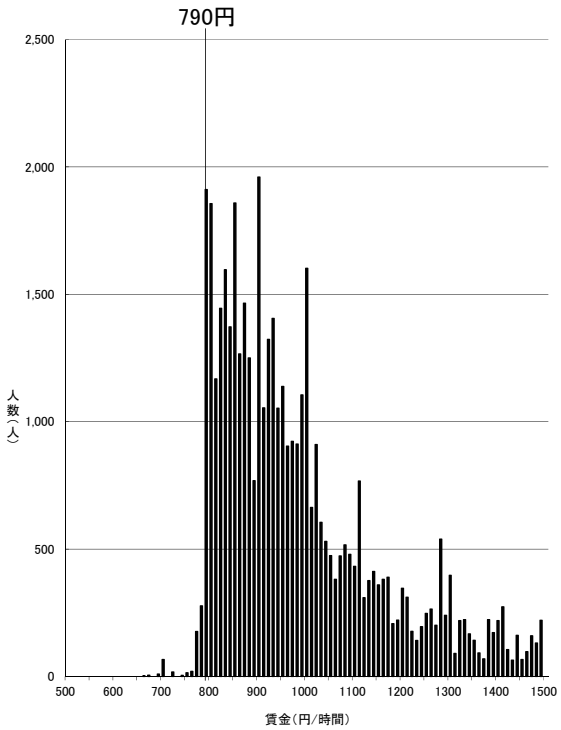

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取（D）

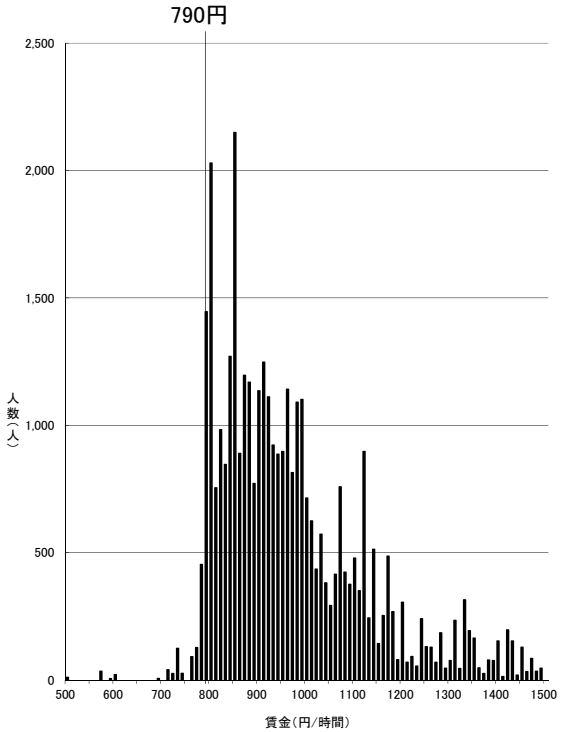

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本（D）

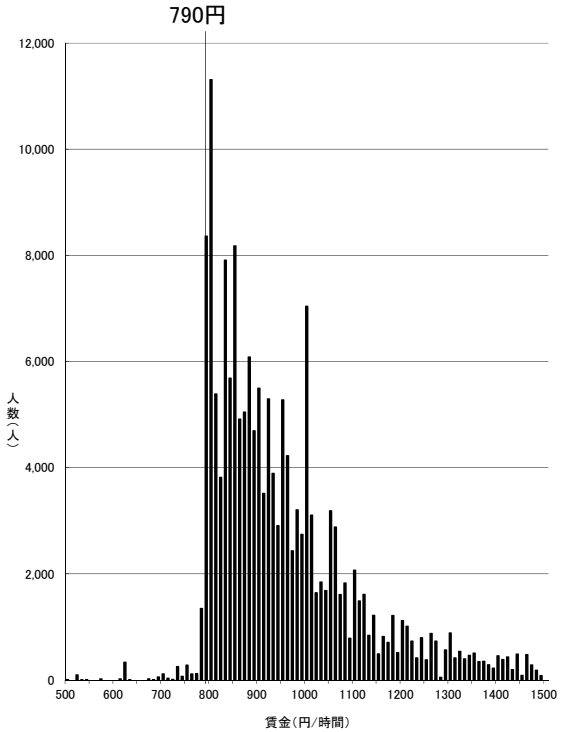

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎（D）

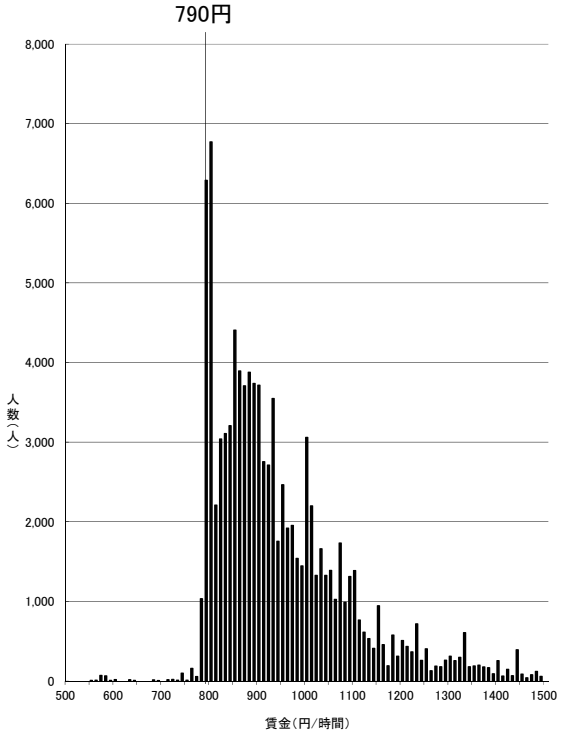

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知（D）

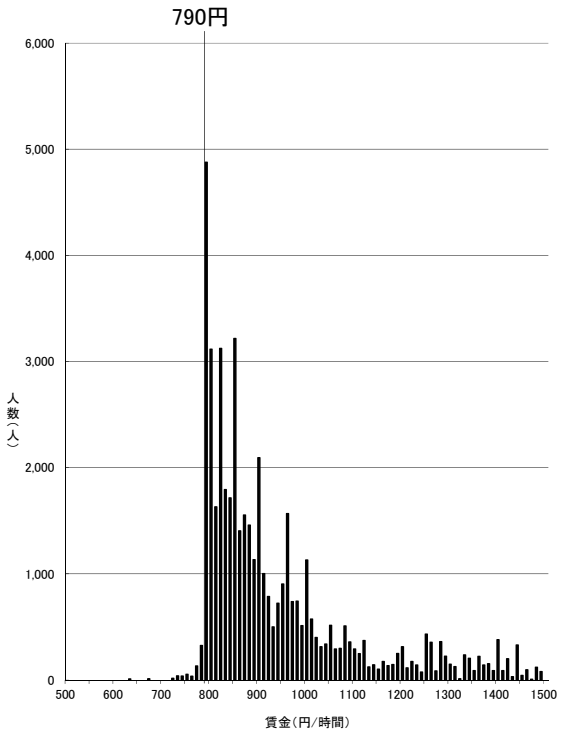

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

岩手（D）

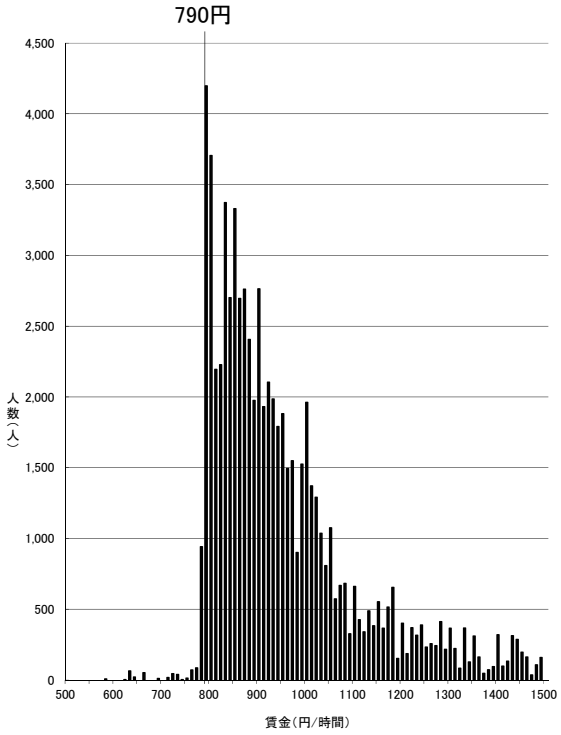

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

鹿児島（D）

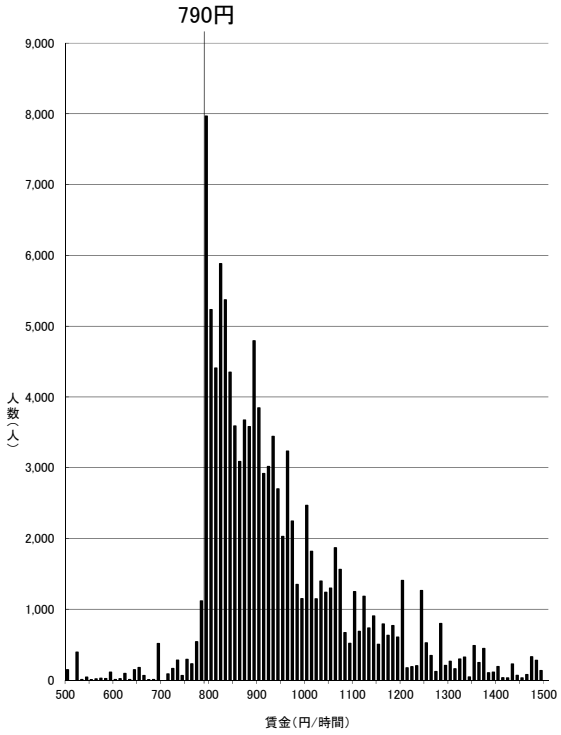

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

佐賀（D）

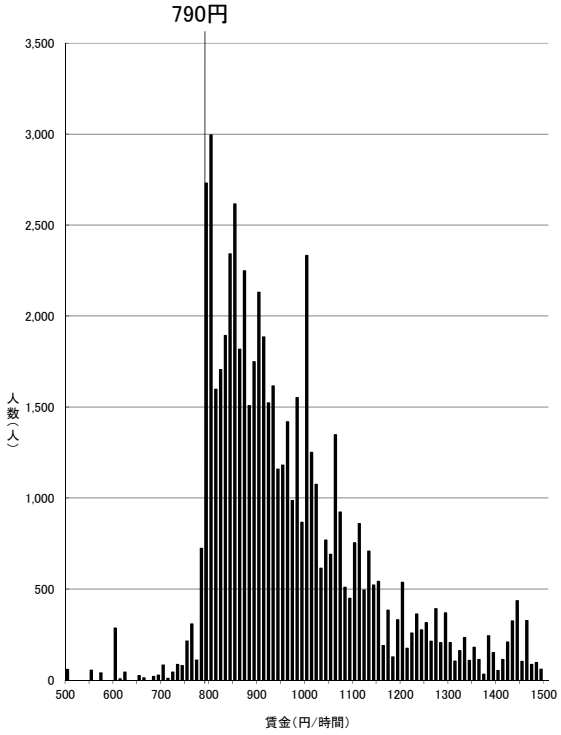

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
短時間労働者

青森（D）

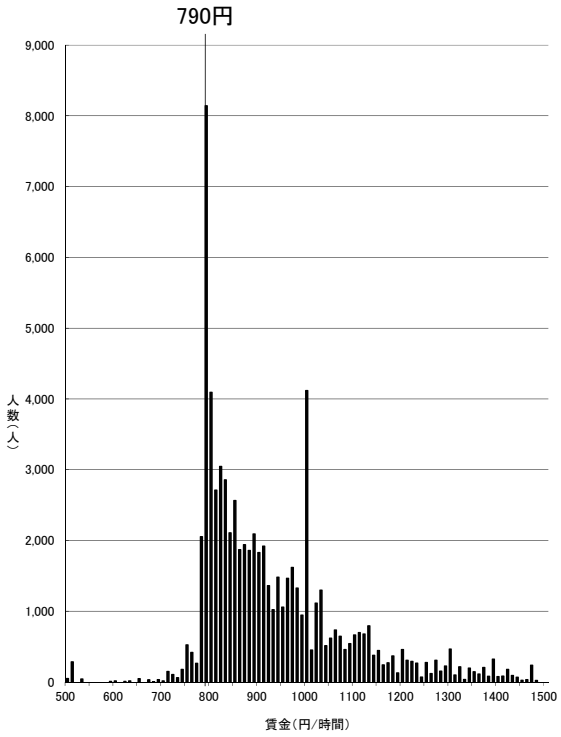

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田（D）

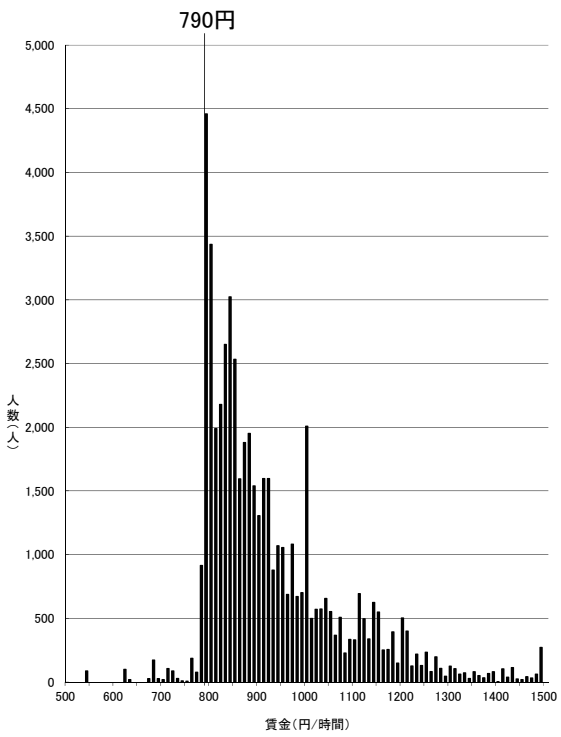

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎（D）

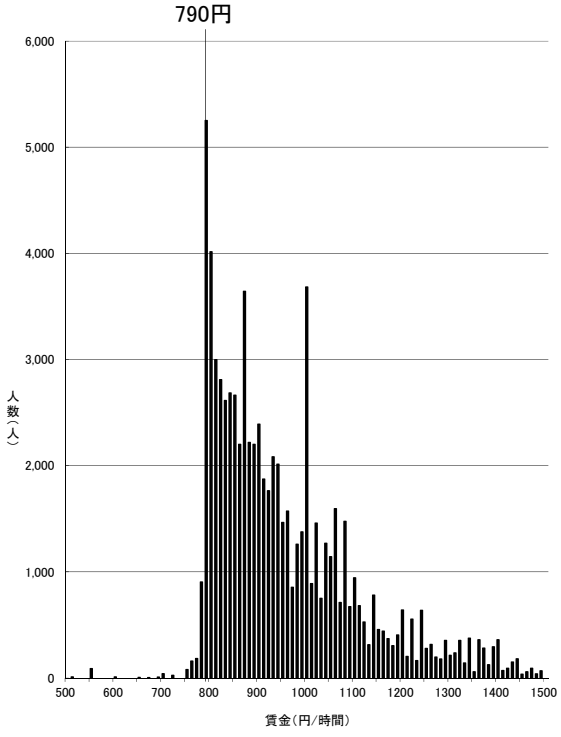

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄（D）

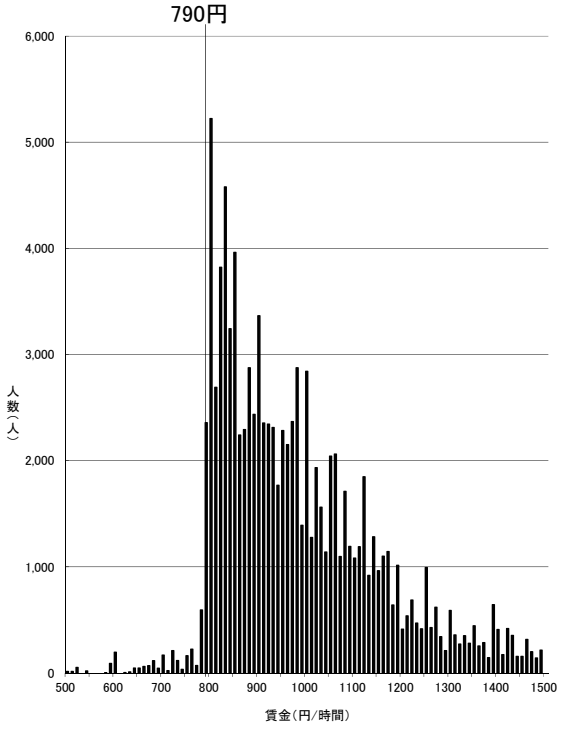

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

資料 No. 5

最新の経済指標の動向

（内閣府　月例経済報告（令和３年６月）主要経済指標）

Ⅰ　我が国経済

１　四半期 GDP 速報
２　個人消費
３　民間設備投資
４　住宅建設
５　公共投資
６　輸出・輸入・国際収支
７　生産・出荷・在庫
８　企業収支・業況判断
９　倒産
10　雇用情勢
11　物価
12　金融
13　景気ウォッチャー調査

Ⅱ　海外経済

１　アメリカ
２　アジア地域
３　ヨーロッパ地域
４　国際金融

Ⅰ．我が国経済

１．四半期別ＧＤＰ速報

2021年１－３月期（２次速報）の実質国内総生産は、前期比1.0%減（年率3.9%減）となった。

（実質値、季節調整済前期比、（　）内は寄与度、%）

	2019年（令和元年）	2020年（令和２年）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2020年				2021年	
					１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	（寄与度）
実質国内総支出(ＧＤＰ)	0.0	▲ 4.7	▲ 0.5	▲ 4.6	▲ 0.5	▲ 8.1	5.3	2.8	▲ 1.0	－
（前期比年率）					▲ 2.0	▲ 28.6	22.9	11.7	▲ 3.9	－
（前年同期比）					▲ 2.1	▲ 10.1	▲ 5.6	▲ 1.1	▲ 1.6	－
国内需要	(0.5)	(▲ 3.9)	(▲ 0.1)	(▲ 4.0)	(▲ 0.2)	(▲ 5.2)	(2.6)	(1.8)	▲ 0.8	(▲ 0.8)
民間需要	(0.0)	(▲ 4.6)	(▲ 0.6)	(▲ 4.8)	(▲ 0.2)	(▲ 5.4)	(2.0)	(1.3)	▲ 0.7	(▲ 0.5)
民間最終消費支出	▲ 0.3	▲ 5.9	▲ 1.0	▲ 6.0	▲ 0.8	▲ 8.3	5.1	2.2	▲ 1.5	(▲ 0.8)
民間住宅	3.9	▲ 7.1	2.5	▲ 7.1	▲ 3.7	0.6	▲ 5.7	0.0	1.2	(0.0)
民間企業設備	0.1	▲ 6.0	▲ 0.6	▲ 6.9	1.3	▲ 6.1	▲ 2.1	4.3	▲ 1.2	(▲ 0.2)
民間在庫変動	(0.0)	(▲ 0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.2)	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.2)	(▲ 0.5)	－	(0.4)
公的需要	(0.4)	(0.7)	(0.5)	(0.9)	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.7)	(0.5)	▲ 1.0	(▲ 0.3)
政府最終消費支出	1.9	2.7	2.0	3.2	▲ 0.2	0.2	2.9	1.8	▲ 1.1	(▲ 0.2)
公的固定資本形成	1.3	3.6	1.5	4.3	0.4	2.2	0.8	1.3	▲ 0.5	(▲ 0.0)
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.4)	(▲ 0.8)	(▲ 0.4)	(▲ 0.6)	(▲ 0.3)	(▲ 2.8)	(2.6)	(1.0)	－	(▲ 0.2)
財貨・サービスの輸出	▲ 1.5	▲ 11.7	▲ 2.2	▲ 10.5	▲ 4.7	▲ 17.5	7.3	11.7	2.2	(0.4)
財貨・サービスの輸入	1.0	▲ 7.3	0.2	▲ 6.9	▲ 3.0	▲ 0.7	▲ 8.2	4.8	3.9	(▲ 0.6)
最終需要	▲ 0.0	▲ 4.6	▲ 0.5	▲ 4.4	▲ 0.7	▲ 8.2	5.5	3.3	▲ 1.4	－
実質国民総所得(ＧＮＩ)	0.2	▲ 3.8	▲ 0.3	▲ 3.6	▲ 0.3	▲ 7.2	5.1	3.2	▲ 1.7	－
実質雇用者報酬	1.3	▲ 1.9	1.1	▲ 2.1	0.2	▲ 3.5	0.6	0.8	2.3	－

（名目値、季節調整済前期比、（　）内は寄与度、％）

	2019年（令和元年）	2020年（令和２年）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2020年				2021年		
					１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	（寄与度）	（実額）
名目国内総支出（ＧＤＰ）	0.7	▲ 3.8	0.3	▲ 3.9	▲ 0.6	▲ 7.8	5.6	2.4	▲ 1.3	－	－
（前年同期比）					▲ 1.1	▲ 8.9	▲ 4.5	▲ 0.8	▲ 1.7	－	－
（実額）	559.8	538.6	558.3	536.3	553.1	510.1	538.4	551.6	－	－	544.4
国内需要	(1.0)	(▲ 3.8)	(0.5)	(▲ 4.2)	(▲ 0.2)	(▲ 6.1)	(3.1)	(1.4)	▲ 0.4	(▲ 0.4)	543.0
民間需要	(0.4)	(▲ 4.5)	(▲ 0.1)	(▲ 5.0)	(▲ 0.1)	(▲ 6.0)	(2.3)	(1.1)	▲ 0.3	(▲ 0.2)	396.3
民間最終消費支出	0.2	▲ 5.6	▲ 0.3	▲ 6.0	▲ 0.8	▲ 8.5	5.1	1.8	▲ 1.2	(▲ 0.7)	289.3
民間住宅	5.1	▲ 6.1	4.1	▲ 6.7	▲ 3.7	▲ 0.6	▲ 5.0	▲ 0.2	2.2	(0.1)	20.0
民間企業設備	0.6	▲ 6.3	▲ 0.2	▲ 7.3	1.5	▲ 6.9	▲ 1.9	3.8	▲ 0.3	(▲ 0.0)	85.8
民間在庫変動	(0.0)	(▲ 0.2)	(▲ 0.0)	(▲ 0.2)	(0.2)	(▲ 0.2)	(0.0)	(▲ 0.4)	－	(0.4)	1.3
公的需要	(0.6)	(0.7)	(0.6)	(0.8)	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(0.8)	(0.3)	▲ 0.5	(▲ 0.1)	146.6
政府最終消費支出	2.2	2.3	2.4	2.6	▲ 0.5	▲ 0.8	3.5	1.2	▲ 0.6	(▲ 0.1)	115.7
公的固定資本形成	2.8	4.4	3.1	4.6	0.4	1.7	1.2	1.2	0.1	(0.0)	30.9
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.3)	(0.1)	(▲ 0.2)	(0.3)	(▲ 0.3)	(▲ 1.7)	(2.4)	(1.0)	－	(▲ 0.9)	1.4
財貨・サービスの輸出	▲ 4.4	▲ 14.0	▲ 5.4	▲ 12.0	▲ 4.9	▲ 20.3	10.1	11.2	4.4	(0.7)	93.4
財貨・サービスの輸入	▲ 2.7	▲ 14.0	▲ 4.2	▲ 13.3	▲ 2.9	▲ 9.8	▲ 6.0	4.5	10.9	(▲ 1.6)	92.0
最終需要	0.6	▲ 3.6	0.4	▲ 3.7	▲ 0.8	▲ 7.6	5.5	2.9	▲ 1.7	－	－
ＧＤＰデフレーター	0.6	0.9	0.9	0.6	▲ 0.0	0.3	0.2	▲ 0.4	▲ 0.3	－	－
（前年同期比）					1.0	1.4	1.2	0.2	▲ 0.1	－	－

（備考）内閣府「国民経済計算」により作成。
体系基準年（名目値のベンチマークとなる年）：2015年
基準年（デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年）：前暦年
実額は季節調整系列（単位：兆円）

実質・名目ＧＤＰの推移

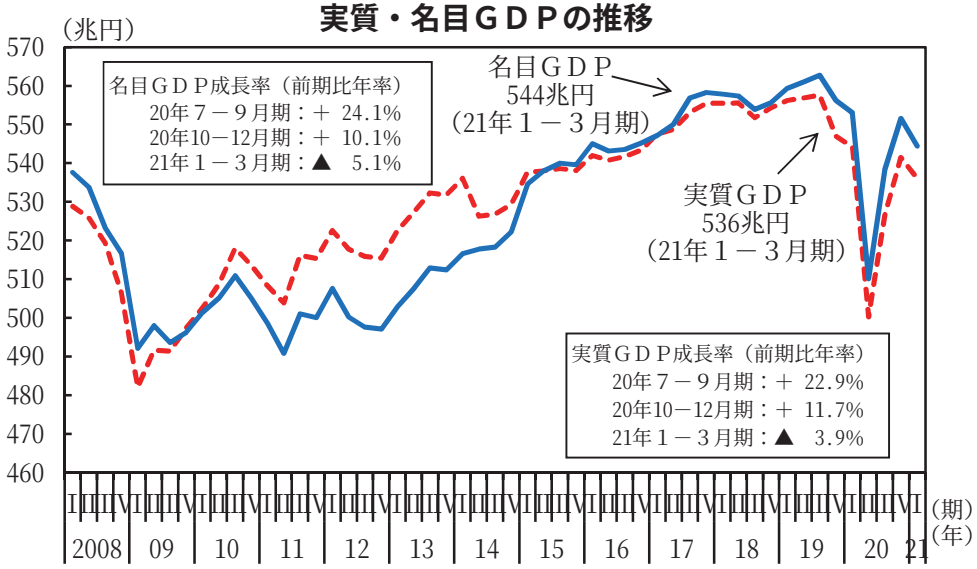

ＧＤＰギャップ

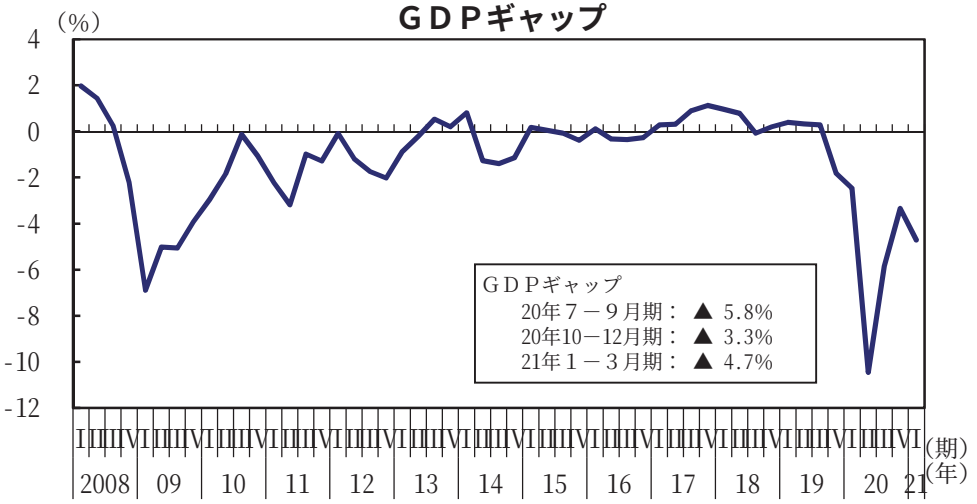

（備考）上図：内閣府「国民経済計算」により作成。
下図：内閣府試算値。

（参考）経済見通し等

（ （　）内は寄与度 ）

	2019年度（令和元年度）実績（%）	2020年度（令和２年度）実績見込み（%程度）	2021年度（令和３年度）見通し（%程度）
実質国内総生産	▲ 0.3	▲ 5.2	4.0
国内需要	(▲ 0.1)	(▲ 4.0)	(3.3)
民間需要	(▲ 0.6)	(▲ 4.9)	(2.4)
民間最終消費支出	▲ 0.9	▲ 6.0	3.9
民間住宅	2.5	▲ 6.7	1.8
民間企業設備	▲ 0.6	▲ 8.1	2.9
公的需要	(0.5)	(0.9)	(0.9)
政府最終消費支出	2.0	3.2	3.3
公的固定資本形成	1.5	5.4	3.3
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.2)	(▲ 1.2)	(0.7)
財貨・サービスの輸出	▲ 2.6	▲ 13.7	11.4
（控除）財貨・サービスの輸入	▲ 1.2	▲ 6.4	6.7
名目国内総生産	0.5	▲ 4.2	4.4
ＧＤＰデフレーター	0.9	1.0	0.3
消費者物価上昇率	0.5	▲ 0.6	0.4

（備考）内閣府「令和３年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

２.個人消費

個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。

（金額等）　　（前年同期比（％）、[ ]内は暦年前年比（％）、（ ）内は季調済前期比（％）、< >は季調済前月差（ポイント））

		[2020年] 2020年度	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年７－９月	10－12月	2021年１－３月	2021年２月	３月	４月	５月
消費総合指数（実質）		―	[▲0.4] ▲1.2	[▲6.2] ▲6.2	(4.9)	(2.1)	(▲1.5)	(0.9)	(1.0)	(▲0.8)	―
実質総雇用者所得		―	[0.6] 0.6	[▲1.9] ▲2.2	(0.5) ▲2.9	(0.6) ▲1.7	(1.0) ▲0.6	(0.5) ▲0.7	(0.1) 0.2	(0.2) 2.3	― ―
名目総雇用者所得		―	[1.3] 1.5	[▲1.6] ▲2.1	(0.5) ▲2.2	(0.2) ▲2.5	(1.3) ▲0.9	(0.5) ▲0.9	(0.3) 0.0	(▲0.2) 1.8	― ―
消費者態度指数		―	―	―	―	―	―	<4.0>	<2.2>	<▲1.4>	<▲0.6>
家計調査	実質消費支出	―	[0.9] ▲0.4	[▲5.3] ▲4.9	(3.1) ▲8.3	(4.1) 0.7	(▲3.9) ▲2.0	(2.4) ▲6.6	(7.2) 6.2	(0.1) 13.0	― ―
家計調査	実質消費支出（除く住居等）	―	― ―	[▲5.5] ▲4.7	(3.3) ▲7.9	(3.4) 0.7	(▲4.3) ▲1.7	(2.8) ▲5.5	(5.6) 5.7	(▲0.6) 11.5	― ―
販売側統計	小売業販売額（商業動態統計、名目）	[146.5兆円] 147.9兆円	[0.1] ▲0.4	[▲3.2] ▲2.8	(8.2) ▲4.5	(0.2) 2.1	(0.4) 0.5	(3.1) ▲1.5	(1.2) 5.2	(▲4.6) 11.9	― ―
販売側統計	百貨店販売額（全店、名目）	[4.7兆円] 4.6兆円	[▲2.3] ▲5.6	[▲25.5] ▲24.5	(64.7) ▲25.4	(0.9) ▲11.6	(▲7.3) ▲10.1	(20.0) ▲11.8	(2.6) 19.3	(▲10.1) 153.1	― ―
販売側統計	スーパー販売額（全店、名目）	[14.8兆円] 15.1兆円	[▲0.5] 0.2	[3.4] 2.9	(▲0.7) 2.4	(▲1.5) 3.6	(0.9) 0.6	(3.2) ▲0.8	(▲2.5) ▲2.2	(0.7) ▲0.2	― ―
販売側統計	ｺﾝﾋﾞﾆｴﾝｽｽﾄｱ販売額（全店、名目）	[11.6兆円] 11.6兆円	[1.7] 1.0	[▲4.4] ▲5.0	(2.7) ▲5.6	(3.3) ▲3.2	(▲0.5) ▲2.8	(1.9) ▲6.6	(▲0.5) 2.5	(▲0.1) 8.2	― ―
販売側統計	機械器具小売業販売額	[9.4兆円] 10.3兆円	[2.0] 0.4	[2.6] 6.6	(3.5) ▲5.5	(4.2) 22.3	(1.1) 13.0	(7.2) 11.2	(1.1) 14.9	(▲4.3) 23.8	― ―
販売側統計	新車販売台数（登録・届出）（乗用車、軽を含む）	[381.0万台] 385.8万台	[▲2.1] ▲4.4	[▲11.4] ▲7.5	(30.2) ▲14.1	(4.5) 15.4	(▲4.9) 4.2	(▲5.6) ▲0.0	(2.2) 5.2	(4.6) 31.5	(▲7.1) 50.0

（備考）１．内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、総務省「労働力調査（基本集計）」、「家計調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Ｐは速報値。なお、消費総合指数及び総雇用者所得は内閣府推計値。新車販売台数の季節調整は内閣府による。

２．名目総雇用者所得は、毎月勤労統計調査の現金給与総額に、労働力調査の非農林業雇用者数を乗じることで作成。実質総雇用者所得は、名目総雇用者所得を、国民経済計算における家計最終消費支出デフレーター（除く持ち家の帰属家賃）（月次の値は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合））で除することにより作成。

３．消費総合指数及び総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。

４．2020年の名目消費支出は277,926円(月平均)。家計調査の実質消費支出（除く住居等）は、二人以上の世帯の消費支出から「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。
2019年（暦年・年度）の値は、調査方法の変更の影響による変動を調整した推計値（変動調整値）。実質消費支出（除く住居等）の前年同期比については、暦年、年度及び四半期の変動調整値は公表されていない。

５．小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動態統計（経済産業省）により作成。なお、2020年３月より、調査の見直しにより小売業、スーパー、機械器具小売業で不連続が生じている。リンク係数（経済産業省公表）を用いて内閣府で算出した場合の2020年の暦年値は、小売業：147.7兆円、スーパー：15.0兆円、機械器具：10.0兆円。また、21年３月分からの調査見直しによる不連続をリンク係数を用いて処理した場合、コンビニエンスストアの2020年暦年は11.6兆円、年度は11.5兆円。

消費総合指数と実質総雇用者所得

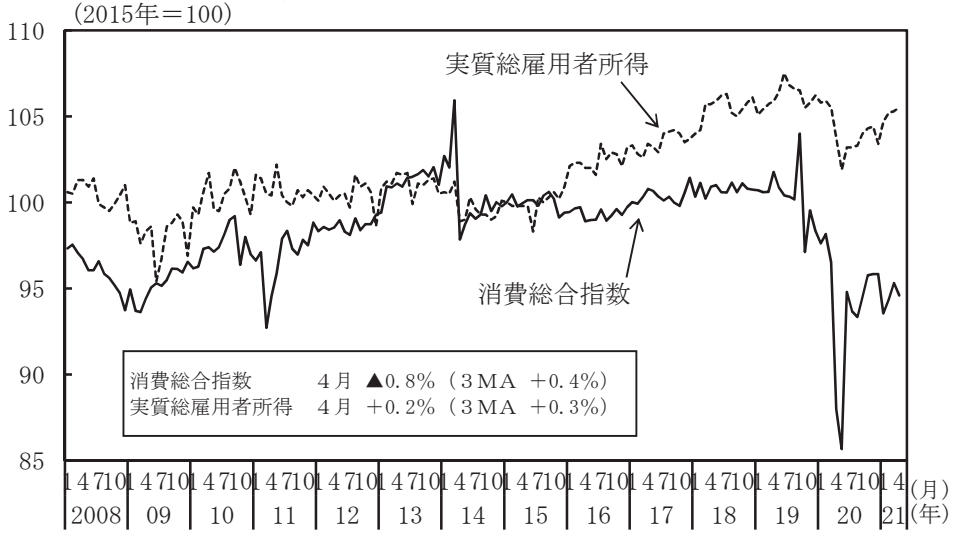

新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額

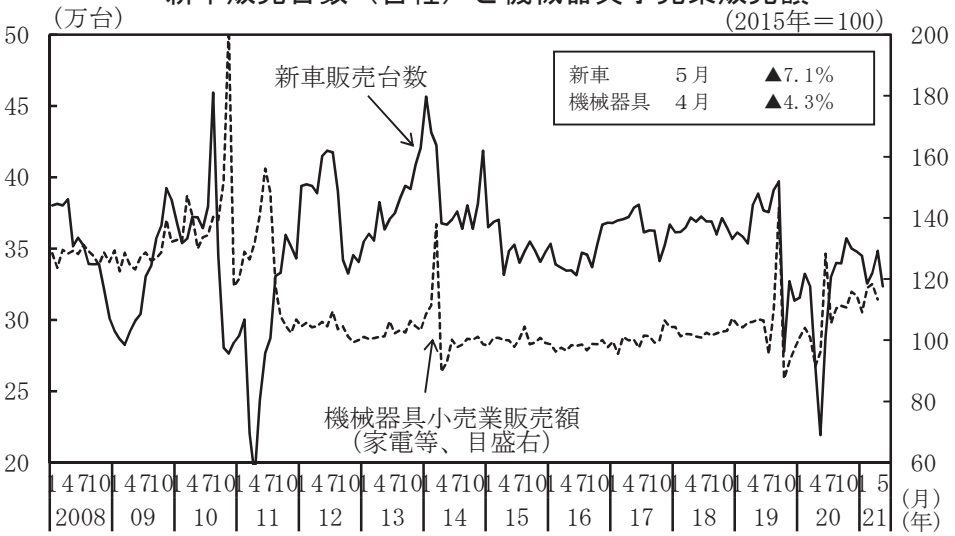

消費者態度指数と平均消費性向

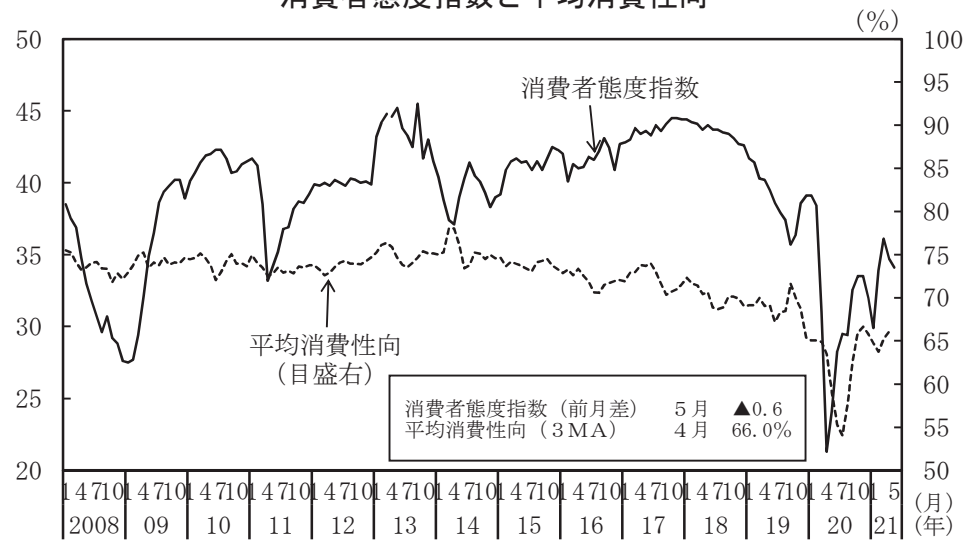

（備考）上図：消費総合指数と実質総雇用者所得はともに内閣府推計値。季節調整値。
下図：内閣府「消費動向調査」、総務省「家計調査」により作成。
平均消費性向（季節調整値、二人以上の世帯のうち勤労者世帯）は後方３か月移動平均値。変動調整前の値を用いている。
消費者態度指数（季節調整値、二人以上の世帯）は、2013年４月より訪問留置調査から郵送調査に調査方法を変更。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。なお、2013年４月に調査方法等を変更した際に数値の不連続が生じている。

外食売上高と旅行取扱額

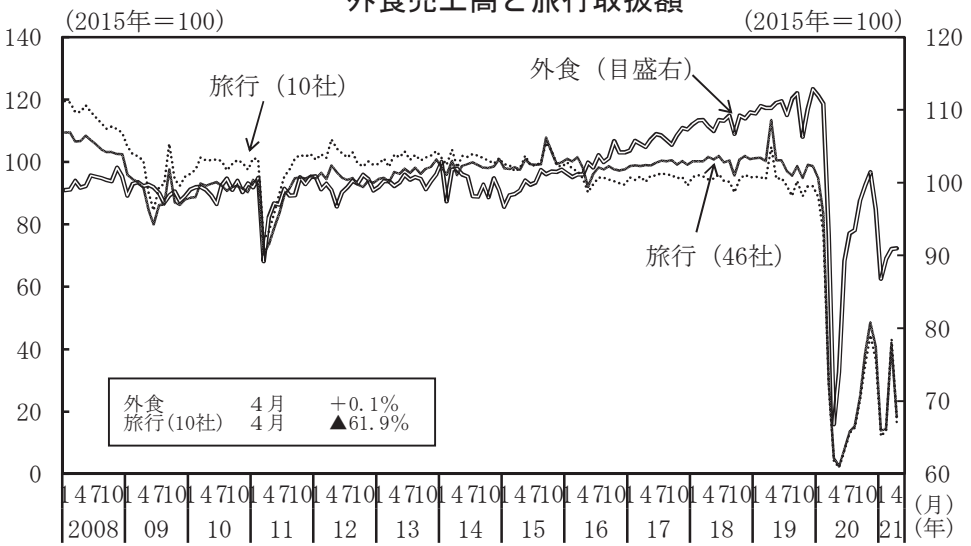

（備考）上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンバーベース。機械器具小売業販売額は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
下図：外食売上高は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。旅行取扱額のうち10社は鉄道旅客協会「販売概況」、参考（46社）は観光庁「主要旅行業者の旅行取扱状況速報」により作成。10社及び46社については、各時点において回答企業数が異なる場合があるため、2015年の取扱額を基準に公表値の前年比を用いて延伸したうえで、2015年を基準に指数化。内閣府による季節調整値。

３．民間設備投資

設備投資は、持ち直している。

（前年同期比、（　）内は季調済前期比、％）

法人企業統計季報	［2020年実額］ 2020年度実額	［2019年］ 2019年度	［2020年］ 2020年度	2020年度 上期	2020年度 下期	2020年 ４－６月期	７－９月期	10－12月期	2021年 １－３月期
全産業	［47.2兆円］ 46.0兆円	［3.1］ 1.2	［▲ 6.1］ ▲ 8.5	▲ 11.0	▲ 6.5	（▲ 6.9） ▲ 11.3	（▲ 0.5） ▲ 10.6	（▲ 0.4） ▲ 4.8	（▲ 0.4） ▲ 7.8
製造業	［16.0兆円］ 15.7兆円	［▲ 0.1］ ▲ 3.9	［▲ 8.2］ ▲ 8.6	▲ 10.0	▲ 7.4	（▲ 5.2） ▲ 9.7	（▲ 0.7） ▲ 10.3	（▲ 1.7） ▲ 8.5	（0.5） ▲ 6.4
非製造業	［31.2兆円］ 30.3兆円	［4.8］ 4.1	［▲ 4.9］ ▲ 8.5	▲ 11.4	▲ 6.1	（▲ 7.8） ▲ 12.1	（▲ 0.4） ▲ 10.8	（0.3） ▲ 2.6	（▲ 0.9） ▲ 8.5
大中堅企業	［36.4兆円］ 35.1兆円	［3.1］ 1.3	［▲ 4.6］ ▲ 8.9	▲ 10.0	▲ 7.9	（▲ 9.7） ▲ 10.0	（1.0） ▲ 10.1	（▲ 2.6） ▲ 4.2	（▲ 2.6） ▲ 10.5
中小企業	［10.8兆円］ 10.9兆円	［3.0］ 0.8	［▲ 10.7］ ▲ 7.5	▲ 13.6	▲ 1.4	（3.6） ▲ 15.2	（▲ 5.7） ▲ 12.1	（7.6） ▲ 6.6	（6.6） 3.8

（備考）１．年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実額はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
２．ソフトウェア投資を含む。

（前年同期（月）比、（　）内は季調済前期（月）比、％）

	［2020年実額］ 2020年度実額	［2019年］ 2019年度	［2020年］ 2020年度	2020年 ７－９月	10－12月	2021年 １－３月	2021年 ２月	３月	４月	
資本財出荷指数 （除く輸送機械）	―	［▲ 5.8］ ▲ 5.5	［▲ 9.5］ ▲ 6.6	（▲ 1.6） ▲ 18.7	（5.2） ▲ 0.4	（7.8） 5.2	（▲ 0.9） 6.3	（▲ 4.7） 8.2	（14.5） 20.7	
資本財総供給指数 （除く輸送機械）	―	［▲ 3.5］ ▲ 2.9	［▲ 6.7］ ▲ 4.4	（▲ 4.6） ▲ 13.1	（5.0） ▲ 2.9	（5.7） 4.6	（7.9） 12.6	（▲ 8.7） 4.2	P （9.1） P 8.0	
機械受注 （船舶・電力を除く民需）	［9.6兆円］ 9.5兆円	［▲ 0.7］ ▲ 0.3	［▲ 8.4］ ▲ 8.8	（▲ 0.3） ▲ 14.1	（12.9） 1.2	（▲ 5.3） ▲ 2.5	（▲ 8.5） ▲ 7.1	（3.7） ▲ 2.0	（0.6） 6.5	4－6月期見通し （2.5）
建築着工　工事費予定額 （民間非居住用）	［8.7兆円］ 8.8兆円	［▲ 1.9］ ▲ 1.4	［▲ 9.2］ ▲ 7.7	（▲ 16.3） ▲ 18.0	（5.4） ▲ 10.0	（4.2） 3.0	（10.3） 7.7	（▲ 7.4） ▲ 14.6	（4.4） ▲ 4.2	

（備考）１．Ｐは速報値。
２．建築着工工事費予定額（民間非居住用）は、建築着工統計調査報告（国土交通省）を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、（ ）内は原数値の前期（月）比としている。

主要機関の設備投資アンケート調査結果

（前年度比、％）

機関名	日本銀行						日本政策投資銀行		日本経済新聞社		内閣府・財務省	
調査名	全国企業短期経済観測調査						全国設備投資計画調査		設備投資動向調査		法人企業景気予測調査	
調査対象企業	全規模		大企業		中小企業		資本金10億円以上		上場企業、資本金１億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2019年度	2020年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
全産業	▲ 5.1	2.3	▲ 4.0	3.2	▲ 11.7	▲ 2.1	1.9	3.9	▲ 9.7	10.8	▲ 9.2	7.4
（除く電力）	▲ 5.2	2.4	▲ 4.1	3.4	▲ 11.6	▲ 2.1	2.3	2.3	―	―	▲ 9.6	7.8
製造業	▲ 4.6	3.3	▲ 3.5	2.8	▲ 12.1	3.6	1.6	8.1	▲ 12.4	16.3	▲ 9.1	10.7
非製造業	▲ 5.5	1.2	▲ 4.5	3.8	▲ 11.4	▲ 5.8	2.1	1.4	▲ 5.7	3.2	▲ 9.2	5.8
（除く電力）	▲ 5.9	1.2	▲ 5.0	4.3	▲ 11.3	▲ 5.8	2.7	▲ 1.5	―	―	▲ 9.8	6.4
電力	▲ 2.1	0.6	▲ 1.3	0.7	▲ 16.4	11.7	▲ 0.2	26.0	―	―	7.9	▲ 7.5
調査時点	2021年２月～３月						2020年６月		2021年４月		2021年５月	
発表時期	2021年４月						2020年８月		2021年６月		2021年６月	
回答社数	9,478		1,883		4,932		1,784		928		11,133	

（備考）１．日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）。日本銀行の電力は電気・ガス。回答社数は対象企業数。2010年度からリース会計対応ベース。
２．日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。
３．内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額（除く土地購入額）。内閣府・財務省の電力は、電気・ガス・水道。

製造業・非製造業の設備投資（名目額）

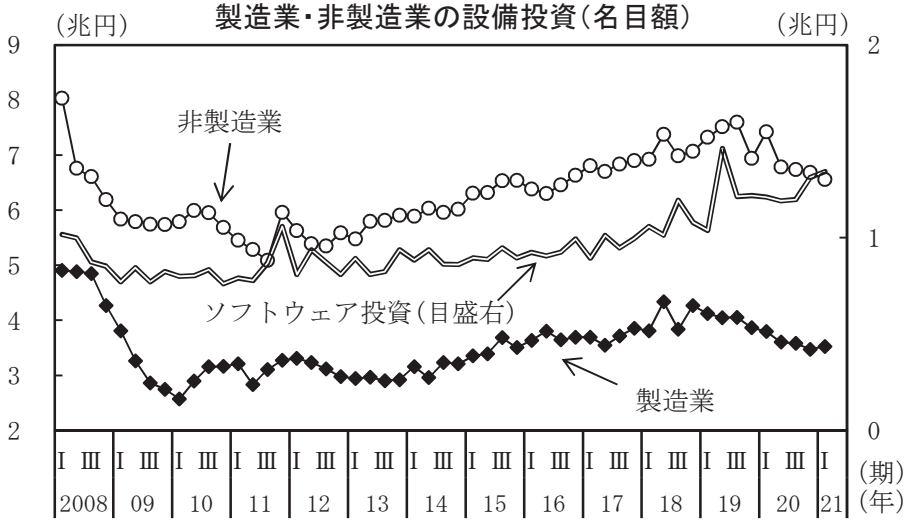

（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資（当期末）、季節調整値。
ソフトウェア投資は季節調整値。

資本財総供給と機械受注

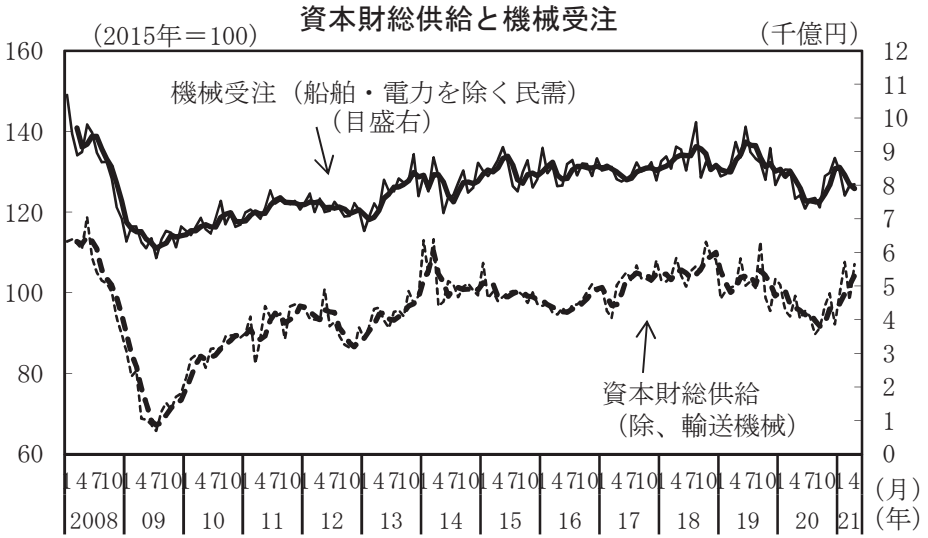

（備考）１．経済産業省「鉱工業総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
２．太線は後方３か月移動平均。

建築着工工事費予定額（民間非居住用）

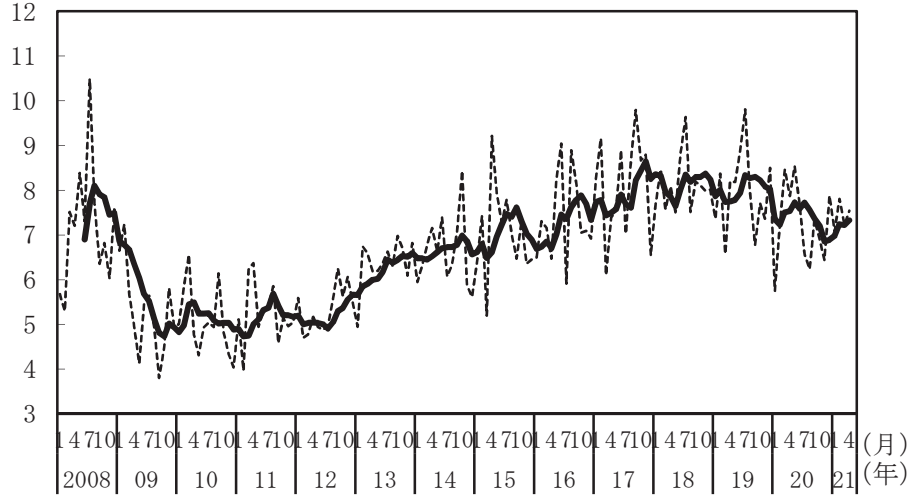

（備考）１．国土交通省「建築着工統計」により作成。
２．太線は後方６か月移動平均。

設備投資計画

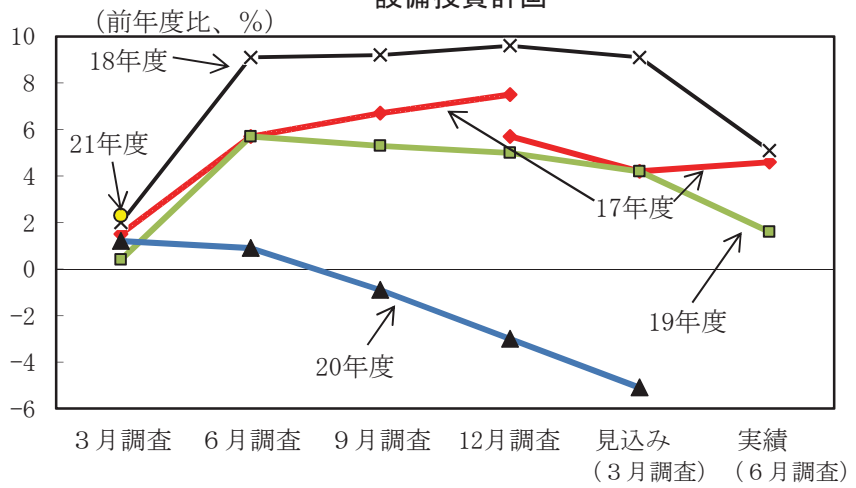

（備考）１．日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
２．2018年３月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、
グラフが不連続となっている。

４．住宅建設

住宅建設は、底堅い動きとなっている。

（前年同期（月）比、［　］内は暦年前年比、（　）内は季調済前期（月）比、％）

	［　2019年　］ 2019年度	［　2020年　］ 2020年度	2020年 ７－９月	10－12月	2021年 １－３月	2021年 ２月	３月	４月
新設住宅着工戸数　（万戸）	［　90.5］	［　81.5］						
（万戸）	88.4	81.2	81.3	80.5	83.0	80.8	88.0	88.3
	［　▲ 4.0］	［　▲ 9.9］	（　0.6）	（　▲ 1.0）	（　3.1）	（　0.8）	（　9.0）	（　0.3）
	▲ 7.3	▲ 8.1	▲ 10.1	▲ 7.0	▲ 1.6	▲ 3.7	1.5	7.1
建築主が民間	［　▲ 3.8］	［　▲ 10.0］	（　0.7）	（　▲ 0.7）	（　2.5）	（　0.7）	（　8.2）	（　0.1）
	▲ 7.3	▲ 7.9	▲ 10.3	▲ 6.8	▲ 0.9	▲ 3.4	2.3	6.5
持　　家	［　1.9］	［　▲ 9.6］	（　3.0）	（　4.4）	（　3.9）	（　1.5）	（　▲ 0.4）	（　▲ 1.1）
	▲ 1.5	▲ 7.1	▲ 9.9	▲ 0.9	3.4	4.3	0.1	8.8
貸　　家	［　▲ 13.7］	［　▲ 10.4］	（　0.1）	（　▲ 5.2）	（　4.3）	（　13.2）	（　8.3）	（　3.3）
	▲ 14.2	▲ 9.4	▲ 9.7	▲ 10.4	▲ 5.1	▲ 0.4	2.6	13.6
分　　譲	［　4.9］	［　▲ 10.2］	（　▲ 1.5）	（　▲ 2.9）	（　2.9）	（　▲ 13.9）	（　22.9）	（　▲ 1.7）
	▲ 2.8	▲ 7.9	▲ 11.7	▲ 11.4	▲ 1.9	▲ 14.6	2.8	▲ 0.3
一戸建て	［　3.6］	［　▲ 11.5］	（　▲ 8.4）	（　3.9）	（　6.0）	（　0.2）	（　2.6）	（　▲ 1.3）
	0.8	▲ 11.6	▲ 18.5	▲ 11.9	▲ 4.3	▲ 4.0	▲ 2.7	▲ 0.7
マンション	［　6.5］	［　▲ 8.7］	（　6.8）	（　▲ 10.1）	（　▲ 0.9）	（　▲ 30.7）	（　57.6）	（　▲ 2.3）
	▲ 7.1	▲ 3.2	▲ 3.6	▲ 10.7	1.2	▲ 26.8	9.6	0.1
着工床面積	［　▲ 0.6］	［　▲ 11.2］	（　▲ 0.8）	（　0.2）	（　3.3）	（　3.1）	（　8.0）	（　0.6）
	▲ 4.5	▲ 9.3	▲ 13.1	▲ 7.7	▲ 1.0	▲ 2.9	▲ 0.2	5.3
建築主が民間	［　▲ 0.4］	［　▲ 11.3］	（　▲ 0.6）	（　0.4）	（　2.9）	（　2.8）	（　7.5）	（　0.6）
	▲ 4.5	▲ 9.2	▲ 13.3	▲ 7.5	▲ 0.4	▲ 2.7	0.7	5.0
工事費予定額平米単価　（万円）	［　19.9］	［　20.1］						
（万円）	20.0	20.1	20.4	19.7	20.2	19.9	20.6	19.9
	［　3.3］	［　0.6］						
	2.9	0.5	▲ 0.5	▲ 1.3	0.7	▲ 1.7	2.0	▲ 1.2

（備考）　１．国土交通省「建築着工統計」により作成。

２．「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。

３．「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。

４．「工事費予定額平米単価」は、「居住専用＋居住産業併用×０．７」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

住宅着工戸数（季節調整値）

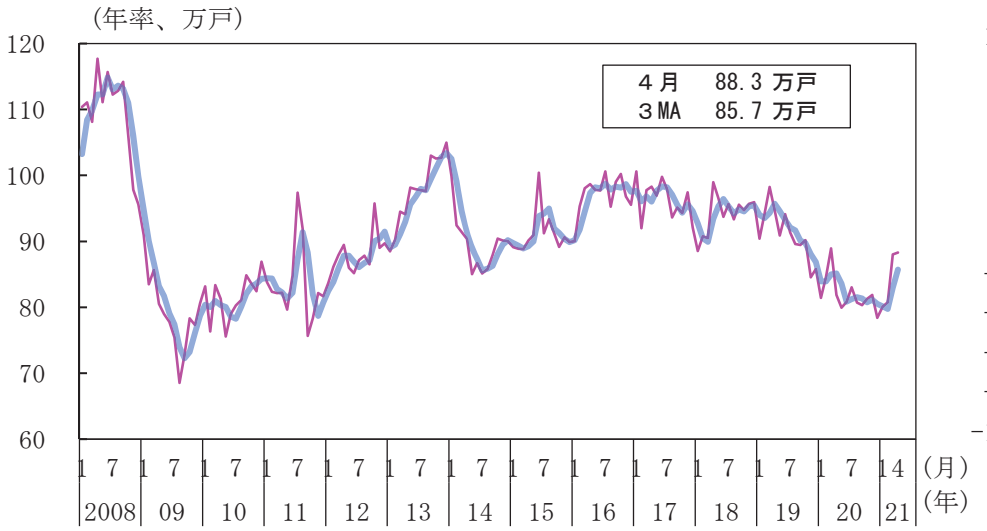

住宅景況判断指数（受注戸数）

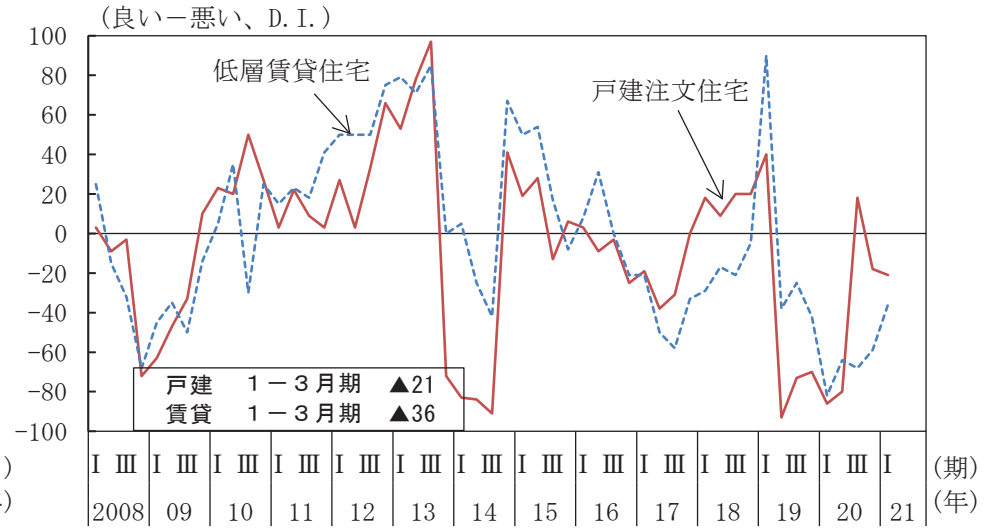

利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）

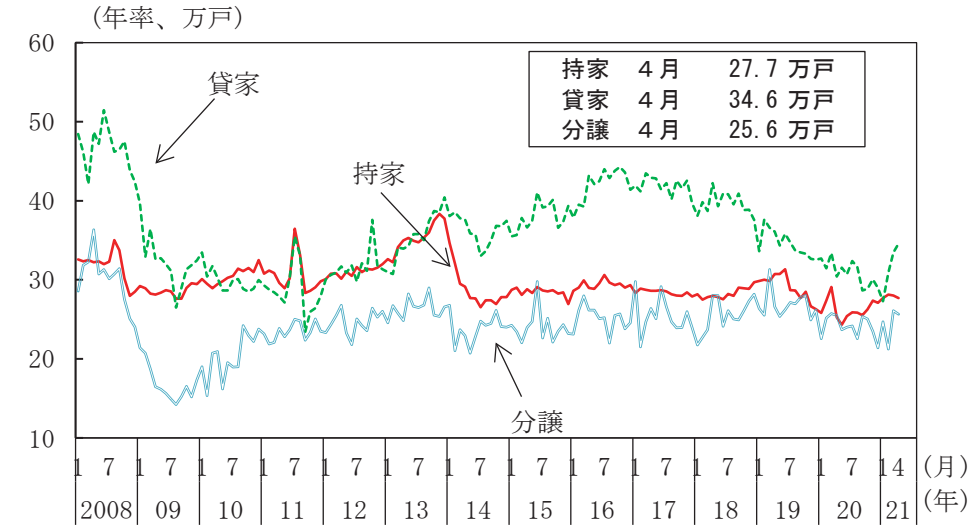

首都圏のマンション総販売戸数（季節調整値）

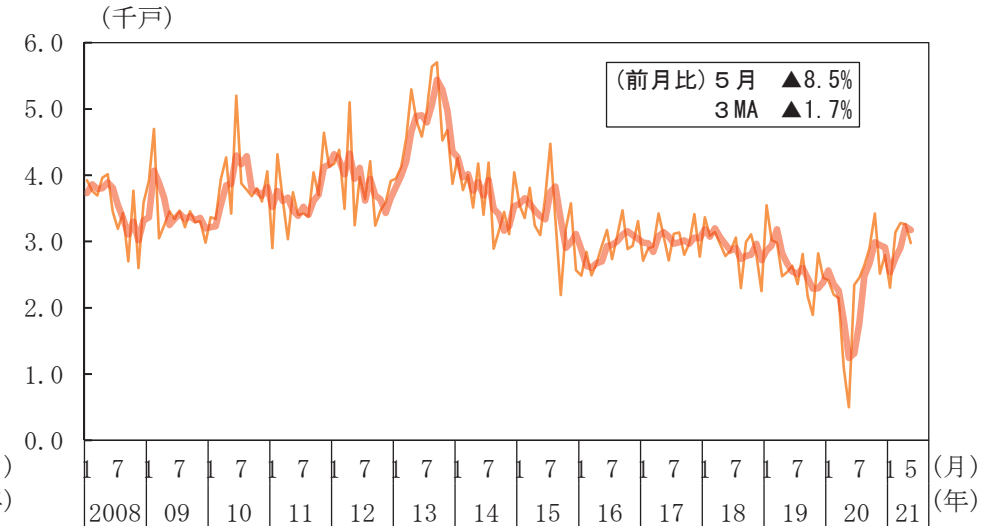

（備考）１．国土交通省「建築着工統計」、（一社）住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、（株）不動産経済研究所資料により作成。太線は後方３か月移動平均。
２．住宅景況判断指数（受注戸数）は、住宅生産団体連合会の企業会員等18社の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比（実績）について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の５段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値（-100～+100）。
３．首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

５．公共投資

公共投資は、高水準で底堅く推移している。

（前年同期（月）比、[　]内は暦年前年比、（　）内は季調済前期（月）比、%）

	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年10-12月	2021年1-3月	2021年２月	３月	４月	５月
公共工事受注額	[　10.1] 7.7	[　5.5] 8.1	(▲ 5.6) 8.5	(2.8) 9.1	(▲ 15.6) ▲ 8.6	(9.6) 11.3	(21.8) 12.1	－ －
公共工事受注額（大手50社）	[▲ 2.2] ▲ 3.2	[　18.3] 29.6	(17.6) 42.3	(30.5) 29.5	(▲ 26.1) 7.1	(59.9) 26.9	(▲ 47.0) ▲ 14.1	－ －
公共工事請負金額	[　6.6] 6.8	[　3.8] 2.3	(▲ 8.9) ▲ 3.4	(2.3) ▲ 1.1	(▲ 12.3) ▲ 7.3	(10.0) 1.9	(▲ 8.4) ▲ 9.2	(15.0) 6.3
公共工事出来高	[　9.9] 10.8	[　7.6] 6.8	(1.4) 7.0	(0.1) 5.8	(▲ 0.6) 5.8	(1.4) 5.5	(▲ 2.1) 2.3	－ －
公的固定資本形成（名目）	[　2.8] 3.1	[　4.4] 4.6	(1.2) 4.6	(0.1) 4.1				

（備考）１．内閣府「四半期GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
２．公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における１件500万円以上の工事。
３．「建設工事受注動態統計調査」（大手50社除く）は、2021年４月分から推計方法を変更したため、2021年３月までの数値と４月以降の数値は推計方法が異なる。
なお、2021年1月以降における前年同期（月）比は、新しい推計方法に基づいて参考値として再集計した前年同期（月）の額に対する比。
４．公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

（参考）
①国の公共事業関係費（一般会計）

年度		2018	2019	2020	2021
当初予算	（億円）	59,789	60,596 [69,099]	60,669 [68,571]	60,695
	（前年度比、%）	0.0	1.3 [　15.6]	0.1 [▲ 0.8]	0.0
補正後予算	（億円）	75,536	84,752	92,692	－
	（前年度比、%）	8.3	12.2	9.4	－

②地方の普通建設事業費　（前年度比、%）

調査機関	総務省		時事通信社		日経グローカル	
区分	（当初予算）		（当初予算）		（当初予算）	
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
普通建設事業費	2.2	9.8	▲ 2.9	▲ 12.0	▲ 1.8	▲ 12.9
うち補助事業費	▲ 1.5	10.2	1.2	▲ 16.6	▲ 0.2	▲ 16.5
うち単独事業費	7.9	10.3	▲ 8.3	▲ 5.8	▲ 3.9	▲ 8.7
調査対象	普通会計、当初予算。 都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

（備考）１．財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、（株）日本経済新聞社「日経グローカル」調査などにより作成。
２．①における2019年度及び2020年度当初予算の［　］内は、「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」などの「臨時・特別の措置」分を含む計数とその比較。

公共工事出来高（金額・季節調整値）

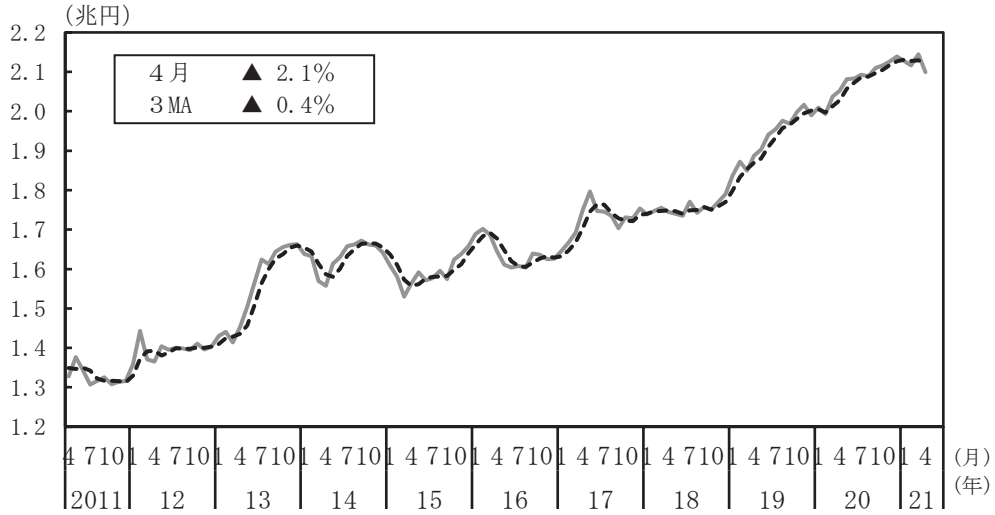

公共工事手持ち工事高（金額・季節調整値）

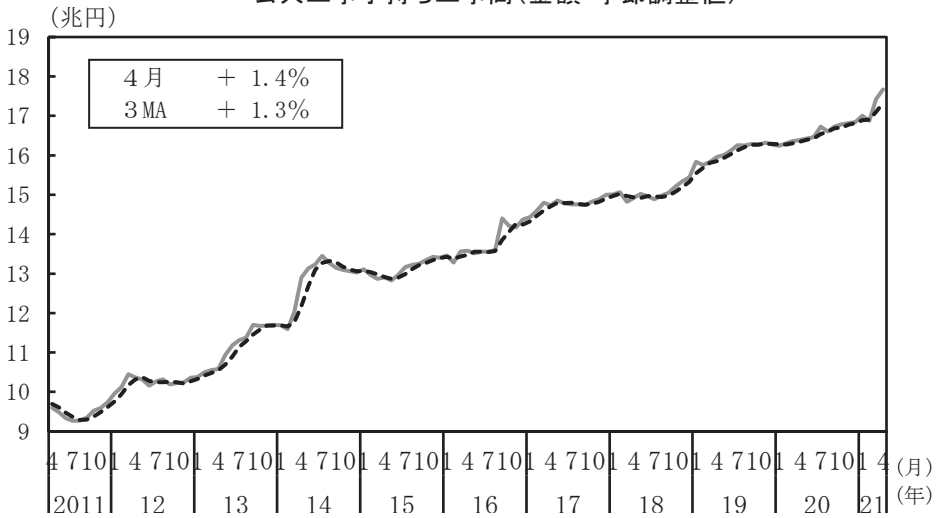

公共工事請負（金額・季節調整値）

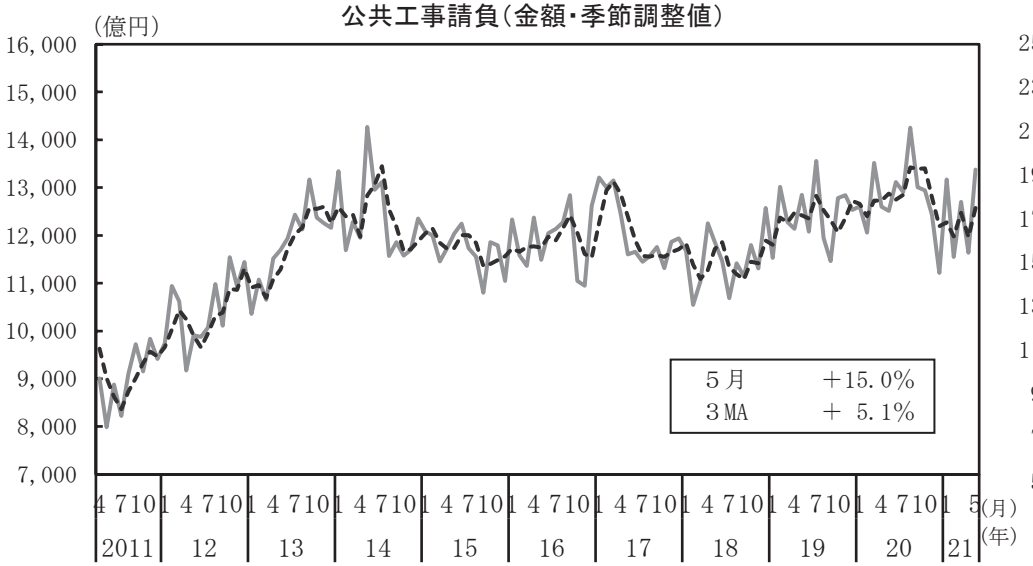

公共工事請負（金額・原数値）

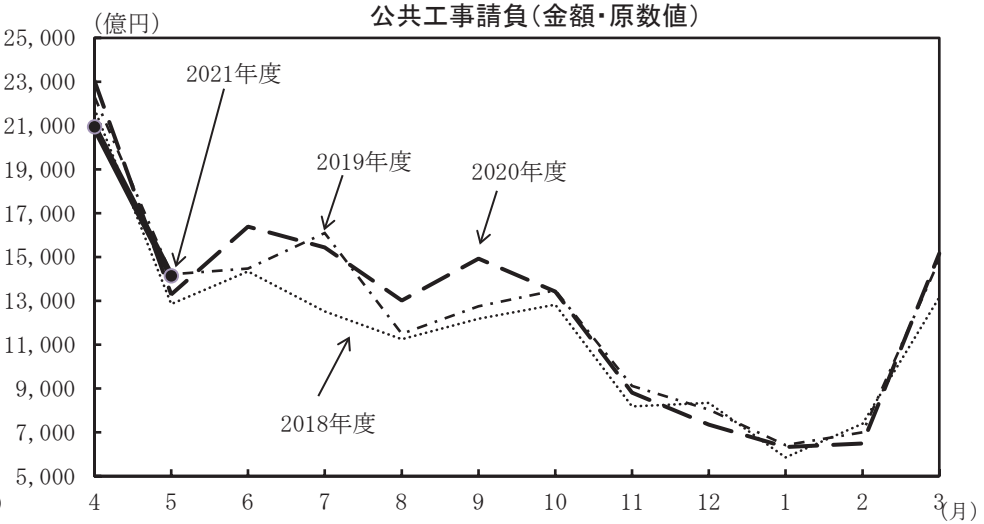

（備考）

左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方３か月移動平均。

左下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は、後方３か月移動平均。

（備考）

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方３か月移動平均。

右下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。

６．輸出・輸入・国際収支

輸出は、緩やかな増加が続いている。
輸入は、持ち直しの動きがみられる。
貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。

（前年同期（月）比、[　]内は暦年前年比、（　）内は季節調整済前期（月）比、％、Ｐは速報値）

	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年 10－12月	2021年 1－3月	2021年 3月	4月	5月
輸出数量	[▲4.3] ▲4.4	[▲11.8] ▲9.4	(12.0) ▲1.8	(3.4) 4.6	(5.8) 12.6	(0.1) 28.4	P (▲2.4) P 38.6
輸入数量	[▲1.1] ▲2.4	[▲6.4] ▲3.4	(3.8) ▲3.2	(3.5) 6.0	(▲4.5) 3.9	P (7.3) P 1.2	P (▲4.1) P 6.9
貿易・サービス収支(億円)	[▲9,318] ▲12,332	[▲7,250] P 1,716	16,362	P 4,767	P 4,119	P ▲1,650	—
貿易収支(億円)	[1,503] 4,839	[30,106] P 39,047	24,360	P 14,395	P 7,893	P 3,281	—
第一次所得収支(億円)	[215,749] 216,409	[208,090] P 207,797	54,407	P 52,018	P 14,405	P 19,324	—
経常収支(億円)	[192,732] 189,273	[175,347] P 182,038	64,101	P 50,523	P 16,965	P 15,528	—
金融収支(億円)（原数値）	[248,843] 207,987	[153,955] P 153,009	36,951	P 48,842	P 23,204	P ▲2,427	—

地域別輸出入数量指数

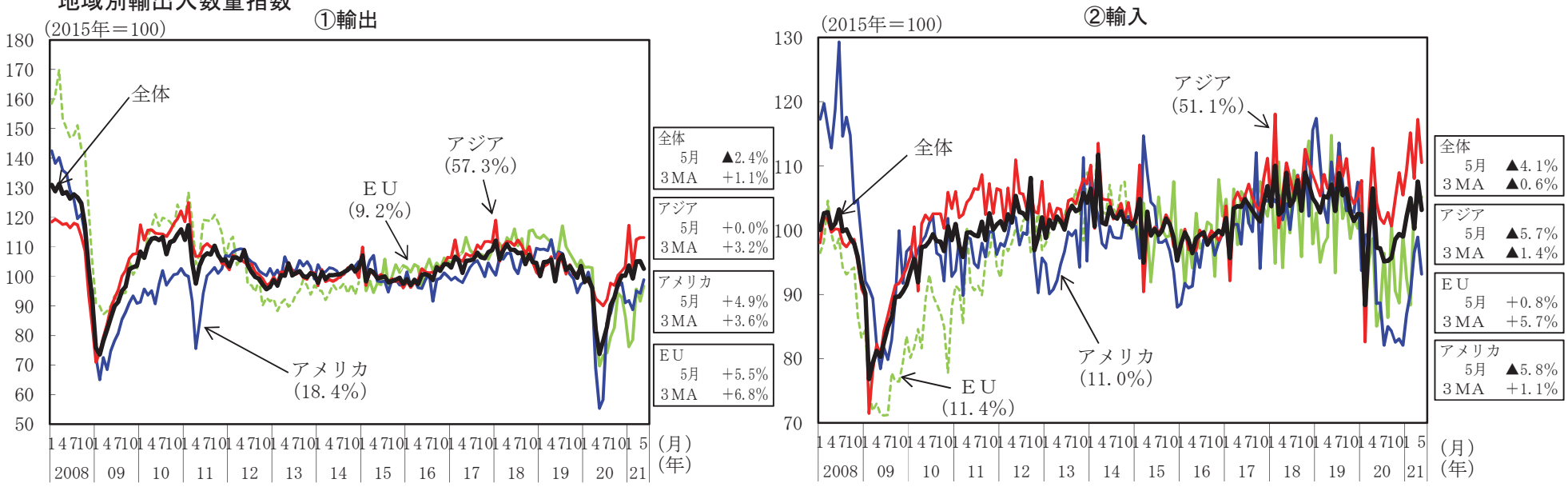

（備考）　財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2020年の金額ウェイト。なお、ＥＵについて、2015年以降は英国を除く27か国ベース。

品目別輸出入数量指数

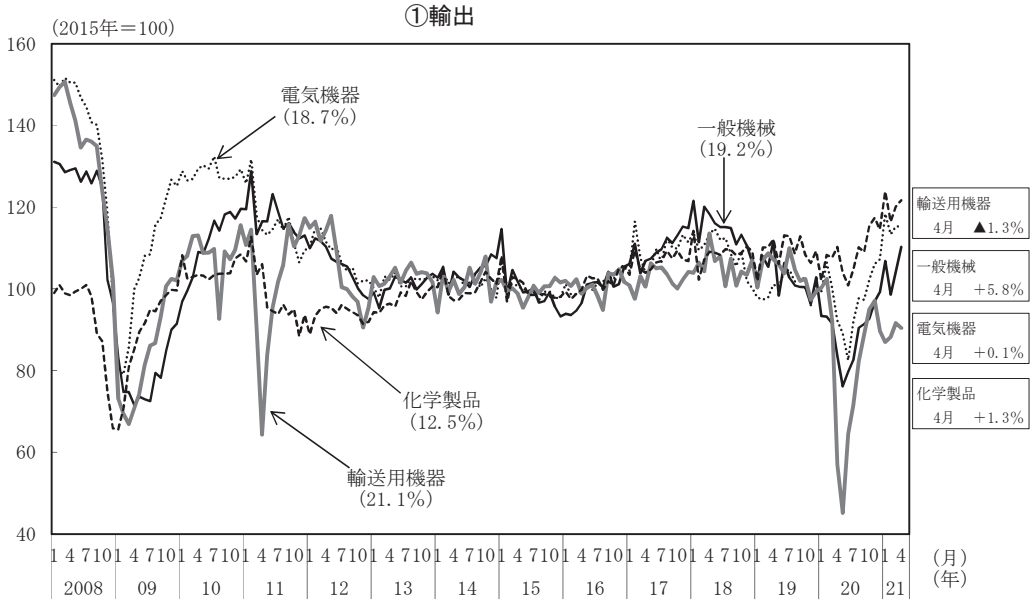

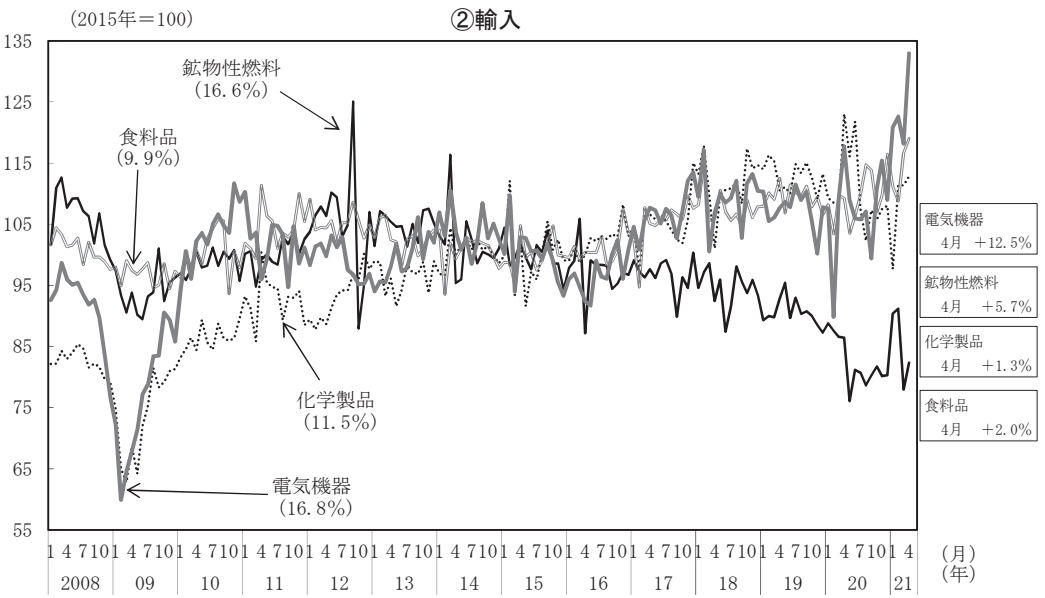

(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2020年の金額ウェイト。

経常収支

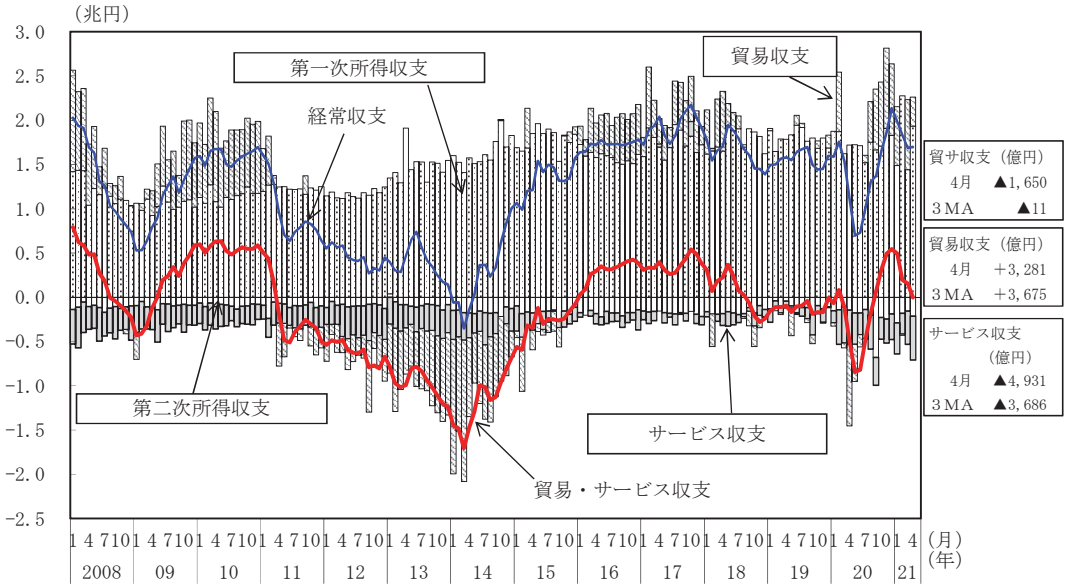

サービス収支

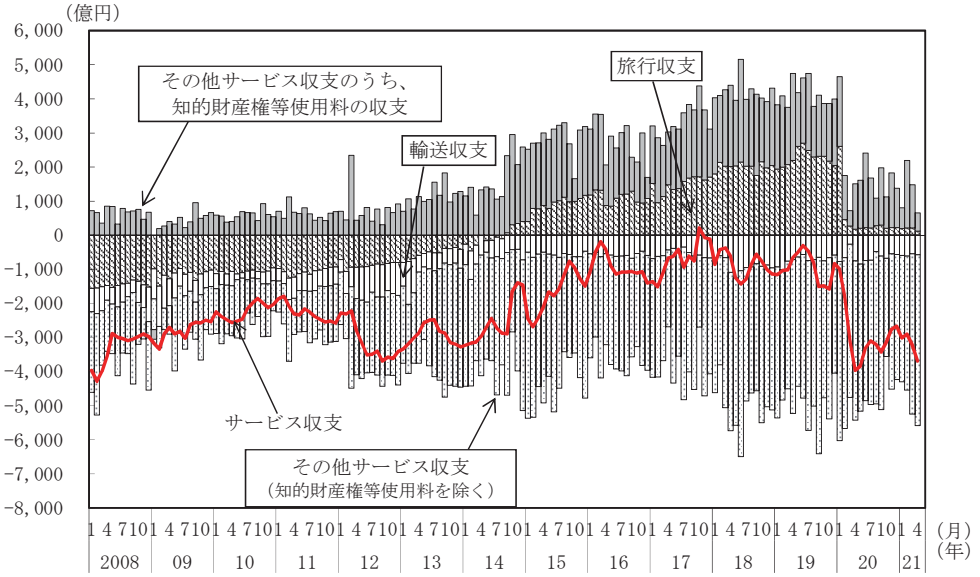

(備考) 1．財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支（知的財産権等使用料を除く）は、内閣府による季節調整値。
2．積上げは単月の値。折線は後方３か月移動平均の値。

７．生産・出荷・在庫

生産は、持ち直している。

（%）

	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年 ７－９月期	10－12月期	2021年 １－３月期	2021年 ２月	３月	４月
鉱工業生産指数	[▲ 3.0] ▲ 3.8	[▲ 10.4] ▲ 9.5	(9.0) ▲ 13.0	(5.7) ▲ 3.5	(2.9) ▲ 1.0	(▲ 1.3) ▲ 2.0	(1.7) 3.4	(2.9) 15.8
鉱工業出荷指数	[▲ 2.7] ▲ 3.6	[▲ 10.6] ▲ 9.8	(9.2) ▲ 13.5	(5.9) ▲ 3.5	(2.0) ▲ 1.4	(▲ 1.3) ▲ 3.2	(0.4) 3.4	(3.1) 16.2
鉱工業在庫指数	[1.2] 2.8	[▲ 8.4] ▲ 9.8	(▲ 3.2) ▲ 5.7	(▲ 1.6) ▲ 8.4	(▲ 1.3) ▲ 9.8	(▲ 0.7) ▲ 9.5	(0.4) ▲ 9.8	(▲ 0.1) ▲ 9.8
製造工業生産能力指数 (2015年＝100)	[98.2] 98.2	[97.3] 97.0	97.3	97.3	97.0	97.1	97.0	96.7
製造工業稼働率指数 (2015年＝100)	[99.9] 98.2	[87.1] 87.4	(85.1)	(92.6)	(95.6)	(93.0)	(98.2)	(99.3)
第３次産業 活動指数	[0.3] ▲ 0.7	[▲ 6.9] P ▲ 6.9	(6.4) ▲ 8.6	(2.3) ▲ 2.9	P (▲ 0.7) P ▲ 3.0	(▲ 0.3) ▲ 5.6	P (2.4) P 1.7	P (▲ 0.7) P 9.9

予測調査
５月　▲1.7%
６月　5.0%

（備考）１．経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第３次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
２．鉱工業生産・出荷・在庫指数、第３次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の［］内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期（月）比、上段の（）内は季節調整済前期（月）比。
３．製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の［］内は原数値（暦年）。四半期次・月次は原数値。
４．製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の［］内は原数値（暦年）。四半期次・月次は季節調整値。

鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移

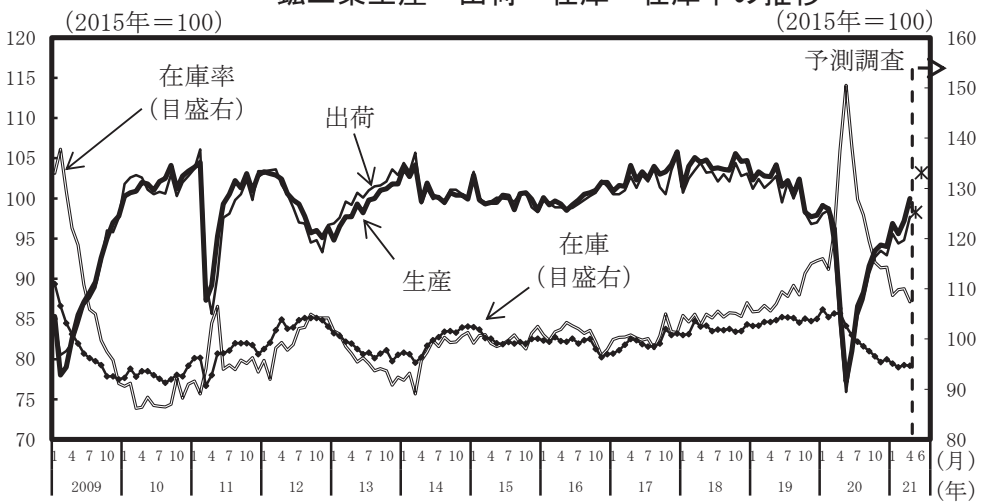

業種別の動向①

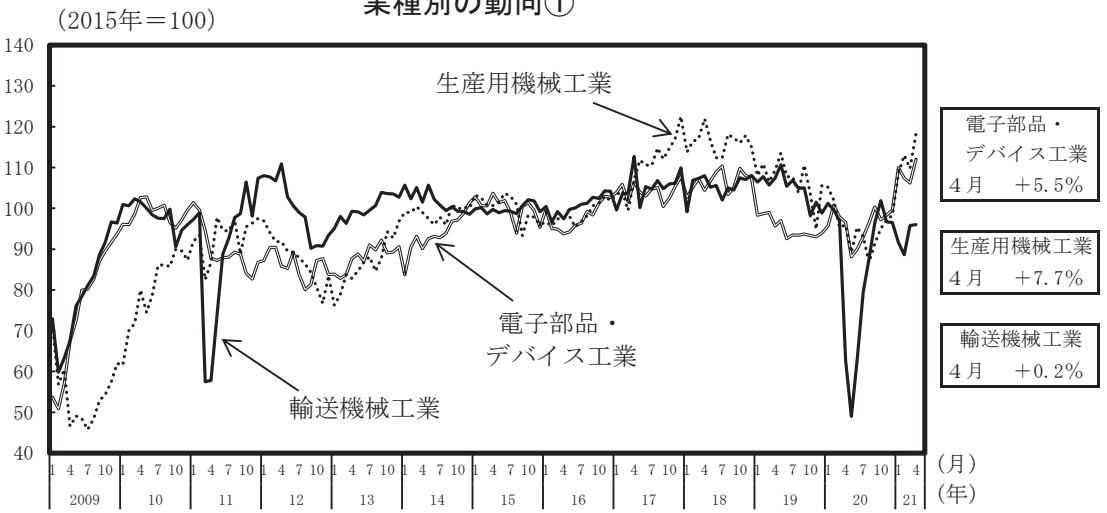

出荷・在庫ギャップの推移

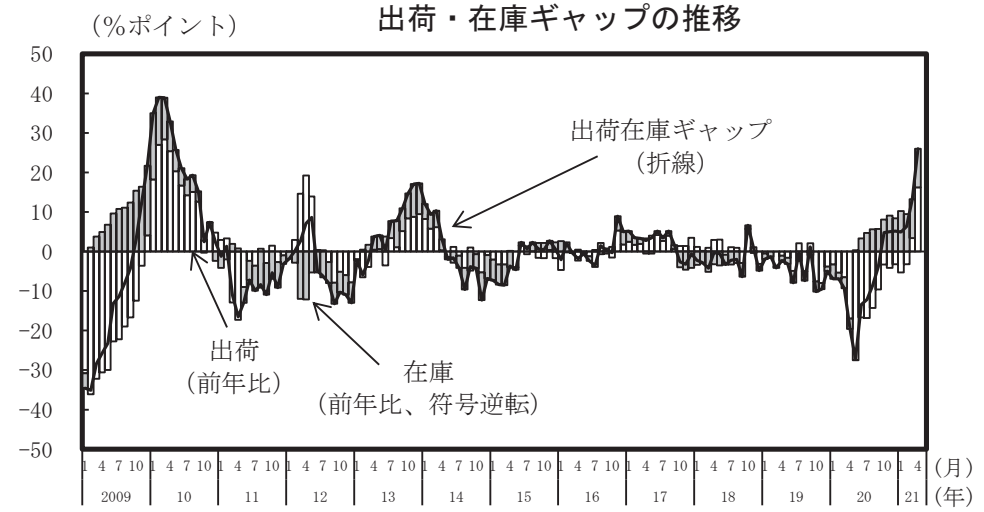

業種別の動向②

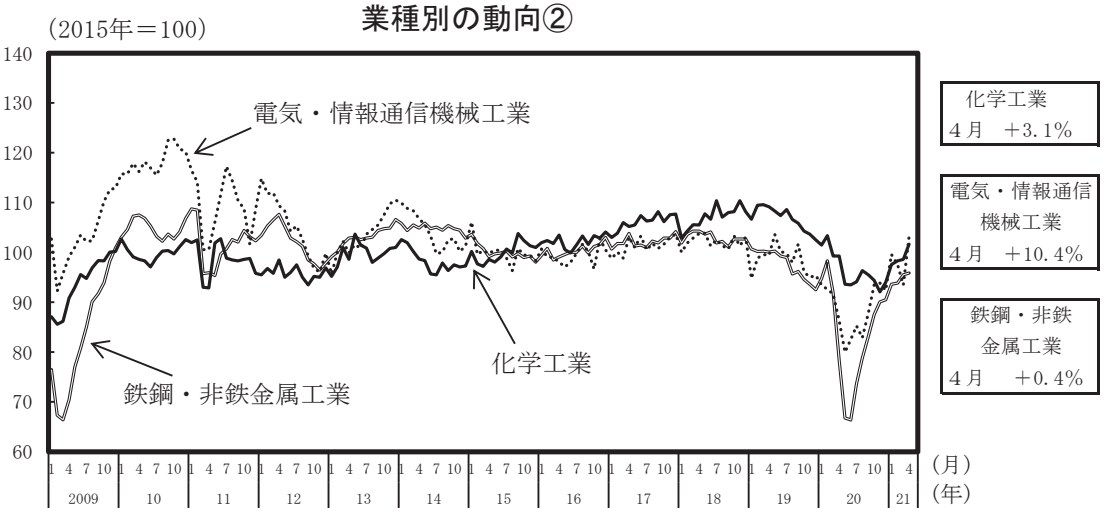

（備考）経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ＝出荷（前年比）－在庫（前年比）。

８．企業収益・業況判断

企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直している。
企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2021年３月調査）」　　（前年同期比、％）

経常利益		2018年度	2019年度	2020年度　実績見込み			2021年度　計画		
		実　績	実　績		上期	下期		上期	下期
全規模	全産業	0.4	▲ 9.6	▲ 30.3	▲ 42.6	▲ 15.2	8.6	10.9	6.7
大企業	製造業	▲ 0.9	▲ 17.5	▲ 17.5	▲ 36.6	9.6	1.8	2.3	1.5
	非製造業	▲ 0.1	▲ 7.8	▲ 42.3	▲ 45.5	▲ 38.0	5.6	3.5	8.0
中小企業	製造業	▲ 1.8	▲ 18.1	▲ 25.5	▲ 51.6	5.1	20.6	55.4	1.8
	非製造業	1.1	0.7	▲ 30.1	▲ 42.9	▲ 18.1	22.9	27.1	20.1

財務省「法人企業統計季報」　　（前年同期比、(　)内は季調済前期比、％）

経常利益	2019年	2020年	2019年度	2020年度	2020年４－６月	７－９月	10－12月	2021年１－３月
全規模全産業	▲ 3.5	▲ 27.3	▲ 13.1	▲ 15.6	▲ 46.6 (▲ 23.7)	▲ 28.4 (32.1)	▲ 0.7 (18.9)	26.0 (5.6)
製造業	▲ 17.6	▲ 21.7	▲ 21.6	▲ 4.3	▲ 48.7 (▲ 27.0)	▲ 27.1 (45.5)	21.9 (34.8)	63.2 (12.5)
非製造業	4.6	▲ 29.8	▲ 8.6	▲ 20.9	▲ 45.5 (▲ 22.2)	▲ 29.1 (26.4)	▲ 11.2 (11.0)	10.9 (1.4)
大中堅企業	▲ 6.3	▲ 26.8	▲ 16.5	▲ 12.2	▲ 35.3 (4.3)	▲ 25.5 (8.2)	▲ 9.4 (8.6)	41.2 (12.3)
中小企業	4.4	▲ 28.4	▲ 3.7	▲ 23.9	▲ 79.6 (▲ 76.7)	▲ 35.4 (235.2)	24.6 (47.2)	1.6 (▲ 7.9)

（備考）大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

（%ポイント）

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2021年３月調査）」　　→　見込み

業況判断ＤＩ		2019年9月	12月	2020年3月	6月	9月	12月	2021年3月	6月
全規模	全産業	＋ 8	＋ 4	▲ 4	▲ 31	▲ 28	▲ 15	▲ 8	▲ 10
	製造業	▲ 1	▲ 4	▲ 12	▲ 39	▲ 37	▲ 20	▲ 6	▲ 7
	非製造業	＋ 14	＋ 11	＋ 1	▲ 25	▲ 21	▲ 11	▲ 9	▲ 12
大企業	製造業	＋ 5	＋ 0	▲ 8	▲ 34	▲ 27	▲ 10	＋ 5	＋ 4
	非製造業	＋ 21	＋ 20	＋ 8	▲ 17	▲ 12	▲ 5	▲ 1	▲ 1
中小企業	製造業	▲ 4	▲ 9	▲ 15	▲ 45	▲ 44	▲ 27	▲ 13	▲ 12
	非製造業	＋ 10	＋ 7	▲ 1	▲ 26	▲ 22	▲ 12	▲ 11	▲ 16

（備考）ＤＩ＝「良い」とみる企業の割合（%）－「悪い」とみる企業の割合（%）

＜企業収益＞

経常利益額の推移

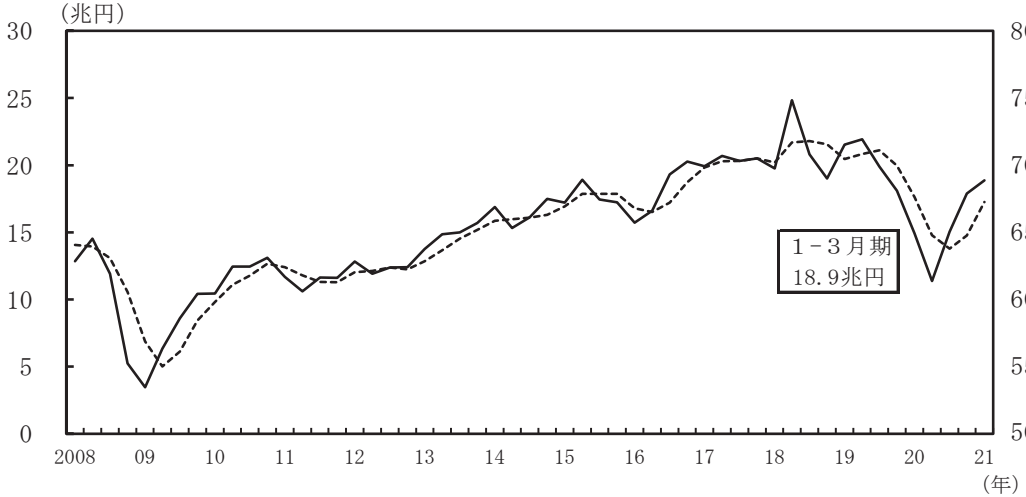

（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．季節調整値。点線は後方３四半期移動平均。

労働分配率の推移

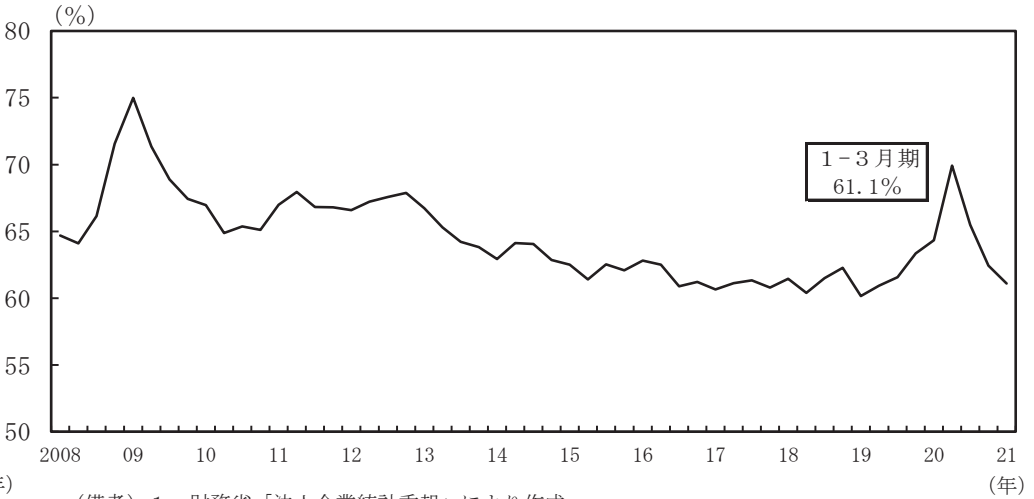

（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．労働分配率＝人件費／（人件費＋営業利益＋減価償却費＋受取利息）
３．内閣府の試算による季節調整値。

＜企業の景況感＞

日銀短観の業況判断ＤＩの推移

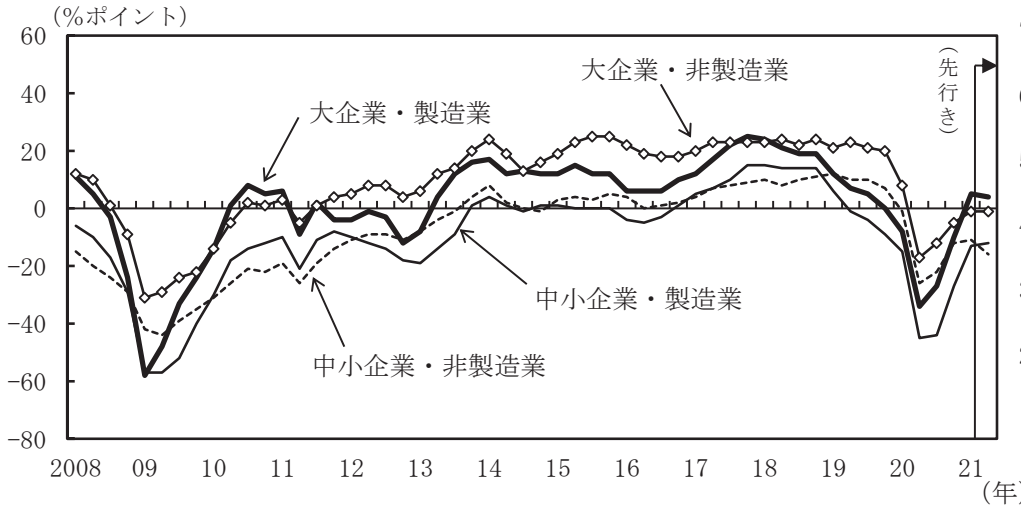

（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。ＤＩは「良い」－「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移

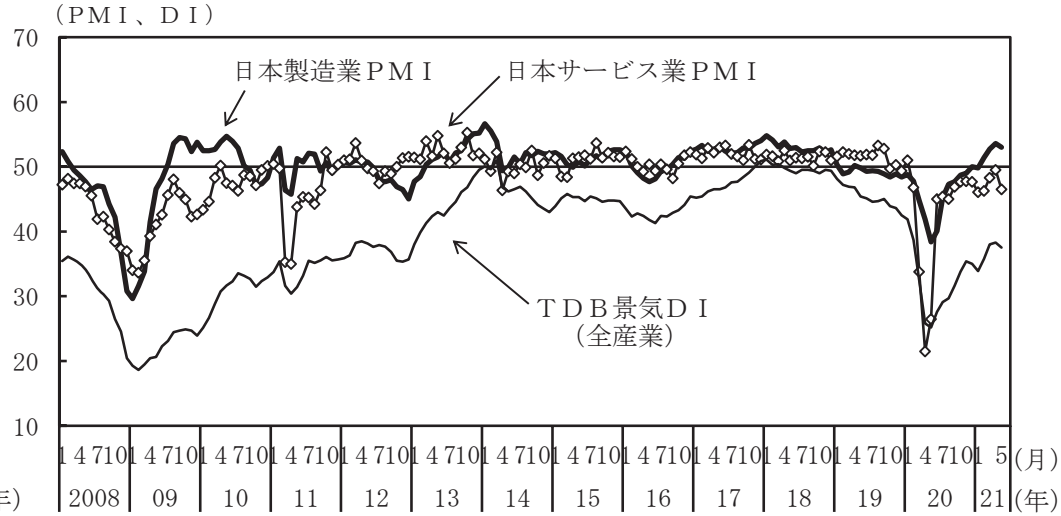

（備考）１．IHS Markit社、（株）帝国データバンク「ＴＤＢ景気動向調査（全国）」により作成。
２．ＰＭＩは、「前月に比べ増加（改善）」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を２で除した値を足した値（季節調整値）。ＤＩは、景気の現状について７段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

９．倒産

倒産件数は、減少している。

（株）東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」　　（前年比は原数値、［　］内は暦年前年比、（ ）内は季調済前期（月）比、％）

	［2018年］ 2018年度	［2019年］ 2019年度	［2020年］ 2020年度	2020年10-12月期	2021年1-3月期	2021年3月	4月	5月
企業倒産件数	［8,235］ 8,110	［8,383］ 8,631	［7,773］ 7,163	1,751	1,554	634	477	472
前年比（％）	［▲2.0］ ▲3.0	［1.7］ 6.4	［▲7.2］ ▲17.0	▲20.8	▲28.1	▲14.3	▲35.8	50.3
前月比（％）				（▲13.3）	（▲7.8）	（14.9）	（▲17.8）	（▲1.7）
負債金額（億円）	［14,854］ 16,187	［14,232］ 12,647	［12,200］ 12,084	3,189	2,903	1,414	840	1,686
前年比（％）	［▲53.1］ ▲47.5	［▲4.1］ ▲21.8	［▲14.2］ ▲4.4	▲13.3	▲3.8	33.5	▲41.9	107.3
大型倒産除く（億円）	［6,967］ 6,922	［6,958］ 7,065	［6,112］ 5,563	1,305	1,281	508	347	380
前年比（％）	［▲0.1］ ▲2.3	［▲0.1］ 2.0	［▲12.1］ ▲21.2	▲27.2	▲29.9	▲18.7	▲45.1	14.6

倒産件数の推移

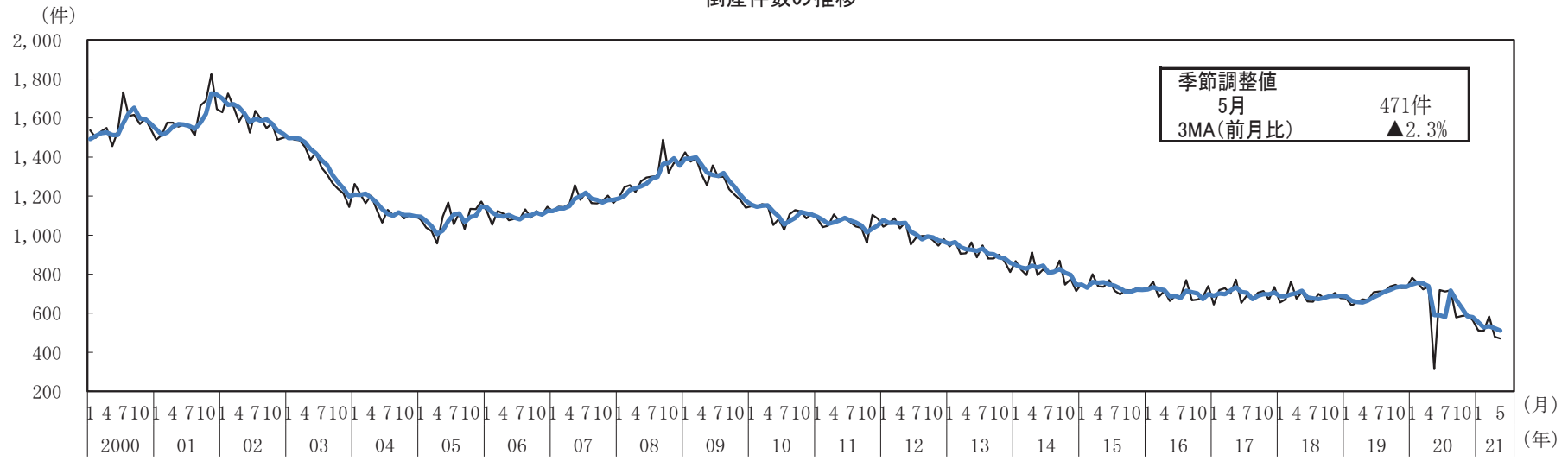

（備考）１．（株）東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」により作成。
２．内閣府による季節調整値。太線は後方３か月移動平均。

倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）

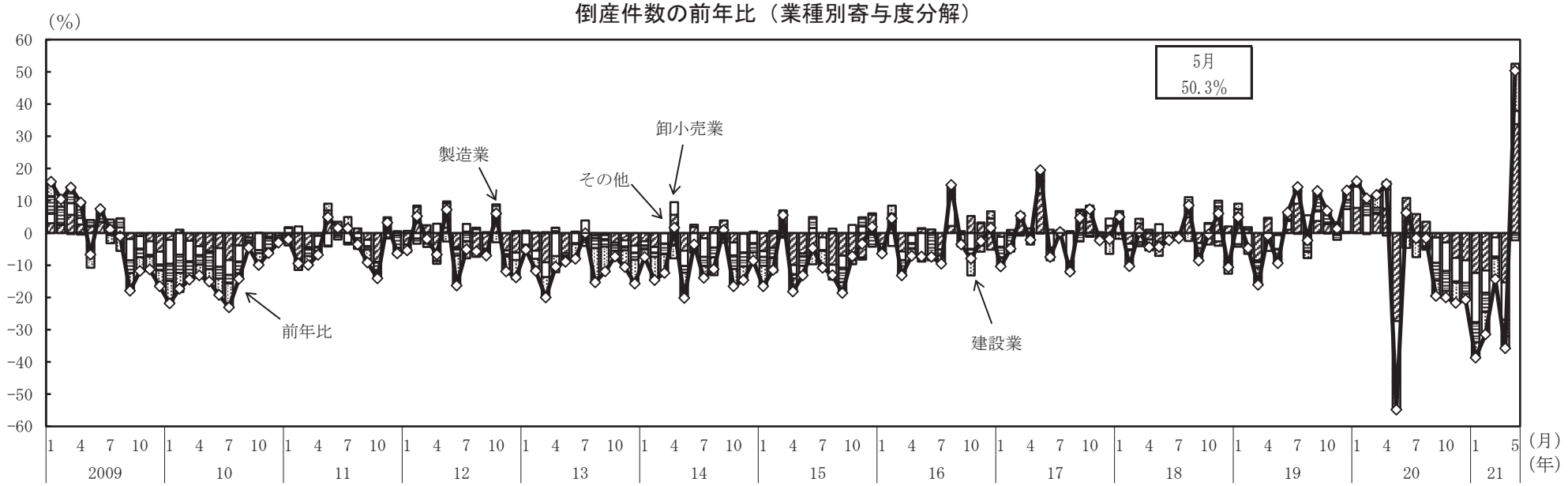

（備考）（株）東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」により作成。

中小企業資金繰りＤＩ推移

（余裕－窮屈、ＤＩ）

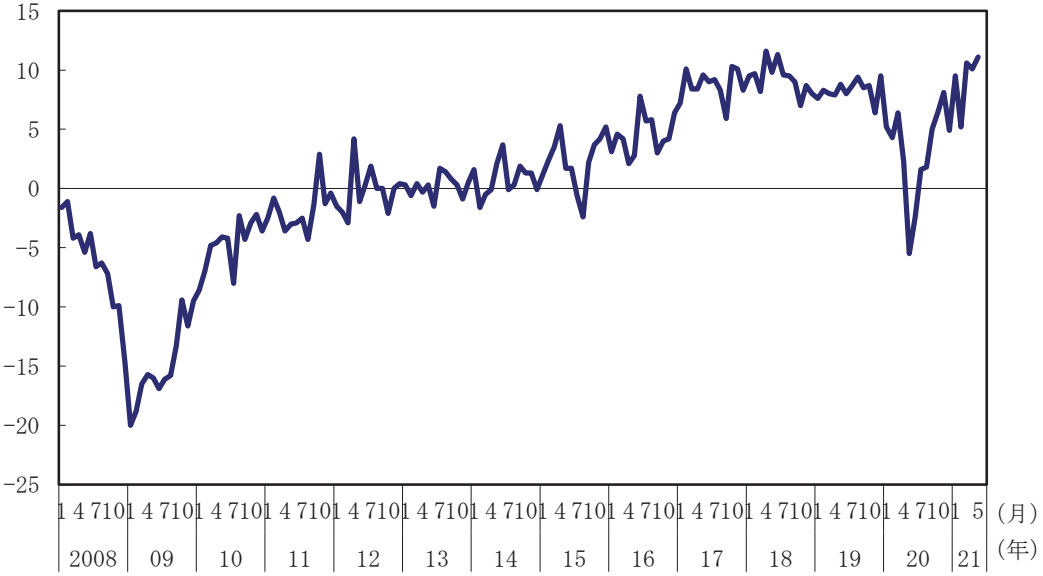

（備考）（株）日本政策金融公庫「中小企業景況調査」により作成。

中小企業仕入・販売価格ＤＩ推移

（上昇－下落、ＤＩ）

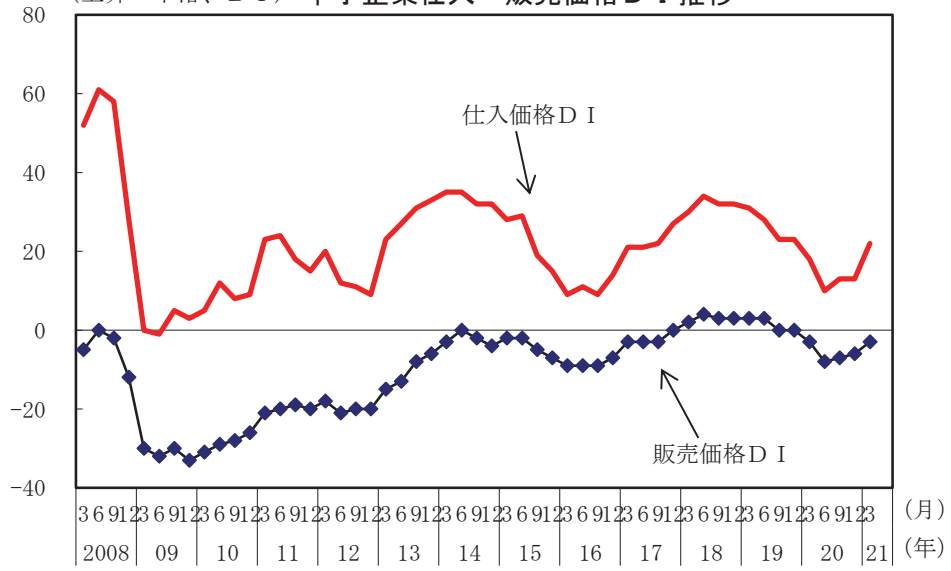

（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

10. 雇用情勢

雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。

（前年同期（月）比、[ ]内は暦年ベース、 () 内は季調済前期（月）比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値、求人広告掲載件数は原数値）

	2019年度[年]	2020年度[年]	2020年７－９月	10-12月	2021年１－３月	2021年２月	３月	４月
完全失業率 （%）	2.3 [2.4]	2.9 [2.8]	3.0	3.0	2.8	2.9	2.6	2.8
うち15～24歳	3.8 [3.8]	4.8 [4.6]	4.6	5.0	5.2	4.9	4.8	4.3
完全失業者数総数 （万人）	162 [162]	199 [191]	202	210	195	203	180	194
うち非自発的な離職による者	37 [37]	59 [54]	60	65	61	66	53	60
雇用者数	1.1 [1.1]	▲1.0 [▲0.5]	▲1.2 (0.2)	▲0.7 (0.6)	▲0.7 (0.3)	▲0.7 (0.2)	▲0.7 (0.0)	0.4 (▲0.7)
常用労働者数（労働者計）	1.9 [2.0]	0.7 [1.0]	0.6 (0.4)	0.7 (0.5)	0.6 (0.5)	0.6 (0.2)	0.7 (0.4)	1.2 (0.1)
新規求人数	▲5.4 [▲1.8]	▲20.8 [▲21.7]	▲24.7 (4.5)	▲21.2 (3.7)	▲9.1 (▲1.5)	▲14.6 (▲2.8)	▲0.7 (8.0)	15.2 (▲4.3)
有効求人数	▲4.3 [▲1.6]	▲22.3 [▲21.0]	▲24.7 (▲1.3)	▲22.1 (2.2)	▲14.4 (2.8)	▲15.4 (▲1.5)	▲10.0 (1.6)	▲1.4 (1.4)
有効求人倍率 （倍）	1.55 [1.60]	1.10 [1.18]	1.06	1.04	1.10	1.09	1.10	1.09
正社員 （倍）	1.12 [1.14]	0.83 [0.88]	0.81	0.78	0.82	0.82	0.84	0.88
求人広告掲載件数 （万件）	150.9 [147.5]	78.8 [95.3]	71.0	81.4	87.3	88.3	88.7	86.1
所定外労働時間（残業時間等）	▲2.5 [▲1.9]	▲13.9 [▲13.2]	▲14.6 (11.1)	▲9.6 (2.9)	▲6.6 (1.5)	▲9.7 (▲2.0)	▲1.9 (4.9)	12.2 (1.9)
製造業	▲9.6 [▲8.5]	▲19.8 [▲20.7]	▲26.8 (6.3)	▲11.7 (12.9)	▲5.5 (4.8)	▲7.7 (▲4.4)	▲2.8 (4.0)	15.9 (3.9)
現金給与総額（１人当たり・名目）	0.0 [▲0.4]	▲1.5 [▲1.2]	▲1.2 (0.4)	▲2.1 (▲0.3)	▲0.3 (1.0)	▲0.4 (0.6)	0.6 (0.3)	1.4 (0.4)
※共通事業所	－	－	－	－	－	▲0.5	0.7	6.3
定期給与（名目）	0.1 [▲0.2]	▲0.8 [▲0.7]	▲1.0 (0.7)	▲0.7 (0.3)	▲0.1 (0.3)	▲0.5 (0.0)	0.5 (0.3)	1.2 (0.1)
※共通事業所	－	－	－	－	－	▲ 0.5	0.4	6.1

（備考）１．常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列（2019年５月以前は抽出調査、６月以降は全数調査）を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年１月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年１月に標本の部分入替え、同年６月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年１月及び2021年１月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Ｐは速報値。
２．定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。
３．求人広告掲載件数は(社)全国求人情報協会資料により作成。職種分類別件数の合計。2018年１月より集計開始。

完全失業率と有効求人倍率の推移

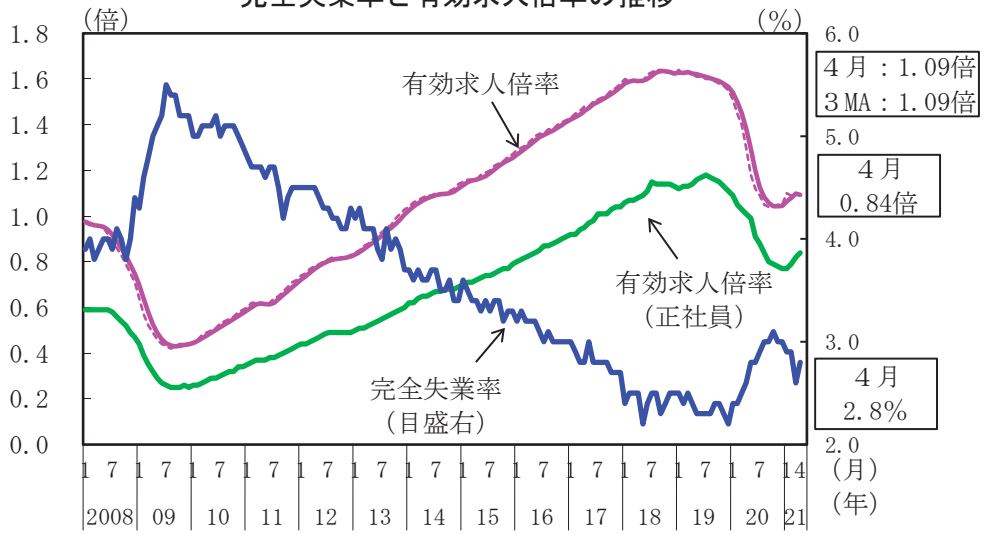

現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移

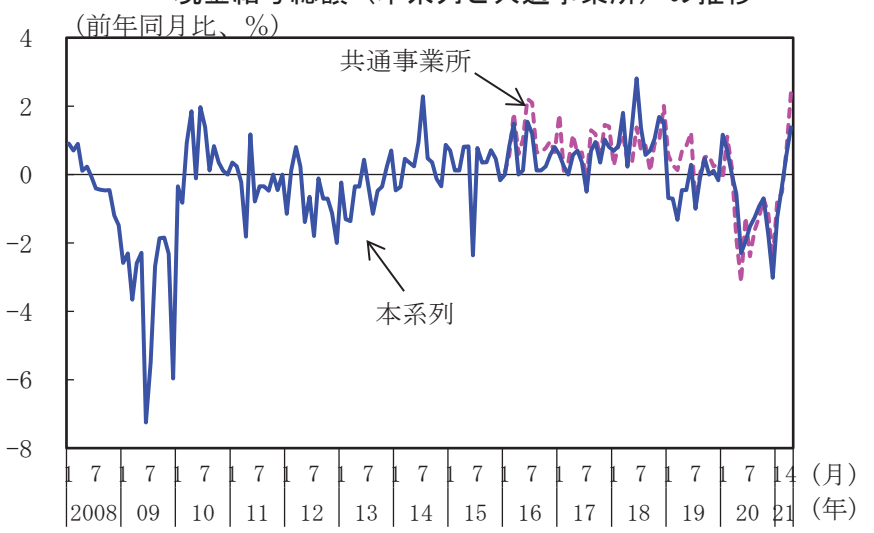

雇用者数、就業者数の推移

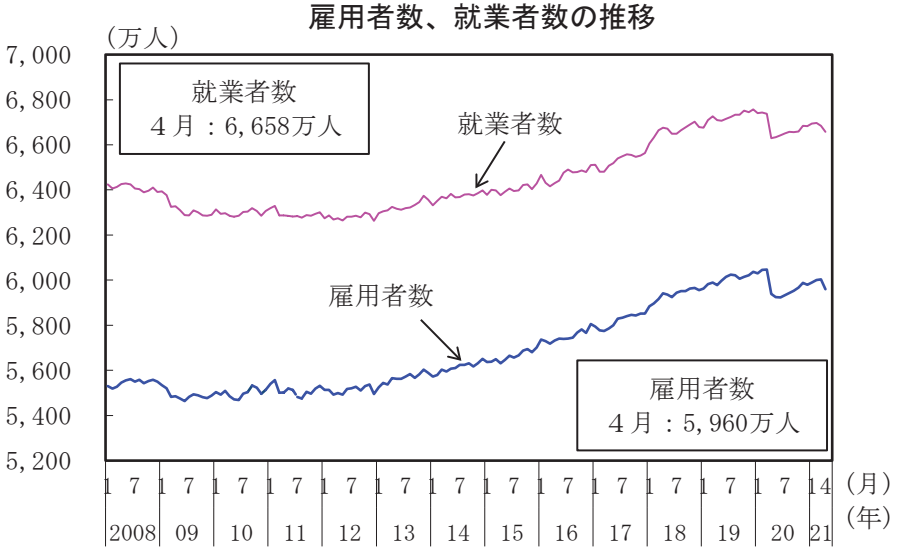

（備考）１．総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
２．総務省「労働力調査」の2011年３～８月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
３．有効求人倍率について、点線は単月、実線は３か月移動平均。

賃上げ率の推移



（備考）１．上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争（最終）回答集計結果」により作成。
２．本系列は、2018年１月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年１月に標本の部分入替え、同年６月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年１月及び2021年１月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。
共通事業所は、2016年１月より公表。
３．賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当込の賃上げ率。

11. 物価

国内企業物価は、上昇している。消費者物価は、横ばいとなっている。

（前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、（ ）内は前期(月)比、＜＞内は季節調整済前期(月)比、%）

			[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年 7－9月	10-12月	2021年 1－3月	2021年 3月	4月	5月
国内企業物価			[0.2] 0.1	[▲ 1.2] ▲ 1.4	(0.9) ▲ 0.8	(▲ 0.2) ▲ 2.1	(1.5) ▲ 0.3	(1.0) 1.2	(0.9) 3.8	P (0.7) P 4.9
	夏季電力料金調整後		[0.2] 0.2	[▲ 1.1] ▲ 1.4	(0.6) ▲ 0.8	(0.1) ▲ 2.1	(1.5) ▲ 0.3	(1.0) 1.2	(0.9) 3.8	P (0.7) P 4.9
	（参考指数（消費税抜き））		[▲ 0.2] ▲ 0.6	[▲ 2.3] ▲ 2.2	(0.6) ▲ 2.3	(0.0) ▲ 2.2	－	－	－	－
輸出物価			[▲ 3.8] ▲ 4.1	[▲ 3.1] ▲ 1.9	(1.0) ▲ 2.2	(0.4) ▲ 1.8	(3.4) 1.7	(2.8) 5.6	(1.6) 8.4	P (1.0) P 11.0
輸入物価			[▲ 5.3] ▲ 6.1	[▲ 10.3] ▲ 9.9	(1.1) ▲ 11.4	(1.2) ▲ 10.6	(9.8) ▲ 1.5	(3.9) 5.8	(2.5) 15.3	P (2.2) P 25.4
	契約通貨ベース		[▲ 4.2] ▲ 4.5	[▲ 9.2] ▲ 8.8	(2.0) ▲ 11.1	(2.3) ▲ 8.4	(8.8) 0.0	(1.7) 4.6	(2.2) 14.3	P (2.1) P 24.0
企業向けサービス価格			[1.1] 1.4	[0.9] 0.5	(0.5) 1.3	(0.5) ▲ 0.3	(0.1) 0.1	(0.7) 0.7	P (▲ 0.4) P 1.0	
	国際運輸を除くベース		[1.1] 1.4	[1.0] 0.5	< 0.6 > 1.4	< 0.3 > ▲ 0.2	< 0.2 > 0.2	< 0.1 > 0.6	P < ▲ 0.2 > P 0.9	
消費者物価	総合	固定基準	[0.5] 0.5	[0.0] ▲ 0.2	< 0.0 > 0.2	< ▲ 0.6 > ▲ 0.8	< 0.5 > ▲ 0.4	< 0.2 > ▲ 0.2	< ▲ 0.4 > ▲ 0.4	< 0.3 > ▲ 0.1
		連鎖基準	[0.5] －	[0.0] －	－	－	－	< 0.1 > ▲ 0.2	< ▲ 0.7 > ▲ 0.7	< 0.3 > ▲ 0.4
	生鮮食品	固定基準	[▲ 3.1] ▲ 0.9	[3.3] 3.5	(7.3) 9.5	(▲ 8.1) ▲ 0.1	(▲ 1.9) ▲ 0.6	(▲ 2.0) ▲ 1.5	(▲ 1.1) ▲ 7.3	(1.7) ▲ 5.2
	エネルギー	固定基準	[1.4] 0.1	[▲ 4.2] ▲ 5.8	(0.0) ▲ 3.8	(▲ 3.0) ▲ 7.2	(0.8) ▲ 6.7	(2.3) ▲ 4.3	(1.9) 0.7	(1.8) 4.2
	生鮮食品を除く総合	固定基準	[0.6] 0.6	[▲ 0.2] ▲ 0.4	< 0.0 > ▲ 0.2	< ▲ 0.3 > ▲ 0.9	< 0.6 > ▲ 0.4	< 0.2 > ▲ 0.1	< ▲ 0.5 > ▲ 0.1	< 0.2 > 0.1
		連鎖基準	[0.6] －	[▲ 0.2] －	－	－	－	< 0.2 > ▲ 0.2	< ▲ 0.8 > ▲ 0.5	< 0.2 > ▲ 0.2
		（政策等による特殊要因を除く）	[0.5] －	[▲ 0.3] －	－	－	－	< 0.2 > ▲ 0.1	< 0.0 > 0.4	< 0.2 > 0.7
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	固定基準	[0.6] 0.6	[0.2] 0.1	< ▲ 0.1 > 0.1	< ▲ 0.2 > ▲ 0.3	< 0.6 > 0.2	< 0.1 > 0.3	< ▲ 0.7 > ▲ 0.2	< 0.1 > ▲ 0.2
		連鎖基準	[0.5] －	[0.2] －	－	－	－	< 0.0 > 0.2	< ▲ 1.0 > ▲ 0.5	< 0.1 > ▲ 0.6
		（政策等による特殊要因を除く）	[0.5] －	[0.1] －	－	－	－	< 0.0 > 0.3	< ▲ 0.2 > 0.4	< 0.1 > 0.4

消費者物価（東京都区部）

4月	5月
<▲0.4>	< 0.3>
▲0.6	▲0.4
<▲0.4>	< 0.3>
▲0.2	▲0.2
<▲0.6>	< 0.2>
0.0	▲0.1

（備考）１．消費者物価、国内企業物価及び企業向けサービス価格は2015年基準。Ｐは速報値。
２．国内企業物価のうち「参考指数（消費税抜き）」は、消費税率引上げによる直接の影響が生じた期間（2019年10月～2020年10月）のみ記載。
３．企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送（除外航タンカー）、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整済前期（月）比は、内閣府試算値。
４．消費者物価の四半期前期比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同期比は内閣府で算出。
５．消費者物価のうち「政策等による特殊要因を除く」とは、消費税率引上げ、幼児教育・保育無償化、Ｇｏ Ｔｏトラベル事業及び2021年４月の通信料（携帯電話）下落等による直接の影響を除いた数値（内閣府試算値）。

企業物価の推移

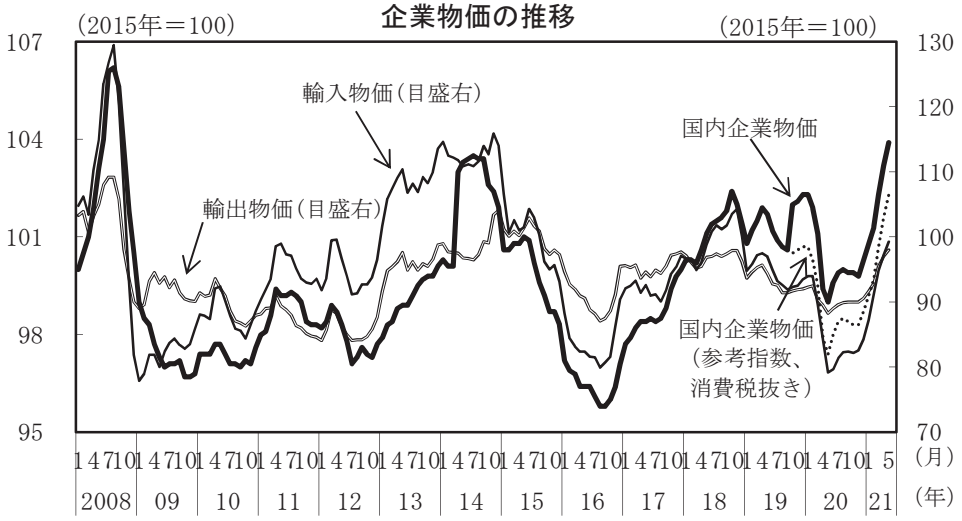

（備考）１．日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。
２．国内企業物価（参考指数、消費税抜き）は、2019年10月以降を掲載。

燃料価格の推移

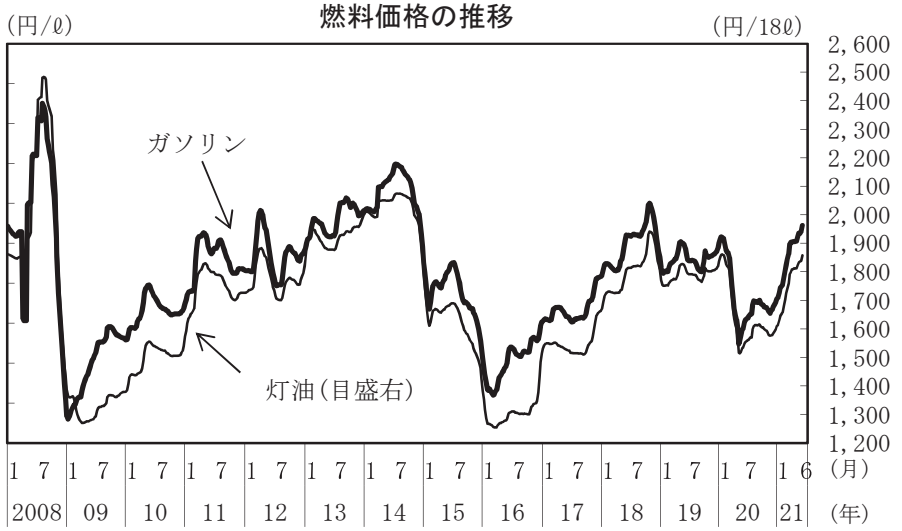

（備考）資源エネルギー庁「石油製品価格調査」により作成。価格は税込み。

消費者物価の推移

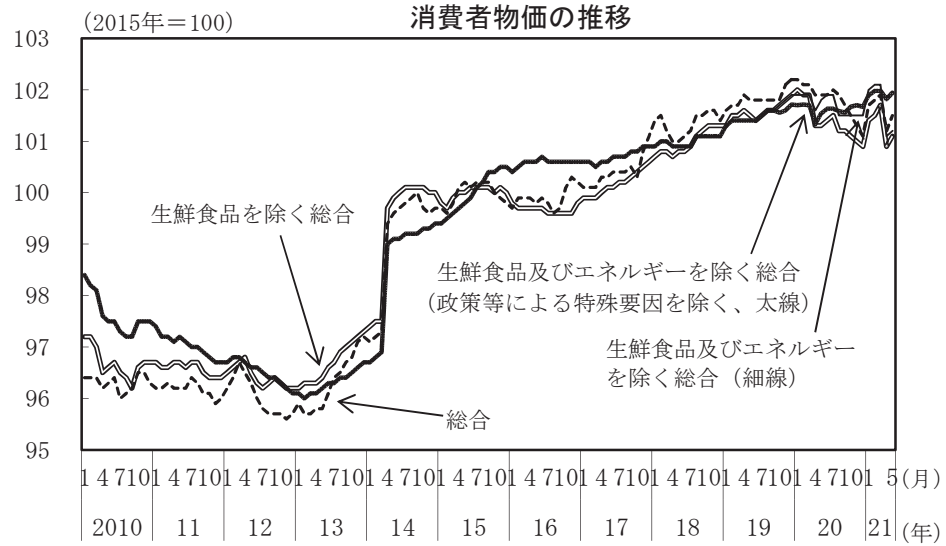

（備考）１．総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。
２．「政策等による特殊要因を除く」とは、2019年10月の消費税率引上げ、
幼児教育・保育無償化、Ｇｏ Ｔｏトラベル事業及び2021年４月の通信料（携帯電話）
下落等による直接の影響を除いた数値（内閣府試算値）。

予想物価上昇率と１年後の物価上昇予想世帯割合

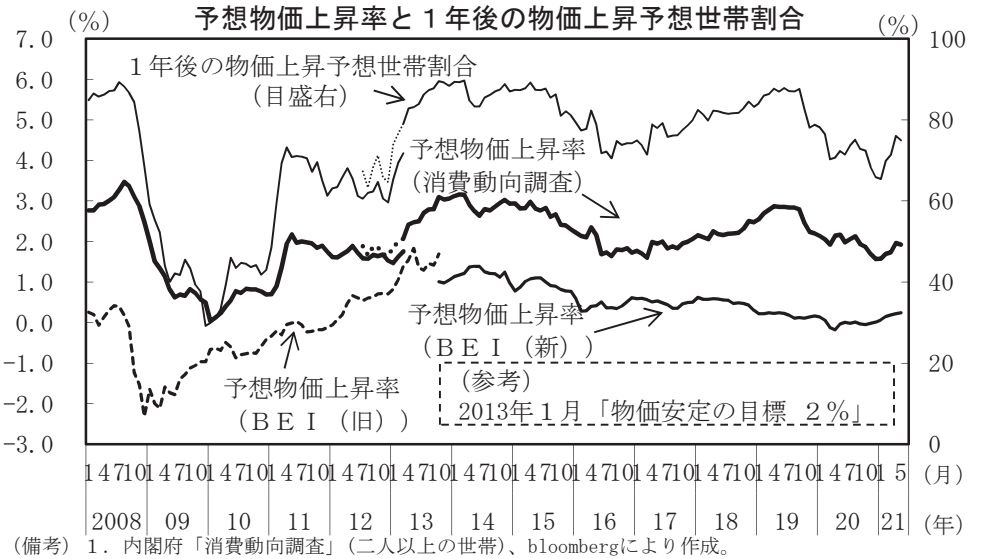

（備考）１．内閣府「消費動向調査」（二人以上の世帯）、bloombergにより作成。
２．「消費動向調査」は、2013年４月から郵送調査への変更等があったため、それ以前の訪問留置調査の数値と不連続が生じている。点線部（2012年７月から2013年３月）は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
３．予想物価上昇率（消費動向調査）は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。
４．ＢＥＩ（ブレーク・イーブン・インフレ率）は、物価連動国債売買参加者による物価予想。
それぞれの時点で残存期間が最長のもの（ＢＥＩ(旧)は旧物価連動国債、ＢＥＩ(新)は新物価連動国債（残存10年物））を使用。

12. 金融

株価（日経平均株価）は、28,500円台から29,400円台まで上昇した後、28,000円台まで下落し、その後28,800円台まで上昇した。
対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、109円台から110円台まで円安方向に推移した。

（%、ポイント、円）

	2019年	2020年	2019年度	2020年度	2020年		2021年	2021年			
					7－9月	10－12月	1－3月	3月	4月	5月	6/22
コールレート（無担保翌日物）	-0.052	-0.035	-0.046	-0.031	-0.039	-0.026	-0.016	-0.017	-0.012	-0.017	-0.029
ユーロ円TIBOR（3か月物）	0.031	-0.034	0.027	-0.051	-0.065	-0.055	-0.055	-0.056	-0.065	-0.065	-0.065
国債流通利回り	-0.101	0.002	-0.105	0.030	0.023	0.021	0.074	0.102	0.090	0.078	0.050
株式相場											6/22
東証株価指数(TOPIX)	1,595	1,597	1,596	1,675	1,595	1,707	1,903	1,947	1,941	1,908	1,959
日経平均株価	21,697	22,705	21,890	24,459	22,906	25,194	29,001	29,315	29,426	28,517	28,884
円相場											6/22
（対米ドル）	108.99	106.73	108.65	106.09	106.20	104.49	106.09	108.65	109.13	109.19	110.38
（対ユーロ）	122.02	121.87	120.80	123.74	124.05	124.61	127.80	129.39	130.39	132.76	131.51
（韓国ウォン・1円当たり）	10.70	11.05	10.88	10.94	11.19	10.70	10.51	10.40	10.26	10.29	6/21 10.26
日銀当座預金残高	3,969,489	4,418,178	3,999,624	4,666,015	4,619,060	4,860,406	4,952,914	5,093,352	5,292,040	5,242,320	
（億円、前年比）	3.6	11.3	3.4	16.7	15.0	20.8	25.0	28.7	29.4	24.9	
マネタリーベース	5,090,077	5,552,289	5,128,020	5,804,620	5,751,824	6,035,876	6,118,033	6,133,816	6,448,961	6,499,142	
（億円、前年比）					(31.9)	(24.2)	(12.5)	(11.2)	(53.6)	(7.9)	
	3.6	9.1	3.2	13.2	11.9	17.0	19.8	20.8	24.3	22.4	
マネーストックM2	10,269,920	10,936,277	10,345,607	11,183,116	11,173,582	11,309,040	11,413,599	11,436,974	11,618,798	11,680,371	
（億円、前年比）					(13.7)	(6.3)	(6.9)	(4.1)	(5.9)	(0.2)	
	2.4	6.5	2.6	8.1	8.5	9.1	9.5	9.4	9.2	7.9	
マネーストック広義流動性	18,032,563	18,767,501	18,135,565	19,028,342	19,013,591	19,164,950	19,299,318	19,321,510	19,697,171	19,956,284	
（億円、前年比）					(8.4)	(4.1)	(4.6)	(2.8)	(16.6)	(12.8)	
	1.7	4.1	1.9	4.9	5.2	5.5	5.7	5.7	6.8	7.3	
銀行貸出	2.3	4.8	2.2	5.8	6.4	5.9	5.8	5.9	4.3	2.2	
普通社債発行額	28.5	0.3	28.2	▲4.6	▲12.0	19.7	▲10.8	▲28.3	48.5	16.3	

（備考）１．コールレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。
２．国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。
３．円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。円相場（韓国ウォン）はインターバンク直物ＮＹ17時時点。
４．日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。
５．マネタリーベースは、平均残高の前年同期（月）比。（）内は季調済前期比年率。
６．マネーストックは、平均残高。（）内は季調済前期比年率。
７．銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高の前年同期（月）比。
８．普通社債発行額は、国内発行分（円建て外債及び資産担保型社債を含む）の前年同期（月）比。
９．マネーストック（広義流動性）は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い遡及改定を実施。

為替

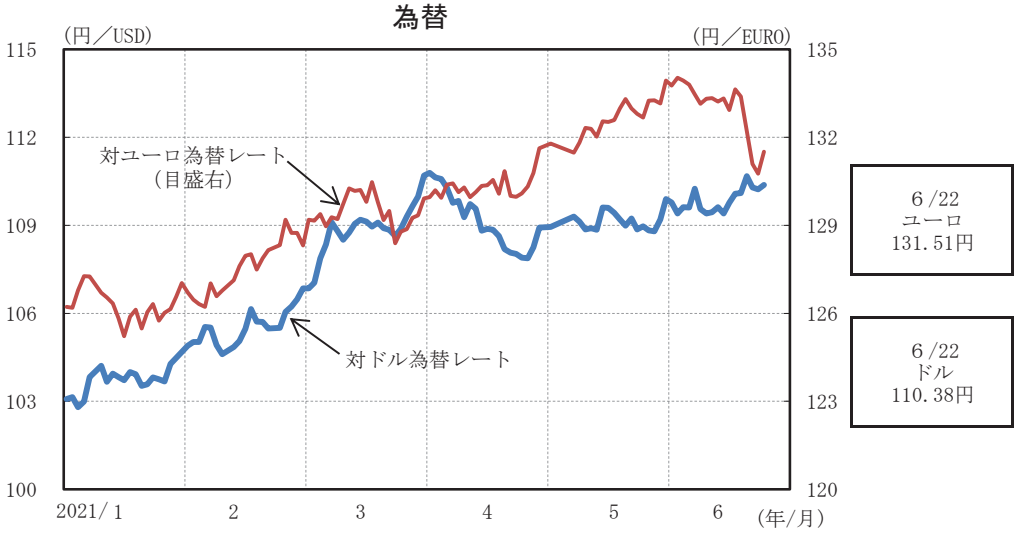

6/22
ユーロ
131.51円

6/22
ドル
110.38円

（備考）１．日経NEEDSにより作成。
２．対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。

日経平均株価

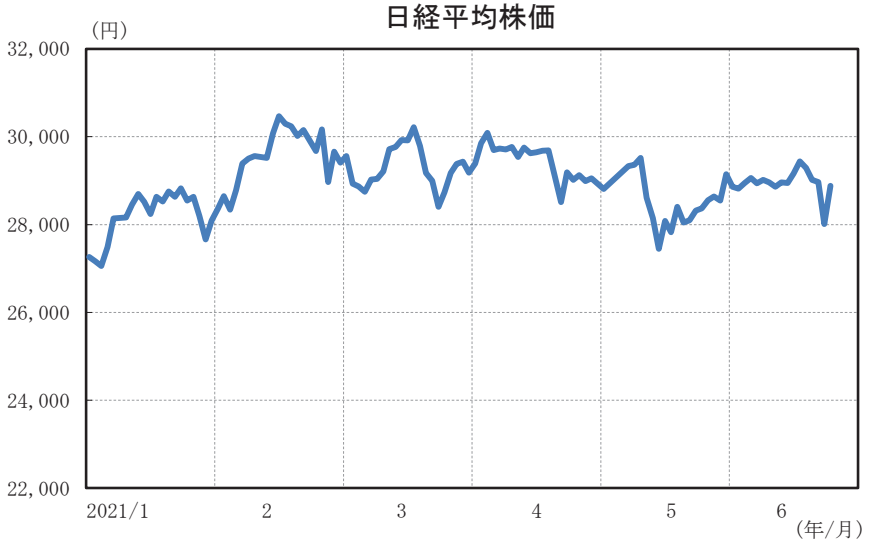

6/22
28,884円

（備考）日経NEEDSにより作成。

金利

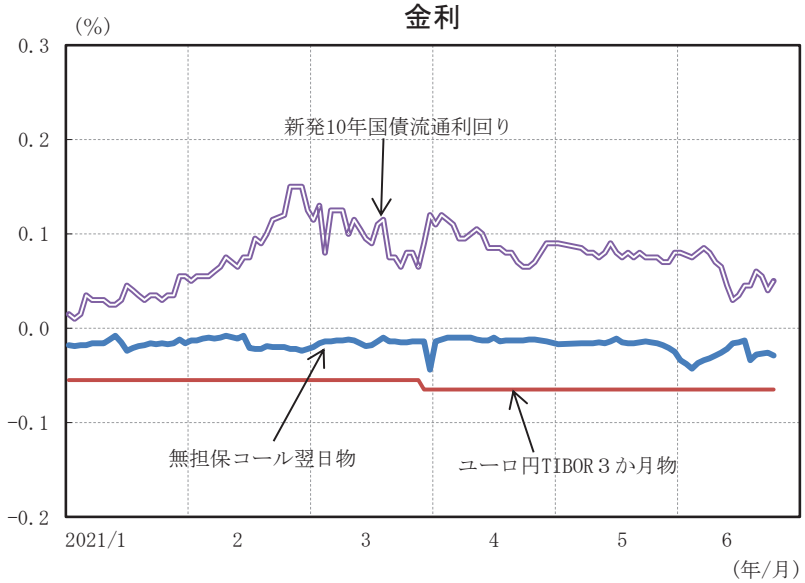

6/22
新発10年国債
流通利回り
0.050%

6/22
ユーロ円
TIBOR３か月物
-0.065%

6/22
無担保コール
翌日物
-0.029%

（備考）日経NEEDSにより作成。

社債と国債の流通利回りスプレッド

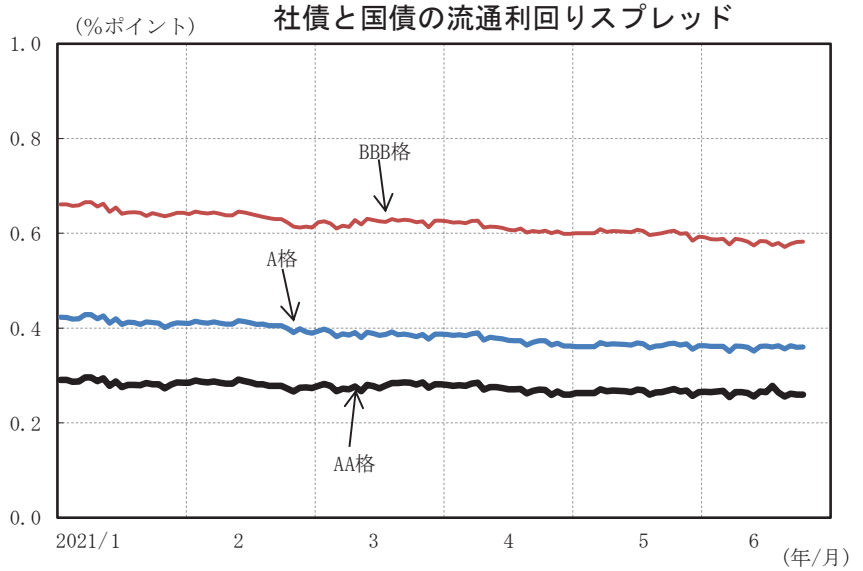

6/22
BBB格
0.583%

6/22
A格
0.361%

6/22
AA格
0.260%

（備考）１．Bloombergにより作成。
２．社債は残存年数３年以上７年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数５年の流通利回りを使用。
３．格付けは格付投資情報センター（R＆I）ベース。

日本銀行バランスシート・マネタリーベース

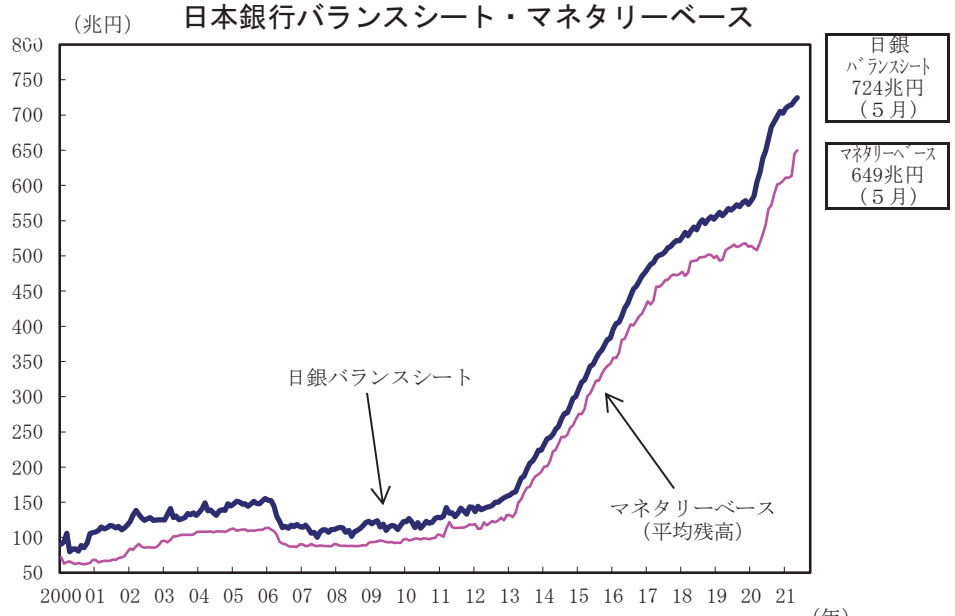

（備考）日本銀行「マネタリーベース」、「日本銀行勘定」により作成。

Ｍ２および銀行貸出（前年同月比）

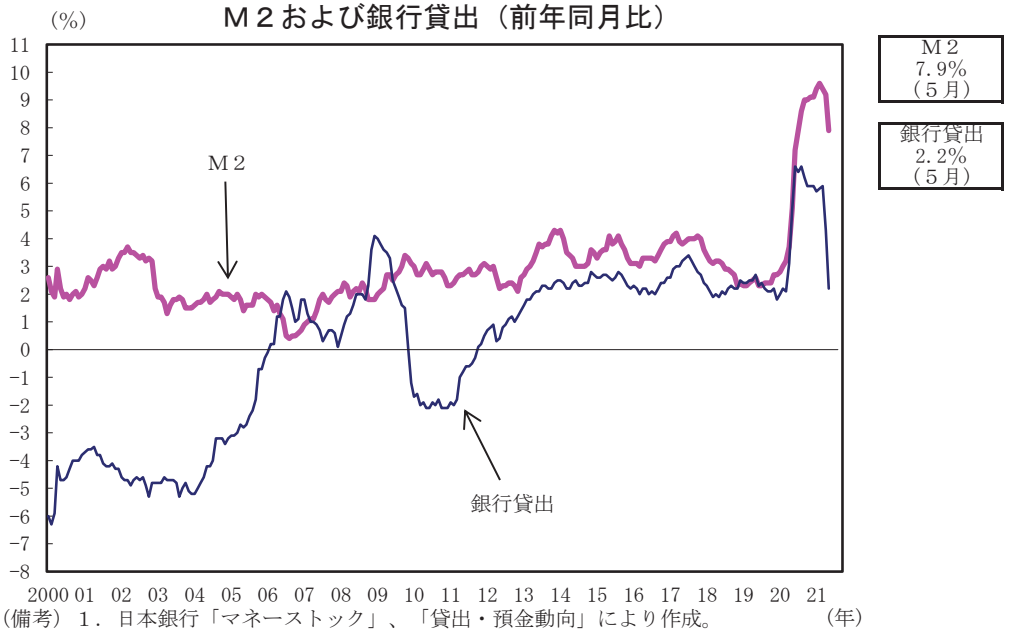

（備考）１．日本銀行「マネーストック」、「貸出・預金動向」により作成。
２．銀行貸出は、銀行計（都銀等、地銀、地銀Ⅱの合計）の平残の前年同月比。

為替レート（長期系列）

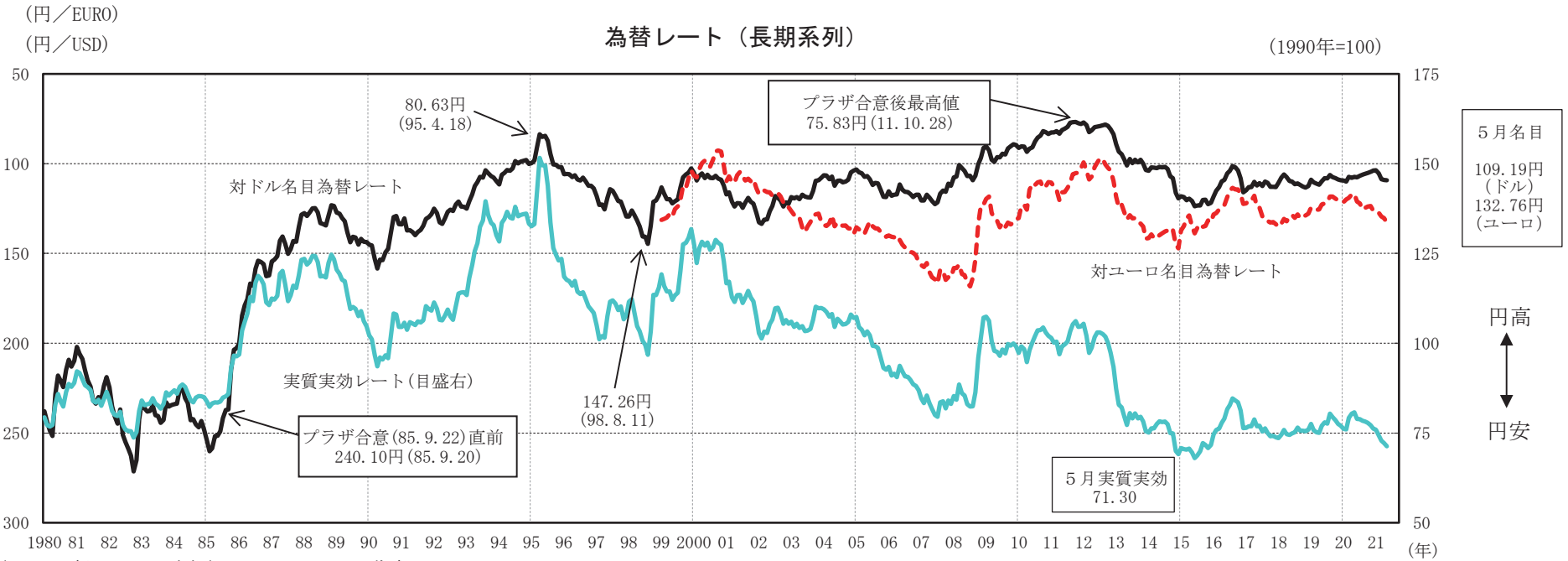

（備考）１．日経NEEDS、日本銀行、Bloombergにより作成。
２．対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場（月中平均）。対ユーロ名目為替レートは直物17時時点（月中平均）。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。
ただし、対ドル名目為替レートの日次で記した値は直物のニューヨーク17時時点。

株価（長期系列）

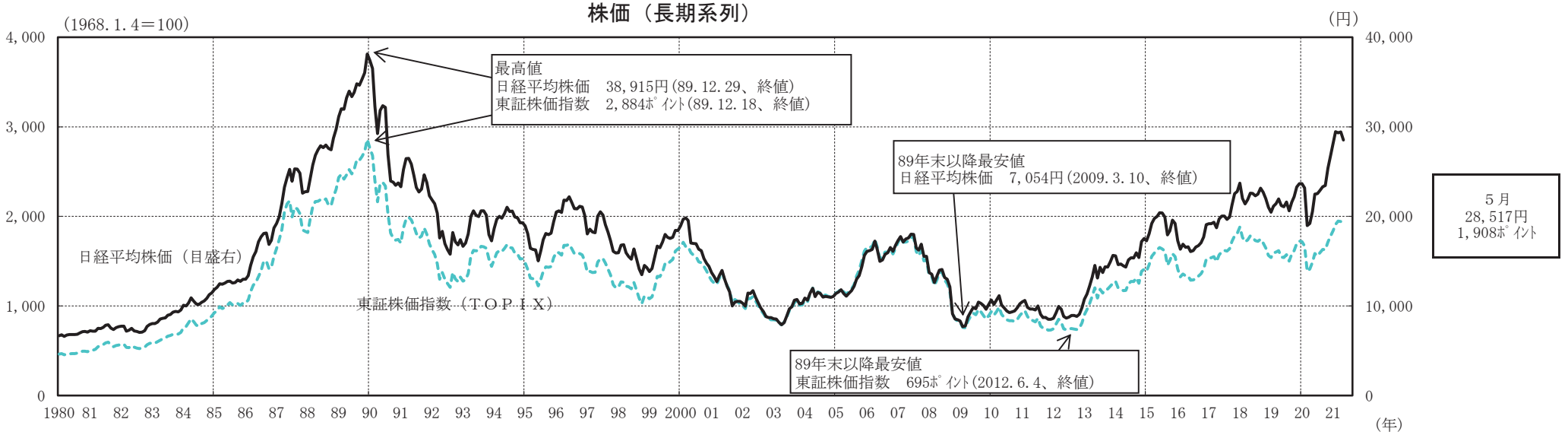

（備考）１．日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月中平均。
２．東証株価指数は、1968年１月４日時点を100として算出。

金利（長期系列）

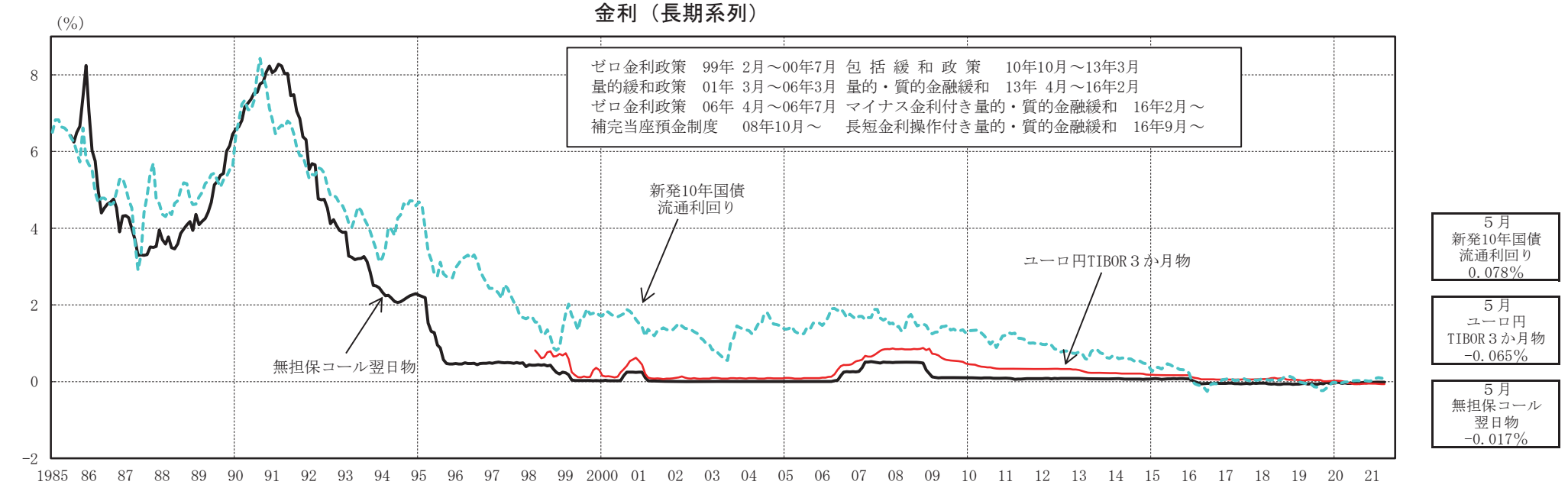

（備考）１．日経NEEDS、Bloombergにより作成。
２．新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR３か月物ともに月中平均。

13. 景気ウォッチャー調査

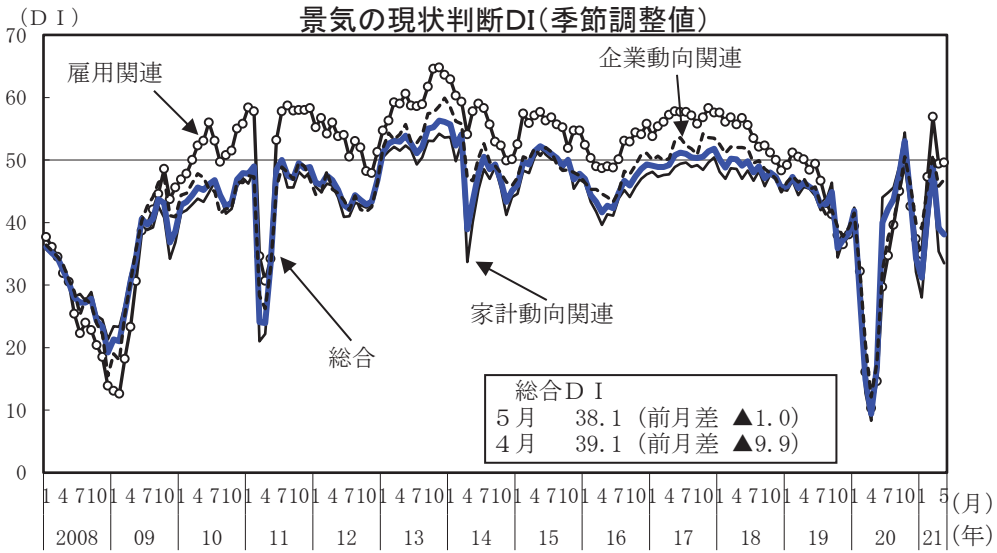

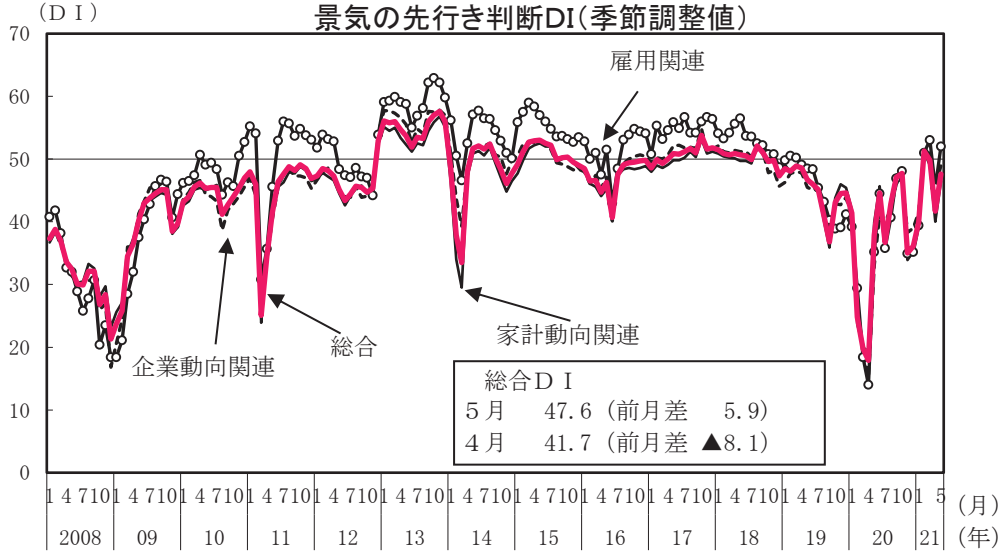

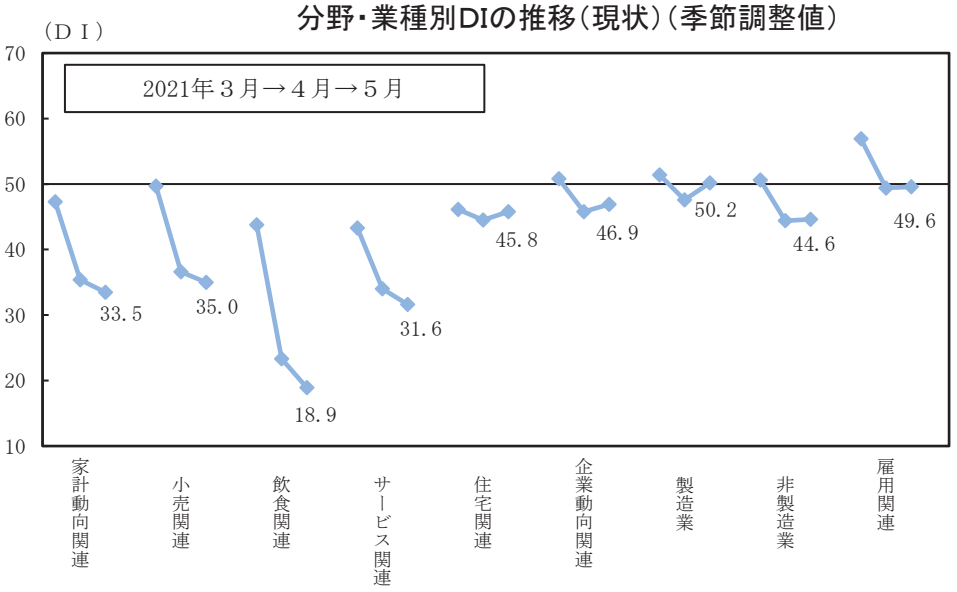

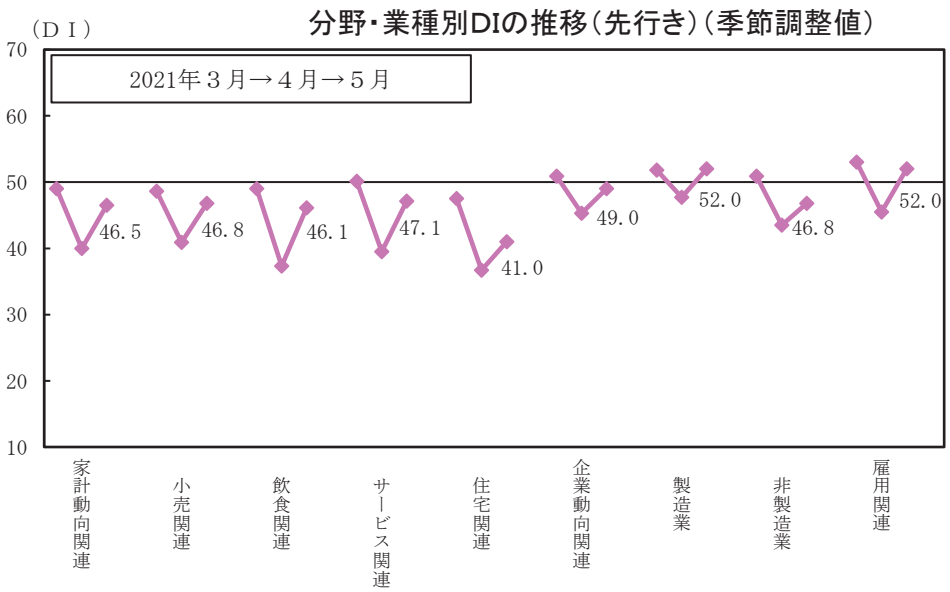

（備考）現状判断ＤＩ、先行き判断ＤＩは各々、景気ウォッチャーによる、３か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した２～３か月先の景気の良し悪しの判断である。

（参考１）　景気動向指数

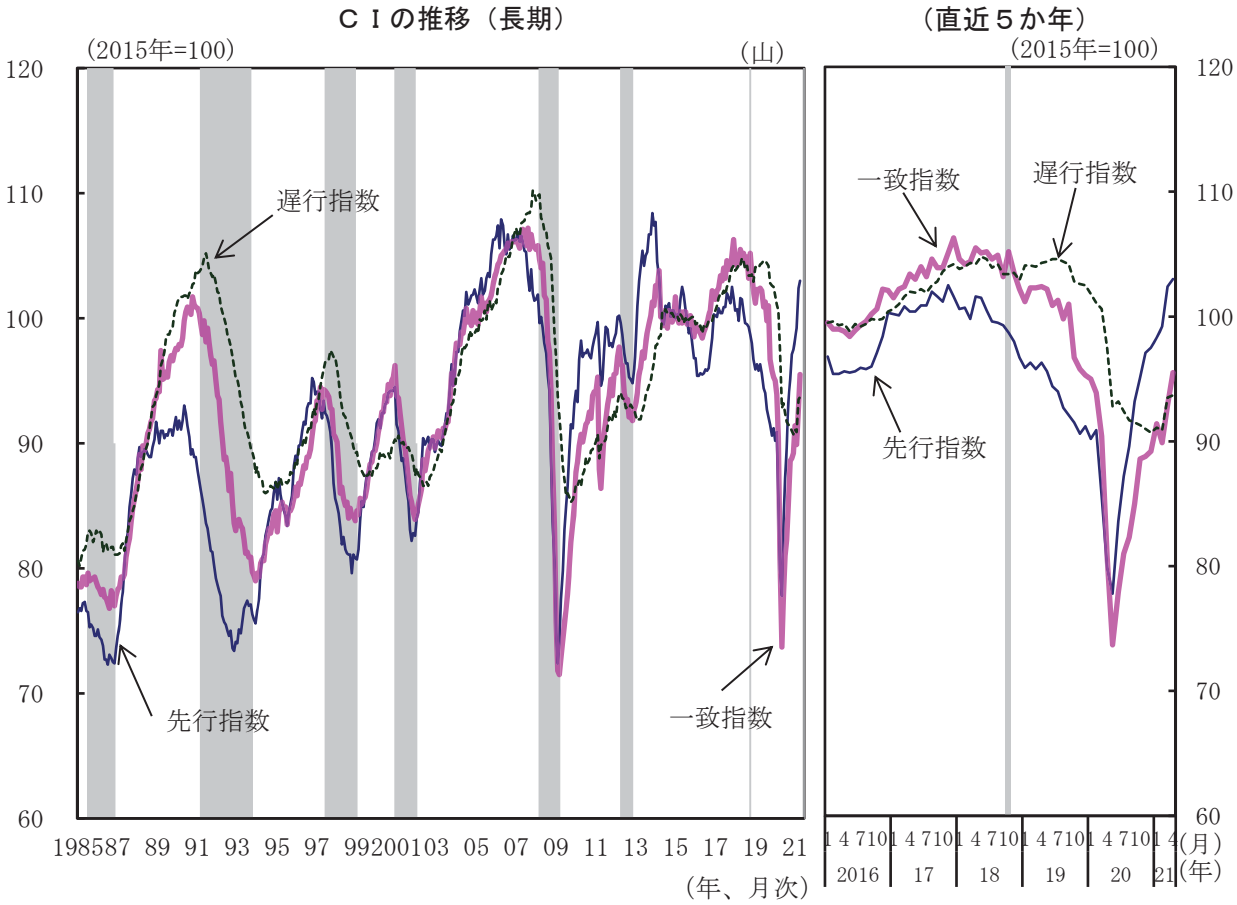

（備考）内閣府「景気動向指数」により作成。景気基準日付は内閣府による。
ただし、「神武（景気）」・「岩戸（景気）」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
なお、グラフのシャドー部分は景気後退期を示す。また、2018年10月の山は暫定。

一致指数採用系列の寄与度

		21年１月	２月	３月	４月
一致指数		91.4	89.9	92.9	95.5
寄与度	生産指数(鉱工業)	0.35	-0.15	0.19	0.36
	鉱工業用生産財出荷指数	0.36	-0.21	0.38	0.19
	耐久消費財出荷指数	0.16	-0.49	0.30	-0.05
	労働投入量指数(調査産業計)	0.15	-0.31	0.50	-0.00
	投資財出荷指数(除輸送機械)	0.57	-0.11	-0.03	0.75
	商業販売額(小売業、前年比)	-0.19	0.08	0.58	0.75
	商業販売額(卸売業、前年比)	-0.04	0.08	0.39	0.74
	営業利益(全産業)	0.05	0.05	0.05	0.00
	有効求人倍率(除学卒)	0.55	-0.09	0.12	-0.11
	輸出数量指数	0.26	-0.33	0.44	0.02

景気基準日付

循環	谷（年/月）	山（年/月）	谷（年/月）	期間（か月）		
				拡張	後退	全循環
1		1951/6	51/10		4	
2	51/10	54/1	54/11	27	10	37
3	54/11	57/6	58/6	31（神武）	12	43
4	58/6	61/12	62/10	42（岩戸）	10	52
5	62/10	64/10	65/10	24	12	36
6	65/10	70/7	71/12	57（いざなぎ）	17	74
7	71/12	73/11	75/3	23	16	39
8	75/3	77/1	77/10	22	9	31
9	77/10	80/2	83/2	28	36	64
10	83/2	85/6	86/11	28	17	45
11	86/11	91/2	93/10	51（バブル）	32	83
12	93/10	97/5	99/1	43	20	63
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	36
14	02/1	08/2	09/3	73	13	86
15	09/3	12/3	12/11	36	8	44
16	12/11	（暫定）18/10		71		
第2～第15循環の平均				36.2	16.1	52.4

（参考２）　地価・住宅価格の推移

地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）

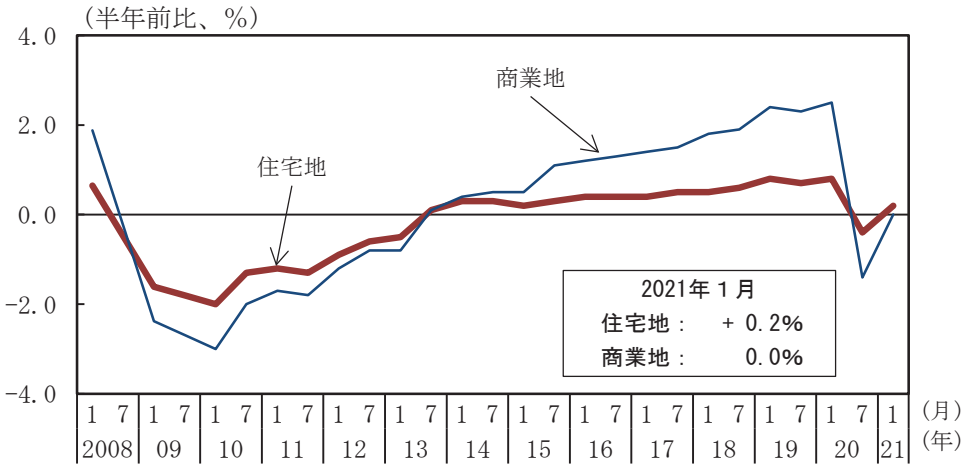

市街地価格指数

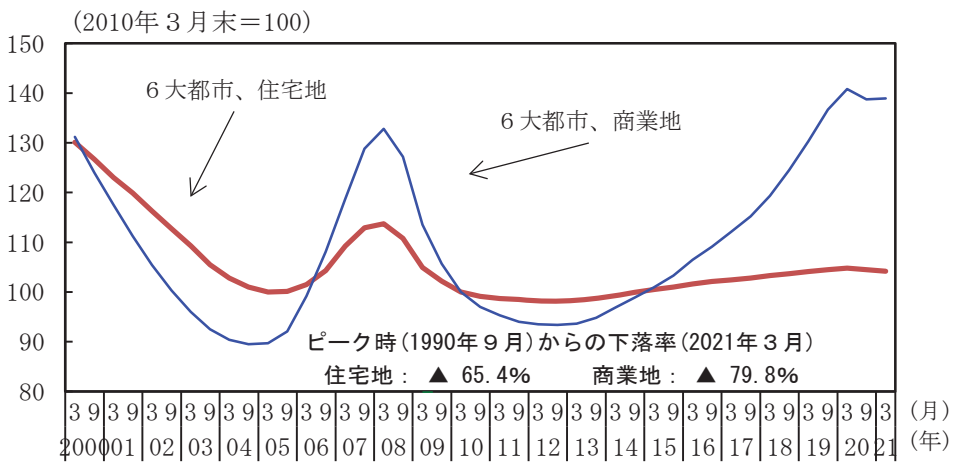

主要都市の高度利用地地価

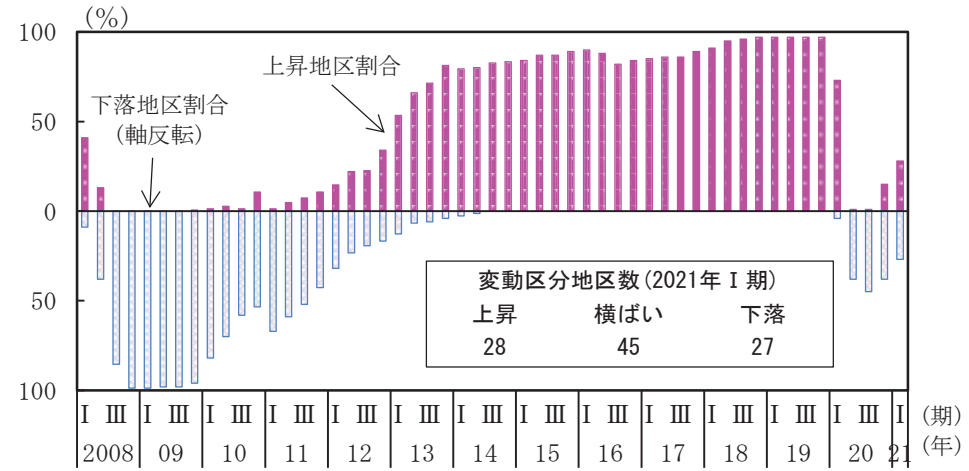

不動研住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）

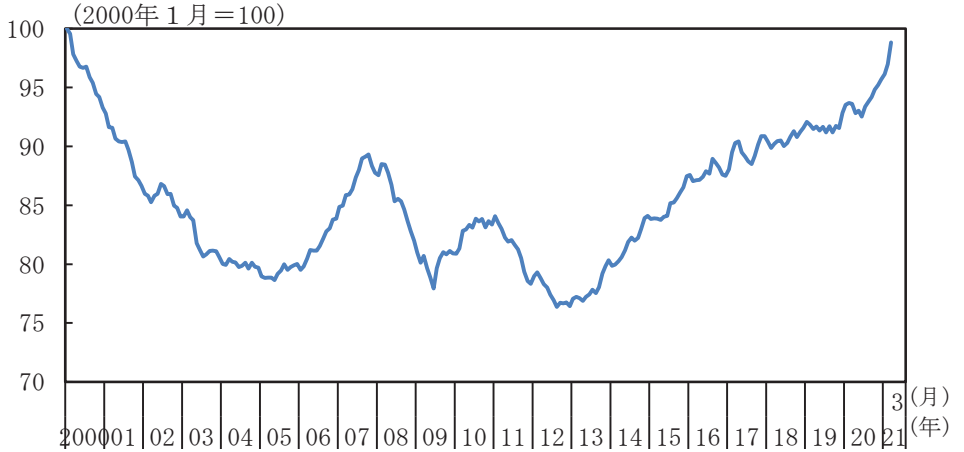

（備考）１．国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～」、
（一財）日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動研住宅価格指数」により作成。
２．地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したもの。
３．６大都市とは、東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（６大都市）のピークは1990年９月。
４．四半期は、Ⅰ期：1/1～4/1、Ⅱ期：4/1～7/1、Ⅲ期：7/1～10/1、Ⅳ期：10/1～1/1。

（参考3） 地域経済
(1) 鉱工業生産

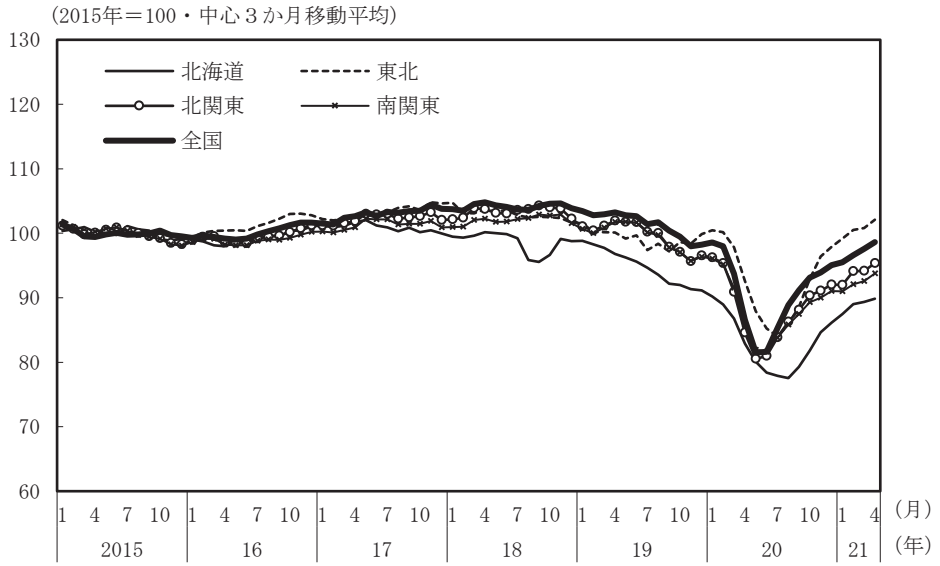

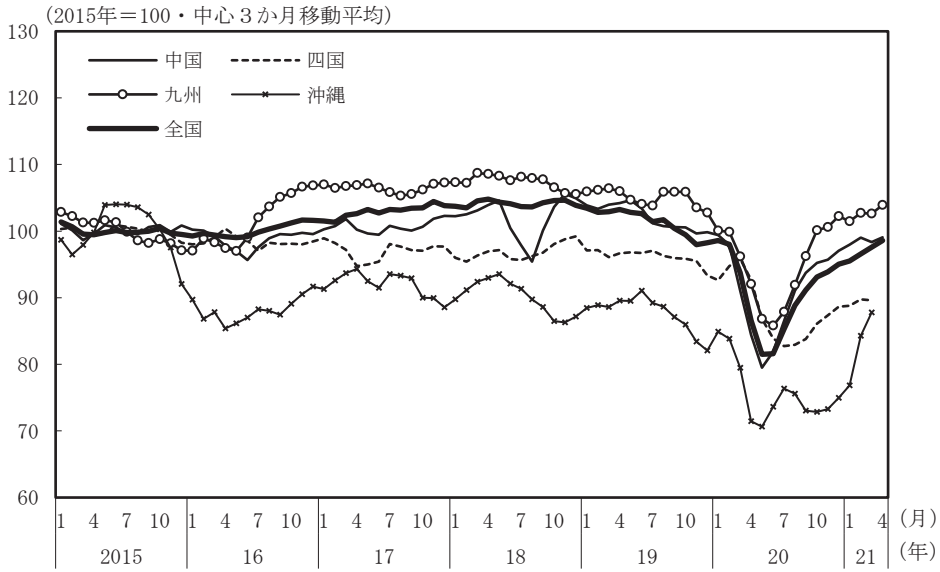

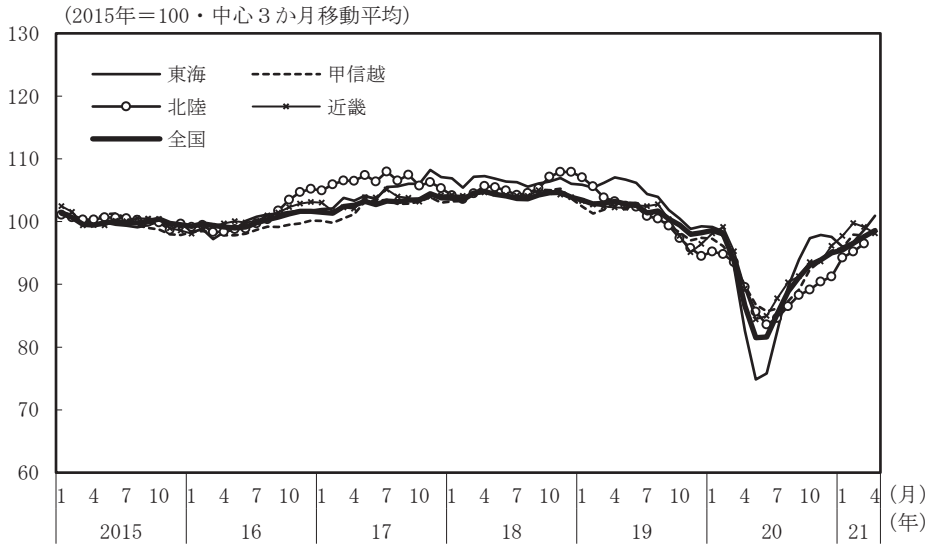

(備考)

1．経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2．北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ディスカッション・ペーパー「「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法について」を参照。
3．基準年は平成27年。
4．直近月は、2か月平均。
5．北陸、四国、沖縄は3月まで更新。その他地域は、4月まで更新。

地域名		都道府県名
北海道		北海道
東北		青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越		新潟、山梨、長野
東海		静岡、岐阜、愛知、三重
北陸		富山、石川、福井
近畿		滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国		鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国		徳島、香川、愛媛、高知
九州		福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄		沖縄

(2) 完全失業率

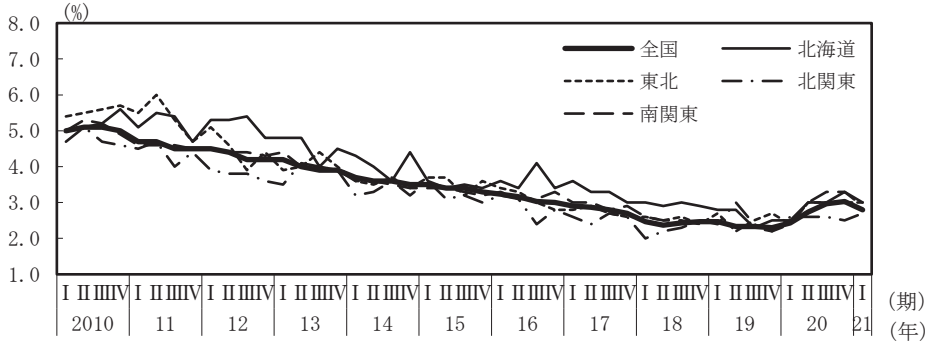

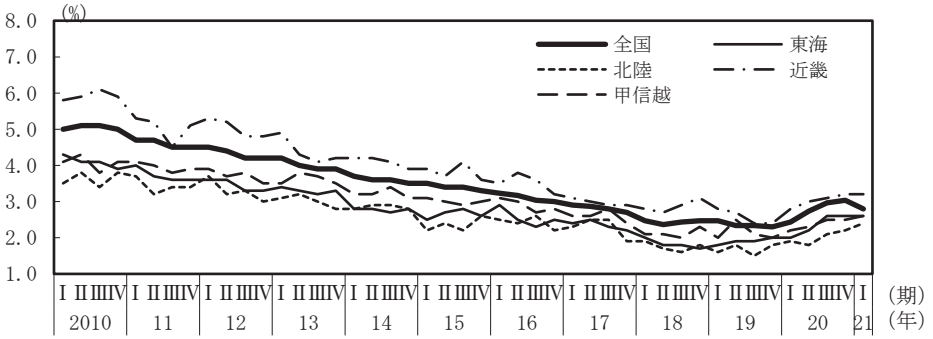

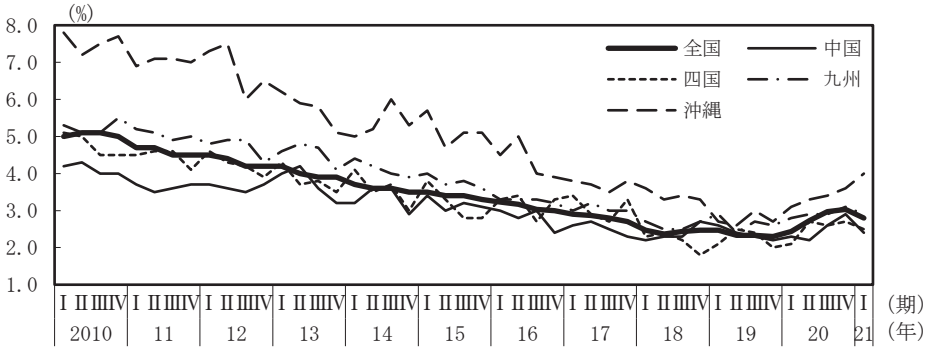

(備考)
1．総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2．北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3．季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率

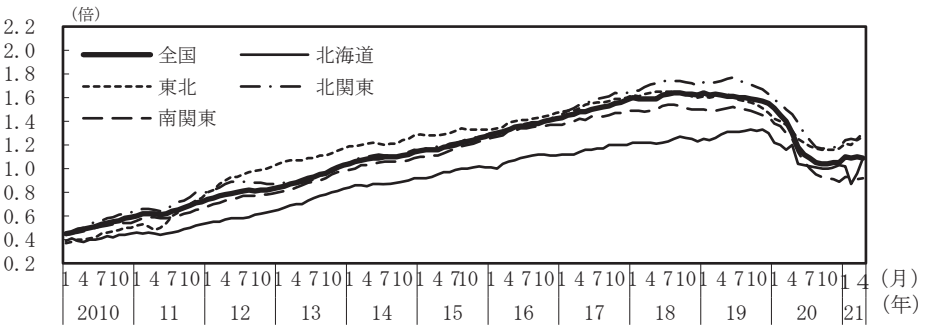

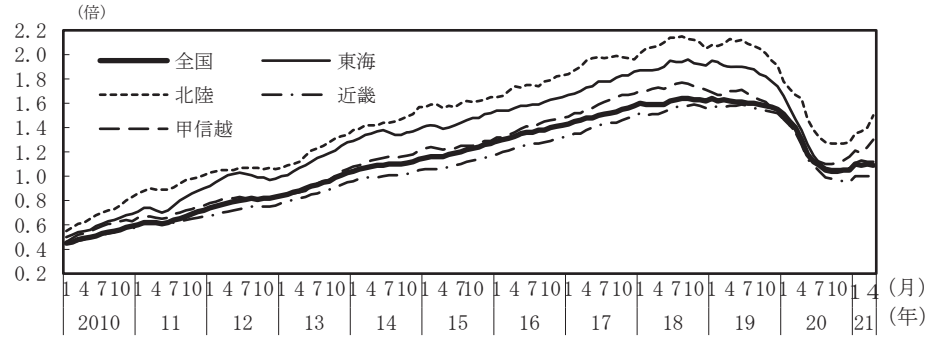

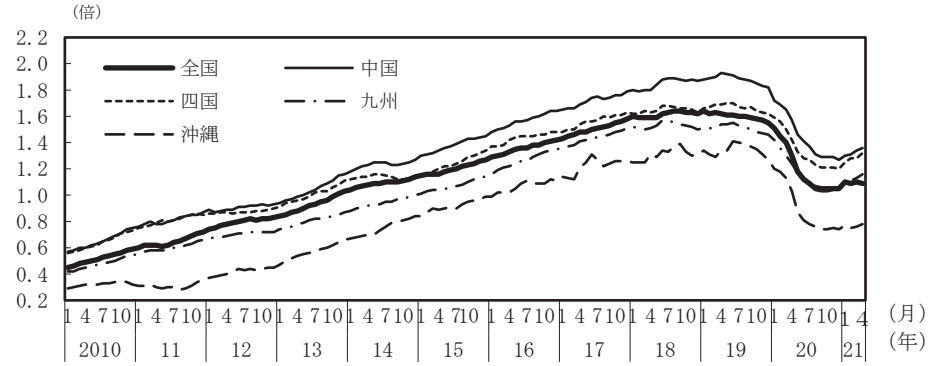

(備考)
1．厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2．すべての地域でパートタイムを含む。
3．有効求人数、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

Ⅱ．海外経済

		５月月例	６月月例
世界経済		世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、感染の再拡大によるリスクに十分留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、感染の再拡大によるリスクに十分留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
アメリカ		アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。 先行きについては、着実な持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。 先行きについては、着実な持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
アジア地域	中国	中国では、景気は緩やかに回復している。 先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	中国では、景気は緩やかに回復している。 先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
	その他アジア	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。 ただし、足下の感染の再拡大が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。 ただし、足下の感染の再拡大が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。ドイツにおいても、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。 先行きについては、**当面、感染症の影響が続くと見込まれる。また、**金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。ドイツにおいても、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。 先行きについては、**経済活動の再開が段階的に進められるなかで、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、圏内外の感染の動向や**金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
	英国	英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。 先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。 先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

（注）下線部は先月から変更した部分。

１．アメリカ

〇アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。

①実質ＧＤＰ成長率（２次推計値）
2021年１－３月期は前期比年率＋6.4%成長

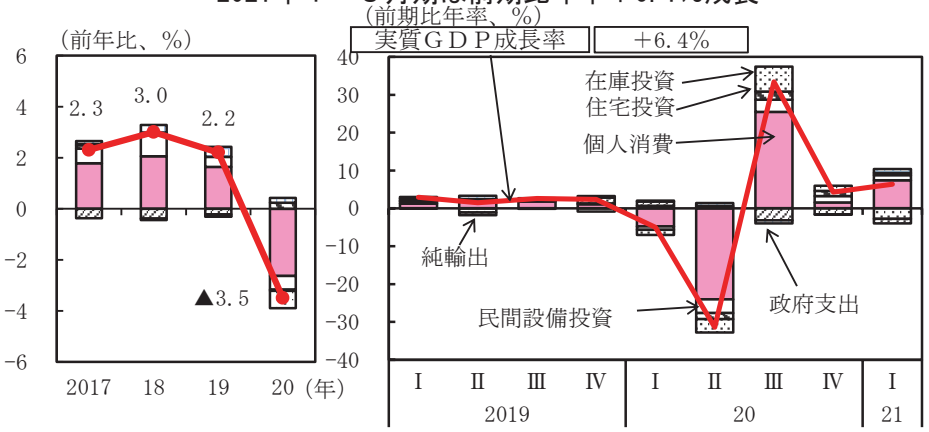

（備考）2021年１－３月期の寄与度（%）は以下のとおり。個人消費：＋7.4、民間設備投資：＋1.4、住宅投資：＋0.6、在庫投資：▲2.8、政府支出：＋1.0、純輸出：▲1.2。

消費者信頼感指数

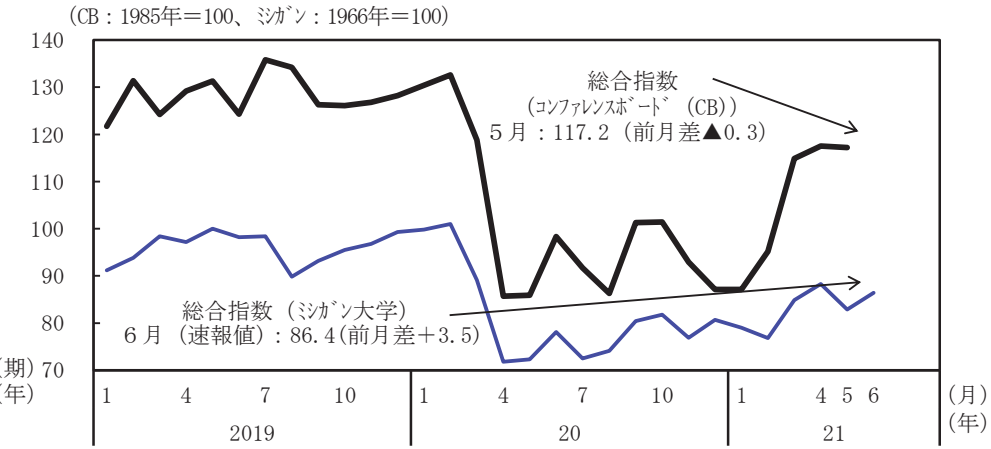

②消費は着実に持ち直し、
自動車販売台数は増加傾向

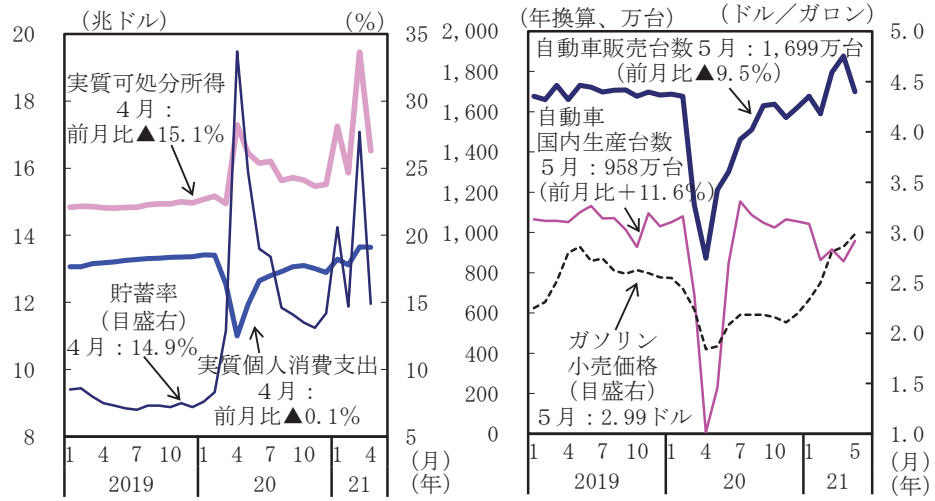

（備考）月次の値は年率換算。

③住宅着工は緩やかに増加、住宅価格は上昇

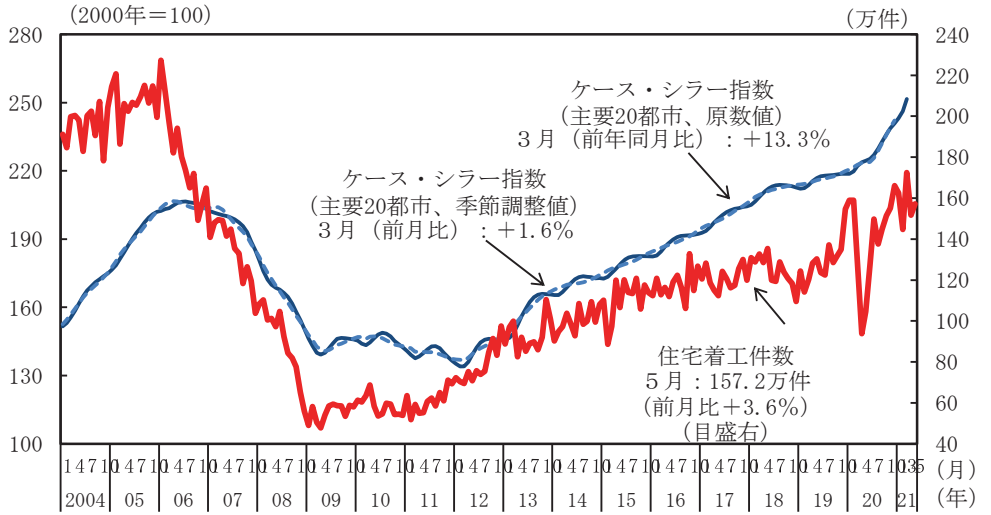

④設備投資は緩やかに増加

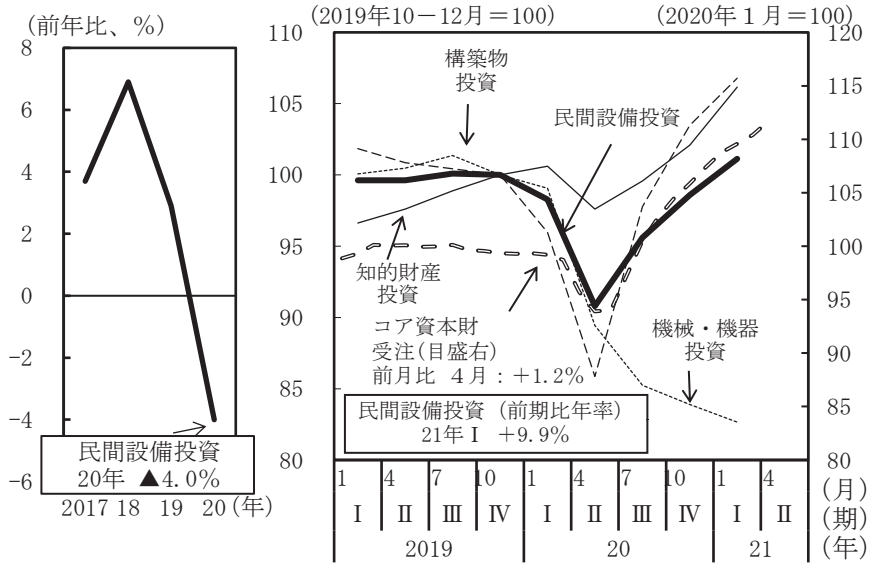

（備考）コア資本財受注は３か月移動平均値。

⑤生産は足踏みがみられる

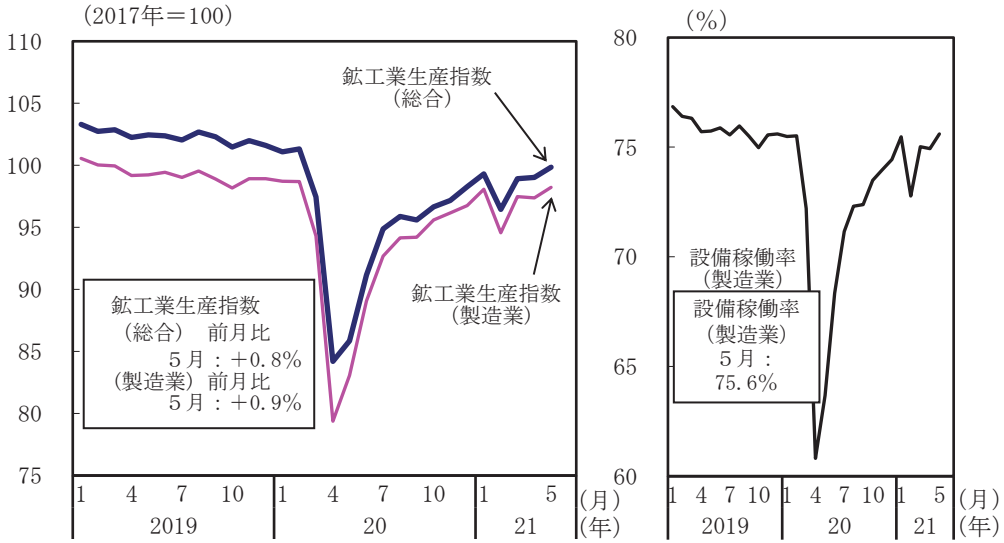

製造業　：景況指数は堅調に推移
非製造業：景況指数は堅調に推移

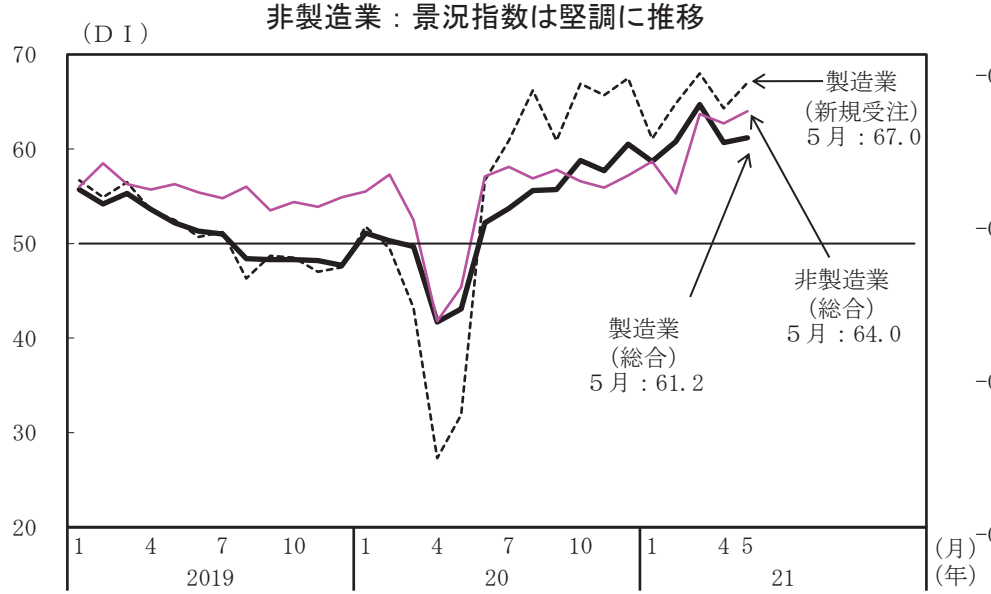

⑥財輸出は持ち直し

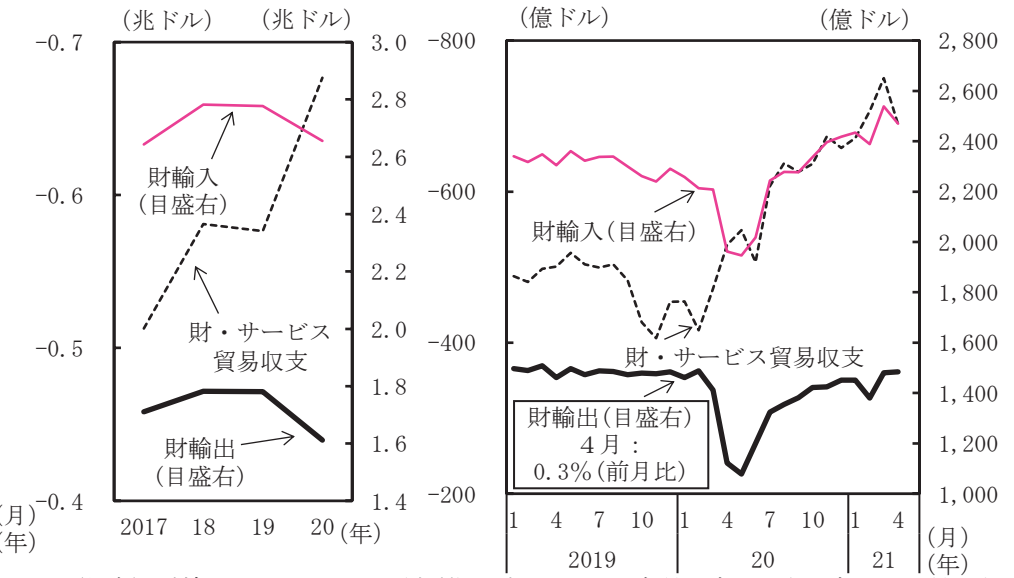

（備考）財輸出入は通関ベース（実質）、財・サービス貿易収支は国際収支ベース（名目）。

⑦雇用者数は増加、失業率はやや低下

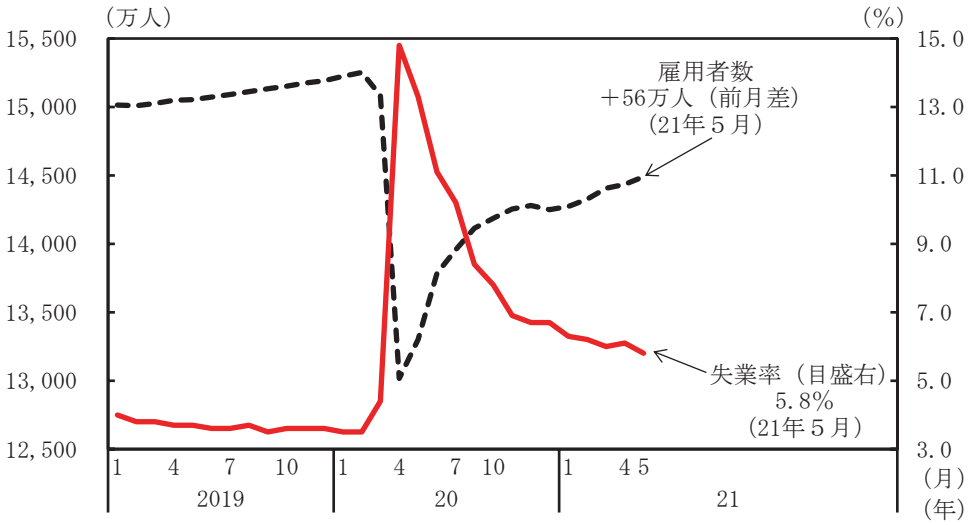

（備考） 雇用者数は非農業部門。

⑧コア物価上昇率は上昇

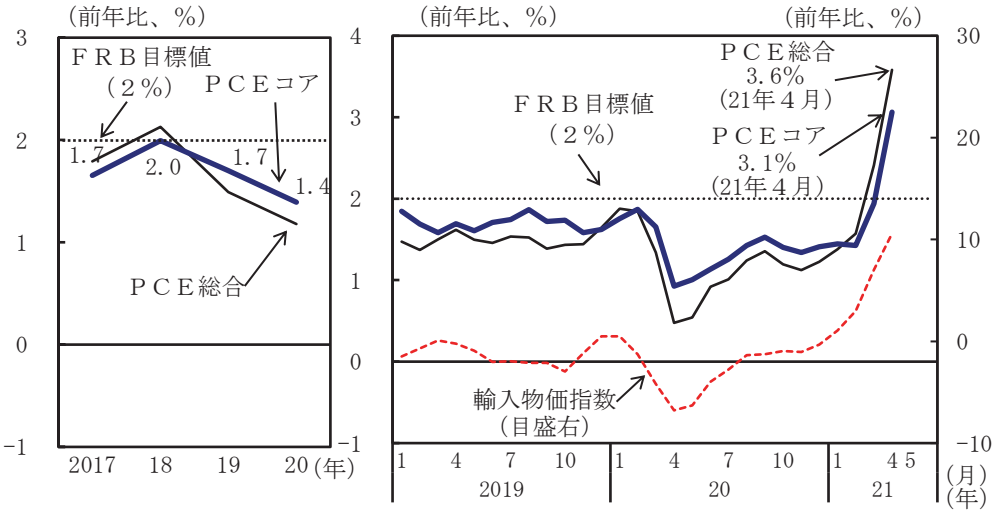

（備考） １．上図のＰＣＥは、個人消費支出デフレーターを指す。
２．コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

賃金の伸びは前年同月の影響により低水準

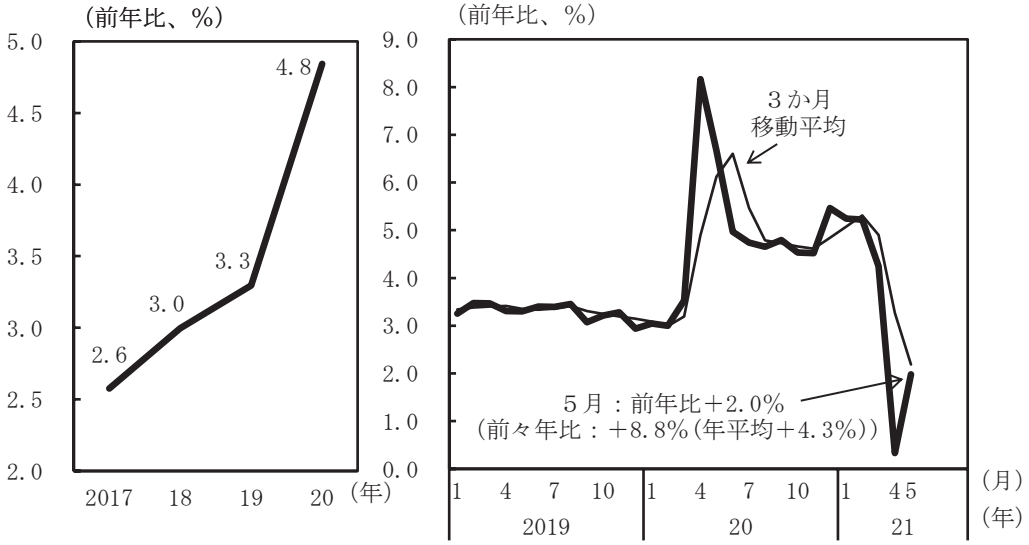

（備考）賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

金融政策

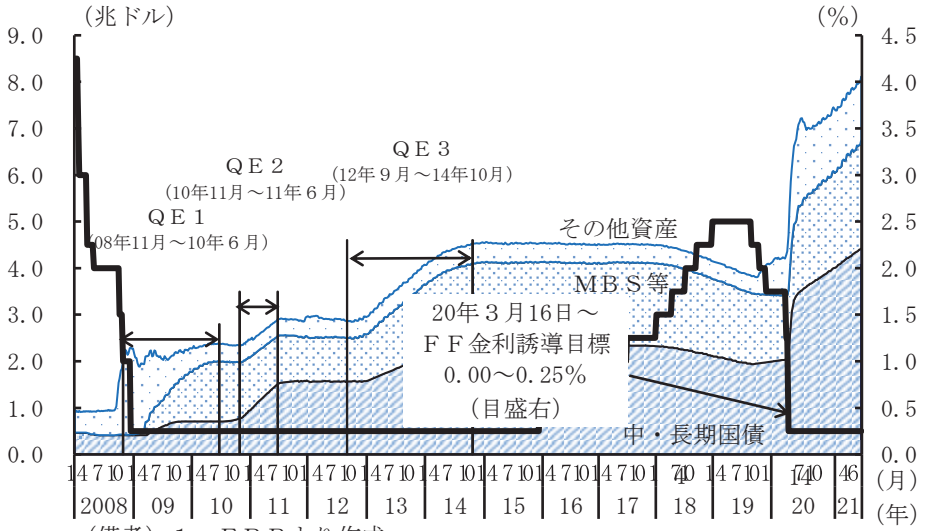

（備考） １．ＦＲＢより作成。
２．ＦＦ金利誘導目標については、上限を指す。

２．アジア地域

中国：

○中国では、景気は緩やかに回復している。

①実質ＧＤＰ成長率

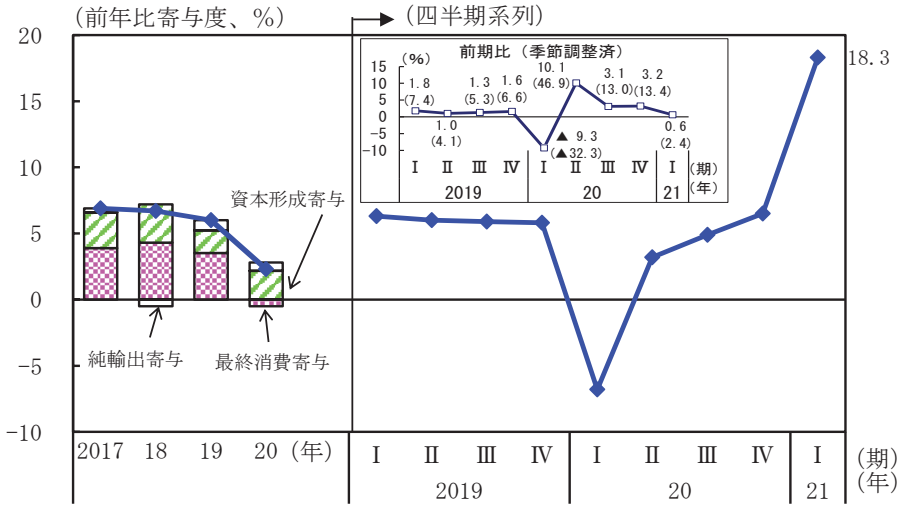

（備考）前期比のグラフの（　）内の数値は内閣府による年率換算。

貨物輸送（自動車、鉄道）

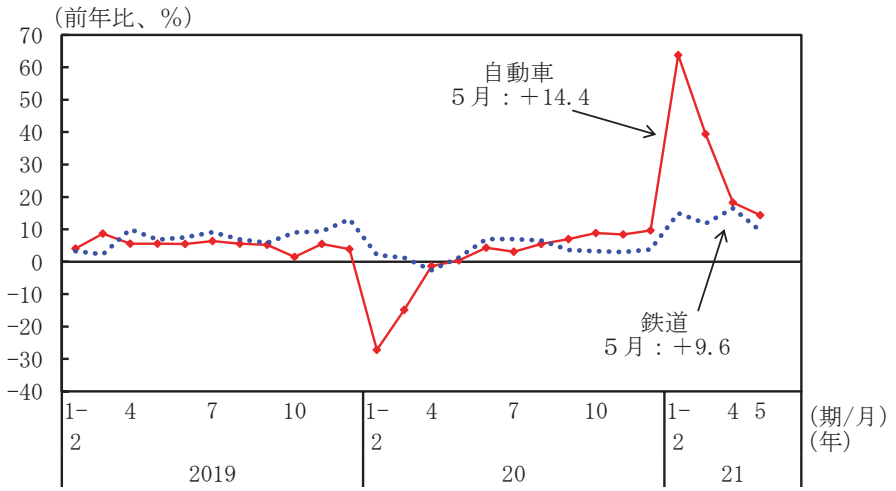

（備考）輸送量ベースの前年比。

製造業購買担当者指数（ＰＭＩ）はおおむね横ばい

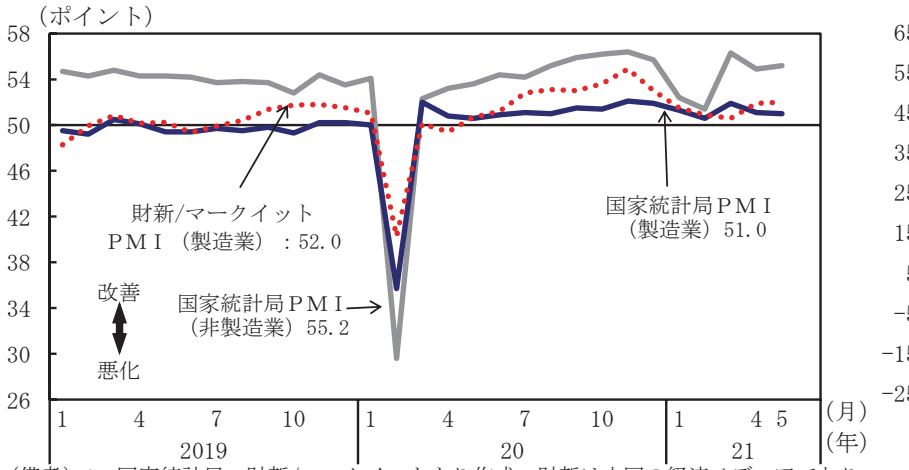

（備考）1. 国家統計局、財新/マークイットより作成。財新は中国の経済メディアであり、マークイット社との共同調査により、独自にＰＭＩを発表している。
2. 製造業・非製造業の業況に関わる各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。
3. 統計対象社数は、国家統計局が3,000社（製造業）、4,000社（非製造業）、財新/マークイットが500社以上。

②輸出は着実に増加している

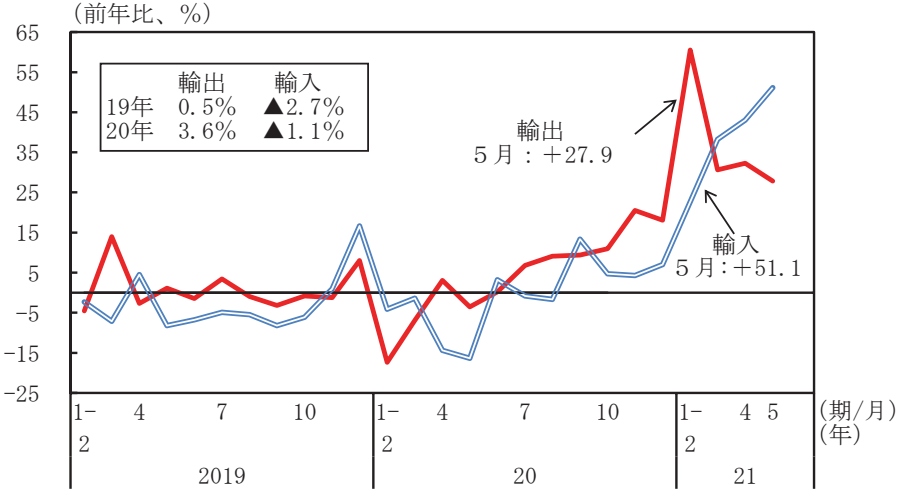

（備考）1. 輸出入ともドルベースの金額。
2. 春節（旧正月）休暇は、19年２月４～10日、20年１月24～２月２日、21年２月11～17日。

③消費は緩やかに持ち直している

社会消費品小売総額

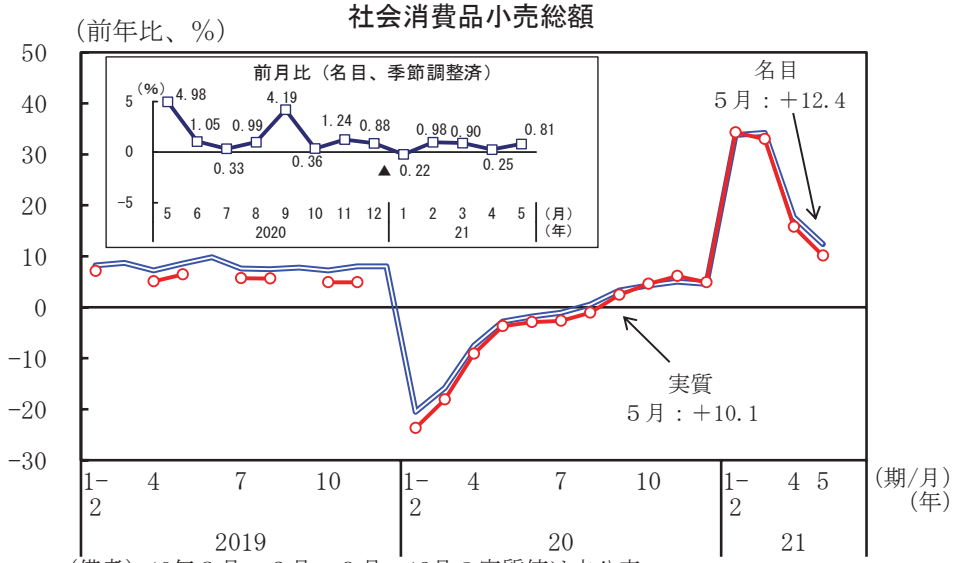

（備考）19年３月、６月、９月、12月の実質値は未公表。

④生産はこのところ伸びがやや低下している

鉱工業生産

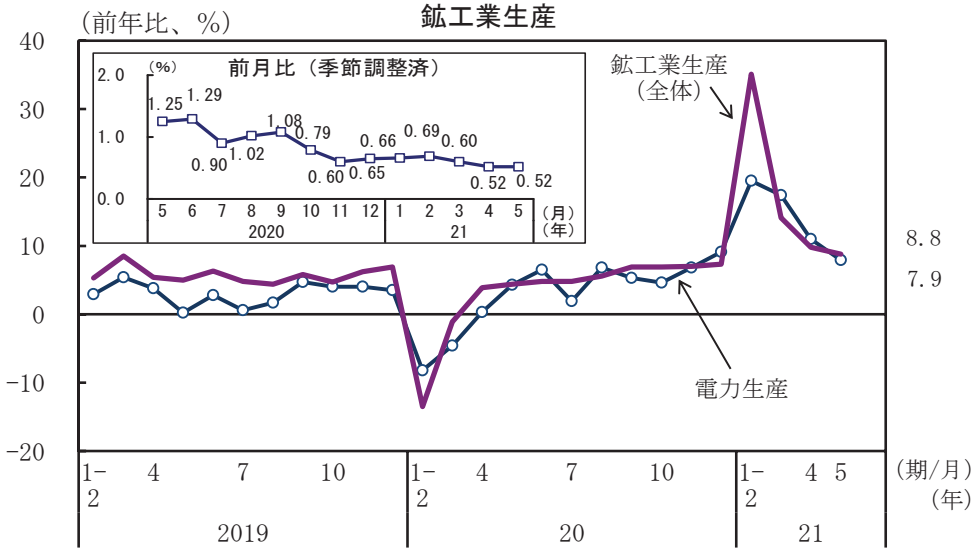

都市部調査失業率はこのところ低下している
乗用車販売台数はこのところ弱含んでいる

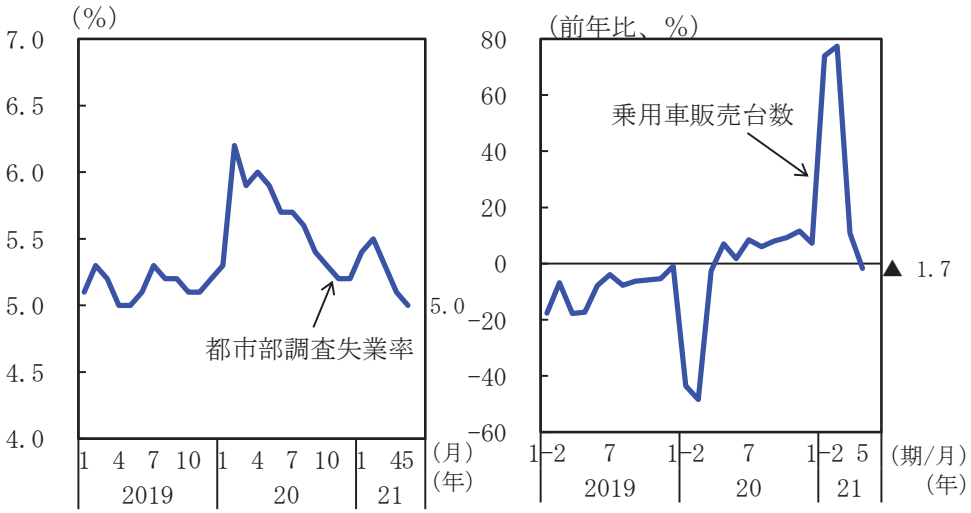

（備考）乗用車販売台数は出荷ベース。年間販売台数（前年比）は、19年9.6％減、20年6.0％減。

⑤固定資産投資は持ち直している

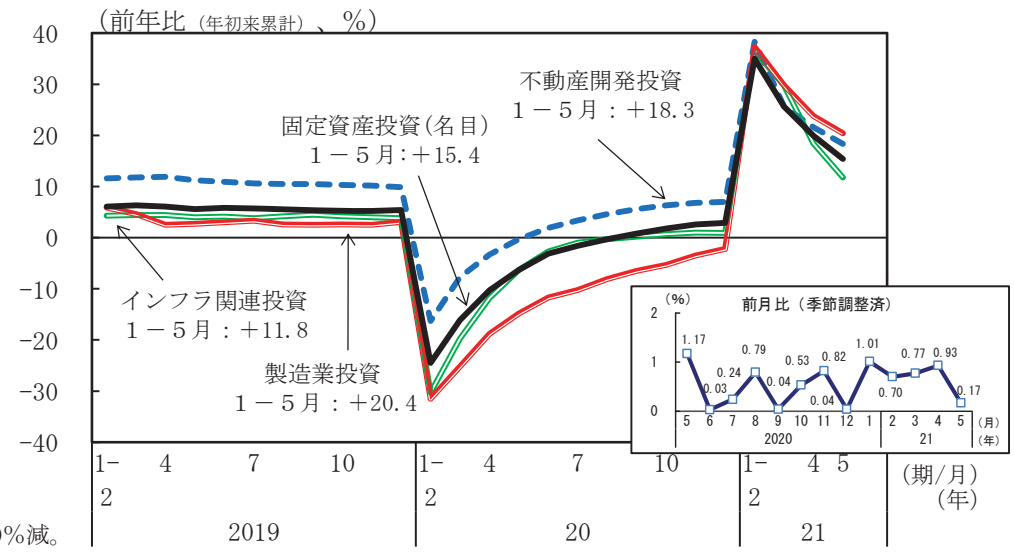

新築住宅販売価格は伸びが高まっている

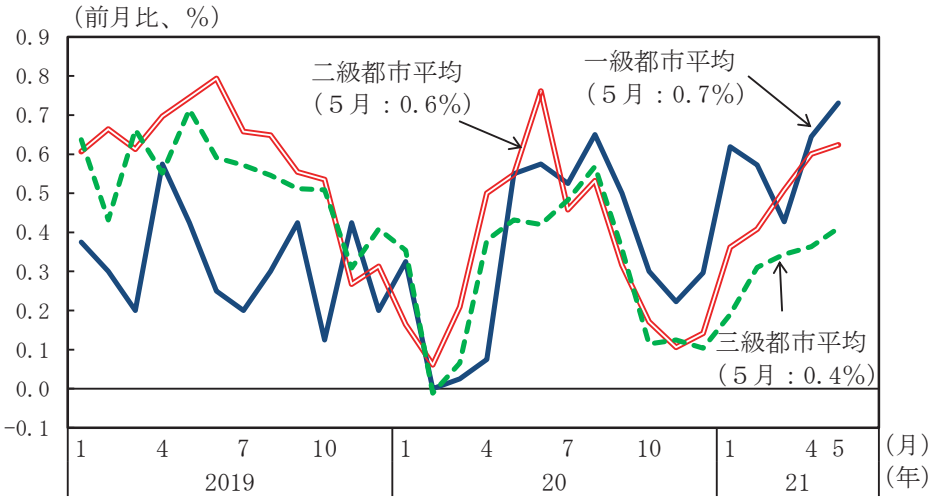

（備考）一級、二級、三級都市平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

金融政策の動向

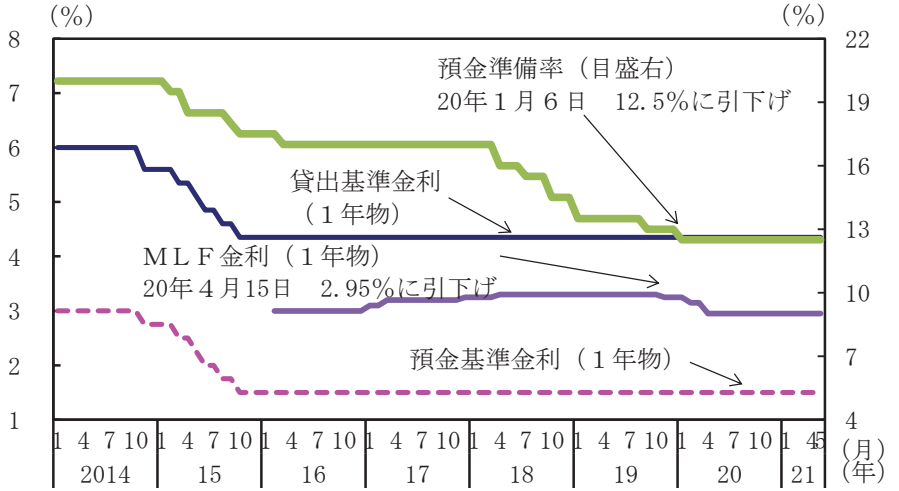

（備考）1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
2. ＭＬＦとは中期貸出ファシリティの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。１年物は16年より実施。
3. 小企業・農家等に対する融資が一定割合以上等の条件を満たした金融機関の預金準備率を18年１月25日以降引き下げた（0.5％ポイントまたは1.5％ポイント）。

⑥消費者物価上昇率はやや高まっている

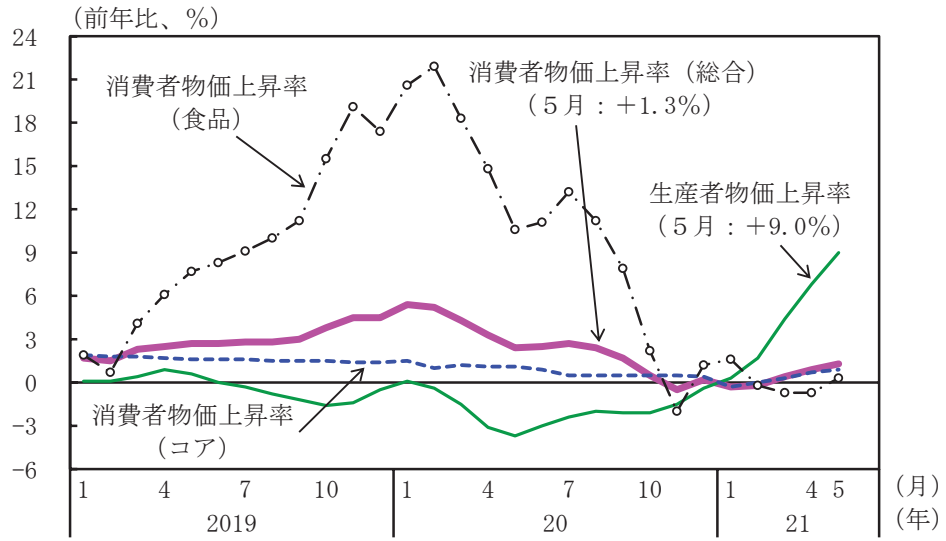

（備考）コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

人民元名目為替レート



（備考）15年８月11日-13日、中国人民銀行は人民元取引基準値を前日比▲4.5％引下げ。元安誘導を実施。

その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

○韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。
インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。
インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。
ただし、足下の感染の再拡大が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。

①実質GDP成長率

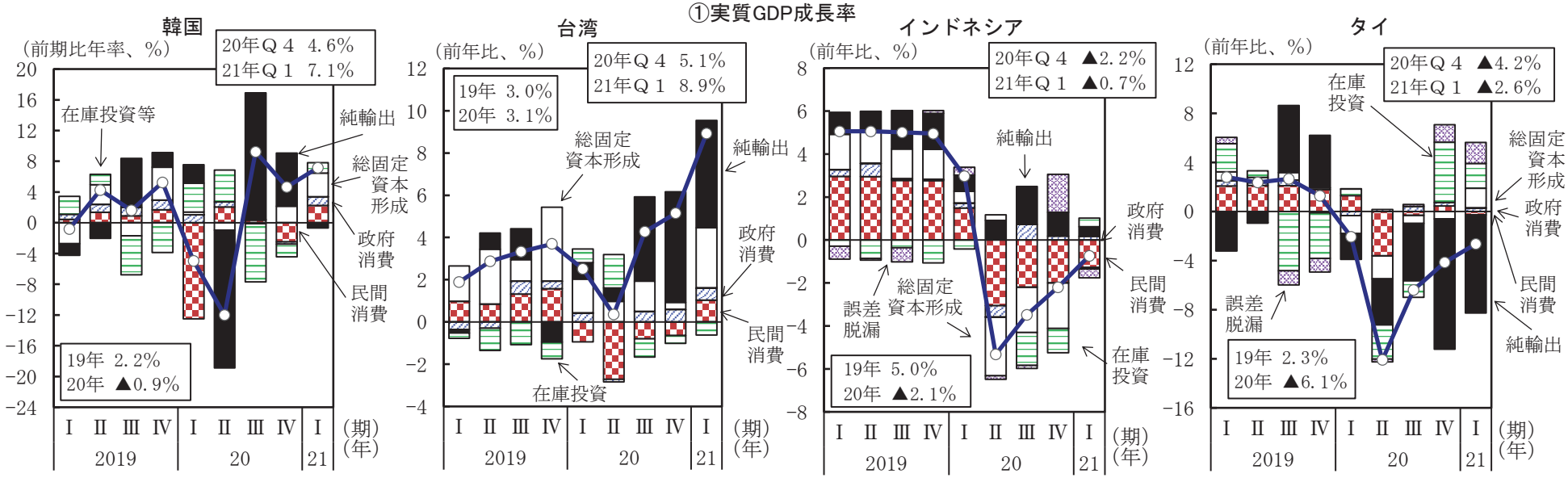

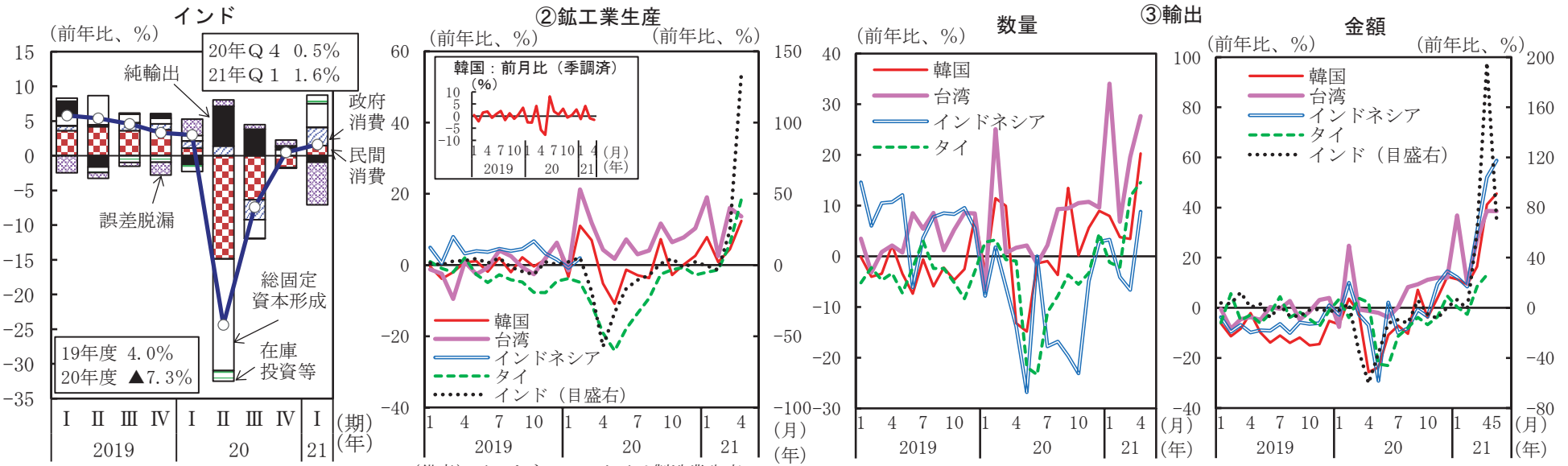

（備考）年度は、４月～翌年３月。

（備考）インドネシア、タイは製造業生産。

（備考）インドの数量は未公表。

（備考）ドルベース。

３．ヨーロッパ地域

〇ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は弱い動きとなっている。
ドイツにおいても、景気は弱い動きとなっている。
英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。

①ＧＤＰ　ユーロ圏：21年１－３月期は前期比年率▲1.3%成長
英　　国：21年１－３月期は前期比年率▲5.9%成長

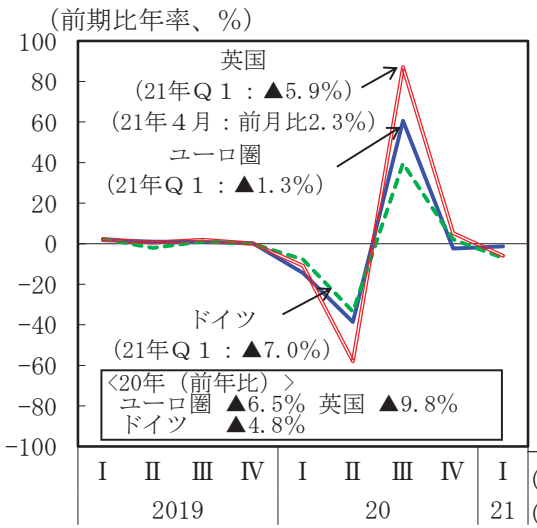

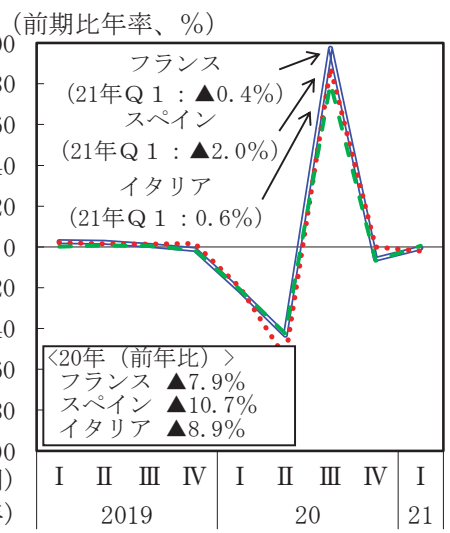

②個人消費

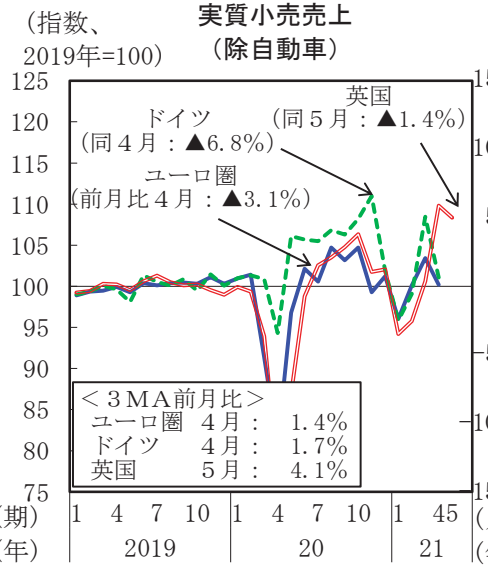

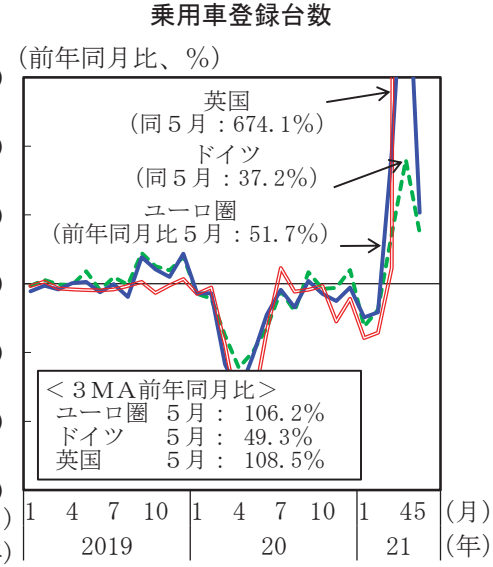

（備考）ユーロ圏は、キプロス、マルタを除く17か国ベース。

②個人消費　ユーロ圏：弱い動きとなっているが、一部に持ち直しの動きがみられる
英　　国：持ち直しの動きがみられる

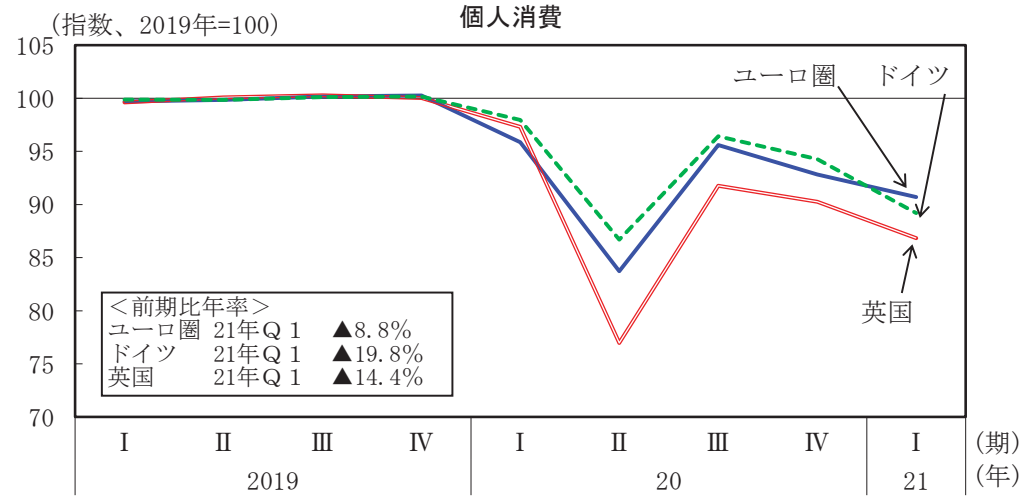

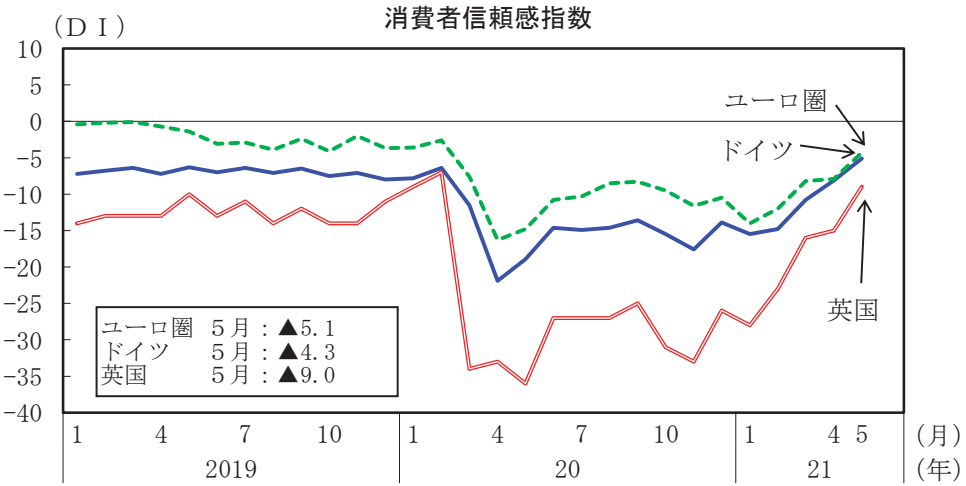

（備考）１．家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。
２．英国は原数値。

③設備投資　ユーロ圏：機械設備投資は持ち直している
英　　国：設備投資は下げ止まりの兆しがみられる

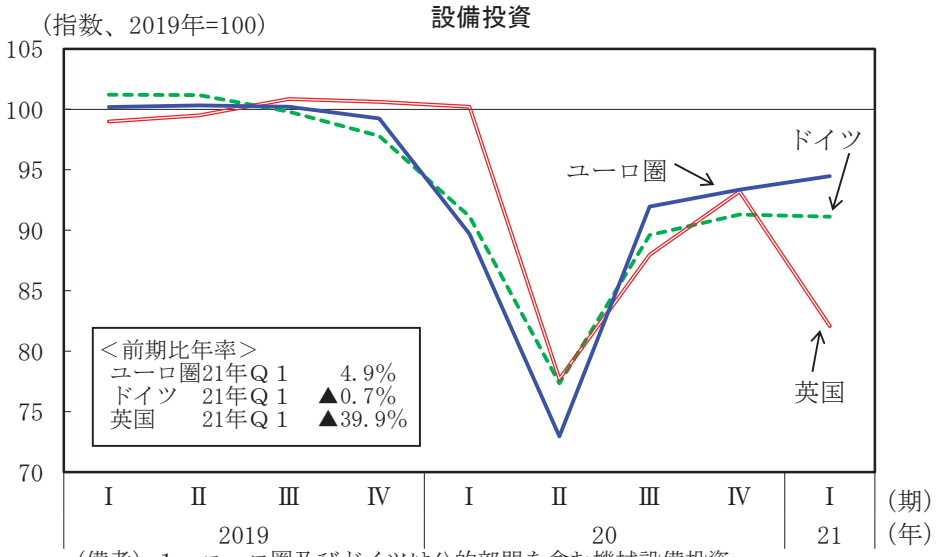

（備考）１．ユーロ圏及びドイツは公的部門を含む機械設備投資。
２．英国は民間の設備投資（住宅は含まない）。

⑤生産　ユーロ圏：生産はこのところ横ばい
英　　国：生産は持ち直している

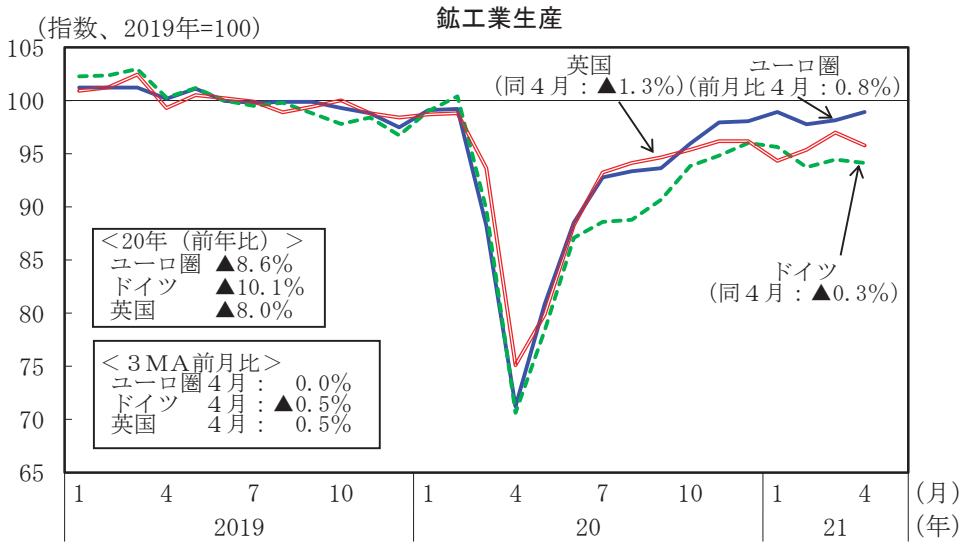

④輸出　ユーロ圏：輸出は足踏みがみられる
英　　国：輸出は持ち直しの動きがみられる

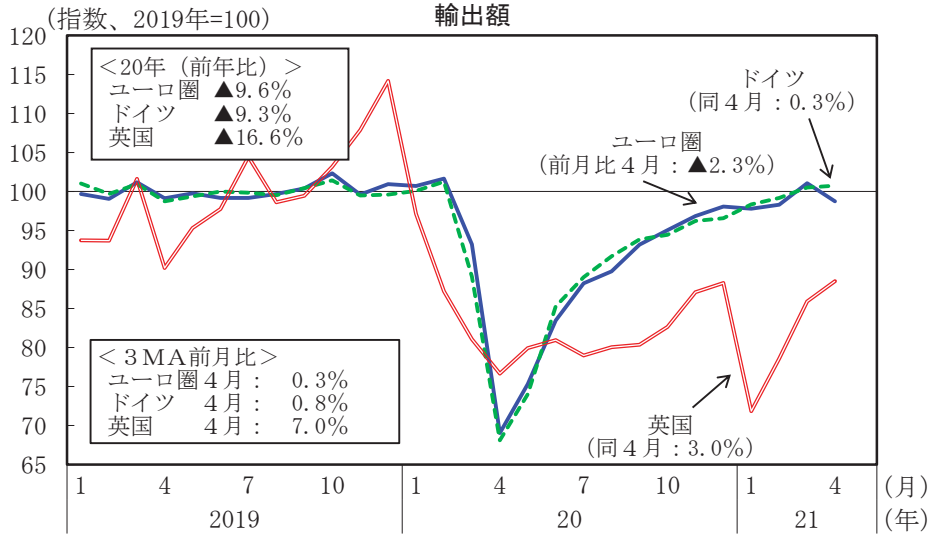

（備考）１．ユーロ圏は圏外向けのみ。
２．英国における19年後半の輸出増は非貨幣用金の輸出によるもの。

製造業購買担当者指数（ＰＭＩ）

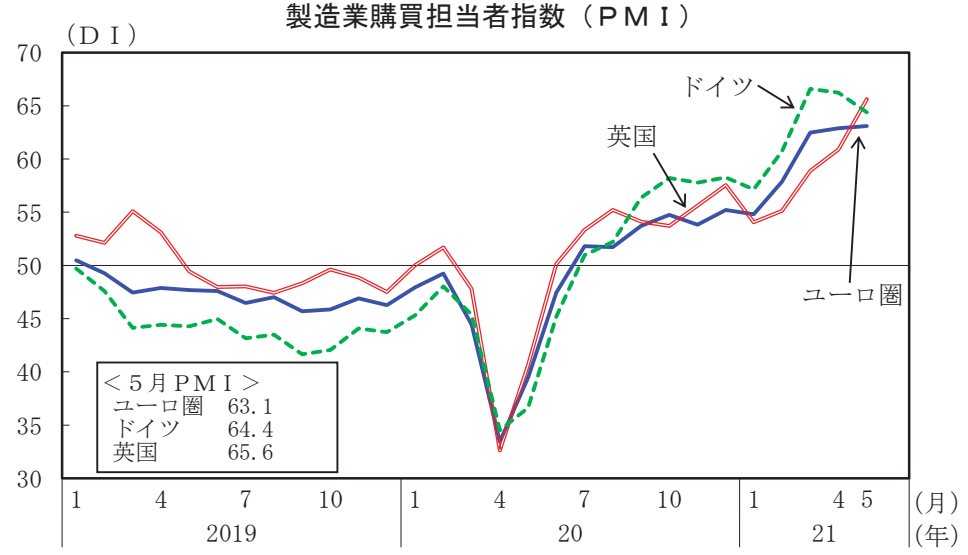

（備考）１．新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫につき前月と比べた当月の変化を調査し、「改善（１p）、変化なし（0.5p）、悪化（０p）」として指数化。
２．ユーロ圏は、圏内3,000社の製造業購買担当者を対象にしている。

⑥雇用　ユーロ圏：失業率は横ばいとなっている
　　英　　国：失業率は低下している

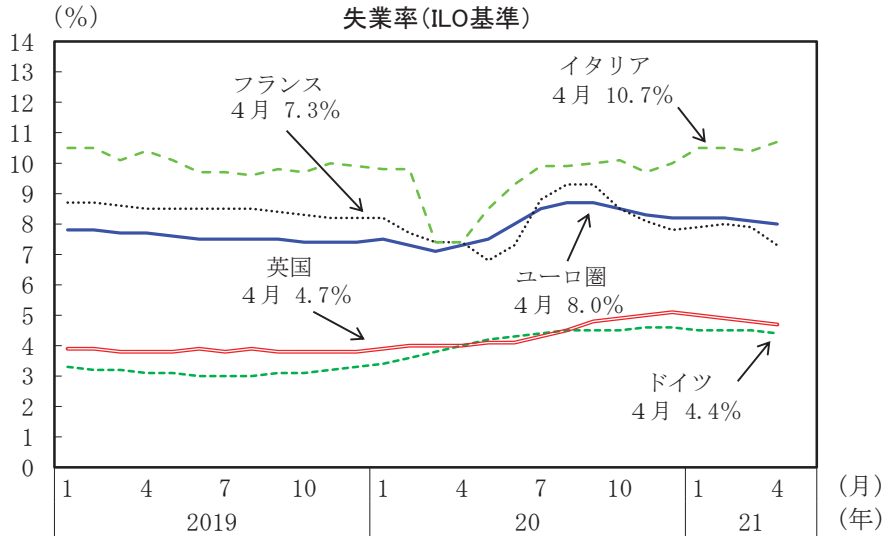

⑦物価　ユーロ圏：コア物価上昇率はこのところ低下
　　英　　国：コア物価上昇率はこのところ上昇

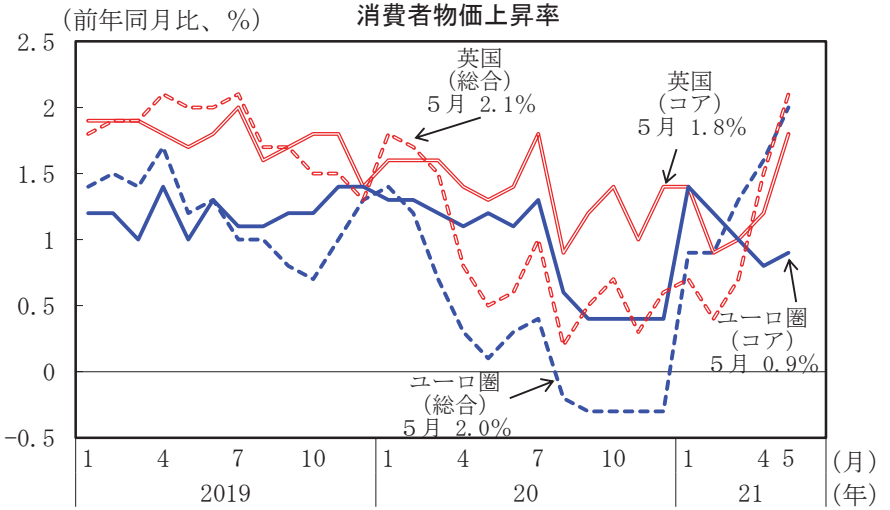

（備考）１．ＥＣＢのインフレ参照値は２％を下回りかつ２％近傍。ＢＯＥのインフレ目標は２％。
　　２．コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

⑧中央銀行のバランスシート

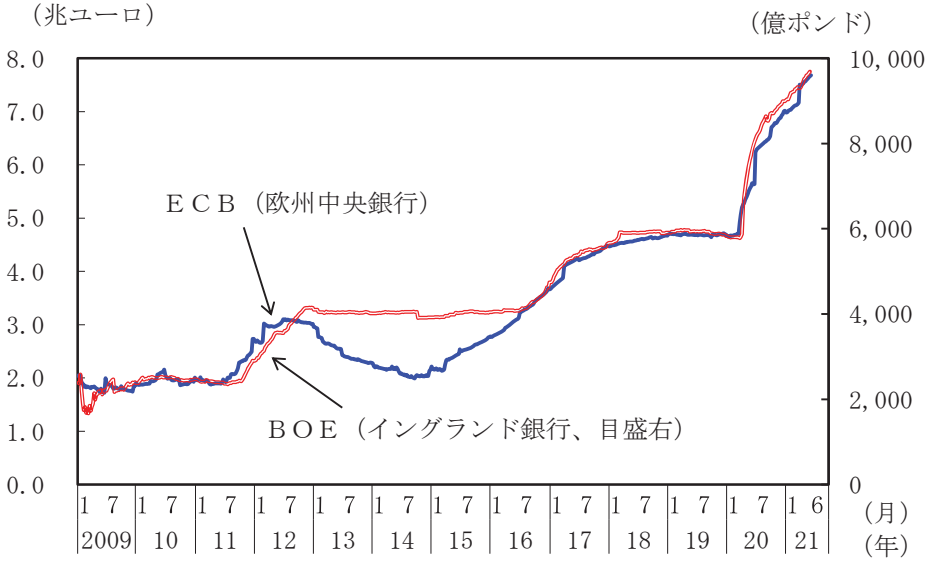

⑨政策金利　ユーロ圏：欧州中央銀行（ＥＣＢ）は据置き
　　英　　国：イングランド銀行（ＢＯＥ）は据置き

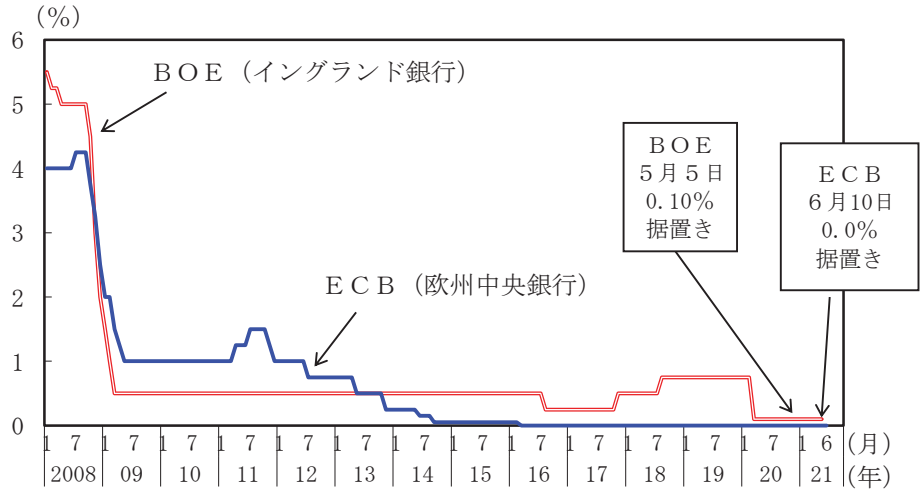

（備考）ＥＣＢでは、2014年６月より中銀預金金利にマイナス金利を適用（現在▲0.50%）。その他に、スイス、デンマーク等で中銀預金金利にマイナス金利が適用されている。

４．　国際金融

株価：アメリカ、英国、ドイツ及び中国ではおおむね横ばい

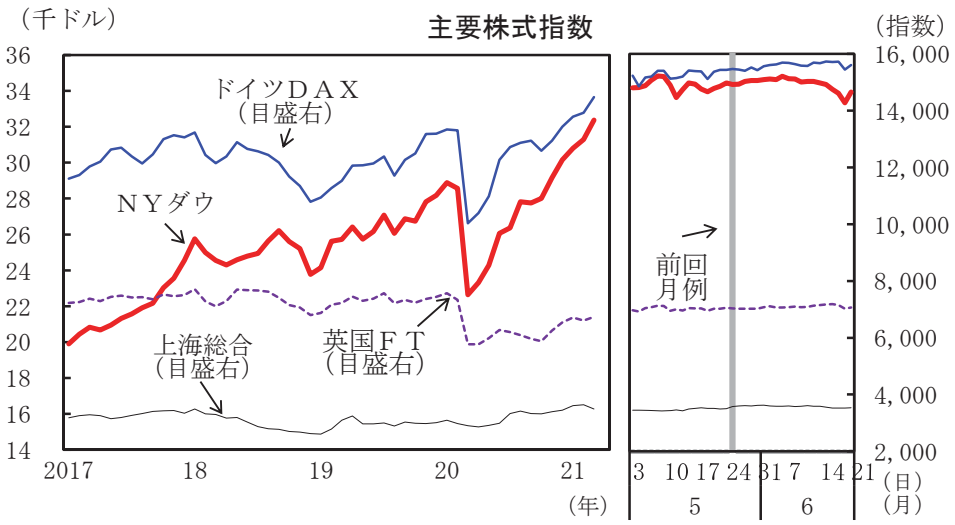

為替：ドルは、ユーロに対して増価、
ポンド及び円に対してやや増価

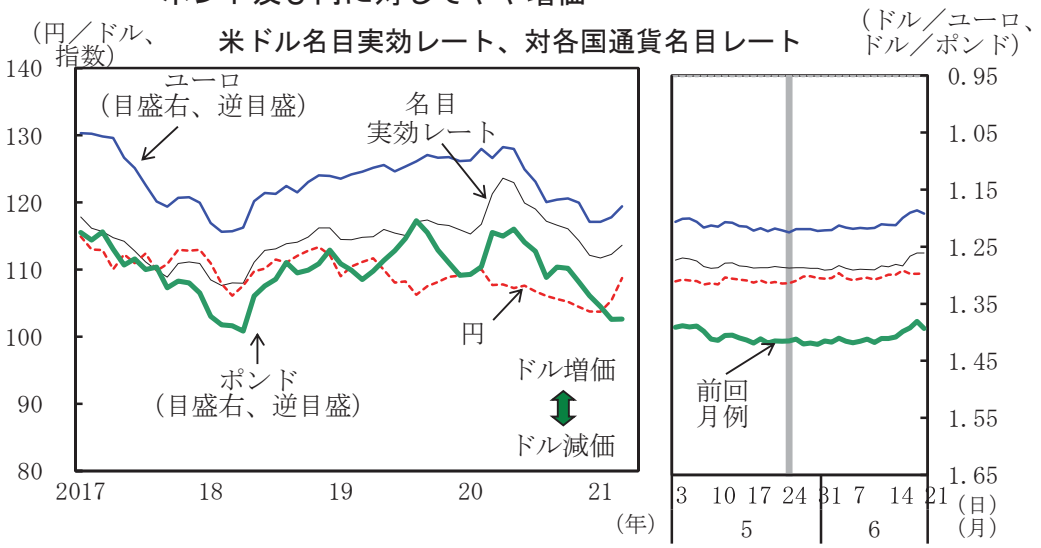

短期金利：おおむね横ばい
長期金利：アメリカ、英国及びドイツではおおむね横ばい

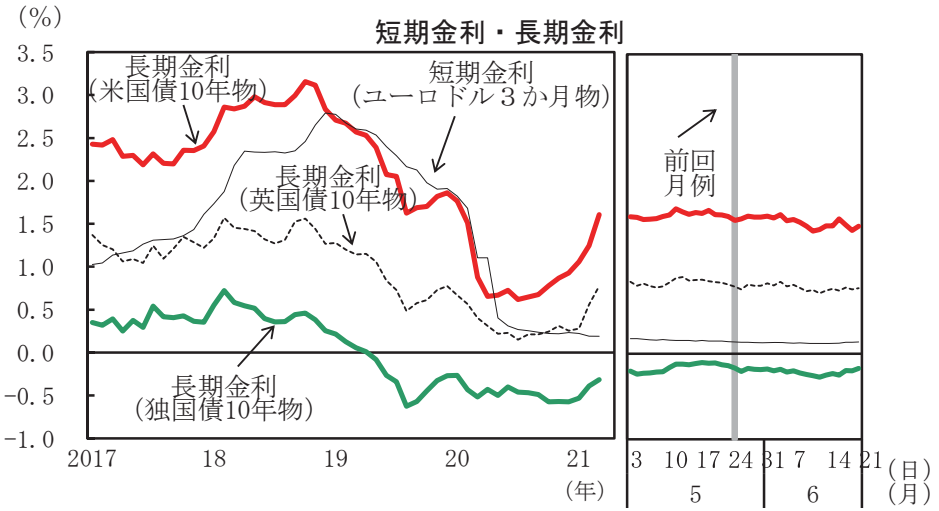

原油価格（ＷＴＩ）：大幅に上昇
金価格　　：下落

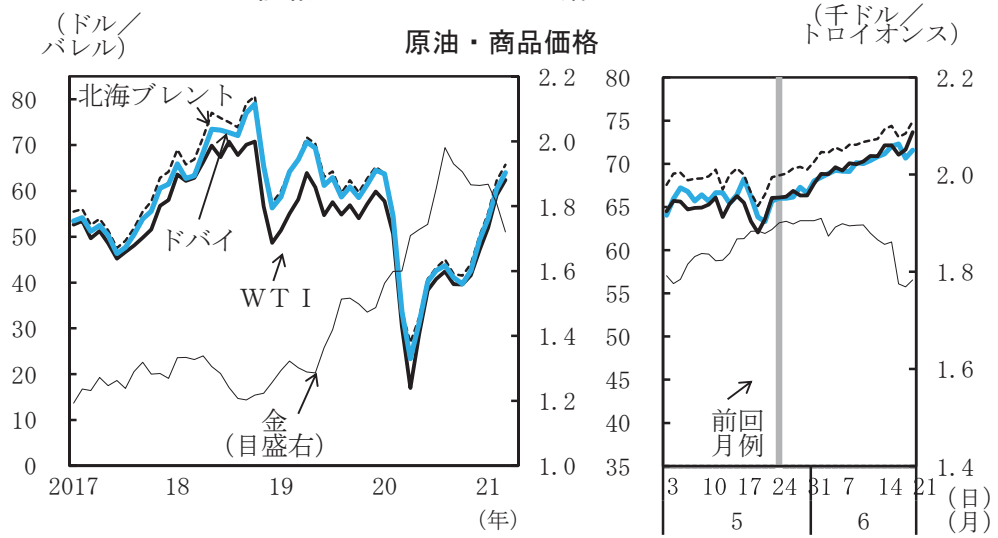

（備考）いずれも、左図は日次の終値の月中平均値、右図は日次の終値。

主要経済指標の国際比較（1）

国・地域名	人口（万人）	名目GDP（10億ドル）	1人当たりGDP（1,000ドル）	実質GDP成長率（%）					鉱工業生産（%）						失業率（%）					
	2020年	2020年	2020年	2019年	2020年	20年 10-12月	21年 1-3月	備考	2019年	2020年	21年 3月	21年 4月	21年 5月	備考	2019年	2020年	21年 3月	21年 4月	21年 5月	備考
日本	12,576	5,049	40.1	0.0	▲ 4.7	11.7	▲ 3.9	前期比年率	▲ 3.0	▲ 10.4	▲ 1.3	1.7	2.9	前期比	2.4	2.8	2.9	2.6	2.8	
アメリカ	33,009	20,933	63.4	2.2	▲ 3.5	4.3	6.4	前期比年率	▲ 0.8	▲ 7.2	2.6	0.1	0.9	前期比	3.7	8.1	6.0	6.1	5.8	
カナダ	3,797	1,643	43.3	1.9	▲ 5.3	9.3	5.6	前期比年率	▲ 0.2	▲ 8.3	0.7			前期比	5.7	9.6	7.5	8.1	8.2	
ユーロ圏	34,241	12,917	37.7	1.3	▲ 6.5	▲ 2.4	▲ 1.3	前期比年率	▲ 1.3	▲ 8.6	0.4	0.8		前期比	7.6	8.0	8.1	8.0		
ドイツ	8,316	3,803	45.7	0.6	▲ 4.8	2.2	▲ 7.0	前期比年率	▲ 4.4	▲ 10.1	0.7	▲ 0.3		前期比	3.1	4.2	4.5	4.4		ILO基準
フランス	6,512	2,599	39.9	1.8	▲ 7.9	▲ 5.9	▲ 0.4	前期比年率	0.5	▲ 10.8	1.0	▲ 0.1		前期比	8.5	8.1	7.9	7.3		
イタリア	6,025	1,885	31.3	0.3	▲ 8.9	▲ 6.8	0.6	前期比年率	▲ 1.2	▲ 11.0	0.3	1.8		前期比	10.0	9.2	10.4	10.7		
スペイン	4,711	1,278	27.1	2.0	▲ 10.7	0.1	▲ 2.0	前期比年率	0.7	▲ 9.5	0.6	1.2		前期比	14.1	15.6	15.3	15.4		
英国	6,709	2,711	40.4	1.4	▲ 9.8	5.2	▲ 5.9	前期比年率	▲ 1.2	▲ 8.0	1.8	▲ 1.3		前期比	3.8	4.5	4.8	4.7		後方3か月平均
スイス	861	747	86.8	1.1	▲ 2.6	0.3	▲ 2.0	前期比年率	4.5	▲ 3.9	12.8			前年比	2.3	3.2	3.3	3.2	3.0	
ロシア	14,681	1,474	10.0	2.0	▲ 3.0	▲ 1.8	▲ 0.7	前年比	3.4	▲ 2.6	2.3	7.2		前年比	4.6	5.8	5.4	5.2		
オーストラリア	2,573	1,359	52.8	1.9	▲ 2.5	13.5	7.3	前期比年率	2.5	▲ 1.0	－	－	－	四半期のみ前期比	5.2	6.5	5.7	5.5	5.1	
中国	140,433	14,723	10.5	6.0	2.3	6.5	18.3	前年比	5.7	2.8	14.1	9.8	8.8	前年比	5.2	5.6	5.3	5.1	5.0	
韓国	5,178	1,631	31.5	2.2	▲ 0.9	4.6	7.1	前期比年率	0.3	▲ 0.3	▲ 0.9	▲ 1.6		前期比	3.8	3.9	3.9	3.7	3.8	
台湾	2,362	669	28.3	3.0	3.1	5.1	8.9	前年比	▲ 0.3	7.1	▲ 1.5	▲ 1.3		前期比	3.7	3.9	3.7	3.7		
香港	747	349	46.8	▲ 1.7	▲ 6.1	2.0	23.5	前期比年率	0.4	▲ 5.9	－	－	－	四半期のみ	2.9	5.5	6.8	6.4	6.0	
シンガポール	577	340	58.9	1.3	▲ 5.4	15.9	13.1	前期比年率	▲ 1.5	7.5	▲ 1.7	1.0		前期比	2.3	3.0	2.9	2.9		
インドネシア	27,020	1,060	3.9	5.0	▲ 2.1	▲ 2.2	▲ 0.7	前年比	4.0					前年比	5.2	7.1	－	－	－	原数値2.8月のみ
マレーシア	3,294	338	10.3	4.4	▲ 5.6	▲ 3.4	▲ 0.5	前年比	2.4	▲ 4.4	▲ 2.2	0.1		前期比	3.3	4.5	4.7	4.6		
フィリピン	10,877	362	3.3	6.1	▲ 9.6	16.0	1.1	前期比年率	▲ 10.9	▲ 43.0	▲ 74.2	154.3		前年比	5.1	10.4	－	－	－	四半期のみ
タイ	6,980	502	7.2	2.3	▲ 6.1	4.3	0.7	前期比年率	▲ 3.4	▲ 9.3	5.9	18.5		前年比	1.0					原数値
ベトナム	9,741	341	3.5	7.0	2.9	4.5	4.5	前年比	9.1	3.4	3.9	24.1	11.6	前年比	2.2	2.5	－	－	－	四半期のみ
インド	137,860	2,709	2.0	4.0	▲ 7.3	0.5	1.6	前年比	▲ 0.8	▲ 8.4	24.1	134.4		前年比	－	－	－	－	－	
ブラジル	21,142	1,434	6.8	1.4	▲ 4.1	▲ 1.1	1.0	前年比	▲ 1.1	▲ 4.5	10.5	34.7		前年比	11.9	13.2	14.7			
メキシコ	12,779	1,076	8.4	▲ 0.2	▲ 8.3	▲ 4.5	▲ 3.6	前年比	▲ 1.8	▲ 9.9	1.7	36.6		前年比	3.5	4.4	3.9	4.7		原数値
アルゼンチン	4,539	388	8.6	▲ 2.1	▲ 9.9	▲ 4.3		前年比	－	－	33.0	55.9		前年比	9.8	11.6	－	－	－	四半期のみ
トルコ	8,417	720	8.5	0.9	1.8	5.9	7.0	前年比	▲ 0.7	1.6	16.7	65.4		前年比	13.7					原数値
サウジアラビア	3,476	701	20.2	0.3	▲ 4.1	▲ 3.9	▲ 3.0	前年比	－	－	－	－	－		5.6	7.7	－	－	－	四半期のみ
南アフリカ	5,962	302	5.1	0.2	▲ 7.0	6.1	4.5	前期比年率	▲ 0.9	▲ 11.2	4.5	82.8		前年比	28.7	29.2	－	－	－	暦年のみ

（備考）1．各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。

2．インドは年度（4月～3月）の数値。

3．GDP、鉱工業生産の前月（期）比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

主要経済指標の国際比較（2）

国・地域名	消費者物価（前年比%）								一般政府財政収支（名目GDP比%）		一般政府債務残高（名目GDP比%）		経常収支（名目GDP比%）	
	2019年	2020年	20年		21年	21年			2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年
			7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月						
日本	0.5	0.0	0.2	▲ 0.8	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 3.1 (▲2.6)	▲ 12.6 (▲12.9)	234.9 (190.2)	256.2 (216.3)	3.7	3.3
アメリカ	1.8	1.2	1.2	1.3	1.9	2.6	4.2	5.0	▲ 5.7	▲ 15.8	108.2	127.1	▲ 2.2	▲ 3.1
カナダ	1.9	0.7	0.2	0.8	1.4	2.2	3.4	3.6	0.5	▲ 10.7	86.8	117.8	▲ 2.1	▲ 1.9
ユーロ圏	1.2	0.2	▲ 0.0	▲ 0.3	1.1	1.3	1.6	2.0	▲ 0.6	▲ 7.6	84.0	96.9	2.3	2.3
ドイツ	1.4	0.5	▲ 0.1	▲ 0.2	1.3	1.7	2.0	2.5	1.5	▲ 4.2	59.6	68.9	7.1	7.1
フランス	1.1	0.5	0.3	0.1	0.7	1.1	1.2	1.4	▲ 3.0	▲ 9.9	98.1	113.5	▲ 0.7	▲ 2.3
イタリア	0.6	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 0.2	0.6	0.8	1.1	1.3	▲ 1.6	▲ 9.5	134.6	155.6	3.0	3.6
スペイン	0.7	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.7	0.6	1.3	2.2	2.7	▲ 2.9	▲ 11.5	95.5	117.1	2.1	0.7
英国	1.8	0.9	0.6	0.5	0.6	0.7	1.5	2.1	▲ 2.3	▲ 13.4	85.2	103.7	▲ 3.1	▲ 3.9
スイス	0.4	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.2	0.3	0.5	1.4	▲ 2.6	39.8	42.9	6.7	3.8
ロシア	4.5	3.4	3.5	4.5	5.5	5.8	5.5	6.0	1.9	▲ 4.1	13.8	19.3	3.8	2.2
オーストラリア	1.6	0.8	0.7	0.9	1.1	1.1	－	－	▲ 3.8	▲ 9.9	47.5	63.1	0.7	2.5
中国	2.9	2.5	2.3	0.1	▲ 0.0	0.4	0.9	1.3	▲ 6.3	▲ 11.4	57.1	66.8	1.0	2.0
韓国	0.4	0.5	0.6	0.4	1.1	1.5	2.3	2.6	0.4	▲ 2.8	42.2	48.7	3.6	4.6
台湾	0.6	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 0.0	0.8	1.2	2.1	2.5	▲ 1.8	▲ 4.3	32.7	33.7	10.6	14.1
香港	2.9	0.3	▲ 1.7	▲ 0.3	0.9	0.5	0.7		▲ 0.6	▲ 10.0	0.3	0.3	6.0	6.5
シンガポール	0.6	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.8	1.3	2.1		3.8	▲ 8.9	129.0	128.4	14.3	17.6
インドネシア	2.8	2.0	1.4	1.6	1.4	1.4	1.4	1.7	▲ 2.2	▲ 5.9	30.6	36.6	▲ 2.7	▲ 0.4
マレーシア	0.7	▲ 1.1	▲ 1.4	▲ 1.5	0.5	1.7	4.7		▲ 2.2	▲ 5.1	57.2	67.5	3.4	4.4
フィリピン	2.5	2.6	2.5	3.1	4.5	4.5	4.5	4.5	▲ 1.8	▲ 5.5	37.0	47.1	▲ 0.9	3.2
タイ	0.7	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.1	3.4	2.4	▲ 0.8	▲ 4.7	41.0	49.6	7.0	3.3
ベトナム	2.8	3.2		1.4	0.3	1.2	2.7	2.9	▲ 3.3	▲ 5.4	43.4	46.6	3.8	2.2
インド	4.8	6.2	6.9	6.4	4.9	5.5	4.2	6.3	▲ 7.4	▲ 12.3	73.9	89.6	▲ 0.9	1.0
ブラジル	3.7	3.2	2.6	4.3	5.3	6.1	6.8	8.1	▲ 5.9	▲ 13.4	87.7	98.9	▲ 2.7	▲ 0.9
メキシコ	3.6	3.4	3.9	3.5	4.0	4.7	6.1	5.9	▲ 2.3	▲ 4.6	53.3	60.6	▲ 0.3	2.5
アルゼンチン	53.6	42.7	39.9	36.4	40.6	42.6	46.3	48.8	▲ 4.5	▲ 8.9	90.2	103.0	▲ 0.9	1.0
トルコ	15.2	12.3	11.8	13.5	15.6	16.2	17.1	16.6	▲ 5.6	▲ 5.4	32.6	36.8	0.9	▲ 5.1
サウジアラビア	▲ 2.1	3.4	6.0	5.6	5.3	5.0	5.3	5.7	▲ 4.5	▲ 11.1	22.8	32.4	4.8	▲ 2.1
南アフリカ	4.1	3.3	3.1	3.2	3.1	3.2	4.4		▲ 5.3	▲ 12.2	62.2	77.1	▲ 3.0	2.2

（備考）1．各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。

2．日本の財政収支及び債務残高のカッコ内は、国・地方合計の年度（4月～3月）の値。内閣府より作成。

3．インドは年度（4月～3月）の数値。

（参考）国際機関の実質GDP見通し（%）

	IMF，2021年4月		OECD，2021年5月	
	2021年	2022年	2021年	2022年
世界	6.0	4.4	5.8	4.4

（出所）IMF"World Economic Outlook"（21年4月）
OECD"Economic Outlook"（21年5月）

参考資料

委員からの追加要望資料

●決定初任給（高卒）の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P3）

●パートタイム労働者の１求人票あたりの募集賃金・・・・・・・・・・・・・・・・・（P4～5）

●地域別最低賃金額の最高額と最低額及び格差の推移・・・・・・・・・・・・・・・（P6）

●新規求人数の水準の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P7～8）

●助成金の執行状況・周知状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P9～26）

●新型コロナウイルス感染症が家計に与えた影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P27）

●雇用調整助成金の業種別・都道府県別・企業規模別の支給実績・・（P28～31）※

●業種別の売上高営業利益率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P32～33）

●労働分配率の推移・・・（P34）

●春闘賃上げ率と最低賃金引上げ率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（P35）

●希望する高齢者に対する新型コロナワクチン接種の状況・・・・・・・・（P36～37）

※目安制度の在り方に関する全員協議会における追加要望資料

決定初任給(高校卒)の推移

(単位：円)

区分 年度	高校卒			
	(事務・技術)			(現業)
	一律	差あり		
		基幹職	補助職	
平成28年度	164,828	167,370	159,246	166,617
29年度	165,977	167,090	159,497	167,568
30年度	168,286	170,104	161,889	168,085
令和元年度	168,696	170,298	161,058	170,066
２年度	170,663	174,719	163,383	171,892
３年度(速報値)	172,049	171,600	163,100	172,325

資料出所　労務行政研究所「労政時報」

(注) 1　調査対象は、全国上場企業と上場企業に匹敵する非上場企業（資本金５億円以上または従業員500人以上）。
　　2　令和３年度は速報値。

パートタイム労働者の１求人票あたりの募集賃金平均額

（単位：円）

ランク	都道府県	令和２年平均	令和3年3月	令和3年4月
Aランク	東　京	1,217	1,239	1,223
	神奈川	1,236	1,246	1,250
	大　阪	1,158	1,173	1,158
	愛　知	1,149	1,149	1,142
	埼　玉	1,146	1,147	1,144
	千　葉	1,158	1,169	1,154
Bランク	京　都	1,118	1,139	1,119
	兵　庫	1,134	1,132	1,148
	静　岡	1,093	1,104	1,089
	滋　賀	1,078	1,082	1,089
	茨　城	1,066	1,083	1,061
	栃　木	1,069	1,065	1,084
	広　島	1,037	1,046	1,034
	長　野	1,022	1,019	1,010
	富　山	1,040	1,031	1,040
	三　重	1,069	1,055	1,067
	山　梨	1,045	1,038	1,031
Cランク	群　馬	1,052	1,050	1,059
	岡　山	1,024	1,022	1,016
	石　川	1,028	991	1,014
	香　川	1,024	1,033	1,023
	奈　良	1,076	1,087	1,103
	宮　城	1,025	1,019	1,022
	福　岡	1,030	1,069	1,050
	山　口	1,003	1,021	996
	岐　阜	1,047	1,047	1,045
	福　井	1,005	1,001	1,005
	和歌山	1,034	1,028	1,047
	北海道	1,010	1,026	1,004
	新　潟	1,001	1,007	1,002
	徳　島	1,041	1,055	1,028
Dランク	福　島	1,000	995	987
	大　分	967	979	975
	山　形	973	979	967
	愛　媛	988	978	987
	島　根	982	983	979
	鳥　取	987	987	975
	熊　本	990	997	988
	長　崎	961	974	960
	高　知	971	980	967
	岩　手	945	946	934
	鹿児島	955	963	963
	佐　賀	972	980	961
	青　森	928	925	924
	秋　田	938	949	963
	宮　崎	946	960	947
	沖　縄	1,010	1,036	1,006
	全　国	1,082	1,084	1,080

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

２　常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

３　１求人票当たり１募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を１募集賃金として算出している。

パートタイム労働者の１求人票あたりの募集賃金下限額

（単位：円）

ランク	都道府県	令和２年平均	令和3年3月	令和3年4月
Aランク	東　京	1,157	1,174	1,161
	神奈川	1,163	1,171	1,183
	大　阪	1,099	1,112	1,098
	愛　知	1,070	1,070	1,063
	埼　玉	1,083	1,085	1,079
	千　葉	1,097	1,104	1,093
Bランク	京　都	1,057	1,075	1,058
	兵　庫	1,071	1,069	1,081
	静　岡	1,034	1,043	1,033
	滋　賀	1,024	1,029	1,033
	茨　城	1,003	1,011	1,001
	栃　木	1,011	1,010	1,023
	広　島	987	996	986
	長　野	971	970	960
	富　山	983	981	984
	三　重	1,013	1,005	1,013
	山　梨	983	976	973
Cランク	群　馬	990	987	1,000
	岡　山	968	965	963
	石　川	970	943	961
	香　川	968	974	969
	奈　良	1,015	1,025	1,038
	宮　城	974	961	967
	福　岡	973	1,003	988
	山　口	958	974	948
	岐　阜	988	988	987
	福　井	955	961	954
	和歌山	977	976	988
	北海道	969	985	966
	新　潟	954	963	953
	徳　島	970	981	962
Dランク	福　島	950	947	937
	大　分	924	937	929
	山　形	923	927	919
	愛　媛	936	932	938
	島　根	932	935	928
	鳥　取	935	938	928
	熊　本	935	941	932
	長　崎	917	932	919
	高　知	930	939	927
	岩　手	901	904	894
	鹿児島	909	915	915
	佐　賀	925	936	917
	青　森	893	894	892
	秋　田	900	910	923
	宮　崎	902	915	903
	沖　縄	957	979	954
	全　国	1,025	1,027	1,023

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１　公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

２　常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

３　１求人票当たり１募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を１募集賃金として算出している。

地域別最低賃金額の最高額と最低額及び格差の推移

区分＼年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
① 最高額（円）	708 東京	708 東京	710 東京	714 東京	719 東京	739 東京	766 東京 神奈川	791 東京	821 東京	837 東京
② 最低額（円）	604 沖縄	605 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	606 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	608 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	610 青森 岩手 秋田 沖縄	618 秋田 沖縄	627 宮崎 鹿児島 沖縄	629 佐賀 長崎 宮崎 沖縄	642 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	645 岩手 高知 沖縄
格差 ②／①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1

区分＼年度	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
① 最高額（円）	850 東京	869 東京	888 東京	907 東京	932 東京	958 東京	985 東京	1,013 東京	1,013 東京
② 最低額（円）	652 島根 高知	664 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	677 鳥取 高知 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄
格差 ②／①×100	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2

都道府県別新規求人数（季節調整値）の水準の推移

（2020年1月＝100）

		2020年												2021年			
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
全国計		100.0	104.0	101.4	78.1	84.8	90.4	85.4	88.3	91.0	86.3	93.7	94.6	89.5	87.0	94.0	90.0
Aランク	東京都	100.0	104.7	100.7	70.2	77.9	93.3	82.6	84.3	90.6	87.0	87.0	90.5	85.8	77.9	83.4	82.8
	神奈川県	100.0	113.2	112.8	72.7	83.6	92.5	79.8	87.5	92.4	80.6	96.6	97.5	89.8	94.2	96.7	87.5
	大阪府	100.0	100.2	96.9	70.7	75.6	91.0	80.5	80.1	92.4	80.5	81.6	86.3	83.6	81.0	86.9	79.6
	愛知県	100.0	101.6	101.5	78.5	79.7	82.0	79.2	79.7	80.2	78.1	79.7	81.4	85.8	84.6	84.3	87.1
	埼玉県	100.0	102.5	100.4	72.7	81.8	84.4	83.8	85.7	84.8	84.7	86.7	86.9	90.9	87.8	85.7	87.9
	千葉県	100.0	104.8	101.2	74.6	81.9	86.8	84.1	88.7	88.9	77.9	89.8	88.8	86.8	79.7	88.4	81.8
Bランク	京都府	100.0	102.3	84.3	80.3	82.2	78.0	76.8	82.7	78.9	75.7	79.8	80.6	78.6	76.2	80.2	80.0
	滋賀県	100.0	106.1	100.0	76.5	77.4	84.3	85.4	87.4	86.7	83.4	89.4	91.4	86.9	83.9	91.6	90.4
	兵庫県	100.0	108.7	110.8	82.7	91.5	101.2	90.8	92.8	110.2	96.5	99.2	105.7	89.6	90.2	103.6	97.2
	静岡県	100.0	105.0	107.0	82.1	87.1	91.1	89.4	92.4	97.3	93.8	100.2	101.2	93.5	89.2	99.4	92.6
	茨城県	100.0	104.5	101.3	77.2	82.8	88.5	87.2	86.9	91.1	87.2	90.3	89.0	90.8	88.1	93.3	97.0
	栃木県	100.0	119.9	112.5	100.9	108.7	106.9	103.5	106.2	104.0	99.8	105.5	103.0	95.8	98.3	113.0	118.2
	広島県	100.0	112.0	109.8	84.2	90.3	94.6	91.8	91.2	93.4	92.8	92.9	91.9	90.6	91.3	94.2	95.1
	長野県	100.0	100.6	96.1	74.4	74.6	81.9	83.4	82.6	86.9	86.7	91.2	95.7	91.7	91.5	100.8	94.0
	富山県	100.0	103.7	96.2	78.8	86.7	87.8	82.9	87.2	82.7	76.9	87.0	87.5	76.1	91.3	93.0	89.3
	三重県	100.0	97.6	93.8	84.3	84.6	85.9	83.6	83.6	84.2	83.1	86.9	81.5	83.0	84.2	90.4	91.9
	山梨県	100.0	96.9	91.1	64.5	73.4	80.0	79.2	75.2	84.8	85.6	91.6	93.2	81.7	91.3	97.7	83.3
Cランク	群馬県	100.0	119.5	112.6	90.6	107.3	100.3	99.4	104.9	102.7	100.9	109.3	104.3	96.8	96.4	105.4	102.0
	岡山県	100.0	105.6	98.1	87.3	90.9	91.7	87.7	93.5	89.4	88.7	91.8	88.6	89.5	83.4	87.8	94.0
	石川県	100.0	105.4	100.3	72.1	79.9	85.9	82.4	80.5	83.7	85.1	89.6	93.8	85.2	92.7	94.8	86.9
	香川県	100.0	106.2	99.1	75.2	79.8	82.4	84.3	85.3	85.2	88.3	90.4	85.5	94.6	85.1	82.7	92.8
	奈良県	100.0	108.9	101.9	89.5	96.1	96.3	90.4	95.2	91.4	88.9	91.5	88.7	89.8	87.3	95.8	100.6
	宮城県	100.0	105.3	100.5	81.0	87.1	94.1	86.2	91.8	96.1	93.1	97.4	97.6	96.5	93.8	101.3	96.3
	福岡県	100.0	104.1	103.7	78.8	83.3	90.9	87.6	88.9	92.3	92.4	93.4	97.2	90.3	91.1	98.2	91.9
	山口県	100.0	102.6	99.8	92.0	95.2	94.7	94.6	93.6	92.9	93.3	93.9	91.3	98.5	93.5	99.9	100.5
	岐阜県	100.0	101.3	100.6	78.2	83.3	89.3	89.7	89.7	95.3	93.0	94.2	96.2	93.4	86.6	93.5	90.7
	福井県	100.0	112.8	100.3	86.1	92.1	99.1	89.5	89.8	94.3	93.0	95.1	97.4	91.0	96.0	101.3	107.9
	和歌山県	100.0	101.5	91.9	84.3	84.8	89.5	88.4	86.5	88.9	90.4	87.5	90.1	91.8	83.6	93.2	91.9
	北海道	100.0	104.0	99.6	89.8	93.8	94.5	91.1	92.8	94.4	92.1	93.9	94.8	91.7	88.8	98.1	99.2
	新潟県	100.0	97.7	94.3	86.9	86.1	90.5	87.3	85.8	88.0	85.8	88.1	88.7	84.5	88.8	99.7	96.4
	徳島県	100.0	98.6	99.2	73.6	95.3	92.8	87.4	89.1	97.0	91.8	94.4	96.4	91.6	89.3	94.9	90.3
Dランク	福島県	100.0	102.0	98.2	75.1	78.3	86.3	86.2	87.9	88.9	87.7	89.9	89.4	91.2	83.3	92.3	91.7
	大分県	100.0	119.2	105.2	95.5	100.4	99.7	97.2	104.3	99.5	100.4	106.1	98.5	91.3	102.8	101.0	106.0
	山形県	100.0	105.9	98.2	84.6	86.5	91.1	83.6	86.1	86.2	83.6	90.7	81.7	101.0	91.1	98.2	101.9
	愛媛県	100.0	102.6	95.8	80.5	93.8	92.4	90.6	94.1	92.3	89.6	93.7	90.3	87.7	92.2	92.2	91.3
	島根県	100.0	99.4	96.3	85.2	87.5	90.4	97.9	86.1	87.2	91.4	88.2	86.9	89.9	90.9	96.0	106.7
	鳥取県	100.0	106.5	97.2	88.3	90.8	90.6	94.6	87.8	89.0	92.2	93.4	90.8	94.2	90.4	97.5	100.8
	熊本県	100.0	105.6	109.1	84.8	90.2	96.4	98.0	100.9	98.1	99.8	106.8	104.4	101.0	103.0	108.0	98.0
	長崎県	100.0	101.5	93.9	86.7	87.7	89.6	87.8	86.8	85.1	88.5	88.2	86.6	89.3	84.7	96.7	104.3
	高知県	100.0	100.9	100.6	87.3	87.7	89.6	87.7	92.8	92.3	92.5	93.9	90.4	99.7	96.7	99.8	103.5
	岩手県	100.0	119.1	94.1	79.4	85.0	90.1	81.5	86.2	90.0	87.0	90.1	91.9	90.1	88.0	96.3	96.3
	鹿児島県	100.0	99.0	95.4	88.7	91.8	92.1	92.9	97.2	93.6	93.1	99.0	97.2	101.4	98.3	102.6	105.8
	佐賀県	100.0	104.5	101.4	88.4	94.3	94.5	95.2	95.9	95.9	96.6	96.7	97.1	98.9	95.4	101.8	105.9
	青森県	100.0	115.5	111.0	88.3	91.7	99.5	97.6	99.2	100.1	100.7	103.3	104.0	95.1	103.6	114.5	106.4
	秋田県	100.0	97.1	97.3	86.9	91.2	94.4	92.1	93.2	97.3	92.1	101.8	100.4	94.2	106.0	108.0	105.6
	宮崎県	100.0	103.7	97.8	88.2	93.7	98.6	92.8	100.4	93.7	98.3	102.4	104.4	103.4	101.3	100.5	106.4
	沖縄県	100.0	113.7	101.9	66.2	73.0	80.7	77.9	79.4	79.2	80.8	88.4	79.4	87.2	84.7	91.2	76.0
Aランク計		100.0	104.0	101.6	72.8	79.3	89.1	81.5	83.7	88.6	82.1	86.2	88.4	86.6	83.2	86.9	84.0
Bランク計		100.0	105.8	101.6	81.3	86.2	90.2	87.3	88.8	92.9	88.5	92.7	93.8	88.1	88.3	96.2	93.8
Cランク計		100.0	104.8	100.5	83.9	89.3	92.4	89.1	90.9	92.6	91.4	93.7	94.1	91.6	89.7	96.7	95.7
Dランク計		100.0	105.8	99.5	83.9	88.5	92.1	90.5	92.5	91.8	91.9	95.9	93.6	94.7	94.2	99.6	99.6

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

（注）１．2020年１月の新規求人数（季節調整値）を100とした場合の各月の新規求人数（季節調整値）の水準。

２．都道府県別の新規求人数は、就業地別のものを用いている。

３．ランク計の新規求人数は、各ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。

ランク別新規求人数(季節調整値)の水準の推移

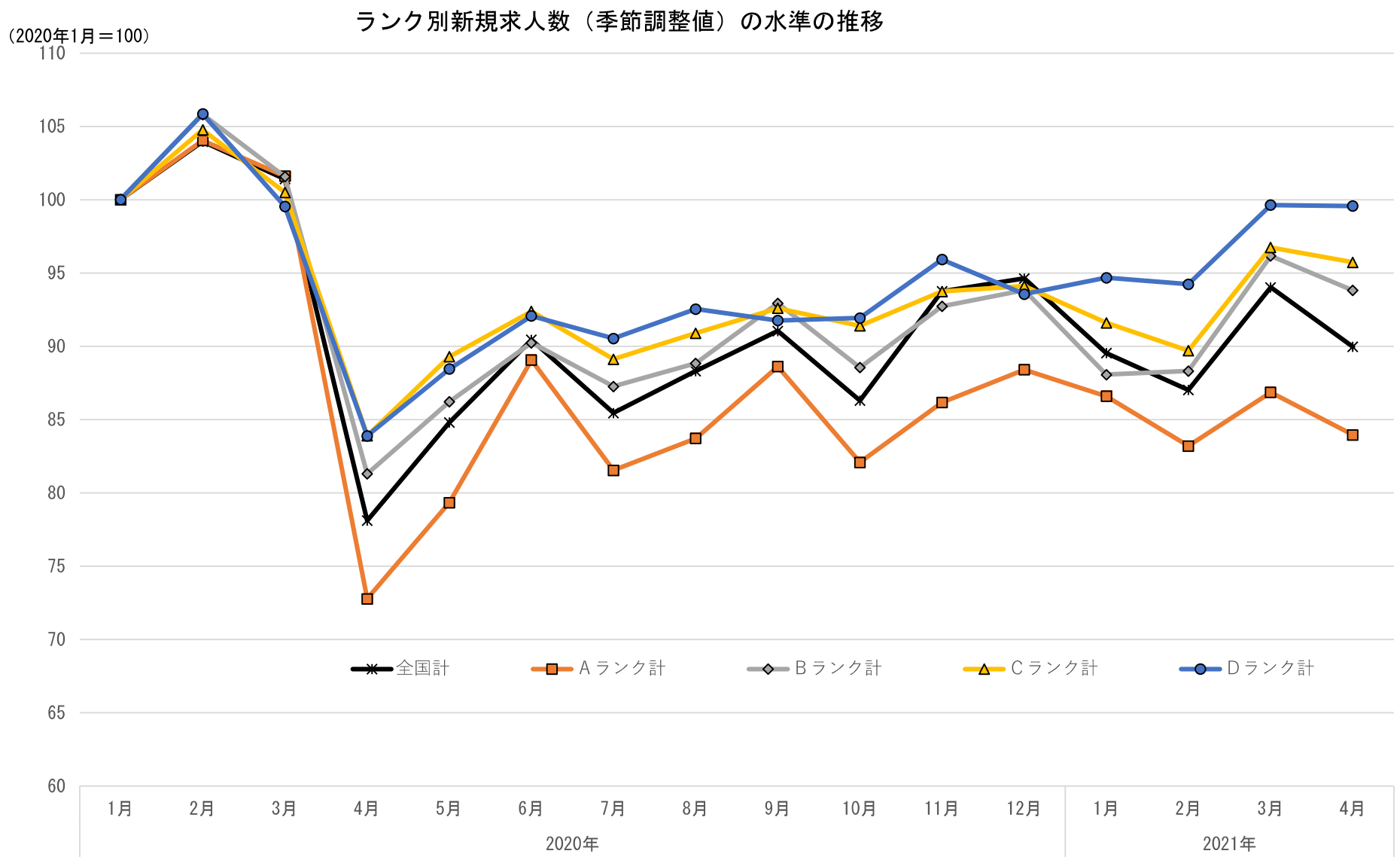

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
（注）１．2020年１月の新規求人数（季節調整値）を100とした場合の各月の新規求人数（季節調整値）の水準。
　　２．ランク計の新規求人数は、各ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。

業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金の執行状況（令和２年度）

	予算現額（億円）	執行額（億円）	執行率（%）
業務改善助成金	20.8（※1）	6.6	31.8
働き方改革推進支援助成金 ※テレワークコースを含む、ただし同コースは令和３年度より人材確保助成金に変更 ※新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースを含む、ただし同コースは令和２年３月から開始され令和３年１月に募集終了済	124.2（※2）	111.3	89.6

注）　執行額・執行率については、一部暫定値
※1　前年度繰越額を含む
※2　移流用を含む

配布資料1

「新型コロナウイルス感染症の影響下における中小企業の経営意識調査」
～調査･分析結果のポイント～

2021年５月13日

東京商工リサーチ調査（令和２年度内閣府請負調査）
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付　産業･雇用担当

調査の概要と分析の結果

１．調査の概要

○全国の16,000社の中小企業（中小企業基本法による）へWEBアンケート調査を実施。有効回答は4151社（回答率26%）。
○調査時期は2021年2月19日～３月15日。
○本調査は、新型コロナウイルス感染症拡大が中小企業の経営に与えている影響や、最低賃金を含む賃金相場の上昇とそれに対する対応策、働き方改革等に関する中小企業の経営意識等について調査したものである。

２．主な結果

（１）最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策について：

- 中小企業は、賃金相場の上昇への対応策として、「人件費以外の経費削減」のほか、「業務効率改善への取組による収益力向上」、「製品サービスの新開発/提供方法の見直し」等の前向きな取組を上位に挙げており、また、「設備投資の抑制」よりも「システムや設備の導入による生産性向上」の割合が上回る。
- 「雇用の削減」と回答した割合が1割程度。とりわけ、地方（Ｃ・Ｄランク※地域）の中小企業ほど、「雇用の削減」と回答した割合は低い。

(２)最低賃金の引上げを含む賃金相場の上昇に対応するために必要な支援策について：

- 最低賃金近傍の従業員を抱える中小企業は、「景気対策」を最も必要な支援として回答、次いで、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成・教育訓練・技能訓練支援」。
- 他方、賃上げに積極的な中小企業は、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成・教育訓練・技能訓練支援」を「景気対策」より優先して回答。

(３)非正社員の賃上げを実施することによる効果・負担について：

- 賃上げで見込まれる効果については、「社内人員の士気向上・定着」が最も回答割合が高い。
- 賃上げで見込まれる負担としては「利益の圧縮」と回答した割合が高く、「投資向けの資金の減少」は最も低い。

(４) 同一労働同一賃金への対応について：

- 2021年４月施行の同一労働同一賃金について、処遇改善などの対応を予定している企業は約４割。

(５) テレワークについて：

- テレワークを導入している中小企業は２割程度、今後取り組むことを予定している企業を合わせると約３割。

※全都道府県を経済実態に応じ、ABCD４つのランクに分けたもの。
厚労省の中央最低賃金審議会では、各ランクの改定額の目安を示し、その目安額を踏まえ、都道府県別の地方最低賃金審議会において改定額の審議が行われる。

コロナ感染症拡大による経営への影響

○感染症拡大前(2019年）から感染症拡大後(2020年）にかけて、“売上減”を回答した企業の割合は23%から70%に増加。“採算赤字”を回答した企業の割合は22%から50%に増加。

○現在の経営課題として、「コロナ感染拡大による売上減」と回答した企業の割合は65.5%。

○本調査において半数を超える企業がコロナ感染拡大により経営に悪影響が生じている。

図１　問「貴社の売上について、前年と比較して、(1)感染拡大前<2019年>(2)感染拡大開始後<2020年>　をお答えください 」の結果

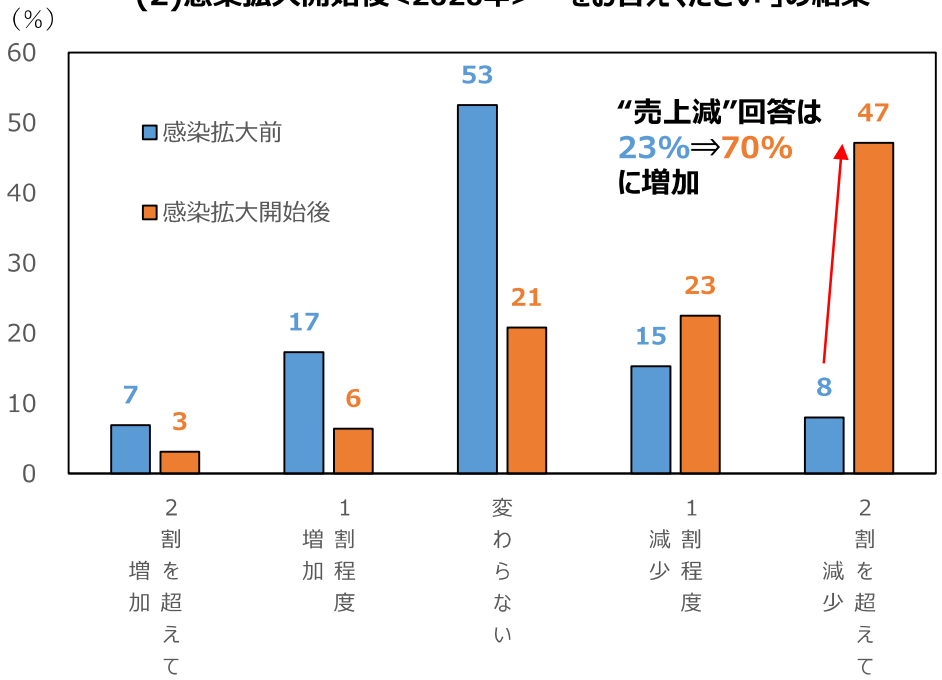

図２　問「貴社の採算について、(1)感染拡大前<2019年>(2)感染拡大開始後<2020年>　をお答えください 」の結果

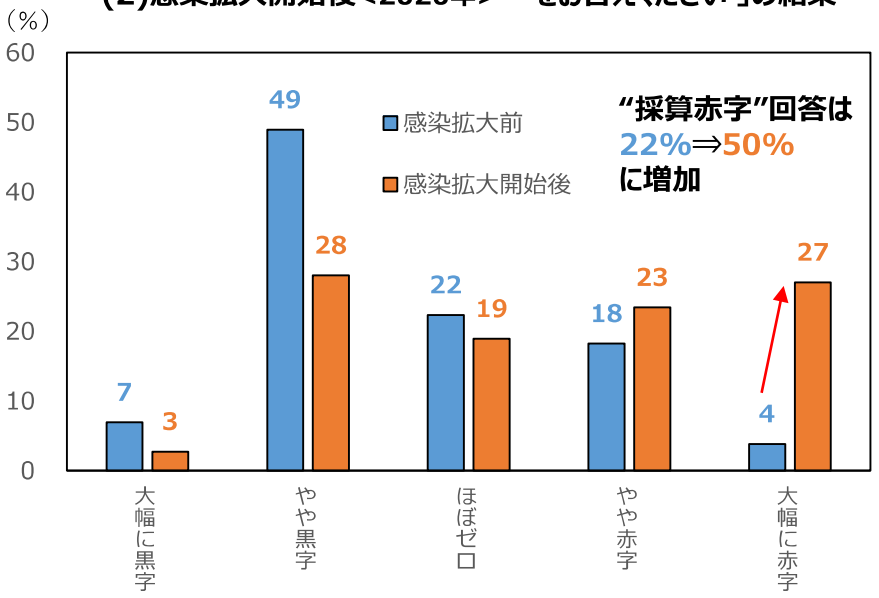

表３　問「貴社が現在抱えている経営課題について、重要度の高い順に３つをお答えください。（上位３つ）」の結果、1-3位に選ばれたものの割合。

上段：件 下段：%	全 体	コロナ感染拡大による売上減	コロナ以外の要因による売上減	材料費や外注費等の仕入れコストの上昇	同業者間の競争激化	人手不足	人件費の上昇	人件費以外の諸経費の上昇	取引先からの値下げ要請	その他	特に問題はない
全　体	4138	2716	1521	1336	1280	1220	982	915	529	351	591
	100.0	65.6	36.8	32.3	30.9	29.5	23.7	22.1	12.8	8.5	14.3

↳ コロナ感染拡大による売上減を**特に課題としている業種**は**「宿泊・飲食サービス」（91.4%）、「生活関連サービス」（87%）**

最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策

○「人件費以外の経費削減」が最も多いが、「業務効率改善への取組による収益力向上」、「製品サービスの新開発/提供方法の見直し」、「事業転換や企業統合を通じた販路拡大等による収益力向上」など前向きな対応策を回答した企業が３割以上。（①）

○「設備投資の抑制」よりも「システムや設備の導入による生産性向上」が上回る。（②）

○「雇用者の削減」、「新規・中途採用の抑制」は１割程度。（③④）

○最低賃金近傍の従業員を抱える企業（事業所内最低賃金と地域別最低賃金の差額が100円未満の企業）では、「雇用削減」の回答割合がやや高いものの、「収益力向上」「値上げ」等の対応策も同様に高い。また、「設備投資の抑制」よりも「システムや設備の導入による生産性向上」が上回る程度が回答者全体に比べて高まる。

図４　問「最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策として、貴社で実施を検討するもの。（複数回答）」の結果

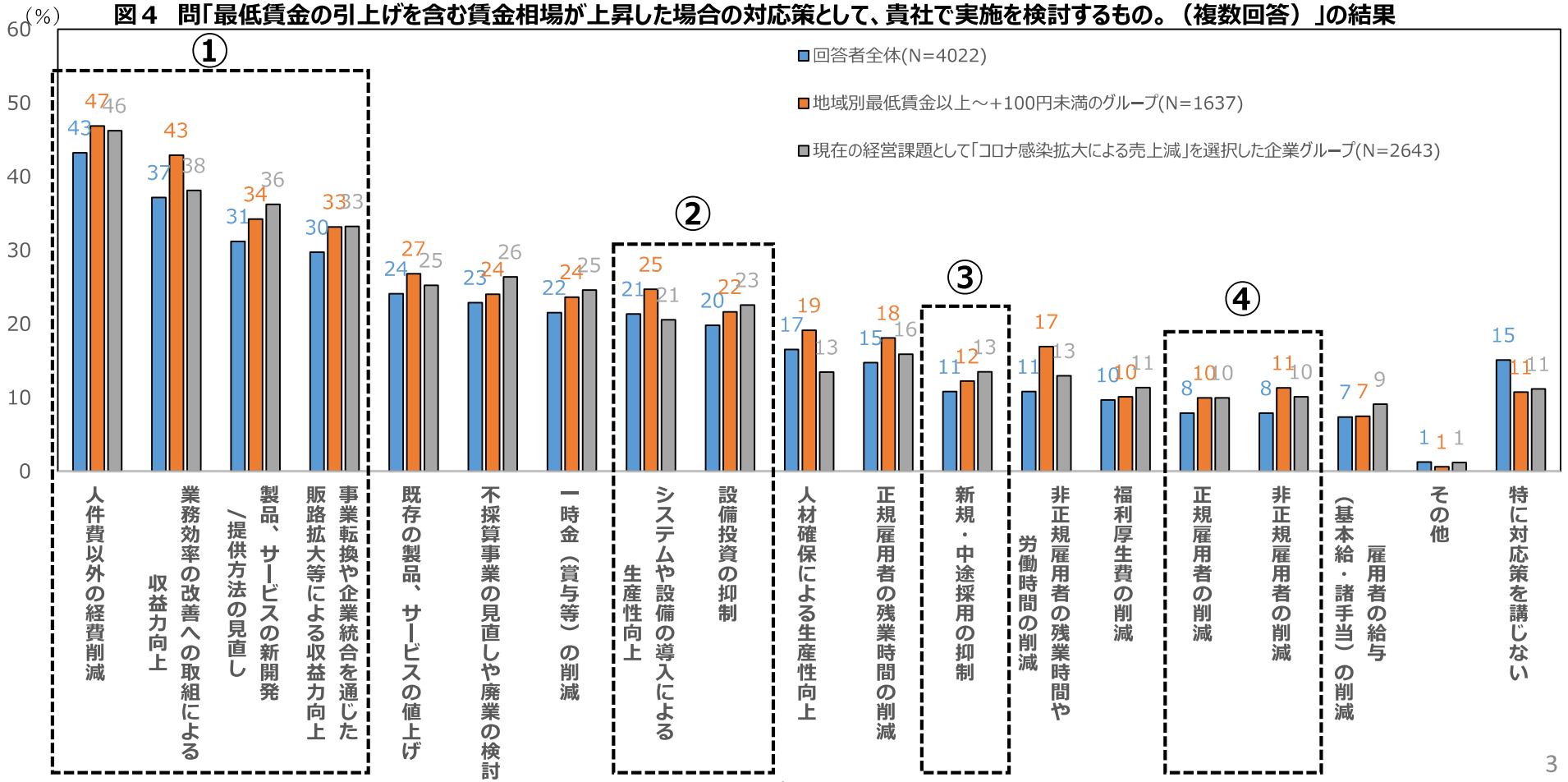

最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策（業種別）

○「人件費以外の経費削減」の回答割合が高い業種は、「運輸業・郵便業」。「業務効率改善への取組による収益力向上」の回答割合が高い業種は、「製造業」。「製品サービスの新開発/提供方法の見直し」、「販路拡大等による収益力向上」、「既存製品、サービスの値上げ」の回答割合が高い業種は、「宿泊・飲食サービス業」。（①）

○「システムや設備の導入による生産性向上」の回答割合が高い業種は「宿泊・飲食サービス業」で、「設備投資の抑制」を大きく上回る。（②）

○「正規雇用者の削減」、「非正規雇用者の削減」の回答割合が高い業種は、「宿泊・飲食サービス業」。（③）

図５　問「最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策として、貴社で実施を検討するもの。（複数回答）」の結果

※事業所内最低賃金が、地域別最低賃金以上～+100円未満のグループ

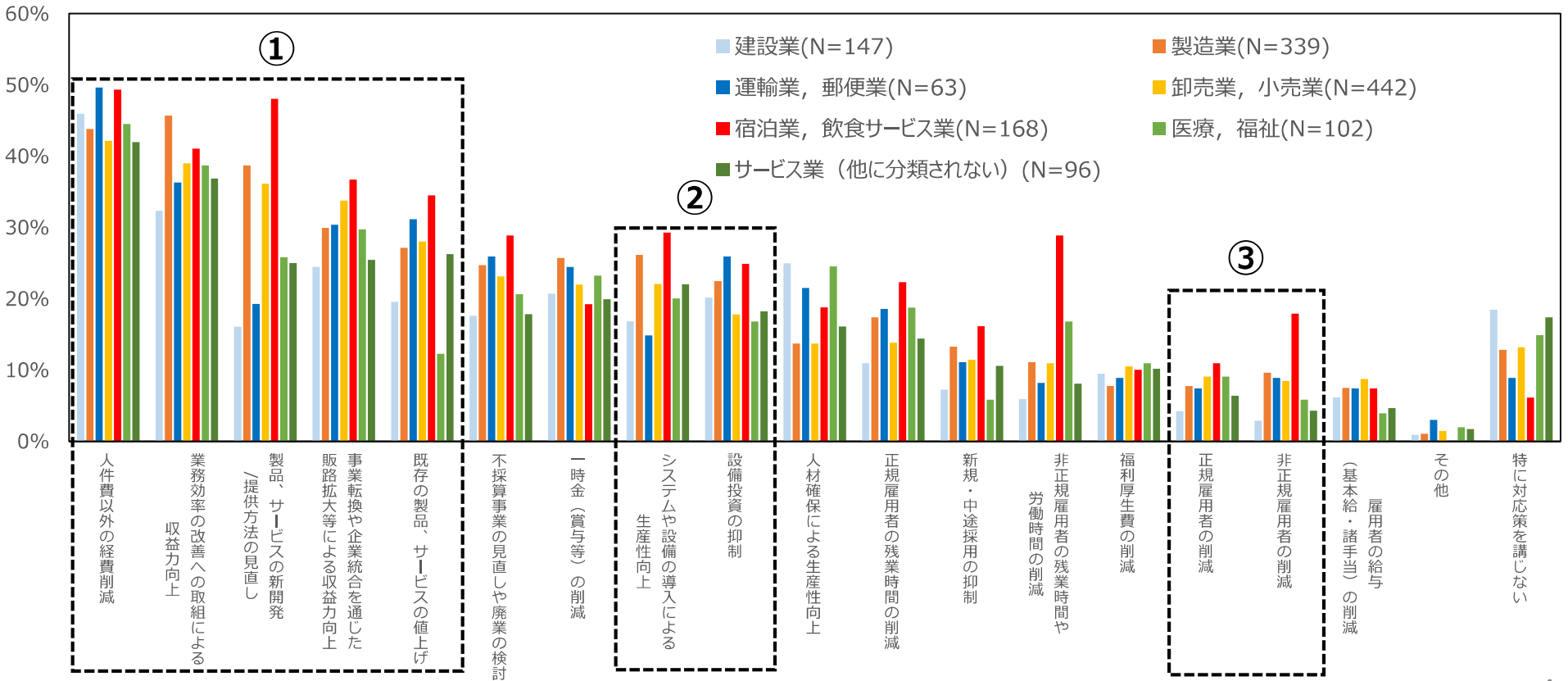

4

最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策（地域別）

○「人件費以外の経費削減」と回答した割合はCランク※において高い。「業務効率改善への取組による収益力向上」、「製品サービスの新開発/提供方法の見直し」はDランクが高い。（①）

○A・B・C・Dのすべての地域で「システムや設備の導入による生産性向上」が「設備投資の抑制」を上回る。（②）

○「正規雇用者の削減」と「非正規雇用者の削減」のC・Dランクにおける回答割合はA・Bランクに対して相対的に低い。（③）

図６　問「最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策として、貴社で実施を検討するもの。（複数回答）」の結果

※事業所内最低賃金が、地域別最低賃金以上～+100円未満のグループ

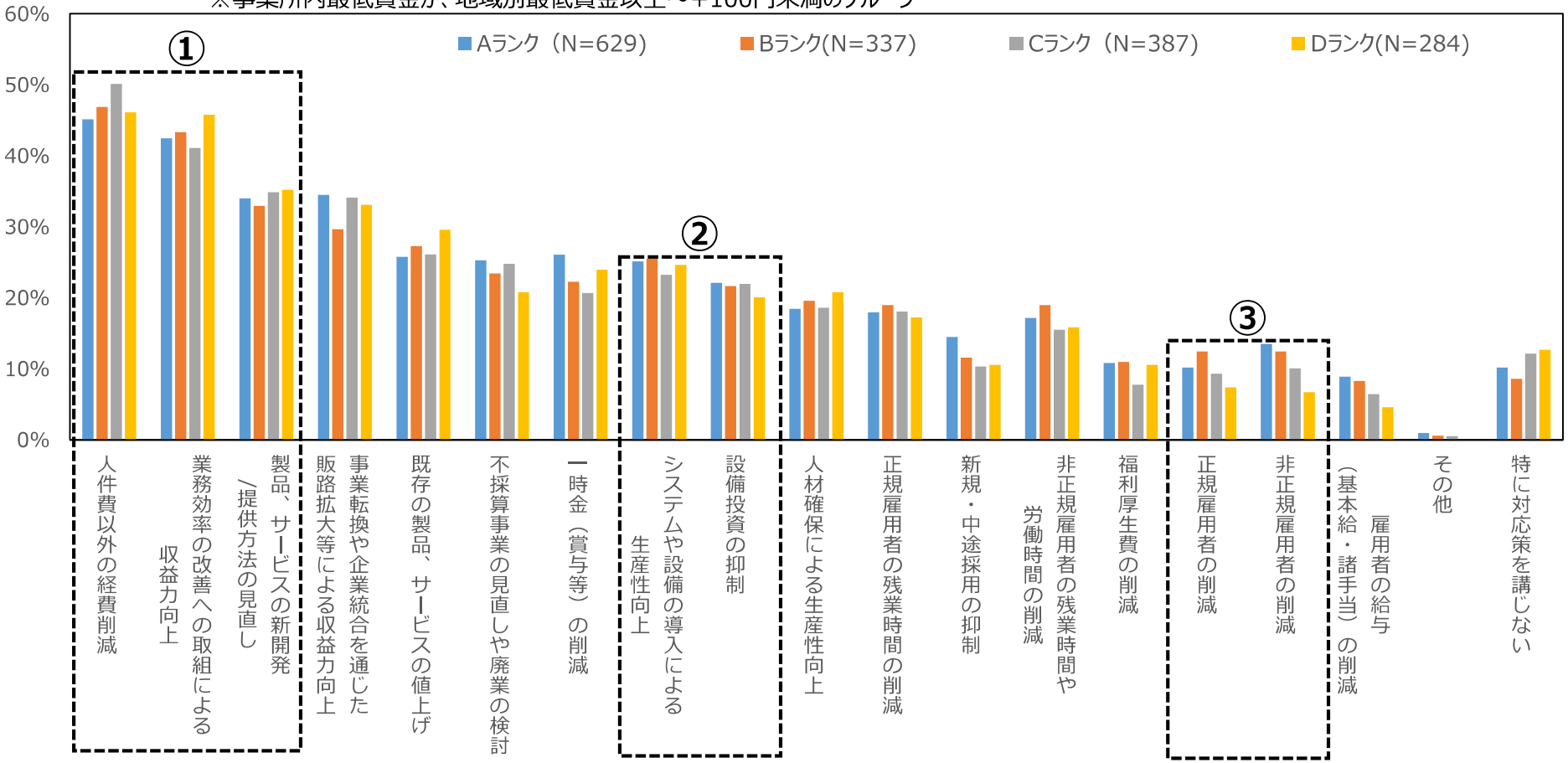

※全都道府県を経済実態に応じ、ABCD４つのランクに分けたもの。
厚労省の中央最低賃金審議会では、各ランクの改定額の目安を示し、その目安額を踏まえ、都道府県別の地方最低賃金審議会において改定額の審議が行われる。

2021年の賃上げ実施見込みについて

○「賃上げ実施予定」の回答割合は、正社員向けの回答割合(36%）が非正社員向け(24%)を上回る。

○「賃上げ実施予定」の回答割合は、正社員/非正社員とも、最低賃金近傍の従業員を抱える企業が高い。

○３割程度の企業が賃上げを実施するかどうか未定。

図７　<2021年の賃上げ実施予定/正社員>

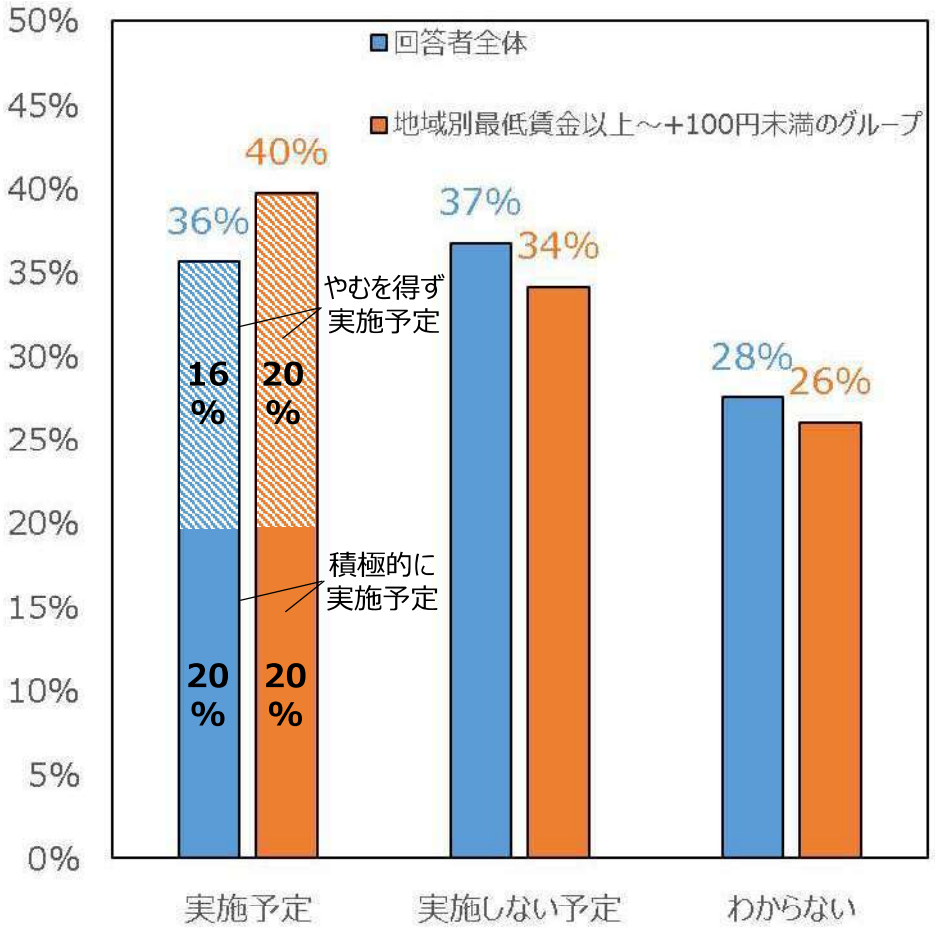

図８　<2021年の賃上げ実施予定/非正社員>

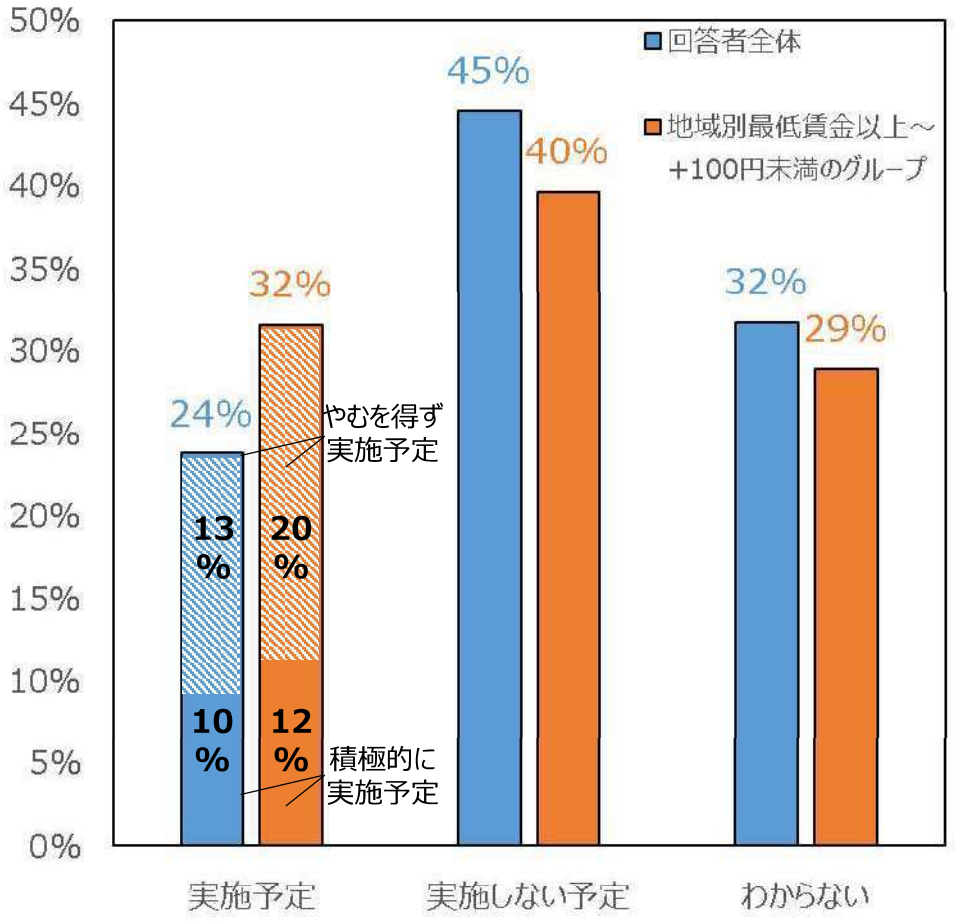

最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合、必要な支援策

○最低賃金近傍の従業員を抱える企業では、必要な支援策（１位）として回答した割合は「景気対策」が最も高い。次いで、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成・教育訓練・技能訓練」への支援の順。

○賃上げを積極的に実施した中小企業（感染症流行後(2020年）のパート・アルバイトの賃上げを積極的に実施したグループ）では、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成・教育訓練・技能訓練支援」が、「景気対策」を上回る。

図９　問「最低賃金の引上げを含む賃金相場の上昇に対応していくために、貴社が必要と考える支援策（1位）」の結果

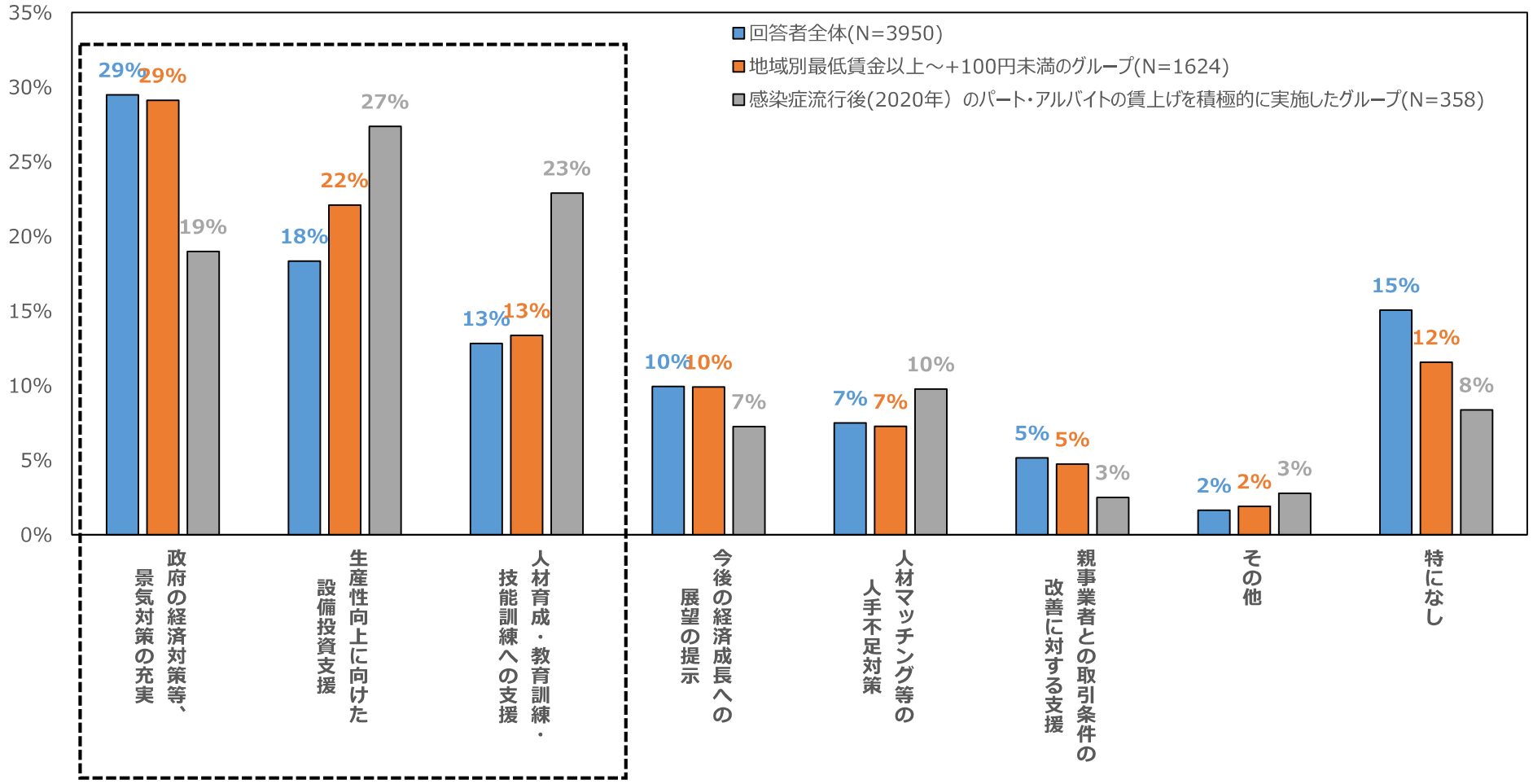

賃上げで見込まれる効果・負担について（非正社員）

○賃上げで見込まれる効果について、「社内人員の士気向上・定着」と回答した割合が最も高く、次いで、「当面の人材確保（採用）」が高い。（①）

○賃上げで見込まれる負担について、「利益の圧縮」の回答割合が高く、「投資向けの資金の減少」が最も低い。（②）

○賃上げに積極的な中小企業や最低賃金近傍の従業員を抱える企業は、「社内人員の士気向上・定着」、「当面の人材確保（採用）」、「中長期的な成長などに必要な優秀な人材の確保」と回答した割合が回答者全体と比較して高い。

図10　問「賃上げを実施することにより、どのような効果や負担が見込まれますか。非正社員についてお答えください。（複数回答）」の結果

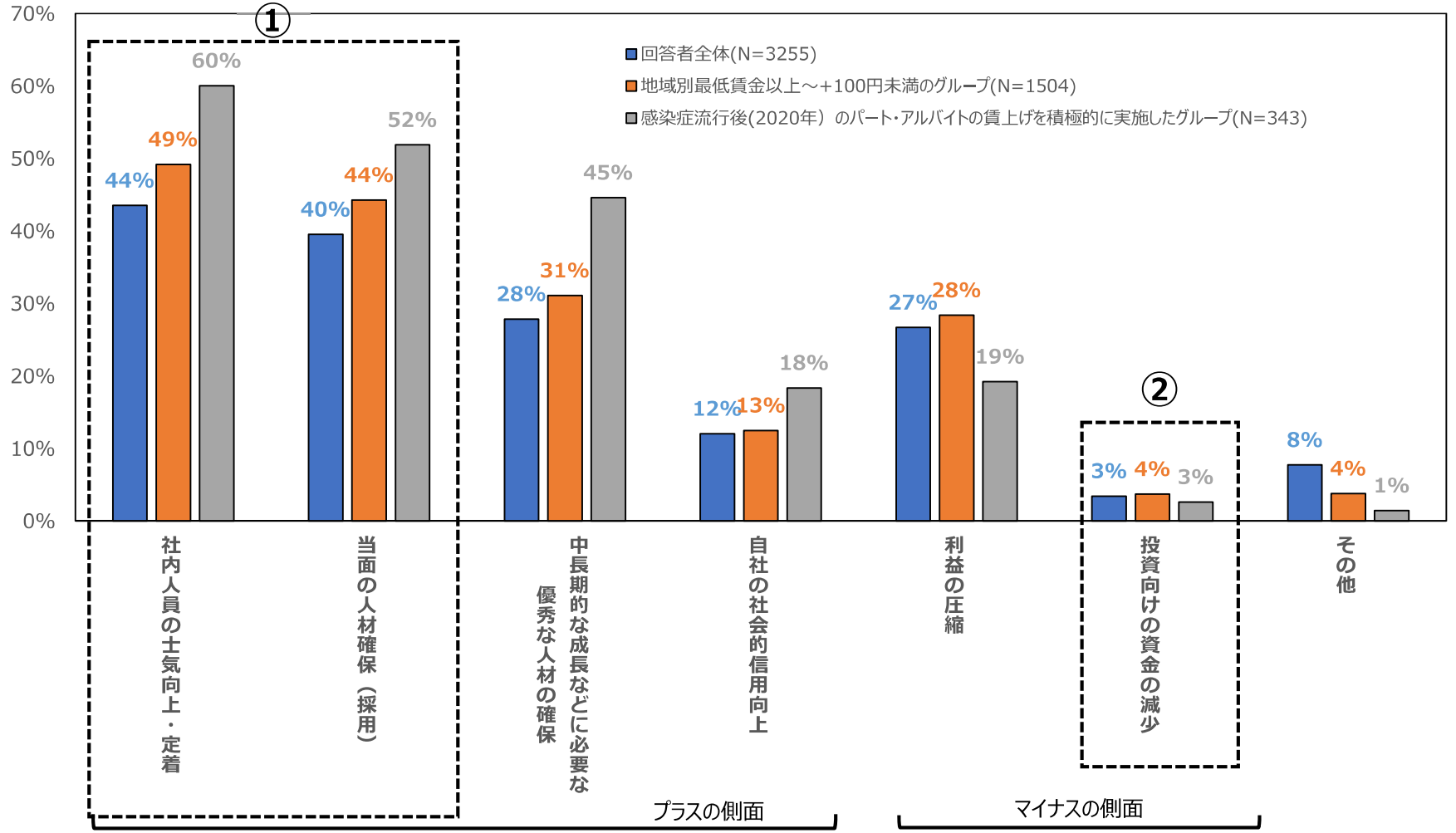

同一労働同一賃金への対応について

同一労働同一賃金の対応について、

○何らかの対応を予定している企業は回答者全体で４割程度、最低賃金近傍の従業員を抱える企業で５割。「非正社員はいるが対応をする予定はない」は２割程度。

○対応内容として最も高いのは「非正社員の基本給の増額」。最低賃金近傍の従業員を抱える企業は非正社員の「基本給」、「賞与」、「退職金」、「各種手当」、「福利厚生」の増額・拡大の回答割合が、回答者全体と比較して高い。

図11　問「同一労働同一賃金が導入された際に、貴社はどのように対応されますか。検討段階のものも含め、すべてお答えください。（複数回答）」の結果

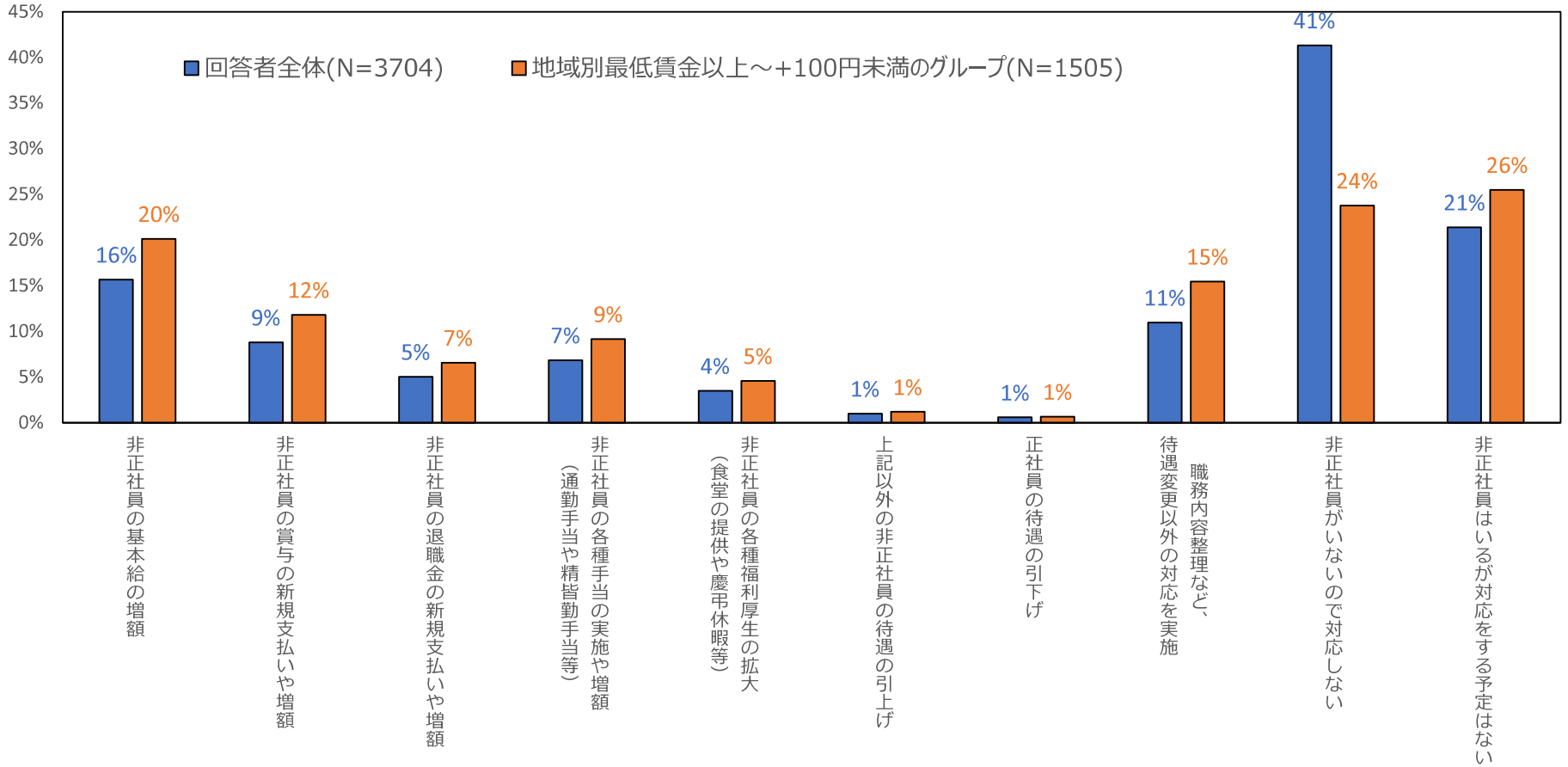

テレワークについて

○テレワークを導入している企業は２割程度。現在取り組んでいる企業と今後重点的に取り組みたい企業と合わせると約３割。

○テレワークを導入しない理由としては、「テレワークに適した仕事がない」、「業務の進行が難しい」、「顧客など外務への対応に支障がある」が多い。回答企業全体と最低賃金近傍の従業員を抱える企業との回答傾向の違いはほとんどない。

図12　問「テレワークの取組状況」の結果

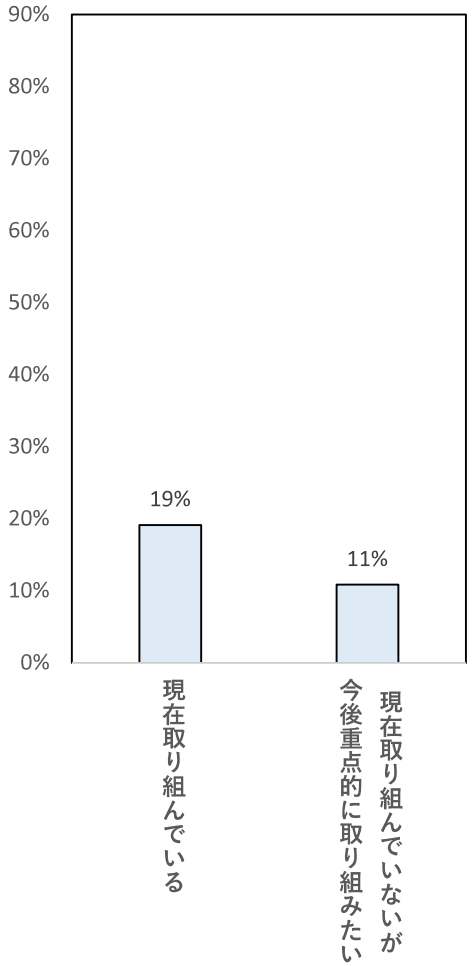

図13　問「テレワークを導入しない理由は何ですか。当てはまる理由をすべてお答えください。（複数回答）」の結果

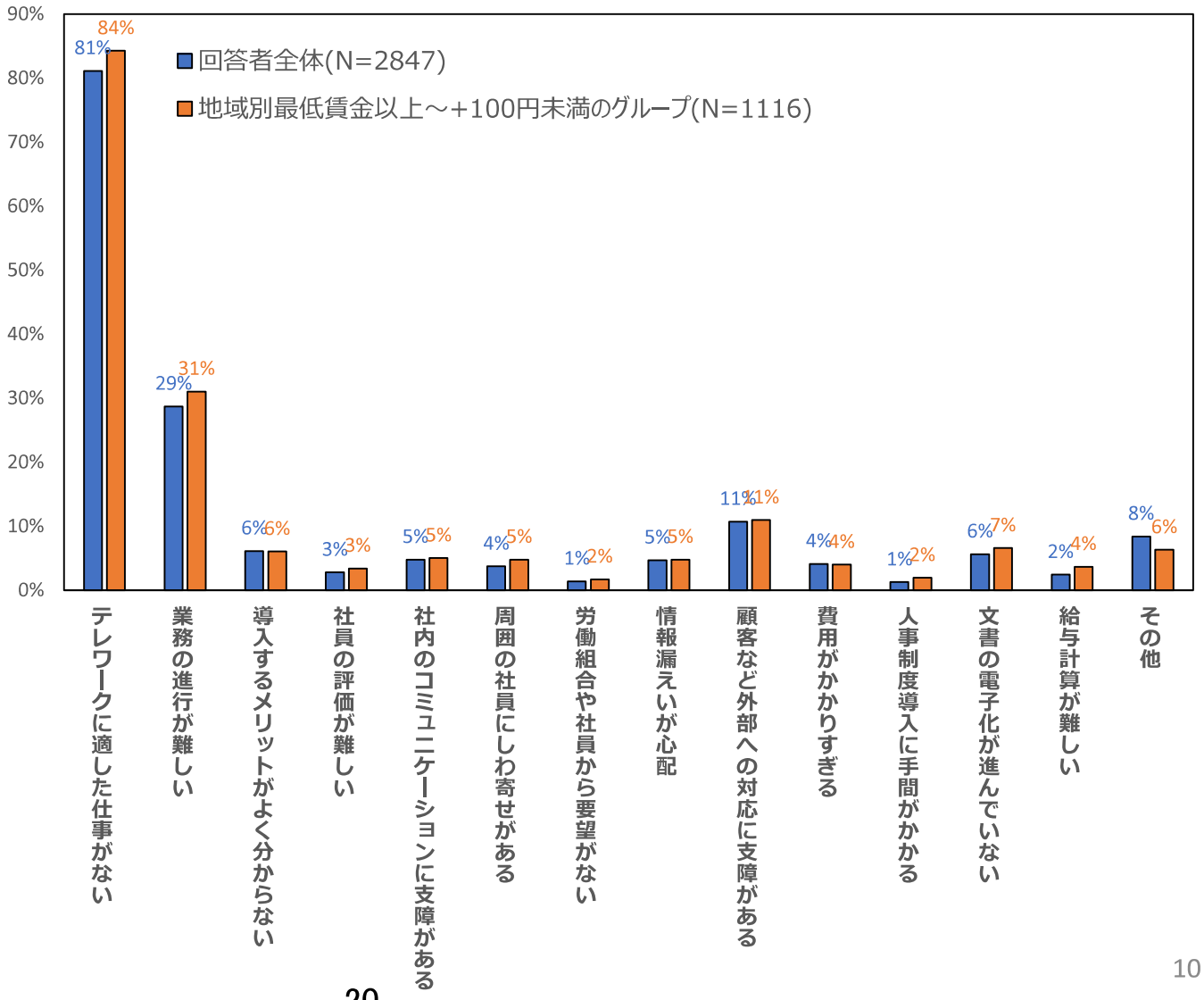

参考１．感染拡大防止のための時短要請の有無

○時短要請を受けたと回答した企業の割合は、5.9%。
○「宿泊・飲食サービス業」では、時短要請を受けたと回答した企業の割合は４割を超える。

表14　問「今年１月の緊急事態宣言発令などに伴って国・自治体から営業時間短縮などの要請を受けていますか。」の結果

		はい（%）	いいえ（%）	分からない（%）
全　体 （4140社）		5.9	92.3	1.8
業種別	建設業 （682社）	1.6	96.3	2.1
	製造業 （703社）	2.8	95.3	1.8
	情報通信業 （129社）	3.1	95.3	1.6
	運輸業，郵便業 （137社）	4.4	94.9	0.7
	卸売業，小売業 （1077社）	4.3	94.0	1.8
	不動産業，物品賃貸業 （323社）	3.7	93.2	3.1
	学術研究，専門･技術サービス業 （237社）	5.5	92.4	2.1
	宿泊業，飲食サービス業 （234社）	44.0	55.1	0.9
	生活関連サービス業，娯楽業 （162社）	11.7	85.8	2.5
	教育，学習支援業 （54社）	7.4	90.7	1.9
	医療，福祉 （156社）	0.6	98.7	0.6
	サービス業（他に分類されない） （246社）	2.8	96.3	0.8

参考２．各種支援策の利用状況

○時短要請を受けた企業は、「雇用調整助成金」や「融資支援」、「GoToキャンペーン」を利用した割合が高い。
○時短要請を受けた企業で「従業員による休業支援金」を利用した割合は２割程度。

図15　各種支援策の利用状況の結果

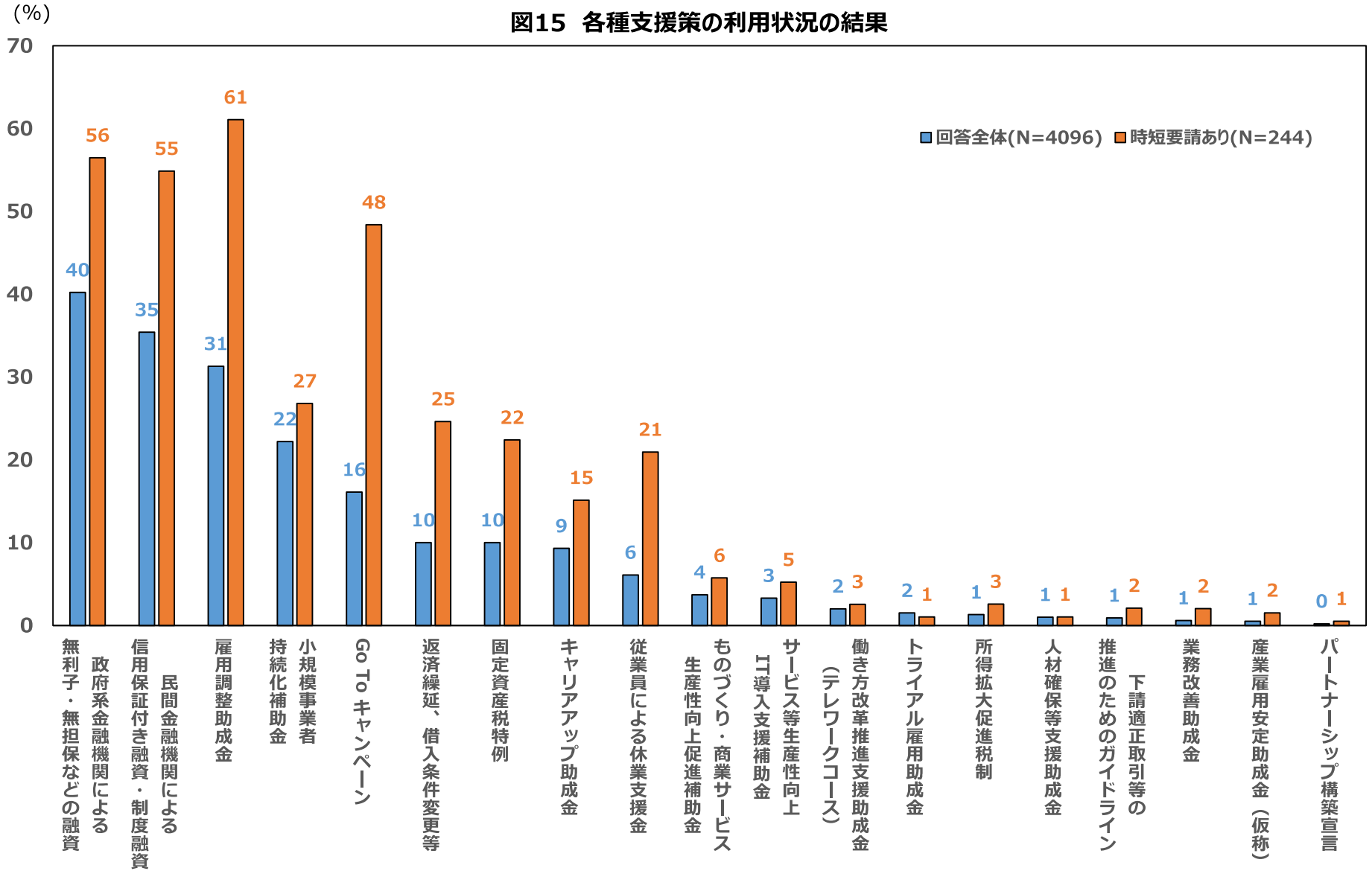

参考３．コロナ関連の各種支援策の利用度・認知度

○コロナ支援策全般に認知度は８割以上と高い。
○「融資」は利用した割合が40%超、「雇用調整助成金」は利用した割合が30%超。

表16

単位：%

雇用調整助成金の利用実績について	利用した（過去も含めて）	従業員に休業をさせていないため、利用していない	売上減等の支給要件に達していないため、利用していない	休業をさせているが、資金不足により休業手当を支払っていないため、利用していない	制度を知らない
	31.3	45.3	14.5	1.1	7.8
従業員による休業支援金の利用実績について	従業員が休業支援金を利用している	制度は知っているが、従業員のシフト減や休業がないため、従業員は利用していない	制度は知っているが、休業手当を支払っているため、従業員は利用していない	制度があることは知っているが、シフト減なども休業支援金の対象になることは知らない	制度を知らない
	6.1	57.8	15.9	5.0	15.2
Go To キャンペーン	利用している 直近2 年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	16.1	11.2	15.2	52.5	4.9
政府系金融機関による無利子・無担保などの融資	利用している 直近2 年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	40.2	3.0	10.7	38.0	8.0
民間金融機関による信用保証付き融資・制度融資	利用している 直近2 年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	35.4	9.6	6.4	38.6	9.9
返済繰延、借入条件変更　等	利用している 直近2 年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	10.0	4.6	9.4	56.4	19.7

参考４．働き方改革・生産性向上等の各種支援策の利用度・認知度①

○「小規模事業者持続化補助金」を利用した割合は３割程度。「キャリアアップ助成金」、「ものづくり補助金」、「トライアル雇用助成金」は１割程度。

○「キャリアアップ助成金」、「業務改善助成金」、「人材確保等支援助成金」、「産業雇用安定助成金」、「トライアル雇用助成金」、「働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）」は認知度が5割以下。

表17

単位：%

キャリアアップ助成金	知っており、利用した	知っているが利用していない	知らない		
	9.3	35.6	55.1		
ものづくり・商業サービス生産性向上促進補助金	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	3.7	4.1	13.7	37.5	41.0
小規模事業者持続化補助金	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	22.2	5.5	12.5	35.5	24.4
サービス等生産性向上IT導入支援補助金	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	3.3	2.4	18.1	36.6	39.6
業務改善助成金	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	0.6	0.3	15.9	30.2	52.9
人材確保等支援助成金	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	1.0	0.9	14.7	30.9	52.6
産業雇用安定助成金（仮称）	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	0.5	0.2	8.4	21.5	69.3
トライアル雇用助成金	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	1.5	7.2	9.2	27.7	54.3
働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）	利用している（直近2 年以内の利用を含む）	過去に利用したことがある	利用したことはないが、今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	2.0	0.6	9.1	38.7	49.6

参考５．働き方改革・生産性向上等の各種支援策の利用度・認知度②

○「所得拡大促進税制」、大企業が主に取り組むべき「下請け取引ガイドライン」、「パートナーシップ構築宣言」を利用した割合は1割未満で、認知度ともに低い。

表18

単位：%

所得拡大促進税制	利用している 直近2 年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、 今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	1.3	1.1	6.9	20.4	70.3
下請適正取引等の推進のためのガイドライン	利用している 直近2 年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、 今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	0.9	0.3	6.5	28.6	63.6
パートナーシップ構築宣言	利用している 直近2 年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、 今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、利用はしない	知らない
	0.2	0.0	4.9	20.2	74.7

参考６．回答企業の属性

業種別

建設業	製造業	情報通信業	運輸業，郵便業	卸売業，小売業	不動産業，物品賃貸業
684 件	705 件	129 件	137 件	1079 件	324 件
16.5 %	17.0 %	3.1 %	3.3 %	26.0 %	7.8 %

学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	教育，学習支援業	医療，福祉	サービス業（他に分類されない）
238 件	234 件	163 件	54 件	157 件	247 件
5.7 %	5.6 %	3.9 %	1.3 %	3.8 %	6.0 %

従業員規模別

1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人
1312 件	730 件	652 件	278 件	294 件
35.7 %	19.8 %	17.7 %	7.6 %	8.0 %

50～99人	100～199人	200～299人	300人以上
218 件	109 件	37 件	49 件
5.9 %	3.0 %	1.0 %	1.3 %

＜家計調査＞

追加参考図表１

令和３年６月４日
総務省統計局

新型コロナウイルス感染症の影響により
名目支出額に大きな変動が見られた主な品目など

新型コロナウイルス感染症の影響により、名目支出額に大きな変動が見られた主な品目などについて、３か年（2019年～2021年）の４月の推移をまとめると、以下の表のとおりとなっている。

表　名目支出額に大きな変動が見られた主な品目など

（円）

品目	2021年４月	2020年４月	2019年４月
食料			
米	1,802	2,110	1,877
パスタ	120	181	106
生鮮肉	6,214	7,002	5,745
冷凍調理食品	822	746	640
チューハイ・カクテル	392	391	277
食事代	8,189	4,429	11,730
飲酒代	335	169	1,697
家具・家事用品			
他の家事用消耗品のその他　※ウェットティッシュ、除菌スプレーを含む。	925	1,260	744
被服及び履物			
背広服	253	51	245
保健医療			
保健用消耗品　※マスク、ガーゼを含む。	1,130	1,631	713
交通・通信			
鉄道通学定期代	837	170	1,392
鉄道運賃	870	252	2,439
バス代	135	80	275
タクシー代	246	129	397
航空運賃	93	26	464
有料道路料	447	335	774
ガソリン	4,525	3,559	5,481
教養娯楽			
宿泊料	875	110	2,244
パック旅行費	395	116	4,230
映画・演劇等入場料	259	42	563
文化施設入場料	90	10	235
遊園地入場・乗物代	70	6	254
インターネット接続料	2,673	2,521	2,102
その他の消費支出			
カット代	532	328	497
他の理美容代　※エステティック，ヘアセット代を含む。	1,867	1,001	1,767
浴用・洗顔石けん	518	608	469
ファンデーション	144	140	211
口紅	34	48	80
（参考）消費支出	301,043	267,922	301,136

表１

支給決定額（大分類別）

	産業分類（大分類）	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額（百万円）	割合	支給決定額（百万円）	割合
1	製造業	896,857	26.2%	13,314	5.3%
2	卸売業、小売業	539,396	15.8%	36,051	14.3%
3	宿泊業、飲食サービス業	484,972	14.2%	103,635	41.1%
4	運輸業、郵便業	409,636	12.0%	5,926	2.4%
5	生活関連サービス業、娯楽業	255,094	7.5%	25,116	10.0%
6	サービス業（他に分類されないもの）	242,975	7.1%	24,508	9.7%
7	学術研究、専門・技術サービス業	151,695	4.4%	10,335	4.1%
8	建設業	120,756	3.5%	4,925	2.0%
9	情報通信業	112,992	3.3%	3,826	1.5%
10	不動産業、物品賃貸業	73,651	2.2%	5,885	2.3%
11	医療、福祉	63,498	1.9%	6,560	2.6%
12	教育、学習支援業	31,372	0.9%	5,954	2.4%
13	金融業、保険業	15,957	0.5%	620	0.2%
14	複合サービス業	7,467	0.2%	456	0.2%
15	分類不能の産業	5,911	0.2%	4,246	1.7%
16	農業、林業	1,607	0.0%	288	0.1%
17	鉱業、採石業、砂利採取業	869	0.0%	36	0.0%
18	漁業	822	0.0%	147	0.1%
19	電気・ガス・熱供給・水道業	644	0.0%	34	0.0%
20	公務（他に分類されるものを除く）	504	0.0%	62	0.0%
合計		3,416,677	100%	251,924	100%

※１　支給決定額は、申請日が令和２年１月24日以降の申請について、令和３年５月末までの支給決定分を集計したもの

※２　雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※３　雇用調整助成金に係る支給決定額が大きい産業順で並べ、上位５産業について網掛けをしている

※４　産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている

表２

支給決定額（中分類別）

	産業分類（中分類）	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額（百万円）	割合	支給決定額（百万円）	割合
1	飲食店	269,269	7.9%	87,131	34.6%
2	宿泊業	213,322	6.2%	15,907	6.3%
3	道路旅客運送業	170,410	5.0%	2,392	0.9%
4	輸送用機械器具製造業	153,608	4.5%	592	0.2%
5	その他の事業サービス業	146,503	4.3%	17,595	7.0%
6	専門サービス業（他に分類されないもの）	111,039	3.2%	8,482	3.4%
7	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	109,739	3.2%	2,911	1.2%
8	娯楽業	107,285	3.1%	14,153	5.6%
9	運輸に附帯するサービス業	106,406	3.1%	1,604	0.6%
10	その他の小売業	100,028	2.9%	8,642	3.4%
11	金属製品製造業	95,068	2.8%	959	0.4%
12	食料品製造業	80,964	2.4%	5,419	2.2%
13	はん用機械器具製造業	80,641	2.4%	438	0.2%
14	洗濯・理容・美容・浴場業	76,411	2.2%	5,772	2.3%
15	情報サービス業	73,435	2.1%	2,065	0.8%
16	その他の生活関連サービス業	71,398	2.1%	5,191	2.1%
17	電気機械器具製造業	69,033	2.0%	490	0.2%
18	道路貨物運送業	67,707	2.0%	1,254	0.5%
19	飲食料品小売業	59,747	1.7%	8,694	3.5%
20	繊維工業	58,990	1.7%	1,007	0.4%
21	織物・衣服・身の回り品小売業	58,444	1.7%	4,579	1.8%
22	その他の卸売業	55,770	1.6%	2,342	0.9%
23	印刷・同関連業	52,035	1.5%	1,042	0.4%
24	各種商品小売業	51,316	1.5%	2,680	1.1%
25	鉄鋼業	50,514	1.5%	105	0.0%
26	職別工事業（設備工事業を除く）	47,588	1.4%	1,966	0.8%
27	職業紹介・労働者派遣業	45,474	1.3%	2,410	1.0%
28	医療業	44,283	1.3%	4,284	1.7%
29	総合工事業	40,383	1.2%	1,888	0.7%
30	その他の製造業	40,326	1.2%	712	0.3%
31	航空運輸業	39,082	1.1%	153	0.1%
32	設備工事業	32,785	1.0%	1,071	0.4%
33	上記以外	637,676	18.7%	37,993	15.1%
合計		3,416,677	100%	251,924	100%

※１　支給決定額は、申請日が令和２年１月24日以降の申請について、令和３年５月末までの支給決定分を集計したもの
※２　雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む
※３　雇用調整助成金に係る支給決定額が大きい産業順で並べ、上位５産業について網掛けをしている
※４　雇用調整助成金に係る支給決定額が全体に占める割合で１％以上の産業を掲載している
※５　産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている

表３

支給決定額（都道府県別）

	都道府県	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額（百万円）	割合	支給決定額（百万円）	割合
1	北海道	86,762	2.5%	6,286	2.5%
2	青森	14,912	0.4%	584	0.2%
3	岩手	16,998	0.5%	609	0.2%
4	宮城	36,446	1.1%	2,409	1.0%
5	秋田	11,698	0.3%	644	0.3%
6	山形	20,949	0.6%	867	0.3%
7	福島	34,038	1.0%	1,858	0.7%
8	茨城	36,068	1.1%	1,875	0.7%
9	栃木	35,315	1.0%	1,741	0.7%
10	群馬	44,752	1.3%	1,986	0.8%
11	埼玉	92,871	2.7%	6,314	2.5%
12	千葉	122,302	3.6%	8,127	3.2%
13	東京	993,532	29.1%	83,761	33.2%
14	神奈川	158,604	4.6%	13,467	5.3%
15	新潟	45,228	1.3%	1,783	0.7%
16	富山	28,377	0.8%	1,046	0.4%
17	石川	39,501	1.2%	1,856	0.7%
18	福井	23,769	0.7%	951	0.4%
19	山梨	22,437	0.7%	1,330	0.5%
20	長野	55,807	1.6%	3,671	1.5%
21	岐阜	48,439	1.4%	2,520	1.0%
22	静岡	94,842	2.8%	4,751	1.9%
23	愛知	246,219	7.2%	13,730	5.5%
24	三重	33,042	1.0%	1,941	0.8%
25	滋賀	24,354	0.7%	1,674	0.7%
26	京都	94,072	2.8%	9,315	3.7%
27	大阪	346,193	10.1%	30,277	12.0%
28	兵庫	103,905	3.0%	8,541	3.4%
29	奈良	16,612	0.5%	1,452	0.6%
30	和歌山	15,787	0.5%	1,042	0.4%
31	鳥取	11,003	0.3%	507	0.2%
32	島根	10,456	0.3%	765	0.3%
33	岡山	39,040	1.1%	2,731	1.1%
34	広島	75,419	2.2%	3,492	1.4%
35	山口	20,505	0.6%	1,863	0.7%
36	徳島	8,744	0.3%	503	0.2%
37	香川	17,788	0.5%	1,133	0.4%
38	愛媛	18,630	0.5%	1,191	0.5%
39	高知	8,637	0.3%	751	0.3%
40	福岡	114,190	3.3%	10,913	4.3%
41	佐賀	9,499	0.3%	552	0.2%
42	長崎	17,386	0.5%	1,239	0.5%
43	熊本	27,695	0.8%	1,846	0.7%
44	大分	22,045	0.6%	1,900	0.8%
45	宮崎	12,074	0.4%	905	0.4%
46	鹿児島	16,313	0.5%	1,239	0.5%
47	沖縄	43,424	1.3%	3,985	1.6%
合計		3,416,677	100%	251,924	100%

※１　支給決定額は、申請日が令和２年１月24日以降の申請について、令和３年５月末までの支給決定分を集計したもの

※２　雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※３　上位５都道府県について、網掛けをしている

表４

支給決定額（企業規模別）

	企業規模	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額（百万円）	割合	支給決定額（百万円）	割合
1	中小企業	2,700,258	81.2%	211,738	87.7%
2	大企業	623,374	18.8%	29,696	12.3%
合計		3,323,632	100%	241,434	100%

※１　支給決定額は、申請日が令和２年１月24日以降の申請について、令和３年５月末までの支給決定分を集計したもの

※２　雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※３　令和２年７月５日以前に行った支給決定では、企業規模が入力必須項目となっていなかったため、企業規模が不明なものを除いた額となっている。

産業別にみた企業の売上高営業利益率の推移

売上高営業利益率

（単位：%）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年					令和2年					令和3年
											1－3月	4－6月	7－9月	10-12月		1－3月	4－6月	7－9月	10-12月	1－3月
全産業（除く金融保険業）	3.3	3.1	3.2	3.8	4.1	4.5	4.6	4.8	4.7	4.6	5.2	4.8	4.1	4.3	3.4	3.9	2.1	2.8	4.4	4.7
製造業	3.5	2.8	2.8	4.1	4.4	4.6	4.3	5.5	5.2	4.1	4.2	4.3	3.9	4.0	3.0	3.0	0.5	2.6	5.2	5.2
食料品製造業	2.6	3.4	3.1	3.1	2.6	3.7	4.4	4.7	4.3	3.6	1.3	4.6	3.8	4.2	2.6	1.7	1.3	3.3	4.0	1.6
繊維工業	1.6	3.5	3.1	2.7	2.7	1.6	2.8	2.4	2.7	1.9	1.0	1.7	2.9	1.9	▲ 0.2	0.5	▲ 3.3	▲ 2.7	3.8	▲ 3.9
木材・木製品製造業	3.2	3.5	0.7	2.4	2.6	1.1	3.8	3.8	3.5	3.6	3.1	3.2	3.8	4.2	3.4	3.7	2.9	1.9	5.1	2.6
パルプ・紙・紙加工品製造業	3.3	3.6	2.8	2.7	2.9	3.1	3.5	2.5	2.1	3.5	1.8	3.4	4.2	4.7	3.9	3.7	2.7	2.9	6.0	5.8
印刷・同関連業	1.8	1.5	1.9	3.2	2.5	2.2	2.6	2.7	2.5	2.4	3.6	2.7	1.6	1.7	1.0	3.4	▲ 2.0	▲ 0.4	2.0	5.3
化学工業	8.0	6.9	6.3	6.9	7.0	7.9	8.4	9.5	8.7	8.8	8.2	9.3	8.4	9.3	8.1	6.5	8.7	7.8	9.3	7.9
石油製品・石炭製品製造業	1.4	2.8	0.4	1.5	▲ 0.8	▲ 0.3	2.5	3.8	2.1	1.3	1.2	1.4	0.4	2.4	▲ 2.5	▲ 8.9	▲ 8.3	6.6	3.2	7.5
窯業・土石製品製造業	5.1	4.6	3.6	5.2	4.5	4.3	4.8	6.1	6.2	5.3	5.9	4.0	5.8	5.7	3.7	3.1	2.7	2.0	6.3	5.9
鉄鋼業	3.7	2.0	▲ 0.0	2.8	4.2	3.4	1.4	3.2	3.2	0.6	1.8	0.2	0.2	0.0	▲ 1.1	0.2	▲ 4.7	▲ 4.6	3.4	2.9
非鉄金属製造業	2.9	2.4	2.3	2.9	2.8	3.0	3.0	4.3	3.1	2.5	2.0	2.7	2.3	3.0	2.4	1.8	1.2	2.2	4.0	3.1
金属製品製造業	3.7	3.0	3.4	4.3	5.2	4.5	5.7	5.4	4.9	4.5	5.4	5.0	2.4	5.2	3.4	6.8	▲ 1.5	2.4	5.1	7.4
はん用機械器具製造業	2.9	3.3	3.9	4.6	5.9	5.6	5.6	8.0	8.2	6.8	10.7	4.0	8.1	3.1	4.9	8.7	0.6	3.3	5.5	10.1
生産用機械器具製造業	4.3	4.6	3.7	4.5	5.8	6.1	4.5	6.9	8.1	6.2	7.6	6.5	6.4	3.8	5.1	6.5	3.9	3.7	6.1	7.5
業務用機械器具製造業	5.3	5.5	4.8	5.8	6.9	6.1	5.2	6.1	6.1	4.0	4.4	3.7	5.1	2.9	2.5	4.0	▲ 0.1	1.2	4.5	6.4
電気機械器具製造業	3.6	2.8	1.6	3.2	4.8	3.8	3.1	5.5	5.6	4.3	4.2	3.8	4.3	4.7	3.0	3.2	1.1	2.5	4.9	6.1
情報通信機械器具製造業	2.2	0.8	▲ 0.0	2.1	3.7	3.5	2.7	5.1	4.6	2.2	3.8	0.1	2.3	2.5	2.6	3.2	0.8	2.5	3.7	4.8
輸送用機械器具製造業	2.1	0.2	2.8	5.8	5.6	5.6	3.7	4.9	4.3	2.7	2.6	3.9	2.1	2.1	0.2	0.8	▲ 7.3	0.0	4.2	3.0
自動車・同附属品製造業	1.8	▲ 0.4	2.6	5.7	5.7	5.6	3.7	5.1	4.6	2.8	2.6	4.1	2.3	2.2	0.1	0.4	▲ 7.8	0.1	4.5	3.1
その他の輸送用機械器具製造業	5.4	5.3	4.7	6.4	4.6	4.7	3.1	2.7	1.3	1.1	2.5	0.9	0.2	0.5	0.5	4.0	▲ 2.8	▲ 1.4	0.5	2.9
その他の製造業	4.4	1.9	3.3	4.2	3.9	4.8	5.9	6.2	5.6	5.5	5.3	5.7	5.3	5.5	6.0	5.5	4.8	5.6	7.8	9.0
非製造業	3.1	3.2	3.4	3.6	4.0	4.5	4.6	4.6	4.5	4.8	5.6	5.0	4.2	4.4	3.5	4.3	2.7	2.9	4.1	4.6
農林水産業	▲ 0.9	3.7	▲ 0.3	▲ 0.0	2.1	1.9	3.7	0.9	▲ 0.3	0.7	1.8	▲ 0.3	▲ 3.2	3.7	▲ 2.7	0.6	▲ 7.8	▲ 4.2	▲ 0.4	2.2
農業、林業	▲ 1.2	3.9	▲ 1.8	▲ 0.2	1.8	1.5	4.4	1.0	▲ 1.7	1.6	0.4	0.9	1.1	3.5	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 6.5	▲ 1.8	2.1	3.2
漁業	▲ 0.2	3.4	3.5	0.4	3.2	3.3	2.1	0.6	3.8	▲ 1.4	6.1	▲ 3.3	▲ 13.2	4.4	▲ 6.0	2.8	▲ 11.3	▲ 10.8	▲ 6.3	▲ 1.0
鉱業、採石業、砂利採取業	27.1	30.0	33.9	31.2	32.6	22.1	13.5	19.1	18.7	19.8	15.8	21.8	21.6	20.5	12.5	12.8	8.0	13.7	14.8	19.7
建設業	2.5	2.3	2.9	2.9	4.2	5.1	6.0	5.8	5.3	5.4	8.6	3.4	5.3	3.2	5.4	8.4	2.5	4.6	4.8	9.0
電気業	7.0	▲ 1.1	▲ 5.5	▲ 1.4	1.7	6.5	5.2	3.7	3.2	3.9	3.7	4.4	5.4	1.8	3.8	1.5	4.2	8.8	0.0	▲ 1.1
ガス・熱供給・水道業	5.1	2.5	6.6	3.8	4.2	9.2	5.8	4.6	2.9	5.0	9.6	8.8	▲ 0.3	▲ 0.1	4.9	6.4	6.0	4.3	2.1	4.1
情報通信業	6.7	7.6	8.2	7.7	8.1	8.6	8.9	9.1	9.4	8.6	7.3	10.1	7.7	9.4	8.7	7.3	10.4	8.2	9.1	7.7
運輸業、郵便業	5.2	4.3	4.9	5.2	5.0	6.2	5.7	5.9	6.8	6.4	3.2	7.1	7.5	7.9	▲ 2.7	0.3	▲ 8.3	▲ 2.7	▲ 1.0	▲ 2.1
陸運業	5.7	5.1	5.6	6.3	6.0	7.7	7.2	7.5	8.4	7.6	4.1	8.5	8.5	9.3	▲ 1.4	1.0	▲ 7.5	▲ 2.2	2.3	▲ 4.2
水運業	4.5	▲ 1.0	▲ 0.2	1.7	1.8	1.5	0.2	0.7	0.5	2.9	1.2	2.7	4.6	3.2	0.1	▲ 1.9	▲ 1.3	▲ 0.1	4.0	▲ 2.0
その他の運輸業	4.2	4.8	5.6	4.5	3.8	5.0	4.6	5.1	5.8	5.0	2.0	5.4	6.5	6.4	▲ 6.7	▲ 0.3	▲ 12.8	▲ 4.6	▲ 10.5	2.0
卸売業・小売業	1.4	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	2.0	2.0	2.0	2.2	2.1	2.3	2.2	2.1	1.9	1.6	1.1	1.7	3.0	1.9
卸売業	1.1	1.5	1.5	1.5	1.3	1.4	1.7	1.7	1.8	1.8	1.6	1.9	1.9	1.7	1.4	1.0	0.7	1.1	2.5	1.4
小売業	2.0	2.5	2.3	2.6	3.1	3.0	2.7	2.5	2.6	3.1	3.4	3.2	3.0	2.9	2.9	2.9	1.9	2.9	3.8	2.8
不動産業、物品賃貸業	9.9	10.4	10.3	10.1	10.7	11.6	11.9	11.7	11.3	10.4	13.0	10.1	9.6	8.7	9.6	9.4	9.6	9.1	10.1	10.8
不動産業	11.6	11.9	12.1	11.6	12.1	13.3	13.7	14.2	13.4	11.9	15.5	11.1	11.0	10.1	11.1	10.4	11.9	10.5	11.9	12.5
物品賃貸業	5.5	6.5	5.8	6.4	7.1	7.4	7.4	5.8	6.1	6.5	6.9	7.5	6.3	5.1	5.3	6.4	4.5	5.1	5.1	6.0
リース業	5.7	6.8	6.4	6.8	7.7	8.0	8.0	6.1	6.6	7.4	8.7	8.0	6.8	5.9	5.9	8.1	5.0	5.1	5.5	6.9
その他の物品賃貸業	4.6	4.8	3.6	4.5	4.0	4.5	4.5	4.8	4.2	4.1	2.0	6.4	5.2	2.9	2.8	1.1	2.3	5.1	3.6	2.5
サービス業	5.2	4.6	5.3	6.0	7.2	7.3	7.1	7.5	7.2	8.4	12.1	9.2	4.5	7.4	4.6	6.6	5.1	1.2	5.1	9.2
宿泊業、飲食サービス業	3.2	2.8	2.6	3.0	3.3	4.2	4.2	4.8	3.5	2.7	1.2	3.1	3.0	3.2	▲ 9.9	▲ 4.7	▲ 28.3	▲ 8.8	▲ 3.7	▲ 18.1
宿泊業	2.0	0.7	2.3	4.3	4.6	6.5	7.8	8.1	4.6	3.2	0.1	3.7	4.5	4.1	▲ 22.8	▲ 11.5	▲ 102.0	▲ 24.1	▲ 6.0	▲ 48.0
飲食サービス業	3.6	3.5	2.7	2.3	2.7	3.5	2.9	3.1	2.7	2.4	1.9	2.8	2.1	2.7	▲ 6.2	▲ 1.8	▲ 17.2	▲ 5.0	▲ 3.0	▲ 10.3
生活関連サービス業、娯楽業	3.1	3.1	3.9	3.7	4.0	3.7	3.5	3.9	3.5	3.3	2.3	4.7	4.3	1.4	▲ 3.9	0.3	▲ 16.7	▲ 3.8	▲ 1.5	▲ 2.2
生活関連サービス業	4.2	3.8	4.3	2.9	2.6	3.6	3.4	2.9	1.7	1.5	0.8	2.9	0.7	1.8	▲ 5.8	▲ 0.2	▲ 20.2	▲ 8.3	▲ 1.6	▲ 4.0
娯楽業	2.6	2.8	3.5	4.4	5.1	3.8	3.5	4.6	4.7	4.3	3.4	5.4	6.2	1.1	▲ 2.8	0.7	▲ 14.2	▲ 1.4	▲ 1.5	▲ 1.0
学術研究、専門・技術サービス業	9.0	8.3	9.8	11.1	14.3	15.6	13.5	12.6	14.7	19.3	27.9	21.6	5.4	16.8	15.6	16.5	25.2	5.3	12.7	24.7
広告業	2.8	2.7	3.3	4.2	4.5	4.1	3.6	3.2	3.7	2.8	4.1	1.0	2.6	3.1	1.9	3.9	▲ 1.7	1.4	3.0	3.1
純粋持株会社	54.2	48.7	54.8	58.4	61.1	63.7	59.6	49.2	59.6	66.8	79.7	72.6	21.4	61.3	55.8	54.0	72.9	26.4	47.6	71.1
その他の学術研究、専門・技術サービス業	5.1	4.4	4.8	4.4	6.2	6.9	2.4	3.5	3.4	7.0	13.5	3.9	3.4	4.6	5.3	10.1	4.9	1.7	2.9	7.2
教育、学習支援業	8.9	2.6	5.8	7.1	5.9	3.1	3.2	6.5	3.5	1.4	▲ 0.3	▲ 2.4	4.7	3.1	3.1	7.8	▲ 18.2	9.4	6.5	6.7
医療、福祉業	4.4	4.6	5.8	6.5	5.1	5.7	6.5	4.7	3.9	3.7	4.7	4.9	3.3	2.2	4.0	4.1	1.8	4.6	5.6	1.8
職業紹介・労働者派遣業	3.9	3.7	4.0	2.9	3.5	4.4	4.7	5.9	4.9	5.0	3.8	5.3	4.2	6.5	4.0	3.9	4.0	1.0	7.0	3.6
その他のサービス業	5.2	3.7	3.9	5.0	5.0	5.0	6.6	6.7	5.6	6.2	7.0	6.1	4.9	6.6	4.6	5.5	3.8	3.6	5.1	6.7

（資料出所）財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
（注）暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

産業別にみた企業の売上高経常利益率の推移

売上高経常利益率

（単位：%）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年				令和2年				令和3年
											1－3月	4－6月	7－9月	10–12月		1－3月	4－6月	7－9月	10–12月	1－3月
全産業(除く金融保険業)	3.5	3.4	3.8	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.0
製造業	4.2	3.6	3.9	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	7.8
食料品製造業	2.9	3.7	3.7	3.9	3.4	4.7	4.9	5.6	5.0	4.6	2.9	5.5	5.2	4.5	3.8	3.2	2.6	4.9	4.6	2.6
繊維工業	1.4	3.1	3.5	4.1	3.5	2.4	4.2	4.2	4.0	4.4	2.7	7.0	3.9	4.3	4.6	1.6	5.1	1.9	9.9	▲ 2.0
木材・木製品製造業	3.3	3.6	0.6	2.8	3.5	1.9	4.2	4.2	5.3	4.2	4.0	3.7	4.3	4.8	4.3	4.4	4.1	2.6	6.0	3.9
パルプ・紙・紙加工品製造業	3.2	3.8	3.1	3.1	3.4	3.9	4.2	3.3	2.7	4.3	2.4	5.0	4.7	5.0	4.9	4.1	4.9	3.9	6.5	8.3
印刷・同関連業	2.5	2.3	2.7	4.0	3.1	2.7	3.3	3.5	3.4	3.5	3.8	4.8	2.3	3.4	2.8	3.8	1.4	1.4	4.3	6.9
化学工業	8.5	8.4	7.5	8.8	9.1	9.1	9.9	11.8	11.6	10.8	8.9	13.4	9.9	11.0	10.7	9.1	12.6	9.3	11.9	9.8
石油製品・石炭製品製造業	1.8	2.8	0.3	1.4	▲ 0.3	▲ 0.2	2.6	3.9	2.4	1.7	1.7	2.3	0.5	2.3	▲ 1.1	▲ 5.8	▲ 7.4	6.6	4.3	8.1
窯業・土石製品製造業	5.4	4.7	4.2	6.2	5.8	5.5	5.8	7.6	8.3	8.4	8.3	6.8	6.5	11.8	5.5	5.3	5.6	3.5	7.4	8.1
鉄鋼業	3.6	2.5	0.3	4.1	5.3	4.3	2.3	4.4	4.3	2.0	2.9	3.5	0.0	1.4	▲ 0.1	0.0	▲ 1.6	▲ 4.0	4.4	4.1
非鉄金属製造業	3.8	3.3	4.2	5.1	4.3	4.5	4.5	5.9	5.0	5.2	4.5	6.1	4.1	5.9	4.1	3.8	4.1	3.5	5.0	5.2
金属製品製造業	4.5	3.4	3.9	5.3	5.9	5.6	6.4	6.5	5.8	5.4	5.9	6.7	2.9	5.9	5.2	8.7	0.4	4.1	6.5	9.3
はん用機械器具製造業	3.5	3.9	4.8	6.2	8.4	7.1	6.2	9.4	9.0	7.9	11.7	5.9	8.8	3.9	6.1	8.9	4.1	4.0	6.6	13.1
生産用機械器具製造業	4.2	5.0	4.7	6.2	7.6	7.6	6.1	8.6	9.8	9.0	11.9	9.6	7.8	5.9	8.8	10.0	8.0	6.8	10.2	12.5
業務用機械器具製造業	6.3	6.8	6.5	8.3	9.2	8.9	7.6	9.4	9.6	7.0	7.8	8.5	7.0	4.8	6.4	6.8	6.5	4.3	7.7	13.6
電気機械器具製造業	4.6	4.4	2.9	4.4	6.6	5.6	4.6	8.7	8.5	6.8	5.0	9.0	5.8	8.0	6.4	4.6	7.7	4.3	9.6	7.9
情報通信機械器具製造業	2.4	1.2	1.7	4.3	5.5	4.7	4.6	7.1	10.0	5.0	5.9	4.5	5.1	4.3	4.6	5.2	3.7	3.4	5.7	8.1
輸送用機械器具製造業	4.4	1.9	4.8	8.4	8.8	8.5	6.5	8.6	7.6	6.1	5.2	9.1	5.6	4.6	4.4	2.3	3.5	4.0	7.3	6.3
自動車・同附属品製造業	4.2	1.5	4.8	8.6	9.0	8.8	6.8	9.0	8.1	6.5	5.3	9.7	5.9	4.9	4.6	2.2	3.6	4.2	7.7	6.5
その他の輸送用機械器具製造業	6.2	5.0	4.9	6.9	6.1	5.2	3.7	5.2	2.4	2.1	3.4	2.0	1.9	1.1	2.3	3.4	2.2	1.9	1.4	4.0
その他の製造業	4.4	2.3	4.3	5.7	5.1	6.3	6.8	7.5	6.9	7.0	7.1	7.7	6.6	6.7	7.5	6.0	7.1	7.3	9.3	11.9
非製造業	3.2	3.3	3.8	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.3
農林水産業	0.6	5.0	3.5	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲ 1.5	6.8	1.2	3.7	▲ 5.3	0.0	5.3	6.7
農業、林業	0.3	4.6	2.7	5.7	3.4	3.2	6.5	2.8	0.3	4.1	4.0	2.2	2.3	6.9	2.6	1.9	▲ 3.8	2.9	8.3	6.9
漁業	1.3	5.8	5.1	3.3	6.4	5.2	4.3	2.2	7.2	1.6	9.4	1.0	▲ 10.4	6.3	▲ 2.2	8.4	▲ 9.3	▲ 8.2	▲ 1.9	6.0
鉱業、採石業、砂利採取業	29.4	30.9	35.8	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲ 17.3	20.6
建設業	2.6	2.4	3.1	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	9.8
電気業	5.2	▲ 2.9	▲ 6.8	▲ 2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲ 0.1	▲ 1.8
ガス・熱供給・水道業	5.4	2.8	7.0	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	4.8
情報通信業	6.8	7.7	8.6	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	8.5
運輸業、郵便業	4.6	4.0	4.9	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲ 1.8	0.4	▲ 6.8	▲ 1.3	▲ 0.2	▲ 0.4
陸運業	4.9	4.4	5.3	6.1	6.1	7.6	7.2	7.5	8.5	7.9	4.1	9.5	8.4	9.3	▲ 0.6	0.9	▲ 6.0	▲ 0.8	2.9	▲ 3.3
水運業	4.9	0.3	0.8	3.4	3.5	3.7	1.6	2.5	2.5	4.6	2.2	5.1	6.0	5.0	2.0	▲ 0.9	1.5	2.1	5.5	7.4
その他の運輸業	4.0	4.6	5.6	4.7	4.4	5.2	5.0	5.6	6.5	5.4	2.0	6.7	6.7	6.7	▲ 5.9	0.0	▲ 11.7	▲ 3.7	▲ 9.4	2.7
卸売業・小売業	1.6	2.1	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	2.6
卸売業	1.4	1.9	2.3	2.2	2.0	2.1	2.3	2.6	2.8	2.6	2.1	3.3	2.7	2.5	2.3	1.7	2.3	1.9	3.3	2.2
小売業	2.2	2.6	2.5	2.9	3.3	3.3	3.0	2.9	2.9	3.4	3.5	3.6	3.3	3.2	3.4	3.3	2.5	3.3	4.3	3.2
不動産業、物品賃貸業	7.7	8.1	9.4	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	10.8
不動産業	8.6	8.7	10.8	11.0	11.7	13.8	13.9	14.6	14.1	13.3	15.1	14.9	11.0	12.3	11.5	9.5	13.2	11.0	12.8	12.1
物品賃貸業	5.4	6.5	6.1	6.9	7.5	8.0	8.0	7.0	7.2	7.3	7.9	8.9	6.8	5.4	6.3	7.3	6.3	5.7	5.6	7.0
リース業	5.6	6.9	6.6	7.4	8.2	8.7	8.7	7.5	8.1	8.4	9.9	9.9	7.3	6.3	7.1	9.3	7.3	5.7	5.9	8.0
その他の物品賃貸業	4.6	4.7	3.8	4.5	4.0	4.6	4.7	5.2	4.2	4.3	2.5	6.4	5.4	3.1	3.2	1.3	2.7	5.9	4.0	3.3
サービス業	5.3	4.7	5.6	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.6	2.8	6.5	10.1
宿泊業、飲食サービス業	3.3	2.4	2.6	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲ 7.8	▲ 4.7	▲ 26.6	▲ 5.5	▲ 0.3	▲ 11.2
宿泊業	0.8	▲ 0.8	1.2	4.5	4.1	5.9	7.7	8.2	4.5	3.1	1.0	3.7	3.9	3.4	▲ 18.5	▲ 12.0	▲ 96.3	▲ 14.0	▲ 1.1	▲ 36.2
飲食サービス業	4.3	3.5	3.3	2.8	3.1	3.7	2.9	3.1	3.0	2.7	1.9	3.4	2.2	3.1	▲ 4.7	▲ 1.6	▲ 16.1	▲ 3.3	▲ 0.1	▲ 4.7
生活関連サービス業、娯楽業	3.1	3.2	3.6	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲ 2.6	0.7	▲ 14.9	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.5
生活関連サービス業	4.2	4.0	4.3	3.1	3.1	4.4	3.4	3.4	2.2	2.8	1.1	3.4	1.9	4.9	▲ 4.3	0.3	▲ 18.5	▲ 4.4	▲ 0.5	▲ 1.7
娯楽業	2.7	2.7	3.0	4.9	5.6	3.9	4.1	5.0	5.4	4.8	4.3	6.1	6.3	1.4	▲ 1.6	0.9	▲ 12.4	0.2	0.1	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	8.7	8.5	10.8	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	23.3
広告業	3.1	2.9	3.7	4.7	5.3	4.7	4.1	3.8	4.1	3.3	4.5	1.6	2.8	3.9	2.6	4.1	▲ 0.9	2.6	3.6	3.2
純粋持株会社	52.9	50.4	60.8	64.9	65.8	67.1	104.6	55.7	64.6	68.8	78.0	75.0	18.2	70.9	54.6	50.7	74.9	26.0	43.1	63.3
その他の学術研究、専門・技術サービス業	4.5	4.4	5.0	5.1	6.5	7.0	3.1	4.0	3.7	7.0	13.1	4.1	3.3	5.2	6.2	9.7	6.1	2.5	5.1	9.0
教育、学習支援業	9.1	2.5	6.1	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲ 16.9	11.5	8.1	8.1
医療、福祉業	5.0	5.5	6.7	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	3.5
職業紹介・労働者派遣業	3.9	4.1	4.1	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	5.8
その他のサービス業	5.7	4.3	4.4	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.7

（資料出所）財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
（注）暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

資本金階級別労働分配率の推移

（単位：%）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年					令和2年					令和3年
												1－3月	4－6月	7－9月	10-12月		1－3月	4－6月	7－9月	10-12月	1－3月
規模計（資本金1千万円以上）	68.9	64.4	65.9	65.4	62.9	61.6	60.6	60.7	59.3	59.5	59.6	57.2	57.1	62.4	62.1	63.2	61.5	64.6	65.7	61.4	56.8
1億円以上	60.3	55.2	56.2	56.1	52.8	52.4	51.8	51.7	50.2	50.0	51.2	50.0	48.4	54.1	52.6	55.1	56.1	53.7	57.4	53.4	49.7
10億円以上	55.0	49.5	50.8	50.4	46.8	46.0	45.4	45.2	43.7	43.8	44.7	45.0	40.6	48.3	45.7	48.9	51.4	45.3	51.9	47.5	44.4
1億円以上－10億円未満	72.5	68.8	68.8	69.0	67.4	67.4	66.4	66.2	64.9	64.7	65.7	61.2	67.8	66.1	67.8	68.3	65.3	76.0	68.3	65.3	61.0
1千万円以上－1億円未満	78.6	75.2	77.0	76.6	76.0	73.8	72.3	72.6	72.0	73.2	71.6	67.0	70.5	73.6	75.8	74.7	68.7	82.4	77.2	72.1	67.4
5千万円以上－1億円未満	72.5	68.5	72.4	73.9	73.8	70.8	68.3	68.6	68.3	70.5	69.5	66.3	68.7	69.5	73.3	73.2	67.4	82.9	75.6	69.3	63.5
1千万円以上－5千万円未満	80.5	77.7	78.6	77.5	76.8	74.9	73.9	74.2	73.5	74.3	72.5	67.3	71.1	75.3	76.9	75.3	69.2	82.2	77.8	73.3	69.2
2千万円以上－5千万円未満	78.8	76.5	77.8	75.5	75.9	74.6	71.4	71.6	71.6	72.9	71.3	62.9	70.5	74.9	78.2	73.6	67.5	79.1	73.7	74.7	62.9
1千万円以上－2千万円未満	81.7	78.6	79.2	78.9	77.4	75.2	75.9	76.0	74.8	75.4	73.5	70.9	71.7	75.6	75.9	76.6	70.6	84.9	81.4	72.2	75.0

（資料出所）財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

（注）１．労働分配率＝人件費／（人件費＋経常利益＋支払利息等＋減価償却費）により計算。ここで、人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。

２．暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

３．金融業，保険業を除く産業計の数値。

2. 日本経済の底上げに向けて③:各国の賃金水準、春闘賃上げ率と最低賃金

○日本の一般労働者の賃金は主要国と比べて低い水準にとどまっており、賃金水準の底上げが必要。

○春闘においては、新型感染所の影響の下でも、中小企業も含めて、昨年、今年と賃上げが継続し人材確保を図るなど前向きな動きが続く一方で、最低賃金は昨年横ばいとなり、一般労働者の賃金との差が生じている。

図表９　主要国の平均賃金の水準（2019年）
～日本の賃金水準は相対的に低め～

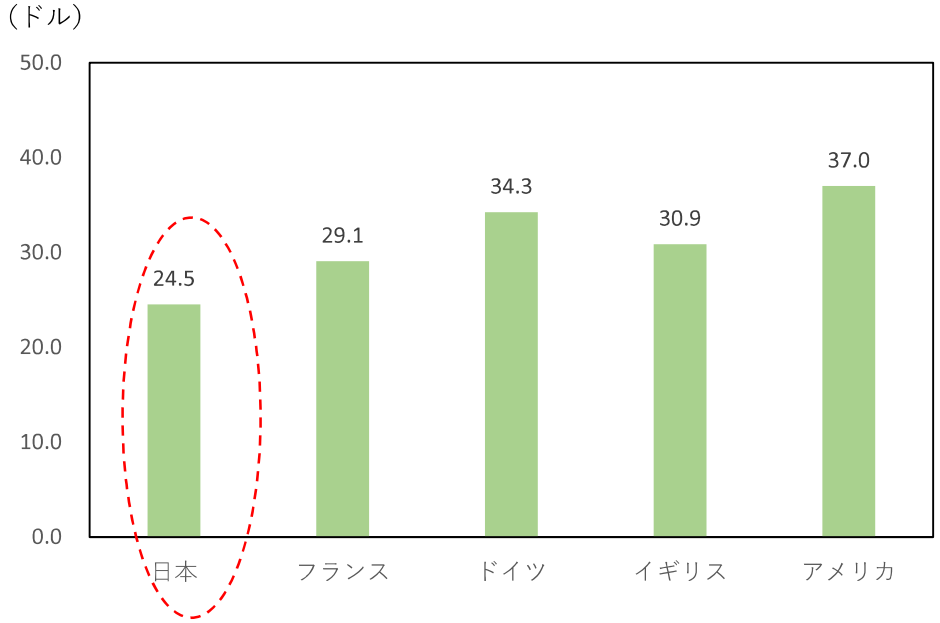

（備考）OECD Statより作成。国民経済計算の賃金・俸給をもとにOECDが計算したフルタイム雇用者相当分を時給に換算。2019年のレートでドル表示。

図表10　春闘賃上げ率と最低賃金引上げ率
～春闘賃上げが継続するも、昨年の最低賃金は横ばい～

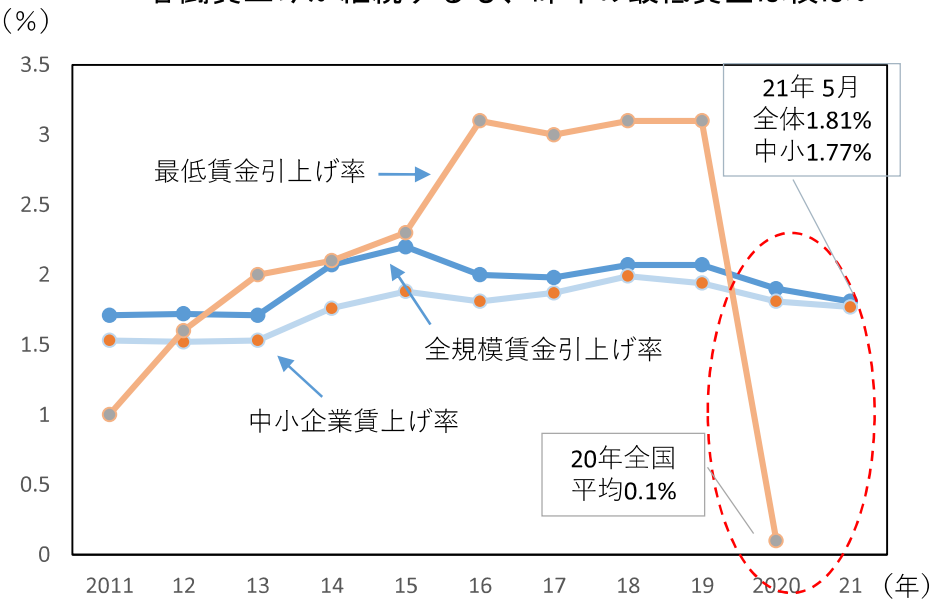

（備考）春闘は連合集計。2021年は第５回集計の結果。

報道発表

令和３年６月１７日

総　務　省
厚生労働省

希望する高齢者に対する新型コロナワクチン接種

希望する高齢者の方々に対する各市区町村におけるワクチン接種の終了時期の見込み（6 月 16 日時点）について、厚生労働省とともに都道府県に照会し、今般、回答を取りまとめましたので、その結果をお知らせいたします。

＜高齢者向け接種の終了時期の見込み＞

終了予定時期	７月末まで	８月中	９月以降	合計
自治体数	1,741（＋23） （100.0%）	0（▲21） （0.0%）	0（▲2） （0.0%）	1,741

注１：増減数は、6 月 1 日時点（6 月 2 日公表）との比較。
注２：医療従事者の確保等を前提とした回答も含まれている。

連絡先
総務省　地域力創造グループ地域政策課
担　当：茂原課長補佐、酒川係長
電　話：03-5253-5523（直通）

厚生労働省 健康局健康課予防接種室
担　当：小林室長補佐、入澤主査
電　話：03-6812-7812（直通）

（都道府県別の内訳）

	７月末まで		８月中	９月以降	合計	７月末までに終了予定の団体の割合	
北海道	**179**	(163)	－	－	**179**	**100.0%**	(91.1%)
青森県	**40**	(40)	－	－	**40**	**100.0%**	(100.0%)
岩手県	**33**	(33)	－	－	**33**	**100.0%**	(100.0%)
宮城県	**35**	(35)	－	－	**35**	**100.0%**	(100.0%)
秋田県	**25**	(23)	－	－	**25**	**100.0%**	(92.0%)
山形県	**35**	(35)	－	－	**35**	**100.0%**	(100.0%)
福島県	**59**	(57)	－	－	**59**	**100.0%**	(96.6%)
茨城県	**44**	(44)	－	－	**44**	**100.0%**	(100.0%)
栃木県	**25**	(25)	－	－	**25**	**100.0%**	(100.0%)
群馬県	**35**	(35)	－	－	**35**	**100.0%**	(100.0%)
埼玉県	**63**	(62)	－	－	**63**	**100.0%**	(98.4%)
千葉県	**54**	(54)	－	－	**54**	**100.0%**	(100.0%)
東京都	**62**	(60)	－	－	**62**	**100.0%**	(96.8%)
神奈川県	**33**	(33)	－	－	**33**	**100.0%**	(100.0%)
新潟県	**30**	(30)	－	－	**30**	**100.0%**	(100.0%)
富山県	**15**	(15)	－	－	**15**	**100.0%**	(100.0%)
石川県	**19**	(19)	－	－	**19**	**100.0%**	(100.0%)
福井県	**17**	(17)	－	－	**17**	**100.0%**	(100.0%)
山梨県	**27**	(27)	－	－	**27**	**100.0%**	(100.0%)
長野県	**77**	(77)	－	－	**77**	**100.0%**	(100.0%)
岐阜県	**42**	(42)	－	－	**42**	**100.0%**	(100.0%)
静岡県	**35**	(35)	－	－	**35**	**100.0%**	(100.0%)
愛知県	**54**	(54)	－	－	**54**	**100.0%**	(100.0%)
三重県	**29**	(29)	－	－	**29**	**100.0%**	(100.0%)
滋賀県	**19**	(19)	－	－	**19**	**100.0%**	(100.0%)
京都府	**26**	(26)	－	－	**26**	**100.0%**	(100.0%)
大阪府	**43**	(43)	－	－	**43**	**100.0%**	(100.0%)
兵庫県	**41**	(41)	－	－	**41**	**100.0%**	(100.0%)
奈良県	**39**	(39)	－	－	**39**	**100.0%**	(100.0%)
和歌山県	**30**	(30)	－	－	**30**	**100.0%**	(100.0%)
鳥取県	**19**	(19)	－	－	**19**	**100.0%**	(100.0%)
島根県	**19**	(19)	－	－	**19**	**100.0%**	(100.0%)
岡山県	**27**	(27)	－	－	**27**	**100.0%**	(100.0%)
広島県	**23**	(23)	－	－	**23**	**100.0%**	(100.0%)
山口県	**19**	(19)	－	－	**19**	**100.0%**	(100.0%)
徳島県	**24**	(24)	－	－	**24**	**100.0%**	(100.0%)
香川県	**17**	(17)	－	－	**17**	**100.0%**	(100.0%)
愛媛県	**20**	(20)	－	－	**20**	**100.0%**	(100.0%)
高知県	**34**	(34)	－	－	**34**	**100.0%**	(100.0%)
福岡県	**60**	(60)	－	－	**60**	**100.0%**	(100.0%)
佐賀県	**20**	(20)	－	－	**20**	**100.0%**	(100.0%)
長崎県	**21**	(21)	－	－	**21**	**100.0%**	(100.0%)
熊本県	**45**	(45)	－	－	**45**	**100.0%**	(100.0%)
大分県	**18**	(18)	－	－	**18**	**100.0%**	(100.0%)
宮崎県	**26**	(26)	－	－	**26**	**100.0%**	(100.0%)
鹿児島県	**43**	(43)	－	－	**43**	**100.0%**	(100.0%)
沖縄県	**41**	(41)	－	－	**41**	**100.0%**	(100.0%)
合計	**1,741**	(1718)	－	－	**1,741**	**100.0%**	(98.7%)

※括弧書きは、６月１日時点

令和３年７月７日（水）13:00～

於 九段第３合同庁舎 １－１会議室（11階）

第３回目安に関する小委員会

＜　議　事　次　第　＞

令和３年度地域別最低賃金額改定の目安について

＜　資　料　一　覧　＞

資料　賃金改定状況調査結果の訂正について

以上

資料

賃金改定状況調査結果の訂正について

令和３年７月１日第２回目安に関する小委員会に提出しました「資料No.１令和３年賃金改定状況調査結果」について、集計誤りが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

委員会終了後に調査結果の分析を行っていたところ、復元に使用する母集団労働者数が誤っていることが確認されたため、正しい数値で再集計した結果を改めて提出いたします。

また、令和２年調査でも同様の誤りがありましたので、令和２年調査結果も併せて訂正させていただきます。

中央最低賃金審議会の審議資料である本調査結果を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

１　訂正内容

主な訂正内容は以下のとおりです。詳細は別紙１を御参照ください。

（令和３年調査結果）第４表①②　産業計の賃金上昇率

	〔正〕		〔誤〕
Ａランク	０．５％	←	０．３％
Ｂランク	０．１％	←	－０．１％
Ｃランク	０．５％	←	０．６％
Ｄランク	０．３％	←	０．４％
ランク計	０．４％	←	０．３％

（令和２年調査結果）第４表①②　産業計の賃金上昇率

	〔正〕		〔誤〕	
Ａランク	１．５％	←	１．４％	
Ｂランク	０．７％	←	０．４％	
Ｃランク	１．３％	←	１．５％	
Ｄランク	０．８％	←	０．９％	
ランク計	１．２％	←	１．２％	※訂正なし

２　誤りの原因（別紙２参照）

令和元年調査までは、「Ｌ 学術研究，専門・技術サービス業」、「Ｎ 生活関連サービス業，娯楽業」及び「Ｒ サービス業（他に分類されないもの）」の３つの産業を合わせて「その他のサービス業」として集計していましたが、令和２年調査よりこれらを分けて集計するよう変更したところです。

しかし、令和２年調査の集計を行うに当たりプログラムの改修を行っていた中で、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるといった誤った改修を行い、令和３年でも同じプログラムを使用したことから令和３年調査の集計でも誤りが生じたものです。

３　再発防止策

来年度以降、集計結果の確認にあたっては、母集団労働者数の設定等を含めて、２人以上の者が別のソフトウェアを用いて独立して集計を行い、集計結果が完全に一致するまで検証を行うことを徹底するよう、作業手順及び作業体制を見直します。

令和３年調査結果

別紙１

【訂正後】　第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、％）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年
男女計	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
男	A	1,703	1,716	0.8	0.8	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,525	1,521	-0.3	0.4	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,515	1,518	0.2	1.0	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	D	1,424	1,427	0.2	0.5	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
	計	1,582	1,588	0.4	0.7	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,028	2,017	-0.5	1.6	1,284	1,282	-0.2	0.7	1,338	1,334	-0.3	0.4	1,500	1,519	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
女	A	1,268	1,273	0.4	2.0	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,158	1,164	0.5	1.0	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	C	1,106	1,113	0.6	1.8	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,053	1,059	0.6	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
	計	1,175	1,181	0.5	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

令和３年調査結果

【訂正前】　第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、％）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年
男女計	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
男	A	1,795	1,800	0.3	1.0	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,628	1,621	-0.4	0.3	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,591	1,596	0.3	1.2	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	D	1,486	1,491	0.3	0.7	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
	計	1,668	1,670	0.1	0.9	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,026	2,016	-0.5	1.6	1,280	1,278	-0.2	0.6	1,344	1,343	-0.1	0.5	1,508	1,528	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
女	A	1,318	1,322	0.3	1.8	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,163	1,168	0.4	0.8	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	C	1,103	1,113	0.9	2.2	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,040	1,048	0.8	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
	計	1,194	1,201	0.6	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,472	1,475	0.2	1.0	1,046	1,048	0.2	2.8	1,094	1,096	0.2	1.8	1,328	1,338	0.8	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

令和３年調査結果

【訂正後】　第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、％）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年
一般パート計	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
一般	A	1,706	1,718	0.7	1.4	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
	B	1,523	1,522	-0.1	0.4	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
	C	1,474	1,480	0.4	0.9	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
	D	1,341	1,348	0.5	0.7	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
	計	1,553	1,561	0.5	0.9	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,890	1,884	-0.3	1.1	1,374	1,372	-0.1	0.9	1,357	1,365	0.6	1.1	1,419	1,436	1.2	1.3	1,555	1,560	0.3	1.2
パート	A	1,144	1,148	0.3	1.6	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
	B	1,056	1,060	0.4	1.1	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
	C	988	992	0.4	2.1	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
	D	966	964	-0.2	1.4	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
	計	1,069	1,071	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,267	1,246	-1.7	1.2	1,018	1,020	0.2	3.1	1,024	1,016	-0.8	1.2	1,261	1,265	0.3	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

令和３年調査結果

【訂正前】　第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、％）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年	Ｒ２年６月	Ｒ３年６月		Ｒ２年
一般パート計	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
一般	A	1,791	1,796	0.3	1.2	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
	B	1,600	1,596	-0.3	0.3	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
	C	1,537	1,547	0.7	1.3	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
	D	1,394	1,401	0.5	0.9	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
	計	1,631	1,636	0.3	1.0	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,888	1,882	-0.3	1.1	1,359	1,358	-0.1	0.9	1,362	1,371	0.7	1.2	1,428	1,445	1.2	1.4	1,555	1,560	0.3	1.2
パート	A	1,141	1,143	0.2	1.8	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
	B	1,059	1,061	0.2	0.6	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
	C	984	988	0.4	2.3	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
	D	968	971	0.3	1.0	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
	計	1,064	1,066	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,264	1,244	-1.6	1.0	1,011	1,012	0.1	3.0	1,027	1,020	-0.7	1.2	1,267	1,272	0.4	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

令和３年調査結果

付表　労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

１　パートタイム労働者比率

（%）

令和２年	令和３年
42.2	43.1

２　男女別労働者数比率

（%）

	令和２年	令和３年
男性	42.6	42.3
女性	57.4	57.7

【訂正前】

１　パートタイム労働者比率

（%）

令和２年	令和３年
37.6	38.6

２　男女別労働者数比率

（%）

	令和２年	令和３年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

令和２年調査結果

【訂正後】　第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、％）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年
男女計	A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
男	A	1,772	1,786	0.8	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
	B	1,665	1,672	0.4	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
	C	1,573	1,588	1.0	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
	D	1,404	1,411	0.5	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
	計	1,653	1,665	0.7	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,054	2,086	1.6	(0.2)	1,323	1,332	0.7	1.3	1,396	1,402	0.4	(0.2)	1,529	1,538	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
女	A	1,317	1,343	2.0	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
	B	1,181	1,193	1.0	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
	C	1,114	1,134	1.8	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
	D	1,054	1,067	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
	計	1,201	1,220	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,464	1,480	1.1	(1.3)	1,087	1,119	2.9	2.0	1,144	1,163	1.7	(1.3)	1,322	1,340	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

令和２年調査結果

【訂正前】　第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、％）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年
男女計	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
男	A	1,856	1,874	1.0	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
	B	1,763	1,769	0.3	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
	C	1,637	1,657	1.2	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
	D	1,462	1,472	0.7	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
	計	1,730	1,745	0.9	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,053	2,085	1.6	(0.2)	1,310	1,318	0.6	1.3	1,409	1,416	0.5	(0.2)	1,541	1,550	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
女	A	1,355	1,379	1.8	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
	B	1,199	1,209	0.8	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
	C	1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
	D	1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
	計	1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

令和２年調査結果

【訂正後】　第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、％）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年
一般パート計	A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
一般	A	1,747	1,771	1.4	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
	B	1,659	1,666	0.4	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
	C	1,525	1,539	0.9	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
	D	1,347	1,357	0.7	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
	計	1,616	1,631	0.9	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,889	1,909	1.1	(0.5)	1,431	1,444	0.9	0.8	1,459	1,475	1.1	(0.5)	1,450	1,469	1.3	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
パート	A	1,201	1,220	1.6	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
	B	1,060	1,072	1.1	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
	C	998	1,019	2.1	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
	D	959	972	1.4	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
	計	1,090	1,108	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,227	1.2	(1.2)	1,042	1,074	3.1	2.2	1,009	1,021	1.2	(1.2)	1,250	1,264	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

令和２年調査結果

【訂正前】　第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、％）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年
一般パート計	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
一般	A	1,816	1,838	1.2	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
	B	1,734	1,740	0.3	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
	C	1,584	1,605	1.3	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
	D	1,392	1,404	0.9	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
	計	1,684	1,700	1.0	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,888	1,908	1.1	(0.5)	1,408	1,420	0.9	0.8	1,470	1,487	1.2	(0.5)	1,459	1,479	1.4	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
パート	A	1,192	1,214	1.8	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
	B	1,067	1,073	0.6	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
	C	993	1,016	2.3	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
	D	966	976	1.0	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
	計	1,084	1,102	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,224	1.0	(1.2)	1,033	1,064	3.0	2.2	1,015	1,027	1.2	(1.2)	1,259	1,273	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

令和２年調査結果

付表　労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

１　パートタイム労働者比率

（%）

令和元年	令和２年
42.8	44.1

２　男女別労働者数比率

（%）

	令和元年	令和２年
男性	42.0	41.9
女性	58.0	58.1

【訂正前】

１　パートタイム労働者比率

（%）

令和元年	令和２年
38.1	39.4

２　男女別労働者数比率

（%）

	令和元年	令和２年
男性	46.1	45.8
女性	53.9	54.2

賃金改定状況調査の集計誤りについて

別紙2

○ 賃金改定状況調査の集計に当たっては、産業、ランク別のサンプル労働者数を、母集団労働者数に復元して集計を行っている。
○ 令和2年調査より、それまで「その他のサービス業」として一体で集計していた「L 学術研究，専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業，娯楽業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」を分けて集計することとし、集計プログラムの改修を行った際、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるという誤った改修を行ったため、集計値に誤りが生じた。

